日本古代國家

藤間生大著

伊藤書店刊

藤 間 生 大 著

日本古代國家

成立より沒落まで。　特に
その基礎構造の把握と批判

伊 藤 書 店 刊

東 京・1946

序

鎌倉政權體制の成立は日本の社會構成史の上に於てどんな意味をもつものであらうか。この課題は中世社會の成立をどこに求めるかといふ研究の道程に於て、鎌倉政權體制が必ずしも純粹の封建制を基礎としないで、多分に古代的なものに依存してゐることに漸く氣づきはじめた時に眼前に提出したのである。卽ち古代から中世への變革を遂行したと考へられる鎌倉幕府の究明を除外して、中世の本質の把握は不可能と考へられたので、從來の研究方針をこの一課題の探求に凝集せしめたのである。思ひ起せば人類の努力と誠意がなかなか實のり難く、この間の事情を理論的に究明して、歴史のなにものたるかを探りたいといふ希望が、この時私のさゝやかな胸奥にあつたわけである。

昭和十四年に初めての研究成果として發表した「初期庄園分布の形態とその分析」(歴史學研究、九卷七―九號)を書きはじめた頃には、なほ鎌倉政權體制の複雜さに思ひ到らず、この一文を草し終ればたゞちに中世の問題と取組むことが出來ると信じてゐた。然しこの稿が終る頃になると、豫想しなかつた新たな山が眼前に立ちはだかつて、目的の山嶺はその山の彼方に聳えてゐることを知つて愕然とした。がつかりしながらも、仕方がないと思ひかへし、今まで氣のつかなかつた新たな山への登山を始めて、漸く到達したのが「北陸型庄園機

構の成立過程」（社會經濟史學、十一卷四―六號）である。然しこの時もまたもや新たな峻嶺が目前に現はれて來た。稿の進むと共にその姿は次第に巨大なものとなつて來た。もはや前進あるのみ、成果はその次だと、諦念といまいましさを交互にいだきながらまたもや歩み始めた。簡單に思へた道は複雜であり、もはや盡きたと思へた峰は次々と前に立ちはだかり、目的の頂を時として見失つて寂しく思ひ、また目的物に近づくにつれて、益々目ざす山の峻險たることを身をもつて知らされて來た。もはや道はつき、谷は渡れぬとションボリしたことも幾度かあつたが、かゝる時に常に感謝の念をもつて思ひ起すのは、先輩友人の先達であり後押しであつた。そして渡部義通氏の「屯倉、田莊の研究」（日本古代史の基礎問題、所載）・石母田正氏の「古代家族の形成過程」（社會經濟史學十二卷六號）・「宇津保物語についての覺書」（歷史學研究、十三卷十一―二號）等々、及び松本新八郎氏の「名田經營の成立」（生と歷史活所載）は常に座右において參照した地圖であつた。

たとへ途中に於て踏破すべき所も、展望すべき景觀も、今はその樣な箇所をすべて見過して來た缺陷はあるが、今まがりなりにも目的の山頂の麓まで漸く達し得たと思ふのは、これらの人々との親交と上揭の諸研究の賜物である。こゝ十數年來の困難の熾烈な環境にとざされながらも、なんとめぐまれた雰圍氣であつたことであらう。ぜひ本書を讀まれる方は內容及び學說の相違はあつたとしても、それらの著作をぜひ參照していただきたい。これは單に本書の理解をよりたやすくするといふ以上に、そこに古代及び古代か

ら中世にかけてのわが民族の歴史が新たな意義と價値をもつて研究されてゐる香り高い學問的な勞作を見出し、多大の興味と刺戟をわが民族のたくましい生き方によつて呼び覺まされることと思ふ。

なほ第二論文の「北陸型庄園機構の成立過程」を草して以後に發表し得た論文は「莊園不入制成立の一考察」(歴史學研究、十二卷七―八號)、「鄕戸について」(社會經濟史學、十二卷六號、後に書き改めて「日本古代家族」として發刊)及び「氏族制について―特にその主體の究明―」(歴史學研究、十四卷三―五號)の三つであつた。本書は後の二論文と新たに書下した本書第三章にあたる部分を集めてつくられたのである。なほ本書の大部分はこの二月に敍述され「增訂版、日本古代家族」の名の下に發行する豫定であつたが、日增しに苛烈になつて行く戰ひの事情により、つひに當時の出版會に出す筈であつた本書の企畫屆が書店の家屋の罹災と行を共にしたのを機として、ひとまづ出版することを思ひとまつたのである。今度これを新たに出版するについては、第二章が氏族の主體を主として取扱つたのに對し、書き下ろしの部分は氏族の「歴史」を主題としたので內容は「氏族」自體の內容に促されて、おのづと本書の主題に大體合致し得るし、私もその下心で書いたのであるが、なほ一層本書の書名に適する樣に新たに書き直したり書き加へたりなどした。その際讀みづらい原稿のまゝの舊稿を讀んでくれた友人石母田正氏の意見と注意とによつて、書き改めた箇所があつたりなどして、本書の內容を一段と豐かにし得たのは幸ひであつた。なほその他の舊稿は出來るだけ手を入れたが、つひに構想を新たにして書きなほすまでには到らな

かつた。現在の私の研究水準は殘念ながらそれを必要とするまでに到つてゐないのである。かくして三つの部分からなる本書は、一應各章の課題に應じてなされた三つの論文の集成となつて、單なる論文集となつた樣であるが、これらの三論文は相互に密接な關係をもつてをり、しかも本書の考察の仕方と叙述の順序は書名としてあげられてゐる古代國家の問題に對する研究方法として妥當と思はれるから、本書の內容はほゞ課題に對する私の體系的な解答となり得たと信じてゐる。

然しこゝ數年もかゝつて、この小さな一卷と他に三つの論文しか創作し得なかつたのは非力とはいひながら、時期が時期であつただけに殘念に思ふ。果して學問を目ざす者の一人として國民としての責任額をつぐなひ得たであらうかと思つて慙愧に堪えない。

そしてこれらの仕事に於て示した思考力・構想力及び研究能力がどの程度まで達し得たかと思ふと懼なきを得ない。然し多くの人々からこゝ十數年來の學問の低下はひどいといはれる傾向には合致してゐないつもりである。僅かにせよみづからは一歩々々前進し得たと思つてゐる。然し意欲はともかく結果に於てその樣な傾向の埒外に出ないとされるなら實にくやしいと思ふが、事こゝに到つては如何ともしがたい。然し事の如何にかゝはらずたゞ前進あるのみである。忌憚なき批判を得て明日の新たな發足にそなへたい。たとへ本書の結論はともかくとして、本書に於て問題としたものは必ずや人々の關心に値しまた批判にた

え得るものと思ふ。

さて本書に於て、當面の終局の問題である古代から中世への變革、具體的にいへばその轉換の主導者たるべき鎌倉政權體制の弱體性が次の三つに原因すると論じた。第一は農業社會に於ける變革は、その社會特有な不十分な經濟的進歩によつて十分に貫徹することが困難なことである。卽ちこの社會の經濟は常に自然經濟の强固な殘存によつて交換關係の未發展がまとひつくために、人民相互の接觸が十分でなく、かくして相互の人はそれぞれの相手を萬全の姿で把握することが困難となる。かくして人民相互の間にはうす暗さがめぐらされ、特に上と下との關係に於ては神秘化のヴェールさへ湧き起るのである。下からの力は敵對すべき對象はいふまでもなく、自分が眞に力を借りまた貸してもらふべきものゝ姿さへ確乎として把握しがたいこととなる。かゝる社會に於ける變革が上から飜弄されて中途に於て道を見失ひ、つひに仲間同志の爭ひによつて自からを自分の流血で溺らすこととなり易いのは當然であらう。故にかゝる社會に於ける變革は、それが遂行された時も單なる首のすげかへのみに止まり、下からの努力と壓力はそれまでそれを利用してゐたものである、新たな首として居すはつた者によつて中途に於て反撃されて、その努力は壞滅され、その壓力は四分五裂にされて消滅され易いのである。變革をめざす鎌倉政權體制の成立の日前には世界史的な困難が横たはつてゐた。さて第二の原因としてあげねばならぬことは、武士社會に於いて特有に

して必要かくべからざる私有兵力の存在である。これによつて武士階級は全體的な規模の下に有機的に唯一者の下に結集統一されがたいことである。勿論力の比重によつて一者は他の一者に頤使されるまでに到らう。然しなほ兩者は同質の存在として別個にそれぞれの立場を保有してゐるのである。兩者はそれぞれの體軀を全く解體させて一つのものとなり、そしてたゞ一つの機構と體制の下に結合することはないのである。自己の成長した立場を、たとへ他者に從はうとも保有してゐるといふこと、そしてそれが可能であつたことは、本書に於て述べる樣に古代から中世への轉換を可能ならしめ、人間成長の劃期をなすものであるが、その出來あがつた結果が、外敵及び階級の敵に對する戰闘隊形として弱體をまぬがれないことは餘儀ないことである。第三の原因は如上の樣な本有的な弱さをもつてゐることに原因するのではあるが、彼等が支配階級となると同時に、今までの樣に上ばかり見上げてゐたことが許されないで、自己の保有のためには新たな下からの攻擊に對して十分な注意を拂はねばならなくなつたので、舊き物も自分の防塞の一つとしたのである。今や昨日の敵は今日の友となり、舊きものは新たな支配階級と一體化することによつてその存立を保ち、新たな支配者は舊きものが持續して堆積して來た權威をかりてその立場を强化する。

以上の三つの原因によつて武士階級は舊きものの全き止揚が出來ないで妥協せざるを得なかつたのであるが、世界に於けるあらゆる古代から中世への變革がすべてこの樣な弱々しい情勢の上に行はれたのでは

ない。諸外國特に西歐諸國の革命も本有的にはその様な制約をもつてゐたが、民族相互の熾烈な接觸があるため、弱體はたゞちに强者によつて代られ、頽廢的なもの非合理的なものは、新鮮なもの合理的なものに場所を卽刻に讓らざるを得ないのである。故に國土は變らなくとも歴史を形成して行く主體はかなり自由に變るしまた變つて行つたので、その國の歴史は一貫したすじをもつて上昇することが出來、當代の主導者たる者は一應鍛へられた强靭さと實力をもつてゐた。わが國の場合、新たな社會の主導者である武士階級は他の刺戟に手助けされないで、自力のみで自己を確立せねばならぬ困難な運命を背負はされ、この制約にわづらはされて自己の立場を殘念ながら弱まらしたが、なほ一應その弱體のまゝで過し、それで民族の生存のためには用が足りたのは實にわが國土の地理的位置によるのである。もし苛烈な民族接觸の眞只中に置かれたのであれば、弱體は弱體としてその存續を許されることは出來ないで、歴史の片隅にその名を止めて空しく人々の忘却にまかされるのみである。民族の存續のためにはあくまで當代の主導者の能力と强さは十分に貫徹し高揚されてゐなければならぬ。しかるにわが民族がかゝる性質の弱體性のまゝで今日まで安穩に存續し得たことは、實にわが民族の幸ひであると共に、また民族接觸によつて鍛へられることなくすごして來たために、溫室そだちによる弱さを國の體制と國民の思想の上に印することになつた。この原因が世界史の潮流に於けるわが國獨自の地理的位置に根ざしてゐるため、世界の交通條件の徹底的な變革

がないかぎり、あらゆる場合に如上の弱體性と不徹底さがわが民族の内に存續し、つひに最近にまで到り得ることは當然であらう。かゝるわが國の世界史的な特性のため、あらゆるものに對し「おまへのところはさうかも知れぬが、おれのところは特別だ」といつた感じと認識が、單に神がかりとしてでなく、わが國の現實と歴史に期せずして卽するために、巨大な力をもつて存續し得る樣になつた。世界的な觀點から見ると非合理的でまた容易に打倒されさうに見えるものも、なかなか抹殺し得られない所以がこゝにある。

然し世界の運行は航空機その他の發展によつてもはや昔日の位置をわが國に許すことは出來なくなつた。わが國の地理的な機構＝地政學的基盤には巨大な裂目が生じてきたのである。大急ぎで斷裂に卽した大手術をして補强しなければならなかつた。然しこのわが民族の存續の爲の必要にして必然たるべき手段はとられずその意識さへなかつた。民族の危機は到來した。それは戰況の實際を知らされない爲といふ以上に、世界に置かれてゐる民族の據點を知らなかつたといふ意味に於て破局の到來は突忽に思へ、周圍をめぐる環境は全く見知らぬもので、どこに民族生存の據點をおいてよいのか戸惑ふ有樣である。假りにこれまで民族の接觸によつて若干の訓練があれば、たとへ上から眞相を知らされなかつたとしても、勘で實相の見當はつきさうであるが、實に大部分の民族にとつてはさうでなかつた。そしてかゝる危險の切迫を告げる者があれば、いづれも主導階級から苦境に陷れられた。まことに民族の危機であつたし、破局はつ

ひに到來した。戰ひに破れたことは必ずしも民族の滅亡を意味するものではない。然し新たな環境に卽應した據點を見出し得ないで自己の步むべき道を獲得する能力を失つたら滅亡である。現在のわが國は政治と道德の頽廢によつて依然として昔日の夢を追つて外界への適應能力を失ひつゝあるのではないか。正に民族の危機と呼ばれる所以である。民族の危機は必ずしも騷音を立て巨大な身振りをもつて迫るものではない、業病の如くいつしか知らない間に膚肉が腐つて行く樣に民族の生命を奪つて行くものである。

しかも今度の破局は不十分な治療で世の中を通すことは、もはや今日の世界には許されないし、世界はいつまでもわが民族が一人だちになるのを援助してくれはしないのである。もはや自活能力を失つたほどの者は、それが野たれ死にしたとしても、世界の人は眉も動かさないであらう。世界の人は旺盛な活力をもつて接觸しなければならぬ民族を、常に眼前にして忙しいのであつて、さしたるものでない者に注意を拂ふ餘裕はなくなつてゐるのである。まことに早急に自力で革新して更生し得ない者は、世界の民族からつばもかけられない樣になつて、空しく歷史にその名を止めて衰滅しなければならぬ。かつてのギリシャ・ローマの盛大さとその沒落が思ひ起されるではないか。然しそれらの民族は世界にほこり得る文化を形成してゐたので、たとへ滅亡の後にもわれわれの尊敬と記憶をかち得てゐるが、わが民族の場合に於て現在の水準をもつて終れば果して幾名の世界の人が記憶に止めてくれるであらうか。たとへ八千萬の人口があ

らうと、戰ひに破れて近代的な武裝をもたない今日に於て、世界に對するその人口壓力はたかが知れてゐるではないか。しかもこの人口は今日の政治の下では急速に減少し弱體化する可能性さへもつてゐる。もはや現狀を存續すれば、あらゆる體制は存續でなくて衰滅を約束されることゝなる。正にわが民族の將來の運命は歷史家のうづ高い資料の片隅のみに垣間見られるのみであらう。これでは民族の一員として死にきれないではないか。未來に向つて一切をかけねばならぬ。現狀をたゝき破つて未來にわが民族を生かさねばならぬ。現狀を破つても、これ以上の破局が出る餘裕と心配はもはや盡きかけてゐるのではないか。この打開者はどこにをり、その主導者は誰れであらうか。然しこの課題に本書は答へるべきではない。ここでは性質は違ふがかつて同じ樣な民族の衰弱と危機に遭遇し、幾多の世界史的に困難な課題をわが物として少しも面をそむけず、しかも獨力によつて男々しくそれを突破して、つひに元寇の侵略をも戰ひぬいたわが祖先のいさをしの由來を語り傳へたいのである。たとへその變革が不十分にせよ、變革は逐行されて單なる首のすげかへでなく、舊き物は信仰されないで利用されてゐるのである。先人が草深い環境から生み出した自からの力と組織と認識力のみによつて、民族再生のために盡して成功したといふことは、現在及び將來のわが民族をはげます巨大な語り草として、語り傳へられて行くであらう。

一九四五年十一月一日

藤　間　生　大

日本古代國家

日本古代國家　目次

——了——

第一章　古代家族

はしがき

古代にあらはれる觀念形態あるひは生活構造を精査して行くと、その最奥に於て常に家族的範疇をもつてせねば、解決しないものを見出すであらう。まことに家族は人間生活の最低の單位であるが最も身近かな人間生活の根據として、いつの時代に於ても重要性をもつてゐる。特に時代が過去にさかのぼるにつれ、人間最高の生活圏が低下し矮小となるにつれて、家族生活の人間生活に與へる影響の比重は次第に增し、つひに最高と最低の生活圏の差異がほとんど消滅に近づくと共に正に家族生活は絶對的なものとさへなる。たとへ家族の內容と觀念が多樣な意味に於て使用されようとも――第二章及び第三章に於て明白な樣にそれは實にスムースに全國土をおほひ得る程の組織形態とさへなり得る――家族とその觀念は嚴然として不動の位置をゆりうごかされないのである。いかに複雜高度な數學も最も單純な數字1の概念を度外視してはなりたゝぬ樣に、最も複雜高度な社會も最も單純な家族を度外視してはなりたゝぬであらう。家族はこれほどまでに單純でありながらも根源的なものをもつてゐる。この性格こそ、本書第一章に於て古代の家族を考察しようとした所以であつて、これによつて、單に古代史の研究に家族は問題として見逃すことが出來ぬといふ以上に、「單純から複雜へ」あらゆる研究に必要かくべからざる方法であるこの王道に私も從ひたい爲である。卽ち古代の最も複雜高度の產物である古代國家を問題とする本書の第一章は古代の最も單純な產物である家族によつて始められるのである。然し單純なもの必ずしも研究し易いとはかぎらぬ。

即ち研究の對象が小さくとも根源的な性格を含んでゐる時には、その研究の成果は社會全體の性格の認識をも左右し得るのであるから、研究の責任は重く、研究の困難ははなはだしい。全力を本稿にあげたとはいへ、まだ〳〵足りぬ點、氣のつかぬ點が多い所以である。假借なき檢討を與へてほしい。

わが國に於ける古代の家族を研究しようとすれば、律令制度に定められてゐる「戶」の考察から始めねばならぬ。然し「戶」は一應法制的なものであるが、それは「家族」の人のみならず、それらの人々がくらしてゐる「家屋」をも包括して表現するので(戶令)、「當時の具體的な家族の實體を表示し得るものと思ふ。いはゞ名義的な家族でなくて世帶がそこに摘出されてゐる樣に思はれる。然し「戶」の制は一應法制で定められて出來たものであつて、果して昔からあつたものをそのまま取り入れて法制化したのか、あるひは法制の內に規定するに際して政府の新たな作爲が從來の「家」につけ加へられたものか、未だこの「はしがき」の所では分らない。もつと考察を進めて後に初めてその正否が分るのであるから、「戶」の取扱ひは非常に愼重であることを必要とするが、決してこの資料としての不確かのために全然「戶」の資料を放棄することは許されない。

蓋し法令にかぎらず史書及び文書等に示される家族に關する文獻はすべてかゝる律令的な「戶」の觀念の上に立つてまとめられた資料であるからこのことは止むを得ない。然し現在のわれわれが體驗する家族生活から割り出すと、時として百數十人の人員と「五等親の更に五等に及ぶ」樣な成員をもつ戶(鄕戶)[1]が「收支を共通にする共同生活」を行つてゐると認めるのは「甚だ不穩當であるといはねばならぬ。」[2] 要するに「鄕戶は爲政上の便宜の爲めに、人爲的に設けられた公法上の團體である」[3]から、この樣な人爲的なものは何等さしたる機能を現實の生活の上に果し得ないであらうと考へられた爲か、「戶」についての考察はこれまであまりなされなかつた。然しあくまで資料の關係から、わが國の古代の家族の實體をとらへようと

するにはどうしても「戸」を媒介としなければならぬ以上、いかに「戸」が上述した樣に作爲的なものに思はれようと一應それを手掛りとしなければならぬ。それに過去の歴史的事實は必ずしも現在のわれ〳〵と同じ樣式をもつものとはかぎらず、むしろ違ひがあるのが普通であり、それだからこそ歴史の發展もある。故に如上の樣な生活樣式に對する諒解のへだたりも、果して眞實をあらはしてゐるのかどうか疑問であつて検討を要する。正にこのへだたりが正しい事實認識の基準となるかどうかを吟味するためには、單に現在的な立場による感じでなくて、過去の歴史的事實の検析とその內に在る合法則性を見出し、その歴史的事實の發展の結果としての現在を過去との必然的な聯關の下にとらへることが必要であつて、さうしてのみ初めて一見ひどく違つたものに見える過去の事實も實感をもつて正しく認識することが出來ると共にその價値も正しく評價できるであらう。もと〳〵こゝにわが國古代の家族をあきらかにする爲の手段としてとりあげた鄕戸の如きは單なる小さな問題かも知れないが、もし鄕戸の研究がこれまで空しく抛擲されたのは、ひたすら上述の樣に鄕戸がわれ〳〵にとつて人爲的・不自然的な團體であると考へられた爲だとするなら問題は自づと重大となる。蓋しかゝる人爲的・不自然的だと評價を下す從來の仕方は、何等史料的な證明を經たものでなくて單なる吾々の勘によつてゐるにすぎない。故にかゝる評價の基準をたすものは結局に於て現在われ〳〵をとりまく小家族的・個人主義的な生活構造であるといふべきであらうから、如上の樣た對象に向ふ態度・認識の仕方は歴史に於ける「共同體」的な生活樣式に對する勘の缺如を示すものであつて、種々の場合に於てわれ〳〵の歴史的事實に對する認識の眼をくもらすことゝならう。

鄕戸に對する研究の不足が上に示した樣なところに原因があるとするならば、鄕戸の實體を明らかにすることは、單に鄕戸の名によつて示されるわが國古代の家族の歴史的眞實性を把握するのみでなく、過去の歴史的事實を把握す際の現代的立場の制約の一つを露呈することゝなり、今後のわれ〳〵の歴史研究に於て反省すべき一資料を提供することゝならう。

なほ蛇足かと思はれるが、歴史書である本章の初めに「世帯共同體の理論」といふ理論を問題とする内容のものを置いてあるのは一見奇異の感を與へはしないかと思はれるので、これが理由の説明と合せて本章全體の構成をスケッチして參考に供したい。

奈良時代の家族が概して大家族であつたことをかつて證明したが（拙稿「北陸型庄園機構の成立過程」社會經濟史學、所載）、家族を單にそれのみを取出して考へる程度ならば、はなはだ漠然とした大家族といふ實態の表示でも現在の家族形態とけじめをつけて、奈良時代の家族の特性の一端をあきらかにすることが出來たわけであるからそれでも用が足りよう。然しこの大家族である奈良時代の家族を社會の一環として考へ、兩者の關係を必然的な關聯の下にとらへようとすれば、もつとこの大家族の內容に立入つて、この家族構造に含まれてゐる合法則性を見出し明確な範疇をこの家族について定立する必要がある。卽ち奈良時代の家族を理論的に究明しなければならぬ。しかるに、これまで大家族の理論として使用されてきた「世帯共同體」なる範疇が實に內容の不十分なものであるため、まづ理論それ自體の檢討から研究の第一歩を踏出さねばならぬといふのが現狀である。このため特に本章の初めに「理論」をするゐた次第である。かうしてこゝではこれまでの「世帯共同體の理論」の不充分さと、特にわが國古代の大家族の實體を把握するためにこの理論の效果の少い所以をとき、わが國古代の場合はいふまでもなく、大家族それ自體の研究のためにも、新たな歴史的事實への沈潜によつて改めて理論を定立し、新たな範疇を作る必要をといた。

かくして、第二節ではこの從來の理論にあてはまらないわが國古代の家族構成の實情と大家族相互の關係を考察し、そこにかつて大家族が個々の構成要素となつてゐる共同體があり、當時の土地所有の主體はこの共同體にあつて大家族になく、またこの共同體內部の各大家族が婚姻關係に於ても密接な結合をしてゐた歴史的事實の存在を證明した。そしてこの共同體

を各大家族が獨立しない、大化前代の共同體に比定すると共に、當時の村とこの共同體が同じものを前者は場を後者は性格を表はすものにすぎないと斷じ、更にこれを氏族共同體から村落共同體への過渡的な段階とし、親族共同體の名稱をこの共同體に與へた。

しかるに大化後の村落の實狀は何等村落共同體的なものゝ存在を示さず、そこにある人々の本有的な團體的た集まりは大家族のみである事實を第三節に於て示し、何故わが國に於て親族共同體が村落共同體に發展しなかつたかといふ理由をわが國親族共同體の性格とその崩壞過程の特質から次の樣に說明した。まづ第一に早くから親族共同體の構成要素である大家族は一個の勞働組織となつて强い主體性をもつてゐた。しかるにこの共同體は相互の爭ひ、更にこの共同體が中央貴族の屯倉・田莊とされだために次第に外部の事情に刺戟されて內部の共同體的な構造を喪失する傾向をもつてきたが、この傾向は前述の共同體內部の性格から大家族單位の確立の下に行はれた。更にこの共同體崩壞の實情は、律令政府の「戶」の制によつて大家族の獨立が法制的に確立されるに到つて、形の上ではその發展の終點に達した。このため大化後につひに村落共同體をみないことゝなつた。

然しかゝる律令制度による「戶」の制も、對象の實體を見きはめない法制であれば何等の機能も果し得ない。故にこの法制の性格を檢討するために、また「戶」のヴェールをかぶつて種々の樣相をもつた當時の大家族の實體とその變化すべき方向を檢討するために、どうしても大家族自體の構造が究明されねばならぬ。第四節は專らこの問題にあてゝ、親族共同體の崩壞が家族共同體の成立を必然づけた過程をのべ、更にこれらの大家族のあるものが多くの奴婢をもつてゐるわが國の古代家族となつた過程をのべ、あはせてその母胎である家族共同體的な構造を深く古代家族が背負つてゐる點を明白にした。なほ本節の末に於て當時の家族團體が社會に働きかけた工合を見るために、當時の家族構成を三つの型に要約して、それらの各

々が當時の最も大きな社會問題となつてきた庄園の發展にいかなる影響をあたへたかといふことを檢析した。

第五節に於ては如上の奈良時代の家族構造が平安時代になつてどの様に變化したかといふことを後の莊園體制の問題と關聯して展望した。まづ家族共同體的な構造をもつてゐる大家族は次第に小家族へ分解するか、あるひは家父長的な大家族に轉化し、それ〴〵後の名田所有者である名主層となつて行くものであると說いた。一方奈良時代に數多の奴婢をもつてゐた古代家族は、次第に私有の勞働力の一部を自營農たらしめてそれらに家族をもたせて獨立させ、他の一部を直營地に用ひ、なほ兩者の間に密接な關聯をもたせながらもひとまづ二元的な農業經營を行ふ様になり、更に私有の手工業者をも自家から次第に離れさすやうにして、こゝに於て自給自足的な經濟體系をもち、まとまつた一個の生產體系をなしてゐた古代家族はつひに分解するに到る。それをもつて古代家族の終焉とした。かくして古代家族の家父長は一應分散した形をとる從來の私有の人々を新たな組織をもつて統御しようとし、この組織の發展とその性格が封建社會の形成過程と本質を示す標準器となるものであることを示した。

（1）律令で定められた古代の家族の法制的表現である「戸」は、その內に含んでゐるいくつかの小家族と區別するために普通「鄉戸」と呼ばれて、後者を房戸となづけてゐる。したがつて、法令の內にあらはれる「戸」はあくまで鄉戸のことであつて、房戸は法制上認められてゐないから鄉戸・房戸の名稱は共に律令の規定の內には出てこない。房戸の名稱が出てくるのは天平十二年遠江濱名郡輸租帳を初見とし、*こゝに房戸は鄉戸とならんで政府の經濟政策の對象となつてゐる。然し房戸は慣例はともかく律令の條文の內にはとり入れられた様子は見られないから、「戸」の內容が實質的には房戸的な小家族になつてきても、つひに鄉戸と房戸は法令の上では並存して認められず、「戸」は常に何等の介在を許さぬまとまつた家族團體として見なされてゐる。

（2）・（3）瀧川政次郎博士「法制史上よりみたる日本農民の生活」上、五〇頁

* 承和十、五、丙辰（續日本後紀、三三八頁）に「鄉戸田數」なる言葉がある。

第一節 「世帶共同體」(House-Community. Hausgemeinde) の理論

わが國の古代史に於て共同體的な構造をもつ社會があつたかどうかといふことは、內田銀藏博士以來ひさしく論ぜられて來た。然しそれらの論作の研究方法はいづれも西歐諸國の共同體社會にみられる種々の機能、特に共有の實例をわが國の古文獻から拾ひ出し、その例の有無によつてわが國古代社會の共同體を問題としてゐるのみである。何等そこには共有するものゝ主體が如何なる組織のものであるかといふことは考へられてゐない。從つてかゝる研究方法によるかぎり、徒らに共同體的關係を示す樣な個々の現象の追求となり、この現象を發生せしめる本質が永遠に把握されないから、問題はとかく混亂しがちになつてわが國古代史の具體的な認識に資するところは少いであらう。これら從來の研究方法がもつてゐた性格については、昭和十六年に發表された石母田正氏の「古代村落の二つの問題」と題する勞作にくはしく論證してあるので、こゝではこれ以上この研究方法について言及することをやめたい。

かくして現在のわれ〳〵に遺された課題はわが國古代に存在したと考へられる共同體の主體は一體いかなるものであるかといふことである。これについて石母田氏は前揭の論文に於てわが國古代の共同體の主體は「世帶共同體」であることを認めて、それを律令制度の戶(鄕戶)にあてゝゐる。從つて鄕戶は單なる律令制度の新たな產物でなくてそれ以前から存在して來たものであることを主張してゐる。この共同體の主體を檢出することの重要性については私も亦ひとしく同感するところで昭和十六年に發表した「北陸型莊園機構の成立過程」(社會經濟史學一一ノ四―六)の第一章に於て石母田氏と同じ「世

帶共同體」の範疇をもつて鄕戸の性格を論じた。こゝに鄕戸は單なる血緣組織としてのみでなく共同體の問題としてもあつかひ得る、否かならずあつかはねばならぬやうになり、この種の共同體がわが國古代の社會に於ていかなる歷史的意義と內容をもつものであるかが檢討されねばならなくなつて來たやうである。

たゞ先の拙稿でしめしたわが國上代の初期庄園の分布及びその性格の發展の上において制約をあたへる規定的な要因である共同體の主體として考へた「世帶共同體」に關する認識はいろ〳〵と不滿が現在ある。さらに拙稿「莊園不入制成立の一考察」（歷史學研究、一一ノ六―七）に於て延喜頃になると中小地主層化した一部班田農民が自己のあらたな立場と當時の莊園機構の性格にうながされてたやすく莊園と結びつき得る樣になり、わが國の莊園の成立とその全國的な普及化に大きなはたらきをなし得たことを示したが、このことは當然中小地主層化した班田農民の主體である鄕戸的な大家族の構造とその性格が新たに形成されるべき莊園體制の上にたゞちに大きな影響を必ずおよぼし得るものであることをおのづから示すものである。故にその樣な重要なはたらきを古代史及び莊園の歷史の上に果し得る鄕戸的な大家族に對する見解を舊稿のまゝに殘しておくことはできず、新たな究明をなす必要と責務を感じてきた。今回幸ひ機會を與へられたので鄕戸の性格を新たに檢討し、古代史の構造的な把握と莊園體制の成立過程及びその體制の本質究明に役だつための資料を提供することにしたい。

さて鄕戸の共同體的性格を檢討する前に再びこゝでこの課題を論じなければならぬ樣な缺點を拙稿がもたねばならなかつたといふ理由を申し述べたい。勿論最大の理由は私の不敏にあるのであるから、このやうなことを言ひ出すのは大變に思ひあがつたことゝ思はれるかも知れないが、實は拙稿のつまづきとなつた原因は「世帶共同體」の歷史的意義が私に不明であることにあつた。故にこの不明確である理由を述べ獨斷ではあつても私なりに一應の結論をこれに與へて置くことは、先の拙論の內にあらはれた缺陷の所在點を明白にし研究の新たな再出發のための地盤を容易に把握せしめるものであると共に、「世

帶共同體」及びそれに比定したわが國の締戸に關する問題の在り方を明白にするであらう。かくして先の拙稿の缺陥の理由を述べることは單に私自身の便宜にとどまらないのである。

「世帶共同體」なる範疇は廣く多くの人によつて用ひられその形態は「經濟單位たると同時に經濟組織であり、一の家族として生産消費凡ての經濟活動が一家族内に於て統制せられ、殆ど純粋の共産經濟を行ふ共産團體で[1]」、「その内には數個の單婚家族が含まれてゐる」バルカン半島に特徴的に見られるツァドルガを基準として、總てこの形態にあてはまる團體をこれ迄「世帶共同體」(House Community, Hausgemeinde)といつて來た。故に形態に關するかぎりでは明瞭であるが、その本質に對する究明は、上に示した様な言葉の單なる適用にとどまる安易な「世帶共同體理論」の慣用によつて、著しく閑却されて來た。「世帶共同體」の歷史的位置の確立が困難となつて幾多の混亂が發生してきたのは當然で、次ぎにその具體的な現はれをみよう。

これ迄ツァドルガに「世帶共同體」なる言葉を與へて一つの範疇としたのはコワレフスキーが最初であつて彼はこれを集團結婚から發生した母權家族的家族から近代世界の單婚家族への過渡的な段階を形成するものだとし、更にタキッスによつて描かれたゲルマン民族の情勢は氏族や村落共同體を前提としないでツァドルガ的なものが前提となつてゐると結論することによつて世帶共同體を村落共同體の前段階と認めた。これに對してラヴレーは世帶共同體(譯本では家族共産體となつてゐるが、ラヴレーの家族共産體はツァドルガ的なものである)は村落共同體から生れて來るのであると述べてゐる[2]。またヴントは世帶共同體をば村落共同體と共に「原始的婚姻結合體から發生した兩個の家族秩序と解し[3]」原始的婚姻結合體が大きな構成要素・單位(三世同居の複合家族、世帶共同體)に次第に分裂する可能性があるが、その時すでに同時的により小さな構成要素・單位(二世同居の單婚家族)に分裂する可能性があることをいつてゐるのである。その外クノーやブロック等[4]それ〳〵の研究

に「世帯共同體」の用語を用ひてゐるが、その歴史的な發展段階についていつてゐることは以上の三つの説以上のものはない様である。あるひはヨーロッパに於てこれ以外の新説があるのかも知れないが、現在の小生は殘念ながら分らない。以上の様な混沌たる見解の相違こそ吾々を惱ますところである。

これ迄わが國に於て最も早くからこの言葉を歴史に使用したと思ふ滿鐵の人々の論作に於ても以上の三つの見解を出ないやうで、むしろその内の一つであるコワレフスキーの見解のみが使用されてきた。その人々の先驅者の一人である横川次郎氏は「支那に於ける農村共同體とその遺制について」に於てかつて中田博士によつてその存在が明瞭にされた唐代の累世同居の大家族の數多の例と支那の現代村落にしば〳〵見られる同族部落を結びつけ、唐代の大家族を「世帯共同體」となして、コワレフスキー的な線に沿つて前者の發展による後者の成立を理論的に必然づけようとされた。(5) 勿論支那の現代村落に於て同族部落が多い事は事實であるが、(6) 決してそれが總てではない。故に例が多いといつて歴史の發展過程を横川氏の様な説明によつて律するのは特殊をもつて普遍をおほふものである。故にこの見解を幾分でも生かさうとすれば唐時代の大家族を當時の村落の實情と合せ考へると共に、その村落が現在の同族部落に發展し得ることを證明しなければならぬ。かゝる媒介なくして、單に説明に便のよい例が多いといふ理由で相へだたつた時代の事實を直接に結びつけようとするのは危險であらう。更にこの理論は血縁團體たる性格を本の性格とする「世帯共同體」が、地縁的な性格が基本となり各單婚家族の獨立性が強いといはれる質的に違ふ村落共同體に發展・轉化する理由をすべて前者の人口の自然増加に求めて、なんらその過程とその質的轉化の説明を示さない。從つてこの理論に於ては「世帯共同體」の自然的な人口増加は從來と同じ様に「世帯共同體」的な單位をもつて發展してそれがいくつか出來るのか、またそれまであつた「世帯共同體」がそのまゝ擴大して單婚家族の數を可及的最大限に包擁して巨大な一個の大家族を形成するのか、あるひは個々の單婚家族の形態をもつて分裂・増大

して行くのか、これらの點については何等觸れないのである。

かりに村落共同體の實態を顧みて「世帯共同體」の人口增加が單婚家族の形態をもつて分立增大して行きそこに一つの村落を作つたとしても、そこに生れる共同體の地緣的要素は單に人間生活に必然的に伴ふにすぎない一般的な性格の地緣的要素で、(7) なんらそこには村落共同體の如き特定の强固な地緣的な共同體的關係は必然的に生ずるものではない。そこには依然として同一血緣者の集合による血緣的紐帶が基本となるであらう。故に如上のコワレフスキー式な理論の立て方は結局に於て結果論的なやり方であるため、世帯共同體から村落共同體へ移行したと考へた際の構成員の量的變化の説明になり得る點をもつてゐるかも知れないが兩共同體の間に行はれる質的な變化の説明にはなり得ない。かくして村落共同體といふ特定の共同體的構成の成立を可能ならしめる前提を眞に理論的・本質的に定立するにはこれまで考へられてきた樣な「世帯共同體」でない他のものを求めねばならぬ。即ちかゝる定立さるべき前提は當然歷史的事實の內に定在すると考へられる筈であるから、叙上の樣な理論的な缺陷を止揚し吾人をしてスムースに村落共同體の成立過程を理論的に把握し得るために、この理論的な把握に耐え得る構造を歷史的事實の內に見出すべく新たに發足しなければならぬであらう。

なほこの「世帯共同體」なる範疇は同じく滿鐵の人々によつて滿洲に於ける農村の大家族制の各單婚家族への分裂過程を考察する際に屢々つかはれてゐる。(8) いふまでもなくこの際には「世帯共同體」の內容は共同體の歷史の問題としてでなく、コワレフスキーの「世帯共同體」の他の一面である複合家族から單婚家族への分裂の必然性を內容とする血緣團體の場合として採用されてゐる。このこと自體はさして誤つた見解ではないにしても、この樣な歷史的事實の一部の現はれの類似をもつてする、ある範疇の歷史的事實への適用は、なんら適用された事實の具體的な把握にならぬと共に、また利用された範疇は新たな事實を適切に把握し得る機能をはたさないから、範疇それ自身も自己の內容のゆたかさをますことにならない。故

にこれまでの勞作によつては「世帶共同體」の理論は大して發展することは出來なかつた。
またラヴレー式な「世帶共同體」成立に關する見解はこれまた何故村落共同體の單婚家族が複合家族に移行し得るのか說明せず、こゝにも結果論的に村落共同體の內部に於ける一家族內の人口の自然增加のみを配慮したやうな考へをみることが出來る。かくして以上二つの理論はいづれもその內容が理論的な缺陷をもつてわづかに結果論的な立場によつて現實をおほひかくしてゐる嫌ひがある。その意味に於てヴントが「世帶共同體」と村落共同體をもつて「原始的婚姻結合から發生した兩個の家族秩序として相並び立」つといふ見解は以下でのべる樣に幾多の訂正を必要とはするが、ほゞ「世帶共同體」から村落共同體への移行を理論的に說明し得るものをもつてゐる。然しこの時の「世帶共同體」はツァドルガ的な、それ自身一個のみで獨立の共同體をなすものとは違つて「原始的婚姻結合體」の內部の一要素であつて、他の「世帶共同體」との關聯の下に於てのみ存續する。從つてこゝに示される「世帶共同體」はこれ迄考へられてきたものとは違つた具體的な內容をもつてくることゝなる。

以上がこれまで管見で觸れた範圍に於ける「世帶共同體」の理論であるが、いづれも眞にこの內容を範疇的に確立しようとする理論的な意欲がともなはないといつてよいであらう。特にわが國の場合この傾向はいちじるしく、いはゆる「世帶共同體」の理論に含まれるあれこれの內容を任意にとり出し、それ〳〵それにあてはまる樣に選擇された――しかも全體的考慮を拂はない――歷史的事實に適用して終れりとするのが現狀といつてよい。このため「世帶共同體理論」のこれまでの用法はその理論的な內容を不明確なまゝに殘すと共に、また豐かな歷史的事實のあやまつた抽象化をなさしめる可能性を生み正しい現實の把握を困難にしてきた。

以上の樣に內外を通しての見解の混亂と理論の未成熟にわづらはされたのか、故津下剛氏は「世帶共同體」の理論を生み

えした基體であるツァドルガの歷史的意義について「これが如何にして發生したか。卽ち村落共産體か氏族よりの變化過程上に發生したものか、或は又スラヴ民族固有の制度であつたかといふ問題に關しては多くの議論の存する所にして……此の問題は今日尙決せず、又容易に論斷し得るものでもない[9]」といつてゐるのは無理もないところであつて、むしろ「議論の存する」點は「世帶共同體」全體の部面にあるといつてよい。以上の樣な混迷は折角鄕戶にツァドルガ的なものを瞥見しながらも「世帶共同體」の歷史的位置が不明確なので、鄕戶を評價し　その內部構造を探求すべき地盤をもち得ず、ために鄕戶の檢討に對する拙稿の內容の發展にかなりの制約を與へることゝなつた。

さて先の拙稿に於ては大體コワレフスキーの流儀をもつて「世帶共同體」から村落共同體へのシェーマを踏襲したものゝ單なる「世帶共同體」の自然的な人口增加を村落共同體とするのでは前述の橫川氏の所で示した樣な理論的な難點があるので納得できず、このシェーマを生かすためにツァドルガは本來經濟單位であり且つ又經濟組織であるが「全然孤立してゐるものでなく多數のものが聚落して村落を形成するを常とし同一村落內のツァドルガは非常に親密で相互扶助の觀念が發達してゐる[10]」ことに注意し、この樣な內容をもつた村落の人口增加であれば、そして又各ツァドルガが異姓であれば、同一血緣者の集まりのみでない村落共同體への移行は決して不可能な事ではなく、また各ツァドルガ間に、既に地緣的な關係が働いてゐるであらうから、如上のシェーマは「世帶共同體」を孤立的な存在としなければ生かし得ると思ひ、更にわが國の歷史的事實の諸情勢に導かれて、かつての拙稿では鄕戶を一應ツァドルガと比定しながらも、「世帶共同體」といはれるためには鄕戶一戶のみでなく、それらがいくつか集まつて構成してゐる共同體であることを必要とし、大化前代にあつた共同體は實はかゝるものとみなした[11]。「世帶共同」體をそれ自體のみでは本來一個の小宇宙と解しない點では先に示したヴント的な「世帶共同體」に相似たものとなつたが、然しこの際「世帶共同體と村落共同體を相並び立つ」ものでなくて後者は前者に繼起

すると解し、更にそれら數個の「世帶共同體」の集合によつて構成される組織體を婚姻結合體としてのみでなく一個の地緣的な共同體と見なしておいた。[12]この樣な內容をもたせて「世帶共同體」なる範疇を用ひて來たので一般の使用法と異つて來た。如何に理論の整一性を求めるとはいへ從來と同じ用語をそのまゝ使ひながら自分勝手な內容を附して用ひることは、たとへその場合具體的な概念の規定を與へておいたとしても、大きな獨斷でありまた人々に必要以上の概念の混亂を與へる嫌ひがあらうかと思ふ。從つて現在では「世帶共同體の理論」の使ひ方はそれが本來意味するものと違つた意圖の下にしたので、これまでのやり方は撤回したいと考へてゐるが、檢析して明るみに出した事實については何等訂正をほどこす必要を見ない。以上が昭和十六年の拙稿で使用した「世帶共同體」の範疇に對する反省である。

故に拙稿に於て再びこの問題を考へるに際し、一應これまでの範疇を離れて事實の檢析を行ひ、しかる上で如上の諸範疇と併せ考へたい。從つて本書に於てはまづ先の拙稿で漠然と示した大化前代に數個の「鄕戶」から成立してゐたと考へられる共同體は如何なる構成と性質をもつてゐるものであるかといふことから硏究を始めることにしたい。そしてこの必要は、もと〳〵鄕戶の實體と性格を檢討する必要から生じたものであるから、當然この究明の方法は鄕戶の性格特に鄕戶相互間の關係の檢討を通じてなさるべきであり、またさうしてのみ對象の把握が可能であらう。かくして把握される新たな共同體の立場から今度は逆にその共同體の構成要素である「鄕戶」を考へることによつて初めてその內部構造のありのまゝの性格を律令による新たな要素の添加にわづらはされないで認識することができ、內在的なその發展法則が分るであらう。故に本書に於ける對象の取り扱ひ方は鄕戶相互間の關係が存在する場から行ふため、自づとその場である古代村落に拙論は關聯することゝなる。

（1）津下剛氏稿「ツアドルガ」（大阪商大編、經濟學辭典所載）一七六一—五頁。

(2) ラヴレー著、長野兼一郎譯「原始財產」三〇六頁。

(3) ヴント著、平野義太郎譯「民族心理より見たる政治的社會」七一頁、四三頁參照。

(4) クノー著、高山洋吉氏譯「經濟全史」二ノ二〇九頁。

M. Bloch; Les caractères originaux de l'histoire rurale Française. 1931. p. 155 以下。

(5) 經濟評論二ノ七。なほ清水盛光氏「支那社會の研究」一六二頁參照。

(6) 仁井田陞博士「支那身分法史」八頁。

(7) 和辻哲郎博士「人間共同態の諸構造」(思想、二一四號一〇頁「七 地緣的結合」) 參照。

(8) 山本義三氏「北滿農村の家族關係」(一九ノ六)。廣田豪佐氏「北滿農村に於ける家族共同體の形成と解體」(一九ノ一一)。

石田精一氏「南滿の村落構成」(一一ノ九)。以上いづれも「滿鐵調査月報」所載。數字はいづれも掲載號數。

(9)・(10) 津下剛氏、前掲稿。

(11) 拙稿「北陸型庄園機構の成立過程」(社會經濟史學、一一ノ四) 五九頁。

(12) 同上一一ノ四、六一頁。

第二節　大化前代の共同體

一

鄕戸が瀧川博士のいはれる樣にたとへ官制的なものであつたとしても、戸籍計帳の申告・受用・納税などについての手續きが個人的になされないで鄕戸主の手を經てなされる樣になつてゐるのであるし、しかもかゝる規定が律令國家の巨大な力を背景として勵行されるのであるから、自づとこの鄕戸の組織は一つの純然たる社會經濟的な單位としての機能を果し得るやうになるであらう。(1) 故に鄕戸の成員が他所に逃亡すれば、鄕戸主の責任に於てその缺脫の納税・徭役を負擔しなければならぬことも、(2) いはば鄕戸の共同負擔の程を示すのであつて、鄕戸の團體性としての性格の一つをこゝにうかがふことが出來る。ではかゝる組織體は單に政府が定めた納税・徭役負擔の單位としてのみの働きをするのであるかといふに決してさうでないことは、律令の財産の相續に關する規定や、公的な文書でなく個人的な文書の資料からうかがはれる諸事情によつて分る。例へば鄕戸所有の共有奴隷と見なすべき氏賤があり(戸令)、また一定地劃の土地を一箇所選び、鄕戸主の統制の下に鄕戸全體の人々がそれ〴〵手分けをして墾田したと考へられる徵證があり、(2) その爲か、鄕戸内の一般家族成員が開墾した土地の賣却を鄕戸主の名に於て行ふ場合がある。(3) この樣な事はおのづと鄕戸が一つの團體をなして、土地の耕作・共同所有、及びその經濟の共同計算をしてゐたことを示すものであつて、この樣な古代人の日常生活に缺くべからざる種々の方面に於て出て來る鄕戸的な家族形態とその機能が、突忽に外部から作られるものとは考へられず、所詮、鄕戸的な團體は既に古代人の間に在つた團體組織を、政府が新たに律令制度の内に法制化し、租税・徭役負擔の爲の組織・單位としたのであると考

へるべきであらう。

この様な郷戸の實態こそ最もツァドルガにあてはまるものとして、かつて「世帯共同體」の理論をこゝに援用する機會を見出した。然しわが國古代の郷戸はそれのみで濟し得ないやうな豐富な資料をもつてゐることを、幸ひにしてわが國の古代史の文獻は示してくれる。即ち、殘念ながらツァドルガにあつては、それが構成してゐる一つの部落の内に於ける各ツァドルガの間の關係が管見の資料では不明なことである。この點は、ツァドルガの實態の一面を非常に不明確にするものであつてツァドルガの觀察から生まれた「世帯共同體」の理論に著しい缺陷を與へるやうになつた原因として、このことは重要視されねばならぬのではないかと思はれ、前節で示した歷史的發展段階の不明確な性格もこの缺陷にわづらはされた一つの現はれではないかと考へられる。勿論わが國の郷戸についても郷戸相互間の關係は明確に分らない。たゞ律令の規定の裡からではあるが、政府によつて新たに作られた關係のみでなく、昔から存在して來たと考へられる本有的な關係が僅かに窺はれるので、この點を手掛りに郷戸相互間の本有的な關係とその性質を考へることが出來るのである。

律令では郷戸が逃亡した時、今までその郷戸が耕作してゐた班給地をその郷戸が屬してゐた五保および郷戸の三等親以内の緣者が切分して耕し租調を代輸することゝなつてゐた(戸令)。五保の制は恐らく支那の制度の模倣であらうが、三等親云云の規定は支那の例では見られない。恐らく律令發布以前から「郷戸」(律令以前から郷戸的家族形態はあつたと考へるのでそれを言ひ表はすのに律令の規定で生れた戸(郷戸)にカッコを附して用ひることにする)が周邊に持續してゐた密接な社會關係の現はれの一つともいふべきかゝるものを、律令制度が連帶責任の仕方において制度に入れて法制化したものであらう。從つてそこに律令發布後の時代と比べればその連帶責任を果す機能は律令發布の前と比べて質的な相違が生じたとしても「郷戸」が周邊に對して持つてゐた血緣的な關係が律令前の彼等の社會生活特に連帶關係に於て重要な契機をなしてゐたであらうこと

を、このことからうかがひ知るには何等さしつかへないであらう。故に寺院がどし〳〵建てられ、僧侶も多數輩出したと思へる飛鳥時代に、僧が年老いて世話する者がない時には、親族（ウカラヤカラ）及び篤信の者にこのことを擔當すべきことを命じてゐるのも、やはりこの種の連帶關係がなか〳〵强く殘つてゐたことを示すものであらう（天武紀、八、十）。然し如上の三等親云々もわが律令の規定では同じ鄕內の三等親のみに限つたことは、その血緣的な關係の及ぶ廣さにも一定の制約があつたことを示すものであらう。

また當時の聚落形態から考へて同じ鄕內に異姓の家族が併存することは勿論、大體に於て最も近い隣り近所の集りを法制的に組織づけたと考へられる五保に於てすら異姓の鄕戶が含まれてゐるから、(5)當時の鄕戶の農產物（水稻）の生產過程の性格から考へ、「鄕戶」は律令發布前から血緣を異にする家々とも近所であれば、重要な連帶關係をもつてゐたし、また持たざるを得なかつたであらう。故に唐令を模して强制連帶機構として設置された五保の制も、從來からあつたと考へられる「鄕戶」の相互扶助的な地緣的連帶性の慣行を無視することが出來なかつたものゝ如く、その一つの表はれとして律令に於て五保は保人の債務の保證となる樣に凡そ定め、事實としてこれを行つて來たのも蓋し當然であらう。(6)正に律令前の「鄕戶」が地緣的な連帶性をもつてゐたことは疑ひ得ない事實であつた。

以上に於て大化前の「鄕戶」が外にもつてゐる生活關係の現はれの一端を少し檢討したのであるが、更に見逃し得ない點は「鄕戶」自體が示す性格である。卽ち律令に示される土地が班給される主體は個人でなくて鄕戶にあつたが、更に律令に示される鄕戶の土地に對する處分權が、宅地・園地は別として耕地に對する場合にいちじるしく薄弱であることは、石母田氏が指摘した樣に大化前代に於て「鄕戶」の耕地が共同所有性による制約性をもつてゐた歷史的事情によるものである。(7)そしてこの共同所有制は大化前代の「鄕戶」全體の者が耕地を共有したゝめに成立したのではない。蓋し石母田氏が述べた樣

に如何なる共有もそれが所有するといふ以上、たとへこの際所有する主體の內部では共有關係が保たれようとも他の者に對するかぎり、あくまでその所有される客體から排除するものである。(8) 故に大化前の「鄕戶」が自己の耕地に對して自己の私有制を十分に貫徹できないといふ制約性を構成する共同所有制は「鄕戶」の「共有」——即ちその內に多くの家族成員を含んでゐるため「鄕戶」單位で見れば「鄕戶」が主體となつて行ふ所有は共有であるにちがひないが——を意味するものではなく、「鄕戶」が自己の耕地の所有について十分に他の「鄕戶」を排除できなかつたことに起因する共同體制＝連帶性であるから、如上の共同所有制の主體は「鄕戶」を構成要素・單位とするより高次の共同體の連帶性にあることゝなる。鄕戶が主體となる耕地所有權の未發展の原因はこの共同體の存續に制約されたものである。故に「戶」の制によつて「鄕戶」が各々獨立的な位置を獲得する以前には「鄕戶」を構成要素・單位とする共同體が存在してゐたといふことができるであらう。然し大化前に於て純然たる共同體が存在すると考へることは誤りであつて、既に園地・宅地の所有が各々「鄕戶」によつてなされたことは既に共同體が「鄕戶」單位に分裂しつゝあつたことを示すものであつて、律令體制はいはば未だおぼろげではあるが、既に出來かゝつてゐた如上の割れ目を利用して大化前代の共同體を分裂させたといふべきであらう。

ではこゝに新たに見出されたと思ふ大化前の共同體を如何に命名すべきであらうか。それは前章で述べた樣に鄕戶を世帶共同體としてそれに對する從來の發展段階說をもつてきてコワレフスキー式に氏族共同體となすかあるひはラヴレー式に村落共同體となすとしたらどうであらうか。前者の考へを採用すれば一見血緣的紐帶の强さは前に述べた三等親云々の例によつてうかがはれるが、この大化前の共同體の要素は單にそれのみによつて支へられてゐるものでないことは、先に示した大化前に慣行してゐたと考へられる「鄕戶」の地緣的連帶性の存在によつて明瞭であり、また事實として大化前の村落及び家族が常に同じ氏族の者によつて構成されてゐないことは戶籍・計帳によつて——それが自然村落の實情でなく單なる一定の便

宜的に定められた行政區劃の範圍ではあつても、それが一定地域の實情を示し得ることはあらそはれない――明瞭である。しかもまた前掲の三等親云々も逃亡した鄕戶が居住してゐた鄕の內に限るといふ規定が附せられてゐるのであるから、あまりにこの資料によつてのみ血緣關係の强さを强調するのは實情を誤つて解することゝなるであらう。

さて一方後者の考へ方に從つて大化前の「鄕戶」を構成要素・單位とする共同體を村落共同體とするならば、これに對しては前の氏族共同體に對する批判をそのまゝにたゞ血緣を地緣の言葉にとりかへたのみで用が足りるのであつて、もし大化前の共同體にして村落共同體的な地緣的な結合があれば、はたはだ機械的た規定である「戶」や鄕の設置に對して上代人はもつと異つた形で對抗し得たであらう。(9) また理論的にいつても數個の單婚家族の集合である「鄕戶」的家族形態が各單婚家族の獨立性が强いといはれる村落共同體から成立して來ると考へられないし、事實としてわが國の家族形態の上代に於ける發展過程は決してその樣な樣相をとつてゐないことは後述する通りである。以上二つの範疇をもつてきても、結局いづれもわが古代史の具體的な把握にさしたるつとめをなし得ないことが分るのである。では如何なる範疇の共同體をもつてこの大化前の共同體を把握すべきであらうか。この解決には從來の理論の不充分さに省みて如上のわが國古代の共同體の存在に對して、なにか既に出來あがつた共同體のある範疇をもつて來て安易にあてはめるよりは、むしろ歷史的事實の具體的な把握を通じて新たな範疇を確立するか、あるひはかゝる一應の事實の検析を終へた上で、既製の範疇をこゝに批判的に援用する方が事實の正しい把握に役立つであらう。

なほかゝる範疇の検討より先に以上の敍述の內に示された「鄕戶」が周邊の社會に對してもつてゐる二種の紐帶について考察する必要がある。即ち大化前の鄕戶の周邊に對する紐帶は地緣的要素と血緣的要素が併存して强いのであるが（勿論人間組織である以上、氏族共同體でも總べて地緣的な要素を加味することは當然であるが、その重要性の置き工合がそれぞれによつて違ふ）

統一的な結合契機を必須とする共同體の性格上、果してその樣な二元的な契機を内包し得る樣な共同體が存在し得るかどうかといふことが疑はれてくると共に、ひいては大化前の共同體の存續そのものさへはなはだあやぶまれて來る。然したとへ直接的な證明資料がなくとも現實に於て大化前は既に一般的に崩壞の機運に向ひつゝはあつたとしても共同體の存在が土地所有の性格及び連帶責任の仕方の上から理論的に疑ひ得ないと考へられる以上、これまでのふたしかな共同體理論よりする不整一の理由をもつてこれを見捨てることは出來ない。むしろ吾々は一段と後にたち歸つて現實に對する沈潛をなしこの二元的な事實に新たな吟味を加へてむしろ新たな妥當な理論を事實の内に見出すべきであらう。蓋し理論は事實をありのまゝに把握してのみ意味があるので、割りきれないものを見捨てる理論は既に理論としての價値をもたない。然しこの檢討をなす爲には如上の二元的要素を更に資料的に吟味すべきであらうが、現在のところその爲めに使用され得るやうな資料がないやうであるから、まづ白紙に歸つて人間家族（氏族等あらゆる血族集團をこゝでは意味する）の發現に種々の形態の相違をもたらす重要な要因である婚姻形態を當時の姿に於て考察し、そこから明らかにされた家族の一定の形態と性格及びそれと密接不可分に組織づけらるべき人間共同體の一定の形態との二つを、必然的な聯關の下にあとづけ、それと「鄕戶」及び「鄕戶」が構成要素・單位となるべき共同體との關聯を檢討したい。以下當時の婚姻形態を省みることにしよう。

「鄕戶」が法制化された律令初期及びそれより前の時代の婚姻形態自體は明瞭でないが、これまで人々によつて明白にせられた奈良時代の婚姻形態をば若干の手心を加へることによつて容易にそれを大化前代及び律令初期の時代にあてはめることは可能であらう。奈良時代の婚姻形態は夫婦同居制・夫婦別居制の名の下に論じられて來たがなか〳〵結論に達しなかつた。しかるところ最近の傾向は次の樣な見解によつてこの問題を解決しようとしてゐる。(10) 古代の婚姻の本來的な形態である夫婦別居制は文化の遲れた地域に、そして同居制はその反對に文化の進んだ地域に在る事實と傾向を明白にし、この間の節

者から後者への移行を考察するために、別居制の典型である山城國の出雲臣族の場合を檢討しそこに一般家族成員の間では夫婦別居制が行はれてゐるにかゝはらず、一方それと同じ家族に屬する鄕戸主及び房戸主は夫婦同居制である一般的事實を衝き、この事實の鮮明とその性格の考察から如上の夫婦別居制から夫婦同居制への移行過程は、家父長制の發展過程の下になされたとしてゐる。かくして夫婦同居制が鄕戸主及び房戸主のみに認められて一般の家族成員は夫婦別居制である事實をもつて、これを家父長制的に變質されて出來た「差別的別居制」となし、從來對立してゐた別居制と同居制の問題に對して、以上の樣に二つの事實を生かしながらそこに統一見解を提示し、從來の諸說を止揚してゐる。以上の考察によれば、邊境地域に於て夫婦別居制といふ古い婚姻形態が行はれてゐても、そこに「差別的別居制」なる事實があることを觀取することによつて、この時の夫婦別居制が決して單純な內容でなく家父長制的な影響下にあるとするのである。然しその樣な夫婦別居制より歸納する家父長制的な性格の存在は、畿內地方に於ける先進社會に於てより以上の家父長制が發展するにかゝはず夫婦同居制が一般化する事實からみて、決して家父長制的な內容が著しく發展したものでなく、いはばそれは家父長制の一つの表はれにすぎず、しかもそれは低微な發展段階を背景としたものであることを知るのである。故にわが國の場合、夫婦別居制は一應古い昔の名殘りであると解して妥當であらう。然しこれはあくまでわが國の具體的な事情に卽しての結論であつて、例へば奴婢及びそれに類するいはゆる人格を認められないで財物とみなされた者の夫婦別居制は自づと意味を異にする。この際は奴婢を所有してゐる家の家父長制が强くて何等奴婢の人格を認めないために別居制が起つてゐるのであるから、自由人の場合とくらべるとおのづと問題は別個となつてくるのである。故にそれ〴〵の資料が存在する地域社會の發展程度を考慮した上で、人々の夫婦別居制の內容は考慮されなければならない。

かくして奴婢をのぞいた一般家族成員の夫婦別居制は家父長制が十分に發展しない所、從つてまた文化がさして發展しな

い時、即ち遅れた社會であればあるほど廣汎に存在するのである。またかゝる地域社會こそ家父長制の強きが故に別居制を保つ奴婢及びそれに類した身分の低いものが稀少なのであつて、この様な事情は共同體的な構成を確保する度合に比例して夫婦別居制は一般的に強く存在してゐるといふことになる。かゝる情勢の典型をわれわれは下總大島鄕の戸籍によつて知ることが出來る（本書、五三頁）。

この様な婚姻形態が行はれると自づと男は女の下に通ふ様になるから古代人の通婚圏は著しく狭いものになり易い。蓋し中世に於ける隅田莊の隅田黨の人々がいつしか同じ狭い隅田莊といふ範圍で定住してゐるうちに次第に婚姻によつて姻戚關係を結び(11)、あるひは現代の農村でも經濟的に自給自足がちな村落であれば著しくその通婚圏が狭い(12)。しかもこれらの例は、はつきり夫婦同居制が行はれて廣い範圍の下に婚姻關係を及ぼし得るにかゝはらずこの様な情勢をとるとすれば、それらの中世及び現代と比較にならぬほど封鎖的な生活をもち、しかも遠方の人々とは關係を結びがたい夫婦別居制が行はれてゐるとすれば、古代人の通婚圏の狭さは思ひ半ばにすぎるものがあるので、はなはだ矮少な範圍に限られたであらう(13)。

かくしてこの様な婚姻形態が行はれると、婚姻關係を結ぶ人々はそれぞれ元の家にゐるのであるから單なる婚姻關係を結んだといふ以上に異姓の家の間でも密接な關係が出來て、しかもその間に生れた子供は後に父方に引きとられても甚しく母方の家族からなにかと影響されることが多いことになる。

そして當時の社會が純然たる母系制的なものでなくて、既に父系制的なものが一般的に行はれ、その様な系譜の成立によつて初めて可能となる私有制の發展も存在してゐたであらうから、この時代の「鄕戸」の家族構成の一般的な形態は遅れた社會を背景とすると考へられる山背國雲下里の出雲臣文田の計帳によつて示される次のやうなものであつたであらう(14)。

｜戸主出雲臣文田　年七二　　孫女出雲臣志豆加比賣　年七

妻出雲臣族粳虫賣　年六八　　孫出雲臣益人　年九
男出雲臣伊可麻呂　年四三　　孫出雲臣大道　年四
男大初位下出雲臣忍人　年三六　　孫女出雲臣古刀自賣　年一七
男出雲臣小刀　年二七　　孫女出雲臣酒足賣　年一三
男出雲臣人麻呂　年二　　戸少初位上出雲臣阿多　年六五
女出雲臣姉賣　年四三　　妻出雲臣阿治賣　年六三
女出雲臣玉賣　年三五　　男出雲臣若麻呂　年三三
女出雲臣伊刀賣　年三四　　孫女出雲臣吉刀自賣　年九
女出雲臣廣刀自賣　年二六

おそらくこの時代の「郷戸」の家族構成は既にツァドルガ的な形態を呈してゐるとはいへ未だ十分な展開を遂げてゐないのであつて、これが、

戸主江沼臣族乎加非　年六五、　　【男二、女一略】
妻江沼臣族姉女　年五六　　弟江沼臣族大椋　年二九
男江沼臣族塔麻呂　年二〇　　妻大宅部藥女　年三五
妻江沼臣族益國　年三五　　【男、女三略】
妻江沼臣族髮黒賣　年三四　　江沼臣族人麻呂　年三七
女江沼臣族蟲女　年七　　妻江沼臣刀良女　年三四

妹江沼臣族美那利賣　年六一
女矢田財部刀自賣　年二四
女矢田財部夜和女　年二一
江沼臣族島麻呂　年三八
妻丈部古豆賣　年三七

妻江沼臣族稷米　年三七
【中略】
江沼臣族寸　年四二
妻江沼臣族稻依女　年三八
【以下略】

以上の様な、先進社會を背景として生れた家族形態[15]の典型としてあげられる越前國山背郷の家族形態に進行するのは全く同居制が普遍化した後のことであつて、こゝにはじめてツァドルガ的な家族形態は最も十分な姿に於て展開をとげてゐる。婚姻形態が以上の様なコースによつて發展するとすれば、當然出雲郷よりも、もつと古い卽ち夫婦同居制の單婚家族がまだ郷戸主・房戸主の場合さへ生じてゐない時期があつたであらうから出雲郷でも「戸主及び房戸主の凡てが妻と同居した」のでないといふのは、如上の様な婚姻形態の歷史的發展を考慮すれば決してことの偶然でないことが納得できるのである。以上によつて大化前代の「郷戸」の家族構成と、その「郷戸」が周邊に對してもたざるを得ない社會的關係の有樣をほゞ明らかにし得る手づるを得た様に思ふ。この事實を基礎として先に疑問を附しておいた「郷戸」の二元的關係である地緣と血緣とについて檢討を加へることにしよう。

さて先の連帶責任に於て規定した三等親云々はすべての家族成員の三等親でなく、また連帶する他の者も決して一般的な家族成員ではないであらう。律令に含まれる精神を顧みれば、常にかゝる際に責任をもつものは郷戸主であり、一般家族成員はすべてその者の手を通してのみ政府と關係をもち得るのであるから、連帶する人もされる人もすべて郷戸主であることは容易に納得できるところである。しかるに郷戸主の三等親範圍の男は先進地域と考へられる美濃國の戸籍の内には伯父及

び甥として含まれてゐる時があり（一ノ五・六・二一等）*、特に夫婦別居制の古い家族形態をもつてゐると考へられる山背國雲上里・雲下里及び下總大島郷の如きは單に伯父・甥等の三等親にとどまらず父系をたどる四等親としての「從父兄」・「從父弟」（イトコ）が同じ一つの郷戸の內に含まれ、特に下總國大島郷の際にはその傾向が强い（一ノ二二三、二二五。一ノ二六〇、三三八、三五五等）。この奈良時代の家族を、より古い形態と性質をもち、しかも律令による「郷戸」の主體性の强調がなかつた大化前の村落の「郷戸」とくらべると、婚姻制及び血緣者の範圍に於て先の雲上里・雲下里や大島郷の場合より夫婦別居制は「郷戸主」、「房戸主」を含めて普遍的に存在し、同一家族の內に含まれる親等は屢々廣い範圍に亙つてゐたであらう。かくすれば先の三等親云々を單に父系のみにとどめてゐたのでは、一般的にいつて連帶責任の仕方として大して意味をもたないことゝならう。眞にこの三等親云々を連帶責任の仕方に於て律令が規定しようとしたのであれば、その範圍の內に母系をふくめたことは當然であらう。三等親云々に同じ郷內といふ限定を與へながら父系にかぎるといふ限定を律令の規定に置かなかつたことをこの際想ひ起す必要があらう。正にかゝる規定の內容こそ夫婦別居制が强く行はれて、それ／＼の郷戸主が幼い時から一貫して母方の家族に深い關係をもたざるを得なければ得ないほど、十分な機能を果し得るものである。（この事は決して母系制が行はれたことを意味するものではない。むしろこの逆であるから特に母方の家族を含めて連帶責任の任務をになふ様にと規定する必要が發生するのである）。三等親云々が連帶責任を目的としてゐるとすれば、當然夫婦別居制といふ婚姻形態を媒介とする「郷戸」相互間の密接な連帶制を前提としてのみ効果がある。律令の起草者がわざ／＼手本である唐令にないかゝる規定を新に添加したのは如上の樣な村落の實情を腦裡にもつてゐたからであらう。

　さきに疑問を附しておいた「郷戸」の血緣的及び地緣的な紐帶の存在は夫婦別居制といふ實情に規定されて關係する、相互の家の血統は違つても郷戸主が母方の「郷戸」と密接な血と生活の關係をもたざるを得ないといふ事實の成立とその固定的

な持續によつて、無理なく統一された鄕戶の屬性であることが分るであらう。かくして「鄕戶」を構成要素とする共同體はなんらの不自然もなくその存在が證明されたといふべきであらう。たゞこの際さきに示した樣に鄕戶主及び房戶主に夫婦同居制が行はれてくると、嘗つての別居制が行はれてゐた時代とくらべて母方の家と結ぶ關係の深度を減ずることはあらそはれないであらうから、たしかにこの共同體の一つの紐帶は弱まらざるを得ないであらう。然し鄕戶主の家父長權が著しく強くて、他の家族成員の意志をなんら顧みる必要のない段階に達してをらなければ、たとへ鄕戶主が他所から妻を迎へたとしても依然として從來の夫婦別居制の關係を持續してゐる家族成員の立場を考慮して元からの共同體的連帶制は續行されたであらう。かゝる共同體的連帶制の規範を脫し、亦それを破り得る程に鄕戶主の意欲と立場が成長したとすれば、それは鄕戶主の家父長制が著しく壓倒的に成長した時のことで、その時の家族形態は前揭の大島鄕の樣なものであり得ないことは次章で述べるとほりである。故に雲上里・雲下里及び大島鄕の樣な家族形態の下ではなほ如上の共同體は依然として維持され得る可能性をもち得るものである。故に單に鄕戶主・房戶主の夫婦同居制が成立したのみでは直ちに從來の共同體は破れなかつたものと考へてよいであらう。また鄕戶主及び房戶主の場合に漸くはじめて發生してきた夫婦同居制もそのはじめは從來の共同體內部で相手が求められたであらうことは、さきの中世及び近世等の農村の通婚圈の狹さによつてうかがはれる。

二

前節に於て證明された「鄕戶」を構成單位とする共同體は、たとへそれが「鄕戶」の集まりだとしても決して無限定に數多くの「鄕戶」を含むものでなく、一定の限定された數の「鄕戶」の集合であることはいふまでもない。この一定數の「鄕戶」からなる共同體は居住と生活資料の獲得のために一定地點を占有しそこに一定の統一ある有機的な關聯をもつ聚落と耕

地を形成し、他の同じ樣な經過をもつて聚落と耕地を形成した共同體と相對することになる。かゝる共同體の聚落と耕地の統一體卽ち共同體自體が定在する場はいかなるものであるかといふことが、前節に於ては單に共同體的關係の存在が證明されたのみであるから、當然次の課題となつてくるであらう。共同體の實體を明白にするために問題は一轉して「古代村落」の問題にならねばならない。

さてかゝる古代人の廣い意味の人間居住の場は、共同體の存在自體が自生的・本有的であつたやうに、いはゆる自然村落でなければならぬ。故に古代の村落制度として現はれる里・鄕の如きは、大化後の新制度によつて五十戶單位に作られた機械的な作爲であるから、到底大化前に存在してゐたと考へられる共同體の主體をになふ場となることは出來ない。兩者の間には多大のギャップが介在するであらう。われわれは他の部面に於て共同體の場をさがさねばならぬ。由來われわれは人の集まり住む所を名ざして「ムラ」といふのであるが、この「ムラ」が人のあつまりとしての「ムレ」(群)を意味し、「村」の語源がこゝにあるとすれば、(16)「村」といふものがわが民族の間に於て最も根源的な聚落構成の樣式であることを知るのである。(17)故にわれわれがこゝでもとめる自然村落は古代の文獻に「何々村」として表はれるものこそそれにあたるものであらう。しかもこの根源的な聚落構成は單なる一夫婦から自然に生じた擴大卽ち次第に同一血緣の人が增加してかたち作つたといふよりも、それぞれ別の所の人々がいつしか一箇所に集まつて形成したものであることを「群＝ムレ」を語源とすると思はれるムラの語義からうかがはれる樣である。大化前代の共同體の地盤は正にかゝる「村」的な聚落構成にあつたであらう。いふまでもなくこの村は播磨風土記等に於て律令によつて定められた最小の行政區劃である里の內にしばしばいくつか見出される「村」であつて、現行的な意味の村に解すべきではないであらう。現在の村は德川時代の村を數個あつめて作つたもので、こゝにいふ村はむしろ現在の村の內に字として殘つてゐるものである。この字は現在に於てすら生きた統一的な機能を果し

一個の性格を他の字と共に一つの村の内に含まれながらもつてゐることは想ひ半ばにすぎるものがある。[18]この舊幕時代の村こそ柳田國男氏が「日本農民史」で納税・救濟事業・慣習法・休日及び作業季節の決定及び勞働組織の連帶制等を行ふ主體であるといはれたものであつた。[19]また中世社會に於いて灌漑問題が起きた時に主としてその係爭に直接加はる現地の者が、決して個人や行政的な區劃單位の形で現はれないことは、寶月圭吾氏のものされた「東寺領山城久世上下庄を中心とする用水爭論」[21]等によつて明白であつて、例へばこの論文で示される用水關係の爭ひに參加するものは沿岸の德大寺・上桂・下桂・河島・下津林・寺戸・牛瀨・上久世・下久世・大藪・築山の統一ある塊狀の聚落形態をもつた諸莊であつて、現在の村の字にあたるものである。そしてこれらのものが十一鄕と呼ばれ更に二つに分けられて上六鄕・下五鄕などといはれてそれぞれ連帶制を形成してゐるが、いづれも村落の主體性を否定するものでない。むしろ領主をそれぞれ違へる各莊が一つにまとまつた組織をたすことと自體が村落の主體性の強さの程を示すものである。故に「同一の本所領家關係下にある莊園内に於てすら激烈なる用水論が捲起される」[20]ことは偶然ではないであらう。かゝる現在の村にあらはれる字的なまとまつた村落構成こそ中世及び舊幕時代を通じて重要な働きをその時代の人々の生活の上に及ぼしてゐたであらうことが以上のことによつてうかがはれる。しかるにかゝる聚落構成は種々の事物の内で最も歷史的變化を受けないで昔のまゝの姿を大地に定着する性質のものゝ一つであり、また水田耕作の上に立つ居住地は著るしく聚落の立地條件を限定された狹い地域に求めるを餘儀なくされるから聚落の構成は時代を通じて割合に不變なものである。故に現在の村の字的な聚落に包まれる諸性質から古代村落の實體を還元するのは雜多の手心を必要としても決して無暴なことではないであらうから、舊幕時代及び中世の村を古代の村と比定することは大體に於て許されてよいであらう。然し家族構成の仕方と社會の性格が中世と違ひ更に舊幕時代と著るしく異つてゐるので、自づとその村落構成の上は差違があることはいふまでもなからうが、聚落の形態即ち大地を居住

地として占有し活用する仕方に於てはほゞ同じものと考へられる。

而して古代史の上に現はれる村は決して單なる聚落でなくそこには一貫した組織があつたことは「品太ノ天皇ノ世ニ（應神天皇、引用者）播磨ノ國ノ田ノ村君、百八十ノ村君アリキ、村ゴトニ相鬪ヒシ時」（播磨風土記、岩波文庫版、二二二頁）の樣な資料によつてうかがふことが出來る。更に豐後風土記及び肥前風土記には西征に反した土着の土蜘蛛の例が屢々しるされてゐるが、それらの所在地は地名傳說となつて郡（肥前風土記、同上、二五五頁）及び鄕（豐後風土記、同上、二三二、三三四頁）の名に殘つてゐるが、多くの場合は「鄕」の內の一定地點であることが多く、しかも大屋の島の樣にその所が「村」名をもつて呼ばれてゐることがあり、また地名傳說でなく實際に征服された土蜘蛛の所在地として速來の村、川岸の村の樣に場所の名が明示してある場合もある。（肥前風土記、同上、二五五、二五九、二六〇頁）これらのことは反抗した土蜘蛛の居住地域が一個の小さなムラ的な聚落構成を屢々とつてゐたことを示すものであつて、彼等の他者への對抗はかゝるムラ的な聚落構成を主體とする組織を地盤として行つてゐたことが分るのである。そしてかゝる村人は「この村に土蜘蛛あり、名を大身といひき」（肥前風土記、同上、二五五頁）の樣に一姓の場合があるがまた「大きなる磐窟あり‥‥土蜘蛛二人住めり、その名を靑、白といふ、又直入の郡の禰疑野に土蜘蛛三人あり、その名を、打猿、八田、國摩呂といふ、是五人、‥‥衆類も多にあり」（豐後風土記、同上、二三六―七頁）の樣に數個の異姓の集まりからなつてゐる場合もあつて、必ずしもこれらの集まりが同一血緣者であるとかぎらないことをうかがはせる。なほこれらの反抗者は互の知見はありながらも共同聯合した例は文獻に示されないで（肥前風土記、同上、二五九―六〇頁）一個づゝ各個擊破されてゐる。かゝることはこれらの聚落＝ムラが一個のまとまりをもつて獨立してゐて、相互の聯絡に缺けてゐたことを示すものであつて、正に各村の共同體的な孤立性の現はれではないかと思はれる。然し直接の證明はないが前揭の磐窟及び禰疑野の土蜘蛛を滅ぼしてその土地を「速津媛の國といひ、

後の人、改めて速見郡といふ」（豐後風土記、同上、二三六頁）様た郡單位の地名傳説がみられるのは、一つの聚落を乘り越えた共同體合が事實として行はれたことを示すものではないかと考へられる。おそらくその可能性はあつてもよいであらう。勿論以上の風土記に示された內容はすべて傳説にすぎないが、傳説の內容か具體的に形象化される時、傳説を支へる基盤として村の主體性の重要性を感ぜしめるやうな表現をとらざるを得なかつたところに、現實の村が一個の統一的た生活組織をもつて大化前のはるか昔から存在してゐたことを示すものである。(21) 故にわが國の古代史に於て劃期的な意義の思想をもつてゐる聖德太子の作と傳へられる十七條憲法に於て、當時の人々の生活基盤として見逃すことの出來ぬ「村」が注視されるのは當然であらう。「一に曰く、和を以て貴しと爲し、忤ふこと無きを宗と爲せ、人皆黨あり、亦さとれる者少し、是を以て或は君父に順はずしてまた隣里にたかふ、然れども上和らぎ、下睦びて、事を論ふにかなふときは、則ち事理自らに通じ、何事か成らざらむ」（推古紀、十二、正）。この「里」が「ムラ」の漢語的表現であることはいふまでもないのであつて、憲法の起草者の頭腦に、當時の人々が村ごとに團結して爭ひをしてゐた情勢が印象深く映つたのであらう。

以上の樣なムラ的な聚落構成が大化前の共同體の場であるとすれば、村の立地條件は多大の影響をその聚落構成に與へるから、この共同體の性格は聚落の立地條件との關係の下に當然檢討されねばならなくなるであらう。小田內通敏氏は日本の村落の地理的位置を水田經營の可能地區を條件として扇狀地・段丘・丘陵・河成平野・沿海平野・褶野の六つに分けられてゐる。(22) そして古代村落を考慮する時沿海平野はほとんど考慮にいれなくともよい條件にある樣である。(23) 故にその他の聚落の立地條件を考へると、いづれも湧水あるひは小さた河流が重要た素因をなし、聚落の形態はとかく集村の形態をとり易くなつてゐる。たゞ河成平野の場合はこの際除外例をなし得る樣であるが、この時にはむしろ河道の變遷によつて出來る自然堤防(24)洲が重要た要素となつてゐることはかつて北陸礪井盆地の東大寺庄園の例によつて證明した通りであつて、(25) 聚落形態として

はより以上集村の形態をとり屢々塊狀村の形態をとつてゐる。故にいづれにせよ古代村落の聚落形態は比較的に集村の形態をとるからその內に住む家々は密接な關係をもたざるを得ないことがうかがはれる。然し反面わが國の村落はなほ複雜な性格をもつてゐる。卽ちドイツ等の村落に於ては槪して自己の周邊の森林をきりひらいて自己の聚落を中心とした耕地を作り他の聚落とは森をへだてゝ關係なく生活し、もし人口が增加すれば分封的に他の任意の土地を選んで行きまた森林を切り拓いて再び漸次より大きな耕地を形成して行くことが出來るが、(26) わが國の村落はその樣な自由な聚落の立地は許されないで水田耕作に制約された著しく限定された聚落の立地條件を絕えず隨伴して聚落の可能地域を狹く限定される。故に比較的に聚落の廣汎な形成に便利な河成平野に於ても、その立地條件がとかく自然堤防洲をよしとするため新たな聚落は依然としてこの地區を脫し得ないで、新舊の各聚落は次第に接近し易くなつて連鎖狀的な塊狀聚落になり易く、また直接に連續しない他の聚落でも用水關係等で容易に關係をもたざるを得なくなる。かゝる立地條件に應じて村落の耕地は必ずしも自己に適する土地を選び得るとはかぎらないで他村の者が耕作した方が便利がよい場所に生じる時もあらう。また低い農業技術と平等な耕地の分割を背景として出來あがる耕地の錯圃形態は、一應ムラの立場からはまとまつた一地劃の內にある樣につとめるかも知れないが、必ずしもその樣な意欲は十分に貫徹されないので如上の村落耕地の景觀形態は更に複雜とならう。故に「凡給口分田、務從便近、不得隔越」(田令)と政府が定めて耕地の一圓化をはからうとしても、天平神護二年十月二十一日の越前國司解(五ノ五六四―六一二)等にみられる樣に當時の班給地は現實には著しく分散的であり、屢々他鄉に亙つてゐる樣なことは、すべて村の古い慣行の現はれと考へられるのであつて、大化前代の共同體を構成する村の耕地は自然的條件に制約される以上に複雜な樣相をもつてくる。これは單に耕地のみの問題ではない。「凡春時祭田之日、集鄉之老者、一行鄉飮酒禮」(儀制令)はこれまで單にある一箇所の「ムラ」のみの行事として簡單に考へられてゐるが、古代のある一法律家は必ずし

も、この行事が「一鄕」のものでなく、便宜に從つてしば〳〵鄕內五、六ケ處の人が集まつて行事を行つてゐる由を傳へてゐる（註說）。かゝる行事の仕方は新しい仕方と思はれるが、大切な村の行事である春の田祭を單に村內だけでなく、他村の人とも一緖になつて行つてゐることがあつたといふことは、當時の祭祈の仕方が多樣であつた事と、わが國村落の立地條件に規定されてとかく全き一村の獨立は困難で、他村との接觸が密接とならざるを得ないことを示してゐる。こゝにもわが國古代村落の相互間に村落の共同體的性格と自然的環境の爲に複雜なからみ合ひをもつた孤立制と連帶制が生じてくることゝなる。然し原則的にいつて各村の共同體は村落間に起きる孤立制から連帶制への基本的な發展過程に大きな影響をうけるので次第にムラ相互間の關係が統一されまた單純化される方向に赴くことは當然であつて、この間に於ける村相互の爭ひや交通等によつて村落內の社會構造は大きな變化を受けるであらう。然したとへ征服された村が征服した村に從屬した際、「クニ」が「ムラ」に稱呼を變へた樣な例はあつても、(26)そのムラがづた〳〵に分裂せしめられ、村人は漸次征服した村の方にもつてこられて召使はれたといつた樣な形跡は古文獻にすくなく、依然として稱呼が變つたのみで部內の組織はそのまゝで、征服した村に從屬した樣である。また征服したムラも依然として昔の「クニ」と同樣に確固たる共同體制を持續して行つたであらう。かゝる地方村落の獨立の主體性の强さと內部の共同體的組織の堅さは、これらの村が中央豪族の屯倉・田莊として存在する樣になつても依然として存立して來た樣である。然し村相互あるひは中央と地方との關係が密接になれば次第に村の「長」が生れて代表者的な機能を果す樣になつて、次第にその者の立場を强化し、引いては內部構造に影響を及ぼすことゝなり、概して村の「長」の「鄕戶」の不均衡な發展によつて一般の共同性が破られ易くなるであらう。たゞ古代村落及びそれと內部の社會の關係はかゝる大ざつぱな追ひ書き程度で扱ふべきでない程重要かつ困難な問題であらうが、こゝには單に一つの問題を提出するといふ意味に於て以上の樣に一言しておきたい。

三

以上によつて大化前代に存在してゐたであらうと思はれる共同體の構成と形態を不充分ながらあとづけたのであるが、更にこの共同體がもつてゐる構成の特質が共同體の歷史の上に果す立場を明らかにしてその範疇を確立するために、この共同體に內在する特質を他の共同體のそれと比較考究しよう。

まづこの共同體の構成について特徵的にみられるのは夫婦別居制といふ婚姻形態であらう。然し前述した樣にこの婚姻形態はそれ自體のみでは何等共同體存續の表徵となるものでなく、それが存在してゐる地盤の共同體制が證明されて初めて共同體の特徵として示され得るのである。あくまでこゝに論ずる共同體の基礎は土地の共有に求められねばならぬ。かゝることを一應前提として婚姻形態を考察してみよう。村落共同體の單婚家族に於ける婚姻は關係當事者の兩家の關係を新たに結ぶといふよりはむしろ新たに第三の家を作るところに特徵があると見られるのに對し、夫婦別居制は新たな第三の家を作ることとなく、さればといつて一方が他方の家に吸收されてしまふものでなく、もとの樣に二つの家はそのまゝの姿を維持することとなり、兩家の間には密接な關係が生じる可能性を生じ、兩方の家族が重要な働きを當事者にあたへることゝなる。(27) かゝる契機を共同體の構成要素である「鄕戶」が自己の家族構成の內に所有してをり、しかもかゝる契機を存續してゐたといふことは、この共同體が自己の存續のための機構としてかゝる夫婦別居制といふ契機を土地の共有以外に必要としてゐたことを示すものであらう。故にこの共同體は自己の紐帶の一つとして婚姻關係といふ生物的要素をもつてをり、姻戚關係による血緣的紐帶が働いてゐたことは、過重評價するのは誤りであつても、この共同體を具體的に把握するためには見逃し得ないことゝであらう。

以上の特徴づけの上に立つてひたすら血緣關係のみを規定的な紐帶としてゐる最も原始的な共同體といはれる氏族共同體と比べると、それは非血緣者をも内部に含んでゐるから共同體的紐帶＝組織力の上に於てより一層包括的であつて、共同體的組織として一つの進歩であるといはねばならぬ。しかしこれを村落の役人と裁判所をもち、共同體の成員の權利義務が著しく共同體自身によつて身分的に規定され、獨立しやすい單婚家族を自己の構成要素としながら、それらを統一ある規模の下で地緣的にがつしりと團結し、共同體の歷史に於て最後の段階であるといはれる村落共同體(28)とくらべると、その共同體的紐帶＝組織力の上に於て前者は後者に及びがたいといふべきであらう。

更に家族形態の上に於て考へてみることにする。大化前の家族形態は二三頁以下に示した樣な家族形態、あるひはそれ以上に鄕戶主・房戶主の場合にも母系相續の殘存である夫婦別居制が一般的に行はれてゐたとしても、原始的な母系制的な家族構成と比べれば大化前の夫婦別居制は既に次第に成長してきた家父長制的なものゝ發展によつて内容を變へてゐたし、また事實として既に父系制が行はれてゐる。それに夫婦別居制が行はれてゐたとしても一夫一婦はすでに普及してゐたであらうから、同じ夫婦別居制も兩者の間では大きな内容の差違が生じてゐた。故に、大化前代の共同體に於て行はれてゐた父系的な夫婦別居制は氏族共同體に於ける母系制家族の歷史的な發展の產物といふべきであらう。然しこれを各單婚家族の獨立性が强いといはれる村落共同體に較べると、大化前の共同體は、既に各「鄕戶」の獨立性を漸次促してゐたものゝ、その鄕戶的大家族はしば〳〵その内部に單婚家族を全面的に展開しないで、漸く一部の鄕戶主・房戶主等の場合にのみかぎつてゐる有樣であるから、その家族構成の單純さに於て、村落共同體のものは大化前の「鄕戶」の家族形態に比べて一歩進化してゐる段階にあつた。

以上の樣な共同體の組織力と家族形態及び斷片的に現れた婚姻形態の僅か三つではあるが、それ〳〵共同體の構成にとつ

て重要なものであるから、この點から大化前代の共同體の構造と形態が氏族共同體と村落共同體の中間的な構造と形態をもつものであると結論しても大過はなからう。おそらくこの性格と形態の中間性は歴史的發展段階の上に於ても過渡的段階の歴史的な役割をになひ得るものであらう。かゝる共同體を以後親族共同體とよびたいと思ふ。

さて大化前の共同體が以上の樣な理論的な意義をもつとすれば、その後の時代に親族共同體は村落共同體の方に赴かねばならぬにかゝはらず、つひにその方向をとらないで「鄕戸」的大家族の獨立にひとまづ移行したといふことは前述の考察に對する疑問を起す理由となる。結論的にいへばこの理由は當時に於ける共同體の自然的歴史的環境の制約によるものと思はれるので次にこの點について考へると同時に、かゝる環境に對して「自己」を變へると共にまた新たな「自己」を形成して行つた鄕戸の團體制の性格について述べる。

＊括弧内の數字は以下すべて「大日本古文書」の卷數と頁數を示す。

(1)・(2)　拙稿、北陸型庄園機構の成立過程（社會經濟史學、一一ノ五）六五頁

(3)　同上、一一ノ六、七頁。本書第四章2參照。

(4)　同上、一一ノ四、四八—九頁。

(5)　石母田正氏、古代村落の二つの問題（歴史學研究、一一ノ九）四八—五〇頁。氏によれば五保は必ずしも近接する戸からなるものでなく、同族や親族やの血緣的關係によつて作られることがあるが、この事は何等本文の論旨である非血緣者が集まつて一つの聚落を作るといふことを否定するものでないであらう。むしろ血緣關係をわざ〳〵考慮して離れた戸を集める場合があるといふこと自體が、逆に非血緣者が混居してゐることを證する。

(6)　同上、六〇—一頁。

(7)　同上、一一ノ八、三三頁ノ「五」參照。

(8)　同上、四三頁、ヨーロッパのアルメンデに關する事實を例として共同體を主體とする私有性の性格が如何なるものであるかといふことを明確に示してゐる。從來この點は社會學・法制史の上に於ても最も閑却された部面であるだけに參照されたい。

(9) 同上、一一ノ九七八頁。

(10) 石母田正氏、奈良時代農民の婚姻形態に關する一考察(歷史學研究、九ノ九、一一頁)參照。

(11) 佐藤三郎氏、中世武士社會に於ける族團團結(社會經濟史學、八ノ三)一〇八―九頁。

(12) 鈴木榮太郎氏「日本農村社會學原理」第八章第三節「通婚圈」(四八六頁)參照。
關口武・森藤勝元衞氏、村落通婚圈に關する一考察——島根半島の例について——(地理學評論、一八ノ六)七八―八〇頁。

(13) 古島敏雄氏のお話によれば、德川時代に於ける伊那の御館の通婚圈はほゞ同じ身分の相手を求めて伊那全體にわたり、時として御館の内には同じ村に婚戚による親類が一人もない時すらある。それに對して一般農民の通婚圈は南流する天龍川とそれに注ぐ西流または東流する支流につゝまれる抽象的には四角形な二三村を含む一個の地理區の範圍であつて、被官はまたその逆に御館と同じ區域に及んでゐるとのことである。この樣に通婚圈が階級による相違があれば、實父長的大家族の場合に夫婦同居制が同じ樣にあつても家長と一般家族成員の間、及び富んだ戸と貧しい戸では通婚圈の點では大きな違ひがあることゝなり、この樣な混亂は次第に共同體的なまとまりに種々の障害を來すことになるのであらう。このため階級なき時の共同體に於ては、自分と同じ特別な身分の者を廣く求める必要はないからその通婚圈が大なるを必要とせず、またたとへ戸主のみの同居制が行はれて眞の各家の連帶性がうすらいで來てもなほ一般家族成員の連帶性が續いて、著しい階級の分解が現はれぬ限り、一般家族員の通婚圈の範圍は依然として狭く、地緣と血緣が合一の紐帶となるであらう。

(14) 石母田氏、前掲稿「婚姻形態」(一一ノ九)九―一〇頁。

(15) 同上、一五―六頁。

(16) 小田内通敏氏「聚落地理」(改造社版經濟學全集三三卷所載)二八三頁。

(17) 山本正吏氏は「我が古代村落相に就いて」(「歷史地理」七九ノ六」に於て「我々が最も古く溯つて推測し得る聚落の稱呼は「クニ」である」(五頁)とされてゐる。成務記紀の最古の部分に示される古代人の居住地が「クニ」の稱呼でよばれるが、これは旣に聚落といふ意味以上に主權・人民・土地を含んだ一個の構造體を内容とし、他所から來た「天降りませる」人に對して强く對抗意識を生ぜしめる程の「體驗の外面化である歷史的實在」(江沼義篤氏、地政學研究、三三・三七頁)となつてゐるので、「クニ」は決して單なる聚落の稱呼として解されない。あくまで聚落自體を表現する稱呼はムラに求めるべきであらう。

(18) 小田内通敏氏、村落社會考察の一基準(一六九頁)、村落共同體の地理學的研究(一七七頁)(風土日本の研究基準、所載)、及び鄉

土社會に於ける流動性（社會事業、二〇ノ三）その他一切の同氏の勞作はこの方面に於ける最も科學的にすぐれた業績の一つであらう。

(19) 柳田國男氏「日本農民史」五四—六〇頁參照。

(20) 歴史地理五七ノ一三頁參照。その他同氏の灌漑に關する一連の研究參照。

(21) なほ山本正史氏は「ムラ」の獨立體としての性質が大變に強いものであることを次の樣に言つてゐる。「『ムラ』はその昔『クニ』と呼ばれるほどのものであつてその樣な人間聚落が『ムラ』と呼ばれる樣になつたのは、『豐葦原之千秋ノ長五百秋之水穗國は、甚くさやぎて有りけり……この國に道速振荒振國つ神ども多なる……』（古事記、上）ために起つた相互の爭ひの結果、征服された聚落は、『最早從來の國名を稱することは出來ず別の稱呼を持たざるを得なかつた』ためにその結果生れた稱呼が實に『ムラ』であつたと想像する」山本正史氏前掲稿、六八頁。

(22) 小田内通敏氏「風土日本の研究基準」五八頁。

(23) 同上、六一頁。柳田國男氏「日本農民史」四一—二頁參照。

(24) 自然堤防洲の內容については、田中啓爾氏「中央日本に於ける海岸平野の人文地誌學的研究」（地理學論文集所載）七〇、八四—五頁參照。

(25) 前掲拙稿「北陸型」（一一ノ六）二四頁。

(26) 小川琢治博士「人文地理學研究」一四八—九頁挿入の「南獨逸ミュンヘン市郊外森林地域中の聚落」圖參照。ラアッエル著、向坂逸郎氏譯「ドイツ」二六六頁參照。

(27) コワレフスキーが世帶共同體を村落共同體の前段階となす根據であるローマ時代のゲルマン社會の家族の實態は、なか〳〵本質の決しがたい大きな問題として殘されてゐる樣である。その內の一說としてクーランジュは次の如くいつてゐる。「ケーザルはゲルマン人の許では土地は諸家族に、一體をなすところの諸血族に割りあてられる。ところでこの家族に於ては母系的な要素が、父系と同樣に強力な紐帶をなしてゐる樣に見えるのである。そして土地を共同不分割に耕作するのはこの集團である。そしてまた各家族が兵士の一集團となつてゐる。」(Les germains connaisaient-ils le propriete des terres p219—220)。なほこの家族形態に關するケーザルの記述を近山金次氏の譯によつてみると「長官や首領は年毎に部族や或は一緒になつた血族へ然るべき場所に相應の土地を割り當てるのであつて、その翌年にはこれを他に移動せしめる」（ガリヤ戰記、岩波文庫版、二九五頁）となつてゐる。兩者をくらべる

と「諸血族」と「血族」はともかく「諸家族へ」と「部族へ」とは言葉の上では大きな違ひがある。これは原典の Gentibus に對する譯語の違ひで、クーランジュはこれを Aux familles として「家族」の義をこれにあてゝある。然しこの「家族」は近山氏の譯本によつて知り得るところでは「自分等の周圍を出來るだけ遠く荒廢させ、その境域を無人の境にして置く……：部族が戰爭をしかけられて防ぎ或はこれをしかける場合には、その戰爭を指揮して生死の權を握る長官が選び出される。」（同上、二九六頁）。この様に一地域を占據しまたかなりの軍事組織をもち得るこの Gentibus はかなりの人々の集まりとなつてゐると考へられるから、コワレフスキーがツアドルガ的と考へたゲルマンの家族はこの「部族」ではなく「一緒になつた諸血族」（Cognatio）であることは—たとへクーランジュが「家族」といふ用語を Gentibus にあてはめてをり、またこの「家族」を廣義に解したとしても—「部族」の集體的內容から撰び得ないところであらう。しかるにこの「諸血族」はたとへ形態がツアドルガ的であり、そしてまだ一定地域を共同に耕作したものであつても、この「諸血族」が耕作する土地は自分が所有・占有してゐるものでなくて他から割りあてられるのであるから、當然こゝには割りあてる主體がなければならぬ。即ち「諸血族」よりもより高次の團體があつて「諸血族」はその團體の內に含まれてゐる「諸血族」であつて何等それは獨立した主體ではない。では割りあてる主體は如何なる團體かといふに現在の私には見當がつかない。多分コワレフスキーがツアドルガ的と解したゲルマンの「諸血族」は決してそれ自身一個の獨立したものでなく、むしろ親族共同體的連帶制を保有してゐる「聯同的」大家族に似てゐるといはねばならぬ。なほタシタスの記述によれば「田野は先づ耕作するものの數に應じて、全體としての鄕によつて（鄕全體の共有財産として）占有され、次いで耕作者相互の間に於て、各人の地位に從つて分配せられる」（田中・泉井兩氏譯、ゲルマーニア、五七—八頁）ことを知るのである。ケーザルからタシタスの時代までにいかなる變化がゲルマン社會の家族の內に於て發生したか明瞭でないが、タシタスの記述によれば「各人の地位に從つて土地が分配される」のであるから、タシタス時代になると、個人の立場の強化と各人の間に階級が成立したかの様に「各人の地位」といふ事情は示唆的である。然しこの「各人の地位」は少しく吟味を要する。蓋しわが律令の班給も各人に何段と定めてあるが、決してそれは各人の身分の獨立を認めてなされたものでなく、結局各人が集まつて構成してゐる家族に班給され、結局各人の事情は家の事情を測定する一要件になつてゐるに過ぎない事情があることを考へれば「各人」の意味はしかく簡單でない。また「地位」についてもゴルドンの英譯によれば、(According to the condition and quality of each) T. Gordon, Annals of Tacitus P.238 'The Scott Library')とされ、原典の意味は現在の私には分らぬとしても、この邦譯の「地位」は必ずしも階級の意味ではなくて、律令の班給に際しても人々の性別・年齡別・身分別等を考慮としたと同じ様な內容であるとも考へられる。以上をもつてすれば單に「各人の地位」といふ

邦譯の記述からのみ個人の獨立と階級の云々を論ずるのは困難となる。むしろタシタスの時代には「鄕」による土地の占有と土地の制替へが未だ行はれてゐるのであるから、旣にこの時代に「奴隷」の發生がゲルマン社會にあつても、各自由民の間には共同體的な關係が存續してゐたであらう。もし「各人の位置」を前述した樣に、わが鄕戶の事情に比定して考へた樣な事情が事實だとすれば、タシタス時代の「各人」は未だケーザルのいふ「一諸になつた諸血族」を內容とする大家族の一員として含まれてゐたのではなからうか。從つて性質に關してはともかく家族形態に關するかぎりでは類似したものが續いたのではなからうか。かゝるものゝ存續なくしては七、八世紀のゲルマンの法典に出てくる家族共同體・合手共同體の存在を考へることが出來ないのではなからうか。(久保正幡氏、フランク時代の家族の共同體と自由分權の發展、法學協會雜誌五四ノ一、三一―二頁參照。)勿論いろ〳〵細部に亙れば否重要な點に於ても大化前の共同體とゲルマン社會の家族構成は相違する點もあらうが、いづれにせよコワレフスキーの考へてゐる樣な獨立體としてのツアドルガ的な家族はこのゲルマンにはないのではなからうか。たゞこれらのテキストはテキストそれ自體の文獻學的な問題をもつて、用語の解釋にも大きな差違があるほどであるから、門外漢の私がとかくいふのは間違ひであらうがツアドルガに關する見解を檢討するために冒險を犯して以上の樣に記るして置いたにすぎない。特に西洋史家の御敎示をまちたい。なほこの註の作製には友人林基氏の援助によることが多い。記して謝意を表したい。

(28) 平野義太郞氏「民法に於けるゲルマン思想とローマ思想」一四八二頁。この說はギールケが總有權に對してなした法理的な理論づけであるが、ギールケに於てはこれをゲルマン法の法人に關する論議によつて考察してゐるのであるから、この規定を村落共同體の性格規定にあてゝもよいであらう。

前揭ヴント「民族心理學」七一―二頁參照。

第三節　鄕戶的家族制の成立

親族共同體の發展は自己の性格として、村落共同體に當然移行すべきものであるにかゝはらず前節の末に於て觸れたやうにわが國の大化以後に於ける村落の實情をみると、何等そこには單婚家族の獨立及びそれらを有機的に聯合した共同體はな

く、古代人の本有的な團體組織としては、たゞ數個の單婚家族かあるひは夫婦のいづれかを缺いた一見破片的に思はれる小家族のいくつかの集りから成り立つてゐる大家族が存在するのみである。勿論慣行としてこれまで行はれて來た村的な團體組織があつたことは先にあげた春の田祭の郷飲酒の場合に、人々が集まつて、宗教的な意味をもつてゐると考へられる共同飲食を行つたり、その費用を各家から出した稻や出擧で得られた利息で支辨した樣なことからもよく窺はれるのであるが、律令體制の制度の上ではそれを一個のまとまつた團體として法制化した條文はない。かゝる實情は一見すると氏族共同體から村落共同體の過渡的な團體として規定した前掲の親族共同體の範疇を否定するやうであるが、この樣な事情が起つたのはわが國に於ける親族共同體がもつてゐた自然的及び歴史的環境に制約されて、つひに西歐に見られる樣な村落共同體をもち得なかつたためだと考へられるのである。次にわが國の共同體の歴史をその樣にならざるを得なくさせた理由を檢討するために、親族共同體の自然的歴史的環境について考察してみよう。

わが國の古代社會に於て、共同體存續の最もよい手掛りとこれまで考へられてきた土地の割替へ制が行はれてゐたやうな明證はない。おそらく水田耕作特有の性格にうながされて、土地の割り替へが古代に於て困難であつたために、同一土地を長期あるひは永續的に耕作してゐたためであらう。(1) この樣に土地慣行の仕方が西洋の場合と違ふといふことは、何等わが國古代に於ける共同體の存在を否定するものでないことはいふまでもないのであつて、共同體の存在の如何を規定するものはすべて土地共有の如何にあるのであつて、この共有の存在が前章で證明された以上、共同體のわが國古代に於ける存在はうごかすことは出來ないのである。故に共同體の土地慣行のかゝる相違は、まさに東洋と西洋の違ひの現はれといふべきであつて、一に兩者の生活資料とそれを獲得する手段の仕方に原因をもとめるべきであらう。そしてこの耕地はそれ〲個人的に占有されて行はれたものでなく「郷戸」的な單位の下になされた。(2) 從つて親族共同體はたとへその存在を嚴然として保つ

てゐたとしても、早くからその內部において共同體の構成要素である一應の大家族をなしてゐる「鄕戶」の主體性の强さを發生する情勢を許さざるを得ないやうになつてゐた。かゝる傾向は夫婦同居制が次第に行はれて、婚姻の持續のために他家と密接た關係をもつ必要がなくなるのにつれ、益々一般的に增大することは否定できないのであるが、親族共同體自體の基本的な紐帶が土地の共有にある以上この樣た婚姻形態の發展のみでは親族共同體に內在する共同體的構成を全面的に止揚することはできない。むしろ前述の親族共同體の範疇からすれば、親族共同體に於て、その內に含まれる共同體の構成要素である大家族は單なる血緣組織・勞働組織たる意味しかもつてゐないのであるから、如上の樣に大家族の內に漸次單婚家族が成立してそれ自身が一個の獨立した勞働組織または血緣組織ともたり得る樣になれば、自づと大家族の機能は喪失して解體を餘儀なくされるが、その外框としての共同體は、內部に於ける著しい各單婚家族間の不平等の成立によつて土地所有の主體たることが否定されない限り、何等自己消滅する必然性をもたないのである。むしろそこには各單婚家族を構成要素とする地緣的紐帶をもつてがつしりとした村落共同體が生ずるものであると理論的にいへるのである。故に親族共同體の內部に於て單婚家族の成立とその獨立によつて生ずるものは原則として親族共同體の分解でなくて、むしろ「鄕戶」的大家族の分裂である。然し實際のわが國古代の村落の實情は奈良時代の戶籍・計帳からうかがはれるやうに單婚家族は全面的に未だ進展してゐないから、大化前に於て未だ夫婦子供のみからなる小人數の單婚家族の發展は僅かで依然大家族の存在が顯著であり、しかもこの大家族は未だ獨立したものでなくて親族共同體の一環としての機能を果してゐる場合が多かつたであらう。かゝる生活資料の獲得方法の特性にうながされて持續する大家族制がわが國古代の社會生活の上に於て果す主體性の强さと、その大家族が親族共同體と關聯して所有してゐる性格は、旣に大化前代の歷史的事情によつて大きた影響を受けて、大家族は新たた樣相をもつて自己の主體性の擴大を促進するに到つた。こゝに西洋とくらべてわが國古代の共同體の歷史の違ひ

が出てくる。

さて大化前の親族共同體は中央集權的な律令政府の強力な影響下に置かれる前に、既にそれ自身のみで立ち得る立場に置かれなかつた。即ち親族共同體とそのムラ的な聚落構成・機能はそのまゝ存續することを許されてゐたものゝ既に各村同志の爭ひの結果による服從關係が存在し、特に時代が五・六世紀になつて國家統一が進行する樣になると、それらは更に中央豪族の著るしい私有勞働力獲得の野望を背景として設立された屯倉・田莊となり、從來の村落構成は外界の事情によつて著るしくその獨立と平和を攪亂されることゝなつた。かくしてかゝる歷史的環境は親族共同體内部の相互關係に刺戟を與へて社會的な不均衡の發生を促すことゝなつた(3)。しかるにこの時代に於ける農村の社會的な實情が前述した樣に十分な單婚家族の發展がなくて、大家族單位が人々の生活の基本的中軸をなす以上、ムラの社會的な分解は個人的な單位の下になされないで、各大家族單位の下になされるのは當然であらう。故に屯倉に收穫物を納入する者の貧富の差を「上上戸、上中戸、上下戸、中上戸、中中戸、中下戸、下上戸、下中戸、下下戸」(賦役令)の九等に分ち、この基準を「古記云、問、如何定九等、答、計資財定耳」(同上)と資財の多寡に求めながらその資財を所有する主體を大家族としての戸に置いており、また奈良時代の戸籍・計帳からうかがはれる村落構成がやはり大家族としての戸からなつてゐることは、いづれもすべて當時の人々の生活の主體が大家族にあつたことを示すとともに、如上の樣な親族共同體の喪失の後に生れた人々の最低の生活組織が大家族單位であつたことを裏書きするものであらう。律令の戸に含まれる實體は決して恣意的に作られたものでなく、如上の歷史的事情によつて生れた產物である。かくして大化前にあつても既に大家族は各々の關係に於て次第にその共同體的連帶性を破つて自己の獨立を獲得しつゝあつた。

この樣な親族共同體の衰頹と大家族の獨立は從來の樣な夫婦別居制といふ婚姻形態に當然大きな影響をあたへる事とな

る。これまでの様に各家が密接な關係にある時、夫婦は別居してゐてもさしたる生活上の制約を受けなかつたであらうが、兩人が屬する家の獨立性が强まれば强まるほど、たとへ自分の妻であつてもその妻は他家に於てはその家の戸主の娘であり姉妹などであつてその家の家族成員として夫と別個の生活條件をもつものであるから、兩人の立場は矛盾し易くなる。この矛盾は特に家の性格に最も順應しなければならぬ立場にある家の代表者たる鄕戸主または房戸主にとつて最も著るしく感ぜられてくるのであつて、鄕戸主・房戸主にまづ夫婦同居制が生ずるのは當然であらう。このやうに夫婦同居制による單婚家族の發展は、親族共同體內部に於ける各大家族の獨立化の過程に規定または促進されて發生した。このためわが國に於ける親族共同體の崩壞の方向は、單婚家族の成立による大家族の分解の結果、これらの單婚家族を構成要素として立つてゐる村落共同體の成立に赴かないで、單婚家族をいくつか內に含んだ個々の大家族の獨立に移つて行く。かくしてこの獨立した大家族は他の大家族に對しては次第に非連帶的になつて行く性質のものであるが、その大家族の內部に關するかぎり、これまで自己の大家族が主體となつて占有してゐた土地を大家族の成員で共同に所有することを中核にして、一個の確固としてまとまつた團體性をもち、一個の小宇宙を形成する可能性をもつてくる。かゝる土地所有の主體が親族共同體から大家族に移行した結果、新たにこの大家族の內に單婚家族の發生が一般的に見られる樣になつても、親族共同體を嚴然たる環境としてもつてゐるために、確固たる主體を構成する契機に缺けてゐた時の大家族の場合の樣には、容易に分解しない性質のものとなる。否大家族が土地所有の主體たる性格を存續するかぎり、原則として各家族成員に若干の動產所有の不平等が生じても、この大家族は分裂しない。[4] かゝる大家族的形態を備へた團體をもつてゐるものをば、かつての拙稿ではその歷史的意義は未だ十分につかみえなかつたのであるが、「世帶共同體」とした。然し前述した「世帶共同體」の言葉を慣用するこれまでの人人の考へに鑑み、以後かゝるものを家族共同體とよぶことによつて、一應形態に於ては同じものを名ざしながら、その歷史

的意義に對する認識は違ふものであるといふ心持の一端を示して置きたい。なほ以上の様な過程をもつて戸主の差別的な立場が婚姻制に於て發生しながらも、大家族それ自體は一個のまとまつた團體となつてきたのであるから、いはゆる家父長制と共同體制といふ一見相反する要素の上に立つ家父長的家族共同體の實體はかゝるものを示すのであらう。從つて先に差別的な夫婦別居制をもつて論じた家父長制は如上の大家族體制の成立過程を背景として考へて初めてその具體的な性格が明白となる。

さて大化後になると、今度は統一的な巨大な國の力が古代村落の上に村落制度の形をとつて重大な影響を及ぼす事となる。この古代村落とその歷史的環境との接觸の具體的な仕方と性格は昭和十六年「歷史學研究」に發表の「古代村落の二つの問題」なる論文にくはしく、すべてはそれに盡きると思ふのでこゝで新たに述べる必要はない。たゞその結論を利用して政府の態度を示すとわが國の中央政府の古代村落に對する態度は、支那の様にせい〳〵政府の直接支配が縣まで及ぶのみで、[5]たとへ村落内に於て里甲・保甲等の徵細な法令が政府によつて行はれようとその運用は概ね村にゆだねられる有様であつて、[6]人民は官吏に行きあつたこともなければ、白髮の老人もこれまで郡廳に行つたこともなく、その所在も知らず、その存在さへ知らぬ様な、[7]現地の舊情をそのまゝにして置くといつたことを絕對にとることを原則の上では許さないで、まづ地緣的關係の上では從來の村を無視して鄕を置き、社會的な關係の上では從來の親族共同體の框を破つて戸の制を定めた。このことはあくまで國が要望する關係を人民に與へようとした結果の現はれであつて、支那の國家特にこの時代に壯大な建設を行つた隋唐の國家體制さへ、わが國のやうに上下の貫徹はみなかつたであらう。かゝる村落制度の上にみられる兩國の相違の成立は、支那の場合は單なる貢納を人々に要求するに止まつたのに對して、わが律令制的な社會秩序は部民編成と同一の原則と心がまへに貫かれ、[8]あくまで人民の生活を自己の生活規範によつて律しようとした爲めに生じたといふことが出來るで

あらう。

故に律令の村落行政制度に於て、負擔・徴税の單位を個人に置かないで大家族としての戸に求めたことは一見不徹底であつて政府の新社會秩序形成の方針にそむくやうであるが、これは當時の爲政者が、當時の生活組織の最低が個人になくて大家族にあることを認めた爲めであつて、このやり方は政府の方針と少しも矛盾しないのである。むしろ律令起草者によつて社會生活の最低單位は大家族にあるし、またその傾向にあると考へた當代社會に對する認識は如上の樣な親族共同體の崩壞過程にあつた當時の歴史的事實を顧みて正しい認識としなければならぬ。こゝに於て親族共同體は法制の上ではすつかり認められず、またその地盤であつたムラの機能も眼中に置かれず、ひたすら政府の意を徹底せしめるに便宜がよいやうにといふ目算のために、最低の生活單位となりつゝある大家族をとりあげて戸とし、政府としては最も人民にぢかに接する方法をとつた。故に當時の律令の規定では、別居異財を禁ずるといつた唐の法令そのまゝの法令をもつて「鄕戸」の靜態的存在を確保しようとしてゐる樣だが、然しこの鄕戸の存在は何等それ自體の爲ではなく、政府が自己の要望する社會的規範をよりよく人民に向つて求めようとするためで、一般的に大家族の存續をはかる目的はそれらに治安・警察の任をまかせて、自分は手をつかねておかうとする支那の場合と比べると、兩者の村落に對する態度はおのづから違つてくるのは當然であらう。[9] このため、支那では小家族主義が次第に普遍化する明清時代になつても依然として法令の上では累世同居の大家族の存續を推奬しようとしてをり、特に唐の時代にはその傾向が著るしかつたのに、[10] つひにわが國の古文獻に管見の範圍に於てほとんど累世同居の大家族の存續を推奬した例を見出し得ないのは、兩國に於ける政府の態度の相違を知れば當然であらう。おそらくわが政府では徴税・徭役負擔に差支へない範圍で戸の變化はその自由にまかして、僅かに班田農民の班給地からの逃亡のみを嫌惡するにすぎないのであつて、如上の樣な支那のやり方は興味も必要も感じなかつたのであらう。かゝる政府の態度こ

この自然共同體を破つて郷戸の獨立を促し、村の構造を無視して五十戸一里の行政單位の決定をもたらし、そして現地の人を村落の役人にしようとする唐の規定をわが律令の内に加へなかつた原因である。更にかゝる方針は戸に對する貫籍の規定の上にもおのづから明瞭にあらはれ、戸はそれ自體が從來からもつて來た團體性に新たな變化を政府によつて與へられて來るが、その具體的樣相について、特に郷戸の組織の觀點から述べておきたい。まづ郷戸は社會經濟法制的な主體として一個の獨立體として生存する樣に律令で定められ、あらゆる社會的な交渉は、個人と個人あるひは舊共同體と舊共同體とでなく、全く各戸の關係として原則上あらはれる。もし「大納言吉備朝臣眞備奏、樹二柱於中壬生門西、其一題曰、凡被官司抑屈者、宜至此下申訴、其一曰百姓有冤枉者、宜至此下申訴」（續紀、天平神護二、五、戊午）が各人の訴訟行爲を許したことを示す文獻だとしても、おそらくそれまでは「設二鍾匱於朝一詔曰、若憂訴之人有二伴造一者其伴造先勘當而奏、有二尊長者一、其尊長先勘當而奏、若其伴造尊長不レ審所訴、收牒納匱、以二其罪一々之」（孝德紀、大化元、七、戊寅）の樣に一般の家族成員はそれ〳〵の「伴造」あるひは「尊長」の手を經てのみ訴訟をなし得たのであつて、かゝる個人の立場を輕視して、その人間が屬してゐる一定の團體のみを社會生活の上に於て認めようとする規範は當然律令の規定にも生かされたであらうから、すべて訴訟は郷戸主の手を通じてのみなし得る樣に定められたものであらう。かゝる個人の立場をあまり認めないやり方は土地の賣券に耕作者の名が出ないでしば〳〵耕作者の郷戸主の名が載せられ、また「賣人」などといつて一般家族成員の名が示されても必ず郷戸主の同署があること、あるひは買主自身も何々郷何某戸主何々戸何々となつて、郷戸主の名を示してゐるたどといつた樣な仕方に、如實に示されてゐるものと思はれる。(12) かゝる郷戸の團體制の強調は支那の法文をそのまゝにうつして來た嫌ひがあり、また、その實證も疑はしいが、「祖父母父母ありて、子孫籍を別ち、財を異にするものは、徒二年（戸婚律）更にこれを犯すものは常赦にも免ぜず、應議にも減ぜずといふ八虐の内に數へられた」(13) ことのうちにも表はれてゐるといふ

べきであらう。このため「凡家長在而子孫弟姪等、不得輙以奴婢、雜畜、田宅及餘財物、私自質擧及賣、若不相本問、違而輙與及買者、依律科罪」（雜令）とある樣に日常使用してゐる身のまはりのものはとにかくとして、一家の生活を構成して行くに必要な一切のものがすべて家長の下にをさめられてゐるやうになつてゐるのも偶然ではないであらう。從つて相續に於ても中田博士の復源された大寶令の戶令によると「應分者、宅及家人奴婢並嫡子」（法制史論集・第一卷五三頁）となつて嫡子相續のみが規定されるやうになつてくる。然しこの傾向は養老令になると「凡應分者、家人奴婢田宅資財總計作法」と分割相續の方に變つて來て、以前ほど鄕戶の團體制を保たうとする氣持がおろそかになつて來る嫌ひがあり、おそらく「鄕戶」の「房戶」への一般的な分裂の傾向を示すものであらう。然しこの時ですら「氏賤不在此限」（戶令）とあつて鄕戶の共有奴隷と考へられる氏賤の分割相續は認められないで、鄕戶を一個のまとまつた團體として存續するに重要な支柱の機能を果し得る氏賤の存在は依然として家長の相續と定められてゐる。この氏賤は如上のわが國の相續に關する規定が文辭の上でそのまゝ眞似たと思へる唐の「諸應分者田宅及財物兄弟均分」（戶令）にないところでわが國古代の家族構造の性格から生れた大きな特長といはねばならぬ。勿論「家人奴婢」の辭句も唐令にはないか、これは唐令の「財物」の意を擴大すればそのまゝ合致するもので氏賤の樣な共同體に關聯した特殊な性格をもつものと比べては範疇的に全然さしたる重要性をこの際もたないといはねばならぬ。この氏賤は大寶二年筑前國島郡川邊里の戶籍に示される「戶主私奴婢」に對する戶主奴婢といふ辭に現はされた樣な例をもつて永く續いたものと思はれる（一ノ一〇二、一〇四）。然しかゝる鄕戶の主體性の强調は必ずしも鄕戶の團體的組織を確保しようとするために行はれたものでないことは前揭の養老令の分割相續、更に令集解のこの條に於ける註の「義解」、「式」、「釋」、「一」がすべて財物の均分分割をとなへ、次第に相續遺產の均分が慣行され、しかもそれが法令化される傾向をもつてゐることによつて分る。結局この鄕戶といふ團體制を存續しようとする政府の意圖は何等

それのを有的た共同體制を存續するためではなくて、國家の方針を最下層にまで徹して公民の徴税・徭役負擔を保持するための方法としてその連帶制が選ばれると共に、またこの郷戸が當時の社會に於ける最低の生産過程に於ける勞働組織であつたことの結果によるものにすぎないのである。故に戸の家族共同體的性格が時代の經過と共に衰頽し、人々の生活組織が次第に矮小なものに轉化し單なる單婚家族即ち房戸（勿論房戸も大なるものがあるが、こゝでは原則を意味するにすぎない）といつた樣な組織でも生活を存續し得る樣になれば、政府の定める戸の制はたゞちにかゝる新たなるものに移行して、それを新たな一つの戸として認め得るやうになる。このことは天平十二年遠江國濱名郡の輸租帳に於て農民からの徴税が郷戸以外に房戸單位によつてもなされてゐる實情によつて明瞭である。

郷戸をその樣な目的の下に保つには、その團體性を分裂させないでよく統制してあやまりのないやうはからねばならぬわけであつて、こゝに家長の制が自づから定められる樣になる。勿論大化前に於ても家族共同體（郷戸）には當然「家長」はゐたであらうが、その時の家長は共同體員の指導者の意味をもつて多分に家族となごやかな態度をもつて密接に結びついてゐたものとおもはれるが、この官制による家長制は次第にこれまでの家長の性格を變化させるであらう。即ち「釋云、若父死、母子見存者、以男爲父（家長）、又有伯叔兄數人、猶以嫡子戸主也」（戸令註）の樣に劃一的な嫡子主義が行はれたり、あるひは先にあげた樣な郷戸主の機能を著るしく強化したりなどしてきたから、家長はおのづと意識・無意識の内に自己の家族と遊離しがちな權威者となる傾向を帶びてくるであらう。然しかゝる郷戸の法制的形成と變化はその實體である大家族の家族構成の性格によつて結局は規定されるものであるから、われわれは當時の家族構成の實體を法制上のあれこれの規定にわづらはされないで見ることが必要となる。それによつて當時の爲政者が大家族を對象として自己の目標を貫徹するためにいかなる政策・法制を確立しなければならぬかといふ必然性が明瞭となる。

（1）・（2）　石母田正氏、古代村落の二つの問題（歷史學硏究、一一ノ八）二八頁「四」參照。

（3）　拙稿、北陸型庄園機構の成立過程（社會經濟史學、一一ノ五）六九頁。

（4）　土地の共有が大家族の共同體的な存續のために、いかに强い紐帶をなすかといふことの反面の資料として、土地の共有が媒介とならないと共同體的な大家族の存續が困難であることを、一、二の例によつて示して置き、次章の內容にも關聯さして置きたい。岡田謙氏が調べられた臺灣北ツォウ族に於ける大家族の團體制の薄弱性とその內部の單婚家族の獨立性の强さは、彼等夫婦の住居が「竹或は茅で圍つた小室をもつて寢室となし、且つ衣服裝飾品その他私有物をこゝに置いてゐる、經濟的にも小家族の基礎は既にこゝに存在してゐる」（同氏「未開社會に於ける家族」二〇五、二〇六頁挿圖參照）ことに多大の原因をひそましてゐるのであらうが、基柢的な原因は耕地所有の主體が家にあり、そしてこの家は小家族へ現在うつりつゝある（同上、一〇九頁）ところに求めるべきであらう。即ち岡田氏が小島由道氏の報告の引用によつて明白にされた樣に（同上、一〇三頁）嘗つてこの土地に大家族の存在が强固のものであつた時もあるが、それが近年になつて次第に小家族に分裂して行つたといふのはそこに何等かの理由がなければならぬがこの新たな歷史的事情の變化こそ耕地所有の主體の新たな變化に求めるべきであらう。然し現在でも狩獵地の所有が大家族以上の大きな組織である大氏族あるひは小氏族にあるから（同上、一三七—八頁）、屢々こゝに小家族を包含するより大きな生活組織が存在するのは當然であらうが、彼等の生活資料の獲得が次第に狩獵より農業へ更に水田に移るやうになれば——特に水田の場合は初めから小家族が耕地所有の主體となつて行くといはれてゐるから（同上、一四一頁）——小家族の獨立の傾向は强くなる。以上の例は大家族が土地所有の主體となることを止めた結果の表はれが、いかなるものであるかといふことの一例を示したのであるが、大家族が土地共有の主體となることを止めた時にはいつもかゝる小家族の分離・獨立を促すものでないことを次に示して置かう。

カルプによつて調査された南支鳳凰村の家族を見ると一應夫婦は別個の居間をもちながらも（同氏著、喜多野・及川兩氏譯「南支那の村落生活」二〇〇、二〇一頁挿圖參照）、その獨立性はさしてない。カルプはこの村の家族のあり方を分類して自然的家族・經濟的家族・宗敎的家族及び宗族の四つに分け、そしてこの四つは以上の順序をもつて階層的に序列してゐるとなしてゐる（同上、序說一八頁）。そして夫婦子供のみを含む家族はこの自然的家族にあたるのであるが、この地に於ける自然的家族の機能は「經濟的家族の活動的にして生産的な成員となるであらう息子を作る」（同上、二三七頁）ことであり、それは社會的には「傳統と因襲の中に包攝されそれ自體としては殆んど重視されない」（同上、一八六—七頁）。故に「支那人によつて普通一般に家族として解され」（同上、一九四頁）、「村落共同態の勞働單位であるのは」（同上、一九五頁）「父、母、もしくは數人の母達、祖父母——屢々それは祖母である——

父の子供達、及び幼兒を持つてゐる子供の妻達から成立つてゐる」（同上、一九五頁）經濟的家族なのである。この樣な單婚家族の獨立性の薄弱さは眞に單婚家族が典型的な共同體の内につゝまれてゐるために起つたのではない。この理由についてはカルプが調査した結果によつて容易に分るのである。彼の調査によれば經濟的家族の家長が「ローマ人の間では普通であつたところの家父長權こそ持つてゐないが、一種の族長である。彼に對しては他の者はすべての權威に於て從屬的であり」（一九六頁）、「この單位（經濟的家族）の内部に於ては一般的資源に關して限定された形の共産主義がある」（同上、一九五―六頁）が、これは共同體的な共有性格に根ざすといふよりはむしろ權威ある家長の「相續財產の細心な管理、財的資源の改善、……彼の集團成員の行爲に對する指導等」（同上、一九六頁）のいはば家長のみに私有制が許され、一般のものはそれからのぞかれた結果の表はれとみなすべきであつて、眞の意味の共同體的な性格をもつた家族共同體はこゝには存してゐない。おほよそかゝる際に儒教道德によつてかざり立てられて成立する支那の家父長制がいかに强力な權威をもつて家族的な親密性を缺くかといふことは津田博士の「儒教の實踐道德」（岩波全書版九七―一〇一、一〇四―八頁）によつてうかがふことができる。故にたとへこゝに形態の上では大家族があつたとしても眞に身分の平等性及び生產組織・所有關係・消費關係に於ける密接な共同性と統一性をもつ共同體としての機能がこの大家族の内に働いてゐないといふことが明瞭であらう。

この鳳凰村の例は前と同じく大家族が土地共有の主體となることを止めた結果の表はれであるが、その結果はこの樣に大きな違ひがある。故に大家族の共同體的性格の喪失＝土地共有の崩壞の仕方、それに伴つて出てくる新たなものゝ樣相はそれ〴〵の歷史的環境とその大家族自體がもつてゐる歷史的性格によつて種々の違ひがあり得ることを僅か二例の内にもうかがふことが出來ると共に、家族成員による土地共有の有無がいかに大きな影響を大家族の共同體的構造に與へるかといふことを明瞭に示してゐる。

（5）　橘樸氏「支那思想研究」九七頁。
（6）　旗田巍氏、北支に於ける村落自治の一形態（加藤博士還曆記念・東洋史集說所載）六一九頁。
（7）　淸水泰次氏「支那の家族と村落」三頁。
（8）　石母田氏、前揭稿、一一ノ九、五五頁。
（9）　律令國家が班田農民の生產過程の重大なる側面である灌漑施設等に村の自主的な働きに代つて熱心に入りこまうとした事實とその責任感は、律令國家が自己の希望する關係を徹底的に班田農民に結びつけようとした態度の一つの表はれと解すべきである。故に本文で示した强い班田農民に對する態度とこれらの生產的な政策は政府の態度を内外の兩面に於て示すもので、當時の律令國家の性

格と機能を考察するには必ず合せ考へられるべきである。なほ前掲、石母田氏の論文（一一ノ九）六八—七一頁參照。

（10）清水盛光氏「支那家族の構造」一五九頁所載大明令、清律條例參照。この條文では父母の許しがあれば子孫の別居異財が出來るといふのであるから、一應別居異財は法令の上で許されてゐることになつてゐる。然し許しがあれば特にことはつてゐるのであるから政府としてはなるべくならば累世同居を希望してゐることは疑ひ得ないであらう。

（11）同上、一五六頁。

（12）前掲拙稿、「北陸型庄園」（一一ノ四）四七、五五頁。

第四節　古代の家族構造

一

既に前章に於て鄕戸の實體が家族共同體的なものであることを示して置いたが、これは單に一般的に概括していつたまでのことであつて個々の場合には大きな相違があることはいふまでもない。すなはち鄕戸がこれまで正常な歩みをつゞけてゐた親族共同體を分裂させて一律に作られたものであればそれは全國一樣のものとをり、特に家族構造を考へる必要はないであらうが、さきに述べた樣に家族共同體の成立が一つの歴史的な過程に於て作られてきてをり、かゝるものを法制化して戸を定めたのであるから各地の歴史的事情の變化即ち親族共同體の崩壞の程度の相違によつて各地域の鄕戸の內容が違ふのは當然であり、また一地域に於ても親族共同體の崩壞とそれに伴ふ村落內の分解に應じて生れた新たな社會的事情を反映して各戸の構成の上にもなんらかの相違が生ずるのは必然であらう。故に鄕戸の實體は一應親族共同體の崩壞による家族共同體の成立といふ過程を經たものであるといふ意味では同じ範疇をもつてゐるが、家族共同體の成立そのものが親族共同體を破る

といふ反共同體的な要素をもつて生れてゐるのであるから、各鄕戶はその構成の上にも何等かの違ひが生れてくる。卽ち當時の家族構造の上に於て地域的な違ひあるひは同一地域內に於ける階層別による相違が出てくる。かゝるわが國に於ける家族共同體と、そこから必然的に生れる家族構造の表はれ方の種々の相違といふことを考慮の下に置いて家族構造の諸相とその特質を把握しなくては當時の家族を認識したとはいへない。本章はかゝる態度によつて古代の家族構造を檢討したいと思ふ。

まづ第一に地域的に違ふ家族構造の實情を見るために、試みに後進と先進の兩地方を下總と美濃に例をとつて、戶籍によりその地域の家族構成を調べてみよう。

（下總葛飾郡大島鄕＝後進地の型）

（一ノ二六〇―三）
（　）の內の數字は年齡。

（美濃味蜂間郡春部里＝先進地の型）

（一ノ五）。……は想定の血緣關係を示す線。
（　）の內の數字は年齡。

以上の資料によつて同じ戸とよばれながら前者の家族は後者とくらべて著るしく廣い範圍に亙る親等の人を含んでその血緣組織の密度に於て著るしく違つてゐる。この樣な違ひは任意に選んであげた右記の家族のみでなく、他の家族の例を取つてみても、大體同じことがいへるのであつて、兩地域の家族構成に於ける違ひははつきりあらはれてゐる。かゝる相違は同じ鄕・里の內でもこれほどの差はなくともそれ〲若干の程度に於て在るのである。この樣に「戸」の設定はその時までの現地の事情によつて出來あがつてゐた「鄕戸」をそのまゝの姿で一應形の上で固定化したものであるから、當然「鄕戸」の實體の歷史的變化は「戸」の構成の上に示されてゐるのみならず、村落內の社會的な變動は村を編成してゐる各戸の關係におのづとあらはれるから、同じ村內の「戸」の內容を調べることによつて、村落內の社會的變動はどんなものであるかといふことが分る。かゝる村內の實情を最も資料が完備してゐると考へられる美濃國の戸籍によつてうかがつてみよう。

第一表御野國味蜂間郡春部里

人數	戸數	奴婢	寄人	同黨
一—五				
六—七				
八—一〇	一			二
一一—一二	一		二	
一三—一五	四		五	
一六—二〇	八		一三	九
二一—二五	六		二八	九
二六—三〇	四	五	一〇	二
三一—四〇	二		三	
四一—五〇	一	二		
五一—六〇	一	一三		九
六一—				

備考　大日本古文書 1の11—24

第二表　御野國本簀郡栗栖太里

人數	戸數	奴婢	寄人	同黨
一—五				
六—七				
八—一〇				
一一—一二	五		八	
一三—一五	三	二	二	一
一六—二〇	九	一	二〇	五
二一—二五	二	三	三	二三
二六—三〇				四
三一—四〇	二	一		
四一—				

備考　大日本古文書 1の24—40「31—40」内の一戸は總數のみ分り各成員の實情は史料斷片にて不明。

第三表　御野國加毛郡半布里

人數	戸數	奴婢	寄人	同黨
一—五				
六—七				
八—一〇	一		一	
一一—一二	二		一	三
一三—一五	一三	一	八	一六
一六—二〇	一五		九	八
二一—二五	一二	五	一三	一
二六—三〇	七		二一	
三一—四〇	五	六	二〇	二二
四一—五〇	一	一三	一	六
五一—				

備考　大日本古文書 1の57—95

第四表　下總國葛飾郡大島鄕

人數	戸數	奴婢	寄口
一—五	一		
六—七			
八—一〇			
一一—一二	二		
一三—一五			
一六—二〇	四		五
二一—二五	一		四
二六—三〇	五		
三一—四〇	一		
四一—	一	二	

備考　大日本古文書 1の219—291。史料が斷簡であるため41人まで數へることが出來るがそれ以上幾人家族員がゐるか分らぬ家が一つある。

これらの資料によると村落内の各戸籍の家族人員に差等があり、しかも家族人員の多い家ほど奴婢が多く、また同姓異姓にかゝはらず、ほとんど血緣關係の意識されない様な同黨・寄人が中層から上層にかゝるあたりに特徴的に存在してゐる。

このことは同じ村落内の各鄕戸の關係が決して平等なものでないことを示してゐる。かゝる情勢を第四表の下總大島鄕の戸籍の有様と比較してみよう。

大島鄕では奴婢は全く少く寄口といはれる者も全鄕で九人しかゐないから、兩者が鄕內で果す社會的機能はさしたるものではないであらう。この様に純粹な血緣者のみで家族を作り、奴婢とか寄口といつた異質的なものがあまり家族の內にゐないから、恐らくこの鄕の「戸」の有様は昔ながらの様子と大した相違がなく、變化なき歴史をそのまゝ受けついでゐたと思はれる。故にこの土地に於ける家族はいづれも同じ様な機能を人々の間にもつてゐたものと思はれる。たゞ特殊的に離れて存在する一―五人の一家は（二ノ二八八）實は二十七人の人數をもつ孔王部佐留の（房戸主）從父兄子諸の從子で、おそらく新たに佐留の家から分れたものであらうから（一ノ二六一）、この部落の家族人員は十六人から三十人の間のものがほとんどすべてであつて、美濃の様な各鄕戸の著るしい不平等な人數の差はみられない。以上の奴婢・寄口及び同一血緣者の人員から考察されるこの大島鄕の事情は、著るしく各戸間の平等な立場の存在を示すとともに、この部落は夫婦別居制が著るしく行はれ、しかも村の所在が東海道の僻遠の地にあつて、舊物の保存に適する土地なので、この部落に示される戸の實情をもつて嘗つて他の地域に於ても普遍的に存在してゐたであらう昔の姿と考へてよいであらう。かくして上揭の美濃の村落と鄕戸の有様がある一定の村落と鄕戸の歴史的發展の結果だとするならば（また事實さうである）、そこにも嘗つては大島鄕の様に奴婢も寄口も少く各鄕戸は平均した家族人員をもつてゐた時代があつたらう。以上に於てかゝる一定地域に於ける各鄕戸の様相を觀取してそこに村落の實情と鄕戸自體の歴史的變化の存在及びその發展方向を一應示したのであるが、かゝる變化の內容がいかなる性格のものであるかといふことは個々の家族構成の內部に立入つて考察することによつて分るであらう。次にこの點について筆を進めるにあたつて、まづ鄕戸の大家族としての特徵であり、また第一―三表によつて各鄕戸間の相違

を明示する家族人員の多寡はどうして出來るかといふことが第一に基本的な問題となるであらう。現在のわれわれの常識では家族人數の多寡は家族の子供の數によつて定まると考へ易い。然し當時の樣な大家族形態ではその樣なものが基準としてさして役立たないことを次の第五表は示してくれるであらう。

第五表は前掲の美濃國四里の內で最も家族人數の多い戶をえらんでその家族構成を見るために作製したのであるが、これによつて各戶主の直系の家族人數は極めて少く彼等がこの里で特徵的な大家族形態を形成しえたのは傍系的な家族、あるひは同黨・寄人及び奴婢の、自己の血緣ならぬまたは同じ緣者でも家に隸屬してゐる樣な人々を家の內に集め得たためである。たゞ半布里の秦人多麻の戶は例外をなすが、實はこの戶の戶主は年八十にして耆老に屬する人であるから、既に實權は嫡子にあつたものゝ如く、從つてこの家族も弟たちの傍系親族を統合し得ることによつて、初めて大家族になり得たのである。故にこの秦人多麻の家も他の家と比べて決して例外をなすものではない。以上によつて當時の大家族は直系親のみによつて作られたものでないことは明瞭である。では第五表で分つた樣に傍系親が大家族の形成に重要な役割を果してゐるから大家族形成の要因は傍系親の統合にあるかといふに必ずしもさうでない。このことは下總國大島鄕の戶籍に示された家族がしば〳〵廣く四等親のイトコの家族を含んでゐるのに（五三頁參照）、傍系親では二等親の甥の家族を含む程度が大體のマキシムである美濃の場合と比べて（五四頁參照）、その家族人數は前の第四表に示すやうに必ずしも多くないことによつて明瞭である。故に當時の大家族形成の要因として傍系親が果す役割は下總大島鄕の樣な古い姿が殘つてゐる後進の地域では規定的であらうが、美濃等の先進社會では決して規定的なものではない。卽ち當時に於て多人數の家族を形成するために寄與したものは傍系親でなくなつてきたのである。そしてこれは單に家族人數といふ量の問題でなく、かゝる大家族が次第に單なる血緣的な紐帶によつて形成されなくなるといふ質的な變化が家族構成の上にきざしてきたことを暗示するのである。これは

第五表　春部・栗栖太・半布及び肩々の四部落(里)に於ける總數三〇人以上の戸の家族構成

地名及び戸主名	直系親族 戸主及び戸主の母妻その子孫及子孫の妻	直系親族 妾	直系親族 計	傍系親族(兄弟姉妹及びその妻子・甥等)	奴婢	寄人・同黨	不明	計	總計
春部里									
國造族加良安(三)	七	一	一	九	一五	一三	九	五	四二	五一
國造族甥(六)	五	一	一	七	二一		三		二四	三一
春部小鳥(一三)	七	一		八	二七				二七	三五
國造族阿佐麻呂(一九)	一三	五	一	一七	二二		二	五	二九	四六
栗栖太里										
六人部堅見(二六)	七	一		八	一七			六	二三	三一
半布里										
縣主族牛麻呂(六〇)	九	一		一〇	一			二〇	二一	三一
縣造吉事(六三)	三	三		六	八	一二	一八		三八	四四
秦人多麻(七七)	一三	三		一六		四			四	二〇
縣主族長安(八一)	六	三		九	一〇		一二	一	二三	三二
秦人安麻呂(八八)	五	五		一〇	二		二四		二六	三六
縣造紫(九一)	一	二		三	一一	三	一三	二	二九	三二
肩々里										
國造大庭(四二)	七	二		九	六	五六	二〇	五	八七	九六

備考　カツコ内の數字は大日本古文書第一卷の頁數を示す。

大家族となるためにはいかなる構成をとる必要があるかといふことを示す意味に於て見逃すことの出來ぬことである。このためかゝる家族構成の變質により、今まで聟とか嫁とかいつて親類つき合ひを許されてゐた家族內の人々は、その時々の家族構成の支配的な性格によつて、次第に主人と奴婢、戶主と寄人あるひは同黨といつた關係によつて律しられ易くなつてくる。まことに當時の大家族形成の支配的な契機は今一度第一―五表を省みることによつて明らかとなる樣に、廣く諸地方に於ても大家族は寄人・同黨及び奴婢の參加によつてなされてきた。古代の大家族がこれまで傍系親の增大といふ形で形成されてきたのに、その樣な種類の大家族形成の契機を否定して血緣者以外の異質的なものを抱擁することによつて大家族が形成されて來るやうに今やなつて來たといふことは、古代の家族の歷史に於て大きな變化であり、また家族構造の新たな性格の成立が當時廣汎に行はれたことを語るものである。戶(鄕戶)の名稱に律せられてその下にわだかまつてゐる家族構造の實體は實に如上のものであつた。從つて新たな家族構造の把握はなによりもまづ新たな家族の要素である同黨寄人及び奴婢がどうして家族の內にとり入れられねばならなかつたかといふことから始めねばならぬ。ただ同黨については美濃の戶籍にみられるのみで他に資料がないから研究の手掛りを得ることが困難であるが、寄人の社會的なあり方と大體同じものであることを、第一―三表によつて知り得るから、大體その性格を寄人と同じくするものと考へてこゝでは論じない。さて考察を進めるに際しわが國古代の家族の內に著るしく多くまた廣汎に存在して重要な機能を家族構成の上に果してゐたと考へられるのにかゝはらず、これまであまり研究されない寄人からまづ始めよう。なほこの寄人については最近發表された石母田氏の「古代家族の形成過程」なる論文に實に精細に論じ去られてゐるので言ふべきことも少いのであるが、こゝでは專らさきに示して置いた親族共同體の立場から資料をまとめて行き、わが國古代の家族構成の性格とその歷史的な生成過程をたどるやうにしたい。

二

まづ寄人が含まれてゐる家族構成の一例を美濃國の戸籍から次に示さう。

1、父・・・・盬賣─宇利賣
　　　　　　　└手古賣

2、刀自賣＝戸主刑部稻寸＝國島賣
　　　　　　　志手賣

3、稻屋賣─同黨安麻呂
　　　　　├安尼賣
　　　　　├手爾賣
　　　　　└古手賣

4、寄人刑部黑田─古麻呂

5、寄人刑部吉志賀─姉都賣
　　　　　　　　　└古姉賣

6、寄人道守部姉賣─都良賣

（備考　一ノ四〇
・・・想像の血緣關係を示す。）

これに示される大家族は戸主刑部稻寸の小家族を中心にその姑である盬賣の一家族、同じ姓の寄人である黑田・古志賣の二家族と異姓の寄人である守部姉賣及び同黨安麻呂の家族、合計六つの小グループの集まりからなつてゐるが、戸主の場合をのぞいたほかはすべて妻または夫のない破片的な小家族である。寄口はすべてこの樣な家族形態をもつて戸主の家に入つてゐるものではなく、妻子をもつた立派な家族もあり（一ノ六九、一〇四）あるひは妻以外に妾をもつた例さへ豐前三毛郡塔の里にはある（一ノ五一七ここでは寄口となつてゐるが、寄口は寄人と同じものと考へられるから以後寄人も寄口も一樣にして取扱ふ）ほどだから寄人の性格はなかなか複雜である。なほこの寄口については豐前・豐後にも豐富な資料があるのでこの地域に於け

る二五人以上の最も多數の家族員のゐる家の家族構成を次に見てみよう。

第六表　筑前及び豐前に於ける總數二五人以上の戸の家族構成

地名及び戸主名	耕地面積 町 反 歩	直系親族（戸主と戸主の母、戸主の子孫、妻、子の妻妾）			直系親族 計	傍系親族（兄弟姉妹及びその妻、子、甥等）	寄口	奴婢	不明	計	總計
筑前											
*肥君猪手（一二九）	一三、六、一二	二三	五	三	三一	二九	一四	三七	一三	九三	一二四
物部牧夫（一三九）	三、九、〇〇〇	一五	三	一	一九		八			八	二七
豐前											
塔勝岐彌（一四九）		一〇	一	二	一三	一	三七			三八	五一
丁勝長兄（一六三）	三、七、〇二三	一一	一		一二		一四	四		一八	三〇
秦部百江（一七三）	四、〇、〇六〇	二	二	一	五	一	二四			二五	三〇
不　　明（一八五）			七		七	二	二二			二四	三一以上
川邊勝法師（二二一）		一三	二	一	一五		二二			二二	三七以上
塔勝山（一四四）	三、七、三五七	六	二		八		一九			一九	二七

備考　カツコ内の數字は大日本古文書第一卷の頁數を示す。
＊は北山茂夫氏「大寶二年の筑前國戸籍殘簡について」（歴史學研究七ノ二）の集計による。
總計に「以上」とあるは戸籍の斷簡によるため正確な數字は不明なので、斷簡のみを以つて計算し得る數字をあげたからである。

上の第六表に示されたところでは寄口はこの地域の家族に於て傍系親と共に特徴的に大きい大家族構成の基軸的な要素となつてをり、中及び上層にかゝる家族層に特に多く存在してゐる美濃の場合と若干の對照をなしてゐる。然しこの地域に於

ても最も多くの家族人員の家と考へられる肥君猪手の如きは三十七人以上（斷簡により正確な數字は不明）の奴婢をもつてゐるから、この地域でも著るしく大人數の大家族を形成するためにはやはり美濃の著大家族と同じやうに奴婢が必要であるが、この際この家に傍系親族の數多の數が重大なパーセンテージを占めてゐることは注目すべきことであらう。更に僻遠のしかも親族共同體存在の重要な一つの手掛りをあたへた夫婦別居制の著るしい下總大島鄕に寄口が僅か九人しかゐないといふ事實を合せ考へると、結局奴婢の少ないそして親族共同體的な遺風の殘つてゐる大島鄕の樣な社會では、寄口は大して發生もしないしまた家族構成の上にも重要な意義をもたない。然し奴婢が次第に發生して重要な意味をもつてきはじめたが、一方下總の樣に未だ傍系親が大家族構成の重要な要素をなしてゐる九州地方の樣な社會環境の下では寄口が最上層大家族の形成に果す意義は全く規定的なものとなる。然し最大の肥君猪手の家が甥の一家族及びイトコの二家族合せて總數二十九人の傍系親と一四人の寄口をもちながらも、なほ三十七人以上の奴婢をもつてゐることはこの地域でも著大な大家族の形成には次第に奴婢を求めるやうになつてきたことを示すものであらう。更に美濃國に於いては傍系親及び寄人・同黨が大家族の形成に重要な機能を果してゐても第五表の「總數」四四人以上のこの地域における最上層の大家族に於ては奴婢が基軸的な役割を果さうとする樣相がうかがはれ、おそらくこの著大家族の層に於ける大家族の形成に規定的な意味をもつものは奴婢であつて、既に寄口の果し得る機能はこの時には減少しつゝあつた。兩者の位置の隆替があつたわけである。

そして寄口はこの地域に於てはむしろ上層及び中層にかけての家族に重大な意味をもつ樣になつて來た。故に如上の三地域に於ける寄口の存在及び存在の仕方が偶然的なものでなく、それ〴〵の地域社會の發展程度の差違を具體的に現はすものとなるならば、こゝに如上の三つの現象は一つの歷史的系譜關係をたどり得るのである。この系譜は下總大島鄕を最尖端に畿內に近い先進地域の美濃を終點にして、九州の前揭地を中間と考へるべきであらうから、結局この系譜の內容は親族共同

體の崩壊による家族共同體の成立から始まつて、奴婢を基軸的な家族構成員としようとする古代家族の成立に終るべきこととが分るであらう。かくして寄口が大家族に於て重要な意義を果すのは、親族共同體の崩壊の初期とそれから古代家族成立までの過渡期で、寄口は前者の場合にはさして發生をみず、後者の場合には著るしくあらはれる。そして更に古代家族の成立から確立に及ぶ樣になると、寄口は奴婢にその位置をゆづつて典型的な古代家族からやゝ離れかけようとしてゐる。このことは寄口の存在と性格が親族共同體の崩壊過程に現はれる家族共同體と離すべからざるものであつて、兩者は密接な相互關係をもつてゐることを暗示してゐる。以上は寄口がいろ〳〵な形態で各地に存在してゐる有樣を追求してその一般的な性格を認定したのにすぎない。寄口の本質を明らかにするには、これまでのやうに他のものとの關係によつて類推的にその性格を論ずるだけでは不滿足である。寄口それ自身をとつて、その性質を具體的に考究することが大切である。以下これについて考察しよう。

豐前國上毛郡塔里加久里及び筑前國川邊里に於ける戸籍を整理し左の第七表を作つて見た。このはなはだしく不完全な資料からかれこれいふのは危險であるが、一應次の樣なことはいへるであらう。

この表に於て明瞭に隸屬民であつたことをその姓で示す膳大伴部・浴部・刑部・采島戸海部（膳臣は不明）等を除いた河邊・塔勝・肥君の寄口がすべて戸主の人々と同姓であるのは、かつてこれらの人がその同姓の戸と同じ樣に各戸平等の立場で同一の村でくらしてゐた人の後身と考へられる。[3] かゝる形態による立場の變動は村落における共同體的な構造の破壊を示すものと思はれる。しかもこの變化が膳大伴部の樣なこれまで部民的な人々であると考へられる者と一緒に寄口といはれてゐるところに、沒落した人の赴くべき方向が部民的なものであつたことをうかがひ得る。[4] たゞ戸主の姓と寄口の姓が同一里内で屢々合致することは共同體の變動と新たな村の計畫的再編成が一定の狹小な範圍で行はれがちであつたことを示すもの

第七表

國郡名	戸主姓	寄口姓
豐前加久里	河邊	河邊
	秦部	秦部
	上屋	膳臣
		膳大伴部
		浴部
		飛鳥戸
		刑部
豐前塔里	秦部	秦部
	塔勝	塔勝
	强勝	浴部
		膳大伴部
筑前川邊里	ト部	ト部
	大家部	大家部
	物部	物部
	建部	建部
	肥君	肥君
	己西部	許世部
	葛野部	秦部
	大神部	額田部
		生君
		搗米
		中臣部

第八表(1)

御野國春部里		戸主姓	寄人姓
A	保	國造族	國造族
B	保	國造族	國造族
			六人部
C	保	春部	春部
		都布江	韓人
			型江
			丸部
D	保	漢人	大伴
		六人部	
E	保	土師部	
F	保	春部	春部
		六人部	六人部
			島
			大伴部
G	保	六人部	六人部
			土師
H	保	國造部	國造族
I	保	石作部	春部
		石部	各田部
		春日	國造族
		漢人	

ではなからうか。たゞ名前からして明瞭に前代の部民として隷屬してゐた人の後加久と塔のと思はれる膳大伴部を名のる者が二つの里に亙つてゐることは、あるひはもと〳〵この二つの里にゐたものが後にそれぞれの里內に於て寄口となつたのかも知れないが、概してかゝる部民系統のものは舊自由民の系統を引く人と違つて割合にたやすくその所有者によつて他所にうつされようし、また部民系統の寄口それ自身も村內に於て舊自由民とくらべて確固たる生活地盤をもたないので比較的に流動し易い性質のものと考へられる。故にかゝる膳大伴部のごときもその新たな居場所はかなり廣い範圍に於て變へられる可能性があるので、二つの里にその存在が現はれてゐるのも一つから分れた二つのも

第八表(2)

御野國半布里	戸主姓	寄人姓
A 保	縣主部	牟下津部
	物部	石部
B 保	縣主族	牟下部
	縣造	石上部
	縣主	
C 保	縣主族	縣主族
	神人	牟下部
	守部	秦人
D 保	秦人	秦人
	秦人部	
E 保	縣主族	縣主族
	神人	秦人
	穗積部	語部
	生部	
F 保	秦人	
	秦人部	
G 保	秦人	秦人
	縣主族	石部
	神人	漢部
H 保	秦人	秦人
		漢人
I 保	秦人	秦人
	不破勝族	
J 保	縣主族	勝
	縣造	縣
	敢臣族岸臣	田原部
		物部
		五百木部
K 保	秦人	秦人
	縣主	
	不破勝族	

第八表(3)

御野國	戸主姓	寄人姓
肩々里	國造	六人部
		阿刀部
		阿比古
		生部
		國造
		若倭部
		守部
		十市部
		刑部
		國造族
		服部
		秦人
		物部
三井田里	五百木部	五百木部
	穗積部	穗積部
	他田	阿刀部
	伊福部	大私部
		大人部
栗栖太里	刑部	刑部
	物部	物部
	道守部	道守部
	建部	爪工部
	六人部	水主直族
	漢部	牟下部
	漢人部	各田部
	麻績部	呉部
	栗栖田君族	石部
	栗栖田君	大田人
		十市部
		矢田部
		水主直族
		穗積族

のかも知れない。然し元から村にゐて相當の生活地盤を保有してゐた舊自由民系統の者は、たとへ沒落しても依然として同一村落にとぢこもり、舊來の關係のある家をたどつて寄口となつてくらしたのであらう。更にかゝる村落内の事情を美濃の戸籍からうかがつてみるために第八表を作製した。

こゝに於ても縣主族・國造・國造族及び勝（不破勝族も同系統であらう）等の如く、姓から考へて嘗つて舊共同體の舊自由民であつたと考へられる家の系譜を引く寄人の場合は、九州の場合と同じく鄕土からあまり離れてゐない樣である。たゞ第八表(3)で分る樣に肩々里の國造の家に春部里にゐる國造族のものがゐて鄕土を離れてゐるが、これはおそらく國造と國造族とが密接な關係をもつてゐたことを後者の「族」といふ字から想像されるから例外をなすものであらう。さて栗栖太里の如きは文獻の示す限りではほとんどの人が部姓であることが注意されねばならぬ。これらの者はたとへ眞實の部民的な關係をもつて他にそれ〴〵從屬してゐたとしても村落に於ける彼等相互間の關係は必ずしも相對立したものでなく、依然一個の纏まつた村落生活をしてゐたのではないかと考へられる。從つてこの村落の範圍の內で新たな構造變化と家族間の再編成があはれ、家族共同體を作り得たものと竟に作り得ないで寄人となるものが出てくる必然性は當然あるものと考へられる。なほこゝで舊自由民の事情を强調して家族間の再編成がすべて村落單位で行はれたと斷定するのは危險であらう。蓋し第八表(1)で示されるやうに、春部里では一戸をかまへてゐる六人部と同じ姓を名乘る寄人が春部里以外の三井田・肩々の各里にをり、春部里で一戸をかまへてゐる石部と同じ姓の寄口が春部里以外に栗栖太里にをり、その他このやうなことは第八表を見れば他に容易に見出し得るから、この地域の村落の實情はおしなべてその封鎖性が亂れてゐると考へられる。然しそれでも同一里內の戸主の姓と異る姓の寄人が村落の外から入つてきてゐてもそれを自村から生れ出た寄人と比べると未ださしてその比例は多くない。例へば最も多く村落外から寄人が入つてきたと思へる栗栖太里に於て、戸主姓と合致する寄口の姓は僅か三

て、他の十一はすべて文獻に示されるかぎり（この文獻は斷簡であるから正確なところは分らぬ）この村で一戸をかまへてゐる人の姓と違つた姓であるが、寄人の實數は前者二十人で後者三十人であつて姓の種類か多い割に人數は多くない。また三井田里では、姓を同じくするもの二個、しないもの三個であるが、人數は反つて前者か二十五人で後者二人である。以上はつとめて戸主の姓と違ふ例が多いところをとつたのに、この様な事情であるから、未だ村落内の停滯的事情は强固なものがあらう。然し少くとも他村から寄口が入つてきた事實は非常に重大な意味を村落生活に次第に與へてくるとみなければならぬ。特に肩々里の國造の様に僅か二家で第八表（3）で示す様な多くの他姓の寄人を集めてゐるといふことは單なる一村の内のみで出來ることではなく、特にその内の一家は奴婢も多數もつてゐることを考慮すれば、奴婢をもつ程の家は村落の埒外を越えた生活をし、そしてそこに集めてゐる寄人も自づとその村の者ばかりとかぎらなくなつてくるであらう。寄人のあり方はこのやうになると著るしく性格を違へてくる。以上の戸籍の資料はあくまで行政村落であつて自然村落でないから、これをもつて自然村落を地盤とする親族共同體の崩壊過程から發生する寄人のあり方を考察するのは對象の置かれた場にギャップが出來る。然し幸ひにして第八表の（1）・（2）は「保」の情勢を示してゐるから自然村落以下の狹少な範圍に於ける各戸の動きが分る。これをみると各保の戸主の名と寄人名か屢々合して里全體の立場から考察した結論を大體裏書きする。然し半布里のA－B保の如くこの保はいふまでもなく里の内にもない姓のものがすべての寄人の數を占めてゐるので他所の里から多くの人が來たと思れるが、この里に於てもこの里にゐる戸主姓と合致する寄口か九七名（秦人と漢人を同一として計算した）、合はないもの三六名で同一里から出た寄人が壓倒的であり、この傾向は春部里でも同じく前者三七人に對して後者は二七人であるから村内の動きは緩慢である。かくして保の觀點からみても當時の寄人は部民系統の名をもつ者さへ同一地域内から發生したものが多い。當時の自然村落の立場からみても以上述べた様に新たな社會の動きと變化は村落の範圍で

濟ますことが多かつたものと考へられる。然しこの傾向が次第にこはれつゝあることは前述の肩々里のことについて考察した通りである。さて寄人の端緒的な表はれ方を以上をもつて說明したのであるが、この發生した寄人は次の樣な工合によつて持續して行つた。

豐前上毛郡塔里、（一ノ一四二―三、一四四―六）

沒落して寄人となつたものがそれ〴〵遠い血緣者であるとおそらく考へられる同姓の家の下に赴くとは必ずしもかぎらないことは右表の通りであつて、かゝる例は屢々見られる。このことは一見古代に於ける血緣關係の重要性を否定する樣で納得しがたいかも知れぬが、如上の共同體の崩壞が親族共同體の崩壞である以上、同姓の家より異姓の家に深い關係が生じる

こともあるのは當然であらうから、寄人となる者はその身の振り方をたとへ異姓でもそれ〳〵關係の深い家に於て行ふ樣になる。そしてかゝる淪落した共同體員は結局に於て家族共同體の成立過程に於て數個の單婚家族の集合としての家族共同體を成立乃至は存續することが竟にできないために淪落したのであるから、その淪落の過程が夫あるひは妻のないある一部の直系親族を基とした小家族單位でなされたり、あるひは夫婦及び子供もそろへた立派な小家族をなした形態の下になされることもあるのは決して偶然ではないのである。從つて個人的な單位で寄人となるのは下總大島郷の樣に老人で（一の二八六）一人よる邊ない結果になつたために寄人となつた場合をのぞけば相當あとになつて表はれる形態であらう。故に上の表で見られる樣に寄人の夫婦同居制が一般の家族成員と比べて著しく進展してゐないといふことは、戸主の家父長制の強さに原因を求める前に、まづその端緒に於ては上表の樣な寄人成立の際に於ける寄人の元の家族構成に於て夫婦別居制がかなりとられた爲めの制約をまづ第一に考慮する必要があるであらう。たゞ次の第十表で示す樣に美濃國に於て寄人の夫婦同居制の進展の度合が九州の場合とくらべて遲れてゐるといふ事實に於てはじめて寄人の夫婦同居制が古い遺制でなくして、停滯させられまた退歩させられてきたためと考へ得るので、こゝに於て家父長制の影

第九表　九州地方に於ける寄人と戸主血緣者の婚姻制に關する資料

地名		夫婦同居（A）		夫婦別居（B）		A/B
		同姓	異姓	同姓	異姓	
筑前川邊里	寄人	三	七		六	一、六
	血緣者	三九		一〇		三、九
豐前塔里	寄人	三	六	四	一六	〇、四五
	血緣者	四		五		〇、八〇
豐前加久里	寄人		二	二	八	〇、二
	血緣者	二		二		〇、六
豐前仲津里	寄人	七	七	一七	一八	〇、三八
	血緣者	三		三		一、〇

備考　正丁、丁女に該當する者のみをとつて作製（以下同）。

第十表　御野國に於ける寄口と戸主血緣者の婚姻制に關する資料

地名		夫婦同居（A）		夫婦別居（B）		A/B
		同姓	異姓	同姓	異姓	
春部里	寄人		三	九	二三	〇、〇九
	血緣者	三八		二四		一、一六
栖太里	寄人		三	二	一六	〇、一六
	血緣者	一二		二二		〇、五五
半布里	寄人	三	八	一〇	一八	〇、三九
	血緣者	九一		九八		〇、九二

響による夫婦別居制を云々することが出來るのである。さてこれまでは主として寄人となるものについて説いてきたが次にこれを受入れる側の立場を考察してみよう。

寄人は端緒的には親族共同體の崩壞過程＝家族共同體の成立過程に發生したものであるし、これを受入れる側の家も當然この過程に於て成立したものであることは疑ひ得ないのであるから、結局それは親族共同體の框を破つて獨立の立場をもつて生活し得る家族共同體である。故に自家に入つてくる沒落した他家の人を奴婢としないで、一應は寄人と呼で受入れそしてその者の家族組織を從來のまゝに放置しておくといふ仕方はおそらく受入れる側の家の共同體的性格を示すものではなからうか。

然しもと〱家族共同體成立の基盤が前述した樣に階級性を含むものでありしかも生存競爭に勝つた者であるため、入つてきた者と受入れる者との間に當然上下の差がつく。例へば新たに入つて來た者が、前掲の第七表の樣にもとの部民であつたと考へられる刑部と姓を名乘る者と共に一律に寄人と呼ばれたのはその表はれであらう。なほ寄人はたとへ獨立の家族共同體の下に身をよせるとしても決してどの樣なものゝ所でもよいといふべきではなかつた。前掲第六表に多數の寄人を持つてゐる家の戸主の多くが妾をおいてゐるといふことは、寄人を受入れる家の性格の一端を示すものであらう。蓋し親族共同體の崩壞によつて漸次成立した家族共同體はそれ自身すでに他とくらべて特徴的な發展即ち致富をなしつゝあるのであるが、他

家に負けないやうにかゝる事情を發展させて、自家の解體と衰頽をふせぐためには當時の事情からなによりもまづ生産手段として土地よりも勞働力を必要とするのであるが、かゝるものを單に血緣者のみにとゞめないで他に求めようとすれば、おのづと自家の獨立發展の反面に沈淪した同一の親族共同體に屬してゐた他の大家族の解體者にこれを求めねばならぬのは必然であらう。この傾向は特に最も致富をしようとする家あるひはそれを實現した家に多いのは當然であるし、また大家族の解體者も僅かな家族人數で生活し得る程の生産的・社會的な事情が成立してゐればともかく、その樣な條件がないかぎり他家に入つて生活の立場を築かねばならぬ。こゝに最初の牧歌的な共同體の分解に沿つて寄人といふ勞働力が生み出されて上層の家族に抱擁されることゝなる。[6] 故にわが國古代の大家族が既に寄人などの非血緣的な者を自家に引き入れ一應の階級性を示しながらも、なほそれのみでは強固な共同體制を失はない理由がこゝにある。筑前肥君の家では斷片的な戸籍から示される範圍でも三七人以上の奴婢がゐるにかゝはらずその內の十人の奴婢は「戸主奴婢」と呼ばれて戸主私奴婢十八人に對して大きな比重を示してゐるのであつて、氏賤として普通考へられる「戸主奴婢」がこれほどまでにこの家に存在してゐることはたとへ形の上だけだとしてもこの家族の內に奴婢の共有制が強く殘つてゐることを語るものである。[7] 奴婢をもつてゐるといふことは九州地方では當時わづかな例であるにかゝはらず、その樣な奴婢に對してすら共同體的な所有形態が強く殘存してゐる。しかもこの家の家族構成が前述した樣に同一世代のイトコの家族を二組も含んでゐることは、大家族の形成に傍系親族の意義がうすまる先進地域の一代表である美濃で見られる例とは違つて、下總大島鄕の樣に傍系親族がこの大家族の形成に重大な役割をもつてゐることを示してゐる。正にこの肥君猪手の大家族の構成の仕方は、血緣組織と非血緣者保有の形態に於て、先進・後進を最も典型的に代表したものゝ中間的な位置にあることをいみじくも示してゐる。然し共有の奴婢の存在、傍系親族の比重の重さがこの大家族の構造の上にあつたとしても、この家族共同體に「戸主私奴婢」が數多あることか

ら考へてこの大家族が家父長制的な家族共同體的な構造であると定めることが出來よう。この樣に多くの奴婢をもちながらもたほ奴隷制に全面的に規定されないで家族共同體的な形態をもちこたへてゐるといふことは、律令の戶令に於て手本となつた唐令にもない氏賤といふ規定をわざ〳〵作つた事實と思ひ合せて、律令發布當時の大家族に著るしく共同體的性格が存在してゐたことが想定されるとともに、また逆に家族共同體といふものは內部の共同體的性格を超越して階級性を保有し得るものであることを示すものである。故に內外に對してこの樣に融通性をもつてゐる性格は永くその體制を存續させることを可能ならしめる。(8)

さて以上いろ〳〵寄人について述べてきたが、これを綜括するに適當な資料が大日本古文書第一卷三〇五頁（竹內理三氏編、寧樂遺文上一八四頁）に載せられてゐるのでこの資料の紹介によつて寄人に關する考察を終りたい。この材料は陸奧國の戶籍といふのみでその里名はいふまでもなく作製の年月さへ分つてゐないし首尾ともに缺けてゐる零細な斷簡であるが重要な資料である。それらの材料を通覽すると、五つの家族群が記載されてゐることが明瞭である。そしてそれらの內の一つは「寄」である。他の四群はそれ〴〵一人の「戶主」をいただいてゐる家族群であるが、これらの四群も決してばらばらになつてゐる家族群ではなく、その內の一群「戶主占部加弖石」の下に他の三群は倚附してゐるものゝ如くである。「占部加互石」以外の「戶主」はすべて戶籍の記載に「今移來」と但書きをされ、特にその內の「戶主」の如きは先の「寄」の家族群とはほんの少し前までは同じ一つの家族群の內でくらしてゐたのに後で「分析」したのが明瞭なのであるから、一方が「寄」一方が「戶主」といつても大した經歷の相違はなく、兩者ほゞ同じものであらう。以上二つの論據によつて「占部加互石」以外の三群が「加弖石」に倚附してゐたとする推論は許されるであらう。故にこゝに提示される數十人の人々は結局に於て五つの家族群に分たれてゐる樣に見えても一つの「占部加弖石」の家族群を中心に他の四群が倚附した一個の體系ある組織體を

なしてゐる。しかるに同じ樣に倚附する同じ家の出の者であるにかゝはらず一方が「寄」といはれ一方はその家族員の一人が戸主と呼ばれ、もし前揭の如き但書きがなければ純然たる一個の獨立の世帶であると考へられ易い樣な有樣に置かれてゐるのは不思議である。次にこの問題となる家族の家族構成を具體的に示して考察を進めよう。

A表は死亡者を除外すると、人數・年齡からいつて實に貧弱である。しかも「忍」以外の現存の三人は「忍從移住」と但書きされてゐるところを見ると、父の「意彌」が死亡した後になつて「移住」したことが明白であり、しかも「忍」の年齡から見てこの「移住」は忍たち四人が「占部加豆石」に引きとられたことを意味するものであらう。これに對しB表の方は久比の家族は「人數」が少いとはいへ、分別盛り働き盛りの者を擁し、しかも「太寶二年籍、里內戸主大伴部意彌戸、戸分析今移來」とあるから、占部の家に來るまでは意彌の家より分れて一戸をかまへる程に獨立してゐたのである。故に彼の「移來」にはかなり自由意志が働いてゐたと思はれる。このため元は同じ屋根の下に同じ鍋の御飯を食つてゐたと思はれる兩家族群も、前者は寄と呼ばれながら、後者はあたかも獨立獨步の家族群であるかの樣な體裁を戸籍の上でとつたのも偶然ではない。たゞこれら二群の人々が附した「戸主占部加豆石」は同じ「里內」に住む人であり他の三群も一つをのぞいた二

群は共に同じ里内の人であつた。人々の離合集散は大體に於て同じ里內といふ狹い範圍で行はれたのである。しかもA表の「大伴部忍」は母のはらからである「占部加「石」に引きとられたのであるから、兩者の關係は母方を通じての伯父と甥の關係であつた。元來なら忍の身のふり方は、最近まで一緒にくらしてゐた父方の伯父久比によつて定めらるべきであるが久比自身が他家に倚附する有樣なので、竟に忍など四人は近隣の母方の親類にまづ身をゆだねた。村の社會的な變化卽ち親族共同體の崩壞で生れた家族共同體の成立をも持續することが出來ないで、小家族に分立せざるを得ない樣な當時の貧しい人々のあり方と行き場所が僅かな斷片的な資料ではあつても如實にこの「陸奥國戶籍」によつて窺はれるではないか。このことは同時に「寄」を受入れる側の立場をもよく暗示してくれる。すなはち忍の場合をみても明瞭な樣に、彼は父の死亡によつて初めて引きとられたのであつて、それまでは一應獨立の戶をかまへた人の息子として暮らしてゐたのである。故に彼が一朝父の死亡によつて母方の伯父に引きとられたので、たとへ彼が居候になつてもさう大して輕蔑されたものではないであらう。かういつた立場の者を「寄」と名付けてゐるところに「寄」を受入れる側の共同體的な性格が如實に窺はれるのである。かゝる兩者の相互關係を前提として、初めて石母田氏の「古代家族の年代記」(18)に示される樣に寄人の離合集散が容易であることも分るのである。然し「古代家族の年代記」に示された樣な血緣者のみの簡單な家族でなく、一度寄口を受入れる側の家族に奴婢がゐる樣な狀況になつてくると事情は一變してくる。年齢が長ずると共に「忍」が居候的なものから召使ひ的なものに低下し、一見獨立の世帶を張つてゐるかの樣な「大伴部久比」が名目はともかく召使ひあるひは下人として倚附させられる樣になつてくるのは日を見るよりも明白である。

「王の名々より始めて、臣連、伴造、國造、其の品部を分ちて彼の名々に別る。復た其の民の品部を以て、交雜(まじ)りて國縣に居らしむ、遂に父子姓を易へ、兄弟宗を異にし、夫婦互に名を殊にせしめ、一家五に分れ六に割く、是に由りて爭競ふ

許、國に廃ち朝に充つ。終に治を見ずして、相亂るゝこといよ〳〵盛なり」

大化二年八月に出された上の詔は、單に部民部品のみでなく、いやしくも他に壓せられて他家に倚附せざるを得ない様な當代の貧しく衰えた人々のあり方を目して述べたものであるが、この詔書を起草した人の腦中に浮んだ事象の具體的な姿は結局に於て「陸奥國戸籍」に明瞭に示された狀況が更に進展したもの、將來の姿であつたであらう。

然しかゝる内にも家族共同體それ自身が發展させてゆく階級的性格に規定されて、次第に外部から勞働力を獲得しようとする希望は高まつて行くものであり、この望みは竟に他家から入つてきた勞働力を眞に自己のものとして獲得保持しようとする欲求に轉化するに到り、こゝに奴婢的な勞働力を保有しようとする方向に赴く。かくして原則として寄人は家族共同體の成立・持續の過程に生じたものであるため、多大にその立場が共同體的な聯關の下にその生活を保有したと考へられるので、かゝる性格の勞働力は著るしい純粹に自由になる私有の勞働力を所有しようとするやうな要求にそひ得るものではなく、また寄人自身もかゝる要求の下に律せられるのを嫌忌するであらう。美濃國に於て、寄人が奴婢を多く持つてゐるために大家族を形成してゐる様な上層の著大家族により付くことが少く、かゝる構造にまで發展することが出來ないため家族共同體的な内容をもつてゐると考へられるより下層の家に寄人が集中してゐるのは、如上の様な寄口の本有的な性格が表はれた結果ではあるまいか。前掲した多くの奴婢を所有してゐる肥君の家の寄人が同地の他家と比べて率に於て少いといふ事實もこの際合せ考へられるべきであらう。

然しかゝるやり方は次第に相對的なものになつて行くものであることは、寄人を受入れる家族共同體自體の階級的性格から必然であつて、寄人の隷屬性が次第に増大してくることは前掲の美濃國の寄人の夫婦別籍制について示した資料によつても明白であるが、著大な古代家族をのぞく上層の家には名稱は見えなくとも寄人的な家族員は永く存在したであらう。

如上の過程を經て成長してきた大家族はその家族の内に血緣者を廣く集めてなつたものでなく、むしろ逆に非血緣者を多數しかも隸屬的に集めることによつて形成されてゐるのであるから、そこに當然一個の統制組織と力を必要とするであらう。そしてこの統制の困難は前掲の下總大島鄕の家族の戸主が自分と同一の世代に屬する年上のイトコの家族をも自己の下に含めて自家を統制する困難と違ふものであることはいふまでもない。卽ち後者の場合に於ては現代人の立場から考へて困難なのであつて、むしろ當代に於ては從來からの共同體的な慣行によつてスムースにそれらのものを統一的に統御し得たであらう。そしてその家族成員の間にはさしたる差別も未だ存在しなかつたであらうからその統制は一段と容易であつたものと考へられる。しかるに前者の、發展した古代家族の場合に於てはその樣な從來の慣行によることは不可能であつて、むしろ新たな組織力を必要とする。しかもこの組織力は家の統率者の立場からなされ、しかも自家に受入れた寄口などを次第に奴婢的なものとすることにたえるものでなければならぬ。特にこの必要は奴婢を多數集めてゐる古典的な古代家族である大家族の場合に特に痛切であつたであらう。當時の古代家族にはかゝる統制力と組織がなくしては統一的な團體たることは不可能であつた。

律令の規定が家長制を新たに設けたりなどして家の主體性の存續をはからうとしたことは既に述べた通りであるが、その樣な政策作製の地盤として家族構成と戸主の性格に於て如上の樣な新たな性格の發生があつたことを考慮する必要があらう。勿論その政策が便宜的なものであつて何等一般の大家族の自然成長的な分裂をさまたげない性質のものではあつても、一部しかも上層部の現實がかゝる新たな統制力を必要とすれば、それに適した政策を政府が發布してそれを勵行することは何等當時の政府の立場をそこなふものではない。むしろ一見二元的に見えるこの家族法とその實施の仕方はそれぞれ對象によつて使ひ分けられた鮮かな統一性をもつといはねばならぬ。

家族構造の性格から成立した新たた組織力とそれを法制化して出來た家父長制的な家の主體性の出現はこゝに非血縁者をも多數含んだ大家族の存續をスムースにさせることゝなる。更に律令の規定によれば次第にその家族の内部に取り入れられる奴婢は公民の三分一の給田を與へられながら、公民なみの　役は負擔しないのであるから、奴婢所有者にとつて著るしく利益である。しかも奴婢としてはつきり定まればその身柄は財物として所有者に所有され官司の許可を得れば罪のある奴婢を殺す權利があつたり（闘訟律）、主人を傷けたり罵つた奴婢は流罪に處せられる（闘訟律）ほどであつた。また逃亡の奴婢は遺失物に准じて、元の所有者にかへす樣に定めたり（捕亡令）などして、政府は奴婢保有者のために種々の便宜と特權を與へて古代家族の社會體制上に於ける位置を保證し、法制化してゐる。

古代家族はわが國の場合こゝに於てほゞ最頂點に達すると共に、戸主の手下にぢかにある家族に許された政治的社會として最高點に到達したものといはねばならぬ。より以上の政治的社會の擴大發展を人々がねがふためには、人々は個々の古代家族を離れて、遠くの地域からきた人を受入れるのみでなく、直接にその遠く離れた地域と關係を結ぶ樣な新たな地縁社會の建設へと發展したければならぬ。たとへこの新たに展開した社會がいかなる名稱（例へば家族的秩序のヴェールをまとつてゐるにせよ）によつて呼ばれやうと、もはや地縁的にいづて廣汎た範圍に及ぶ關係をもつ樣な政治的社會をきづかないことには、もはや人々はたとへ著大たものにせよ手下にあるたゞ一つの古代家族を最高の政治的社會として停滞したければたらなくなつたのである。汎支配階級の希望がこの程度で終るものでないことはいふまでもない。吾々はこれからの發展の實踐を、仁徳天皇の代以後即ち五世紀の初めから約一百年の間に著るしく發展して來た屯倉・田莊の設置に見ることが出來る。

河内國茨田屯倉に韓人（仁徳紀）を、大和國「韓人大身狹」及び「高麗人小身狹」の二屯倉は韓人・高麗人を（欽明紀、十七年）それ〳〵使用して耕作させたのである。これらの人は捕虜や身分の卑しい歸化人等であつたことはいふまでもない

ので、それ〳〵その主人の命によつて正に單純協業的に働かされたのである。勿論屯倉・田莊はかゝる他國からつれてきた人のみを使用したものではなく、むしろ多くはそれ〳〵現地の人を利用する方法によつてほとんど五世紀の内に全國的に中央の豪族によつて設けられた。矮小な政治的社會に滿足しないで、古代家族に於てきづかれまたきたへられた政治組織と統制力をそのまゝ他國あるひは外國人にも及ぼして全國的な政治的社會の建設をはかつたのである。特に如上の樣に朝鮮の人まで使用したといふことは、嘗つての古代家族が自己の發展のために村から郡へ、郡から國へと、その關係する範圍を擴大させてゐた關係が、全國はいふまでもなく竟に外國までも及ぶ樣になつたことを示すもので、神功皇后に表象される三韓侵略を惹き起す程に豪族の希望は擴大して行つたのである。こゝに於て豪族はひたすら手下のたゞ一個の古代家族のみに賴る必要はなくなつて、廣汎な規模の下に、他所に於て奴婢寄人的な人を獲得し、そしてその人たちが働き得る土地も取得して、豪族の立脚點は廣汎となつてきた。然し屯倉・田莊こそは廣汎に全國的に展開したがそれ〳〵の内で行はれる農業經營の仕方は畿內の一部に行はれた單純協業をのぞいてはすべて從來の慣行のまゝが行はれて、家族農業あるひは村落が主體となる樣な農業經營が行はれたものと考へられる。從つてそこに見られる家族の構成には古代家族的なものは大して發展しなかつたであらう。一方かゝる社會全體としての奴隷制的な社會秩序の未發展は多くの屯倉・田莊をもつてゐる中央豪族にも大きな影響を及ぼして、彼等をして徹底的な古代家族の廢除を敢行して、あらゆる私有の勞働力を農場經營等の部面に注ぎこむことを不可能にし、依然として古代家族的な構成の下に奴婢を手下に置かざるを得なかつたのである。

三

かくして、古代家族の統制力は內部の血族者に對しても次第に大きな影響を與へてくると共に、その家族構成の上にも從

来とちかつたものをあたへることゝなるであらう。その典型を松本新八郎氏が山城國雲上里雲下里の戸籍に於て指摘した次の様な敍述の上に於てこれをみることが出來よう。「共同體的關係に固有のものとされた鄕戸の房戸的構成が、房戸の獨立が奪はれて行く……。鄕戸が房戸を含むことが少く、かつ含んでゐても、房戸の規模は鄕戸主の世帶（鄕戸主直系の房戸のこと——引用者）とは比較にならぬ矮少なものである」[9]。故にたとへ夫婦子供がそろつて小家族を形成し得るものが內部にゐてももはや家族としてそれらの者の自由な立場は認められず、ひたすら戸主直屬の支配の下に置かれるやうになつてくる。然しこのことは各傍系親が漸次戸主の下に隷屬することを意味しないのであつて例へばこの雲下里で從父弟從父妹の如き遠緣の者を一部の家族が含んでゐるが（一ノ三五五）、それはこの村が同族部落である性格から來る血緣關係の密接といふ特殊な理由から成立したものである。そしてこの場合でもこれらの從父弟はさしたる家族をもつてゐるのでなくて、たゞ一人でその家にゐるに過ぎず、しかもかゝる例は非常に少く、その僅かな內の一例である從父妹が戸主の下から逃亡してゐる（一ノ三三八）。故にこの村落に於いても上表で明らかな樣に、著大な大家族は奴婢からなつてゐるのであつて、一般的にいつて先に示した下總大島鄕と美濃の諸村落と比較してあとづけたやうに、社會が進めば進む程ど大家族の形

第十一表　山背國愛宕郡
雲上里・雲下里

人數	戸數	奴婢
四一—四五	一	一八
三六—四〇	二（七）	一一
三一—三五	一	
二六—三〇	一	六
二一—二五	二（三）	一
一六—二〇	三（三）	
一四—一五	三（二）	
一一—一三		
八—一〇	三（三）	
六—七	一（一）	
一—五		

備考　カツコ內の數字は一應その名が出てゐるが資料が作製された時に既に逃亡などで家にゐない人を除外して實數で定めた場合のる戸數。「39—40」の奴婢 11 人は 9 人と2人の奴婢を持つてゐた 2 戸合計である。その內の 1 戸は逃亡により實質は 7 人。他の 1 戸の實質は資料缺陷のため不明。「41—45」の奴婢 18 人は逃亡で實質は 13 人。

成は、イトコなどといつた同一世代の者を家族から押し出し、更に漸次姉妹及びその子供たちを自家から離して行く過程に沿つて行はれる。この古代家族形成の傾向はたとへ同族部落の雲上里・雲下里の場合であらうとそこに階級社會進展のきざしが芽生えれば決して除外例をなすものでない。このことを前掲の第十一表が如實に示すであらう。故に古代家族に於てはそれが正常的・典型的に發展すればするほど、漸次自家の家族員としての血緣者を分離させて行き、それらの分離した者は新たに外に於いて一個の古代家族を形成する。故に如上の過程をもつて形成される性質の古代家族は當然單純化された構成をとり、從來の樣な部分の統一や各人の平等を認める樣な共同體的構成は喪失してしまふやうになるし、またその必要をみなくなる。更に古代家族は家族構造の單純化といふ構造の變化に必然的に伴つて新に增大する家族成員である奴婢及び寄人の働くべき場所としてより多くの土地を必然的に欲求するやうになるから、今度は外界のものに對しても新たな影響をあたへて行くやうになる。

和銅四年に「親王已下及豪强之家、多占山野妨百姓農」（類聚三代格、一九）といましめられた豪强の一部の者は實に地方にあつては正に前述した古代家族を背景としたものでないかと思はれ、このために「禁制、畿內及近江國百姓、不ㇾ畏二法律一、容二隱浮浪及逃亡仕丁等一、私以駈使」（續紀、和銅二、十丙申）するやうになり、自己の立場の發展的な存續のためその樣なことをする必要も感じて來たであらう。先に第八表（3）で示した樣に數多の寄人を集めるために單に自己の村落のみでなく廣く他村の者をも寄人としようとする傾向はこの樣な過程の下に起り、旣に寄人はこの時に「私以駈使」される奴婢的なものとなつてゐるであらう。かくして「延曆十年五月、王臣家國郡司、及殷富百姓等、或以下田相易上田、或以便相換不便」（類聚國史、田地部上）となり、村落の連帶制を最も必要とする班給に際しても自我をはつて村落內の平等性を破ることとなり、(10) こゝに於て村の人々はその獨立の立場さへなにかにつけてこの古代家族から影響を受ける樣になる。

さて一方に於て下總大島鄕の歷史的環境から省みてそこの家族人數の支配的數量である十六人から三十人までの人數を家族共同體の基準人數とすれば、美濃・山背に於てはそれと比べて少人數の八人から十五人までの家族形態が單なる例外としてでなく、新たな例として古代家族成立の側にそれと對蹠をなして發生しつゝある（第一—三表）。このやうな家族形態は、從來の家族共同體が古典的な古代家族制を作つた半面、かゝる契機を發展させることが出來ないで空しく家族共同體が各單婚家族の獨立化によつて分裂したが、さりとて寄人となるほどの沒落もしなかつた所に生じたものであらう。從つてこゝには原則として夫婦子供を中心とした家族生活が營まれ、そこには何等統一體を形成するための强力の必要もなくまた發生もしなかつた。蓋しかゝる小家族成立の傾向は未だ親族共同體が崩壞し始めたばかりで、大家族が勞働のための組織として更にそれに伴つて血族組織たる機能を强く保持してゐる時は成立しないであらう。それは一應家族共同體が確立した後に新たに起つた生產力の發展による勞働組織の變化による大家族の機能の低下のたまものであらう。下總大島鄕で例外であつた五人の人數しかもたぬ樣な小家族が、先進地域の美濃に於て新たに恒常的な現象となつてゐるのはこのことを裏書きしてゐる。

美濃國に於て見られる古典的な古代家族、寄人を數多含んでゐる大家族及び八人から十五人まで位の小家族といつた家族形態の階層的な存在は、古代に於て古代家族が上述した樣な種々の働きかけを周邊の社會に與へながら、すべての者を自己の下に統一することが出來ないで、色々の要素をそこに併存せしめたことを示すものであつて、當時の社會の性格を考へる際の一つの重要な指標とならう。特に寄人を含む家族が廣汎に存在してゐることは、大家族を形成維持することが出來ないで沒落した者がたゞちに古代家族に吸收されて奴婢的なものになることをふせぎ、彼等のために新たな生き方（寄人）を可能ならしめるに到つた。このやうな事情は當時の古代家族をして十分に古典的に發展することを著るしく制約することゝなつた。當國第五・六表に於て代表的な著大家族に於てすら數多の寄人が存在し、また屢々單一的な家族構造がみられないで傍系親

族の存在がその大家族形成の一要素をなしてゐることもかゝる事情から考察さるべきである。故にわが國の古代家族は最も典型的に發展した例のものでさへこの樣な家族共同體的構成の殘滓を拂拭し得ない程であるから、いかに私有勞働力を徹底的に要求する性格が當時の家族構造を貫徹することの困難であつたかといふことは思ひ半ばにすぎるものがあると思はれる（これらの考察は資料の關係で專ら地方の情勢を對象としてゐるので中央豪族の家族の場合は自づと別個の考察を必要とするであらう）。

從つてこの大家族內に於ける奴婢勞働力の質も如上の樣な社會的條件におのづと規定されざるをえないのは當然であらう。この點については北山氏や石母田氏の業績があるのでそれを紹介すると、北山氏は大寶二年筑前川邊里の肥君猪手の家に屬する奴婢の年齢を考察して「數の割に成年奴婢はかならずしも多くを含まない」(11)と書いてゐるがこの傾向は美濃國に於ても變りはないのであつて、いかに奴婢といふものが勞働力として、特に生產方面に於て大してたよりにならぬものであつたかといふことが分るのである。

次に具體的にその樣相を示すために、美濃國で最も多くの奴婢をもつてゐる肩々里の國造大庭の家の例と先の肥君猪手の家の例（第四・六表參照）との實情を上に示して置く。

第十二表

年齢	肥君猪手 筑前 婢	肥君猪手 筑前 奴	國造大庭 美濃 婢	國造大庭 美濃 奴
一—三	五	五		三
四—一五	五	二	一〇	三
一六—二〇	三	二	二	
二一—三〇	三	二	一	二
三一—四〇	二	二	四	三
四一—六〇	一	二	八	七
六一—	二		一	三

また石母田氏は同じ肥君の奴婢を檢討してそこにゐる三十九人の奴婢の內、僅か七人が一人立ちで、他の二十九人は大小樣々であるがいづれもグループをなしそのグループの內には「兄弟姉妹、父母と子または父の兄弟から成り、或は姉さへも含んでゐた」ことを示してゐる。氏によればかゝる

實質的な纏まりをなす奴婢こそ一般の奴婢と區別される「唯不得盡頭驅使及賣買」（戸令）家人であらうとしてゐるが、もしこれが事實とすれば如何に奴婢の名によつて多くの人々が一家族の内にあつたとしても、必ずしもローマ的な典型的な古代家族發展の樣相を示すものではないであらう。この樣な傾向は先進の美濃國でもみられるところであつて、次に先にあげた肩々里の國造大庭の奴婢の例によつてそれを示さう。

美濃肩々里國造大庭の奴婢

奴石井
奴乎部支
奴小目
子亂
小足
子兒
次石人
次伴麻呂
奴稻・足
子觀世
次寶加世
次意富知
奴得世
奴廣山

奴伴足
奴藥
奴加須
次比麻呂
奴志徳子
奴弟足
子麻呂
奴便麻呂
奴伴ノ麻利
奴石手
兒犬麻呂
次庭
次直庭

奴麻續
奴山寸
奴麻呂
婢阿由賣
婢加須彌賣
婢汗奈賣
婢志祁賣
婢姉賣
賣次小姉賣
婢手奈賣
兒玉賣
婢古屋賣
兒小伴賣
次眞御伴賣

婢廣ノ賣
婢刀自賣
次小山賣
婢志祁多賣
兒國依賣
婢意伎都賣
婢耳志賣
兒小知麻
婢刀自賣
兒眞人賣
婢綾賣
兒便賣
次加利賣
次黑賣
次加須加賣

以上に於て當時の古代家族は、その家族構成の仕方に於て、前代の家族共同體の影響をかうむることが多かつたのであつて、その内に含まれてゐる奴婢の性格に於て典型的な奴隷制家族であるギリシヤ・ローマ的な古代家族への途がなか〳〵は

かどらなかつた。(12)そしてこの間に於て寄口・同黨が數の上に於てまたその年齢層からみた勞働力の性格からして實に重要な働き手を古代家族に提供してゐるといふことは、わが國古代家族の大きな特質といはねばならぬ。先に松本新八郎氏が指摘した樣に、共同體的關係に固有のものとされる房戸が機能を喪失する過程を古代家族成立の特徴としてみることが出來るが、實にこれは奴婢所有者側の僅かな直系親族と尨大な非血縁者の奴婢とからなる典型的な古代家族の形態をわが國の古代家族が十分にとらなかつたといふ、わが國に於ける古代家族成立過程の特性の現はれといふべきであらう。かくして古代の親族共同體の崩壊過程とその特質が實に著大な影響をわが國の家族の歷史に於て與へると共に、また古代社會全體の性格を形造る上に於て果した意義がいかに大きかつたかを知るのである。

わが國古代の家族構造は先進地域の美濃に於てすら古代家族の古典的な發展は十分に貫徹しないで先に示したやうな三つの家族形態が併存したほどであるから、一般の遲れた地域に於ては親族共同體は實質上崩壊しまた律令の規定から除外され否定されてゐるとはいへ、なほ村落を纏まつた一個の團體となし得る程の遺制的な存在は保つてゐたであらう。特に家族共同體に到つてはなほ强固に殘存してゐたものと考へられる。かゝる村落の實情が奈良時代から急速に高まつて行つた權門勢家のいはゆる「庄園の發展」の仕方に大きな影響を與へるのはいふまでもなからう。かつて東大寺庄園を例として初期庄園の分布が畿內を中心とする矮少な地域範圍にとゞまつて廣汎な地域に及び得なかつた原因を庄園勞働力の獲得を制約する地方に於ける共同體的遺制の存在に求めたことがあつた。(13)この共同體的遺制の實體こそ僻遠の地方では親族共同體の名殘りであり、比較的近接の地方では家族共同體が一般的によく存在してゐることであらう。從つて畿內に庄園が多く發展したのは外的な原因として、一般の公民が庄園の土地兼併と人的資源收奪に對抗し得るための、さしたる團體的な力をもち得ない小

家族を、かなり普遍的にもつてゐたことがあげられるであらう。

なほ北陸地方に於ける東大寺庄園が初め土地の人から庄園の用水路をこはされたり庄園關係者がなぐられたりなどして種種の妨害を受けながら[14]、竟に土地の有力者を仲介として巧みに庄園の經營を行つていつた過程について詳細に述べたことが[15]あるが、かゝる庄園と現地の間に立つた有力者の實體こそ實に古代家族を背景とする人であらう。即ち彼等は相當數量の私有の勞働力をもつてゐても、それを十分に働かして耕作するに都合のよい土地は、天平十五年五月の三世一身法による土地所有の認可でさへ、初位以下庶民は十町、郡司は三十町であるからその墾田の面積が著るしく制約をうけてゐる（續紀）。しかるにかゝる有様も天平神護元年三月には全く墾田を禁止され、僅かに「當土百姓一二町者亦宜許之」（續紀）となつた。

故にかゝる制約された條件をくぐりぬけるために地方の有力者が竟に中央貴族の庄園と合體してその經營に入りこみ、一應庄園のために種々の手助けをしたながらも、その庄園地に於て自分がもつてゐる勞働力を燃燒しうる地盤を獲得することをはかり、また事實さうしたもののやうであつた。更にかゝる合體によつて地方の古代家族を背景とする土豪はこれまでの様な自力のみでなく庄園の勢威を背景として周邊の公民に強く働きかけて、そこから非合法的に勞働資源の獲得をもはからうとしたものと考へられる。[16] 故に

太政官符

應レ禁二親王及王臣家庄長私佃一事

右被二大納言從三位藤王宣一偁、奉レ勅諸家庄長多營二私佃一、假レ威乘レ勢蠹レ民良深、姧猾之源不レ可不レ絶宜下加二禁制一不レ得中更然上。

延暦十六年八月三日

（類聚三代格、第十五、墾田幷佃事）

以上の様な禁令が發布されたといふことはたとへ庄長の具體的な内容の検討を必要とするとはいへ、おそらく庄園と結合した地方の古代家族の家父長の立場にあるものと考へてよいであらう。即ち當時の庄園は平安時代の上四半期以後の庄園と違つて著るしく庄園所有者の直接經營的な性格が強かつたので、庄園事務の擔當者として庄園にゐるものゝ内、如上の様な私佃を營み得るし、またその様なことをしたがつた者は事務員として庄園所有者から派遣された者の内には絶無といつてよい有様であつた。故にこの禁令の對象となつたものは必ずや古代家族を地盤として庄園と合體し最初からこの合體を前述した様な目的に利用しようとする土豪であつたであらう。故にたとへ家族共同體が存在する地域であつても、家族共同體には古代家族へ移行する性格を内在するから、その様な傾向が特に顯著に進展してゐる地域であれば、庄園所有者は複雜な手段と現地への正確な認識を必要とするとはいへ、その土地に於ける諸勢力のつり合ひに乘じて現地に於ける庄園勞働力の獲得は不可能でなく、從つて庄園建設の可能性があつた。かゝる諸地域に於ける庄園設置に對應する現地の情勢の多様性はわが國の庄園體制を複雜ならしめると共に、また一貫した初期庄園の全國的な發展を困難としたのであつて、わが國古代社會の性格を分析するに際し見のがすことの出來ないことである。

（1）北山茂夫氏、大寶二年の筑前國戸籍殘簡について（歴史學研究、七ノ二）參照。

（2）石母田正氏、古代家族の形成過程（社會經濟史學、一二ノ六）二四―五頁參照。

（3）なほ川邊里の村落構成はこの村において自由民の系統を引く島郡の大領肥君家とその同族を中心とした部民の流れをくむ人々の集まりによつてなされたものゝやうである。かゝる環境に於ていかに寄人が成立したかといふことを明きらかにすることは、部民の系統を引くものが何れの者に屬してゐたかといふことゝ、この村の形成年代を把握しない内は不可能に近いのであるが、假りにこれらの部民が肥君に屬してそして古い村落の系統を引くものであるとするならば、この村落に於ても肥君と部姓の人との間の隷屬關係は親族共同體の崩壊による家族共同體の成立によつて生れたものであるといつてよい。すなはち一應家族共同體を構成した家が一段

となれ巨大な發展をとげた肥君のために從屬させられることはあり得る。またかゝる過程に於て家族共同體を形成し得なかつた者は肥君に從屬して寄人となるか、あるひは肥君に從屬してはゐるが家族共同體を作り得た者の家の寄人となる樣なことが當然起つてくるので、即ち部姓をもつた戸主で嘗つては誰れかに從屬したものであらうとも、支配者自體が發達する樣に家族共同體的な性格を濃厚にもつてゐるのであるから、支配されてゐない家はかなり自由を許されて從來と同じ生活を送ることは可能であり、村落內に於ける彼等從屬者同志の立場は平等で、同一の村落生活を構成してゐたであらうから、相互の關係の間ははつきりしたけじめが發生するのは家族共同體の崩壞の時期に於てであることは當然であらう。特に支配者としての肥君の名をもつ者が寄人となつてゐること(五ノ一三五)、また肥君の一族である肥君豬麻呂の如きは資料の斷簡性のために明確な數字は分らないが、資料で知り得る範圍では僅か二、三人の家族人員しかもつにすぎないこと(一ノ一三四)、更に肥君豬手の家にイトコの家族が二個も含まれてゐること(五ノ一三二―三)、この樣なことは肥君の內にも大きな變化があつたことを示し、嘗つては肥君も他の部姓をもつた家々とも平等であつたのに竟にその肥君の內にある一家が特徴的に發展して巨大な勢力をもち、その間に於てその樣な發展をなし得なかつた肥君の他の家々は沒落してその內のある家は寄人とならざるを得なかつたことを示すものであらう。

(4) 石母田正氏、前掲稿、五八頁。
(5) 同上、四四頁。
(6) 同上、五九頁參照。
(7) 本文で明らかにされた家族構造が、わが古代史に於ける大事件である班田制と大きな關聯をもつてゐるといふことを考察して、當時の家族構造研究の重要性を示して置きたい。班田制は個人々々に對しては平等な土地を班給するのであるから、はなはだ萬人平均の取扱をする政策の樣であるが、當時個人は決して個人のみで生活するものでなく上述の樣に一應の大家族の內に含まれて生活するのである。しかるにこの家族が富んだ家ほど家族人數——しかも他からつれてこられた非血緣者——が多いといふ性質をもつてゐるから、裕福な家→著大な大家族(よそからつれて來られて召使はれてゐる多くの人々からなり立つ)→班田多し、といふ系列によつて、班田制は結局各家の不均衡をそのまゝ承認した形となる。しかも當時の社會的な不均衡は個人的な差位によらないで家族の差位によるのであるから、この不均衡の承認は當時の社會的な不均衡をそのまゝ取り入れたことになる。かくして班田制それ自身は何等社會的な不均衡を破る契機とならないから、また班田制はこの樣な性格であるから、少しでも政府の威權が弱くなつて、制度が勵行されなくなつてくると、やがてこの內在する不均衡が頭をもたげる可能性が生じて班田制をこはす。たゞこの班田制が人々の

貧富の差の大きくなるのを制約するものであることはいふまでもない。その點に寄與をなすことは出來る。かくして班田制は如上の様な性格の家族構造を背景としてゐる所では、割合に現地に於ける有力者の反抗を受けることなく、スムースに行はれる性質のものでないかと思はれる。班田制の社會的意義を考察するにはぜひともその時代の家族構造の社會經濟的性格を知らねばならぬ必要がここにあるのではなからうか。かゝる思慮はわが國班田制の母法ともみられる支那の班田制を考へる時もなされねばならないのではあるまいか。この點東洋史家の御教示を待ちたい。

（8）　松本新八郎氏、名田經營の成立（中村孝也博士編、生活と社會、所載）一二五―六頁。

（9）　これ以後に於て村の獨立性・團體性があつてもそれは決して村の共同體的性格を規定的な原因とするものでなくなる。このことは最も村の共同體制を示すものと考へられてきた入會權――たとへ江戸時代初期のものではあるが――さへ古島敏雄氏によつて明白にされたやうに、實はそこに封建的な階層性が內在してゐることによつて明瞭である（社會經濟史學、一一ノ一一・二、近世に於ける採草入會地利用の時代的特質、七五頁）故に古代以後の村落に存在する共同的な體制の存在は共同體的な性格以外の別個の面から十分に考慮されねばならぬ。

（10）　北山茂夫氏前掲稿、一九頁。

（11）　石母田正氏、古代に於ける奴隷の一考察（經濟史研究、二八ノ五）一四―五頁等。

（12）　なほ石母田氏は（11）の論文に於て逃亡奴隷に託して古代家族の共同體的な性格を具體的にあとづけてゐるので參考のために少し長くなるが內容を紹介して置きたい。「天平勝寶元年東大寺に施入するため、諸國に符を下して容貌端正なる奴婢を和賣貢進せんことを命じたが、但馬國は管下の家內奴婢五口を買上げて進上した（三ノ三五六）。この但馬國から東大寺に進上された五口の奴婢のうち池麻呂、糟麻呂は同二年二月廿日に逃亡して本國に歸つたが間もなく國衙の手によつて逮捕され、三月六日もとの主人生部直山に連れられて上京した（三ノ三七六）。しかし二人の奴隷は三月十六日再び逃亡したが（三ノ三九四）、故鄕但馬國に歸つた糟麻呂だけは六月廿二日また捕へられてもとの主人が同行して東大寺に連れて來るためにわざ〳〵都までも出てきたが（三ノ四〇七）東大寺は糟麻呂と池麻呂がしばしば逃亡するの故を以て主人に附して鄕里に歸らしめた（三ノ三〇九）。」氏はかゝる事例を他にもあげて、結局これらの逃亡奴婢は「解放されるために逃亡したのでないことは、逮捕されるのが寧ろ當然であるもとの主人のところへ歸つたことが明らかに示してゐる。…彼等は都市の勞働奴隷の苛酷な索莫たる生活に耐へず、太古的な家族の共同的生活――そこでは奴隷はむしろ家族員に近かつた――の遺つてゐる鄕里の山河に憧れたのではなからうか」（同上、二二頁）といつてゐる。まことに當時の地方の

古代家族が、特徴的に發展した例としてあげた九州の肥君猪手の家さへ多分に共同體的な構造をもち、また親族共同體崩壊後の「ムラ」の再編成が徹底して「ムラ」の單位の下におかれたのではないかと考へられる諸事情を想起すれば、地方に於ける奴婢の生活環境は不變に、靜的ではあるが、案外なごやかな親密性をもつたことを知るのである。故に彼等の生活感情はこの不變ともいふべき生活環境によつて最も強くこの小さな土地にぴつたりとした不變のものに形成されたので場所の移轉、特に都へうつるといつた様なことにともなふ生活の急激な轉回にはたへきれないものが出て來るのは當然であらう。まことに石母田氏によつて摘出されたこの逃亡奴婢のあり方はわが國古代家族のあり方と生活を最も適確に示し得るすぐれた歴史的事實といふべきであらう。

（13） 拙稿、初期庄園分布の形態とその分析（歴史學研究、九ノ七）三五頁。

（14）・（15）・（16） 拙稿、北陸型庄園機構の成立過程、參照。

（17） 奈良時代に於ける氏賤は律令の解釋者の一人が「轉入氏宗之家耳」（戸令、釋）と解して、氏賤が郷戸全體の共有のものでなく專ら郷戸主の所有に歸し、同じ郷戸の内に含まれる他の房戸がこの所有關係について締め出しを喰つてゐる事情のあることを暗示してゐるほどであるから、慣習法として既に氏賤は實質的に家長の所有物となりつゝあつたであらう（なほ四八頁參照）。故に大寶二年の戸籍にみられる肥君猪手の家にある「戸主奴婢」――氏賤と考へられる――は既に「戸主私奴婢」とほとんど本質の上では同じものになりつゝあつたであらう。從つてこゝには形態の上ではともかくとして、性格としては既に共同體的な性格がこの家から喪失しかけてゐることは蔽ひ得ないであらう。然し形式的にせよ共同體的な構造が殘つてゐることは（美濃などでは既にかゝる形態すら殘つてゐず、戸主以外の家族員で恐らく房戸主と考へられる人々の間にすら奴婢がゐる例が發生するほど、私有制は一般に滲透してゐる）、特にかゝる事情を九州といふ中央から遠い邊境の地域であるといふことゝ從父兄の傍系親が大家族の形成に重大な機能を果してゐることを背景として考へる時、決して單なる形態の問題としてのみ取扱ひ得ない。恐らくこの家族構成の上にあらはれてゐる共同體的な形態をもつて、實質的にも共同體的な性格がこの家族の内に未だいくらか働いてゐると解してよいであらう。

（18） 註（2）參照。

第五節　古代家族の終焉

一

前節に於て示した各種の家族構成とそこにいとなまれる生産組織の仕方は初期庄園のあり方の上に於て多大の影響を與へたのであるが、後の莊園體制のあり方に於ても、莊園體制自體の特質により現地の諸々の事情がそのまゝ莊園の内にもちこまれて莊園體制の下部構造となつたために、莊園と莊民の家族との間に密接な關係が、初期庄園の場合とはまた違つた意味に於て發生した。(1)

この兩者の關係を考察することは莊園體制が平安中期以後のわが國社會體制の基本的な位置をもつものであるから大變に重要であるが、本章の主題を離れるからこれは他日に讓り、たゞこゝではそれらの各家族構成に規定されて發生する生產組織の仕方とその變遷を省みて、かゝる生產組織の變遷が今度は逆にいかに家族構造の上に影響を與へたかを考察し、他日兩者の關聯を考察するための一資料としたい。

家族共同體的な家族の農業經營はいかに耕地面積が廣からうとも、それはやはり一個のまとまつた單一生活體としてなされるのは共同體の性格として當然である。なほこれについて未た家族共同體的構造をもつてゐると考へられる奈良時代の北陸地方に於ける家族に例をとつて具體的に考察してみよう。奈良時代に於て北陸の東大寺庄園へ二町一六歩の開墾地を賣却した伊我部廣麿はこれらの土地を息子の春野・熊野及び孫の野燒・長野に開墾させたのである。また同じ場所と時に宇治荒浪及び同諸浪はそれぞれ一町二段・一町四段二四四歩の土地を開墾して東大寺に賣却して、それが椿原村にある東大寺庄園

の基礎となつてゐるが、これら兩人はともに戸主宇治公足の「戸」であつて公足の家族の一人である。(2) これらの土地は單に開墾地のみであるから他に班給地を加へまた文書に示されてゐない所で開墾してゐることもあらうから、彼等が關係するすべての耕地は相當の面積になるであらう。現に諸浪の如きは榛原村以外の地域に於て壹段の土地を開墾してゐる（五ノ五七六）。この様に一戸の内で相當地積の土地が耕作されようと、結局に於てそれは一個の家族經營たる範圍を出るものではなくその耕地の大きさは全く家族成員の多寡によつて制約されてゐる。然しこの家族の行ふ農業經營がたとへ鄕戸單位で一定地積を占有して耕作し、著るしく家族經營的色彩をもつ場合があつても、それは決して鄕戸全體の人が協業的に耕作したのではない。即ち、鄕戸全體が一定の地面を選んで耕作する場合も、それ〲一定の土地と一定の人名が重なつて誰々の「墾」としるされてゐるところをみると、それ〲誰れかの責任の下に一定の土地が開墾されてゐたことが分る。然しこのしるされた人をもつてその土地の所有者であるといふことはたゞちにこれのみでは斷定しがたい。更に前述の宇治荒浪及び諸浪の如きはそれ〲一町二段・一町四段二四四歩を開墾し、更にこの外に班給地のあることを考慮すると、それらの土地が單なる荒浪及び諸浪の單獨の力で耕されたものとは思はれない。これらの者はそれ〲戸主を上にいたゞきその大家族の單一生活體の傘下にあつたとしても一應自分の妻子を中心としたやうな直系親族の小家族を作つて相共に働いてゐたと考へられるのであつて、如上の様に一個の手ではとてもまかなひきれないと考へられる地積の開墾・耕作の如きはその様な小家族卽ち房戸的なものを背景とした勞働力の存在を考へねば不可能であらう。更にかゝる墾田は男のみでなく女の人も從事してゐるがこの時に於てすら

五段　佳濃郡戸主佐伯智麻呂 戸口浮虫文部貝吉田　直稲壹佰貳拾束（五ノ五八六）

とある様に、一定地積の土地を請営して開墾に従つてゐる。(3)

この際も他に班給地のことを考へると單に女一人の手のみによつて開墾されたと考へられない。當時夫婦が別居して女が屢々その父の家に於て子供をかゝへて一つの小さなグループをなしてゐることもあるから、もし女の場合に於て一人で手にあまるほどの土地を耕してゐる時があれば、それはその樣な小家族を背景としたいとなみと見てよいであらう。故に家族共同體としては一應自己の內にかゝる小家族單位を認めながらもそれらを合體してまとまつた一つの勞働組織を作つてゐる。なほ荒浪及び諸浪の關係する土地面積が割合に大きいので單にその血緣者のみでなく、その小家族卽ち房戸に屬してゐる私有の勞働力（一ノ二八、六五）あるひは氏賤的な家族共同體の共有の勞働力があつたかも知れないが、たとへ奴婢がゐても土地自體が大家族全體の所有（律令の上では單に占有權であるが、村落の慣行では何等他の侵害を許さぬ私有物である）である以上何等その家族の共同體的性格を損ずるものでない。そしてかゝる私有の勞働力の使ひ方自體はあくまで戸主の統制の下に戸主が代表して所有してゐる土地に於て行はれるのであるから自づと共同體的な性格をもつて來る。なほ如上の例と同じ時所に於て東大寺へ四段の開墾地を賣却した戸主秦得麿はその內の二段を得麿の「戸口」である猪名部黒人と物部田次に一段づゝ耕させてゐる。猪名部と物部がいかなる性質のものか明白でないが、とにかく戸主の姓と異りまた部姓をもつてゐるのであるから戸主の血緣者でないことは確實であつて、おそらく寄人あるひは奴婢的なものかも知れないが、かゝる者の開墾でも一應文書の上では誰々の「墾」と一應地積の下にしるされてゐることは、この樣に低い身分の者でもその耕作にはそれ〳〵責任をもたせられたことを示すものである。しかし上述の異姓者の開墾地が戸主の開墾地と隣り合せてあるといふことは（五ノ五六二）この異姓者の開墾が戸主のそれと密接な關係があることを示してゐる。故に家族共同體に含まれる寄人（こゝでは小グループを構成しない者の場合）や奴婢はそれ〳〵大家族の下に含まれてゐる小家族の下に配付されて耕作させられたものか、また戸主の直接支配の下に働かせられたものか事情によつて違ふが（如上の秦得麿の如き場合は戸主の直接支配の下に置か

れてゐる。これらの寄人・奴婢は戸主の家族構成の一員としてその家の經營體の一環をなしてゐたことは明白である。以上の様な房戸的た單位と寄人的（こゝでもグループをなしてゐないか、またしてゐても二、三人程度のもの）た單位の兩方の上に立つてゐたと考へられる戸主の例として吾々は上述の時所の佐味敷浪の例をあげることが出來る。彼の傘下にある一房戸主としての佐味主黄は二町九反二八八歩の土地を開墾し、寄人か又は奴婢と考へられる足羽小綿女は三段の土地を開墾してゐる。(4)かくしてすべての農業經營は家族の一員がするものであるかぎり、それがいかなる者であらうとすべて戸主の有機的な支配の下になされたと思はれる。當時の農業經營の仕方は經營の主體である家族構造の性格から以上の様なとりどりの形式がとられたであらう。

さてかゝる農業經營はその基礎である共同體の構造に變化があれば、當然違つた仕方が生じてくる。この様な事情が時代の經過と共にいかに變つてきたかといふことを次に考察したい。最近のこの方面の研究によれば家族共同體は次第に家父長的な古代家族へ轉化して行く。そしてこの家父長的な古代家族の形成の基本をなす奴婢・下人の増大はたゞちにそれに照應してその勞働力の燃燒地としての土地所有の必要とその増大をもたらす。この土地所有が家父長の獨占に歸することはいふまでもない。かくてこの土地所有は單なる土地所有權の獲得にとゞまらずしてその上に土地所有者の直接經營が行はれることを前提とする。かゝる實體をもつた土地の所有者こそ平安時代の中期から著るしく莊園文書等に出てくる名主である。そして名主は自己の所有地である名田を經營するためには「名主が自己の所有する勞働力としての奴婢、半自由民を彼の子弟近親達に與へ具へ(5)」いはば「近親者を主體とする勞働力群(6)」を形成し、それらに「平均一町二三段内外(7)」の土地を分けてそれぞれ責任をもたせて耕作を行はせたものといはれてゐる。故にたとへこの家族に多數の奴婢・半自由民があつたとしても「名主は決して名田をこれら奴婢、半自由民にも口分田のやうな方式で班給することはなかつたであらう」。あくまで名主は

「名田を彼の子弟近親達にほゞ均分したのである」(8)。この様な典型を示すものとして次の様な例があげられる。平安時代の中期「正税物の莊園化」(9)として東大寺の莊園となつた白米免莊の太田犬丸名の所有者である山村吉則は自分の土地を子息一男山村則房に一町二段、二男僧行源に一町二段、三男山村吉房に七段、同山村末房に七段、僧幸範に一町三段、僧鎭契に一町二段、山村妹子に一町一段、山村中子に一町一段とそれ〴〵家族の者に處分してゐる。この處分は果してこれらの土地を全面的に正しい意味に於て分割したものか、あるひは單に戸主の山村吉則の統制の下にそれらの土地をそれら子供たちに占有させてその土地を耕作させたのか「處分」といふ言葉のみでは當時の土地所有關係の複雜性のため明白でないが、如上の様な名主と名田の成立過程の事情を省みれば、この處分が決して土地所有權の分割でなくして、それ〴〵の土地を子弟に分つて責任をもたせたものであらうと考へられる。(10)

さて以上に於いて最近明白にされた名田經營の實體を見てまづ感ずることはあまりにさきにあげた家族共同體の農業經營のやり方と似てゐるといふことである。即ちこれらの子弟近親の下に奴婢的な勞働力があつたとしても、その土地の配分が血緣家族の構成の仕方に則つて行はれていかにその地積が八町餘に及びながらも家族的な單一經營にすぎず、しかも農業勞働力に於ける血緣者の意義は支配的なものといへるであらう。その他班給地のことを考慮すると、とてもそれ〴〵の自分の小家族の血緣者のみではこなしきれず、おそらくその輩下に寄人あるひは奴婢的な勞働力があつたのかも知れないが、結局に於てそれらの一町二段及び一町四段二四四歩の墾田を行ひ、その他班給地のことを考慮すると、先にあげた東大寺庄園の故地において諸浪及び荒浪がそれ〴〵諸浪及び荒浪も戸主公足の下に所屬しており、多分その戸主の統御の下に墾田をし、また廣く含めて生活をしてゐたであらうことを山村の場合とくらべて、山村吉則の如きもかゝる家族的な單一經營形態の框から出るものではないと思はれる。故に平安中期の例ではあつても山村の家族とその農業經營のやり方は昔日の家族共同體的な遺鉢をつぐものといふべきであら

う。このことは當時なほ家族共同體的な構成が存續してゐたことを示すものでないかと思はれる。然し旣に前掲の美濃國の戸籍にあらはれた小人數の家族の存在あるひは天平十二年の遠江國濱名郡輸租帳の房戸の成立などによつて分る樣に、奈良時代に於て小家族の成立が恒常的な現象となりつゝあつた。故に古代家族的構成に發展した家はともかく、一般の家族の動向は家族共同體の共同體的な性格自體から農業生産の事情が小經營でも可能となればスムースに小家族單位に分解し得る可能性をもつと共に（五〇頁臺灣ツォウ族の例參照）、如上の戸籍・輸租帳等に示される事實にはこの可能性が現實に展開してゐる。故に山村の如き家族構成が古代家族と小家族の間にはさまれて存在してゐるのは一見不可解の樣で、あるひはこの例は特殊な例とも思はれるかも知れないが、これはおそらく前節でのべた樣な典型的な古代家族の進展が困難であつたわが國に於ては若干の家父長制が發展したが竟に古代家族となりきれず、さればといつて小家族へも分解しなかつた家があらうから、平安時代にかゝるものが存在してゐても決して偶然でも特殊でもないであらう(11)。故にこの山村の家族には家父長制の發展とそれによる家父長の土地私有が實際に行はれてゐたであらうことはあらそはれないが、それは決して典型的に發展した古代家族の樣相をもつものではない。卽ち家族構成の形態の上から見て、また割合に大きな地積の農業經營を原則として血緣家族の勞働力を配分する仕方をもつて行つてゐることは、未だ家族共同體的な命脈の殘存を示すものであると共に、かゝる血緣を中核とする勞働組織をとらねばならぬといふことは、未だこの家族が非血緣者を大家族形成の規定的要因とする古代家族に發展してゐないことを示してゐるのでその所有地の面積も小さくその實力も弱いものであらう。しかも彼等は次第に、山村の例で見た樣に、勞働組織の小單位がそのまゝ獨立して、それが一つの小さな名主となり次第に小家族に分立して行く傾向をもつてゐる。鎌倉時代のことではあるが、筑前の澁谷有重の地頭職の內容が行武名・芳國名等からなつてゐるが(12)、このやうに開發領主になりきれず、さればといつて「百姓」にもならないで數町歩におよぶ地積をもつてゐる平安時代の名主

層の家族構成の實態は、實に山村の如きものか、あるひは註（11）の入野鄕玖珂鄕の戸籍にみられる寄人あるひは奴婢の系統を引くものでないかと思はれる數人の異姓者を集めた十六人乃至二十五人位の人數の家族であらう。[13] 故にこれらの者は自己の安全をはかるために土地を寄進しても、その土地は一個の莊園をなすことが出來ずにその一部にとゞまり、自身はまたその莊園の莊司になり得ないでその下部にゐるを餘儀なくされる。

例をあげて考へてみよう。筑前觀世音寺の高田莊の田堵となつた美作眞生と同利明は元は獨立の百姓であつたが彼がもつてゐた土地は何時しか他の人を通じて寄進されその他の土地と一緒になつて高田莊を形づくるに到つた。この様に他の人の手を通じてとはなつてゐてもその實際は兩人が相ともに莊園の田堵としておさまつてゐるところを見ると彼等の自由意思でさうなつたのであり、嘗つての土地と同じ所を耕しまた實質的な所有權をもつてゐたのではないかと考へられる。[14] かゝる人こそ先に指摘した様な一個人で土地を寄進しその莊園の莊司となることが出來なかつた人であつて、正にこれらの人の家族構成は先に見た山村的なものか、あるひはそこから派生した小家族であつたらう。また十人の田堵が集まつて、承德二年十月十五日丹波草南條波々伯部村田堵等立券文に示される様に、それ〴〵名田を合せてひとつにして連名で寄進して漸く一箇の莊園を作つたやり方も彼等の力と經濟的地盤の矮小さの致すところである。[15]

かゝる數町歩程度の規模の名主、あるひは田堵の農業經營の仕方は時代はかなり下るが新猿樂記の次の様な描寫によつて如實に知ることが出來る。「出羽權介田中豐益、偏耕農爲業更無他計、數町戸主、大名田堵也」、竿頭第一句のこの言葉はさきにあげた様な矮小な名主・田堵の特長を單的にとらへて鮮やかである。たとへ「大名」といふ様な言葉があつても驚かされることはない、概して矮小な土地しかもたぬ田堵が數町歩ももつてゐる時は「大」の字をつけるに適はしいのである。そしてかゝる者がひたすら農業專一に働いて他を省みる餘裕のない有様は、次に述べる彼の農業經營の仕方で分る様に必ずしも農

業の全部を彼がやることを意味するものではない。然しとにかく彼が農業から一歩も出られぬといふところに彼の經濟的地盤の狹小さがかい間見られる。この點は次項で述べる發展した古代家族の後身と大きな違ひである。「兼想二水旱之年一、調二燥濕一晴度二喫迫之地一、繕馬把犂一、適確な季節のうつり行きと地柄の認識、それに伴ふ巧みな對應がよくうかがはれる。名主・田堵の樣に比較的に他からあまり抑壓されないで自由な立場で農業に從ひ得る者にのみ許された割合高い人間的能力の表はれであらう。「或於二堰塞堤防溝渠畔畷之功一、育二田夫農人一、或於二種蒔苗代耕作播殖之營一、勞二五月男女一之上手也」前文の農人を育ふは解し難いが、後文男女を勞すると比較對照すると「育」は「用」の間違ひでないかと思はれる。もしこの見解が許されるなら「費町」も耕す田堵が單に家族勞働のみでなく、表記の種々な農業生産の過程に於て他人を雇傭してゐたことが容易に想像される。然しこの雇傭が「完全雇傭」いはゞ一年間を通じてなされたかどうかは、その耕地面積の狹小さからいつて、また人々の名が「田夫、農人、五月男女」と呼ばれて奴婢として示されないので疑問である。たとへこれらの人が常傭ひ的にあるひは奴婢的に田堵の下に從附してゐたとしてもその人數は僅か三、四人を出でないであらうし、元來「己ガ住浦ニハ非デ、他ノ浦ニ田ヲ作ケルニ、己ガ住浦ニ種ヲ蒔テ、苗代ト云フ事ヲシテ可レ殖程ニ成スレバ……殖女雇」（今昔物語、卷六、第十）はんとして出かけることもあつたのであるから、大體は近邊の人を忙しい時に臨時雇ひしたのであらう。更に新猿樂記の筆者は田中豐益のやり方の成果の卓越さを次の樣に描寫してゐる。「所レ作植、稑稉糯、苅穎勝二他人一、春法增二每年一、加之園畠所レ蒔麥大豆大角豆小角豆粟黍、稗、蕎麥胡麻員盡登熟、春以二一粒一雖レ散二地面一、秋以二萬倍一納二藏内一、凡始レ自二東作一至二于西收一、聊無二違誤一、常懷二五穀成熟稼穡豐贍之悅一、未レ會二旱魃洪水蝗虫不熟之損一」、こゝに到つて描寫は過程より成果に移つただけあつて類型的な臭みをもつて來たが、なほ田堵が首をつゝこんで行つた隅々の事情までも分るのは興味がある。「檢田收納之譜、官使迎送之饗、更無レ所二違避一、況地子官物租穀租米、調庸代稻段米、使料供給、土毛酒直種蒔

營料、交易佃出擧班給等之間、未ㇾ致㆓束把合勺之未進㆒、抑雖ㇾ拙ㇾ爲㆓輸稅贖課之民烟㆒、遮莫未ㇾ若㆓困詼乞索之貧家㆒」こゝに於ては全く田堵を支配する領家の希望的な觀察となつてゐるが、なほ田堵が置かれた社會的な關係の實情が窺はれる。

以上によつて古代家族の中間層あるひはそこから派出して來た小家族の經濟的地盤は矮小且つ弱いものであることが明瞭であるが、いつまでもこの弱體のまゝで上長にペコ〳〵するものではない。さきにあげた波々伯部保の樣に、その發足が多人數の協力によつてなされたことが明白であるのにずつと後の建武四年（一三三七年）の事とはいへ波々伯部信盛なる者によつて當地は「信盛等先祖越中守盛里爲開發領主、於領家者爲敬神奉寄祇園社畢」（八坂神社文書、下の四八五頁）とうそぶくに到つた。信盛は當時この保の下司であつた（同上、四八三頁）。そしてこの保の保司は常に僧侶であつたのが、承久三年の頃になると初めて俗人の下司が出てきた（同上。四六一頁）。かゝることは當初のドングリの背くらべであつた田堵の内にも階級分化が起つてずばぬけた者が生じたことを暗示すると共にまたこれまでの平等な小勢力の均衡の上に立つてゐた領家である祇園社の勢力が一歩後退したことをも意味する。當時の下司の名は盛經と呼ばれてゐたが當時武士の名のつけ方は屢々名の二字の内の一字は代々同じ字を慣用するから、この「盛」の字が共通するところから見て「盛經」は「信盛」の祖先であることは疑ひ得ないので波々伯部氏のこの保に於ける優越した位置は久しい間に亙つて不動なものであつたらう。そしてこの波々伯部氏は建仁二年には早くも領家に對抗し、あたかも鎌倉幕府の後援があるかの樣に「御家人」の名を呼號して立ち向つてゐる（同上、四六四頁）。信盛はいはゞその樣な態度の最高潮を代表し、吉野時代に於ける南北兩朝の爭ひに乘じて一氣に自己に有利な樣に爭ひを解決せんとしてゐる。當時既に信盛は眞の御家人となつてをり、彼が立つ場合は彼一個人でなく「波々伯部信盛同一族等申」すといつた工合になつてゐる（同上、四八五頁）。後者の「一族」の表現は前揭の山村の家族形態を想起するのであるが、おそらくこの場合は子弟たちに一世帶をもたせながらも彼等が保持してゐる土地に對しては實質

的た所有權をもつて彼等への政治的統御を可能ならしめてゐたであらう。鎌倉幕府は明白にかゝる戸主の權利を認めて山村的な權制の保持を可能ならしめてゐる。即ち貞永式目の內の一つ「讓所領於子息、給安堵御下文之後、悔還其領讓與他子息事」の條で父母の土地に對する權利が實に强固であることを示し、たゞこれに對する僅かな制限を、同式目の一つ「父母所領配分之時、雖非義絶、不讓與成人之子息事」の條に於て行つてゐる。即ち親の推選で幕府に勤める樣になつた者がなかく〳〵熱心に奉公するのにたま〳〵繼母の讒事で土地を配分されないで庶弟に土地が全部渡されるのは可哀想である。その際は今立てた所の嫡子庶弟の分を割いて五分の一を無一物の兄に宛てがふべきである。然しその兄が幕府に對して大した奉公もなく又不孝の輩であればそんなことをする必要はない。これが幕府の定めである。もつて戸主の土地所有權に關する力の强さと子弟の土地に對する權利の弱さに想到するとともに「一族」に對する統御の力がどこから惹いて來るかといふことがこれによつて明瞭である。然し「信盛」ほどの段階にたると彼の力は單なる家族的た範圍にとゞまらず、彼の子弟に對する關係即ち土地の所有を通じて政治的に統御する仕方を擴大再生產して遠近の人々に及ぼし、廣汎な地域に亙つて領土をもち、人々をも支配してゐたであらう。問題がこゝに到つては既に本節の圈外に出てきた。再び急いで古代家族の考察に歸らねばならぬ。

二

當初に於て消極的なやり方しかとれなかつた中間層に對して、この平安時代の中後期に於て積極的に活躍したものは古代家族である。これこそいはゆる「莊園領主」と相拮抗し、あるひは合體してこの時代の歷史の主流を大きく形成して行つたのである。この家族は既に述べた樣に典型的な古代家族の一般的な發展が困難であつた社會的制約により、その內に傍系親

族よりなる房戸的存在がかなり殘存したであらうが、その家族成員の大部分を非血緣者特に奴婢的な者によつて形成しようとするところに特長があつたから（五九頁參照）戸主の子弟近親と奴婢との比例は著しい不均衡を見せてゐるのは當然であらう。[16] しかるにこの樣な古代家族こそ著大な土地の開墾と所有をなし得ることを考へると、この家族がいとなむ農業經營は前掲の山村吉則の樣に自分の子弟近親の家族の下に奴婢を分付するといつた形態をとることは到底出來ない。もし子弟・近親をあくまでその樣な勞働力群の中核としようとすれば、結局それは子弟・近親をば一定群の奴婢を監視するために使用するのであつて、その逆に子弟近親の家族に奴婢を附するのではない。故にかゝる家族の農業經營のやり方は全く山村の如きものと違つた方法がとられることを必要とするのであるが、その方法が血緣家族の勞働力を主としないとすれば、いかなる經營がとられるのであらうか。それは古代家族の內に含まれてゐる多くの奴婢に監理者を附した經營を行つて、あたかも奈良時代北陸でみられた東大寺の初期庄園の如き形態をとつたのであらうか。この問題を考察する前にわれ〳〵は先づこの經營の主體である古代家族の經濟構造を知つて置く必要があらう。かゝる基礎的な把握を經ないで農業經營の生態をのみ探求すればそれは單なる現象の描寫に終るであらう。

延喜二年阿波國戸籍・延喜八年周防國戸籍公文（大日本史料、一ノ二一）には多きは一百六十人に及ぶ家族員をもつ戸の存在をあげてゐる。この戸籍の內容がどれほどの信用が置けるものか問題があるのであつて、そこに示される家族人員が不均衡に多くの老丁老女を含んでゐる事實によつてかなり事實の眞相をゆがめてゐることが察せられる。然し奈良時代に百二十人餘あるひは九十人餘の家族員をもつてゐたほどの家族があつたことは前章の第五・六表にうかがはれるのであるから事情が許せば平安時代にこの樣に大きな家族が出てきたとしても決してあり得ないことではない。無論その家族員の內に老丁老女が多すぎる前掲の戸籍の內容は若干作爲があるとしてもその家族總數は一概に否定されるべきではない。さてかゝる大家

族の構造が典型的な古代家族的な性格のものであることは疑ふ餘地はないのであるから、この内に多くの奴隷がゐたであらう。然し一家に集められたこれらのすべての勞働力を農業部面に注ぎこむことはその生産物をうりさばく國内市場の缺如及びそれを消費するだけの權力をもたない地方農民としての立場から考へて一般的に不可能であると共に無意義であらう。かかる社會的な制約がわが國に於て古代家族を典型的に廣汎に成立させなかつた社會的制約と同一地盤のものであることはいふまでもない。從つてこゝに集められる勞働力はたとへ多く集め得る可能性が出來てもすべてを農業生産にふりむけることは出來ないので、それらは必然的に他の生産手段及び消費資料の生産部面に分散してそれぞれの部面を擔當させねばならぬであらう。そしてこれらの諸方面の勞働力は古代家族の家父長の下に一元的に統率されてゐるのであるから、こゝにおのづとこれらの諸生産は一個の體系をもつ様になり、しかも當時の交換經濟の發展の程度から考へて、自給自足的な生産體系の構造をとるのは必然的であらう。宇津保物語によつて有名である紀伊國牟婁郡の長者神南備種松に關する描寫は、後に述べる様に幾多の制約と不十分さをもつてはゐるが、一應かゝる地方の古代家族の自給自足的な經濟構造を文學的に形象化した典型である(二三)。

かくして當時の土豪が直接所有してゐる勞働力の使用は農業部面に於ては自家の消費のみをまかなひ得る程度の自家生産的なものにあてられ、その他のものは手工業的な消費財生産手段の生産に原則的に割りあてられたものと考へられる。故に私有の勞働力の增大はそれによつてたゞちに農業部面の擴大のみをもたらさないでその他の生産部面の擴大を相伴ひ、兩者の相互關聯的な擴大の形態をとることゝなる。當時の土豪が立つてゐる生産組織の構造がこの様に體系的なものでなければならぬとすれば、彼等の發展はたゞ私有勞働力の數量的な增大にたよらねばならぬ。そしてまた彼等が相當の集積をしようとすればその基調である生産部面としての農業生産が相當に大きなものでなければならなくなつてくるのは當然であらう。

しかるに註に示した宇津保物語に描かれた神南備種松の家の情況は必ずしもそれに該當しない。即ちこの種松の巨大た規模の宅地の内に在る數多の家、倉や、そこにいとなまれてゐる諸々の仕事を見てもこゝから生れる生産物はおしなべて消費材及び生産手段であつてしかもそれらは決して商品として賣り出さうとして作られてゐるのではない。かゝる巨大な諸々の生産に對して農業的ないとなみの叙述と思はれるものは「田二十町ばかり作りめぐりてあり、牛どもに犂をかけつゝ、男ども持ちて働く」程度のものしかない。かゝる巨大な諸々のいとなみに對してあまりにこの田の面積は矮小である。この程度ので果して數百人の人々を含むこの一家にとつて自家用の食料さへもまかなひ得たかどうかさへ疑はれてくると共に、到底この巨大な種々のいとなみと消費を支へ得る程の基本的な物質的な根據の大きさをこゝには求め得ないであらう。故にこの描寫が當時の土豪の正しい經濟構造の形象化であるとすれば、吾々は他の部面にこの巨大な家族と經營を眞に支え得る經濟的地盤をさがさねばならぬ。正にこの描寫の場面には當時の土豪が立つてゐた眞の財源を生む場所は出てこず、そこから生れたものゝ表面の姿のみが示される。

この基本部面についてはなほ研究してゐないのであるが一應問題の提出といふ意味に於て偶目の一、二の資料と見解を並べて置くことにしたい。

神護寺領紀伊國神野眞國莊は天暦二年（九四七年）に國覓福成によつて開墾された土地を基礎としてなつたものである。福成はこれを開發地として地主職たるの權利を得た。(18) その後この人の子孫の時代に建久二年の資料であるが「公文職竝田畠山野百姓等三分二ハ嫡子國覓近宗所分渡所實也、惣庄堂別當神主竝田畠山地百姓三分一、次男光佛渡所也」(19)とあつてこの土地の「百姓」を自由に處分してゐるが、この資料は建久のものであるから鎌倉時代の社會の情勢を反映してゐることは疑はれない。そしてこの時代の百姓の具體的な内容は未だ十分に研究されてゐないので、こゝにあげた百姓「處分」の内容も明瞭

でない。然し、幸ひこの開發領主は鎌倉時代の莊園文書に屢々みられる名儀上のみの開發領主でなく一歴然とした實際の開墾者であつた人の子孫であることがはつきりしてゐる。そして開墾に要した勞働力は庄園の地積から考へて相當に多量に必要としたであらうから、恐らく單なる開墾者である國覓一族の血緣者のみからなる勞働力ではなかつたであらう。むしろ血緣者以外にその勞働力を求めねばならぬが、前掲の「百姓」が生計に必要な土地をこの僻遠の庄園以外に見出さないと考へられるから、この開墾に要した勞働力はその家の外部に離れて居住してゐたこれらの「百姓」であることは確實で、決して國覓の一家に含まれてゐた者のみでないであらう。そしてこの開墾が國覓の意志によつて行はれたものであり、しかも後になつて一族の間にこの「百姓」が自由に處分された事は、この「百姓」の身柄が國覓によつて自由に取扱はれた私有の勞働力であることを知るのである。管見の範圍ではこの文献は歴史的背景のはつきりした數少い資料の一つであるとはいへ、僅かこの一例をもつてかれこれいふのは危險であるが、平安時代相當に廣い土地を開墾・耕作し、それを寄進して莊園となす程の土豪あるひは前掲した神南備種松の家にみられるいとなみを可能ならしめた眞の經濟的地盤は、概ねこの國覓の樣な勞働力をもつて經營を行ふやり方の上にあつたものでないかと考へられる（勿論かゝる「開發領主」が所有する勞働力がすべて奴婢的なものに系統を引くものでなく、浮浪人系統もかなり多くあつたであらうが、こゝでは原則のみを問題としてゐる）。なほ舊記によるとこの國覓の住居を描象して次の如くいつてゐる。「五間二七間シム殿五間馬ヤ、サフライ七間、膳所ヤ三間、板ヒサシ指タル御方アリ、サリナガラ此山臺ニアワスレワ、キイニカマエタリ」(23)。この住居のたゝずまひは多くの人々を内に住まはせてゐる家屋の規模とは思へても、この家屋の内に墾田を實際にした人々をすべて含み得る程の尨大なものとは考へられないであらう。これらの「百姓」は自分を支配してゐる土豪の家と離れて生活してゐたのであらう。

然したとへこれらの土豪が土地の「百姓」を所有してゐてもそれらの單純協業によつて土地を開いたものでないことは、

伊賀國の土豪藤原實遠の所領が天喜四年二月廿三日の所預田畠目錄によれば伊賀、阿拜及び名張の三郡二十九箇所に點在してまたがり（三國地誌、九九卷）そして寛治二年十月十九日の定使先國請狀に「彼眞遠爲當國猛者、諸郡有彼眞遠之所領、仍郡之令三田屋所宛作佃也、國內人民皆爲彼從者所召仕也」（同上、一〇六卷）とある如くにそれ〳〵の場所々々で百姓に「佃」せしめてゐることによつて明瞭である。故にかゝる實際の耕作者としての「百姓」はそれ〳〵家族をもつてそれ〳〵の擔當させられた土地を耕してゐたものと考へてよい。以上に於て平安時代中期以後の土豪が立つてゐた基本的な經濟的地盤が「百姓」にあり、しかもこの「百姓」は主人の家のそばにある田で「牛どもに犁かけつゝ、男ども持ちて鋤く」樣なものと違ひ、一應主人の家と農業經營から離れて別個の經營をもつてゐたものであらうから、單に土豪の家の構造を描寫の對象とした神南備種松の家についての敍述に「百姓」が出てこないのは當然であらう。

故にこの意味に於て神南備種松の家の描寫は典型的な古代家族が次第にその意義を失ひつゝあつた、卽ち古代家族の主たる財源がたとへ未だ身柄は所有されてゐたとしても經營を一應主人からまかされてゐる非血緣者が主體となつて行つてゐる農業經營に移りつゝあつた時の土豪の家の形象化である。故にこの描寫の內に於て誇張もあるかも知れないが、大變に贅澤な消費物資あるひは生產手段の生產が大規模になされてゐるのも、その樣な新たな廣汎な財源に安居して自己の慾望と見通しをひたすらその方面にのばし得たためである。もしこれが眞の古代家族の實態の描寫であればもつとその內容は農業部面も大きく出て、眞の小宇宙的構造と生活的な堅實味があらはれてくるであらう。とにかく如上の敍述によつて分るやうに平安中期以後たとへ耕作者の身柄は同じやうなものであらうとも、それ〳〵が現はれる農業生產部面に主人の直營地と一應經營を他にまかした土地との二つの樣相がでてきたのはいかなる意味をもつてゐるのであらうか。この事を考へるためには現在の私は未だ資料的な準備をもたないので、これまでに人々によつて明らかにされた鎌倉期の事情を省み、そこにある事實

を元として、そこから逆推して前上の平安時代の事實の意義を考察することにしたい。

（武士）の屋敷には若干の田畠が附屬し、そのある部分は一般百姓に小作せしめるが、ある部分は手作田として所從、下人をして耕作せしめるか、又は一般百姓に賦役として耕作せしめてゐた[21]」のが鎌倉時代の武士の屋敷地附近の農業生産の仕方であつたといはれ、かくして手作地は所從・下人によつて耕作され、その他は「百姓」の小作地になつてゐた。故に概して當時の農業生産の仕方には二つの仕方があり、しかもそれに即應する勞働力の性質もそれ〴〵違ひがあつたものゝ様である。卽ちこれらの百姓と所從・下人は相良文書建長元年七月十三日の下知狀に「命蓮分田参町内、壹町貳段頼重之計居ニ置百姓一令ニ耕作一之間」とか、明王院文書建仁四年の寺家安堵狀に「名田拾町并當町居住屋敷、所令安堵也、所従等事、付レ田如レ元可レ令ニ召仕一」とある資料[22]の傍線を引いた所を見ても分る様に「居置」と「付田」とは兩者の立場の間に大きな相違があるものとみなければならぬ。然しこれは單に用語のみの問題ではなく、百姓の場合はその間に於て永代耕作權をもつことがあるが[24]、所從に至つては忽那文書乾嘉暦二年六月廿二日忽那島松吉内延成名地頭職并所從等所分狀に

一延成田畠一名　向坪付別紙在之　所從事一善得一類　一藤二郎入道一類一類

一藤次入道等一類

無男女間一子業　爲如福於養子　永代所讓渡也[23]

とあつて、讓渡される程であるからその身分は著るしく低いものであつたらう。これによつて直接經營を行ふ所には奴婢的な勞働力が使用されるが、他の大部分に於てはたとへ武士によつて隷屬させられてゐたとしても所從などと比較すれば著るしい自由な立場をもつてゐる「百姓」によつて小作が行はれてゐたのを知ることができる。この様な鎌倉時代の事實をさかのぼつてその系譜をたづねて行くと、先にあげた紀南備種松の家に於ける「牛ども犂かせ、男ども鋤し」とか眞國莊の「百

姓」の場合を想起せざるを得ないので、前者が種松の直營地の經營事情を示すことは明白であり、後者は未だ後世の鎌倉時代の「百姓」とは違つてなほ著るしい隷屬性をもつてゐた樣ではあるが、直營地で働く者とは一應違つてゐたであらう。既に平安時代の中期に於てたとへ同じ私有の勞働力が使用されたとしてもそれを使ふのに一應二つの農業經營の仕方で行はれたことは、前代に於て私有の勞働力はすべて戸主の單獨直營の下に行はれたと考へられることゝ比較して大きな變化であらう。そしていかに隷屬的であらうと直營地の外に於て、土地に植付けられたものは次第にその農業經營を自己の手にひき受けて自營的な傾向を生み出すであらう。この自營農への傾向は勞働力の所有者が古代家族的體系をもつて自分の所有してゐる勞働力はすべて農業あるひはその他の生產に注ぐのを止めて消費材部面はともかく農業生產部面に於て次第に直接經營を一部の手作地にかぎらうとする意欲とその實現の過程に於て生じたところに重大な意義があり、この事情をテコとして次第に土地に植付けられた者は相對的に自由な立場をもつて後の鎌倉時代に於ける「百姓」の方向に進展して行くことが出來る。眞國莊の百姓が既に平安時代に於て地子を拂つてゐる[25]のもそれが眞の「地代」ではないとしても、一應直接耕作者の經營の主體性を認める一つの表はれと考へてもよいであらう。然し直接耕作者に經營の自營性を認める傾向があつたとしてもたゞちに彼等が自由な立場を獲得するものではない。あくまでその樣な自由な立場の獲得は彼等を所有してゐた人との間の政治關係に從つてきめられるものであるから、その樣な立場のすみやかな獲得は困難で直線的には進行しない。然しこれまで古代家族の戸主が自己の直接統制の下にその家族にふくまれてゐた私有勞働力を驅使して農業經營を行つてゐたのに、次第にこの樣な自營的な「百姓」に經濟的收取の地盤を求めて、自分は僅かな一部の土地を手作地として殘して置く樣になつて來たといふことは、たとへまだ強力な主家の強い干涉と前述した中世の百姓の樣に賦役があつても、農業生產のやり方といふ點に於ては大きな變化といふべきであらう。むしろかゝる干涉・賦役自體の存在が一應前提として若干にせよ「百姓」の自營

的經營の存在を意味するものであつて、全くの隷屬であればその樣なことは初めから問題となりえない。奈良時代の奴婢が時として親子（一ノ四二・六四）あるひは兄弟姉妹（一ノ一〇二、一〇二）の血緣關係者の集まりによつて主家の內で小家族の形態を保つてゐたことがあるが、夫婦同居といふことが管見の範圍ではみられないから、恐らく彼等は家族的な集りをもつてゐても獨立の家を作ることは出來ず、依然として主家の家族員として、起居してゐたと考へられるのに對し(25)、これらの「百姓」がたとへ身柄を所有されてゐたとしても一應自分の家と家族をもつて古代家族から離れてゐるといふことは、これまた大きな變化である。故にかゝる「百姓」に古代家族の戸主が農業生産の支配的な部面を擔當させ、そして引續きかゝる形態による私有勞働力とそれらによる自營的な經營樣式を續行させようとすることは、これまで古代家族を背景として奴婢を使つた直接生産のやり方が次第に面倒がられてきた社會の情勢を示すものと思はれる。平安時代にたとへ浮浪人のおびたゞしい發生があつて一見容易に奴婢的な勞働資源をそこに獲得できさうに見えながら、竟にもとの大規模な古代家族の直接經營にまひもどつた樣子がなかつたことは、正に當時の社會の動向の制約によるものと考へられ、恐らくかゝる人々は古代家族の下に從屬しながら一應すべて前述の樣な百姓的な經營を行はさせられたものであらう。この樣な古代家族の農業經營の新たな樣相の成立こそ、律令的な負擔にたへきれないで逃亡した公民を、これらの古代家族戸主の翼下に入ることを可能ならしめる條件であつて、彼等があくまで古代家族の家父長制の下に徹底的な支配をうけるものであれば、この樣な古代家族の家父長の下への流入はおこたはなかつたであらう。そして、これらの逃亡の公民は神龜元・二年の近江國志郡の計帳（一ノ三二九—三三二）や、神龜三年の山背國愛宕郡雲上里・雲下里の計帳（一ノ三三三—三八〇）に示される樣に、家族成員の一部に止まつて(26)律令の規定にある「戸內口逃者、同戸代輸」（戸令）を適用される場合があるが、次第に生活が困難になり、天平十二年の遠江濱名郡の輸租帳に示される樣に（二ノ二五八）、同郡の管內田一〇八六町餘の內二二七町が不堪田・荒廢田と

り、しかもこの内の一二七町餘が口分田であるほどになると次第に一戸全體をあげての逃亡が生ずることは當然であらう。故に律令制度が單に個人的な逃亡のみでなく家族全體の逃亡に對しても細心の注意を拂ひ「凡戸逃走者、令五保追訪」（戸令）の規定を設けてゐる。なほこの條文に關し奈良時代のものとされる「古記」が「問令五保追訪、未知、追訪之間、免役分、答已職掌事、不免徭役也」（戸令）と解釋を加へてゐることは、この慣習法が母法の唐令にみられない強い連帶性を周邊にもたせてゐることを示すと共に慣行として奈良時代に強い各戸相互の連帶性の實在と、なほもそれを破る家族全體の逃亡の可能性があつたことを物語つてゐる。未だ政令よく行はれ農村の連帶責任も強く殘つてゐると考へられる奈良時代に於てこの有樣であるから、平安時代になつて政治が次第に弛緩すれば、齊衡二年三月十三日（八五五年）の太政官符が逃亡する人々を目し「無三懷二土心一」（三代格、一二卷）としひるほど郷土に對する愛着心の喪失とそれに必然的に伴ふ各家相互の連帶性が消滅すると、家族全體の逃亡は奈良時代にくらべてはるかに制約を受ける度合が少くなつて容易となり、家族單位の逃亡は增大するものと考へねばならぬ。(28)

然しこの逃亡する者の家族は前章で示した奈良時代に普遍的に存在してゐた大家族ではない。蓋しこの平安時代によく昔日の大家族構成を維持し得るものは先にあげた家父長制大家族にかぎられるのであつて、かゝる構造を背景となし得る家族はおそらく外界の事情に堪へて逃亡をしないであらう。故に外界の事情に壓倒されて逃亡を餘儀なくされた樣なものはかゝる構造をもち得ない弱勢の家族とみなさざるを得ないから、おそらくそれは奈良時代から發生してゐた小家族であると考へられる。從つてこの樣な家族をもつた逃亡者が古代家族の家父長の下に入つてきたとしても、それはまともな家族の存在さへ認められない奈良時代的な奴婢ではなく、最惡の場合を考へても家人的なものになると考へてよい。然し彼等は零落の逃亡者である以上、さしたる貯へも準備もないであらうから、新たに土着するに際しては古代家族の家父長から中世の開墾で屢

等見られる様な種子・食料の給與を必然的に必要とし、また二、三年は「年貢免除」を與へられることもあらう。この意味に於て彼等は多大の支配を家父長からうける契機をもつてゐるが、かゝることは一つの段階として、中世の場合と同じく後になれば一應獨立的な位置をもつた自營的な立場に移行するものであらう。(30) 然しこの自營的な性格は前述した樣にこの自營農業自身が最初は古代家族の家父長の直接經營の一つの分派であるから、この樣な他所から流入して來た者の場合でもその立場はなかなか發展しがたいことはいふまでもなからう。正に古代家族の戸主の下に起居してゐた百姓の實體はかゝるものであつたであらう。

かゝる新たな農業經營の仕方の成立に示される新たな社會發展の傾向は北陸の東大寺庄園の歴史的意義を檢析する際に示して置いた樣に早く奈良時代に始まつてゐたのであるが、(31) 一般の村落では先に示した樣に未だ昔日の共同體的な情勢が殘存してをり、なほ奴隷的なものが發生し得るし、またその樣なものを必要とする方向をたどりつゝあつたから、古代家族の發展は未だ村落内に關するかぎりゆるやかな上昇期をたどりながら平安時代に入つて行つたものと考へてよい。(32) 然し既に社會の規定的な動向が前述の樣に奴隷制の崩壞に向つてゐたのであるし、村落自體の範圍の發達では高がしれてをり、更にまた依然として村落の内には前述した昔日の共同體的な要素が殘つてゐたから、古代家族の上昇は容易に天井をつく可能性があるので、十分な古代家族的性格を貫徹することは出來ず、竟に土豪はその經濟的地盤を上述の眞國莊の百姓の樣な者に求めて行かねば自己を發展・維持することが出來なくなつた。故にたとへ直接生産者が身柄を所有されてゐるとはいへ、又私有の勞働力を用ゐた直接經營的な生産方法が未だそこに持續されてゐる姿が見られるとはいへ、如上の樣な「百姓」に經營を一應まかす經營樣式の新たな成立とその發展は當時の生産方法の赴くべき方向を示すものであつて、次第に「百姓」それ自身の身分を高める契機を作つて行く。

三

然し以上の傾向を外に、所從を利用する直接經營はその後といへども永く使用されたのであるが、結局に於てそれは自家消費の資料を確保する目的を主たる要求とするにすぎなくなり、既にその傾向は神南備種松の家の描寫にもうかがはれる。從つて直接經營がその樣な性格をもつてゐるといふことは、交換經濟の未發達と治安が持續的でなく自己の生活資料は自分で十分に確保しなければならぬ時代が續くかぎり、永遠に維持されるものといはなければならぬが、次第に農業生產全體の部面からは規定的な意義をもたなくなるのである。

なほこの所從は奈良時代の奴婢とくらべると古代家族の立場から一つの大きな違ひがみられる。卽ち奈良時代の奴婢は純然たる財物とみなされ、奴婢同志の間に生れた子供はすべて母に屬して(戶令)、結局「皆入本主」(補亡令)たるものであつて、そこには全然奴婢の自由な家族結合を認めようとする意志はみられない。(33) また先に述べた樣に夫婦同居が彼等の間に見られないことは、たとへ彼等が親子あるひは兄弟姉妹の家族的な集まりをもつてゐようと、いかにそれが畸形的な斷片性のものか思ひ半ばにすぎるものがあらう。しかるに下人・所從の內には、

(前略)

源藤次入道が屋敷一所　同作の田三反六十步　源三郎か作壹段、平四郎か作の田半

(略)

下人分、十郎入道　同子息等　源藤次入道同子源三郎

(略)

元應二年(34)

とか先にあげた忽那文書の所從か「一類」と呼ばれる樣なことは彼等のすべてがこの樣でないとしても、とにかく彼等の内のあるものは一つの集團をなすことをはつきり許されてゐることを示すものである。故にたとへ彼等か奴隷的な範疇のものであつても、これほど屋敷を公然とかまへ、「一類」といふ事實と觀念が生れてゐるとするなら夫婦も同居してゐたのではないかと思はれる。「親切なる主人は、其の被護民に家屋と畑を與へ、更に、……思ひ通りの妻を附け加へる」（クーランジュ、古代都市、邦譯四〇六頁）といつた古の哲人の言葉をこゝに想起する。然しこれは單に親切な主人のみにかぎらない。奴隷制が次第に無理となり役に立つことが少くなり初めた時に、かゝる時代の傾向をはつきり見通し得る人なら、これまでの單純協業を止めて、たとへ人格所有の鐵鎖はとかぬとしても如上の樣な家族と家庭をもつことを働く人に許すであらう。

　かくして人格を下人・所從が所有されたとしても一應彼等は主家の家族としての團體制からは別となり、奈良時代の樣な未だその命脈が盛んであつたと考へられる古代家族の奴婢とくらべればその主家に對する立場は違つてゐる。故に高野山領の莊園に於て「殿原」に所有されてゐる「從類下部等」がその殿原の「屋敷之外」にあれば、莊園の御公事を免除されなかつたといふ事實があるが、これはとりもなほさず、[35]彼等の住居が主人の住居と離れてゐることがあることを示すのみでなく、この樣に上の方からかれこれいはれるのは、彼等に對する「殿原」の支配にかなりゆるみが生じてゐることを示すものではなからうか。更にこれらの下人が「その主人以外の地主の土地を借耕」[36]してゐる場合がある樣なことは益々もつて彼等の立場が高まると共に、その生産的・社會的認識は一段と高まり、おのづと人間的な成長がとげられて行く可能性を示すものであらう。これらの資料はいづれも鎌倉以後のものであつて必ずしも平安時代の事實を示すものでないが、所有者の手作地に使用され、最も奴隷的關係を保有されがちな下人・所從に於て既にこの樣な事實がたとへ鎌倉・室町時代にせよ發生してゐることは、既に平安時代からかゝる傾向があつたことを示すものであらう。

かくして古代家族は自分の直營が困難となつてきたため、自己の支配下にあるとはいへ一應自營的な立場にある「百姓」に收取對象の基本をうつし、更に昔日の奴婢の傳統を引く下人・所從が古代家族の家族成員たることを止めて一應古代家族の外で別個の生活をいとなまうとし（勿論奴婢的なものであるから純然たる獨立は問題にならぬが）てゐるために、竟に平安中期以後になると古代家族は最初の程は未だ殘り少くなつた下人・所從を自家の内に包括してゐたかも知れぬが次第にそれも離れて行き、分解の萌芽を表はしてきた。なほ以上の樣な奴婢の使用を好まぬ傾向は古代家族の他の部面である手工業方面にも及んで行くのは當然であらう。莊園内に於て「白皮造給」、「革染繪給」、「鍛冶七段一二〇歩、細工保、番匠五段一八〇歩、細工保（以下略）」等の樣な手工業者に對する給田が鎌倉時代に屢々見られるが、(37)恐らくかゝる傾向は平安末からあつたのではないかと考へられる。この際この給田が莊園領主からなされたものであるか、あるひは現地の「開發領主」の系統を引くものから行はれたのか、更にこの手工業者が現地の者か、他所から來た者か、あるひはだれに本源的に屬してゐたものか、現在の私には分らないが、假りにこれが古代家族の手工業方面を擔當してゐた人を放つて給田したものとすれば、これらの手工業者は依然として古代家族の家父長に隷屬してゐたとしても、一應古代家族の家計からは離れることとなる。かりにこの手工業者を莊園領主の側から派遣したものだとしても、これによつて古代家族の手工業部面の擔當者は必要がなくなる。なほこれらの手工業者に對する給田が著るしく矮小なものであつた事實は、(38)單なる給田といふ事柄からのみで、手工業はこれによつて主家から全く離れて獨立の家計を持ち得たと斷定することの困難を示してゐるので、相互は未だ密接な關聯の下に置かれてゐる。かゝることは室町時代の小早川氏の領内にゐる手工業者が著るしく小早川氏の軍需品の生産部面を擔當してゐる(39)樣な事例が屢々見られることによつて明瞭であつて、あたかも下人・所從を用ひて直接經營する手作地がなかなか滅びなかつたことと同じ樣相をもつと共に、その樣な事情を生み出した經濟的地盤の性格に於ても同一であらう。然しいかにその全き

獨立が保證されないとしても、給田といふ事實の發生の內には、一應自給自足的な生產體系の一環をなす手工業の、古代家族からの分離とそのことの欲求が觀取されることは疑ひ得ないであらう。

かくして古代家族を背景として立つてゐる地方の豪族は次第に農業部面に於ける自己の直接經營を止めて「百姓」に大部分の土地の經營をまかせ、そしてその他の一部の土地を雜事を含めて下人・所從を使用して直接經營し、しかもこの下人・獨立した家と家族をもたせて自己の家族の圈外に押し出した。更に自己の生產體系の一環を形成してゐた手工業者に給田の所從さへ一應與へることによつてこれまた自家から一應分離させるに到り、こゝに自給自足的な生產體系をもつてゐた古代家族の構造は、兩側面の事情に制約され原則として漸次その運命をとざすの餘儀なきに到つた。

さてこれら古代家族に含まれてゐる奴婢は延喜格の奴婢廢止令によつて一應その存在を否定されることとなる。然しかゝる一片の禁止令が當時の樣な政府の下になされたのでは、大した影響を社會體制の上に及ぼしたものと思へず、事實このために政府が具體的に如何なる處置を古代家族の家父長に對して行つたかといふことは何等文獻の上に見られないところをみても、さしたる政策遂行のための具體的な方策は實行されてゐないことが分るのである。故にこの法令自體は實質的な奴婢の廢止をもたらすものではない。然しこの禁止令はこれより約二十年前に出された貞觀五年九月廿五日の太政官符「應奴婢生益附帳六日令注父母名事」の禁令に示される「凡厥下民爲レ體不レ恥二名賤一詐遁二重課一謀就二輕役一。……。非二唯違一レ格兼損二課調一」（三代格、三、家人事）の如く身分を奴婢とすることによつて律令で定められた公民としての課役をまぬがれようとする一般の社會的風潮を防がうとした傳統的な政府の意圖の下になされたと考へられるので、奴婢を公民にしてそれに律令で定められた公民としての負擔をかけ何等かの收益をこゝから得ようとする政府の意欲は實質的で强いものがあらう。かゝる

落穂的な收益がいかほどの役に立ち得るか疑問だとしても、この様な小刀細工的な政策しかとれないところに當時の律令政府の衰頽があつたのであらう。然したとへ衰へたりとはいへたほ政府は巨大な力を個々の人々にたいしてもつてゐることは疑ひ得ないのであつてかゝる法令をもつて臨まれると實質的た立場を變更しないかぎり古代家族を背景とする地方豪族は自分の立場に多大の脅威をうけることとなる。故に自己の立場を古代家族の家父長が持續するためには新たな政治的手段をとることを必要とする。またこの廢止令によつてさきにあげたやうな奴婢に對する奴婢所有者の特權はおのづから消滅してしまふから、これまでの様な支配關係をかつて奴婢と呼ばれた者に持續（一〇九頁參照）するためには自己の力にたよらねばならなくなる。更に延喜以後に急速に昂まる社會不安は自己防禦の必要を生ぜしめ、こゝに古代家族の戸主は自己を武裝化しなければならぬ。この様な武裝化の傾向は「百姓」の自營化が增して彼等の立場が昂まるにつれ、それを自己の下に統御するために必要かくべからざるものとなり、その必要は益々强まつて行くものであつて、武士の萠芽はこゝに生れてくる。然し彼等が奴婢廢止令以後いかに力を蓄へようとも、彼等が古代家族を維持しようとすればするほど、彼等の經濟構造の自給自足的體系は貫徹して止まないから、彼等は他者との聯合による勢力を形成することは困難となり彼等の力の程度はさしたるものに發展しがたい。このため彼等の力は自己一個のみの力にたよらねばならないから自分の支配する者に對する程度のものならともかく、他の敵に向つては甚しく薄弱とたる。(40) かゝる性格は國守の干渉特に延喜格の奴婢廢止令に乘ずる干渉に對してははなはだ心もとないものにする。しかるに當時中央貴族によつて經營される初期庄園は、その構造變化が顯著になつて庄民の自營化をうながすに到り新たた庄園體制を形成しつゝあつたから、かゝる新たな體制を媒介としてこれまでの古代家族の家父長は自分の實質的な立場を大して變化することなく自己の土地を寄進・施入する形態によつて中央貴族と結ぶことが可能となり、かくして一方國衙の手から逃れて自由な立場になることが出來る。それと共に古代家族的な直接經營から解

かはなたれて各自責任をもたせられて働かされる様になつた人は次第に自營農への立場の追求と人間的意識を高めたので、これに對する抑壓の手段として、中央の貴族と結ぶ必要も生じて來たのである。(41) 土豪による土地の寄進・施入によつて莊園の發展を促したのは、大體延喜以後であつたことをこの際并せ考へる必要がある。故に當時の土豪による中央貴族への土地の寄進・施入は單なる土地問題としてのみでなく、廣く土豪の社會的な根據の問題と關聯させて考慮しなければならぬ。かかる過程を通じて地方の土豪は一應政府の支配からのがれ出ることが出來るとはいへ、なほ彼等の土臺をなしてゐる古代家族は次第に衰滅して新たな生産組織を形成しなければならなくなつて行かねばならぬことは前述の通りである。然しかゝる典型的な古代家族の否定こそおのづと自己の自給自足的な生産體系を破ることとなり、彼等の政治的結合と展望を廣める可能性を與へてくる。これこそ彼等の階級的な政治的强力を形成し得る第一歩である。

然し古代家族の家父長が慣習にとらはれて自己の地盤の變革を願はなければ、律令體制は各古代家族の孤立性的な勢力の均衡を利用して永續する根據を得ることとなる。こゝに於て起るものは、有職故實の因習にとらはれて健康な人間性を喪失しかけてゐる平安貴族と地方豪族の低徊な境遇の持續である。かくして新鮮な文化創造の擔當者となるべき地方文化人の代表者である土豪がこの樣な自主的精神の發展を培養する地盤をもち得なくては、そこに何等の創造力も彼等の間に生れず徒らに中央文化の模倣的な受容者にとゞまるであらうから、この情勢にして存續すればわが國をして永遠の沈湎と停滯に陷らしめ、元寇の役のごときものに對處する力は成立し得なかつたであらう。なほわが國に於ける共同體的な體制の强い殘存と古代家族制の未發展によりわが國の古代社會はギリシヤ・ローマ的な華かさをもち得なかつたとしても、それらの國に於ける生活の袋小路に入つた樣な墮落をもつた沒落期を呼び起すことなく、古代家族の發展も亦極點のところまで行かないで次第に解體する方向に赴くこととなつた。このため勞働する人々の位置は高まり彼等をして夫婦子供からなる單婚家族のしつか

りとした紐帯を形成せしめ、生活に對する彼等の責任と意欲を刺戟し、生產部面に關する新たな創意を形成して行く端緒を與へる。かゝる事象は古代家族の戶主にもよき反映をもたらし、彼等が文化創造力をもつ人間となり、新たな社會と政治を形成して行く擔當者となることを可能ならしめるに到つた。古代日本の枠を破つて新たな中世日本がこゝに成立する。

しかしこの過程は古代家族の自己超克の困難とそれを準備する社會的經濟的諸條件の未發展に規定されて一擧には成立しがたい。わが國史の時代區分の一つである平安時代が最も永く約四百年の長きに亙つて續き、地方豪族が共同して形成した鎌倉政權體制が薄弱であつたことは、すべてこゝに原因を發する。然し荊棘は前に横たはらうとも、既に日本民族の生々發展を其後に可能ならしめる新たな目標は置かれたといはねばならぬ。

（1）　拙稿、莊園不入制成立の一考察（一二ノ七、第四章）參照。
（2）・（3）・（4）　拙稿「北陸型庄園」（一一ノ四）四四頁ノ第一表參照。
（5）　松本新八郎氏、名田經營の成立（前揭書）一九四頁。
（6）　同上、一八四頁。
（7）　同上、一九一頁。
（8）　同上、一九一頁。
（9）　竹内理三氏「寺領莊園の研究」九八頁。
（10）　松本新八郎氏、前揭稿、一八五―一九〇頁參照。
（11）　比較的に戶籍としての資料がまとまつてゐる寬弘元年の讚岐國大內郡入野鄉（延喜式卷十一、裏文書）及び延喜八年の周防國那珂郡那珂鄉（大日本史料一ノ三）の兩例によつて當時の家族人員を見ると次の如くである。
當時の戶籍には課役等の忌避のために、女の數を不自然に多くしたりなどして著るしく偏りがあるのであるが、その內でも讚岐のものは男女・老幼の均衡が割合によくとれて比較的に正確のやうである。なほこれらの戶籍には戶主以外の姓のものが著るしく多いが、戶籍にはその人が戶主との間に結ぶ血緣的・社會的な關係を記してないのでその內容が分らない。更にこれらの家族の中には寄人ある

第十三表

人数＼國名	讃岐	周防
一—五	一	
六—一〇		
一一—一五	五	
一六—二〇	一三(六)	三
二一—二九	三	四
二六—二九		一
三一—三五		一
三六—四〇		
四一—一五		一
四六—五〇		一

ひは奴婢に類した者もゐるのかも知れないが、この戸籍が延喜格の奴婢停止令以後の資料であるため、たゞ正丁・丁女などといつた工合にすべてを公民なみにあつかつた記載があるのみで、少しも家々に集まつてゐる多くの異姓者の身分が分らない。從つて家族の構造も把握しがたいのは殘念である。この樣な資料としての內容がはつきりつかめないうちに以上の表をもつて何等かの結論を引き出すのは危險ではあるが、たとへその內容が明白でないとしても數から窺つたその外觀を前掲第一——三表と比較すると一脈の相通ずるものがあるのであつて、たとへ形態のみにせよかゝる外形の類似が存續してゐるといふことは、恐らく本文で述べた家族共同體的殘滓をもちながらも家父長的大家族制を存續した家と地域のあつたことを示すのではないかと思はれる。なほ異姓の者が一家族の內にあまりに多いといふことはいかなる理由か明白でないが、あるひは奈良時代の家族が寄人奴婢等を家族に加入させることによつて多くの姓が一個の家族の內にみられた例があるが、これと同じ理由でこの時代にも異姓の者が同一家族內に多數みられたのではないのであらうか。

なほ讃岐國の資料は書式の關係上古文書の內容に明白でないところもあるので、特に間違ひのない史料を精選してその數を示しておいたのが括弧の內の數字である。この數字のみによつても如上の統計が示す傾向は少しも間違つてをらず、むしろその正しさを益益證明してゐる。

更にこの資料について一言注意したいことは、この資料の對象は公民であつて莊民でないことである。從つて律令の諸負擔にたへきれないで逃亡して莊民となつたものと、よくそれに堪へて公民として殘つてゐる者との間にあるであらう種々の相違を頭に置いてこの資料を見ねばならぬ。故にこれのみをもつて當時に於けるすべての人々の家族形態をのあり方考察するのには間違ひである。

(12) 清水三男氏「日本中世の村落」三〇頁。

（13） 松本新八郎氏、前掲稿一八四頁参照。
（14） 田井啓吾氏、田堵について（歴史學研究、七ノ五）三七頁。
（15） 草南條波々伯部村田堵等解申立券進名所領田事合貳拾五町捌段參拾代
包末所進　陸町九段
重清所進　五丁九段
今吉所進　壹丁五段
貞次所進　壹町
守常所進　貳町七段拾代
近正所進　捌段
則友所進　壹段
次良丸所進　壹町六段
重正所進　壹町
清友所進　壹町五段
貞行所進　壹町壹段
貞宗所進　陸段
成宗所進　捌段
右件田、各先祖相傳之所領也　而修年之間、爲領知更无他妨者、感神院御加徵米之代所立券進如件、
承德二年十月十五日
車持　判
高屋　判
秦　判
同　判
矢田部　判

井　上判
紀　　判
高　屋判
海　　判
判官代殿末判

（八坂神社文書、下ノ四五四頁）

（以下略）

松本氏もいふ樣に「これらの名田の規模は、名主の所有する全田積を指し示すものでない」（同上、二二一頁）ことはこの坪付の一つに僅か一段歩の名田所有者があることによつて明瞭である。然し他にたとへ土地をもつてゐたとしてもこの樣に孤高を保つことが出來ないで、人々と聯合しなければことが出來ぬし、また共同するを餘儀なくされてゐるといふことは、他に土地があつてもさして大きなものでなく、從つてその勢力の微々たることには變りはないであらう。

（16）　松本新八郎氏、前揭稿、一九八頁參照。

延喜二年周防國板野郡田上鄕の戸籍（大日本史料一ノ三ノ一二一——五八頁）にみられる僅かな資料からこの土地の家族の人數をみると二四八人、四〇人、二九人、九七人及び九九人といづれも相當に大きなものである。しかるにそこに示される戸主の血緣を九九人の家族人數をもつと記載される矢田部秀男の例にとつて見ると次の通りである。

（以下六名略）

かゝる家族構造の單純さは九七人の家族をもつ栗凡成宗五七歲の場合も同じであつて、傍系では姉妹、直系では子供及び孫のみの構成員であつて、男子の傍系親は一人もゐない。更に以上二家はともに新たな分家をした例であるから、古代家族の分裂は大きな家族員

を引つれた分封であることをこの資料は示してゐると共に、古典的な古代家族ほど血緣關係を基柢的な家族構造としないといふことをも立證するものである。なほ成宗の家族は三六歳の息子を筆頭に四人の成年の男子がゐるのであるから、一見そこに「兄弟共同體」（高村象平氏「中世諸威の農地世襲」三田學會雜誌、三四ノ一〇、四三八頁）が存續してゐるやうに考へられるが、これらの者の上に嚴然たる戶主、しかもかゝる尨大な家族人員を統御し得る權威をもつてゐる家父長がゐるのであるから、一見こゝに單婚家族の數個の集まりをみたとしてもそれは何等家族共同體的なものではない。あくまでこゝに示されるものは直系親を中心にその他種々の者を集めて強くひきしめた古代家族の構造である。從つてこの子供の代になればそれらの兄弟は原則として分封してしまふものであつて、何等そこには傍系親による基本的な家族員の增大はあらはれてゐない。

なほ以上に於て使用した資料である戶籍に老女・丁女が不自然に多く、內容に著るしい作爲がある樣に感ぜられるので、このまゝの資料をたゞちに信用することは困難であるが、全然これを出駄羅目といふことは出來ないのであつて、かゝる多數の人を包擁してゐる家族成立の可能性があることは前述した通りである（第一—三、五六表參照）。（なほこの文獻の史料としての性質と價値については松本新八郎氏、前揭稿、一四四——六頁參照）

(17)　拙稿「莊園不入制成立の一考察」（一二ノ六）二八——九頁。

なほこれに關係する宇津保物語の本文は長文に亙るが、大變に重要な內容をもつてゐるし、またこの內容について後に觸れねばならぬから全文をかゝげて置く。

種松、實は天の下の國になき所なし。新羅、高麗、常世の國まで積み藏むる寶の王なり。その種松思ふ樣、わが君は我が女の腹に生れ給はざりせば、親王にもなり、帝にも知られ奉りて、都にてぞ生ひ出で給はまし。我がつたなき女の腹に生れ給へれば、かく知られぬ君にてあるなり、其のかはりには、我が國の內にだにわれ一人して、國王の位に劣らぬ住居せさせ奉らむとて仕うまつることと限なくめでたし。春は一二萬町の田に苗代を蒔き苗を植ゑてもこれ我が君の御年の料に乏しかるべしと歎き、二三十萬疋の綾、緋金、錦を數へ納めても、御飾りにてしかるべしと急ぎ、上下に仕うまつる人、女三十人ばかり、男上下あはせて百餘人ばかり、女は髮揚げて唐衣著では御前に出でず、男は冠し上の衣著では御前に出でず。鮮かに淸らなる裝束を換へて著せむ。ゆたかに飽き滿てむとてすること、同じく作る田と雖も、車の輪の大さなる日七つ出でて年の內照すとも、一筋燒くべからす、天とひとしく水湛へて浸すも、一筋流るべからず、山のすゑ、巖の上にも、種松が落せる種は、一粒に一二石取らぬはなし。養蠶をすれども種松が蠶ひとつに糸の十廿兩取らぬはなし、かくて名ある限の綾　を作物所の人、金銀の鍛治どもを選び、所々に多く据えて、世にありとある物の色

を、あり難く清らかに調じ設くること限なし。
　これは種松が年藝の家、四面めぐりて町どの一町、田二十町ばかり作りめぐりてあり。牛どもに犂かけつつ、男ども持たて鋤く。笥に飯盛りつつ食へり。離れて、いかめしき河、海のごとして流れたり。家の内四面八町築垣築き入れたり。垣に沿ひて、一面に大なる檜皮ぶきの蔵、四十づつ建て、廻り百六十の蔵なり。これは北の方の御私物。綾錦、きぬ、綿絲、かとりなど、棟とひとしう積みて、とり納めぬる倉なり。これは政所、家司ども三十ばかりあり。家ども預り百人ばかり集りて、今月のなりはひ、養蠶すべきこと定む。炭焼、木樵などいふ者ども、集まりて奉れり。せうじ量り収む。男ども五十人ばかり並み居て臺盤立てて物食ふ。たてま所。鵜飼鷹飼、網すきなど、日次の贄奉れり。男ども集りて、俎たてて魚鳥つくる。かねの皿に北の方の御料とて盛る。御厩によき馬二十づつ、西東に立てたり。預りども居て秣飼はす。側に鷹十ばかりすゑたり。牛屋によき牛ども十五ばかり、衣著せつつ並べて飼ふ。これは大炊殿廿石入る鼎どもたてて、それが程の甑どもたてて飯炊ぐ。きさのきに、鐵の脚つきたる槽四つ立て並めて、皆品品なる飯炊き入れたり、所々の曹司どもの使人、男に櫃もたせて、飯量り受けたり、間一つに臼四つたてたり。臼一つに女ども八人立ちて、米精げたり。これ御炊屋。銀の鼎、おなじ甑して、北の方、主のおもの炊ぐ。御厨所の雜仕女みな擣ち綾著てあり。きぬ著たる男に油單おほひたる臺すゑたる行器もたせて、おもの受く。上の御料のにますかへしのおもの三斗主の御料八合、たいのおもの一升五合とて受く。これは酒殿。十石入るばかりの甕、二十ばかり据えて酒造りたり酢、鹽、漬物皆同じごとしたり、贄どももなどもあり。是は作物所細工人三十人ばかり居て、沈、蘇枋、紫檀どもして、割籠、折敷、卓どもなど色々につくる。轆轤師ども居て、御器ども、同じ物して挽く、卓たてて物食ふ。盞すゑて酒呑みなどす。これは鑄物師の所。男子ども集り、踏鞴踏み、物の御形、鑄などす。銀、黃金、白鑞などをわかして、旅籠、透箱、割籠、餌袋、海山龜など色をつくして出だす。ここにも皆物食へり。此處は鍛冶屋。銀、黃金の鍛冶二十人ばかり居て、よろづの物、馬、人をりびつなど造る。此處は織物の所。織物ども多く立てて、織手廿人ばかり居たり。色々の織物ども織る。これは染殿。御たち十人ばかり、女子ども廿人ばかり、大なる鼎たてて、染草色々に煮る。槽ども人ごとにすゑて、手ごとに物とも染めたり。槽どもに女の子ども下り立ちて、染草洗へり。これは鑄物の所。御たち五十人ばかり、女の子ども卅人ばかりあり、まきまへ毎におきて、手毎に物まきたり。いかめしき碓に男女立ちて踏めり。これは張物の所。めぐり無き大なる檜皮屋。あこめ、はかま著たる女ども二十人ばかりありて、色々のもの張りたり。これは縫物の所、若き御たち三十人ばかり居て色々に物縫へり。これは糸の所。御たち二十人ばかり居て、絲縒り合せなど、手ごとにす。織物の糸、組の糸など、竿ごとに繰りかけたり。唐組、新羅組、たゞの組など、色々にしたり。これは寢殿。北の方居給へり。朱の臺四つ、かねの杯などもして物まゐる。御たち十

人、童四人下仕四人あり。こゝは、所々の別當ども立ち竝み居て、預り事ども申したり。ここは主の種松います。御前に男ども二百人ばかり居て物言ひなどす。

(18) 西岡虎之助氏、「神護寺領荘園に於ける成立と統制」（史學研究、三ノ一）七―八頁。

(19) 同上、三五頁より引用。

(20) 同上、三四頁より引用。

(21) 今井林太郎氏、「中世に於ける武士の屋敷地」（社會經濟史學、八ノ四）一一四頁。

(22) 松本新八郎氏、前掲稿、二二八頁より引用。

(23) 今井林太郎氏、「中世に於ける開墾」（社會經濟史學、八ノ九）七〇頁。

(24) 松本新八郎氏、前掲稿、二〇一頁所載資料より引用。

(25) 西岡虎之助氏、前掲稿、八頁。

(26) 石母田正氏、「古代に於ける奴隷の一考察」（經濟史研究、二八ノ六）奴隷の「家族」參照。氏はこの論文で戸籍の精細な分析によつて奴婢の種々のあり方を檢討し、特に前の「三」に於て餘蘊なく奴隷の各家族形態について論じてゐる。なほそこに奴婢の内で最もまとまりのある家族形態をとるものとしてあげられた例を（同上二四頁）參考までに左に示して置きたい。

奴牛麻呂（四九歳）―男島手（二四歳）―┬孫奴屎（六歳）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　├孫奴刀良（四歳）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　└孫女婢刀良賣（二歳）

(27) 計帳の上に逃亡がどの樣に記されてゐるか參考のためにかゝげて置く（一ノ三五〇、神龜三年）。

戸出雲臣友足年五七歳　　正丁
妻秦黑刀自賣年四四歳　　丁妻
男出雲臣千倉年二六歳　　正丁　養老二年逃
女出雲臣毛理賣年三歳
尾張連族刀自賣年二三歳

婢出雲臣意保義賣年　二六歳　丁女　和銅六年逃

（以下三名略）

婢三栖賣年三〇歳　和銅元年逃

（28）唐の中期以後（八世紀前半より）多くの人民が逃亡したが、これについて「攤逃之弊」といふものが生じた。「攤逃之弊」とは「逃戸を生じた時に、地方官が職責を免れる爲めに、その近親又は隣家の富裕の者からその税を納めしめるをいふのであつて政府はかゝる地方官の行爲を禁じてゐる」（玉井是博氏「支那社會經濟史研究」九九頁）。故に唐令は逃戸を禁じてはゐても周邊の家に連帶責任をもたせる法令はない樣であつて、逃戸があつた際はたゞ「鄕里村保」に「訪捉」する樣に命じ、ゐなければ逃亡者の年と人相書きをしるして官に送る樣に命じてゐるのみである（捕亡令、唐令拾遺、七二八頁）。かゝる戸が周邊と關係する密度のわが國の場合との相違は絶戸の場合でもみられるのであつて、唐令では絶戸の所有した宅賣家人奴婢は近親のない場合は官が檢校したが、わが國の令では近親のない場合はそれを四隣五保で檢校せしめてゐる（石母田正氏、古代村落の二つの問題、歴史學研究一一ノ九、五九、六〇頁）。また元明天皇の和銅四年十月一日に私鑄錢者を嚴重に取締る樣に五保に欲求したのもその現はれであらう（續紀）。故にわが國の場合では律令初期、しかも僻遠の地方で周邊との連帶責任――それは實質的には親族共同體的な範圍のものが多いであらう――があればあるほど個人的な逃亡はともかくとして「一逃戸」の形態による團體的な逃亡は困難であつたであらう。然しこの際の四隣五保の機能は親族共同體が存續するかぎり實質的な働きをなすであらうから、法制として生きたものとなるが、その主體である親族共同體的な關係が喪失すれば、それは單なる行政的な手段と化し、政府で餘程强力に斷行すればともかく、かゝる連帶責任は行はれなくなる。唐朝に於て寛に支那に於てみられた「攤逃之弊」が管見の範圍ではあまり著るしくみられないことは「逃戸」に關する五保の規定が全く現地の共同體的遺制を利用しようとし、またそれのみに止まつてゐたので、後になつて利用すべき共同體的遺制が無くなると、そのまゝ律令の規定は放棄されたのではないであらうか。なほこれは村落組織に關して重要な問題を含んでゐるやうに考へられるから、今早急な結論を下すことなく後考にまちたい。

（29）今井林三郎氏、「中世に於ける開墾」（社會經濟史學、八ノ九）六六――七頁　（30）同上七〇頁。

（31）拙稿、「北陸型庄園」（一一ノ六）五一――二頁。

（32）松本新八郎氏、前揭論、一二八―九頁參照。

（33）石母田正氏、「古代に於ける奴隸の一考察」（同上、二八ノ六）三七頁參照。然し事實として父親が自分の子女をもつてゐることは

前掲の通りであるから、すべての子供は母に屬すると規定する律令の仕方と矛盾することになる。石母田氏はこの矛盾を、かゝる家族をもち得た奴婢はたとへそれが戸籍の上では奴婢の名によつて呼ばれようとそれは實質的には律令に現はれてゐる家人であつて、實は律令で定められた奴婢とは身分が違ふといふ點に求め、これについての精密な考證をこの全論文に亙つて行つてゐる。

なほ鎌倉時代でも奴婢の場合は生れた子供の所屬は男は父、女は母となつてをり（御成敗式目）、一見夫婦子供の關係がはつきり示されて、一應家族關係があるかの樣であるが、なほ夫婦はそれ〴〵別になつてゐるものゝ樣である。もしさうでなくて夫婦同居の家族結合があればこの樣な法文は意味をなさない。それにしてもこの法文を必要としないやうな家族結合をもつたまゝで奴婢となつてゐるたものもあらう。この樣に鎌倉時代にも奴婢は存在してゐるがその數と生產過程に於ける機能に於て到底奈良時代のものと比べては著るしく劣るものがあらう。

（34）今井林太郎氏、「中世に於ける武士の屋敷地」（同上）一一一頁。
（35）江頭恒治氏、「高野山領莊園の研究」三九三頁。
（36）同上三、九六——七頁。
（37）、（38）遠藤元男氏、「中世職人の給料・生活に就いて」（歷史地理、五九ノ四）參照。
（39）同上、五七頁、六九頁。
（40）拙稿、「莊園不入制成立の一考察」（一二ノ六）三四頁。
（41）同上、「一二ノ七三）、九頁。

第二章　氏族

序說

一

古代家族は單にそれのみでは決して全國土をおほふ政治的社會を形成することは出來ない。たとへそれがいかに巨大なものであつても、それはあくまで一つの家族にすぎず、せい／＼限のとゞく範圍の人々しか包擁することしか出來ない。しかるに同じ血緣社會の型を示す「氏族」は竟に「氏族政治」の名義の下に全土をおほふ國家を包擁し、こゝに古代家族の及びもつかぬ巨大な政治的社會を形成するに到つた。まことに血緣家族の最高峯と考へられる古代家族が果し得なかつたものを同じ血緣團體といふ範疇をもつ氏族がどうしてこの樣な前進を遂行し得たのであらうか。こゝに氏族の不可思議な性格と機能が含まれてゐる。まことに氏族こそ古代における人間の政治的社會の發展史に於て家族と古代國家の中間物あるひは過渡期としてありながらも、それ自體の構造と性質によつて兩極の構造と性質をそれ／＼含んでゐる。まことに氏族こそ不思議なものである。今こゝで氏族を論じようとする際、私は從來の說にとらはれないために專ら活用の自在なわが國の古代史の文獻にたよつて　一般未開人の間に於て行はれる氏族の慣例と氏族の概念は除外して考へを進めたい。

さて氏族とは端的にいふと古代家族を中核として出來た政治的社會である。そして中核で養はれた統制方式と支配觀念

がそのまゝある一つの古代家族によつて支配される者に及ぼされるのである。そのため兩者の關係は、古代家族の戶主と戶主に使はれてゐる奴隷との間に結ばれてゐる關係によつて律せられ（その關係は無論、時と場所によつていろ〳〵多樣性をもつが、その本質に於ては變らない）、そしてまた支配されてゐる者は戶主に使はれてゐる奴隷が家族員として扱はれる樣に家族員の一人と呼ばれ、兩者の間は血緣關係の本家と分家、あるひは父と子との關係で律せられる。かゝるものが氏族社會の實體であり構成である。從つて本書に於てはさきの古代家族が進むべき當然の發展コースとして氏族をとりあげ、たゞちにそれのより巨大な政治的社會である古代國家に向つて敍述を進むべきである。然し問題はその樣に簡單でない。結論的にいへばといつて定義した氏族の內容規定は、從來の見解からいつて、またことの重大性からいつて、單にその程度の指摘では人々を納得させることは出來ない。ぜひ一章を設けて精密な分析をこれに對して與へて、その本質と構成を探求しなければばならぬ。かくして對象が明きらかになつた時に、それの內部的な關聯を正しく把握してのみ、初めて古代家族から古代國家への發展過程を必然性をもつて敍述することが出來るのである。

二

わが古代史に於ける氏族制ほど、封建日本の昔から今日に到るまで、古くしてかつ最も新らしい問題として、國史研究の筆頭に君臨してゐるものはない。まことにこの課題の究明はわが國に生を受けた歷史研究家が一度は研究を試みるべき大いなる試金石といふべきである。

炯眼本居宣長の古代研究にこの課題が既に早くとりあげられたことはいふまでもなからう。古事記傳三十九卷に於て允恭天皇御世「天下氏氏名名人等之姓氏忤過而、於味白檮之言八十禍津日前、居玖訶瓮、定賜天下之八十友緒氏姓也」を傳した

一節に「さて古へは——」と大人は述べてをられる——氏々の職業各定まりて、世々相ひ繼て仕へ奉りつれば、其職即ち其ノ家の名の名たる故に「氏々の職業は、もと其先祖の德功に因りてうけたまはり仕奉るなれば、是も賛たる方にて名なり」即ち其ノ職業を指シても名と云り、……されば名々と云は職々にて即チ此レも氏々と云にひとしきなり」（本居宣長全集、第四卷一九五五—六頁）。今日氏をもつて朝廷につかへる職業團體と解する通說が既にこゝに定式化されてゐる。然し宣長によつて氏の內容は如上の樣に注意されてその實態が明白にされたが、これがわが國古代の國家と社會にいかなる重要な機能と意義をもつてゐるかといふことについては未だ觸れるところがなかつた。この點につき一歩進めたのが歿後の門人平田篤胤であつた。

わが國古への三大書は——と篤胤は大きく斷の一字を下してゐる——古事記、日本書紀及び新撰姓氏錄である。（古史徵開題記—岩波文庫版—解題九頁）「雖レ非二章編玩樂之義玉板翫好之文一、抑亦人倫之樞機國家之隱栝也」の姓氏錄序の一節を叙し「實に此語の如く。玩樂翫好之文には非ざれども、人倫の樞機、天下の諸氏を統給ふ御政事の隱栝と云ふべき御錄なれば、常に左右を放たず、餘の書をも合せ考へ、吾が氏、他の姓を論はず、熟讀みよく明らめ、熟訂へ辨ふるぞ、ふたゝび古道を興し、故實を探ねる學問の山口になも有ける」（同上、二二八頁）。篤胤は姓氏錄の重要性について道破し、萬葉集の如きものは「ふたゞび古道を興し、故實を探ねる學問の山口」をとらへる爲に忙しいからひとまづ片隅に追ひやられる形となつた。これほど氏といふものを大切にする篤胤であるから大化改新の大業に對しても自づと次の樣な面白からぬ氣持が表白されるのも當然であらう。「大化二年八月に詔曰して、臣連伴造八十氏人の、舊より世々に仕へ奉れる職を罷め去らしめて、新に百官を設け、位階を著て、官位を叙給ふより宣ひ出て、八省百官を置給へるより、惟神なる世官の御制度は甚く革りて、皇御祖神の御依し坐る、神裔の氏々は、……稍々に衰へて終に大抵は、亡び失たる如くなも成にける」（同上、三二五頁）。まこ

とに、野に遺賢なしといふが如き大化改新の政治組織とその指導精神の如きは、漢國(から)の「さかしら」として映つたのである(同上)。故に嘗ては中臣氏と匹敵した忌部氏が次第に衰頽して位階も八位の低きになつた爲か「天長年中、有司奏曰、朝家寳器莫重焉、愁輙令齋部奉之、事渉褻瀆也、伏從停廢」(同上、四三〇頁)とせめられて竟に永年務めてきた職を追はれたのに對し、强いいきどほりを發したことは當然であらう。「卑き位階の人に奏さしむる事は、可畏き事なりとの議なるか、然もあらば、忌部の位階を高く進め給はむ事こそ奏さるべきに、其を停廢む事を請されたるはいかなる事にや、そも位階の高卑は、唐にならひて、當時(そのかみ)遠からず、定られたる御制なるを、然る後の制に因循て、天御祖神の重き大御定を停廢る云ことと有べきかは」(同上、四三〇—一頁)。篤胤の憂悶とやるせない述懷をこゝに見ることが出來る。かんながらの古から中世へ移るといふ墮落は篤胤に於てはわが國古代の氏制の沒落と軌を同じくするものであつた。

氏の重要性をかくまでにおしひろげて、わが古代史の大底流の所在をこゝに新たに發見し、更にこの高められた學問的認識にわが思想的立場の裏付けと主張を併せ行はうとしたことは、たとへ氏それ自身の認識に於て先師宣長につけ加へるものを持たないとはいへ、學問の主體的な大きな進歩であると共に篤胤の見識の高さを示すものである。

この篤胤の高い見識と尊い努力はその後いかに受つがれて行つたであらうか。惜しむべきことにこの後繼者は無かつたと山田孝雄博士は斷ぜられて、次のやうにいはれてゐる。「然れども私はこゝに世人が意外に思ふであらうところの大學者一人を以て實際上平田の國學の根柢を深むる意味での後繼者と目してよいとするものである。これは誰れであるかといふに、水戸の大學者栗田寛博士である」(同上、解題一二頁)。大日本史の最後の完成者として、また初期に於ける官學の史學指導者として、封建日本から近代日本にかけての時代に、數多の勞作を築いて近代日本の歴史學の基礎を準備した栗田寛博士は、氏族につき堂々二十二卷の新撰姓氏錄考證と氏族考をもつてその研究業績とせられてゐる。

然しこれらの勞作に於て示された氏に關する博士自身の認識は前代のものと較べてさして發展がなかつた。むしろそれらの業績は「氏」に關する資料の比類のない整理として現在の吾々に遺された貴き財産である。この點については嘉永元年の日付をもつ伊達千廣の大勢三轉考は注目すべき傳統を受けついでゐる。千廣が本書に於て神代より秀吉の時代までのわが國史を三區分して、骨の時代（神代より大化まで）、職の時代（大化より鎌倉時代）、名の時代（鎌倉時代より秀吉時代）、と三つに分けてゐることは有名である。千廣は骨の時代を「氏・カバネ」をもつてゐる人のみが固定的に有勢な地位にあつて政治をとつた時代と解し、職の時代を大化改新を契機として作られた八省の官職についてゐる人のみが政治をした時期と考へ兩者の間に一つの歷史の轉機を認めたのであるが、この骨と職の內容と、その移り行きがもつ重大な意義の歷史的認識についてはさきにあげた篤胤の見解にさしたる進步をもたらさなかつたとはいへ、一應この二つの範疇に更に一つの範疇を加へて日本歷史の構造を區分けしたことは、一段と篤胤の意欲を擴張したものといはねばならぬ。

時代は一轉して現代日本に入る。そこにはおびたゞしい文獻が氏制について殘されてゐる。しかもその內には現代日本に似つかはしく視野の擴大がもたらされてゐる。その內で最も注意されるのは西歐古代及び未開人の間にあつたクラン・ゲンスについての西歐諸學者の硏究がわが國古代史の硏究に與へた影響である。

これらの新たな體驗を身につけ、しかも忠實にわが國古代の古文獻に卽した硏究として、法制史論集第三卷所載の「我古典の『部』及『縣』に就いて」等の諸論文と「古語拾遺の硏究」、「上代の部の硏究」は、數多くの諸勞作の內出色なものと思はれる。

まづ法制史論集第三卷五六一頁に於て「太古各氏が特定の職業を世襲して、朝廷に奉仕せし狀態の一斑は、古語拾遺の記載に據てこれを知ることが出來るが、就中『中臣齋部二氏、俱掌祠祀之職、猨女君氏、供神樂之事、自餘諸氏各有其職也』

とある文、並びに萬葉集卷十八、賀陸奧國出金詔書歌に『大伴と佐伯氏者、人祖の、立つる辭立、人子者、祖名不絕、大君に、まつろふものと、いひつげる、ことのつかさぞ、あさまもり、ゆふのまもりに、大王の三門のまもり、われをおきて、ひとはあらじ』とある一說を參照」と著者中田博士は氏が職業團體であるとされて來たこれまでの通說を受繼がれてゐるが、更に一步を進めて氏の團體的な性格につき、當時の官人階級の氏組織に關聯して次の樣に見解を展開された。「此階級は氏と姓（かばね）との制を有する階級である。公民の間に於ても血族的團結は强固であつたらう。しかし彼等の間には自然的血緣關係を基礎とする親族以外に、組織的團體としての氏族制（氏上氏人氏名等の制）並びに……尊稱たる姓（かばね）の制度は存在しなかつたと思はれる」（同上、五六八―九頁）。故にかゝる氏とかばねをもつてゐる人の氏組織は當然「組合的組織(Genossenschaftliche Verfassung) ではなく、族長に依て統制された族長的組織(Patriarchishe Verfassung) の團體と解してゐる」（同上、五六九頁）。

一般人民と官人階級の氏組織の相違と、その差異をもたらした官人階級の族長的性格の存在を指摘された點は嘗つてみない點であると共に、氏組織の組織としての內在的な究明を文意は簡單であるが一應試みられたことは博士の洞察の深さを示すものである。現在に於てすら、氏の組織を考究する際にクラン・ゲンス的な組織――博士の言葉によれば組合的組織を――一般的に使用し、たゞこの組織が盛んであるとか衰へてゐるとかいふのみでその「盛ん」と「衰へ」の質的な相違に言及することが少いのであるから、この點は博士の先驅的な努力に大いに敬意を表はすと共に、後進の吾々の世代の不甲斐なさを深省しなければならぬ。なほ氏をもつて單なる家以上の大きさにまたがる血緣團體と解する仕方は、封建時代に嘗つて見なかつた見解であつて、この西歐的なクラン・ゲンス的理論は大きな刺戟をわが國の學界に與へることになつた。

かゝるクラン・ゲンスを頭において考へられたわが國古代の血緣團體の性格につき、「古語拾遺の研究」・「上代の部の研究」

むものされた津田先生は更に考察を詳細精緻にされた。大化二年の詔勅に臣連伴造國造がそれ〳〵品部を分ち有つ爲めに「遂使父子易姓、兄弟異宗、夫婦更互殊名、一家五分六割」と慨歎された事實あるひは氏神の信仰の如きは奈良時代になつて發生したこと、その他いろ〳〵記紀に表はれてゐる血緣關係のルーズさを示す史料をもととして遠い過去に於て部族（Clan）とでもいふべき集團が生活の本位であつた時代があつたとするにしても、記紀に見える氏族の狀態をそれに結びつけて考へようとするやうなことがもしあるならばそれは大なる時代錯誤といふべきであらうと、古語拾遺・上代の部の研究の著者は結論されてゐる。正に從來考へられてゐたわが國古代の血緣關係の性格は大きな修正を事實によつて訂正されることを餘儀なくされた。これまでのありきたりの考へに盲從せず、忠實な事實の觀察によつて生れたこの新たな見解が更に氏をもつて職業團體と解する通說に大きな批判をもたらすことは當然であらう。

阿波・紀伊・伊勢・安房及び筑紫の諸國の忌部氏にはそれぞれの祖先神があつて、それらは何れも忌部氏の祖先神フトダマの命の部下とせられてゐるが、其の孫とも同族ともせられず、血統關係のあるものとはせられてゐない。結局これら地方の忌部氏は朝廷に於ける忌部氏の職掌を行ふに必要な資料を供給するところであつたため、そこに忌部氏の部下がゐたからだと考へられる。故に京都にゐて朝廷につかへてゐた忌部氏は大化前から祭祀の一端を掌る家族であつたことは疑ひ得ないとしても、地方の忌部氏は決してそのやうな一定の職業團體でなかつたのである。正にこれまで氏に關していだかれてゐた重大な二つの屬性は多大の修正と再檢討を加へられ、こゝに新たな構想と認識が氏組織に關して形成されるに到つた。しかもその精確な考證を經た如上の結論によつて、もはやこの問題は自づと最後の解決に達したかのやうに見えるのであるが、新たな世界に到達した著者自身が述べられる以下の言葉は未だ道が終りを告げてはゐないことを示してゐる。家系を誇ることも系譜を修飾僞作することも、當時の人心を現はすものとして全然無意味ではない。それは氏族を重んずる因襲的感情が、

官僚的政治の時代に於いてなほ底の下に流れてゐることを示すものであるからである。だから官僚的政治組織がゆるんで來ると此の因襲的精神がやゝ異なつた姿をとつて再び表面に現はれる。藤原氏の擅權時代が卽ちそれである。

あれほどまでに衰頽し盡した「氏制」が、たとへ因襲的精神の形態としてしか殘つてゐないとはいへ、律令的な官僚政治の下に全く壓服されないで再び時來つて復活するといふことは、その根強い生命力を吾々に感得させる。これは單に因襲的精神とのみ言つて片付け得ない現實が、その「因襲的精神」の下にわだかまつてゐたためではなからうか。その現實の强靱さこそ「因襲的精神」を單なる因襲的な弱さとして止めさせないで、時あつてわが國古代史の上に於て奔騰させたのではなからうか。この不可思議な現實は一體なんであらうか。われ〳〵はこゝに至つて現實と精神の矛盾に落入つた一つの例をこゝに見ることができる。然しこの矛盾はあくまで氏族的概念をわが國古代の文獻にあらはれる氏組織にあてはめて、すべてをこれによつて律しようとしたところにあつたのではなからうか。まことにかゝる底部に存在する現實を檢討しないで、家系を誇り、系譜を修飾僞作し、竟に新撰姓氏錄の編纂にまで到達するといふ一連の動きからうかがはれる氏觀念の强い存續を、旣に實體は衰頽したが觀念のみは殘つてゐるといつた立前の下に、これらの歷史的事實を綜括する仕方は、無意識の內にせよ、クラン・ゲンス的な氏族制度が間近かまで國民生活に先行してあつたといふ觀念にたよつてゐることを示すものである。かゝるやり方はわが國の實情に卽して十分に檢討されないと觀念的・公式的な見解になり易いのであつて、如上の樣な仕方で歷史的事實の綜括をするためには、氏觀念を本源的に生みつゞけるクラン・ゲンス的な氏族制度が果してどの時代まで强固に殘つてゐたのか、そしてそれはどうして奈良・平安初期の時代までも影響を及ぼし得る程の能力をもつてゐたのかといつた樣ないろ〳〵な事柄が前提として明瞭にされなければならぬ。これなくして一足とびに名殘りとか因襲とかで歷史的事實――しかも長期に亙つてゐる――を片づけるとすれば如上のクラン・ゲンス的な氏族制度のシェーマが大化間近かの

時代に正確にあてはまるなら、其れでよいが、とかく結果に於て大きな誤解を起すと共に、態度に於て幽靈の力をかりすぎる不甲斐なさに落入り、歴史的事實は依然として吾々の腕をくゞりぬけて、彼岸の空に浮遊することとなる。かゝる幻想の助けをかりないで眞にわが國古代の氏の實體とその觀念的な強さを明白にするためには事實の上に現はれるそれ自體の現はれに卽して研究せねば、いつまでたつても問題は現實遊離の獨壇場となるであらう。不敏どれだけのことをなし得るか懼れざるを得ないが、先人の努力の成果を肩車としてではあるが、更に茨の道を進むことにしたい。

なほ藤原時代の成立は庄園の發展と軌を一にしてゐて、相互に不可分なものである。そして奈良時代に於ける氏族制をもつて殘存あるひは再生とするそれ〳〵の兩見解の相違はともかくとして、當時の庄園を設置した主體はこの「氏族制」を背景にもつた貴族である。故にこのやうに未だ不明確な「氏族制」を背景として形成されて行つた初期庄園の研究には、どうしても庄園自體の考察のみに止まることは出來ないのであつて、眞にその考察の正確を期するため、庄園設置者自身の立場卽ち「氏族制」をあきらかにしなければならぬ。卽ち平安上四半期以後の莊園が概して土着の人々の土地寄進等を主なる手段として設置されたのに對し、それ以前の初期庄園の場合はなによりもまづ中央貴族の意志に主導されたものであるから、これら貴族の立場と地盤を正確に把握することは庄園史の研究に必要かくべからざることであることを考慮すれば、おのづと如上の理由は明瞭である。從つて本章に於てあつかはうとするわが古代の氏族制の問題もおのづと私の初期庄園研究の一環をなすものとなる。

三

先の學史的な小敍の一例によつて明白なやうに、わが國古代の氏族制を語るものは、いづれも古語拾遺・高橋氏文・新撰

姓氏錄・記紀及び萬葉集等にその史料を求めてゐる。然しこれらの文獻にあらはれる氏に關する資料は作られた當時の時代的な考へと、當事者のなんらかの目的をひそめた意圖のために、必ずしも過去の歷史的事實の正確な表現をもたらすとはかぎらない。たとへば、古事記に於て崇神天皇の代の東征を「又此の御世に…其子建沼河別命をば、東方十二道に遣して其のまつろはぬ人等を平げ和さしめ」（岩波文庫版、六六頁）と叙してゐるにかゝはらず、平安時代の初めに出來た高橋氏文では、この東征の結果「諸氏人、東方諸國造十二氏枕子、各一人分進天」となつてゐる。前者の漠然たるまつろはぬ人々の群が、後者では整然と十二氏と氏單位にまとめられてゐる。また東征當時の東國地方の社會事情を日本書紀は「村に長無く、邑に首なし、各封堺を貪りて並に相盜略む」（景行紀、四十年、岩波文庫版、九一頁）と說明して何等そこには「道」單位の大きな廣がりをもつた氏的なまとまりの存在を少しも示してゐない。この點に關して書紀の內容にどれほどの信用が置き得るかは別として、高橋氏文の氏のつかひ方は正しい過去の事實を表明したものでなくて、事實に對する單なる一つの解釋を現はしたものにすぎない。しかもこの高橋氏文の作者によつて解釋されて表現された如上の叙述は正しく事實を傳へず、後代の考へ方にわづらはされて誤つてゐると思はれる。卽ち前揭の「東方諸國造十二氏」の十二といふ數字は「東海道方面の八國に東山道方面の四國を加へたものと解し得られるやうである」崇神・景行の兩記に記されてゐる「東方十二道」に由來がある樣であるがこの國・道は大化以後の律令的な行政組織の下に生れたもので、その廣さは、一般的に國造が治めてゐる地域をいくつか集めた程度の範圍であるから、十二といふ數の上では「東方諸國造十二氏」と「東方十二道」は一致しても、十二氏の內の一氏の國造が治める地域は「一道」よりはるかに狹いから、兩者の表現は一つのものゝ盾の兩面を示したことにならない。旣にこゝに高橋氏文を作製した人の誤つた解釋を見ることが出來るが、この喰ひ違ひを誤りと知らずにおしきつたのは、凡そらく國と國造といふそれぐ\の字句が共に「國」といふ字句を用ひてゐるので、兩語は單に同じものを一方は

土地、一方は人の面から現はしたものであると氏文の作者は考へたからであらう。更に十二道(國)の人を十二氏の人として總括したのは、次の樣な意味と過程が含まれてゐるのではないかと思ふ。即ち國といふものに對する律令的な行政制度的な見地から、國(道)が單に一定範圍の廣さを示すものでなくて、なにかまとまりのある地域として考へ、從つてこゝに住む人も同じ一定の中心をもつたまとまりのある集團として當時の人は考へる樣になつたが、たまたま人のまとまりは氏のまとまりによつて最もよく表はされるしまた實質的であるといふ考へが成立したので、「國」の人と「氏」の人はたゞちに組合はされて、それ〳〵一定のもの〻兩面を表現し得ると考へられて生れたのが十二道(國)の人即ち十二氏の人であるといふ解釋であると思はれる。こゝに於て先の國=國造の誤解が加はつて「十二國造十二氏」がたゞちに「十二道」の人であるといふことになつたのであらう。正に律令體制的な考へにならされて昔日の國造なるもの〻内容を忘れた時代の産物であつて、この一事をとつても氏文の解釋・再表現が後代の影響を受けた作爲であることが分る。

更にさきにあげた忌部氏の場合も、記紀では單なる一個人として岩戸開きの條に出て、僅かに書紀の一書に同姓「粟國の忌部の遠祖天日鷲」(同上、四二頁)の名がそこに示されてゐるにすぎない。しかるにこれが古語拾遺になると、天太玉命と何等のけじめも設けられなかつた天日鷲が、讃岐國の忌部の祖神手置帆負命・紀伊國の忌部の祖神彦狹知命・出雲國の玉造の祖神櫛明玉命及び筑紫・伊勢國の忌部の祖神天目一箇命の五神と共に忌部宿禰の祖神天太玉命に「率ゐて居られた神々」(岩波文庫版、二七頁)となり、岩戸開きに際してはこれらの六神は天太玉命の指令の下に齋事を務めてゐる。一人の長上の下に諸國に散在してゐる同一の姓の者が一つの集團にまとまつて(こゝには非血縁者の櫛玉命が一人入つてゐるが)、一定のつとめにつくといふ氏族的な構成は古い時代の記紀よりも新らしい時代の古語拾遺の方に反つて明白に示されてゐる。如上の二例を初め管見の範圍では、氏族制が破壞されて間もない時期に編纂され、氏族制が存在したといはれる大化前を主として取扱つた記

紀に諸々の氏の名は出て來るが、氏族制に關する具體的な資料がなく、氏族性が崩壞したといはれて久しくなつた時代の文獻及びその内に載つてゐる古代の歴史叙述の上に反つて氏族的構成の實態描寫を見出すことを知るのである。この「事實」と「文獻」の矛盾は、これまで後代の文獻を手がかりとして氏族に關する一定の虚構を設け、この立場を前代の記紀に出て來る氏にたゞちにあてはめることによつて、逆に大化前の氏族制の存在を確信してゐた爲に少しも氣づかれなかつた。この樣になにか理由のありさうな矛盾をもつて史料にあらはれて來る氏族制の考察には、不十分な後代の資料による危險な逆推的な方法は避けて、それ〳〵の時代の事實に則して愼重に考へることが大切である。このためには文獻にはつきり示されてゐる範圍内で氏の實體を把握することが第一に必要である。從つて曖昧な高橋氏文にあらはれた大化前代の歴史叙述及び同じく製作動機に於てこの文獻の傾向に類する古語拾遺、あるひは大伴家持の歌は一應そばに押しやり、また氏族的な構成に關して具體的な資料を缺く記紀もまたひとまづ後の考察にゆづつて、比較的に明白に事實を事實として語る續日本紀以下の六國史に表はれた當時の氏族の實體を究明したい。こゝに於て思ふ、栗田寛大人の堂々千數百頁にわたる新撰姓氏錄考證が單に記紀からとられた文獻を集めたものでなく、廣く六國史を中心として、その時代範圍の諸文獻を全面的に網羅してあるといふことを。まことに叙上の樣な研究方法によるかぎり本書は私にとつて比類なく尊いモニュメントとして映るのであつて、これは單に私のみの幸ひに終らないであらう。

さてこの明らかにせられる奈良・平安初期の氏族のあり方の實態によつて、まつろはぬ十二道の人々が十二氏であると新な作爲をほどこし得る可能性や、あるひは氏族制に對する新たな鮮明と構想を歴史叙述の上でなし得た古語拾遺や高橋氏文の成立理由を足下の事實に卽して考察することが出來る。また大化前に强かつたといはれる氏族制の實態の吟味も、この新たに把握し得た事實を基にして初めて可能となるであらう。かゝる氏族に對する二つの研究方法はこれまでの態度と少しく

變つてゐるので、私の研究態度を明きらかにする爲に一應序說を設け一言した次第である。

第一節　氏族の構成

一

まづわが國古代の氏族研究の資料として最も屢々使用される古語拾遺の作者である忌部氏によつてその競爭相手とみなされた中臣氏の氏族構成について考察してみよう。

文武二年八月丙午「詔曰、藤原朝臣所賜之姓、宜令其子不比等承之、但意味麻呂者、緣供神事、宜復令姓焉」(續紀)とあつて、中臣氏なるものは必ず神につかへることをもつて氏の務めと定められてゐる。また凡そ世襲的な官職を否定する精神に貫ぬかれてゐる律令の定めにも踐祚之日には中臣天神之壽詞を奏し、忌部神璽之鏡劔を上り(神祇令)、六月十二月晦日の大祓には中臣氏は御祓の麻を上ることになつてゐた(同上)。更に貞觀時代のことであるが、中臣福成といふものを同族を詐稱するとの名の下に、左京から右京へ追ひやつたり(三代實錄、貞觀二、九、二)、遠く九州に行つて絕戶となつてゐた者の子孫が上京して左京に居つくことになつた時に、その者が同族であることを證明して、戶籍にその旨をしるし得るやうにしてやつたり(同上、貞觀六、八、十。同七、十一、廿)、あるひは中臣・大中臣の家は絕戶を除いて左京職管內全部で一百三十七戶でありますと民部省に報告した(同上、貞觀三、六甲戌朔)正五位下神伯中臣朝臣逸志のいろ〳〵の行動をみると、正に延曆十八年十二月二十九日に氏上がなすべきことを定められた務めにすべて(註1)該當するものである。そして逸志はこの時、少副正六位上中臣朝臣と一緒になつてことをしてをり、また先の貞觀六年八月十日の同族者は大中臣氏を名乘つてゐたり、中臣・大中

臣両氏を引くるめて全部の戸數を申告することなどをみれば、中臣・大中臣の兩氏は一諸になつて中臣逸志といふ一人の首長の下に、團結をしてをり、また一定の世襲的なつとめにたづさはつてゐたことが分るのである。かゝる中臣・大中臣兩氏の團結の仕方は單に逸志の時代のみでないことはいふまでもなく、このことは先の延暦十八年十二月九日の勅によつて作製を命ぜられた本系帳を、中臣氏の場合のそれに取つてみても容易にうかがはれるのである。

時期は下るが延喜六年六月八日の日付をもつ中臣氏の本系帳である「延喜本系」によつて、具體的にこの氏族の樣子を一二瞥見してみよう。元慶元年十二月廿五日に太政官が民部省に下した前掲の中臣逸志の一男木工助從五位大中臣朝臣伊度人の申し出によると、大中臣氏は元中臣氏であつたが、景雲三年六月丁酉特別の優詔によつて大の字を加へられて大中臣氏の名が新に生れ、以後中臣氏は大中臣氏を名乘るやうになつた。しかるに伊度人の曾祖父正五位下中臣道成以來逸志まで、なほ中臣氏の御楯の下に朝廷の神事につかへてゐた。故に「伊度人等與大中臣氏、本源雖同姓氏以異、至于末代、必須疏遠」、故に以後すべてを大中臣氏に統一いたしたく、「自今以後不可有中臣朝臣姓」（國書逸文、二六四―五頁）の有樣になりたいと請願してこれを許されてゐる。また同じく太政官が齋衡三年十一月廿日に民部省に下した前掲の中臣逸志等の申し出によると逸志等の高祖中臣方子には三人の男子があり、長男、次男の流れは大中臣の名を用ひたが、三男の流れである吾々は依然中臣氏を名乘ると言ひ、更に次のことを述べてゐる。さて左京・右京の兩京に混在してゐるためか、同じ中臣氏を名乘るもの廿五烟が去る仁壽元年から今に六箇年に亙つて私たちが氏の本系帳を作つてゐるのに門文を未だよこさないもの、その身柄の來ない僞りの人物があつたりなどしてゐる。このやうなはつきりしない人々がゐては後代あらそひのもとを作るであらうから、このため實情によつてこれらの人を本系帳からとりのぞき、濫吹の奸を絶滅いたしたく、もし後日になつて愁を申すものがあれば、その時は事實を調べて官の裁許を經て一族の内に加へたい（同上、二六三―四頁）。いはゆるわが國古代の氏族制

といはれる典型とそれをたもつための氏族内の人々の努力の仕方をこゝに見ることができるであらう。

然しこの同じ中臣氏の場合も「遣大中臣氏人於五畿内七道諸國以修大祓」（續後紀、嘉祥三、四、辛亥）とか「分遣中臣齋部兩氏人於五畿七道諸國、班幣境内天神地祇三千一百三十二神」（三代實錄、元慶元、九、二三）といつたやうに氏人全部が奉幣に參加してゐるやうに見える時もあるが、「分遣中臣齋部兩氏六位已下、班幣五畿七道諸國境内神社」（同上、貞觀一〇、八、二五。元慶元、二、二七）の樣に位による差別が同じ氏族内に生じて、それぐ別々の仕事を分擔する場合がある。氏族の人はすべて平等な立場に立つてはゐない。神祇令の踐祚之日の條に示される註釋の一つ「朱日」に「問、中臣忌部、常可定置不、答、臨時擇取諸司中耳、如（必）取文部者」とある。中臣氏の全部の人が同じ祭事を務めるとはかぎらず、種々のけじめが發生しこの差が位の大小によつて固定して行くことはまぬがれないところであらう。統一ある統制の下にあつた中臣氏に於てすらこの樣な足並みの不一致が生じてゐる。（註二）しかも當時位の大小がいかに氏の素性以上に價値をもつたかといふことは序文に於て述べた忌部氏の沒落の際に觸れておいた所であつて、中臣氏の氏族的な結合に於てもすでに大きな分裂をはらんでをり、從つてその統制はかなりに家父長的な權威の下になされてゐることは疑ひ得ないであらう。しかもこの中臣氏の團結は如上の文獻に示される樣に、主として京都管內にゐる中臣氏の範圍にかぎられた團體であるかの樣であつて、遠い地方の中臣氏は問題にされてゐない、いづれにせよ最も典型的に氏族制的な構成を表はしてゐるかの樣な中臣氏の場合に於てすら、その團結は著るしく作爲的であり、純粹なものでないことが明白である。

このやうに純粹に同一血統を引く氏族的な集まりでありながらも、その間に一つの線が引かれてゐるといふ事情は單にこのみではない。小野氏が彼等の氏神を祈るに際して、五位以上の者は官符をまたずに春秋二度の祭所に行くことを許されたが、以下の位の者は場合々々に許しの官符を受けて行かねばならぬことになつてゐた（續後紀、承和元、一、辛丑）。たとへ

外部からあたへられた單なる位の差にすぎないとはいへ、同じまとまりをもつた同一血緣者の内に五位を境にして二つの立場が生じ、しかもその立場が同じ氏神を祭るに際しても、それぞれ違つたとりあつかひを朝廷から受けるといふことは、在來の差別的な立場を一層意識化することになるであらう。かゝる定めは小野氏の傍系である大春日・布瑠・栗田の三氏の場合にも同じくあてはめられた（同上、承和四、二、癸卯）。(註3)

既に眞實の氏族的な内容を喪失してゐるにかゝはらず、如上の中臣氏を初めとする諸氏が、依然として氏族的な構成を保つてゐるのは、既にこれらの集團がいはゆる氏族集團といふ性格やその殘存によつて必ずしも存立してゐるのではなく、何等か別個の性格の上に立つてゐることを、如上のいろ〳〵な事實はわれ〳〵に告げてゐる。

かゝる氏族的團體性の缺除があるにかゝはらず、逆に同族意識の强調を示して氏族的團體性の强さを語るかの様な資料が續日本紀以下の六國史に屢々見られる。それは氏とかばねを新たに賜はる際に血緣關係の强調をしてゐる事實が多いことである。この點についてその實態を明白にしよう。

註1　日本後紀、延曆十八年十二月二十九日、勅、天下臣民。氏族已衆。或源同流別。或宗異姓同。欲レ據ニ譜諜一。多經ニ改易一。至レ撿ニ籍帳一。難レ辨本枝一。宜下布ニ告天下一。令ヲ進ニ本系帳一。三韓諸蕃亦同。但令レ載ニ始祖及別祖等名一。勿レ列ニ枝流幷繼嗣歷名一。若元出ニ于貴族之別一者。宜下取ニ宗中長者署一申上之。凡厥氏姓。率多ニ假濫。宜レ在ニ確實一。勿容ニ詐冒一。來年八月卅日以前、惣令ニ進了一。便編入レ錄。如事違ニ故記一。及過ニ嚴程一者。宜ニ原レ情科處。永勿レ入錄。凡庸之徒。惣集爲卷。冠蓋之族。聽ニ別成レ軸焉。

註2　かゝる同じ氏人の内にもはつきりけじめをつける仕方の例は「須ニ大神朝臣比岐氏一、永爲ニ社祝大宮司禰宜門地一、以ニ宇佐公他守氏一、宜レ爲ニ少宮司副門地一、雖ニ同姓之大神宇佐一、以ニ宮民氏一不レ可レ混ニ合任神社預一令レ爲ト上下之亂上」（八幡宇佐宮御託宣集、編年大友史料、四頁）によつてみても實に明瞭である。從つて「龍泉寺流記資財帳案以下」に示される宗岡氏の氏人のクラン・ゲンス的な様相も恐らく如上の性格を帶びてゐるものと思はれる。即ち本文書所收の承和十一年十二月及び寛平六年三月の文書によると（春日神社文書、上ノ五七四頁以下）、宗岡氏は一人の「氏長者」をいたゞき、彼等の先祖といふ宗我大臣が建てたといふ龍泉寺をめぐつて、同じく宗我大

臣が所領してゐたといふ寺院に生活の根據をすゑてくらしてゐた様である。故にたま／＼「氏長者」が殺されて家も焼かれ、そのため調度、文書がなくなつたことが問内になつた時に「護氏人寺院常任所司三案等於堂前燒集會、開堂舍之門戸[illegible]等、寶藏開封……舊代々一々合於注言上」したのも偶然でないであらう。この時承和十一年の場合の署名者には宗我氏を名のるもの五人及び「僧」八人であつたが、寛平六年の場合は「龍泉寺等宗岡、宗岡、俗撿校宗岡、權俗別當宗岡、執行俗別當宗岡」の六名が署名してゐる。この様な撿校等別當になる様な者は一般の氏人とはその立場がかなり違つてゐたことと思ふ。とにかくこの寺の水田領地（錯川莊）が約十八町（同上、五七八頁）あり、その他山地三百町歩もあるのであるから（同上、五八三頁）、如上の六人以外にも同じ氏人がこの寺の周邊に於てくらしてゐたことはいふまでもないであらう。また高階氏は一見してなか／＼氏的な團結がつよい様である。代々この氏の人だつかつてゐたと稱する大和國十市郡上郡登美山の宗像大神に神主を新たに選ぶにつけて伴守なる者を補したい旨「氏挙」を待つてその補任を行ひたいとい（三代格、巻一、寛平五、十、十六参照）、あるひは今は「若亀已有二其數一」るかつての氏賤を「良」として、それらの調庸を先の宗像神社に納めされんことを願つてゐる（同上、寛平五、十、廿九）。この二つの場合に活躍したのは「氏人高階眞人忠峯」であつて、決して「氏長者」でない。たゞ後者の場合にたゞ「代長者並神主等共署申請允之」とあるのみである「氏の長者」をさしおいて單なる氏人である忠峯が活躍して太政官にいろ／＼と申請したのは、彼が寛平の時には「從五位下守右少辨兼大學頭」、元慶の時には「從五位下内藏權頭」の資格をもつて氏人の内で斷然頭角をぬき出してゐたからであらう。既に實際的な運用は「氏長者」でなく位の高い者が行つて、一應名儀的な場合に「氏長者」は利用されてゐるのである。

註3　五位以上の人々その自由な外出は後になつて禁じられた。然しその理由は「五位已上任意出入、……人民騒動、畿内不靜」（三代格、十九巻、仁壽三、四、廿六の太政官符）にあつたので、決して五位以下の人々と同じ取扱ひをするといふ目的の下になされたのではない。故にその後の寛平七年十二月三日の太政官符によれば「大和國春日社二月十一月祭、興福寺三國忌齋會、同寺十月維摩會、藥師寺三月最勝會等、宜下參氏人及戰諸司五位以上、其人有二屬臨一期貞參、又諸人氏神多在二畿内一、毎年二月四月十一月何廢二先祖之常祀一、若有二申請者一下官宣、允之轄往還有限、不レ得二任意留連一、日程不レ足、其連越者錄名言上。宜准前事」（同上）とあつて、ひたすら五位以上の人たちの京をそこなはんことを防つて、警策してゐるにすぎない。

二

奈良の都がにほふがごとく咲きそめんとする元正天皇の代である寶龜元年の春三月、天皇の前で男女二百三十人からなるはなやかな歌垣の會が盛大に催された（續紀）。この時この盛儀をつとめた葛井・船・津・文・武生、及び藏六氏の內、葛井・船及び津の三氏はもと一つの祖先から分れた三氏であつた(1)（同上、天平寶字二、八、丙寅）。この三氏はさすがに一人の祖先から分れた意識がはつきり保たれてゐただけあつて、三氏の墓地も一諸に河內國丹比郡中寺の南にあつて、その共同墓地を寺山と稱し、子孫が相續いで守つてゐた程であつた（後紀、延曆十八、三、十三）。しかるにどうしたのか三氏のうちの津氏の立場の特異性によつて三氏の步調が屢々亂れて整へられねばならないこと度々であつた。天平寶字二年八月丙寅に船及び葛井の兩氏は、われ〳〵兩氏はともに「連」のかばねをもつてゐるのに、吾々と同じ祖先から出た津氏は「史」——大化改新に際して定められた八姓の內に入つてゐない——のかばねしかもつてゐないので、なにとぞわれ〳〵並みに「連」のかばねを賜はりたいと願つて思ひを果してゐる（續紀）。しかるにその後いかなる變化があつたのであらうか、今度は逆に津連が幸ひに昌運に遇つて朝臣のかばねを賜はつたにかゝはらず、他の二氏は舊態依然として「連」のかばねであつたので、延曆十年一月とりのこされた形の兩氏は共に新たにかばねを改められんことを請うた。その結果として、船連今道等八人と葛井連道依等八人は共に宿禰のかばねを賜はり、特に前者の船氏は居所の名によつて氏名を宮原と改めた。そのほか同じ津氏の內でも依然として「連」のかばねであつた對馬守正六位上津吉道等十人及び小外記津巨都雄等兄弟姉妹は同じくこの時に宿禰のかばねを賜はり、後者は居所の名によつて姓を中科と新たに改めた（續紀）、同族を理由に、また朝廷からもそのことを認められながらも、竟にこれらの人は朝臣といふ同じレベルのかばねに昇ることは出來ず、それ〳〵朝臣の一段下である宿禰の

かばねを賜はるやうになつた。嘗つての歌垣の時には「族中長老」である諸氏を名乗る三人が世話人——天平六年二月一日の歌垣に「頭」といふものがあつて、歌垣には世話人的な指導者が必要だし、またゐた樣に考へられる（續紀）——となつて人々を「卒奉」つたほどであつたのに形勢はこゝに一轉して同族の長老は他氏の津氏の手に歸してゐる。このやうにしてこの三氏の場合によく見られたやうな、實質的にも親しい同族關係の强調をもつてしても、竟に津氏とその他の諸氏とのかばねの階層性をふせぐによしがなかつた。かばねといふ朝廷から賜はる社會的な名譽は同族を理由にして、すべての同族者が同時にその恩惠に均霑することは、必ずしも全面的に可能でなかつたことが分るのであるが、一面またかゝる可能性を信じて、實質的な生活上に於ける關聯を失つてゐながらも、同族を理由にかばねの賜與と昇進を願ふものがあるのは、位や身分の世襲を定める假蔭の制に準じたのか、あるひはこの制度の精神を利用した爲であらう。

大枝氏はもと土師連から出た氏で、特に朝臣のかばねを賜はつた（日本後紀、延暦九、十二、壬辰）、すると本家の土師諸主及び大枝氏と同じく土師氏の出である菅原・道長・秋篠・安人の四人は、大枝氏の例にならつて一齊に朝臣のかばねを賜はるに到つた（同上）。もと〳〵上の四氏は「土師氏に總て四腹あり」（同上）と呼ばれた氏々に該當する人であるから、以前から密接な關係のあつたことが推察される。この場合でも同じ土師氏の內で天長十年八月甲辰になつて菅原宿禰といふ新たな氏名とかばねを賜はつた土師連豐道なる者がゐるほどだから、その同族間のまとまりはなかなか十分に貫徹しがたいと考へられる。しかるにこゝに出雲臣雄人なるものが出てきてこの四氏の昇進に自分もあづからうとした。土師氏の祖である野見宿禰は天穗日命の十四世の孫でありますと彼はまづ述べてゐる。しかるに私はこの天穗日命から出た同じ一つの祖から出た後でありますから、これらの土師氏及びその流れの人々があるひは朝臣、あるひは宿禰を賜はつてゐる例にあやかつて、私達もこの榮譽の一端にあづかりたいと存じますので、宿禰のかばねを賜はりますやうにと願つた。そしてこの望みは達せられ

た（續紀、延暦十九、丁丑）。これほど遠い血緣關係の間の人々にどれほどの生活的な關係が現實的にあつたのか疑問であつて、恐らく單なる同族關係の表出のみにとゞまつてゐたであらう。然しこの様な稀薄な生活關係しかもたない人が同じ祖先から出たといふ理由の下にかばねの昇進を朝廷から許されるといふのは、そこに何等かの血族的な紐帶が相互の間にあるものとして認められ、そして現實の上に於ても重要視されてゐたことを示すものであらう。この樣な血族的な關係の實體がいかなるものであるかについては後で氏族制の「本質」について考察するとして、こゝでは單に同一氏族の內にもかばねの上下で示されるやうな差別的な立場があり、文獻に示される血族關係の强調は何等實際の生活に於ける血族關係の存在を示すものでない場合がしばしあり得ることを一言して置きたい。先の出雲臣祖人が朝臣のかばねを强ひて望まず、それより一段と低い宿禰のかばねを初めから賜はらんことを願つたのも、自分の現在の立場を他の四氏に較べて、その實質的に低い立場を知つた現はれと見られるのである。かゝることは先にあげた船・葛井・津三氏の場合にも言ひ得るのであつて、その他にも屢々ある例である。

この樣な單なる血緣關係ならぬ差別的な立場のある特殊な氏族關係があるのを反映して「外從五位下山田史白金、外從五位下忌部首黑麻呂……賜姓連」、「山田史廣名、忌部首蟲麻呂……賜姓造」（續紀、天平寶字三、十二、壬寅）の事例の樣に二人の山田史、二人の忌部首が同じ氏名とかばねをもちながら、新たに違つた連あるひは造のかばねを賜はり、また「在京人正七位下善麻呂等三人賜姓吉水連、從七位下善三野麻呂三人吉水造」（續記、天應元、九、癸亥）の樣に同じ新たな氏名を賜はりながらかばねの上では違つてゐるといつたやうな同じ同族の內で足並みの不一致が生じてゐるのは當然である。しかしこれらの人々は同じ日に一諸になつて新たな氏名とかばねを賜はつてゐるのであるから、たとひかばねの上では相違があつたとしても、その間に何等かの密接な關係があつたことは疑ひ得ないのである。しからばかゝる差別的な立場を內包する同族關係はどの

やうた組織の下に構成されてゐたのであらうか。有名な阿倍比羅夫の直系の子宿奈麻呂が異姓の同族を、もとの阿倍氏に氏名をかへした時にあらはれた例によつてそのことを窺つてみよう。

和銅五年十二月乙酉、宿奈麻呂は引田・久努及び長田の三氏はもと同族でありながら別の氏名を名乗つてゐるのは哀れむべきことである。すみやかに阿倍氏の氏名に復歸させて阿倍氏の正宗たることを明きらかにしたいと望んでその希望を達した(續紀)。しかるにそれより五年後の養老元年八月にその時の選にもらしたのか、宿奈麻呂は再び正七位池田臣萬呂の本系同族を理由に阿倍池田朝臣の新たな氏名とかばねを彼に賜はらんことを請うて許されてゐる(續紀)。これによつて阿倍氏では阿倍氏の直系である宿奈麻呂の一存によつて、同族者の内より任意にえらばれた者のみが集められて氏の關係を構成してすべての同族者がこの氏の結合に網羅されてゐるとはかぎらない。しかもこの選擇が阿倍氏の直系宿奈麻呂によつて行はれるといふ以上に、この同族結合の紐帶は氏の長の意志を中核として形成され、この氏の結合には氏の長を中心とした差別的な立場が内包されてゐるのである。

以上によつて血緣關係を初めとして何等かのつながりがありさうな、いはゆる氏族内の横の關係を廣く一般的な同族關係の立場から一應明白にしたのであるが、管見の範圍の如上の實情はまことにその關係は弱く、また著るしく選擇的であることを語つてゐる。正に續紀に屢々出てくる居所をもつて氏名とするやり方を想起するのであつて、そこには何等血緣關係を紐帶とする氏的な結合を持續しようとする意慾と、それを可能ならしめる手段が生れてゐないといはねばならぬ。以上によつて本節「二」で例示した樣な氏・カバネを賜はる際に强調される氏意識の昂揚は必ずしもクラン・ゲンス的な氏族制度の存在を語るものでなく、結局に於てこゝに見られる氏の構成も、外見的にはともかく、その本質に於て「一」で述べた樣に非クラン・ゲンス的氏族である。

註　井上光貞氏は論文「王仁の後裔氏族とその佛教」（史學雜誌、五四ノ九）に於て、これら六氏が所を接して住ひをし職掌の細部まで似通つてをり、更に同じ國からの歸化氏族であることを背景に、本家の文及びその分家武生・藏の三氏の先祖にあたる王仁の吾國傳來の由來と、葛井・船・津三氏の先祖辰孫王のそれが骨骼的部分に於てほゞ同じ內容をもつてゐるので、後者はいはゞ王仁子孫の假冒氏族とされて、結局これら六氏が精神的生活的な共同を營んでゐた一體物であることを立證しようとされた。然し本節及び第二節「二」で述べる樣に王仁の系統と辰孫王の系統とは必ずしも同族的意識に於て共同した例がない。後者の葛井・船・津の三氏は常に密接な關聯をもち後に新たな二氏がこの三氏から分出した時でも再びこれらの氏の內のある者が津氏の後身である菅原氏に統一されたことがあつても文氏系統の者は少しもその結合の內に入つてゐない（第二節「二」參照）。むしろ「敏達天皇御世、高麗國遣使上烏羽之表、群臣諸史莫之能讀、而辰爾進取其表、能讀巧寫詳奏表文、天皇嘉其篤學深加賞歎、詔曰勤乎懿哉、汝若不愛學誰能解讀、宜從今始近侍殿中、既而又詔東西諸史曰、汝等雖衆不及辰爾」（延曆九、七、辛巳、續紀）の事情を考察すれば、辰爾の能力が代々「史」官である文氏よりもすぐれてをり、たとへ辰爾の子孫が史官となつた際も自づと勢威はその上にあることになる（といふよりはむしろその樣な當時の境遇の差を基礎にしてこの樣な說話が作られたのであらう）から、兩者の關係は平等なものでなくてかなりの差等を含んだまゝ結合してゐたものと考へられる。從つて本稿で取扱はうとする氏的結合には一應六氏の「結合」の如きは捨象されて、辰爾の子孫の場合がとりあげられることになる。なほわが國古代の血緣組織を檢討するに際して、かゝる「蕃別」の系統に存する人を史料とするのは正しいやり方ではないとの非難があるかと思はれるので、この點につき一言加へて置きたい。近き世にこれらの人がわが國に來たのであれば、なほ故國の風俗習慣を多分にもつてゐたであらうが、渡來して既に久しくわが國に住ひしてゐる人なら、それが外國の人であつたにせよ多分にわが國俗に同化してゐるものと思はれる。同姓不婚の支那的な風習は必ずしもこれらの外國の人々の間に嚴守されてゐると考へられないことによつてもこのことは明瞭である。故にかゝる人の史料をもつて考察することは純粹な日本人の史料を利用するより若干價値がおとるが、十分それでも用が足りる。またこれらの人々の事情を檢討することによつて、決してそれがわが國情に對して突飛なものでないことを說明して（第二節「二」も參照）、蕃別の人といふとあまりに異國人あつかひしすぎるこれまでの一部の弊風にそむきたい爲に、特にこの樣な史料を本稿に於て用ひることにした。

三

以上の様な氏族的構成の本質を否定する様な事實に反して、むしろ氏族性が純粹に存在してゐるかの様に示す資料として奈良時代から地方の人々が改姓するに際し、中央名家の姓に居所の地名を附して新たに作つた複姓を屢々賜はつてゐる顯著な事例をあげることが出來よう。これによると中央名家の分流が地方に點在してゐるかの様な有様を呈してゐると共に、その間に氏族關係の強調が行はれて、氏族的な再結合を行つてゐるかのやうである。中臣氏に對する中臣鹿島連・中臣美濃連・中臣伊勢・中臣葛野連・中臣栗原連及び中臣志斐連等、阿倍氏に對する阿倍柴田臣・阿倍陸奥臣・阿倍安積臣等。大伴氏に對する大伴行方連・大伴刈田連・大伴亘連・大伴柴田連などがこれである。かゝるやり方は姓名をつけるのに家名・個人名の外に更に氏族名をつけるローマ社會の慣行——氏族制の名殘りといはれる——を想起させ、こゝにこそ氏族制の名殘りがあるかの様に思はせるのであるが、實際的には少しもその様な性格をこの複姓の慣行がもつてゐないことを次に考察したい。なほ前節「一・二」が比較的に接近して一定地點の内にゐる人々の間に結ばれてゐる氏組織の實質を檢討したのに對して本節に於ては、その様な狭小な範圍を越えて廣汎な範圍の人々を含む氏組織を考察したい。これによつて當時あらはれた氏組織の實質的な結合關係について全部檢討することになる。

奈良・平安初期の時代に東北地方で阿倍氏なる氏名を新たに朝廷から賜つて名乘るものが多くその時屢々居住地の地名に阿倍氏を附して阿倍安積臣（續紀、護景雲、三、三、辛巳。、寶龜三、七）、阿倍陸奥臣（同上、神護景雲三、五、辛巳。續後紀、承和十五、五、辛未）等の新らしい複姓を名乘るのが常であつた。阿倍といふ氏名と居住地の地名を合はせることによつてあたかも中央勢家の阿倍氏の分流たることをこゝに明白にしてゐる。この東北の阿倍氏となつたものはもと丈部氏を名乘るものが

多かつたのであるが、姓氏錄によると「杖部造會加臣同祖と見え、會加臣孝元天皇々子大彦命之後也とあれば、大彦命の裔なる事しるく、‥‥奈須直は‥‥國造本紀に武淳川別孫」（古事記、建沼河別命は阿部氏の祖—筆者）（新撰姓氏錄考證、一四一頁）とあるから、名は體を表はし、實際に於ても中央の阿倍氏と東北の阿倍安積・阿倍陸奥とは血緣關係の上に於て本家と分家の形にあつたことが證明される樣であつて、丈部氏の氏名を捨てゝ元の阿倍といふ氏名を名乘ることは氏族意識の昂揚・復起ともいへるので正に氏族的な紐帶の强固な殘存を示してゐるかの樣である。然し丈部氏を名乘る者は必ずしも阿倍氏を新たに氏名としない。陸奥國瑯磨郡大領外正八位上勳八等丈部人麿一烟は承和七年二月庚辰に、阿倍氏と並んで中央の舊家である上毛野氏の氏名にあやかつて「上毛野陸奥公」の氏名とかばねを賜はつてゐる。(註) なほ神護景雲三年三月、陸奥安積郡人外從七位下丈部直繼足なる者が阿倍安積なる氏名を賜はつたが（續紀）、これより三年遲れた寶龜三年七月に同じ郡の人、丈部繼守といふ者がやはり同じ阿倍安積なる氏名を賜はつた。更にかゝる例に似たものとして、神護景雲三年三月に陸奥白河郡人外正七位上丈部子老が賜はつた阿倍陸奥といふ同じ氏名を、同郡の大領外正七位上奈須直赤龍が承和十五年五月に得たことをあげることが出來る（續後紀）。このやうに同じ郡內に住ひしてゐる人がそれ〲時期を違へて同じ氏名を賜はり、しかもこの氏名が中央貴人の氏名に住ひしてゐる地名をつけ加へて阿倍安積、阿倍陸奥とかいふ新たな氏名を作つてゐる例は續日本紀以下の六國史に屢々見ることが出來る。左に古くからの中央の名家である大伴氏の場合を例にとつて、その事實を見よう。

姓	大伴行方連	大伴柴田連
寶龜四年二月（續紀）	行方郡人正六位大伴部三田等四人	柴田郡人外從八位下大伴部福麿
延曆十六年一月（日本後紀）	黑河郡人少初位上大伴部眞守 行方郡人外少初位大伴部兄人等	柴田郡人外少初位下大伴部人根等

同じ郡にゐながら安積郡の丈部氏、行方・柴田兩郡の大伴部氏の人々の樣に、同族者が二十四年の歳月を隔ててゐるとはいへ別々の時に同じ氏名を賜はるといふ足並みの不一致は、それらの人々の間に何等かの血緣關係があつたとしても、社會的な關係に於ては相互の間に大して密接なものがなかつたことを示すものである。もし、地方の人々が改姓するに際しても中央貴族の氏名を襲用しようとすることをもつて、氏族意識の强調、本家と分家の確立・存續の現はれと考へ、直に當時に於ける社會組織の上に於て果す血緣關係の重大さを結論するなら、それは大きな誤りである。蓋しこの樣な强固な血緣組織があるとすればそれは單に中央に住ひしてゐる貴族と地方の改姓者との間に血緣關係の存在が强調されるのみでなく、同じ地方の人々の間に於て、特に同じ郡內に住むやうな人々の場合は氏族意識が著るしくなければならぬ。しかるに實狀は改姓といふ一つの例の場合であるが、必ずしもその樣なものは示されてゐない（磐瀬・磐城兩郡の丈部氏、伊具、亘理兩郡の陸奥氏などが阿倍陸奥臣の氏とかばねを同時に一律に賜はる—續日本後紀、承和十五、五辛未—といつたやうな廣範圍に亙る同族者が一緒になつて行動を起してゐることの意義と內容については次節に於て述べることにしたい）。

東北の阿倍氏を名乘る者は必ずしも密接なる氏族關係——丈部氏などと同姓であるから恐らく遠くとも血緣關係はあらう——を重要な社會的な紐帶とせず、また中央の阿倍氏との關係もルーズであつたと考へられる。むしろ丈部氏を名乘る多くの人が偶然に阿倍氏を名乘つたにすぎないので、そこに元は、同じ氏の者であるから、必ず本家たる阿倍氏を再び名乘つたといふよりは、任意にえらばれた中央勢家の一氏名をつけたといふ感の方が强いのである。故に阿倍氏を名乘る者の內の一人である「太田部は其出身を考ふべき由なし」（考證、一四一頁）と血緣關係の不明な場合が出てくるのは當然である。この樣に東北の色々の人が阿倍氏を名乘つたのは阿倍氏の祖である「建沼河別命の四道將軍の命をうけたまはりて北陸・東海に及ぼ阿倍比羅夫の如きも其功業ありし祖先の餘烈によりて其地に遣され、越國司になり、蝦夷を伐しも故ある事なるはいふま

でもなく」(同上、一四一―二頁)といつたやうな嚇々たる神話として、東北の人にあまねく知られてゐた傳統的た武威に魅せられたためであらう。

故に姓氏錄が阿倍陸奥臣等の姓を新たに賜はつた丈部氏の人々を阿倍氏の分流であると記載したことは、實際の事實を示すといふよりはむしろ、姓氏錄編纂以前に出來あがつてゐた中央の阿倍氏と陸奥の一部の丈部氏との關係――その時すでに阿倍氏を地方の人は名乘つてゐた――をそのまゝ受けついで公認したものにすぎないであらう。こゝにも姓氏錄の記載について新たな觀點より檢討する必要があらう。

一見氏族制度の名殘りかと思はれた阿倍氏を名乘る地方的分布の有様は必ずしも氏族的・血族的な關係が普遍的な意味をもつて人々相互の間を結びつけてゐるものでないことが明白になつたのであるが、かゝる氏族制度の殘存と見違へられ易い紐帶の實體につき、更に中臣・大伴の兩氏を例として檢討してみたい。

常陸香島郡にあつた天の大神・坂戸神及び沼尾神の三社は合せられて香島の大神が作られ(風土記、岩波文庫版、六五頁)、當時、天の大神の周圍にはこの土地の神につかへて密接な關係をこの神と結んでゐたと、その氏名から考へられるト(うらべ文庫版の編者武田氏の註)の種屬が住んでゐた(同上、六七頁)。その後(常陸風土記を和銅間もない頃の作として)天平十八年三月丙子に常陸國鹿島郡の中臣部二十烟と占部五烟が中臣鹿島連の姓を賜はつた(續紀)。トと占部は文字の上では違ふがともにうらべと讀まれるから同一の人であると考へられ、「うらべ」氏は元の氏名を止めて別な中臣鹿島なる氏名を新たに天平十八年三月以來より名乘つたわけになる。かゝる改姓が中臣氏の舊部民であると考へられる中臣部二十烟と一諸に行はれたといふことは、鹿島の大神が次第に土地の神である性質以上に次第に中央神的な性格を帶びて、經津主神を祭神とする樣になり、そしてこの神社と密接な關係をもつてゐる中臣氏の增大する力に影響されてこれまで土地の神である天の大神につかへるこ

とで元の立場を保つてゐた卜氏はその立場を喪失して、香島の大神の末社となつた天の大神につかへることになり、外なる中臣氏の強い力に壓倒され、部民なみに取扱はれる様になつたことを物語るものである。たゞこの新たに中臣氏になつた「卜氏」もその内に含まれてゐるであらうが「常陸鹿島神奴二百八十人使爲封戸」（續紀、天平寶字二、九、丁丑）となつた。恐らく鹿島社としてはこれら二百八十人の神奴をもつて一個のまとまつた神戸を形成し、これによつて元の卜氏等の様に地もとから離れてゐる新附の「神奴」をも含めてすべて一定の所に結集して、そこにそれらの人々からなる一個のまとまつた村を作らうとしたのではなからうか。然しこの意欲は貫徹しなかつたことがそれより後の寶龜四年六月丙午の條に記された續紀の「常陸國鹿島神賤一百五人、自神護景雲元年立制、安置一處、不許與良婚姻、至是、依舊居住、更不移動、一依前例」によつて分る。先の二百八十人に比してこれの一百五人はかなり少いが、後者は卜氏等の新附の神賤の數と思へば、その數字の前者の場合と比べて少いのは當然である。そしてこれらの人々を「安置一處」の鹿島神社の意欲は當然如上に想察した様に新附の神奴を手下に結集して一個の村を作らうとしたことを示すものであらうが、この意欲が「依舊居住、更不移動」によつてすつかり御破算になつたことを知ると、これら二つの資料は僅かたりとも鹿島社の神奴に對する態度の變遷と、たとへ神奴とはいへ卜氏の様に手もとにゐない新附の場合はしば〳〵故郷の大地と一體となつてをり、人々相互の間も密接なものがあつたので、彼等の立場を自在にすることが困難であつたことを示してゐる。この様に卜氏は氏賤となつても割合に自由な立場を保有してゐながら、その名前の上で卜氏が占部となつたことは呼び名は同じであつたにせよ、この間の變化には一つの意味がひそんでゐる。即ち嘗つて他人の制約を受けないで自由であつた時代には、その職業から「卜」とよばれるのは丁度よかつたであらうが、ひとたび中臣氏の支配の下に置かれると、故郷に於ける職務は元のまゝを續行することを許されたであらうが、一種黄下の民であることを明示するために中臣部なみに「部」姓をつけられる様になつて生れた名前が「占部」

であつたであらう。

この外この中臣鹿島連に類似した姓名に中臣美濃連・中臣伊勢連・中臣葛野連・中臣栗原連・中臣宮處連・中臣方岳連及び中臣志斐連等が管見の範圍で見ることが出來た（續紀、和銅二、六、乙巳。天平十九、十、丙辰。天平十九、七、戊寅。續後紀、承和十、一、丙辰。姓氏錄天應元、七、癸酉）。この內最初の中臣美濃連は「中臣氏祖津速魂命之苗裔也」（續後紀、承和十、一、丙辰）とあるから、正系の中臣氏の祖である天兒屋根命と祖神を異にしてゐる傍系にせよ血緣的な關係があることを呼稱し、また最後の栗原・宮處・方岳及び志斐の四氏は姓氏錄に共に中臣氏と同族である旨をことはつてゐるが、他の者はおしなべてその樣な表示がなく、しかも新たな改姓の前はいづれも中臣部何某と名乘つてゐたのであるから、その前身は鹿島の中臣鹿島連と同じものであつたらう。津田左右吉先生は京都の忌部氏と阿波・伊勢・紀伊等の諸國の忌部氏との主要な關係を血緣關係よりも主從關係にあると斷じられたが、正にかゝる地方の忌部氏はいづれも如上の中臣鹿島連的な成立過程を經て成立したものと思はれるので、中臣鹿島連の成立の過程が決して特殊なものでなく、普遍的な意味をもつてゐるのである。

かくして廣く地方の人々が中央勢家の氏名を流用して、あたかも尨大な氏の構成をとつて行くが、それらのものがすべて實質的な同族者でなくて、非血緣者であり、しかもその關係は舊部民的な主從關係を內包してゐる。勿論この主從關係は、中臣鹿島連を言ひ表はすのに部民→神奴→封戶→神賤といろ〱言ひなしてゐるところから、特にもと天之大神につかへた占部氏等に對して言つた樣に考へられる「不許與良婚姻」の禁止令から、彼等の身分とその傳統のほどを窺ひ得るのであるが、移住を强ひることが出來ないで、もとの村內にゐることを許したことなどは次第にその關係の內容がひどいものでなくなつて行つたことを示すものであらう。特に和銅二年六月乙巳に中臣志斐連の氏かばねを賜はつた筑前嶋郡小領從七位上中臣部加比の如きは（文武紀）、その實質的な身分の高さからいつて、しかも姓氏錄に「中臣志斐連、天兒屋根命十一世孫、雷

大臣命男弟子之後也」と實に同族であるかの様に記されてゐるほどであるから、その立場はかなり自由なものであつたことは疑ひないとしても、同じ日に益城連の氏かばねを賜はつた筑前御笠郡大領正七位下宗形部堅牛の様に、全然中臣以外の別の氏名を得ないでゐるといふことは、未だ昔日の關係が中臣氏との間に殘存して、單に今までの部姓をのぞくことに滿足してゐたのではないかと考へられる。

かゝる地方に對する中臣氏の態度は、大同二年忌部廣成によつて「天平年中になつて、神名帳を勘へ造つたが、中臣氏が權を專らにし、任意に取捨を施した結果、中臣氏に縁故の有るものは、小社でも皆採錄せられ、之に反して中臣氏に關係の薄いものは、大社でも除外されて仕舞つた。上への奏聞、下への施行、共に中臣氏の獨り擅にする所であつた」（古語拾遺）このため「諸社封税總入一門」（同上）と彈該された場合と――一般人と神社の違ひがあるが――必ずしも無關係なものでなからう。それに地方の大社には共同的に郷土の人が輪番的につかへるか、あるひは一定のその地の有力者が奉仕してゐるものであるが、一般的にいつて小社ならともかく大社と稱される者の内には後者の様な奉仕者が多い、これらの人が新たな立場と土地の有力者であることを飾るために、中臣氏の一人であるかの様に改姓することが屢々あつたことは疑ひないのであるから、如上の古語拾遺にあらはれた例は單に地方の神社のみにかぎらず、その背後にゐる地方の人々の場合をも――といふよりそれを主に――示すものである。そこから上る「封税」が、相當の量となつて中臣氏を富ますことはいふまでもなからう。勿論中臣氏の地方に對する關係は單に神社關係に止まらず一般人にも及ぼされたであらう。

先の様に郡司となつて高い位をもち更に姓氏錄によつて舊部民的な立場から離れて同族と認められるほどの身分に高揚した中臣志斐連（中臣殖栗連の如きはかゝるところまで達し得なかつた）のやうな例はまた、阿波の忌部氏の場合にもつと強い表現によつて見ることが出來る。神護景雲二年七月乙酉に「阿波國麻殖郡人外從七位下忌部連方麻呂、從五位下忌部連須美等十一

人賜宿禰、大初位下忌部越麻呂等十四人賜姓連」（續紀）。中央の忌部氏と同じ高さの宿禰のかばねを賜はつたこれらの人々は、古語拾遺によれば忌部氏の祖天太玉命に率ゐられて岩戸開きの時に穀の木を種殖させ、それで以つて、白和幣を作らされた天日鷲の子孫であり、しかも大嘗祭の行はれる年には、木綿と麁布、その他種々の物を貢獻することになつてゐた人々であつて、おそらく忌部氏の舊部民であつたことはいふまでもない。しかるに次第に衰勢に向つた中央の忌部氏に對しこれはまた大きな身分の飛躍であるといはねばならぬ。恐らく舊部民は上の例でその一端が示される樣に多くの地方の人々から構成されてをつたであらう。そしてそれらの者は一樣に部民的な立場をとつてゐたとはいへもとの村落生活をそのまゝ維持してゐる以上、村の變動によつて人々の立場は種々變つて行き、また中央の忌部民もまたそれらの人々を率ゐて行くには媒介者として一段と高い人がそれらの内にゐることを喜んだであらう。内外ともに起つたこの樣な刺戟の下に生れた者こそ恐らく如上の忌部連方麻呂や忌部連須美等の先祖であらう。論旨は少しく横にそれたが、かゝる舊部民的な人に對して先にあげた陸奥・關東等の新たに阿倍・中臣等の諸氏を名乘つた土地の豪族、あるひは新たな移住者でも既に實質的に土地の豪族化してゐる者が、中央勢家と結んでゐる關係は恐らくかなりルーズなものであつたであらう。殘念ながら現在の筆者は未だこの點に關する具體的な内容をたしかめ得ない。地方の人が中央勢家の氏名を襲用する中臣鹿島連と中臣志斐連との二氏の場合は、それ〴〵動機と内容に於て違ふが、當時に於ける氏の構成とその違つた二つの現はれとして、氏の性格の探求に際して見のがすことの出來ないものである。

さてこのやうな差別的な立場を前提として中央と地方の人が結ばれるものであるが、形の上に於てなんらかの現はれがあるやうに考へられる。われ〳〵はそれを本宗と新たな改姓者とがそれ〴〵もつてゐるかばねの等級上の差異の上に求めることができる。天智十年「中臣氏も此時同じく朝臣の姓になりしなるべし」（考證、五五八頁）が事實とすれば、一連の地方に於

ける中臣氏はいづれも「連」のかばねであるから、かばねの上に數段のけじめがある。このことは前揭の阿倍・大伴兩氏の場合にも見ることが出來る。故に地方の人々は一應中央豪家の門流であるかの樣にその氏名を直しながらも、そこには本宗の者とは違ふといふことを示し得るやうなはつきりとした巧みな手段が施されてゐる。このためかばねは元來朝廷から賜はる尊稱であるわけであるが、これほどまでにはつきりした前提が含まれてゐる場合は、むしろこのかばねは獨立者か從屬者（その度合は種々であるが）かといふことをさし示す手段となつて、尊稱としての意味のみならずそれ以外の機能をも果すやうになつてきた。

このためかゝる氏姓が個人の恣意でなすことが出來ないで、常に朝廷より氏・かばねを賜はるといふ嚴然たる方法をとつてゐるのは、單にかばねは朝廷から賜はるものであるといふ定めの外にかゝる權威を背景としたものゝ上に立たなければ本宗と支流のけじめが、それ〳〵の氏人の間に於て立たず、またさうすることによつて、その樣な關係が強化されると思はれたからであらう。

〔前　缺〕

戸主日下部象智　　戸主　日下部万呂
戸主日下部秋麻呂　　戸主　日下部龍嶋
右被內臣正三位藤原朝臣宣偁、奉　勅、件人等改本姓、賜阿倍猨嶋姓者、省宜承知、准勅施行、符到奉行、
員外右中辨正五位上兼鑄錢長官美作守阿部朝臣淸成
　　左大史正六位上兼行豐後員外介阿部志斐連東人
寶龜四年二月八日

（九條家延喜式裏文書、寧樂遺文上、三三三頁）

僅か一例ではあるが、わざ〳〵太政官符の下附によつて改姓が行はれてゐる（續紀、寶龜四、二、癸丑參照）。本文書によつて當時の地方の人が新たに中央の貴姓を踏襲したり、かばねを賜はる時にとられる手續きを知ることが出來るのであつて、この樣た中央名門と地方人との姓の一致による結合關係は公けの承認の下に行はれ、またそれが相當に政府によつて重視されたのである。

更に東北・關東の大伴氏の場合について考察を進めよう。この大伴氏の場合についても先の中臣氏の場合と同じ樣な事例にあるのであつて、先にあげた大伴行方連・大伴柴田連及び其の他の姓を名乘つた人は從來まで大伴部（時に丸子部、大田部〔延曆十六、一、十三〕を名乘る人もある）の姓をもつた人で鹿島に於ける中臣部＝神奴の例をこゝに想ひ起す。然しこの場合は鹿島の樣に大神を中心とした中臣氏の有力な根據がないのであるから、その樣な「奴」を置く便宜も必要も起らず、從つてその實體はたとへ舊部民であつても既に「奴」的な立場から離れてゐたであらう。神護景雲三年十一月己丑に陸奧國牡鹿郡俘囚外小初位上勳七等大伴部押人なる者が、私たちはもと紀伊國名草郡片岡里の者であつて、昔日先祖の大伴部直が征夷の時に從ひ小田郡島田村に到つて住居を定めたが、其後子孫たちは夷のために虜にせられて、俘となるに到つたと申しのべてゐる。これは景行天皇の御世に大伴氏が倭武尊に從つて東國に赴いたといふ（高橋氏文）說話を考へると、あるひはこの時大伴氏に從つた大伴部がこの陸奧の土地にそのまゝ居ついて、それらの人々が所々に分岐して行つたこともあらうかと考へられ先にあげた大伴何某を名乘つた幾人かの者はその樣な人でなかつたであらうか。この樣な有樣であるから、宗家の大伴氏とこれらの陸奧・關東の大伴氏との關係はほとんど大したことはないと思はれるが、改姓に際して再び大伴の名を再び表面に出すといふことは、依然として何等かの主從關係的なものが、その濃度は淺いにせよ持續してゐたものと考へられる。なほこれと同じ場合であるか、他に關西の事例を求めて考察してみよう。伴良田連宗（續後紀、承和十三、十一、壬子）はもと「外

國）から出て少くして大學に入り、更に大判事兼明法博士を兼ねるに到り、姓を改めて伴宿禰宗となつた（文德實錄、齊衡二年、巳酉）のであるが、彼の出身地である「外國」は、類聚符宣抄（貞元二年六月）に讃岐國多度郡大領外從七位上伴良田連宗（考證、六四二頁）なる土地の豪族の名が見えるから、恐らくこの多度郡のことであらう。大伴部といふ部姓を名乗る人でも、土地の有力者である場合の多いことは、前揭の行方・棗田氏となつた者がそれぞれ正六位下・從八位下の位階をもち、その他の人にも位階をもつてゐる場合があることによつて容易に知り得る（續紀、寶龜四、二、癸丑）から、大伴と同族でありながら連といふ低いかばねをもつてゐることより推察して、伴良田連の如きも元は大伴部を名乗る人であつたとしてもさして誤りでないであらう。この樣に出世することによつて身分の低かつた時代の氏名とかばねを變へる場合は屢々あるのであるが、伴宿禰宗もこの樣な例に入るものである。故に本宗の氏名になにか加はつて複姓になつたものが元の本宗の名に回復するといふことは、そこに既に現實的な意義を失つてゐたかも知れぬが、本宗との主從關係的なものをはつきり姓の上からも斷ちきることを意圖して、また自由人となつたことを他に示すつもりで、この樣な再度の改姓が行はれるのであらう。然しそれとても上の例はすつかり別の姓に改めたのでないから、なほ何等かの接觸が相互の間に未だあるのか、あるひは無い場合にも元の從者は舊主の姓を踏襲してその貴姓にあやからうとしたのであるか疑問であるが、時と場合によりいろいろであつたらう。

この樣な土台であるから複姓は一應それによつて本宗の一族であることを示しながらも、血緣關係を離れた實質的な社會的・身分的な立場は本宗の者と主從關係にあるのであつて、むしろ複姓採用の眞意はその方が强い。そこには先に示した樣な氏族名を明示するローマ的な慣行の意義は少しもない。元來、姓氏錄には人々の出身の區別を皇・神・蕃の三つに分けてゐるのみで「二田物部、神饒速日命天降之時從者、二田天物部之後也」、「相模物部、神饒速日命天降之時從者、相模物部之後也」、「原造、神饒速日命天降之時從者、天物部聞度造之後也」、「坂戸物部、神饒速日命天降時從者、坂戸天物部之後也」

（姓氏錄未定雜姓部）の樣に從者の出自であつたことを示し、彼等の身分關係をもかゝげてゐるものはこれ以外にない。この僅かな四例のすべてが、それら從者の姓を複姓で示してゐることは單なる偶然といふべきでなく、複姓出現の目的は主從關係をそれ〴〵の當事者及び他者に明示することにあつたといふべきである。

大伴氏の直系伴善男が貞觀三年八月十九日に、一族伴大田直常雄のためにはかつた朝廷への請願は、その樣なことを背景として考へると、一段と分りよい。伴大田直常雄は私と同じ一つの祖先から別れたものでございます――伴善男はまづその文中に於て表明し――しかるに伴大田氏はその後榮枯盛衰があつて、本家の私達と分れて氣の毒にたへない境遇に落入つてゐます。幸ひこの聖代に際會したのですから、伴大田直常雄をして中興の榮慶を得させて私と同じ宗にしたいと存じます、それについては伴大田の大田の二字をけづり、また直はやめて宿禰のかばねを賜はりますやうにと願つてゐる。伴善男が朝廷に盛えた大伴氏最後の直系として、また古くから續く名門の氏の一つとして、藤原氏に對してありし日の榮華を挽回するために、狂瀾を既倒にかへさうとして努力したが、應天門の變を機として竟に志を果さずに淩落して行つたことは有名である。それほどの人であるから、極力勢力の結集に努めるために、方々に手を打ち恩を賣つたと思はれる。この場合もその一つの現はれであらう。また同族佐伯氏の一門の內で直のかばねの者十一人に宿禰のかばねを賜はる樣にと貞觀三年十一月功十一日に請願してゐる（三代實錄）のも同じ意圖の下に出たのであらう。なほこの時伴善男は前者の伴大田の場合「則外不辱臣之序、內方敦孔懷之親」の言葉によつてこの改姓の結果を說明してゐる。改姓に對する以上の想定が一般的な意味をもつたら、當時行はれた先の樣な改姓は、單に名を變へることに目的があるのでなくて、中央名家の功臣の序に加はることに目的があるのであり、逆に中央勢家としては改姓者を單に名を變へたまゝで放つて置くのでなくて、血緣關係があるとの名の下に、彼等を本宗と分家の關係に準じて統合することにその意圖がある。

この樣に中央豪族と地方または未關係の者の間を上下に結ぶ政治的・身分的な接觸を血族關係の本宗と支流といふ關係で表現または解する仕方は、奈良平安初期の社會組織の一つの型として重要視されねばならぬ。正にこの時代の同族關係はさきにあげた中央の中臣氏・山田史及び忌部首等の事例の樣に差別的な上下關係を含み、また中臣鹿島連の樣に非血緣者を參加させて、同族關係が單なる血緣關係でなくて同族機構として一つの政治體制をなしてゐる。なほはつきりと同一氏に存することを明示する樣な複姓をもたなかつたり、あるひはかばねの差違がはつきり表はれてゐない樣な、即ち姓氏錄に出てくる氏名は異るが、同一の先祖をいたゞくといつた場合の氏の場合も、かゝる種類の關係があつたことは、疑ひ得ないであらう。物部氏は物部八十氏人といはれるほどの多くの同族者があり、石上朝臣・穗積朝臣・阿刀宿禰・若湯坐宿禰・矢田部連・柏原連・越智直・衣縫造・大宅首・猪名部造等々とかぞへあげて行くと、まことにその氏的な發展に驚くのである。恐らく嘗つて物部氏の正系が巨大な勢ひを政府に於て振るつてゐた時は、これらの者は一樣にその麾下に屬してゐたこともあらう。然しこれらの者がすべて正確な意味で同一血緣者でなくて、單なる從屬者であつたのに、單に名義の上で同一の氏といふにすぎないことが屢々あつたであらうことは、前述の論旨と姓氏錄の未定雜姓部にのせられてゐる「一田物部」等の事例によつて明瞭であらう。故に中心勢力を失つた以後の物部氏の系統を引くそれら諸氏の間柄はばら／＼となつたか、あるひは新たな數人の有力者の下に個々の群に分解して、それ／＼幾つかの集團を形成したことであらう。一般に姓氏錄の記載からは單に同一先祖を引く平等な相互關係の存在しか分らないのであるが、實際には同一先祖を引くものゝ間には幾多のグループがあつて分立し、そしてその內には統制ある上下の關係を含むことが屢々あるといふことは、容易に想像し得るのである。姓氏錄の內容は單にその記載のみから把握することは出來ないのであつて、廣い視野からあとづけた現實の事實を手引きにしてのみ、初めてその內容の意味が正しく諒解されるものであることを特につけ加へておきたい。

以上によつて阿倍・中臣及び大伴三氏の場合によつて、最も典型的な氏族制の存在を立證しさうであつた中央の本宗と地方の分家の關係を檢討したのであつたが、そこには何等クラン・ゲンス的な氏族的なものはないことが明白となつた。このことが證明されると、これを基點とし地方の氏人を結集して一つの職業に奉仕するものとして、これまでクラン・ゲンス的な氏族制の存在を示すに最もよい資料とされた古語拾遺を作つた忌部氏の氏の構成の實も體明白にすることが出來るやうである。次に少しくその考察に移らう。

註　承和七年二月癸亥に陸奥國柴田郡權大領大部豐主、伊具郡擬大毅陸奥眞成等戸一烟はともに阿倍陸奥臣、同國の人大部繼成等三十六人は下毛野陸奥公、とそれ〴〵新たな氏名とかばねを賜はつた（續後紀）。こゝに現はれてゐる「大部」は、これまでのいろ〳〵の事例からみて丈部の誤記か誤植と考へられるが、とにかく同じ二人の大部氏のものが阿倍陸奥臣・下毛野陸奥公と、それ〴〵違つた氏名を賜はり、逆に他姓の陸奥眞成と同じ氏名を前者はもつやうになつた。前述のやうに大部と丈部を同じと解して誤りなしとすれば、承和の頃になつてもなほ丈部氏の内で新たに改姓するものがあつて、改姓に際して足並の不一致が丈部氏の内に於て著るしく頻繁である。丈部氏相互間の關係に多樣性があり、新たな同一の氏名を名乘るもの必ずしも同一血緣者でなく、異姓を名乘るものすべて非血緣者とはかぎらないことを、これらの事情によつて知ることができる。

四

古語拾遺によれば忌部氏の祖天太玉命に「率ゐて居られた神々」は天日鷲命（阿波國の忌部等の祖神）手置帆負命（讃岐國の忌部の祖神）彥狹知命（紀伊國の忌部の祖神）櫛明玉命（出雲國の玉作の祖神）天目一箇命（筑紫伊勢兩國の忌部の祖神）の五神であつた。この内日本書紀にあらはれてゐる忌部氏關係の神々は粟國忌部氏の祖である天日鷲神（三一頁）と紀伊國忌部氏の祖である手置帆負神（五三頁）の二神で、他の二神は何等その記載がない（古事記には天太玉命以外には全然忌部氏關係の神はない）。しか

も記載されてゐる如上の二神も「一書」に見るのみで本文にはない。たゞ手置帆負神に關しては書紀では紀伊であるが拾遺では讃岐になつてゐる。この二つの文獻にあらはれた古き時代から新しき時代への神々の數の增大と國名の違ひは、そこに何等かの忌部氏の勢力の發展とその方向を示してゐる。「天富命をして、日鷲命の後裔を率ゐて、肥沃の土地を求めに、阿波國に遣はして、穀と麻との種を殖えさせた。其の末孫は、今も阿波に居て大嘗祭の行はれる年には、木綿と麁布と、その他種々の物を貢獻してをる」（岩波文庫版、三八頁）とある古語拾遺の記載は、忌部氏がどんな所に眼をつけて發展しようとしたかといふことを示す。「更に他に肥沃な土地を求めに、阿波國の忌部の人達を率ゐて、東國へ往き、其處に麻と穀の木とを播殖させ……安房と名づけた……。其地に祖神太玉命の神社を立てた。今これを安房社と云つてをる。であるから、其の神戸即ち神社附屬の民戸に、齋部氏の人達がある。」（同上）といふことは、その發展した土地に今まで關係のなかつた神を祈つて、これを今までなにも知らない土地の人に、氏神的なものとしてあてがひ、そしてそれらの民戸に齋部氏を名のらせて、すつかり自分一族の分流であるかの樣な色彩をもたせてしまふことを意味する。かくして「分ち遣して」「求めた」諸國の土地と人民はこの樣な新たな改姓と說話によつて、渾然たる氏族的な構成をもつて、中央と地方、主人と從者を統一包轄することになつた。たゞこゝに注意を要するのは地方・從者の内容である。

「古語拾遺の研究」によれば、岩戸開きに天太玉命に率ゐられて奉仕した諸國の忌部氏の内に入つてゐない安房國の齋部氏のことについて次の樣にいはれてゐる。「安房大神は高橋氏の祖膳臣と關係が深くて、天平寶字元年まではそれが續いたものと考へられ、其の時まで安房の神は忌部氏の祖先神ではなかつた。結局忌部氏と關係深い阿波といふ地名と同じ關係から、あたかも安房社を含めてその地域が自家の勢力範圍であつた樣に語つたものである。」とにかく其（安房社）神戸に齋部氏ありといふ程度では、この齋部氏はこの土地の神戸の人々の内の一部にすぎないから、たとへ實質的にこの僅かな人と密接な關

係を中央の忌部氏が結んでゐたとしても、この地域全體に對する勢威が弱かつたことは、さきの岩戸開きに安房國の齋部氏がもれてゐたといふことを思ひ出しても容易に分るのである。すなはち從屬者が少いといふ事實のために、安房社關係の神が他の諸國の忌部氏の祖神と同じ樣に天太玉命に率ゐられるといふ式の說話を生まなかつたのであり、また高橋氏の勢威に壓せられて自分に都合のよい說話を早く成立せしめ得なかつたのであらう。まさに一應忌部氏の末端を安房國の齋部氏が構成してゐるかの樣に說きなしながら、またそこには「功臣之序」につらなる者はありはしたが、未だ「孔懷之親」を十分に廣くあつくするところまでには行つてゐなかつたのである。

かゝる勢威の貫徹の不十分さを示す說話はなほ別個の形に於て櫛明玉命の場合にもいへるのである。この神は一應天太玉命に率ゐられはしたが、他の諸神の樣に決して出雲國の忌部氏の祖神としてあらはれないで出雲玉作氏の祖神としてあらはれてゐる。然しこの神が密接な關係を忌部氏ともつてゐたであらうことは次に述べる樣に容易に分るのである。「御統玉」を作らされた出雲玉作の祖櫛明玉命が（古語拾遺、二九頁）平安時代に、御富岐玉なるものを造つて每年朝廷に進めることになつてゐた出雲國意宇郡神戶玉作氏（延喜式卷三、臨時祭）と密接不可分なものであることはいふまでもない。そしてこの玉作氏が住む意宇郡には出雲・賀茂及び忌部の三つの神戶があるが（出雲風土記、八四頁）、拾遺にあらはれた玉作氏の祖神櫛明玉命と忌部氏との關係を考へれば玉作氏の住む神戶は結局忌部氏のそれであることは明瞭で、後世和名抄に意宇郡に忌部郷なるものがあるのは、この土地と思はれる。忌部氏の神戶にゐて、後にはその土地が忌部郷といはれるほどの所に住んで、密接な關係を忌部氏と結んでゐた玉作氏が、古語拾遺があらはれる頃まで依然として忌部氏に同族化されないでゐたといふのは、玉作りといふ、特殊な訓練を必要とするこの玉作氏の獨特な職業と、この土地が「神の湯」といはれるほどの「出湯」があり、出雲國造が神賀詞を奏しに朝廷に參向する時は、こゝでみそぎをし、人々のよく集る開けた所であつた爲めに（同上、

一〇九頁）、この内外の環境に育成されて自己意識の相當な發展がとげられ、如上の樣に勢威の貫徹を玉作氏の上に同族化といふ手段で行ふのは困難であつたであらう。然し伊勢風土記の一節にあげられてゐる「中臣大鹿島命」等の神々と共に「忌部玉櫛命」（風土記逸文、二八四頁）なる用例のあつたことを考慮すれば――全面的な同族化でなくとも、複姓による部分的なまた若干不手ぎはな作爲性をのこしてゐるが――同族化が行はれたといふことについて、當の忌部氏または玉作氏はあづかり知らなくとも、他の局外者からはその樣に考へられた場合があつたのであらう。現地の事情の相違により、地方の從屬者と從屬關係を表現する說話なり形式は、この樣にいろ〳〵な差をもつてくるのである。

これらの二例に反し他の阿波・讃岐・紀伊・筑紫及び伊勢の忌部氏は中央のそれと全面的に深い關係にあつたためか、あるひは現地側にさしたる特異性が玉作氏の場合の樣に見られなかつたためか、同族化といふ方式が十分によく貫徹されてゐる。結局これは土地の人々が、大化前の屯倉の佳人、即ち舊部民の系統を引いて部落または地域全體の人々が一緒になつて從屬してゐるので中臣鹿島連が單なる一個人の名でなくて、各部落に住んで鹿島社に奉仕した舊部民をさすのと同じ事例であらう。かゝる集團的・地域的（または部落的）なまとまりをもつた形であらはれる從屬者は、玉作氏の場合にもあてはまるのであるが、同族化といふ點では不十分であつた。かゝる形態のまとまりに對して安房の場合は對蹠的な立場にあることはいふまでもない。この土地の人は單に少數の者のみが、中央の忌部氏と關係を結んでゐたことは先にもいつたが、喩へたりとも忌部氏はこの安房の人々には立派な中央名家に見え、しかも現地の人が自分等の祀き奉る安房社といふ神社を考へた際、朝廷の祭祀を司る職にある忌部氏の姿は決して輕々しいものではない。それはたとへ中央の名家でも食事に關係する高橋氏に對する感じとは、到底比較にたらぬものである。故にこの神戸の內に生れた新たな有力者が忌部氏の末流と稱することは同じ神戸に住む人に對しては勿論、他に向つても相當に重大な意味をもつてくるのであつて、關東・東北の土豪が新たに

中央名家の大伴・阿倍等の末流であるかの樣に、氏名を改めるのと同じ動機と意味をもつてゐたであらう。この樣に氏的構成の末端を形成する地方從屬者の從屬の程度はいろ〱であり、またそれらのまとまりは集團的なものと個體的なもの（無論單に一個人といふ意味ではなくて、數人・數戸の集まりの場合も含むので、要は部落または地域全體の共同歩調の下にないことを意味する）との二つの系統があつたが、前者の形態は概して後者の形態に先行して、その各々の發生の時代と意義は違つてゐたであらう。かゝる地方の從屬者が庄園史の上に於て果していかなる意味と機能を果してゐるかといふことは、未だ十分に檢討する段階に立ち到つてゐない。たゞこゝではかゝる地方の從屬者の內のあるものは、時として中央勢家の庄園を形成してゐるか、あるひはその手先となつて庄園設置に努力してゐたであらうといふことにとゞめて他日の研究にゆづりたい。

さて諸國の忌部氏の祖神が書紀では天日鷲が木綿をつくり、あるひはそれを枝にかけ、手置帆負が笠縫をつくることになつてをり、古語拾遺では天日鷲は穀の木を種殖て、白和幣をつくり、手置帆負・彦狹知は御量をもつて方々から木を切つて瑞殿を作り、兼て御笠と矛盾とを作り、天目一箇神は種々の刀や斧と鐵鐸とを作るなどとしるしてある。たとへば祭器に關係するとはいへ、いづれも物を製する神であつて、本宗の忌部氏と同じ樣に祭事を專らにする神として出てゐないことは、これら地方の者は中央の者を支へてゐることをもつて務めとし、すべての仕事がこゝにかゝはつてゐるのであるから、このことは當然である。たゞ中央の忌部氏の職業がら、普通一般の日常生産物以外に、それに適した樣な祭器の材料を作るやうに地方の忌部氏は命ぜられて、特殊な一定の器具を中央の忌部氏に上納することになつたのは彼等の一特性である。この一部の現はれをもつて、社會的な分業の一環を地方の忌部氏がおこなつてゐたとするのは行きすぎであつて、あくまでそのやうな特殊品の生産は、彼等の生産部面の一端にすぎないことをつけ加へておきたい。事實として上述の生産物はたとへ祭器の材料とならうとも、それ自體としては日常生活に必要なものである。たゞ過大評價するのはあやまりではあるが、この中央及

び諸國に散在する忌部氏の間に結ばれた關係の範圍のみでは、一個のまとまつた經濟組織がありはしないかと思はれる。もしさうだとすれば其の範圍では若干の分業が、各地方の忌部氏の間に行はれたであらう。そしてこれが奈良・平安初期の中央と地方とを結び政治的・身分的關係の表現である氏の結合を保持する經濟的な基礎となるであらう。この點については未だ早急に斷定を下すのは危險であつて、一應問題の提出といふことに止めて置きたい。

以上に於て奈良・平安初期のいはゆる氏の構成を明白にしたが、主從關係をヴェールするかゝる複雜奇妙な氏の關係の存在こそ、一切の事象を迷路につれこむこととなり、古代史を學ぶ者に大きなつまづきを與へた。たとへば從者から支配者へ向つて上る物の性質について、それは地代なのか、あるひは人格が所有されてゐるための結果として納めるのか、あるひは族長への貢納なのか、いろ〳〵の見解がある。然しいづれもその際に氏をクラン・ゲンス的なもの乃至はその遺制として斷定してかゝるので、結局自説に有利な様な二、三の特質を任意に對象から選んで論ずることとなり、互ひに一上一下し有利なところと不利なところが出て論爭はいつ終るとも分らない。特にそれらの見解の内でも第一のものはかたり一般的になつてゐる。その根據は次にある。古代の共同體に於てまだ公僕であつた族長は私慾に促されて次第に共有地を自分のものに略奪し、果は平の氏人に對して地主として臨む様になるといつた社會發展の一般的なシェーマを吾國の古代研究の場合にも利用し、如上の氏の構成もこの流儀で考へる。かうなれば從屬者から支配者への上り物は公然と地代とされ、更にかゝる關係が族長によつて始められ、果は族長を主導者として支配階級の共同によつて作られた國家權力に對してこその地代が納附されるので、竟にこれをもつて地代と租税が一致するといふ見解が生ずる。かゝる考へは單に吾國のみでたく、いろ〳〵なニューアンスをもつてとはいへ東洋一般に及ぼされ易い。然し既に氏の構成の實體が明白となつた此處に於ては、到底「氏族」といふ言葉に引きずられて如上の様に地代と租税の一致といふことを輕々しく言ふことは出來ない。

ではかゝる納附がなにを意味するかといふことは重大な問題で、一日もゆるがせに出來ないが、その解答のためにはその基本の問題までさかのぼる必要がある。卽ち氏の構成それ自體の性格が明白にされねばならぬ。本章の性質上おのづと第二節の硏究はこの問題にうつることになる。然しこのための硏究方法としてクラン・ゲンス的な氏族一般の範疇をこゝに取り出してくることの無意味であることは、もはや言ふまでもない。このためには、本節に明白にされた樣に奈良・平安初期の氏の結合の特性は、かばねを新たに賜はつたり、昇進したりする時に眞實の血緣關係の有無をこえて顯著にとなへられること、また元來なら氏族組織は、非血緣者あるひは差別の在る立場の者を包含するやうになれば、崩壞すべき性格のものであるにかゝはらず、差別的なかばねの附裁によつて巧みに「氏族」構成が保持されてゐること、この二つの現象とその內に包擁される性格を度外視しては、奈良・平安初期の氏を何等具體的に把握することは出來ない。從つて次章に於ける氏の性格に關する檢討は、かばねと氏の構成とを關聯させてしなければならぬ。

第二節　氏族の性格

一

かばねをもつてゐる人はどこにでもゐるとはかぎらなかつた。陸奥國、下總大島鄕、美濃の春部・栗栖太・肩々・三井田・半布の五里、筑前の川邊里、豊前の塔・加目久也・丁の三里、及び遠江濱名郡の奈良時代の戸籍・計帳によつて知り得る範圍では、大化改新を契機として政府が定めた八姓のかばねをもつものは皆無で、僅かに美濃・筑前の場合に八姓の內に入らない昔のかばねである國造・縣主及び君があるにすぎない。それすらこの場合、國造何某、縣主何某及び肥君何某と敬稱とし

てのかばねの意味よりも、すつかり氏名となつてゐる有様である。しかるに左京山城愛宕郡の雲上・雲下の両里、越前江沼郡山背郷、出雲國の漆治・河内・出雲・杵築・朝山・日置・滑狭・伊秩の八郷にはかばねのある人が多く、特に雲上・雲下の両里の如きは、全村の人がすべて臣のかばねをもつてゐる。他の所では概して、八姓の内では下級に屬する臣と忌寸（伊美吉）の人が多い。

以上僅かな資料ではあるが、かばねをもつてゐる人は畿内に多く、遠隔の土地は、その逆であることが、これによつて分る。この際允恭天皇の御代に盟神探湯が大和の味橿丘で行はれたことを想ふ。この記事は神話的要素を多分にもつてゐるから、多くの出來事を單純化して、一つの出來事として形象化した性格がありはしないかと考へられるが、とにかく氏かばねの是正を行つた場所が各地方に定められないで、大和のみであつたことは、かばねをもつやうな人が、主として大和に多かつたことの一つの現はれではあるまいか。また平安時代初期の撰にかゝる新撰姓氏録が、現存の材料のみで概括的にとかくいふのは危險であつても、すべて内容が畿内にかぎられてゐることも、此際見逃し得ない事實である。然し姓氏録の序の一文によれば、「京と畿内の未進らざる諸氏と、諸國の諸氏の一時に盡しがたきは、強て究めむとはせず、其諸姓の目をば、別巻に副ね顯たりとなり」とあつて、もとの原典には諸國のものもあつたことが想像されるが、編纂の主力は畿内の者にあつたことは疑ひ得ない。ただ姓氏録序文の一節である「京畿之氏、大體牢二籠（諸國）一、諸國之氏、實不三必入二京畿一」はなか〳〵解しがたい言葉であるが（古典叢書本、三六頁、考證、二二四頁）、牢籠を正倉院文書等に屢々出てくる場合に解される浪游の意味にとらないで普通的の意味、大體を網羅すに解すれば、この序の一節は、京畿に在る氏名は大體諸國にある氏名をひとまとめにして網羅してゐるが、諸國にある氏名は必ずしも京畿に存しない、京畿の氏名がそれだけ複雜多様で、地方のものは單純で氏名の正不正すぐに見わけうる、として解釋できる様に思はれる。もし、この解釋が正しいとするならば、氏名を正す必要

とそれが行はれる場所が、なによりもまづ畿內でなければならぬことは當然となつてくる。現存の姓氏錄の內容が、その最初の意圖と後世の部分的な材料の消滅を考慮しても、ともかく畿內の姓のみにかぎられてゐるのは、決して偶然でないであらう。故に允恭天皇の代に「上下相爭ひて百姓安からず、或は誤りて己が姓を失ひ、或は故に高き氏に認む」のを防ぐために、盟神探湯が行はれ、姓氏錄の編纂もまたこれと同じ目的の下になされたのであるが、これらの仕事がいづれも畿內に於て主力を注いだといふことは、地方は中央とくらべて結局、允恭天皇の言葉にあてはまる社會情勢がさして發展してはゐなかつたことを示すものであつて、先のかばねの分布狀態と相應する。大ざつぱにせよ中央と地方とにあるこの樣な地域的相違が、かばねの分布の上に表はれてゐる。なほ一定地域に於ても全然かばねをもつ人がゐない下總大島鄕と、すべての者が臣のかばねを帶びてゐる山背國雲上・雲下の兩里は(共に同族部落であるが)その村としての違ひは大きい。また左京・筑紫・美濃等の諸里では、かばねのある人と、もたない人が混在してゐるが(八姓の內に入らない昔のかばねであつた國造・縣主君をこの際勘定に入れる)、かゝる各人の差違が進むと出雲漆治鄕に住ひする建部氏を名乘る人の樣に、同一氏名を名乘りながら、かばねの上では臣または首を名乘るもの、あるひは全然かばねのないもの、といつた有樣ができてくる(二の二〇一―六頁、寧樂遺文、二九七―九頁)。以上によつてかばねの有無を地域別あるひは一定地域內の例に求めて考察したのであるが、元來なら昔の風習をよくつたへて、血族關係なども強く生きのこりやすい地方に、前章で分るやうに、血族關係を最も強調する契機をあたへる氏名・かばねの賜與が却つて少いといふことは、一つの矛盾であるかのやうである。この理由の探求は當時の氏のあり方なり性格を具體的に把握することを前提しないかぎり、なんら解決し得るものでない。故に以下の本稿に於ては、當時の血族組織とそれを組立てる血族意識が、いかなる範圍と內容のものかといふことを個々の事例の檢討によつて、當時の血族組織の內容としての同族關係を、まづ明白にしたい。これを第一番目の研究手續きとして、次にこの血族關係とかば

ねを帶びてゐるさうした人々が有してゐる立場との比較によつて、この一般的な血族關係がどうして一個の氏的な關係といふ一定の内容のある組織となつたかといふことを第二の研究としたい。かくして當時の實情によつて抽出された氏制は、當時に於ける氏の存立形態とその存立をさゝへてゐる地盤が、いかなるものであるかといふことを如實に示し得るであらうから、初めてこれによつて當時の氏のなにものたるかを　事實によつて正確に決定し得る基準が提供され、従つて最初の課題を解決し得る立場をもつことが出來る。以下次節に於て予め初めにまづこの時代に於ける血族關係のあり方から見てゆかう。たほこのための方法として　血族關係の廣がりの有無を郡から郷・里單位の矮小な範圍に到る順序でたづね、次いで氏として現はれる血緣組織の具體的構造を檢討し專らこの時代に現はれた雜多な血緣關係のあらはれ方を、如上の地緣的廣袤と親疎範圍に卽して系統的に考究することにしたい。

二

元慶四年十月二十七日、攝津國河邊郡の人從七位川原公福貞外四名は、宣化天皇第二皇子火焰親王より九世乃至十世の後であることを理由に――これより先天長九年十二月十五日に、それまで六世までにすぎなかつた皇親の定めが變つて、新に七世以下十五世までを擴げて、課役の免除が許されることになつた――それ〴〵各戶の課役を免ぜられんことを請願して許された(三代實錄)。これより先貞觀五年十月二十七日、同じ川原を名乗る攝津國河邊郡の人散位上川原公濱永等四名の戶が、同じく宣化天皇皇子火焰王の後であることを理由に課役を免ぜられた(三代實錄)。前者が願ひを出した時の言葉の内に、同じ血統を引く族者が既に特權にあづかつてゐることを、特權要求の請の一つの理由としてゐる。同じ郡内に住み、はつきりした世系の血緣をもつてゐるといふ事情があり、しかもそれ〴〵位階を帶びてゐる土地の有力者として、相互がよく知りあ

つてゐたことはいふまでもないのに、課役免除の申請といふ重大事に、この樣に時期を前後して、足並みの不一致を露呈し、少しも同一血族らしい連絡がない。かゝることは先にあげた阿倍信夫臣・阿倍陸奥臣になつた丈部氏を名乘る人々の場合などと同じであらう。以上の例は郡全體の立場から見たのであるが、更により狹い鄕・里程度の範圍に共々に住んでゐる人々の間に結ばれてゐる、同族關係の場合を檢討してみよう。

山背國出雲鄕の雲上・雲下の兩里は出雲氏の同族部落であつて、兩里に住ひしてゐる人はすべて共通に臣のかばねをもつてゐるから、その部落に住んでゐる相互の人たちの關係はかなり密接なものであつたらう。さて延喜式によるとこの愛宕郡には出雲井於神社・出雲高野神社の二神社が鎭座ましますことになつてゐるが、この神社が郡內の出雲臣の人々たちと親しい關係があつたことは言ふまでもない。たゞその神社の所在地については異說紛々としてゐるが、吉田東伍博士の綜合された御意見によると、出雲井於神社は諸々の神々を合祀してはあるが「崇道天皇及び井上內親王（崇道天皇の御母—引用者）の靈を祀つることによつて、初めて神社が出來た京都上京區上御靈社町の上御靈社であるとなし、井於の名は祭神の御一人井上內親王の御名にちなんだものであるかの樣に解されて（大日本地名辭書、一五頁）、賀茂社內の末社をもつて出雲井於社にあてる神祇志料の見解に反對されてゐる[1]（同上）。次に出雲高野神社については今の愛宕郡修學院村の大字高野にあつたものを、後に現市內に移して祀つたのが、上御靈前町の猿田彥社であつたとなし、また上御靈社がそれにあたるといふ先人の一說をも合せて紹介されてゐる（同上）。

元來京都の地は北東部から次第に南西方に末廣がりに、人文的にも地形的にも發展したことを思へば、如上の京都北部の土地は古の聚落地であらうから、兩社のもとの所在地として、ほゞこの高野及び上京の二箇所を定めてもよいであらう。そして普通同じ河川に沿ふ同名の村を區別するには、上流の方を上何村、下流の方を下何村とするのを慣例とするから、雲下・

雲上の上下の區別は、凡らく高野川に沿ふ位置から生れたものであらう。從つて京都の地勢より考へて、より東北方の地域を古い聚落地とすれば、出雲氏の京都に於ける舊地は、出雲高野神社が最初にゐました修學院村高野と考へられるのであつて、雲上里の土地はこの地點であらう。その後出雲氏の發展と共に、高野川に沿つて今の上京區の方向に南下し出雲井於神社を中心として作つた部落が、雲下里にあたるものであらう。こゝに於て日向曾之峯に發祥し大倭葛木山、山城國岡田之賀茂（木津東方）を經て葛野川（桂川）と賀茂川が會する所に來り、はるかに賀茂川を望み、狹少ではあるが石河の清川であるといつて、更に北上してこの川を上り、愛宕郡上賀茂の土地に居ついた傳說のある賀茂建角身命（秦氏本系帳、國書逸文、二六六頁、瀬見小河、二〇六―二一三頁、信友全集、卷二） の子孫である鴨氏の聚落は新たに高野の川を南下して作られた雲下里の部落とたゞちに土地を接觸するに到り、兩者の間には勢力と境界の爭ひが起きるやうになつたと思はれる。神祇志料に賀茂社の境內にゐます末社柊社をもつて出雲井於神社――如上の見解によれば高野から出た出雲氏の新たな一分派が祀つてゐる神社――とする見解も、もし兩氏の爭ひの結果、出雲氏が敗北して彼等の神社が賀茂社の末社になつたと假定すれば、反つてこの神祇志料の見解は正しいものとなる。如上の考證が許されるなら、二つの地點に住ひする出雲氏は、それ〴〵同族ではあつても、親村・枝村の關係に立ち、おの〳〵自分の氏神的な神社を祀つてゐたことになる。そしてこの新たな氏神の名前は、元の名である出雲の外に、それ〴〵高野あるひは井於といふ、新たな自分の鄕土の地名をつけ加へてゐる。

　このことはそれ〴〵の部落で、旣にこの神社が單なる氏神的な內容のみならず土產神的な內容をもち、氏神としても兩里に住む出雲氏全體のものでなく、單にそれ〴〵の部落人のみの氏神と化しつゝあつたことを示すものであらう。こゝには旣に同じ氏による異なる二つの村落生活がいとなまれてゐたものと考へてよいであらう。かゝる地緣的な生活樣式の進展は旣に著るしく進み、奈良時代の資料によれば、同じ部落內の出雲氏同志の間に家格の差が生じて他人のより合ひから作られてゐ

る世間並みの村と、その内部構造をほとんど同じくしてゐることが見られるのである（本書第一章第四節、參照）。そして彼等は共通に臣のかばねをもつてゐながら、正六位下の人（一の三四四頁、寧樂遺文、一四九頁）、あるひはあまり高くはないが從八位下大初位、小初位の人が見られるやうになり（一の三四四、三三四、三四五、三五七頁等、寧樂遺文、一四九、一四五、一五三、一五六頁）、位階の上で次第に差違が出來かけてゐる。なほ弘仁三年六月戊戌に左京人從五位出雲連廣貞なる者が宿禰のかばねを賜はつてゐることや、先にあげた正六位出雲臣祖人の樣なかばねの昇進等を考慮すれば——これらの出雲氏が雲下・雲上の兩里に住む出雲氏といかなる關係にあるかどうかを調べる必要はあるが、こゝでは居住地がともに京北であることを理由に同系統のものとする——既に世襲的に固定されてゐるかばねの上でも平安時代になると違ひが生じて來た。この樣に最もよく氏族社會的な要素を保持してゐるかの樣に見られやすい、この雲下・雲上の兩里に於てすら その各家の家の間に結ばれてゐる關係 あるひは村落生活の内には既に氏族的な性格は實質的に存在せず、なにか血緣的な關係がそこにあるとすればそれは單なる同族關係にすぎない。この同族關係はクラン・ゲンス的な氏族的な範疇といつた特定の社會的な内容を何等もつてゐない。この樣な村落内の血族關係は次の事例の樣に九州の土地にもまた見られるのである。

筑前國川邊里は三十七人の奴婢を初めとして、百二十四人の大人數を擁する大家族をもつてゐた郡の大領正八位上勳十等肥君猪手及び同族大初位上肥君梨麻呂（この村で位階をもつてゐる人は、資料にあらはれてゐるかぎりこの二人しか居ない）を中心として集まつた人々によつて、階層的に構成されてゐるかのやうな村落である。しかるにこの樣に有力な肥君の一族の内ですら、一戸をかまへることが出來ないで、この同じ川邊村の村の内で他家（他姓）に行つて寄人となつてゐる例がある。この樣にこの時代の同族は、同じ村に住んでゐる時でも差異ができる素地をもち、また既に差違は現はれてもゐた。

以上によつて一つの郡内に住む者、各村に互つて住む者はもとより、同じ村内の近い所に互に居住してゐる人々の間にす

ら、必ずしも密接な同族關係があるとはかぎらないのである。故に中央に於て血族關係の強調をやり易いかばねの賜與と昇進の事例が多くとも、實際的には、必ずしもその樣な關係が發展してゐないのである。

然し奈良時代に於ける人々の生活組織がすべて、この樣に戸單位の單純なもののみであるかといふにさうではない。

天平勝寶二年五月丙午、伊豫志臣東人之親族三十四人、賜姓伊豫志臣眞、（續紀）
天平十四年四月甲申、伊勢國飯高郡采女正八位下飯高君笠目之親族縣造等、皆賜飯高君姓、（同上）
承和二年十月乙亥、丹波國人右近衞醫師外從五位下大村直福吉、及其同族廿五人、賜姓紀宿禰福吉、武内宿禰之枝葉也、（續後紀）
貞觀六年八月八日、尾張國海部郡人治部少錄從六位上甚目連公宗氏、尾張醫師從六位上甚目連公冬雄等、同族十六人賜姓高尾張宿禰、天孫火明命之後也、（三代實錄）

以上の諸文獻に示される樣に、同族・親族が前章で述べた樣な單なる手段としてでなく、ともに一緒になつて氏とかばねを新たに賜はる時の單位となつてゐるのは見のがしがたいところである。更に、

天平勝寶五年六月丁丑、陸奧國牡鹿郡人外正六位下丸子牛麻呂、正七位上丸子豐嶋等、三十四人賜牡鹿連姓、（續紀）
同五年、七月戊午、左京人正八位上石上部君男嶋等四十七人言、己親父登與、以去大寶元年、賜上毛野坂本君姓、而子孫等、籍帳猶注石上部君、於理不穩、望請、隨父姓欲改正之（同上）。

以上の樣に數十人の多きにのぼる人々が、一緒になつて氏とかばねを賜はる例は、續日本紀以降の六國史に屢々見るのであるが、これらの人數は單なる一個人でなくて一家を代表する戸主の數であらうから、かゝる人數の戸主を共同に動かすといふためには、氏とかばねを新たに賜はるといふ一時の利益につられての共同動作でなく、前々から彼等を結んでゐた紐帶があつたことを語るものであらう。かゝるものは先の親族・同族關係を除外しては考へられない。故に、當時ひとまづ戸おそれぞれ獨立の立場をもちながらも、他の一面に於てかゝる親族・同族關係が一つの組織體としてあつたのである。中臣鎌足

が天智天皇八年十月に藤原の氏名を賜はつた際に、その影響は單に鎌足一家のみにとゞまらないで、鎌足の父御食子の弟の家すじに屬する五等親の甥まで（鎌足を叔父と計算して）及んだ（後これらの人は再び中臣氏に復姓した）（阿部武彥氏「上代意識・に於ける集團の展開」九—一三頁）。また左中辨正五位下丹墀眞人貞峯等は多治比の三字を止めて丹墀の二字に改めた時、かつて天長九年四月二十五日に木工頭從五位上多治比眞人貞成等が奏請して多治比を丹墀に改姓するにあたり「貞峯等身非氏長、不預私儀、心懷不穩」と貞觀八年二月二十一日に申し述べ（三代實錄）、改姓が自分の意志に關しない餘儀なきものであつたといつてゐる。それ〴〵既に一家を形成して、恐らく獨立の戸を形成してゐたものと思へる人の間に、この樣な連帶と强制を氏長があたへ得ることができたのは、如上の樣な親族・同族的な結合の存在を考慮して初めて可能であらう。

既に前章に於て、當時の氏の異語同義としての同族・親族結合の存在は當然豫想したところで、今更かゝるものの存在を再說する必要はない樣であるが、前章に於ては單にあたへられた姿に於ける「氏族」について考究したのみであつて、その樣な結合樣式に一見對立する契機をもつてゐる戸の獨立といふことは何等考慮に入れてゐなかつた。それはそれでよいが、問題がかゝる異質的な要素とからみあつて並存してゐる同族・親族結合といふことになると、單に同族・親族結合が在るといふ指摘のみに止まるわけにはゆかない。その存在は改めて對外的な、それに於て戸の獨立といふことゝ關聯して檢討されねばならない。以下この點の檢討を、當時の氏の結合の基盤を形成する血緣關係の實際と內容を通じて進めてみたい。

大化前の古代村落に於て生活をして行く上に血緣關係が重要な働きをしてゐたことは、班田を受けた人が逃亡した時、その人の三等以內の親族が切分して、その土地を代耕しなければならぬといつた母法の唐令に見ない定めが、わが國の律令にあることや、夫婦別居制の舊慣による姻戚關係の重要さなどによつて明瞭である。然しこれほどの血緣的な連帶關係も、その代耕の責任が及ぶ範圍は同じ鄕の內に住む血緣者にかぎられてゐる樣に、當時の村では地緣的な連帶關係も强く、從つて人

人相互の實際的な關係は、このやうな地緣と血緣が相互に制約・規定し合つた密接不可分な立場に於て結ばれてゐたから、血緣關係がたゞそれのみでとび出して大きく力を振ふことはなかつた。（第一章第二節五註參照）。「古語拾遺の研究」の著者によつて「氏神」といふ字句が初めて文獻にあらはれた例とされる、「右歌者、以天平五年冬十一月供祭大伴氏神之時、聊作此歌、故曰祭神歌」のあとがきのある「ひさかたの　天原より　あれきたる　神のみこと　奥山の　さか木の枝に　白がつく木綿取つけて　いはひべを　いはひほりすゑ竹玉を　しじにぬきたり　しゝじもの　膝おりふせ　たわや女の　おすひとりかけ　かくだにも　われはこひなむ　君にあはじかも」（萬葉集第三卷）は、たとへ「祭禮歌」とし、また特別構成に於て「雜」の部に入れられたとしても、この歌の內容はむしろ相聞の歌といふべきであつて、とりたてゝ神としての氏神の性格はうかがふことは出來ず、またその祭祀の仕方は岩戶開きに忌部氏がなした祭事とよく似てをり、氏神といふものゝ獨自な性格は未だこの歌からはうかがはれない。然し大伴氏はその一族の者が相會して、宴を開き歌を作ることが屢々であつたが、その時の模樣を「氏族人」（萬葉集二十卷）「親族」（同上、三卷）と宴すると言つて、未だはつきりした一定の名目はないとしても實際的に強い血族意識があつた。それは單に宴會の時のみにかぎられるものではなくて、彼等の一般の日常生活の上に於てもこの血族關係は生きた組織として働いてゐたであらう。かゝる人々の間に「氏神」といふ文字が、たとへ未だ具體的な內容をもつてゐないにせよ、現はれたといふことは偶然ではなかつた。當時かゝる氏神的なものが次第に盛んになつて來たであらうことは、寶龜年間の文獻に、

「右以今月十四日欲鴨大神又氏神祭奉、由此二箇日閒受給、以謹解」

四月十三日

を初め、はつきり氏神といふ言葉は使つてないが「私祭祀」（同上、七の六〇六頁）「私神祀奉」（同上、六の一七〇、四〇七頁）

（以上の諸文獻は竹內理三氏編、寧樂遺文下にまとめて集錄される筈である。ついてみられたい。）といつた樣な名目の下に、暇を幾日か申請してゐる文書のあることによつて窺がふことが出來る。この申請者の一人氏部小勝は裝潢師といふ一般的な職業の人で（同上、六の一七〇、四九七頁參照）割合に低い身分の人であるから、かゝる風習は次第に一般的なものになつて行つたであらう。然しわが國の氏神信仰はそれがあくまでその氏に屬する同一血緣者のみを擁護するために作られた以上、それは當然他の氏の人々との密接な相互關係を一應離れることを前提とする。從つて氏神信仰の發生はわが國大化前代の古代村落の實情を考へ合せると、それまで村の各家相互間にあつた密接不可分な地緣的・血緣的な紐帶を打すてゝ、各氏の間に一つの溝を作り、この溝を更に意識的に强化しようとする意欲の下に成立する性質のものである。こゝにわが國の同族組織とその觀念の發展が、古代村落の性格あるひはそこから生れた共同體的な社會組織とその觀念の存在に制約されて遲れるのであり(2)、また現實の變化に對する正確な卽應といふ點に於て、とかく遲れがちである觀念といふものゝ性格を省みれば、奈良時代に於ける氏神信仰の未發展は、當然豫想されよう(3)。然し一應字句の上にせよ、氏神といふものが成立してゐる奈良時代であつてみれば、先にあげた諸文獻に示される親族・同族關係も昔日のものでなくて新たな時代の產物として、また他との差異を意識することを必要とする、ある特定の一部の人の間に存在するといふことを念頭に置く必要があらう。なほかゝる同族的團體あるひは意識は幸ひにして、單に六國史の上のみでなく、大日本古文書に於ても、美濃國の春部・半布・肩々の諸里に住ひする人に國造に對する國造族、縣主に對する縣主族の氏名の實在によつても窺ふことができる。

さきにあげた國造・縣主の諸氏がその姓名から見て、土地のもとからの豪族として一般の人々とくらべて、一段と高い位置にあつたであらう。事實としてこの美濃國諸里にゐる三十八以上の人數をもつてゐる、有力な著大家族十二戸の內八戸まで國造・國造族・縣・縣主族・縣造の姓の家である。そして彼等の婚姻關係は一般の人々と較べてその配偶者を著るしく同族內

に來る、また氏を作る時は必ずしも距離的な近さによらないで同じ族の戸を求めようとする傾向があつた（石母田正氏、古代村落の二つの問題、歷史學研究、一一九號）。かゝる事實は國造あるひは縣主を中心とする親族・同族關係が一つの封鎖的な團體として國造にその權威と力を據つてゐたことを自づと示してゐる。從來の血族關係はこゝに於て一つの轉換をとげて、從來のものが村人相互の紐帶をなしたのに、今度は逆に分離の表象となつてゐる。

然しこの同族・親族關係にはすべての親族者が含まれるかといふと、必ずしもさうでないことは、前にあげた美濃國の場合でも縣主族宮間とその子供の大麻呂、知麻呂の三人は同族ならぬ守部加佐布なる者の家に入つて寄人となつてゐる（一ノ六八頁、寄人論文、六八頁）ことによつて明瞭である。この樣にたとへ土地の有力者と同じ姓である縣主族を名取つても、一戸を獨立にもち得ない者は、たとへ血族的な關係はあつたとしても、別の有力な同族の家との對等な接觸は、既にたちきられてゐたものと思はれる。同じ同族・親族間にこの樣な分離がある以上、同じ氏かばねを新たに賜はる際にも、すべての同族・親族が一律にその榮譽に列し得るものではないことはいふまでもない。

寶龜八年、四月乙未、右京人從六位上赤染國持等四人、河內國大縣郡人正六位上赤染人足等十三人、遠江國蓁原郡人外從八位下赤染長濱、因幡國八上郡人外從六位下赤染帶縄等十九人、賜姓常世連（續紀）。更に遡て、天平勝寶二年九月丙辰朔正六位上赤染造廣足、赤染高麻呂等二十四人賜常世連姓（同上）の例に示される樣に天平勝寶二年に一族の內の「二十四人」までが常世連を賜はりながら、それより二十六年後の寶龜八年に他の赤染氏が新たに常世連の氏とかばねを賜はるといふ――これに類した事實は先にあげた資料の內にも屢々出てくるのであるが――のは正にこのことを立證してゐる。一應同族・親族關係が當時の社會に慣行された社會的組織としてあつたが、その組織には先天的ならぬ新たな人爲的な一定の制限が、動いてゐたのである。

かゝることのよき例證として先にあげた攝津國河邊郡の人川原公蘊貞をこゝに思ひ起さう。實は同郡の住人で、しかも同

族である川原公清永等とは別に大した關係がない様であるが、同郡の無位川原公福繼・川原公夏吉・川原公有利及び隣郡有馬郡の人川原公于被の四人とは一緒になつて課役の免除を願つてゐるから、彼等五人の同族者は住ひしてゐた郡が違つてゐるにかゝはらず、その關係は親しかつたのであらう。それに對して川原公清永は同郡の川原公清宗・川原公清貞・川原公清方及び爲奈眞人菅雄の四人と一緒になつて川原公福貞等五人が申請した以後に於て、課役の免除を願つてゐるほどであるから、密接な結合をもつてゐたであらう。兩派とも一つの共通の先祖をもち、しかも土地の有力者として、互ひに相知つてゐながら、その結合は別々のものとなつてゐる。この様な多様な同族結合を保つ原因が單に親等關係の遠近にあるなら、この關係の性格も、たゞちに把握することが出來るが、この點については別に定まつた親等範圍の基準はなささうである。

大伴家持が同族大伴古志斐の失脚を契機として歌つた「族に諭すの歌」(萬葉集、二〇巻)は大伴一家の榮譽ある歷史の叙述をおりこめて、沈湎しかけてゐる一族の奮起を促したものとして有名である。然しこの歌の背後に「氏族人等」が家持の家に相會して歌の宴を開く(同上、二〇巻)といつた大伴氏の氏族的結合と、その上に立つてゐる家持の氏上としての責任ある立場のなやみとなげきを度外視しては無意味である。この悲痛なかなしみこそわが氏の人々に代つて廟堂に榮える人々を君側の奸として打拂はんとする憤りとなり、しかもこの悲願は時代の動きに押しひしやがれて悶々の情を吐露せざるを得なくなつたのである。この歌に含まれてゐる響は、到底個人的な悲しみからは生れてこず、集團の悲壯な慟哭からほとばしり出たものである。さてこの問題になつた大伴古志斐は家持の四代の祖大伴咋子から出た遠い血緣者であつた。これほどにはるかな親等者まで當時の同族關係が一般に含むとすれば、當時實際に機能を果してゐた親族・同族關係は相當に廣汎なものにならざるを得ない。然し一般的にいつて如上の様に生々とした結合をもつてゐる同族・親族はすべてこのやうに廣い範圍の親等まで含むものとはかぎらず、從つて儀制令・喪葬令の五等親族の分類や五等有服親に出てくる法制上の親屬關係とその

觀念は、この際かゝる同族親族の内容にはなんらの影響を及ぼしてゐないと考へられる。たとへ律令に親屬と定められた人人がこゝに考察してゐる親族・同族の内にゐるとしても、その構成員の親等範圍は個々の場合に於て違ひ、また大伴古志斐の様に律令の定めた親屬の内には入らない様な遠い血縁者が入つてゐる場合もある有様であるから、親族・同族を形成する際に於ける親等關係の影響には確たる基準はなかつたであらう。凡らくかゝる同族・親族關係は前述した様に選擇されたものの間に於てのみ結ばれたのであらうから、それ〳〵の中心となるべき家の勢力の消長と、同族である各家がそれ〳〵實質的にもつてゐる境遇の高低によつて、この同族・親族關係が含んでゐる親等範圍は廣くもなり狭くもなる。結局かゝる同族・親族關係の範圍を定めるものは、時々の各家の條件によるものである。故にかゝる同族・親族結合は常に定まつた家を——しかも嫡々の系譜を引く——中心とするとはかぎらない。第一章「二」であげた葛井・船・津の三氏の様に血統として二男筋にあたる船氏が勢を振つてゐたのが後に、三男筋の津氏が幸運に際會して代つて力をもつ様になると——これら一族の者は如上の三氏以外に宮原・中科の新氏名が出來、一族の族的結合のゆるみが著るしかつた——のち延暦九年七月になつて菅原に改名した津氏の動きにこれらの各氏の人々は再結した。即ち承和元年十二月乙未に中科(續後紀)、貞觀五年八月己巳に葛井、元慶元年十二月十六日に船・津・葛井(三代實錄)各氏の人々が菅原朝臣となつた。そして如上の諸氏の内、葛井(二例とも)、及び船の兩氏名を帶して表はれてゐる人のかばねは、すべて宿禰でなくて連となつてゐるから、先にあげた延暦十年一月の葛井・船兩氏のかばね昇進をこゝに想起すれば、これらの人々は、いはばその時に落こぼれた人々の後身の様である。從つてこゝにあげられた人々とそれらの人からなる同族結合は、もとの同族者をすべて元のまゝに網羅するものでなくて、新たに勢威を獲得してきた津氏の後身である菅原氏を中心として、新たに選擇構成された人々であり、またまとめられた氏の結合といふべきである。なほこの新たな結合に際し元の同族ならぬ菅良朝臣豐持なるものが、貞觀六年八月辛未に葛井氏の者と

一緒に菅原朝臣を名乘つてゐることは、この新らしく形成されて行く菅原氏の氏の社會的機能と構成を考察するに際して、見落すことのできないことである。

さて前述した樣に同じ郡内はいふまでもなく、更に僅かな範圍につゝまれてゐる鄕あるひは同じ村うちに於て、同族・親族關係がその社會的機能を喪失してゐる場合があるのにかゝはらず、

天平神護元年三月癸巳、左京人散位大初位下尾張須受岐、周防國佐渡郡人尾張豐國等二人が尾張益城宿禰の姓を賜はる(續紀)。

天平神護元年四月丁亥、左京人外衛將監從五位下石村村主石楯等三人、參河國碧海郡人從八位上石村村主押繩等九人、姓坂上忌寸を賜はる(同上)。

延曆六年七月戊辰、右京人正六位上大友村主廣道、近江國野洲郡人正六位上大友民日佐龍人、淺井郡人從六位上錦日佐周興蒲生郡人從八位上錦日佐名吉、坂田郡人大初位下穴太村主眞廣等並改本姓賜志賀忌寸を賜はる(同上)。

の樣に奈良・平安初期の時代に遠く離れて生活をしてゐるため、どれほどの關係があるのか疑はしい人々が一緒になつて新しい氏かばねを賜はり、密接な同族・親族があるかのやうな史料が頻繁に出てくる。かゝる同族・親族關係の發生の可能性も、やはり當時の同族・親族關係に選擇性が働くといふ、單なる自然的な血緣關係でなくて、結合の上に或る程度の強靱性をのづとそなへてゐる後天的な作爲的な性格を帶びてゐたためであらう。從つてかゝる關係は、たまたまあげた前揭の史料が示す樣に、新たな氏やかばねを賜はつたり昇進したりなどする樣な、特殊な人の場合にかぎられてゐる或る程度の排他的な結合であつて、このやうな作爲的な結合は一般の人々には到底必要も可能もないものであらう。なほ、かゝる選擇は血緣の關係者をなによりもまづ第一にたどるにしても、かゝる特殊な血緣關係が出來るためには、結局において各戸の身分的な高さと相互の同等性を前提しなければならぬ。從つて、この樣な同族・親族關係は第一に各戸の獨立的な立場を前提とし、また豫想するから、奈良、平安初期に出てくる同族・親族關係は、一見血緣關係の強固さを示してゐながら實質的にはその樣なも

のでなかつたのである。そしてこの樣な血族關係の强調は同族・親族內結合の强固なものが出てくる際は、相互の平等よりはむしろこの結合を率ゐて行く人の權威の擴大と、他の家々がそれへ服從するといふことを、實質的な內容として來るのである。故にかゝる樣式の統制が生れない血族者の集まりなら、それはつひにいはゆる一般的な同族・親族的團體の範圍を出ることが出來ずして、いはゆる當時の氏の團體にまで發展し得ない。こゝに到つて初めて、前章「三」で述べた非血緣者からなる氏と純粹な親族・同族者から發生した氏とは共通な性格をもつてゐることが分る。

　この樣な有樣であるから、純粹な氏族社會なら、共通の祖先をもつといふ意識はその氏族の內に、それに該當しない異分子があつても、ともかくそれらの人々をも含めて、氏族內全體の横の關係を强くひきしめようとすることを、目的としてゐる。これに對してわが國古代の氏に於てあらはれる縱の關係の强調は、單に縱の先端にゐる人が保有し得た特權、あるひはこの人の子孫であることを理由として、合法的に得られる權益にあやかるためであつて、たとへ横の關係が、この際云々されても、例へば先に見た川原公淸永に對する川原公福貞の樣に、自分たちの數戶からなる集まりに課役免除を許される權利があるといふことを、理由づける手段に用ひられてゐるにすぎない。これまで、前章以來しばしばあげて來た氏・かばね授與の申請に際して述べる同族の强調も、おほむねこの性質をこえるものではないのであつて、結局かゝる横の强調は縱の關係の强調の附加物であるとともに任意的であり、實質的な血族關係の有無に關する嚴密性は問はれてゐないといはねばならぬ。從つてこの縱の先端が平凡な人でなくて、常に身分の高い人であつて、この樣な申請をなす人が所望の目的を達することを妥當ならしめる程の立場の人であることを常としてゐる。

　以上を通じてかばね及びそれにまつはつて、顯著に出てくる當時の同族・親族關係が決して普遍的な產物でなくて、特定の人々の間にかぎられて行はれてゐるのみならず、その特定の人々の間に行はれてゐる親族・同族關係にもある條件を含ん

だ一定の限定された框内に於てしか、その親族・同族關係が現はれざるを得ないといふことが諒解されたのである。その制約を與へる契機は一體いかなるものであらうか。それは結局かゝる親族・同族關係を生み出した人が、特定の一部の人にかぎられてゐるといふことに問題は歸着するのであつて、この際多樣な姿をもつてあらはれる親族・同族關係は、その結果の現はれであつて、同族自體の內には何等問題は含まれてゐない。故にこれら特定の人々であるかばねを賜はつてゐる人々、及びその先祖はいかなる社會的な位置にあつた人であるかといふことが、一般的にせよ問はれねばならぬ。然しこれには奈良・平安初期の人々の例をもつてくるのは妥當ではない。卽ちそれらの人々は既に中央の有力な官人として複雜な要素をもつてをり、また中臣氏から分れた藤原氏、吉田連から出た興世朝臣（文實、嘉祥三、十一己卯）の如き新たな氏とかばねを賜はる人は朝廷內の出來事に關連して起つたことなのであつて、こゝに問題にしてゐる樣な端緒的な新らしい氏とかばねを賜はつた人はいかなる社會的な背景をもつて生れたのであるかといふことを考察するには適當でない。この追求には如上の樣な中央官人組織を一應捨象しても、その存續が可能であることを豫想され、むしろ中央官人の前身的な立場をもつてゐるかの樣に考へられる地方のヒトコノカミ的なものがどうして成立したかといふことを考察しなければならぬ。

註1　果して井於社が井上內親王の御名のみに由來するのか、または既に以前にいのうえの名があつたのか明白でない。然しいづれにせよ、もし出雲井於社が平安初期の人である井上內親王の御名にちなんで出來たとすれば、奈良時代の史料に出て來る雲下里・雲上里にはこの神社はないことになる。然し事實の上で二つの里があり、また後世出雲に關する神社が二つある以上、たとへ井於社の名をもたないとしても、既に實際的にそれにあたる神社があつたであらう。井上をわざ〳〵井於と記したところは、むしろ井上內親王の御名にかゝづらはなかつた。若しかゝづらはつても、なにかそこに自己特有の持味を出さうと勉めた一つの意欲を見出すことが出來る。故に既に雲下・雲上と二つの村が出來ると、すぐに神社も高野社と井於社の二つが出來たものと考へられる。

2　中田博士がわが國律令に表はれた固有親族制を唐令と比較して、「母黨母族が支那に於けるよりも、遙かに高き地位を占めてゐること、姻族關係は最小限に於て、認められてゐるに過ぎざること云々」（法制史論集第三卷四四九頁）、といはれた諸條件は當時の同族

關係が、いかに古代村落がもつてゐる諸關係の制約を受けてゐるかといふことの事實の一面を如實に語つてゐるが、この各人の親族制度の性格と意義は、古代村落の村落結合より各人（といふより各戶）がどの程度の獨立と分離を得てゐるかといふことを明白にすることによつて初めて把握される。まことに各人の親屬制度はかゝる獨立と分離を前提としてのみ、その制度と組織を自由に進展させることが出來るからである。

3 肥後和男氏は姓氏錄神別の項にあげられてゐる氏名四〇二氏の祖神をその名がもつてゐる意味の上から分類された結果、それは結局「ムスビ」の神が一二三氏、日神、火神（を同類の神として）一五七氏となり、一見多くの神々の名も二、三に要約され得る樣であるといはれてゐる。そして前者のムスビの神の成立は、生產といふものゝ一般的な概念から更に「農作の生產過程を通じて認識せられるムスビノカミの存在が疑ふべからざる眞實をもつて古代人に迫つた」（一二頁）ことにあらうとされ、日神・火神の二神については、火の崇拜、日の崇拜に、その起源を求められてゐる「我が國に於ける古代氏族の祖神について」（日本文化所收）。これによつてみれば、いはゆる氏神の中核をなすべき祖神が特定の人格を內容としないでむしろ極めて「普遍的な觀念」乃至は「普遍的な神格」に外ならないことが知られる。しかもこの「普遍」の內容は、いづれも村落生活の內から生れ出た民間の、ものゝ考へかたなり信仰に根ざしたもので、結局これらの「氏神」は端緒的には村の生活から生れたものであつて、それらの村の集團生活を破つて孤立しようとする家の生活の裡から出たものではない。勿論「ムスビ」の神も「タカムスビ、ツハヤムスビ、ツヌゴリムスビ、フリムスビ、ヤスムスビ」等の種々の名に分裂してゐるから、姓氏錄に祖神としてあげられてゐる範圍の觀念の發展段階では、單なる普遍的な觀念から特定の個人的な觀念に轉化してゐるといふよりは、變化しようとしてゐるといはねばならぬであらう。氏神の內容に眞に個々の氏々の氏神たるにふさはしい神格をもつたものが十分に貫徹されないで、かゝる村落信仰的な臍緒が依然としてまつはりついてゐるといふことは、いかに各家の密接な連帶性からなる古代村落の生活形態が永く古代人の思惟の上にその影を投映してゐたかといふことを示すものである。まことに眞の「氏神」信仰はかゝる古代村落的・共同體的な生活と信仰を脫し始めたところに初めて成立し得るものであることがこれによつて明瞭である。なほ本篇に於て古代村落の性格と家の獨立についてなした考察をこの註の參考にされたい。

三

さてヒトコノカミの成立であるが、これが偶然の產物でなく、なにか村落內の事情とその變化から生れたものであるとす

れば、これを明らかにするためには、奈良時代の戸籍・計帳及びその他の古文獻によつて明白にされた固有法的・慣習的なものを通じて大化前代の古い事情を考察し、更に太古の村が變化して色々の様相が現はれて來た推移を究明した最近の研究を參照して、こゝにとりあげた問題を考察しなければならぬ。即ち氏・かばねを賜はるやうな地方有力者の成立した過程は、所詮それらの研究にとりあつかはれてゐる親族共同體から家族共同體、更に古代家族への轉化といふ過程と軌を一にするものであるから。

景行天皇の四十年七月に、天皇は日本武尊にやがて征め行く蝦夷の有様を「東夷識性暴強、凌犯を宗と爲す。村に長無く、邑に首勿し、各封界を貪りて並に相盜略む。亦山に邪神あり、野に姦鬼あり、衢に遮り徑に塞りて、多く人を苦ましむ。其の東夷の中に、蝦夷是れ尤も强し。男女交居て、父子別無し。冬は則ち穴に宿、夏は卽ち樔に住む。毛を衣、血を飲みて、昆弟相疑ひ、山に登ること飛禽の如く、草を行ること走獸の如し。恩を承けては則ち忘れ、怨を見ては必ず報ゆ。是を以て箭を頭髻に藏め、刀を衣の中に佩けり。或は黨類を聚めて邊堺を犯し、或は農桑を伺ひ以て人民を略む。擊てば卽ち草に隱れ、追へば則ち山に入る」（岩波文庫版、中の九〇―一頁）とさとした。「往古以來未だ王化に染まず」（同上、九一頁）ない低い文化の狀態にあつた東國地方の風習が、かくやとばかりにしのばれる。たゞこの訓戒は「今東國安からずして、暴神多く起る。亦蝦夷悉に叛きて、屢人民を略す」（同上、九〇頁）のを征伐するための言葉であるから、前揭「東夷識性暴强凌犯を宗とす」、「各封略を貪りて相盜略む、亦山に邪神あり、野に姦鬼あり。衢に遮り徑に塞りて、多く人を苦ましむ。」あるひは「農桑を伺ひ以て人民を略む」は、その御憤りに多大の關係をもつたであらうから、當時の東國地方に於ける日常の社會生活の様式・狀態は、それらの言葉をのぞいた、殘りのもので推察するのが妥當であらう。かくして東國地方の人々の村落生活の實狀について「村に長無く、邑に首勿し」といふ重大な指示を得るのである。この様な村の事情は同じく景行天皇の西征

を受けた豊後地方の土蜘蛛の場合についても見られるのであつて、書紀・豊後風土記等に示される鼠石窟、禰疑野等の如く村ごとに各個撃破された部落に特定の一人の人名がしるされないで數人の人の名前が全村の人々を代表してあげられてゐる記載はこのことを證するものであらう（同上、中の八二頁、豊後風土記、岩波文庫版、二三六頁等）。勿論すべての村がさうだといふのではなく、やはり景行天皇の征討を受けた筑紫には「一を鼻垂と曰ひ、……二を耳垂と曰ひ、……、三を麻剥と曰ひ……、四を猪折と曰ふ……、故れ各眷屬を領ひて一處の長たり」（書紀、中の八一頁）といふ村があり、また一處に女人有り、神夏磯媛と曰ふ、其の徒衆甚だ多し、一國の魁帥なり」（同上、八一頁）といつたやうな相當に廣い範圍に亘る地盤の上に立つた長もあつたことはいふまでもないであらう。如上の僅かな史料でかれこれ結論を下すのは危險であらうが、割合早くから開けた九州地方では村にも長があつて厳然としてゐたが、それでも筑紫に較べて一段と僻境に位すると考へられる豊後地方に於ける村に關する傳承は、東國地方のものと似て首長はない状勢を保つてゐたと一應いふことが出來るであらう。如上の様に村の生活が最も重大な生活實體をなしてゐた事情、しかもその様な僅少な小天地に於てすら「村長」がない場合がある——これは必ずしも村としてのまとまりがないことを意味しない。凡らく社會的な生活過程に於ては何等かの指導者がゐたことはたしかであらう。たゞ政治的・法制的な意味の長がないといふ意味である——といふことは、單に土蜘蛛あるひは蝦夷の名によつてあらはれる人々の場合のみにかぎられるものではないであらう。いつの日にかこれら二つの地方の村落生活の状態をわが國の人々は味はつたことがあつたであらう。播磨風土記の「品太ノ天皇ノ世ニ（應神天皇—引用者）播磨ノ國ノ田ノ村君、百八十ノ村君アリキ、村ゴトニ相闘ヒシ時」（岩波文庫版、二二三頁）の事情は、自づと當時の人々の生活主體として村の機能を遂することが出來ないことを示してゐる。かゝる古代に於いて重大な價値を果してゐる村落の性格について次に考察しよう。

まづこれらの村は今日いふ村とは全然違つて、それ自體でも一つの天地たり得るほどの村落社會であることを、村の性格としてまづ一言して置きたい。そしてこれらの村は遼遠の昔ならいざ知らず、われ〳〵が古文獻によつてやゝ明瞭に知り得る時代には、必ずしも血緣を同じくする人のみで形成されず、しかもこれら村落の構成者はそれ〴〵大家族の下に包擁されてゐた。そして婚姻に於ける別居制といふ風習によつて、當時の夫婦は結婚によつて新たに一個の家を作らず、またその婚姻は概して部落內婚姻であつた。このため夫と妻子はもとからの家に別々に住むことになつて、彼等が屬してゐる各家同志の關係は、生れた子供を通じて單に村落結合のみでなく、血緣關係によつても一段と密接なものとなつた。更に當時の生產に最も重大な要素であつた土地は、個人あるひは大家族に所有されないで、各大家族が集まつて形成してゐる村のものであり、その土地の用益・占有が大家族にゆだねられてゐるので、各大家族は村の强固な紐帶の下に、足並みを一致して親密に暮らしてゐたであらう。この樣な土地の村持を媒介とする地緣的な關係を基本的な契機としながらも、なほ姻戚關係から生れる密接な血緣關係をも村落結合のための重要な要素としてゐた古代の村落を名づけて、親族共同體といつた。

かゝる村こそ先に述べた古代に於ける村の性格の一つの典型であつて、この場合には屢々村に長なしといふ事情も生じ易いであらう。故に下總大島鄕に於て寶龜二年に見られた同族部落の典型といふやうなものがあらうと、それは既に氏族社會ではない。既にそこに示される情勢は大家族が形成されて、これらの各家は一應別々の立場をとつてゐるが、その家族構成から見たところでは未だ彼等は夫婦別居制をとつてゐたから、姻戚關係によつて密接な關係があつたらう。然しこの夫婦別居制は一般家族成員の間のみで戶主の場合は一般的に夫婦同居制が行はれるといふ差別的な態度が見られて、大家族の內に若干の家父長制といつたものが芽生えてゐた。先にあげた魁師・尊長等が何等突忽に生れたものでなく、何等かの社會的な狀勢の變化から生れたとするなら、その出發點は一應かゝる村落の事情と合せ考へなければならぬ。問題は一轉して、かゝる

親族共同體から生れた氏長（ヒトコノカミ）といふものは、どうした內容のものであるかといふことはなく、そのあり方を村落構造の變化に卽して探求しなければならぬ。

わが國古代に於ける親族共同體の衰亡は、その共同體の構成要素である各大家族の分立によつて生れた家族共同體の成立と獨立といふ形態をわが國の場合ではとつた。從つて村落內の新たな足並みの不一致は各個人の間に於て發生しないで、大家族相互の間に起きることゝなつた。そのため各家の間には新たな關係が出て來たが、その內でも最も重大なことは、それ〴〵の家の家族構造に大きな變化が生じたことである。卽はち榮えた家は益々榮えて行つたが、衰運に向つた家は、次第にそれまでの家族員がばら〳〵になつて、つひに榮えた家に寄口（あるひは同業）として引きとられ、その家の働き手として召使はれるやうになつて行つた。さらにこの事情が進展すると、他村あるひは他國といつた遠隔の土地から集めた人々を奴婢として使ふやうになり、それらの人々をも含めて尨大な大家族を作るやうになつた。美濃國肩々里の國造大庭の家庭は地方に於けるその樣なものゝ一つの典型であつて、こゝには總勢九十六人の家族人數の內奴婢が五十六人ゐて壓倒的な數を占めてゐる。然しすべての發展した家がこのやうな家族形態をとるとはかぎらない。筑前川邊里の肥君猪手の家は總計百二十四人の大家族であるが、その內奴婢は三十七人で、寄口は十四人、その他傍系家族の人數が、前の美濃國十五人の場合とくらべるとかなり多くて六十人ゐる。この家の構成は美濃のものとくらべてひどく複雜で古い要素をもち、それだけ前代の遺風をよく傳へてゐるといふことが出來よう。然しこの樣な尨大な大家族は當時に於ても決して多くなかつた。然しこの樣な雜多な要素からなつてゐる著大家族は、人數の點では肥君猪手に及ばないとしても、諸方の村にしば〳〵見られたであらう。當時地方村落に於ける富裕な家族はすべてこの樣な形態の大家族を呈してゐた（本書、第一章、第四章、參照）。正に純粹單純な——奴婢と奴婢所有者の直系親族からなつてゐる——古代家族に達する一歩手前にあつて、未だ昔日の家族共同體的な性格

を內部に包擁してゐたといふのが、わが國古代の地方村落の富裕な人々がもつてゐた家族の普遍的な實狀であり、また社會的な地盤であつたといふことが出來よう。そこには諸外國の例を利用していはれる樣な、氏の上と氏人との差違から社會の足並みの不一致と階級が生ずるといつた事情は何等見られない。

このやうにして初めて成立した村の有力者は、次の段階に於て村だけの有力者にとゞまらないで更に大きく擴大して行くことは當然であらう。景行天皇の御稜威に降つた筑紫國の神夏磯媛については先にあげたところであるが、當人は「一國の魁師」(中の八一頁)といはれてゐる。この一國が筑紫の國全體を指すのかどうか明白でないが、この樣なものこそ、村以上の有力者となつた人であらう。この人についてなほ景行紀は次の樣に傳へてゐる。其の(神夏磯媛)徒衆(やから)甚だ多し、」……御前に伺候して「願はくは兵をな下しそ、我の屬類(ともがら)必ず違きまつることあらじ、……唯殘賊(あやしきやつこ)有り」として先に既に見た鼻垂、耳垂、麻剝及び狹折の四人の名をあげ「殘賊貪婪、屢々人民を略む、……その據る所、並に要害の地なり、故れ各眷屬(やから)をつかひて一處の長たり、皆曰く、皇命に從はじ、願はくは急に擊ちたまへ」(中の八一頁)。「一處の長」も「一國の魁師」もその豪族としての性格を描寫するのに書紀はこの際「やから多し」あるひは「やからをつかひて」といつて、兩者とも同じ形象の下に描寫してゐる。たゞこの「やから」の內容については、種々の言葉をこれにあてはめてゐるので、一體これがいかなる內容か分りにくい。先にあげた「徒衆」、「眷族」の字句以外に「子弟」(崇峻紀二、七)、「族」(天武紀、八、十。)等がやからの字義にあてられてゐるが、「族」の如きは時として「うから」(天武紀、十一、八)と讀まれてゐる場合もあつて字句の上からは全くヤカラの言葉に包まれてゐる實體は把握しがたいが、ずつと後世の大寶二年のことであるが、先にあげた三七人の奴婢と一四名の寄口のゐる一二四人の大家族を保有した肥君猪手のことをこゝに想起しよう。たとへ年代的にははるかに離れてゐても、書紀の內容には屢々編纂時代の事情によつて過去の時代の事物を說明

し形象化したこともあらうから、かゝる觀者の資料をもつて、神夏磯媛その他の土蜘の意圖を想像することが出來ると思はれる。この樣な認定の仕方が許されるたら、ヤカラ多しとか、ヤカラつかひてといはれる土蜘の實體は、大體に於て奴婢・寄口を含んでゐる大家族であるといふことが出來よう。從つてヤカラの字句の內容は、一般の大家族の家族員を單純に意味しないで、奴婢・寄口の多く含まれてゐる大家族——かゝる家族構成にして初めて一般より大きな家族をもつことが出來る——の家族員といふことである。このためこの言葉のニユアンスとして、一般的には家族員を指稱しながらも、それが隸屬者——その隸屬の程度は色々である——たる場合を意味するといつてよい。たゞ家族內の隸屬者に對するかゝる觀念の發展は、たとへ相手が戶外の遠隔地にあつたとしても、おのづとヤカラなる言葉を從屬者一般といふ意味に轉化してかゝる遠隔の人をもおしなべてヤカラと呼ぶ樣になつて行く。このことは當時に於ける家族の經濟的・政治的發展はいつも古代家族を基盤としてゐるのであるから、おのづとあらゆるものゝ考へ方や認識はこの基盤から離れることが出來ないことに想到すれば、かゝる觀念形態の擴大の仕方は、容易に納得できよう。このため支配者の家族の戶外にゐて、それぐ\自分の家族をもつて一戶をかまへてゐるものも、彼が從屬者であれば、彼もヤカラといはれる。故に東漢の戶籍で國造に對する國造族、縣主に對する縣主族などといつた「族」の使ひ方はおそらく前記の「ヤカラ」的な意味に用ひられたであらう。故にこれらの人々の內には立派な書大家族を營んで有勢な人もゐるが、その時はともかく、曾つての昔には本宗の家に從つてゐたであらう。ヤカラといふ字句が含んでゐるこの樣な一般的及び特殊的な內容こそ、實に複雜な意味をこの言葉に與へるのである。種々の違つた漢字をこのヤカラといふ言葉にあてはめるのも、場合々々によつて、この言葉がもつてゐる色々な屬性の一つ一つを具體に表現しようとする努力の表はれともいふことが出來るであらう。

こゝに於て初めて第一節の終りにあげておいた地代と租稅の一致やその他の見解について正しい批判と解答とを與へ得る基

礎が出來あがつたといはねばならぬ。卽ち結局に於て隷屬者が上長に對してなす納附は、相互の關係がいかに血緣のヴェールでおほはれようとも、古代家族につゝまれた主人と從者の關係によつて律せられてゐるので、そこにはクラン、ゲンス的な遺制さへもない。この點に於てたとへ從者が遠隔の土地にゐやうと、あるひは立派な一戸をかまへてゐやうと、あるひは村が一つの單位となつてゐるほどの集團であらうと、少しも違ふところはないのである。正にギリシヤ的な概念をもつてすれば相手に對する所有權さへあれば、いかに廣い空間を兩者の間に介在させても奴婢は主人の家族員であるとされてゐる（本書第三章第一節參照）。もつてわが國古代の例にもあてはめたい慣習法である。かくして古代國家の「租稅」等について「租稅と地代の一致」とか「土地の私有權の缺除」などといふ合言葉で萬事を律しようとすれば、槪して混亂と新な誤謬を生み出すのに役立つにすぎない。

四

阿倍・大伴・中臣等の中央貴族が地方にその勢力を擴大する一般的な方法として、氏族的な構成を用ひたり、新に地方有力者となり初めた者が姓名を改めて、中央名家の一族であるかの樣にして、地方官吏にその權威を誇示したことは、當時の社會的な慣行であるとはいへ、政府は社會の均衡を亂す法網をくゞる惡質な手段として、どうしてもそれらのものを撲滅しようとしたのは當然であつて、先の氏・かばねに對するいろ〳〵な對策は、實はすべてこの樣な政府の意向の上に生れたのである。特に後者の土豪の如きは、平安初期に地方の郡司百姓が私物を假に中央貴族である「官家」のものと名づけて、正稅や田租を拂はないといつた樣な、後に庄家・莊園の名によつて地方の人が自分の利益を地方官吏に對抗させた（三代格、十九卷寬平七、九、廿七太政官符）社會の動きと、同じ傾向を呈してゐると考へられる。姓氏錄の編纂及びそこに到るまでの一連の事

件は單なる懷古的な道德仕事として、遠い昔に實質的に亡んだいはゆる「氏族」制に促進されたものでなく、立派な現代的な意義と存在性とをもつた政策であつたといはねばならぬ。かくしてかゝるすべての如上の政策は、古代に於ける有力者を實質的に支へてゐる、古代家族の成立と發展を媒介として發生したものであることが明瞭となる。先に示した樣に姓氏錄の内容が主として畿内を中心としてをり、氏・かばねの問題が中央でやかましくいはれたのも、これらの地域に於ける古代家族の發展過程の地域的な差異を考慮すれば容易にその原因が分るのである。

以上によつてほゞ同族・親族結合を顯著に形成した立場の基礎的な地盤なり性格は諒解されたのであるが、古代家族はあくまで出發點としての地盤であり性格であつても、氏自體ではない。然し既に先の行文でかゝる古代家族が遠距離の人をあるひは同族者を、本家と分家といふ形態の下に從屬させて、氏的な構成を展開して行つたといふことは、容易に推察し得るであらうが、なほ事態を端緒的な姿に於て一層明確に例示するために、今までの樣な中央貴族的な例を離れて東北邊境の蝦夷の事情を手初めに、地方に於ける氏族的構成とその時代的な機能を簡單にさぐつてみたい。

續紀寶龜元年八月己亥の條に次の樣な蝦夷に關する文獻がのつてゐる。

蝦夷宇漢迷公宇屈波宇等、忽率徒族、逃還賊地、差使喚之、不肯來歸、言曰、率一二同族、必侵城柵、於是、差正四位上近衞中將兼相模守勳二等道嶋宿禰嶋足等、檢問虛實。

未だ朝廷にまつろはぬ蝦夷の間ではなほ「同族」關係が生きてゐて、しかも先に見た同族・親族關係の場合に見ない軍團を、この同族は組織し得るかのやうであるから、相當に多數の人々の集まりからなつてゐたのであらう。そしてそれらの多數の人々は比較的に、一箇所に密集してゐた。たとへば寶龜年間よりずつと後の弘仁二年七月十四日の

弘仁二年七月十四日、勅‥文室‥綿麻呂等曰、省今月四日奏狀、具知以俘軍一千人、委吉彌侯部於夜志閇等、可襲伐幣伊村、彼村俘、盡以五事、若以征軍、臨討、悉失種事……(後紀)。

及びそれより十五日後の七月二十九日の

「出羽國奏、邑良志閇村降俘吉彌侯部都留岐申云、己等與貳薩體村夷伊加古等、久構仇怨、今伊加古等、練兵整衆、居都母村、誘弊伊村夷、將伐己等、伏請兵粮、先登襲撃者、臣等商量、以賊伐賊、軍國之利、仍給米一百斛、奨勵其情者、許之(同上)。

にあらはれてゐる「貳薩體村」と「弊伊村」の夷は、一つのまとまつた村落を作つて生活してゐると共に、先にあげた寶龜元年八月に出て來る蝦夷と同じ樣に同族關係が、軍團の組織に生きた機能を果してゐた。先にあげた中央貴族及び地方有力者の同族・親族關係がほとんど父系をたどるもの丶間のみであつたことは、關係を結んだ人々の姓が同じであつたことより推察されるのであるが、この蝦夷の場合は父系を含めて母方にも及んだ同族・親族關係であつたであらう。この樣な際にはかばね・氏の名の如きは左して機能を果し得なかつたであらう。

その後貞觀五年十二月十六日に天津彦根命の後であるといつてゐる吉備侯部豐野は(三代實錄)實際は先にあげた弘仁二年七月二十九日に出羽國が「邑良志閇村降俘吉彌侯部都留岐云々」(後紀)と奏したやうに、この地方の夷で、古からの土豪の分れにすぎない。そして彼等の内で朝廷に歸順した吉彌侯部は管見の範圍でも陸奥の磐瀬・宇多・名取・賀美・信夫・新田及び玉造の諸郡に亙つて住ひしてゐた(續紀、神護景雲三、三、辛巳)。そしてこれらの吉彌侯部の人たちは、磐瀬朝臣・上毛野陸奥公・上毛野名取臣・上毛野鍬山公等と、もとは共通の吉彌侯部氏を名のつてゐたのに、別々に違つた氏名とかばねを新たに賜はつてゐる。そして同じ信夫郡に住む吉彌侯部氏の人々でも、ある人は――外從八位下吉彌侯部足山守等七人――は上毛野鍬山公、他の人は――外小初位上吉彌侯部廣國――は下毛野靜戸公と別々の氏名とかばねを賜はる有樣で(同上)、ある程度の關係はあるが、一應別個の氏を作つてゐる中央の名門である上毛野氏と下毛野氏との分流であるかの樣に自からをあらはし、もとは氏名が同一で、しかもそれぞれ地方の有力者であつたほどであるから、その間になんらかの同族關係が結

ばれてゐると考へられるのに、これによつてすつかり名實ともに破壊されてゐる。
かゝることはそれ〳〵の吉彌侯部氏が、新に中央官人的な氏とかばねを賜はつて、それまであつた地方有力者としての勢威を一擧に顯現し、強化しようとする意欲をよく示すものであつて、彼等の他の人々に對する心がまへと意圖の程を察することが出來る。
神護景雲三年三月辛巳に磐瀬・宇多・名取・賀美・信夫・苅田及び玉造の諸郡の吉彌侯部氏の人々たちが、一せいに新たなかばねと氏名を賜はつてゐる例が、多少なりとも、これら各地の吉彌侯部氏の間に聯絡があつたことを示す資料となるなら、この吉彌侯部氏同志の關係は相當に廣範な同族的聯合の下になされてゐたと考へられる。然しこの場合でも信夫郡の場合は同じ吉彌侯部氏の内に前にあげた樣に二派に分れたり、またそれ以後延曆二年三月戊戌、同三年十一月戊午(後紀)、同十五年十二月二十九日(續紀)等々に見られる樣に吉彌侯部氏の人で新に氏とかばねを賜はる事例があるから、必ずしも神護景雲三年三月辛巳の場合に出てゐる人々は、吉彌侯部氏全部のものを網羅してゐるとはかぎらず、そこにある同族關係の形成のためには既に選擇性が動いてゐる。
故にこの樣な條件を具へた有力者である各郡の吉彌侯部氏の者が、各郡の吉彌侯部氏と聯絡があつたとしても、一應彼等の立場が獨立して、さして同族關係に拘束されないものであつたことは言ふまでもない。故にたとへ嘗つて眞に血緣的な關係が強くて、個々の立場を認めないやうな時代があつたとしても、既に新たな氏とかばねを賜はる樣になつた奈良末期・平安初期の時代にはその血緣關係の強さからは一應分離の過程を彼等は經過してゐたものと考へてよいであらう。同族的な團結に際して、その間にあるこの樣なけじめのはつきりした認識は、當時の氏族關係の性格を正確に把握するためにぜひとも必要であつて、この點についてはなほ後章、第三章に於て考察することにしよう。吉彌侯部氏のかゝる例は、先にあげた阿倍

陸奥臣・大伴信夫連あるひは中臣鹿島連が成立する過程ともよく似かよつてゐるものと考へられる。たゞこの過程が身分的な場の相對的な上昇といふ點では同じとしても、一方の中臣鹿島連の如きは舊部民であり、他の阿倍陸奥臣の如きは自由人的な舊村民であつた相違は見のがすことが出來ないであらう。

奈良・平安初期の地方村落に古代家族的なものが頻出する事情を反映したのか、

天平十七年五月、筑前、筑後、豐前、豐後、肥前、肥後、日向、七國、无姓人等賜所願姓(續紀)。

天平五年六月、多褹嶋熊毛郡大領外從七位下安志託等十一人、賜多褹後國造姓、益救郡大領外從六位下加理伽等一百三十六人多褹直、能滿郡少領外從八位上粟麻呂等九百六十九人、因居賜直姓、武藏國埼玉郡新羅人德師等男女五十三人依請爲金姓(續紀)。

を初め遠く離れた地方の人々が新に氏とかばねを賜はつてゐる例が、續日本紀以下の六國史にみられることは、前述の諸資料によつても容易に分るであらう。それに對して畿內の人たちについては、より上級のかばねを賜はる記事が頻出してゐて、かばね獲得の上に於て一つの對照をなしてゐる。

奈良・平安初期に於て著るしいこの樣な事實の頻出が、同じ時期に次第に顯著になつた浮浪民の發生と無關係に放置されてゐる筈はない。齊衡二年三十月三日の太政官符は「應停止左右京五畿內隱首括出附帳事」のための嚴重な禁止を含むと共に「但隱首邑不レ獲レ止有レ可レ附者、氏中長者覆レ實加レ署申二所司一」(三代格、十二卷)と命じ、更に寬平二年九月十一日の太政官符では、この樣な禁止と命令を含めて「應禁制外國百姓奸入京戶事」のために「年來外國百姓或賄小吏、而貫京畿、或賂二戶頭一而冒氏姓(かばね)……若戶主隱而爲レ人所告有司忽而不勸督察、依法科處不曾寬宥」(同上、卷十九)と布告して、當時浮宕の百姓が赴く所として「王臣之庄」(寶龜十一、十、廿六太政官符、同上卷十三)をのぞいては氏中長者あるひは戶主の下であつたことが明瞭である。こゝに氏中長者あるひは先の寬平二年三月十三日の符に戶頭といふ字句が出てくるのを見ると、(註)當時氏的

た資格が、王臣之庄とならんで浮宕の百姓を受入れ得るものであることを示してゐるやうである。然し前述した様にかゝる氏中長者に律せられ、また前章であげた津・文・船の三氏の間にゐた様な「族中長者」に率ゐられる同族團體のきづなはあまり大して強いものでなく、從つてかゝる團體が一個のまとまつた主體性をもつてなにかを所有したり、使用したりするほどの契機を發展させてはゐない。故に浮宕の民が來つて「冒名假蔭」(寳龜二、三、二〇)「冒氏姓」(寛平三、九、十一)したものを受入れるものは必ずや如上の同族ではない。この時代に於て自家の家族員のみで滿足せず、他家の人從つて浮宕の百姓の如きを最も欲しく思ひ、またそれを包容し得るものは、王臣之庄をのぞいては古代家族あるひはそれになりかけてゐる家族の戸主でなければならぬ。浮宕の百姓の行方を求めるに際して、同族の代りに古代家族の機構をこゝに想起せねばならぬ所以であつて「若戸中隱」す云々の禁止文も、かゝることを背景として初めてその言葉が生きて來る。かくして一定組織の下に集まつた人々が「冒名假蔭」とか「冒氏姓」して、戸主と同じ氏姓となると、そこには形式の上では同じ血緣者のいくつかの戸からなりたつた團體が出來ることゝなる。先にみた大伴・阿倍兩氏が地方の人と結んだやり方の縮少再生産といふべきであらう。かゝるものを當時氏族と呼んだかどうか未だ文獻の上で檢討し得ないが、たゞ幾人かの選擇された戸主を集めてたつてゐる當時の同族の下にはかゝるものがあつたことに注意を促して置きたい。延喜式裏文書・延喜二年阿波國あるひは延喜八年の戸籍に示される、平安中期の大家族の成員の内には數多の異姓者もあるが、また戸主と同姓の者も多いから典型的たものではないが、外來の人を「冒氏姓」して形式上の同族者とした組織の姿をこゝに見ることが出來よう。むしろ現實はすべての外來者をして「冒氏姓」して戸主と同氏姓とならしめるとは考へられないのであつて、この時代にその様なことが可能な者は相當にもてたされたもので、奴婢的に入つて來たものは、元の姓名をずつと使用したであらう。故に戸籍に示される様な大家族がいはゆる氏族と呼ばれ、また意味されることは凡らくなかつたものと思はれる。

さてこれらの戸主は對外的に發展した位置の維持と上昇のために、彼等が分封的に發展させて行つた分家、あるひは同じ程度にまで發展して行つた乃至はより以上の優勢な力をもつ同族者を結合するといふ血緣的結合は、當時の樣に社會的な關係の未發展な時期に於て、最も初步的にして容易な手段であり、またかゝる勢力家の發展が一應地緣的連帶關係の揚棄といふ契機と過程を基本的にとらねばならぬから、このための反動として逆に血緣的な紐帶にわが保身の支柱を求めねばならなくなつてくるのは當然であらう。この樣な紐帶としての血緣關係の重要性は、親族共同體の場合も各家の地緣的な結合をより强化するといふ意味に於てなされたのであつたが、その時の血緣關係の意義は夫婦別居制といふ慣行に原因されて、異つた家を相互に密接に關係づけるといふ機能に於て果された。これに對して今度の新たな意義をもつて來た血緣關係の機能は、異つた家でなくて同じ系譜の祖先をいたゞく、從つて同じ社會的な立場を引きつゞき受けついで行くといふ同族者間のみを結びつけて、他は排斥することにある。故に前者に於ては婚姻關係、後者に於ては系譜關係を媒介とした血緣關係であつて、同じく重大な機能を果す血緣關係も、村落社會の基本的な紐帶であつた地緣關係の變化によつて、全くやり方を異にして來たといはねばならぬ。かゝる二重の契機をテコとして血緣組織がこれら土豪の間に發展する。先にあげた土豪相互の間に結ばれる同族・親族關係はかゝる基礎の上に立つと共に、氏中長者の統制ある組織の下に、これらの土豪は有機的に結集されて、こゝに氏的構成を形式する。

　前揭三代格の太政官符に於て氏中長者の働きが要請されたのは、同じ氏に屬する者の名を申告するのは氏宗の務めであるといふ延暦十年十二月二十九日の定めを、太政官符の起草者が單に念頭に置いてゐたのみでなく、事實としてその樣なものが存在したからであらう。然し寬平三年の場合の樣に戸主が不正の申告をした場合、戸主のみが罰せられて、氏中長者に何等の言及もないことは、氏の組織が未だ强固でないことを語つてゐる。こゝに於て出發點は同一で、相互關係があるとはいへ

かの中臣・阿倍の中央貴人の場合と共に氏の構成に二つの形態が當時あつた。

註 天平寶字八年七月丁未、紀寺の寺奴益人の主唱により、彼を初め寺奴七十一人が解放されてもとの公民となり、その内十二人は紀朝臣、その他の五十九人は内原直の氏かばねを賜はつた。この二氏はもと血族關係にあり、その賜はつた氏名は兩氏がもと〳〵もつてゐた氏名であることが益人の言によつて示されてゐる。さてそれらの者はいづれも京都に於て編附されたのであるが、この内紀朝臣（益人のことであらう）が、これらの人々の「戸頭」とされてゐる。凡らく兩氏を通じての長となつたものであらう。益人が兩氏のかけもちをしたのは、内原直の方は眞玉寶以下五十九人とあつて凡らく男子で適當なものがゐず、また兩氏は同族と稱するから、もと〳〵深い關係を兩氏は持續してゐた爲であらう。いづれにせよ「戸頭」といふものは戸主と違つてより廣い範圍の上に立つてゐたのではないかと考へられるが、さりとてたゞちにこれをもつて氏宗とするのは未だ論證不十分であるが、それに近いものと思はれる（續紀參照）。

第三節 結論

奈良・平安初期の官人となつた古くからの有力者は、律令的な官僚に轉身して、前代から傳統的に持續してゐた立場の上に多大の影響をうけたとはいへ、もとからの性格は結局如上の地方に於ける有力者が立脚してゐた地盤を更に强化したものにすぎない。然し彼等の地盤が立つてゐる古代家族的な性格は、彼等が官僚となることによつて十分の展開をとげる必要を感じなくなつたので、反つて衰頽して家族構成の上に於ても單純な單婚家族の方向に赴いたものと思はれる（勿論召使ひ的な人が多くゐることはいふまでもないが、既にこれらの人にはさしたる經濟的な地盤を置かれてゐない）。從つて血緣組織の强靭性とその組織の多樣性・應用性について彼等が鍛へられたり、知り得るところは、先に述べた地方有力者と比べて大した程度はもはやなくなつてゐよう。故に彼等が律令初期にもつてゐる血緣關係の性格は、家族共同體から古代家族への過程が完成しかけようとしてゐる（然しこの轉化は十分に貫徹しなかつた）わが國特有の古代家族の地盤から考察すべきであつて、いはゆる氏族

的た立場から考へを進めるべきではない。如何なる制限を言葉の上につけ加へても、いやしくもクラン・ゲンス的た氏族社會の範疇をこゝにもち出すことはとかく誤解を引き起し、また問題を徒らに混亂さすものである。(註)從つて世界史的な方法の吟味によつて、わが國の氏組織が單に言葉の上でのみ氏族に似てゐるにすぎないといふことが分つた以上、たゞちに機能を否定されたこの範疇を離れて、一日も早く別個の面から、事實に卽した考察を進めねばならぬ。

さて如上の樣な徑路をもつて生れた中央勢家の立場こそ、先に見た中臣氏の樣に、內に上下の階層を含む同族團體を指導し得る訓練と統制能力を與へる契機となる。そして庇護を受けに外から來た人々をすべて奴婢としないで、寄口・同黨あるひは傍系親として置いて、自分の家族の一員としてゐたといふ、わが國古代家族の一般的な性格は同族的團結あるひは家族の內にゐる同一血緣者・非血緣者の間に結ばれてゐる上下または主從關係を、結局主として同一血緣に於ける本末あるひは正系と傍系といふ形態によつてしか律し得ないし、また表はし得ない樣にさせたのである。故に身近かの者でなくて遠くはなれた地方の人に對して結ぶ關係にも、おのづとかゝる血緣關係といふ形式が呼び起され、その基準によつてこれを律しようとする樣になるのは偶然ではないであらう。他方それ〲の舊部民あるひはもと〱關係のなかつた土豪が、大伴・阿倍・中臣三氏の場合の樣に中央勢家の氏名を名乘ることは、その動機に於て異つたものがあつても、中央勢家が他人に對して結び得る態度＝社會組織の一定型、に制約・促進された爲といふことが出來よう。中央勢家がもつてゐるかゝる樣式の社會組織は、以上の樣な過程によつて純粹な血緣關係の紐帶による狹少な制限を破つて、廣汎にその勢力をしかも上下の統制ある秩序の下に擴大・維持することを可能ならしめる。然しかゝる形式と內容の組織は常に血緣といふことを表面に出さねばならぬから、たとへ同族的な親しい立場に相手を置くとはいつても、それはあくまで結ばうとする人の立場からいふのみで、相手の結ばれる者は自分の血の系統を、形式的にせよ絕やされて舊來の傳統を認められず(相手の人が好むと好まざるとを問はず)、

また中央豪族が無意識の内に本有的になれきつてゐる考へ方と感情に、あくまで同族を理由に順應せしめられることを前提としてゐる。故に血族習慣傳統を同じくし、また相手より常に先進者として見あげられて追隨の念を呼びさまし得る立場に支配者がゐるなら、如上の樣な組織の仕方でも、それでもよいが、少しく異質的な要素をその内に生かしたまゝに包攝して、複雜な體系を構成するには、この樣なやり方をもつてしては、あまりに單純すぎて、組織能力に於て缺けることになる。前節「四」で示した忌部氏に對する中臣氏の如きはその適例であつて、少しく精神的に向上した人の場合では、この方式は用ひ難いのであつて世間の慣行では「忌部補主命」と同族化して考へても、當人はその自負心に於てなかなか納得しないのである。

しかもこの組織はあまりに、人間的な要素が強くて機構的な要素を缺くために、時々の勢力の隆替によつて動搖を起し易い。故にかゝる組織の仕方を深く身に體してゐる舊くからの家柄である大伴・阿倍の兩氏が、早くから國家機構の中樞である官僚的立場に身をすつかりゆだねてゐた藤原氏（中臣氏は古い要素をもちながら、このむきが朝廷の祭祀に結びつくことによつて、進に興味と新情勢の適合をもたらした。然しそれでも地方へ力を與ふことは衰へた樣である）と違つて、大化以後あらゆる要素と矛盾を大きくはらみながらも、いちじるしく體制と威力を發展させて行つた、わが國の巨大な進展に歩調を合すことが出來ないで、次第に時代の流れにとりのこされたのは、當然のなり行きであつた。國家が體制と廣さに於て鍛へられて複雜性をたゝへ、堂々たる民族の生命を進展せしめればせしめるほど、この傾向は拍車をかけられて行つた。こゝに於て政府としても、社會の均衡を保持して國の體制を保持する方法として取つた氏族及びそれに關した一聯の政策は、政策をあてはめる對象の喪亡によつて、既に平安初期以後には見すてられて、新に設置行はれて來てゐた庄園擁護といふ新しき現實に即した方式が代つて強化されるに到つた。即ち氏族的宇宙から三代格的世界への飛躍である。

この變化は單に政策内容の變化にとゞまらないで、その政策を遂行する地盤が違つてきたことを意味する。即ちこれまで

の樣に單に中央貴族を相手にするのみでなくて、地方の人が大きくその意義を認められて來たのである。要するに國の體制の進展に關聯して起きた中央と地方との對應の相違である。地方の人の間には中央貴族とは違つた情勢が生じた。即ち地方の人は中央政府の當事者である大伴・阿倍兩氏などと違つて、彼等の組織はなんら國家機構的な廣さと複雜性をもつ必要はなく、彼等が日常及ぶ範圍の狹い生活圈で、しかもそれに適合した關係を相手に結べばよいのであるから、彼等が親族共同體からふみ出て形成した古代家族的な性格を基礎とする組織とその氏意識は、中央では既に古くさくなつてゐても、地方では十分に存在の意義があつた。それのみでなく平安初期以來いちじるしくなつた社會的混亂による不安に對して、その氏組織は效果のある自衞的あるひは對抗的・侵略的な機能を果し得たであらうから、むしろ次第にこの種の組織は發展して行つたであらう。後世名主層あるひは地方の領主層となるべき人々の系譜的な前身が、如上の古代家族を形成またはその形成の途上にある地方有力者を除外しては到底考へられない以上（松本新八郎氏、名田經營の成立、生活と社會所收。本書第一章・五節參照）、中世史の端を開いて、新たな日本を建設するこれらの人々の同族關係（黨・一味同心）が、こゝに抽出された氏の關係と密接不可分なものとなつてくるのはいふまでもない。氏の問題は今や漸くわが國古代史の問題としてのみでなく、中世史に於ても重大な意義をもつてくるといはねばならぬ。

註　嘗つて母系制の有無に一切の解決を託して氏族制の存在が論ぜられたことがあつた。然し母系制それ自體は氏族制の重大な屬性の一つではあつても、そのすべてではない。しかも氏族制の屬性の一つとしての母系制をいふには、これが族外婚の下に於て行はれたのかどうか、その族の內容はどんなものかといふことをまづ第一に明白にすることが大切である。この樣な手續きを經ないで系譜關係に於ける單なる「母系制」の表出のみでは、氏族制の屬性の一つとしての母系制にも該當しない。即ちこの樣な單なる「母系制」なら、わが國古代村落の親族共同體的な秩序の下に行はれる夫婦別居制の下でも、屢々同じ形態のものが行はれる。故にわが國に於ける「母系制」慣行の理由を、むしろ私としてはわが國古代村落の性格と慣習に求めたい。これまで母系制云々のみで氏族制を論じた研究に對し、本稿に於て少しも觸れなかつたのはこのためである。

第三章　古代國家

第一節　大化前代の政治組織

神功皇后の盛業によつて始まり、以後天智天皇二年の朝鮮白村江の戰ひに敗北するまで、數百年の長きにわたつて斷續した「三韓征伐」、朝鮮經營そしてその失敗による大陸撤退の過程に於て、屢々活躍した軍隊はいかにして形成されたのであらうか。古代史の編纂者はこの點については無言の體をとつて少しも語つてくれない。たゞ時として遠征軍の將帥の名がしるされ、またおほまかな軍勢の人數が示されてゐることがある。然しこれほど巨大な古代史第一の政治的行動であり政治的組織である遠征軍が、どうして集められて形成されたかといふことは、未だ古代史の叢林の内に埋沒して、その姿を見せてくれない。トロイへの遠征を敢行したギリシヤ民族の軍隊編制が、神話の彼方に浮き沈みして實體が明白でない樣に聞いてゐるが、正にこれらのことは史上ブランクの好個な一對をなすものではなからうか。たゞわづかに崇峻紀四年十二月の條にある次の文獻は、この間の消息をいくらか傳へてくれる。「紀男麻呂宿禰、巨勢臣比良夫、狹臣、大伴囓連、葛城烏奈良臣を差して大將軍となし、氏氏臣連を率ゐて裨將(ツギノイクサノキミ)、部隊(タムロノオサ)となし、二萬餘軍を領して、筑紫に出居る」。大化前代の朝鮮遠征軍の構成が、氏單位からなつてゐたことをこれによつて知ることが出來る。遠征軍の成功・不成功を單なる一、二の將帥の力によらないで、當時の軍隊組織あるひは軍人の性格によつてあとづけようとすれば、この時代の氏それ自體の內容と性格をしつかりつかんでおかねばならぬ。とにかく「氏」といふものを古代史の編纂者が一個の範疇と

して活かして歴史的事象の描寫に用ひたのは、この文獻をもつて初めとするのではなからうか。また推古紀二年八月の條に檜隈陵の上面を砂礫でもつて葺き、外を域して土を積んで山を成す仕事を「毎氏科之」とあるのも、ある一つの仕事を氏ごとに分擔してやつた有樣が如實に述べられ、仕事のしぶりをわれ〳〵によくつたへ得る叙述である。ではかゝる「氏」がどの樣なものであるかといふことになると、あとは空白となつて古代の文獻は默して語つてくれない。然し大化改新に際して發せられた詔の「旬」宮殿を修治し、園陵を築造するに、各己が民を率ゐて事に隨つて作る」(孝德紀、二、正)といふ說明は、先の檜隈陵を作製した時に用ひた描寫の場合とくらべて、言葉は違ふが從事した仕事が同じものであることから考へて、おのづと前揭の「毎氏」とある氏は單なる一個人あるひは同じ血緣者のあつまりといつた樣な漫然としたものではなく、後揭の樣な主人とそれの「己が民」の集まりからなつてゐるものと解してよいであらう。決してこゝには古代原始社會に於けるゲンス・クランの名の下に指さゝれるやうなものは少しもない。あくまでこの「氏」人の內で重要な働き手の中核をなすものは「己が民」である。そしてそれらの人々を組織する仕方は、「己が民」をもつてゐる樣な「ヒトコノカミ」的な人の立場を想起すれば、前章で既にしば〳〵說明して來た古代家族的な秩序によつてなされたことは容易に推察し得るであらう。大化前代の事象を說明した「氏」の內容がかゝるものであるから、それらの氏々の內で最大なものゝ一つである物部氏について、同じ樣に古代家族的な姿を見出し得るのは偶然ではない。物部守屋が同じ最有力者の一人である蘇我馬子を筆頭とする聖德太子等の皇子五家及び紀・巨勢・膳・葛城の四名家からなる聯合軍を、自宅の澁川に迎へた時に組織した軍勢は子弟(ヤカラ)と奴軍からなつてゐた(崇峻紀、二七)。そして三度までも聯合軍をしりぞけたが竟に敵せず彼みづからが討たれて、その一家が滅亡したので「大連の兒息眷屬(ヤカラ)と與に、或は葦原に逃匿れて、姓を改め名を換へる者もあり、或るひは逃亡して向ふ所を知らず」(同上)のみじめな境遇に落入つた。この時有勢をほこる當時の政界の大立物である守屋が軍勢としてもち

得た全力の中核が、ヤカラ――子弟あるひは眷族と場所によつて漢字的な表現は違ふが、そのふり假名は同じであるから、共に同じ内容をたゞ違つた言葉で現はしたのにすぎない――と奴軍であつたことは注目するに足りる。さきに前章で考察した様な景行天皇の親征に會つた九州の諸豪族や大日本古文書の戸籍に見られる「肥君猪手」が親族三一人、寄口十四人及び奴婢三七人、不明十三人をもつてゐた古代家族の姿を、こゝにたゞちに想起し得るではないか。勿論こゝには肥君猪手とくらべて中央の有力者らしく、一段と廣壯な多くの奴婢が身邊にゐて、その奴婢のみで一個の軍團を組織し得たほどである。然しこれだけが物部守屋の力と經濟のすべてではない。この戰ひに際し守屋の「資人」(ツカヒト)、捕鳥部萬は一百人の人を率ゐて難波の宅を守つた」(同上)とあるこれらの人々も、守屋の勢力を支へるものゝ一つであることはいふまでもない。この亂が平定した後、聖德太子の御願で建置された四天王寺に、守屋の奴半ばと宅を與へて寺の奴と田庄としたが、これらの「宅」と「田庄」は捕鳥部萬一百人がたてこもつた難波の宅であり土地であり、更に「奴半ば」が先の「一百人」の半分を意味したことはいふまでもない。かゝる奴婢・土地及び宅は單に難波の土地のみならず、他の地域にも分布して物部氏の經濟と勢力をさゝえてゐたであらう

守屋が自宅において結成した軍隊編成の仕方を觀察し、難波の資人に率ゐられた一百人の奴婢があつたことを見ると、物部氏が古代家族を自家の基礎とし、更にそれを支柱にして四邊へ自分の田莊を發展させた實情を如實に見ることが出來る。

さて守屋の沒落の有様を見て怪しまれることがある。即ち物部の八十氏人といはれるほどのおびたゞしい同族は、本家がうち滅ぼされるといふのに、少しも本家を援助した事實が史籍の上に見えないことである。神代史の書から饒速日命・可美眞手命の裔子孫である畿内の古族として、姓氏錄によつてみても、おびたゞしく畿内の諸地方に散布してゐた同族者が、本家の危急に際して少しも援けてゐないのである。然しこの不審は當時の氏族の勢力の實體に思ひを致せばおのづと氷解する。

物部氏の巨大な勢力は、おびたゞしい同じ血縁の分流の上に立つてゐるのではなく、古代家族とそれをテコとして發展した田莊にあつて、まことに八十氏人のもつ巨大な勢威は竟に砂上に築かれた幻影にすぎないのである。このことは正にこれまでの傳說にそむくやうであるが、ひとたび古代家族の本質に思ひ到ればおのづと明瞭である。即ち古代家族はその性格として發展すればするほど、その家族は單純な構成をとつて、その家族は父母とその子及び多數の奴婢からなり立ち、傍系親屬は次々と外に出して分家させるのが常である。そしてこの一つの構造體はこれまで周邊の各家の間にあつた血緣的・地緣的な連帶關係を揚棄して一個の獨立體となつて行くから(本書、第一章、第四節)、非常の場合にたよりになるものは結局この構造體とそれを支柱として發展し獲得した田莊の內にゐる人以外には求めることが出來ない。かりに本家が分家・分流した同族者を家父長的な態度によつて自己の傘下に律し得る時があれば、それは結局先に述べた樣に廣義の意味に用ひた「ヤカラ」的な關係の下に兩者が結ばれた時であつて、この時の同族者は既に古代家族的な範疇の下に律し得られる家族員であつて、既に本家の戶主と對等の立場になく、本家の戶主に從屬してゐる同族者である。故に先の守屋の下に集められた「ヤカラ」の內には純然たる對等の場に立つ同族者はゐなかつたとしても、ヤカラ的な同族者はゐたであらう。

かくしてヤカラ的な同族者が多數ゐたといふ意味に於て物部の八十氏人の盛大さを考慮する時には、初めてこの概念は眞實をとらへ得る正確なものとなつて來る。然し「氏人」をかゝる意味に於て見る時、主從關係を血緣關係に於ける本末によつて表現しがちな古代家族的組織の上に立つてゐる物部氏等の有力な豪族の氏人の內には、眞の同族者以外に多くの非血緣者がゐたであらうことを、容易に想到しうるであらう。「己が民」といふ關係を媒介として同族者＝氏人が生ずる以上、かゝる「氏人」は、當時の豪族の經濟的地盤である田莊があるところ、必ず影の形にそふ樣に在るといふことが出來る。たとへこの田莊の人が諸方から集められた奴婢であらうと、もとからその土地の土着の者として、一村全部が一單位となつて田莊

の氏を形成してゐる場合でも、このことはあてはまるものといつてよい。姓氏錄に示される樣な畿内各地方におびたゞしく散在してゐる物部八十氏人の如きも、眞に獨立的な位置にゐる血緣的な分流、あるひは假冒的に貴姓を名乘る人も、その内にはゐたであらうが、むしろ主從關係の下に結ばれた人の方が多かつたのであつて、結局それは豪族が獲得した田莊の數と比例して增減するものである。このやうにして物部氏等の豪族が、命令一下たゞちに組織して自分の力となし得るものは、自家の古代家族及びその古代家族的な秩序の下に上下の階統をもつて結ばれてゐる人以外にはなんらあり得ないのである。

天武天皇の十一年十二月の御詔の一節に「たゞ妄散（イサ、コト）に因りて己族に非ざる者をすなはち（氏に――引用者）附することなかれ」とある。この「イサ、コト」の內容は明瞭でないが、有力者が人々を獲得・結集するのに、非同族者をとらへながら、彼等を同一血緣者として、自分の傘下につれ去るやり方を、一般的にとつてゐたことを想起すれば、なにかと言ひがかりと理窟を言つて他人を同族者の樣にして法網をくゞつてゐたことが容易に想像できるであらう。氏組織の柔軟な政治性と組織性を前提とせねば、かゝる詔は到底生れることはなかつたであらう。

氏組織に見られるこの著るしい政治性及び非血緣性の反面に、親族者相互の間に見られる淡い關係とそれを當然とする考へが早くからあつた。即ち喪葬令「凡三位以上、及別祖氏宗、並得營墓、以外不合」の法令の一句として現はれた別祖氏宗に對してなされた、いろ／＼な解釋の存在をみても、大化以後ではあるが古代法家の間にも親族者相互間の關係を淡いとみる見解が一般的に保持されてゐた。即ち「釋」は別氏の始祖を氏宗とし、「跡」はかりに土師氏の者が新に秋篠氏の姓を賜はる場合に、それを別祖といふと具體的な例をもつて示し、更に「古記」は別祖は本と同族であつたが、今は別の姓をもつ者でたとへば中臣氏から藤原氏、王氏から橘氏が出た樣なもので、始めは一身から別れたが、子孫の合はないものをいふと解してゐる。一旦別祖氏宗はかうした契機をもつてでなければ生じない樣であるが、既に前章で示した樣に姓は居處によつてつけ

られる慣習がある上に、豪族たる基礎をなすわが國の古代家族の性質として、容易に分封的に分家が行はれて新たな一家が立てられ易いから、これらの新たな家がそれ〴〵おちついた先々で次々と姓を改めて行けば、まことに別祖氏宗は生じ易くなる。このため各親族者間の關係はおのづと淡くなり、同じ氏の内にゐる親等の範圍は狹少なものとなる。たゞ本家の、家父長が分家した家のものを依然として強い古代家族的な紐帶の下に結びつけて、一つの構成體を作つてゐる時は、この氏的團體の人數は多く、親等範圍も廣く複雜となる。然し典型的な發展をたどつてゐた古代家族の上に立つ中央豪族の場合、概してかゝる親族者をヤカラ的な支配の下において力を築くよりも、非血緣者を奴婢として手下にあつめ、あるひは遠近に田莊を獲得して自己の勢力と經濟の擴大をはかる方に主力が注がれたのであつた。かくして「別祖氏宗」は本家の承認の下に容易に發生することによつて、新たな氏が生じ易い。

　氏の發生を容易に認めるかゝる慣習的な考へと實行があり、事實として氏の實體が如上の樣な單純なものであるとすれば、たとへ分家した者が姓名を變へないで本家と同じ舊姓を依然として名乘つてゐる場合でも、現實の關係では分家した家は各各別個の主體として、獨立の生活をいとなんでゐたであらう。氏の組織が強調されながら反面かゝる分離・獨立が本家と分家の内にあつたとしても、それは血緣に關する考への矛盾ではない。卽ち前者の考へには政治的・機構的な性格が重視されてゐるので純粹の血緣的考への如きものをそこに入れようとする心持ちはない。卽ち眞に同一の血緣者でなければ關係を結ばぬといつた樣な潔癖は少しもない。故にこの一見して矛盾の樣に見える二つの考へは支障なく併存する。かゝる分家の獨立といふ點では物部氏を押し倒して古代史の主流を形成し初めた蘇我氏にその適例をみる。然しかゝる一面を蘇我氏に觀取するのみでなく、古代史の最後にして最大の有力者であつた蘇我氏は、一體物部氏などとくらべて、いかなる政治的立場を新たにもつてあらはれたかといふことを考察してみたい。これによつて上揭の如き蘇我氏の分家の獨立といふ特色も、おのづ

と全體的な視野の内に把握できよう。

蘇我氏は神功皇后の「三韓征伐」に從つて功のあつた武内宿禰の後裔といはれ、また新宗教としての佛教輸入の首尾一貫した擁護者として、古代史に於ける新時代の先端を行くものであつた。しかるに彼が政界に威をふるひ竟に大臣〔蝦夷—引用者〕の家を宮門といひ、その子入鹿の家を谷の宮門と稱し、その子供たちの男女を王子と稱するほどのふるまひをしたから、その勢威に服しあるひは屬して「其の門に入り侍る」氏氏人等を名づけて「祖子孺者（ヲヤノコワラハ）」といつたといはれる（皇極紀、二、十一）。この「祖子孺者」の名稱はかなり難解であるが、とにかくわが家のがんぜない小さな子供たちといつた程度の内容と考へられるので、結局勢威に壓せられて自家の「門に入る」他人である氏々を、血緣關係の本末によつて結ぶといふ古代家族的な物の考へ方と組織の仕方を見ることが出來る。

崇峻天皇との間が急をつげた時、あるひは推古天皇が崩御されてしばらくの間、繼承問題で一時形勢が險悪になりかけた時に、馬子及び蝦夷がそれ〴〵自家に悉く集めて身をまもらせた者は「蝦者（ヤカラビト）」（崇峻紀、五、十）「諸族（ヤカラ）」（舒明紀）であり、また中大兄皇子の一斷の下にたほされた入鹿の死骸が蝦夷の下にとゞけられた時に、蝦夷が驚駭し一陣立てをとゝのへた有樣を、「漢直等、眷屬（ヤカラ）を摠べ聚め、甲を擐、兵を持ちて大臣を助けて軍陣を設く」（皇極紀、四、正）と書紀は傳へてゐる。同族の人が援助に來たことを少しも傳へてゐない。なほ蝦夷が備へをした場合に漢直なるものがゐて主立つた立場にゐるが、彼は蝦夷・入鹿のそれ〴〵の門衞の役を引受け、また東漢直なるものが古くから馬子につかへてゐるから（崇峻紀、五、十一、東の字の有無はあるが兩者は同じ血緣の者と考へられるので、漢直は蘇我氏譜代のツカヒ人であつたと思はれる。物部の守屋の場合にツカヒ人捕鳥部萬がもと〳〵守屋の所有に屬する一百人の人を率ゐて守屋の軍勢に呼應したと同じ樣に漢直も蘇我氏のヤカラを率ゐて働かんとしたのであるから、彼も結局ヤカラの内のおもだつた一人といふことが

出來る。かくしてすべての豪族たちの實力はヤカラにあることが明瞭となる。たゞこの蝦夷の際には守屋の場合の樣に奴軍も田莊の人も見えないが、決してその樣なものが無かつたといふのではなく、單に文獻にあらはれなかつたまでのものであらう。特に前者の如きはヤカラの內から自由に軍隊を編成してゐたのであらう。單に觀念のみでなく、實踐の上でも古代家族的な生活構造は、蘇我氏の生き方を強く律してゐた。然しさすがは蘇我氏であつた。生前に於て蝦夷が自分の墓所を作るのに「國の民ことごとく」と「百八十部曲」を動員した。このやり方は先に推古紀で見た檜隈陵の場合の動員の仕方と違つて、氏よりも地域を單位として廣汎な人を集めて、氏的な框を正に破つてゐる。舊慣を改めようとするかゝるやり方は、皇極天皇の二年七月旱天が永く續いたので人々が「村々祝部」の教へのまゝ雨乞ひをしたが少しも効果がなかつた時に、それを慨して蝦夷が自から立つた時の態度にもうかがふことが出來る。彼は佛像をまつり、經典を讀ませ、みづからは香爐をとつて香をたいて降雨を發願した（皇極紀、二、七）。效果は大したことはなかつたが、とにかく従來の民間信仰のしきたりに滿足しないで、新たな「神」に對して新たな仕方で祭祀をしたのは、彼の新人としての立場を示してゐる。なほこの時の祈雨は皇極天皇御自からのお出ましによつて漸く成功したのであるが、この歷史叙述は、そのデテールにわたる描寫の正確性は疑ひ得ないとしても、そのあまりに整然と效果的に表現されてゐる構成の爲に、事實といふよりは「村々祝部」・「蘇我氏」・及び「天皇」といふ三つのものの機能と權威を、段階的に示すために後世に於てつくられた象徴的な虛構ではないかと思はれる。このことはおのづと蘇我氏が太古的なものと大化改新的なものとの間にはさまれた過渡的なものであることを示してゐる。この過渡的性格こそ、蘇我氏が自己の墓の作制のために一君萬民的な手法を用ひて、大化改新的な政治組織誕生の黎明を示しながら、自分の家にやつてくるそれらの「氏氏」を古代家族的な規範と感じて扱つたり呼んだりしようとするところにも、蘇我氏の不徹底さがかいま見られる。この性格こそは蘇我氏が物部氏などよりは一歩前進した境遇にゐながら、終局的

に後者の立場を脱しきれずして、竟に彼をして過渡的な立場以上に出ることを不可能ならしめたのである。故に彼が終始一貫熱心な佛敎擁護者として立つほどの信念のもち主でありながら、また宣化天皇の元年以來しば〳〵朝廷の屯倉の設置・調整に派遣されてゐるところから窺はれる樣に、代々蘇我氏が財政的手腕に卓越してゐたと思はれるのに、大化改新の一擊によつてたほされざるを得なかつたことは一つの不思議である。

蓋し彼の財政的手腕も、單にこれまでの仕方で經濟を運用するのが上手であつたといふのみで、現在おかれた經濟の矛盾を洞察して、將來の發展のために現在をたゝき直し、そのため舊物とその舊物保存者に十分效果的な反擊を加へるといふ勇斷と明識には缺けてゐたものと思はれる。そして彼の宗敎心もかゝる勇斷に大して貢獻をしたと思はれないところを見ると、所詮彼の宗敎心も單なる神信心の域を出でず、その財政的手腕も單なる技術家的な達者を超えなかつたのではあるまいか。然し大化前の豪族の內では、比較的に新たなものをもつてゐたことのために、蘇我氏の一族相互の間は割合に分立がひどかつた。次にその樣相を見ておかう。

蘇我氏の一族である蘇我倉山田麻呂は中大兄王と中臣鎌足にすゝめられて馬子打倒の一擧に加はり、その娘を中大兄王の妃にしてゐる。恐らく馬子や蝦夷の名の下に支配されてゐる蘇我氏の內には、この倉山田麻呂はゐなかつたであらう。卽ち既にたび〳〵ふれた樣に、當時の氏組織が內包してゐる古代家族的な性格のために、こゝには氏の長をのぞいては、あまり社會的に有力な人はあり得なかつたであらうから、倉山田麻呂の樣なものは、別個の獨立的な立場を保持してゐるか、あるひは馬子一門に屬してゐたとしても、簡單には家父長の頤使に甘んずるものでなく、獨立的な氏を構成するかあるひは構成しかけてゐたであらう。故に鎌足が大事を謀るには「輔有るに如かず」といつて、中大兄皇子に倉山田麻呂の長女を納れて妃と爲さんことを請うた（皇極紀、三、正）のも馬子一門の分裂を策した爲だとなすのは、あまりにうがちすぎた考へになりはし

ないかと思はれる。改新以後倉山田麻呂は左大臣となつて、臣下の筆頭として廟堂に盛えたが、事によりその一家が滅亡してしばらく後である天智天皇の御代に於て、同じ蘇我氏の赤兄が左大臣となつてゐる。同じ蘇我氏の有力者がたほれながら、次々と新な蘇我氏のものが榮えてゐるのは、結局同じ氏を名乘つてゐても、彼等がそれ〴〵獨立の立場にあるためで、氏の構造といふ點から見れば、同じ蘇我氏を名乘つてゐても、別個の氏を構成してゐたためと考へられる。

こゝにはもはや物部氏の場合に見られた樣な八十氏人的な同族的ヴェールをかぶつた姿で廣汎な展開をもつた勢力發展の仕方はみられない。物部氏の樣に血緣に强くこだはる風習は蘇我氏に於ては、特に名義的でなくて實質的な本家と分家との場合には、姿をひそめてゐる。こゝに於て巨大有力者の氏組織に、二つの型が出て來たことがおのづと觀取される。一つは物部式であつて、あくまで徹底的に同族化を從屬者に要求し、勢力の擴大↓從屬者の獲得↓田莊の設置↓同族者の廣汎な分布↓巨大な氏の成立、といふ型態をとるものである。無禮をとがめられて武烈天皇に亡ぼされた平群氏、繼體天皇の擁立に際して功があつて以來、欽明天皇の御代に朝鮮問題の失敗で引退するまで廟堂で盛えた大伴氏、その大伴氏を糾彈して退かせた物部氏、そのほか嘗つての大和及びその近邊の諸豪族の勢力のあり方は、いづれも上述の方式を同じ樣にたどつてゐたものであらう。然しこゝに大和の豪族の內から新な一つの型が出來た。蘇我氏のやり方がそれである。然し兩型に含まれる內容が社會經濟的に同一であるため、富力を蓄へて有力者となるには、勢力の擴大↓從屬者の獲得↓田莊の設置といふ方式をとらざるを得ないが、以後の方式に於て違つてくる。卽ち名稱の上であまり從屬者に同族化を强制せず、本家と分家との間を强力な本家の家父長によつて統制を强制しなかつた。このため氏的な構成といふ形態の上では矮少なものとなり、在りし日の樣な華かな姿はそこには見られない。然しその實力ははるかに前代の有力な諸豪族を越えるものがあつた。かくして同じ有力な氏として古代家族的な構成秩序及び規模をもちながら、表面的には全く違つた政治的社會が現出して來たのである。

このため物部氏の時代なら、氏の強弱はたやすくその同族者の數の多寡によつて計ることが出來たが、新たに蘇我氏的なものが出てくると、その樣な表面的な形象にたよる仕方では、なんらの正しい評價を下し得なくなり、ひとつ〳〵その內部關係を吟味しなければならぬ。かゝる事態の複雜化と、それによつて起るこれまでの評價基準の混亂は、おのがじしの生活を皆んながいとなんで、相互の接觸が大してない時は、そのまゝで存在を許されるが、國が統一されて、これらの諸豪族が國家から一定の評價を受けねばならなくなつてくると、どうしても彼等を評價するために同じ地盤を元とした一定の基準が必要となる。後世天智天皇の三年二月に、氏の大小を定められたのもこの國家的な必要に促されてなつたものであらうが、この基準はおそらく氏人の數量的な計算にたよらないで、この時代に於ける實質的な勢力を評價する方法がとられたものと思はれる。この推察にして許されるなら、氏に對する認識は物部式から蘇我式に轉換したものであつて、この大小の氏を決定するための氏の槪念に關する考への變化は古代精神史に於いて大きな意義をもつものであらう。

かくしてはじめられた大氏・小氏にはそれぞれ、前者に大刀、後者には小刀を賜はつたが、この樣な氏の大小によつて氏上に賜はるものに差がつくことは、後世古語拾遺に於て中臣氏の氏上は大刀、忌部氏は小刀をそれ〳〵賜はつた事例によつて明瞭である。持統天皇の四年四月に氏姓の大小を理由の一つとして冠位を量り授けると詔で發布されたのも、この意味に於てなされたのである。まことに氏は古代家族の基礎の上に立つてゐる以上、ヤカラ――その廣狹二義の意味に於て――の大小によつて氏の大小はたゞちにはかられるものであつて、當然氏の實力なり勢威は容易に氏の大小によつて定め得られる所以である。これを基準として、賜物なり冠位の授受をそれ〳〵の實力に應じてなさうとしたのは、ありし日の豪族のそれ〳〵の實力と勢威に應じて貴族を作らうとする以上、正しいやり方といはねばならぬ。また天武天皇の十一年八月に凡そ考選にあづかるものは、よくその「族姓」及びこゝろばせをよく檢べて後に、之を任じなければならぬとし、あるひはまたこゝろばせ

や行能が灼然としてゐても、その族姓が定まらないものは、考選にあづかることは出來ないとされたが、凡そ族は單にそれ自體としてあるものでなく、それ〴〵古代家族を基根としてゐるのであるから、そこに「族」の高低も生じてゐることはいふまでない。そして次節に於て述べた樣に大化改新の結果に於ても、高い官僚は舊豪族によつて占められる樣に保證されてゐる以上、これらの舊豪族の身分を示すものとして、その「族姓」が問はれたとしても、決して不思議ではなく、むしろ目的の貫徹のために正確なやり方である。まことに大化改新に際して發布された氏にまつはる政策は、單に氏といふ字が用ひられてゐることをもつて、すべて反動的な内容をなすと考へて、律令政府當事者の正しい努力を見過すことは廢除されなければならぬ。氏についてかれこれいつたのは、それはそれなりにそれ〴〵政府が慾求する政策の實踐に必要なものであつて、正確な現實の把握であつたのである。

血緣關係の社會的關係に對する影響力が弱體でありながら、氏といふ組織が上下の關係といふ前提はあつたが、非血緣者を內包し、これらの者を血緣の本末に於て表現し得るといふ考へ方の成立は、わが國の氏それ自體の究明のために必要であるばかりでなく、人間組織の發展史の一齣として、更に大化前代のわが國の人々が、到達―獲得―得た政治的社會・社會組織の性格を把握するために注意しなければならぬ。かゝる例を記紀が傳へる歷史的な事象について見てみよう。

安閑・仁賢兩帝の父君市邊押磐皇子のトネリ佐伯部子(顯宗紀)の後裔は、仁賢天皇の御代に、父君につかへた功により天皇より景行天皇の時に安藝・播磨・讃岐・伊勢及び阿波の五ケ國に設置された佐伯部(景行紀、五十一、正)の首長である佐伯造に任ぜられた。そして雄略天皇の十五年に秦造酒なる者が、秦の民が分散してそれ〴〵他人の所に赴いて自分の自由にならぬことを理由に、天皇の許しをもつて、それらの人々を再び集めて自分に賜はることを許された。正に同族內のある有力者が有力な支援を背景として先頭に立ち、同族內の範圍でひとつのまとまりのある團體を形成しようとしたのである。更に

垂仁天皇の三十二年七月に野見宿禰が生國から招いた土部一百人を使用したことが縁となつて、彼は土部職となり、本姓を改めて土部臣となり、後の土部連の先祖となつたが、凡らく野見宿禰が土師の首長となつたことは明白であらう。たゞこの際は、上に立つた野見宿禰が下の者の方に向つて改姓して、同じ一つの名の下に一體化しようとしてゐることは、注意するに足りる。系譜的には野見宿禰とどんな關係にあるのか分らぬが、雄略天皇の十七年三月に土師連吾笥は攝津國來狹村・山背國内村俯見村・伊勢國藤形村及び、丹波・但馬・因幡の私の民部を天皇に進めて、贄土師部(前の土部と字は違ふが共にハシべのふり假名がついてゐるから同じものであらう)と名づけた。私の民部と名づけられてゐたこれらの人々が奴婢的なものであることは疑ひ得ないであらう。そして彼等相互はふるさとを違へて未だ一度の面接もない人々であるにかゝはらず、これらの人々を「贄」の附字はあるが、いかにも彼等を進上した主長と一族であるかの様なたゞやかな様相をもつて、一様に同じ組織の下に同族的な結合を作つてゐる。

血緣關係の有る無し、既に知り合つてゐる仲かどうかを問はず、また身分關係の上下をかまはず、いづれも一人の首長の下に同じ一つの氏名を名乘つて統一され、一族として絶對的に一體化しようとする如上の歴史的事象は、事實といふよりはむしろ傳說に類するから、結局古代人が政治的・經濟的あるひは社會的に人々を結合するためには、相互の間にどの様な關係を設けねばならぬかといふことに對する考へ方と規範を示すものである。そしてこの結合關係に於て注意すべきことは、相互が平等に立つといふ關係があまり見られず、多くの場合に於て上下の關係を内包することである。古代人の間には平等の立場による結合關係に關する觀念と思想はあまり發展せず、一見平等な立場を專一とする事實に即して生れたかの様な氏組織に、實は反對の内容がはぐくまれて、上下の關係にまつはる觀念が著るしく發展してゐるのである。政治的社會をかゝる方法によつて維持することによつて、大化前代の中央の豪族は單なる血緣關係の紐帶による狹少な制限をつき破つて、廣汎

にその欲する關係を、上下の統制ある秩序の下に擴大し維持することを可能ならしめた。古代家族的な統治觀念をもちながらも、片々たる一小地方を飛び越えて廣汎な政治的社會を形成し得る所以である。

かゝる家族的な紐帶による政治的社會は單にわが國ばかりでなく、廣く世界の古代人の間に見られるところである。ギリシヤの哲人クセノホンの「家政學」に表はれるソクラテスは「家といふものは一體どういふ意味だらう。それは正しく住んでゐる家屋と同じものなのか、それとも家屋以外に人の所有するすべてのものが含まれ考へられてゐるのか」の質問を出し、それに對するクリトブーロスの回答を次の樣にのせてゐる。「私の考へでは、假令所有者と同じ都市に存在しなくても、人が所有してゐるものゝすべてが家といふ言葉の中に含まれてゐる樣です。」この所有物の性格はあとでソクラテスの批判を受けてゐるが、ソクラテスも「全所有財產を構成する所のものを我々は家と見做してをる」ので（四四頁）、とにかく家といふ概念がいかに廣汎な意味に於て用ひられ、しかも政治的な性格さへもつてゐる統一ある集合體をさすものであることが分らう。そしてこの所有物の內に動產不動產はいふまでもなく、當時のギリシヤ社會の性質として多數の奴隸が含まれてゐたことは當然であらう。クーランジュが美しく描寫した古代ギリシヤの奴隸がたくさんゐる大家族をこゝに想起する。ギリシヤ人は非血緣者である奴隸を自家の祭壇の禮拜に參加させることによつて、初めて自分の家族の一員とした。このことはクーランジュがいふ樣にギリシヤ人の宗教的信念が强かつたためかも知れないが、そこには既に非血緣者をも自分の家族員の一人として參加させるといふ古代家族的な家族構成によつて練磨された人間取扱ひの一方式の誕生をみるのである。然しクリストブーロスの言葉に示される家の概念は、先のクーランジュのいふ「固定的家族」の範圍を越えて、わが國の氏の內容及び政治性に於てむしろ合致するものがあるのではなからうか。かゝる思想の發生と發展こそギリシヤの諸國が、植民地を外國に求めた時、本國人と植民地人との間に人種の差異があつても、その植民地の中心市と本國の市との關係を、母娘市とい

ふ表現によつて、本國と植民地との關係を示すに到らしめた所以であらう。かゝる家族的紐帶の強さの存在が大きな社會上の意義をもつてゐるといふことゝ、ギリシャ人特有の卓越した科學的精神は、かゝる家及びその運營・維持の仕方についての考究をめぐらせるに到り、竟にクセノホンの「家政學」の如き著作を生み出すに到つたのであらう。然しいかに各家族が廣大な土地と多くの奴隷をもつてゐても、各々の家が家長の支配の下に獨立隔離して世襲的に家の神を禮拜してゐたのでは、政治的社會のより以上の發展は望み得ない。竟にポリスの形成のために以上の樣な家と家の觀念は解消される必要が生じて來た。こゝに於てクーランジュのいふギリシャ史第二次の革命が發生したのである。即ち家の獨立を支へる大黒柱ともいふべき家神の信仰の廢除によつて、從來の家族的紐帶を解き、「氏族」(私のいふ古代家族を基礎とする氏)は小家族に分立し、個人は各々の家をもつて、すべてが相互に親しくつき合へる樣になるといふ情勢に向つたのである。

然し家族的紐帶はクーランジュが考へる樣にその展開に著るしい制限をもつてゐるから、家族以上の大きな政治的社會を形成するためには解消する必要があるとするのは明白に誤解である。このことは儼然たるわが國の歷史がこれを證明してゐる。むしろかゝる家族的紐帶の解消をうながした理由は、第二章第三節に於ても既に觸れておいた樣に、かゝる性質とタイプの組織に固有な次の樣な弱點にあつた。即ちかゝる形態と內容の政治的社會はそれを保持するための組織として常に血緣といふことを表面に出さねばならぬから、あたかも同族的な親しい立場を相手に置くやうであるが、それはあくまで結はうとする人の立場からいふのみであつて、相手の結ばれる者は自分が永年もち續けた血の系統を改姓によつて形式的にせよたち切られて、舊來の傳統を認められない。このため地方の從屬者は中央勢家が無意識の內に本有的になれきつてゐる考へ方と態樣に、あくまで同族を理由として順應せしめられることを欲求されるから、風俗習慣傳統を同じくし、また支配者が政治的にあるひは文化的に著るしく高いために、相手より常にすぐれた先進者として、見上げられて追隨の念を呼び起し得る場合

なら、如上の樣な組織の仕方でも十分に結び得られるが、さうでなければなか〳〵この樣な組織と氏的紐帶といふ觀念は相手に受けとられないであらう。故に少しの異質的な要素あるひは著るしい上下關係でなくて、對等あるひは輕微な上下の立場にあるものを、その內に生かしたまゝに包擁して、おのづと複雜な體系的な組織を構成する爲には、このやうなやり方をもつてしては、あまりに單純すぎて、組織能力に缺けることになる。第一章「四」で示した忌部氏に對する玉作氏の如きはその適例であつて、少しく精神的に向上し、その仕事は自分でなければ出來ぬといつた自信と責任をもち得る樣な自意識がある場合には、この組織の方式はなか〳〵用ひられ難いのである。故に世間では「忌部櫛玉命」と同族化が行はれてゐる樣に言ひ、またその樣に考へてゐたとしても、當人はその自信と能力の卓越さに基礎をおいて、なか〳〵世間の慣行に納得しないのである。またかゝる家族的紐帶は家父長的家內奴隷制的な大家族を元として生れたので、奴隷制社會の發展の上から見ても、勞働奴隷制とくらべると、低微な支配力の人間組織である。このため人々からいやがられる隷屬を强く押へることが困難である。蓋し氏組織の樣式と觀念は、古代家族的なものゝ上に立つた政治的社會を基礎として發生したのであるから、ヤカラ的な立場に心服してゐる人の場合のみに受けとられ、また成立するものである。故に下の者の立場が向上して、自己の責任と能力に目ざめて、關係を結ばうとする方も結ばれる者も、相ともにそれ〴〵相互に責任をもつて共存共榮しようとする事實が發展してくると、この組織のやり方は著るしく制約的なものになるのは當然であらう。從つて時代の發展が行はれて停滯のないところにはかゝる組織は、常に足枷的なものになつて消滅を餘儀なくされ易い、然し現實的な社會關係に於てかゝる「己が民」あるひは「ヤカラ」的な立場を脫してゐても、自己といふものに自信と責任がもてないで、なにかとたよりになると思ふものを上に求めて、他人に依存する性質が持續してゐれば、到底觀念の上でかゝる氏的な考へを脫することが出來ないから、古代の現象は一つの雛形となつて、いかに時代が經過しようと、氏的組織の觀念は常に復活される。

たほこの氏的な組織は單に內容の點のみでなく、あまりに人間的な要素が强すぎる。卽ち機構的な部面に於て强さと永續性を缺き、しかも中央の有力な氏々は、時々の政治勢力の隆替によつて、勢威と立場が變動しやすいから、たとへ一定の氏に關係を結びつけても、たゞちに中央の事情の變化によつて、かゝる氏的紐帶による組織の仕方は空しく形骸化され易い。まことに政治的社會をさゝへる支柱として脆弱すぎるといはねばならぬ。

先の古代ギリシヤの古代家族的紐帶及び家神信仰がポリス形成のために、竟にその席を讓つてその姿をギリシヤ人の間から消さねばならなかつたし、またよく消滅して、竟に堂々たるポリスの建設を可能ならしめ、煕々たる世界的な功業をポリス的社會をしてなさしめるに到つた。わが國の一段の發展のためにも同じく古代家族的紐帶は、古代から姿を消さねばならなかつた。そしてわが國の先人はそれを敢行した。然しそのやり方と結果がギリシヤのそれとおのづと異つたことは當然である。そのあり樣は次節に於てみることが出來よう。

第二節 大化改新

皇極天皇の四年六月戊申、——新暦にすれば七月初旬の梅雨あけやらぬ頃——をりしも雨でたまり水が庭にあふれてゐたこの日、かねて後の天智天皇である中大兄王及び後の藤原鎌足である中臣鎌足を中心として、ひそかに進められてゐた蘇我入鹿暗殺の謀は決行にうつされた。をりしもこの日はかつて三韓が貢物を進めた盛んなありし日を紀念するためか、嘗つての日の姿をそのまゝに再現した儀式をとり行ふ日であつて、陛下の御前で三韓の表文を讀みあげることになつてゐた。このためいつも警戒して家を出ないことにしてゐる大臣蘇我入鹿も他の近臣と同じく參內することになつてゐた。ことは入鹿の

不意をうつとはいへ、相手は隆々たる勢威を久しくとゞろかせてゐた蘇我氏であり、特に當代においては比類のない權威者となつてゐた入鹿である。おのづと暗殺決行者の腋の下にはつめたい汗の流れるのをいかんともしがたかつたであらう。このため暗殺決行者の一人は食事が口に入らぬためか、水を御飯と一緒にして無理をしてまで飲みこんだが、竟に吐き出す有樣であり、又入鹿のそば近くまで迫つて最後の決行をなすにあたつても、ふるへがついて刀をふりあげることが出來なかつた。中大兄王はこの有樣をみてとり、頼みにならぬと思はれたのか、單身ものかげより躍り出て「ヤア」のかけ聲と共に、未だ三韓の表文が讀み終つてゐない陛下の直前で、一刀を入鹿に加へてその頭と肩を切つた。この一撃の響は竟に蘇我一門の滅亡と大化改新の發足を知らせる大號令の合圖となつた。

貴重な記錄・珍寶が一炬に附せられて、立ちのぼる紅蓮の炎と煙の內につひに去つた蘇我一門の姿を、今更ながら古代史の潮流の內に置いて靜かに見渡した時、平群氏・大伴氏・物部氏そして最後に蘇我氏といつた、古代豪族の一系列が古代史の上に大きく橫たはつてゐることを知るのである。現存の場合にはその巨大な勢威に壓せられて未曾有のものと考へた蘇我氏は、所詮畿內に勢威をはつた古代豪族の一人にすぎなかつたのである。然し蘇我氏の滅亡と共にこの一系列の流れは終止符を打たれんとした。河口が近づいたのである。流れはあらゆるものを一個の權威と力によつて、統一統御しようとする大洋に正に流れこまうとしてゐたのである。

然しこの大洋は今までの流れをそのまゝ廣げたものにすぎないのであらうか。再び在來の古代家族的組織を擴大强化したのにすぎないのであらうか。事態の發展、民族の生命を停滯させないで、その慾するまゝに發展さすには、そのやり方では不可能であつた。蘇我氏に於てすら、感じの上では昔日の古代家族的な考へにとらはれて人々に接してゐたが、それでも前代の諸豪族のやり方にくらべれば、同族化の强要を著るしく表面に出さず、また自分の墓を造るのにこれまでの氏の框を破

つて氏の長い媒介を經ないで、働く人と直接に接しようとしてゐたのである。時代の進歩は、この蘇我氏が前代とくらべて一歩前進した所から出發しなければならぬことはいふまでもない。それなくしてなんの進歩があらうか。事態の眞相をよく知つてゐる者には改革の據點はおのづと定まり、赴くべき方向もひとりでに明白であつたのである。明敏果斷な中大兄王・周到愼重な中臣鎌足がこの歴史の赴くべき方向を度外視する筈はない。

果然大化改新の大立物は最高の者が直接に人民に接し得る方式をとつた。しかもこの方式はこれまでの樣に、蘇我氏が上宮の乳部の民を暴力でなんら氏長の許しを得ないでつれて來た樣に、各個擊破の方法によつて、最高の者と人民とを直結したのではなく、個々の場合を超えて全國的な規模の下にしかも制度の形態によつて直接持續化した。このためこれまでの豪族＝氏が所有してゐる屯倉・田莊の人民土地は廢除されねばならぬ。中大兄王が率先して入部五百二十四口、屯倉一百八十一所を獻上された所以である（孝德紀、大化二、正）。この行ひの政治的表現はいはゞ屯倉・田莊の所有者及びそれに所有されてゐる者の政治的關係を表現する氏の構成の崩壞であるから、おのづと改新はこれまであつた樣な氏の解消を促す。では屯倉・田莊及び部曲之民たることを止められた（孝德紀、大化二、正）後の人民は自由の天地に奔騰することを許されたのであらうか。左にあらずである。彼等に對しては新に戸籍の法がつくられ（同上）、彼等の立場はまづもつて明瞭な姿をもつて爲政者の前に置かれることになつた。この法令が設けられたのは、改新によつて生れた政策の一つである均田制のために、國から人民に一定額の土地をあてがふことになつたので、その時に必要な資料・統計を作製するためであつたのであらうが、その窮めの根據には「田部を量り置くことと、其のありくることひさし、年はじめて十餘にして、籍にもりて課を逸るゝ者おほし、宜しく膽津を遣して、白猪の田部の丁の籍を檢へ定めしむべし」の欽明天皇卅年正月一日の詔により、同四月「膽津、白猪の田部の丁者を檢閲て、詔のまゝに籍を定む、果して田戸を成」したといふ樣な傳統があつたのである。故に瀧川教授

といふことが、人民に國から土地を支給することであるので、その意味と內容は、今まで屯倉・田莊等の田部が、自分を所有してゐる屯倉・田莊の持主から一定區劃の土地をあてがはれて、奴婢として働かせられたのと同じである。勿論今度の場合は村々の慣行などを考慮して(第一章第二節)、田部の樣に頭からこきつかはれることはなく、かなり村々の自由意志によつて班田すべき土地が選ばれたことはあらう。然しその精神と方途に於て前代の田部・部民に對する態度が國民全體に一般化されたものにすぎないので、その上からの支配の强弱は地域々々の社會性の相違によつて生じたもので、その根本の性格に於ては同じものである。たゞこの一般化された田部・部民に對する關係の出所は、これまでの樣にいろ〳〵な氏の本宗から出るのでなく、たゞ一つの公的機構から出る樣になり、おのづと整一性と統一性がこの關係の內容にもたらされる。そしてこの公的機構から出された法令に準じて、そこから派遣される人あるひは地方の人を起用して、中央の意慾を統一的に實踐するのであるから、これまで各氏長が人々に對して、さま〴〵に行つて來たやり方の違ひは本質をそこなはない範圍で消滅され、全人民が同じ一つの規範と法律の下に生活し、しかもその生活構造は一つの公的機構を眞中においた同心圓的なものになるので、人々は初めてこゝに國民國家の名に背むかぬ國家生活を營み得る樣になる。これに比べれば大化前の國家生活は上層部の間に確固たる統一がなく、たかだか强力な豪族が共同して作つた大和聯合政權・政治機構があつた程度であらうから、大化以後の人々の生活形態は政治史の上から見れば一つの劃期であらう。

この大化以後の社會にはぐくまれた統一性・一般性こそ抽象性・機械性・劃一性といつた性格をもつ制度の設置を初めて效果的に可能ならしめ、それによつて初めて氏的なものにまとひついてゐた人間的・血緣的組織にたよらないでもよい、否それを否定し得る社會組織發生の可能性と根據をもち得たのである。

氏組織はその性格に於てより高次の社會組織である國民國家の出現のために消滅を餘儀なくされた。これはいはゞ社會的

た觀點の考察であるが、もつとこの過程が進むためには、政治的た配慮が必要であつた。即ち律令體制は氏組織を形成してゐた人々の上に出來た至上の機構であるから、これまで氏組織が果して來た機能を一律的・統一的に代行する樣になつたのである。このため全國を一つの機構で統率するこの新たな組織は、社會の各人を相互に結びつけ得る紐帶となるので、今までの氏組織を解いたとしても、社會は少しもばら〳〵になることはない。かくして社會の治安と秩序のためにも、氏組織を維持して來た人々は、手をこまねいて如上の仕事を代行してくれる政府の仕事を見て、そのまゝそこからあがる成果を受取つてゐればよいことゝなつた。氏組織は性格の違ふ組織が新に出現したことゝ、至上の機構が設置されたことゝの二つの側面の挾撃により竟に原則的に廢滅を餘儀なくされるに到つた。

　かくして氏組織の否定によつて豪族と人民は一應ばら〳〵にされた上で律令機構に結びつき、一方はありし日の豪族の姿を失つて專ら大宮人としてその生命をながらへ、後者は依然昔の部民・田部的な遺風を存續しながらも公民として生きて行くことゝなつた。兩者の上に立つ律令機構、そしてその中心にゐる天皇の立場がなにものにも煩らはされることなく、隆々たる勢威をもつに到つたことは當然であらう。然し律令機構は一朝一夕で出來あがるものではない。あらゆる改革が必ず甘受しなければならぬ反改革的な反撃がそこに見られたのは當然であらう。既に大化元年の九月には早くも古人皇子・蘇我田口臣川堀・物部朴井連椎子・吉備笠臣垂・倭漢文直麻呂及び朴市秦造田來津の謀反があつた。同三年十二月には皇太子（中大兄王）の宮に放火する事件があり、時の人大いに驚き怪しむ有樣であつた。更に齊明天皇の四年十一月には蘇我赤兄臣は有馬皇子に、天皇の治す政事に三の失有り、大に倉庫を起て、民の財を積み聚む、一なり。長く渠水を穿りて、公の糧を損費す、二なり、舟に石を載せて、運び積みて丘と爲す、三なり。と語つて共に反を謀らんとした。片々たる二、三の動きではあるが、改革の歩みが必ずしも樂でないことはこれでも明瞭である。その間皇太子（中大兄王）が讒を信じて、舅父蘇我倉山

田麻呂大臣を誅したことがある。倉山田麻呂大臣が蘇我入鹿一門の打倒の際に果した殊功、そして死に際しての切々たる言葉に示される誠忠、しかも皇太子殊愛の妃の嚴父たることを思へば、皇太子の血氣が痛歎され、これに類したことによつて、人々から道理のある陰口をきかれることもあり、必要以上の摩擦を、改新の過程にくりかへしたこともあらう。然しどうして失敗・缺陥のない人がゐやう。むしろこの血氣があつたからこそ、蘇我一門の打倒をもくろむことが出來、またみづから正に機を逃しかけた入鹿の暗殺を成功させたのである。所詮かゝる血氣は人間の如何ともしがたい弱點の一つではないか。たゞ惡を知つて改めるのにやぶさかであつてはならぬ。改新の事業は斷じてかゝる個人的なことによつてかげろひを受けてはならず、またうけるべきではない。正確・冷嚴に時代の動きを知る者は、たとへいくらかの個人的な缺陥があらうと、粛々と中大兄王のしりへについて進んで行くであらう。

さて如上幾多の改革反改革の足音の亂れを聞くとき、天智天皇の御子大津皇子と天武天皇の間に起つた壬申の亂が後者の勝ちに歸し、竟に都が新都近江から舊都飛鳥に移されたことをもつて、にはかに反改革成功せりとの聲を人々ははなち易い。然し改新の過程に於ける最大にして最終の變亂であつただけに、この亂に對する評價と考察は愼重を要す。天智天皇の皇太弟大海人皇子は天智天皇の皇太弟たるにふさはしい傑物であり、天武天皇としての堂々の態度は、天智天皇と拮抗し得る者である。おのづとその眼が時代の赴くべき方途を、しつかり見きはめてゐたことはいふまでもなからう。期せずして國を運營する方式が天智天皇のそれと同一であることは當然であらう。たゞ人格の違ひによつて革新を進める手に幾段の巧妙と精緻が加へられ、必要以上の摩擦を改革の過程に起さない樣にしたことであらう。かゝる柔軟な戰術の内容を見きはめないで、性急にこの壬申の變をもつて反動ののろしとするのは誤謬である。近來和辻哲郎博士・家永三郎氏によつてこの事變に積極的な意義を認めねばならぬといふことが唱へられたのはたしかに正確な見解である。以下これらの兩説を檢討しなが

ら合せて形成されつゝある古代國家の構造をつきとめることにしよう。

まづ家永氏は事實としてこの亂を劃期として、大化改新の精神や施設に反く様な反動的な施政は少しも起つてゐないことに注意し、更に伴信友の「長等の山風」を參照して天武天皇の側には「悉く氏姓官位共に卑き人々のみであつた」ので「新著(天武天皇)の勝利は畢竟下層勢力の結合による舊門閥巨頭の失脚を意味した」(飛鳥奈良時代史、新講大日本史、三四頁)としてゐられる。和辻博士は更に具體的に「天武天皇が事を起されたのは主として舍人及び美濃尾張の地方で」「人倫的國家の理想とその傳統、岩波倫理學講座、一四頁)「天武朝の著名な出來事は私有地私有民の徹底的な廢止と八姓制定による古き貴族の徹底的な整理と、地位の低い氏や下級官吏の優遇などで」あつて(同上、一三頁)「大化改新は壬申の亂と呼ばれる一つの内亂によつて漸く完成したのである」(一二頁)とまで切言してゐる。

壬申の亂に進歩的な評價を下すのはよいが、これ程までに下層勢力の活躍とその勝利を謳歌するのはあやまりである。まづ天武天皇方の氏姓官位低き人と稱された舍人のむれについて考へてみよう。天武天皇が吉野に赴いた時の情勢は天武紀の初めの所を讀んだ人なら誰れでも氣がつく様に、たゞ左右に日常近侍してゐた舍人——それも全體の半數——しか隨行ができず、私の兵器もすべて政府に納められたのである。故にこれら側近の人々の名が亂の渦中に表はれて史書にその名を殘したことは、亂が多くの人々を動員して久しく續いたのに、なほこれらの舍人の人が活躍してゐたといふならともかく、割合に短時日の内に小規模のまゝに終結したのであつてみれば、偶然の表はれとも解し得られるのである。なほこの時に舍人が役に立つたのがたのもしく思はれたのか、翌年五月に天武天皇は公卿大夫及諸臣連並伴造等に初めて出身せんとする者は先づ大舍人として仕へ、然る後にその人間の才能を選んで、それに該當する職に充てよと仰せられた。とにかく舍人といふものが一つの下級の召使ひあるひはその様な勤めを行ふ官吏だとしても、農村の小富家である郡司と中央の召使ひではあまり

に階級的な差が大きいから兩者の結合は困難である。また將來の成功を望まれるかなりの身分の青年子弟もこの舍人の內に含まれてゐたであらうから、舍人だけで一つのまとまつた階級を形成するものではない。故に舍人に對して內亂を形成する程の、またその働きによつて社會的な大きな變動が起きる程の力を認めることは出來ない。せいぜい前揭天武天皇の言葉に見られた程度の心遣ひを表出させる位のものである。かうしてみると當時の天武天皇方の勢力は「美濃・尾張の地方官」にあるといふべきであらう。然し亂が平定してから、特に律令の規定によれば、地方官としての彼等土着の地方勢力家は、大してその位置を好遇されてゐるとはいへない。故に美濃・尾張の郡司が、吉野方に援助したといふことは出來ても、郡司の階級的な力が、吉野方を援助したといふことは出來ないのである。むしろ失脚したと見られた「舊門閥巨頭」の流れである舊豪族階級に對して律令は、食封・位田・功田・位祿・季祿・帳內・資人等々の給與及び假蔭の制によつての特權の子孫への持續をそれ〴〵保證して、從來からの高い位置を保持してゐるのである。このことは決して事實として「舊門閥巨頭」の二、三が壬申の亂によつて失脚したことゝ少しも矛盾しない。階級の運命・性格は二、三の同階級の人々たちの動きによつては少しも左右されるものではないから。たゞこの際かつての蘇我氏の樣に天に二つの日あるかと疑はせる樣な大勢力家の出現はもはや不可能の樣に定められてゐた。正に舍人・地方官及び舊豪族ともこの亂によつてこれといつた、さしたる效果は得られなかつたのである。萬事は中大兄王によつて定められた道がそのまゝふみかためられたのにすぎないのであつて、このことは先に見た大化改新までの歷史の過程及びその赴くべき方向を知ればおのづと明瞭である。故に壬申の亂は社會的な變動といふよりはかなり私人的な條件に根ざすものがあつたと考へられる。天智天皇が皇子大友皇子に位を永く安全に繼がせるために、その未だ御在世中であるにかゝはらず、若年の皇子を太政大臣にされて、政務の中樞にをらしめたり、その臨終に際してなにかの意圖をもつて、皇太弟大海人皇子に位をわざと讓られんとしたことなど、いづれも皇子大友皇子を擁

護するための、皇太弟大海人皇子へ政治的な態度と解される。また最も魅力のある古代女性と思はれる額田女王についても両帝の間にはなにかと気まづいこともあつたと思はれる。これらいろ〳〵の欝積した私人的な不満が天智天皇の崩御の後に破裂したものが、壬申の亂であつたといふことが出來よう。そしてそこにはいつの亂でもよくあることだが、亂を利用する勢力争ひが少しもこれにまとひついてゐない。このことは元來両帝の反目は暗黙の内に、既に堆積されてゐたであらうから、最も仕事師には絶好な機會であらうが、大綱に於て両帝が一致されてゐる上に、両帝の英明があつたので、他人の小刀細工の如きをうけ入れしめなかつた爲であらう。もはや舊豪族の勢力も下層の實力も、いつしか天皇の下にどうにも動きのとれぬことゝなつてゐたのであつて、そこに行はれる争ひは、たゞ要求されるまゝに人民は力と金を出して見てをれといつた工合の上になされたのである。争ひはどちらに軍配があがらうと、少しも大化改新の命運には關係のないことである。またことに皇室の勢威はこの亂の後には舊豪族・舎人・地方官の如きを下に置いて堂々たる飛躍を行つてゐたのである。

竟に亂後に於て神として仰がれた大君が詩の世界に於て美意識の一つの對象として創造されるに到つた（高木、吉野の鮎、二三頁）のも偶然ではない。勿論この神の概念の内には皇極天皇の祈雨に見られる様に呪術師としての宗教的な傳統もあらうが、むしろ大伴御行が天武天皇に對して奉つて歌つた「おほきみは神にしませば赤駒のはらばふ田井をみやことなしつ」（萬葉集）の様に、大君の強大な御勢力といふことが最も詩人の魂を振動したのである。この點では大君を心を盡して歌ひあげた柿本人麿呂の讃歌に於ても同じなのである。歴史にこれまで見られなかつた堂々たる政治の元首の姿は、これまで矮小な政治的社會の枠内に暮らしつゞけた人々の眼には、驚歎であつたであらう。

この神の觀念は更に次の様な契機によつて人民に密接不可分のものとなつた。大化以後の政治組織は律令機構といふ機構によつて運營されるものであつたとはいへ、この機構を政治力をもつて作りあげたのは中大兄王を主導とする皇室の力であ

る。おのづとこれまであつた幾多の有力な豪族の氏に代つて、皇室を中心とする組織が、全國にひろがつたのである。正に全國に及ぶ一個の巨大な古代家族が出來た。かくして皇室の御立場は日本國民の家長として人民から仰がれるのであるから、こゝに於て家長と政治の元首は、古代家族的な政治的社會に生まれた特有の氏觀念を媒介として結びつき、更に大君は神なりの觀念は古代家族的な政治的社會の崩壞のあとに生れて來たのであるが、その强大な勢力の根元とその性格は古代家族的な政治的社會がありし日に既に準備してゐたのであつて、この前提なくしては元首にこれほどまでに强力を認める觀念は、いかに皇室が唯一の絕對者となつたとしても成立しなかつたであらう。かくしてこの家長・政治の元首・神の概念はいづれも古代家族的な政治的社會と密接な關係があつたことが明瞭であつて、たとへその關係の仕方は違つてゐても、正にこの三者は古代家族的な政治的社會を媒介として三位一體のものとなつたといふことが出來る。

こゝに於て古代家族を出發點とする家族的な政治組織の最大限の表現と思はれた氏の組織は、まだそこには幾多の同列のものがあるために生れる政治的社會としての分立性と孤立性といふ不完全な性格と屬性が今更の樣に痛感されるのである。今や事實の上でもつと高大なより高次の家族的な政治組織があつたのである。名づけて「八紘をもつて宇となす」の政治組織であり思想である。(註) 家と宇を古代人がいかに使ひ分け―使用したか知らない。然しそこに家の觀念は觀念であつてもなにかそこにより高次のものであることを表現しようとした意欲が家の字を捨てゝ宇の字を用ひさせたのではなからうか。さてこの思想は單にあらはな思想の形で存在するのみでなく、古代の史料を選擇してそれを歷史に叙述する基準の精神となり、古代史の構成をして、この思想を證明するために存在しかつ叙述せしめるに到つた。記紀の神代の巻がそれである。記紀の神代の巻はこれらの書物が編纂されるにあたつて、その個々の資料は古くからのものであらうが、最も最後的に編纂されたものであらうといはれる。まことにこゝに表はれる精神は、あまりに政治的でありすぎることによつても、このことは同意さ

れる。それはともかくとしてこの神代の巻の結構は皇室にすべての豪族が統一されて行く過程にある。そしてこれらの出雲といひ大和といひ、後に皇室に從屬した豪族はいづれも皇室と同じ血統の者として書いてあつて、結局末流が元の本流に合せられるといふ點に主眼がある。まことに古代に於ては人間の服從關係は常に血緣の本末によつて表現されたことは既に述べたところである。故に歴史上の事實としてあらゆる諸豪族が皇室に服從して全國が次第に統一されて行つたとすれば、古代の歴史家がその歴史を叙述するには、服從した者を末流として、本流としての皇室に統一服從して行くといふ表現をとらねば古代の政治史は描き得ないのである。正に氏的な考へをもとゝして生れた虚構から、擬似的な事實が歴史の名によつて事實として生れ、更にそれを信ずることによつて、竟にそれは眞實として人々の頭腦に生きることゝなつたのである。

かくして末流の本宗への合致といふ過程が、竟に神代史を離れて人皇史の初めである神武天皇の時代に於て、八紘をおほひて宇となすの表現によつて完結されるに到つた。この完結が神代史で行はれないで、わざわざ人皇史で行はれたといふことは、いかにこの政治的劃期とその八紘の思想の意義があまりに巨大でかつ政治的に生ま〳〵しいものとして古代史家の眼に映じ、それを神代史に入れるにはあまりに露骨で人間くさくて通常でなく、むしろ神代史と人皇史をつなぐ、あるひはその偉大な人間努力の劃期を表象するために、特に人皇史の序章ともいふべき神武の巻に入れた方がよいと思はれたので、この一卷の内に移したのであらう。

正に八紘を宇となすの思想は國家統一のための思想的支柱として巨大な意義をもつて來たが、かゝる古代家族的な觀念のみに頼つて、人民を納得させかつ律するにはあまりに當代の支配階級は聰明であり、また人民は人間的に成長しすぎてゐた。支配階級は先に述べた樣に舊政治的社會を解體させて生んだ新らしい政治的社會に妥當し得る制度と機構をもつて、それの目にもよく分る一定の方針と内容と、著るしい強力とをもつて人民に接したのである。律令體制の成立これである。

律令體制は中央官制の上では、太政大臣を中心とした左右大臣と納言からなる補翼・執行機關と、辨官及び各省の卿以下からなる事務機關によつて中樞を形成してゐた。たゞこの際太政大臣は「則闕」の官で必ずしも常に置かれるものとかぎらず、左右大臣また常備のものとかぎらず、しば〳〵その內の一人だけしか置かれないこともあるので、官制的な設備は必ずしも定員的な意味をもつてゐない。故にこの官制の定めは一應机上的なものであるが、然し一つの機構としては嚴然たる現實性と意味をもつてゐる。故にその左右大臣の官制の實際の動きには、律令體制自體による多大の新たなものを含んでゐるとはいへ、昔日の大臣（オ、オミ）、大連（オ、ムラジ）的な輔翼・執行機關の傳統と見られるものがある。さて地方官制の上では、國郡里制の方法により、國守は中央人の派遣により、郡司はそれぞれ現地の舊家の人を選び、その下の里の役人の任命については現地人任命主義か中央から派遣したかといふことは分らない。現實の問題として里の役人の任免は、從來の村の顏役が隨次決定するか、あるひは村人一般の自由意志をもとゝして、それを郡司などが最後的に決定してゐたのであらう。かくして地方官設置の原則は定められた。

かく中央・地方を通じて出來あがつた律令機構といふ機構を媒介とした組織は堂々たる意義をわが民族の人間組織發展史の一頁に大きなしるしを殘す。これまでも史籍の上では成務天皇の御代に國郡に長を立て、縣邑に首を置く、卽ち國之幹了にあたれる者をとつて、その國郡の首長に任じ、是を中區藩屏と爲せ（成務紀、四、二）とか「諸國に命じ國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置くをもつてす、……山河を隔てゝ國縣を分ち、阡陌に隨つて、邑里を定む」（同上、五、九）とあつて、民間のすぐれた人を起用して行政區劃の各々の長と定め（この點、律令體制では、中央の人を派遣することを主として、地方人の起用はあまり重要視されてゐないのと、一つの對蹠をなしてゐる）あるひは國縣邑里の制が定められた樣にしるされてあるが、その內容は具體性にかけて漠然としてゐる。凡らくその官名などからして後の律令制的な構想と觀念でこの記事をし

るしたのであらう。たゞなにかの地方制度らしきものゝ萌芽がこの時にあつて、それが刺戟となつてこの樣な記事を殘したのかも知れない。いづれにせよ、さしたるものは未だこの時代にはなかつたであらう。とにかく全國的な規模と明白な內容をもつて地緣的な政治的社會を形成した名譽は、なんとしても大化改新の決斷と試錬を背景としてのみ生れた律令體制に與へられねばならぬ。既に前節に述べた樣に物部氏あるひは蘇我氏などが到達した段階は、一應血緣的なヴェールにおほはれてはゐるが、實質的には地緣的な政治的社會の成立までにこぎつけてゐたことは疑ふ餘地がなく、またその地緣的な廣がりは屯倉・田莊の分布に準じて廣汎に全國に及んでゐた。然しそれらの人々を結ぶ紐帶が虛構にせよ、血緣的なものにたよつてゐるといふことは、あくまで彼等が血緣社會的な情緖にまとひつかれてゐることを示すものであつて、依然として古い前代の遺制を拂拭せず、またなし得ないことを語るものである。そのことは彼等の立場がおのづと古代家族的な立場を超克し得ないことを語るもので、そのため彼等は徒らに矮少な天地にとぢこもり易く、人民も一個の國民として統一的な集まりをなしてゐない。またこの政治的社會の紐帶は、選擇的に定められた一定の集團と豪族との間に結ばれてゐるから、ある一地方に於て、ある村は甲の豪族に、ある村は乙の豪族といつた工合になり、しかもこのある村の人々は屬してゐるそれ〴〵の豪族と同じ血統を引くといふ體裁で、すべて同じ姓名を名のり、その一地方を全體として統一ある區劃とすることは困難である。あまりに內部の分立がひどすぎる。各人がいとなむ地域的社會が狹少な天地に止まつてゐるならそれでもよいが、地方に古代家族の如きものが出て、その成立・成長のためには村より郡、郡より國へといつた工合にその生活圈を擴大したければならない樣になつたり、あるひは村を越えた一地方單位の程度でしなければあまり效果があがらぬ灌漑の整備をしようとしたり、その他一つの神社の祭禮を二、三の村が共同でやらうとする樣な時勢になると、すべて人々の生活圈は擴大する樣になる。正にかゝる段階に達した當時としては、氏の時代の政治區劃の作り方は——なま〲偶然的に大きな地域的にま

とまりのある區劃もあらうが――著るしく人々の生活發展に對して支障をあたへる。支配者と從屬者といふ縱の關係から區劃を定めないで、人民相互の橫の關係から調節された相當に大きい政治區劃が現はれてこなければならぬ所以である。

故に律令體制の設置によつて全日本が一つとなり、それ〳〵地方は國郡里の制によつて一貫した行政區劃が出來て、そこに水ももらさぬ整備が一律になされた。わが國の地緣的社會の成立が、初めて名目の上にも證明されたわけである。たゞここには生活圈の狹少な前代の遺風を保有して、日常生活の上では村の機能が未だ强固に殘つてゐたのに、この律令の行政區劃では村の位置を認めてゐない。最低の行政區劃は村の大きさに近いだらうが、定めによつて五十戶あるひは三十戶と變つたが、とにかくこの程度の戶數をもつた里(鄕)であつた。まことに自然の村の大きさを無視した机上的なやり方であつた。この理由は先に述べた樣に律令的地方制度を作つた人の意圖は村の生活を保存するといふよりは破壞して、もつと廣い地方生活更に國家生活にまで擴大し、生活構造の比重の置き場所を村より地方に、更に國家においてもらひたい爲であつたからであらう。然し一面この機械的な村の取扱ひ方に、自由に居所を指定して使つてゐたと思はれる部民・田部の扱ひ方の傳統を垣間みることが出來よう。然し村の重要性への配慮は律令の制作者の頭腦にも事實としてあつたことは疑ひ得ないのであつて、律令の地方に關する具體的な措置についての法令の解釋に、しば〳〵古代法家の村への配慮がみられることは、これを證してゐる(第一章第二節參照)。反つてこの村の生活への配慮を表面に出さなかつたところに、同じ血すぢの者であるといふ名目の下に、逆にその作つたものにとらはれて狹少な天地にとぢこもらうとしてゐる人々の夢をよびさまさうとした、律令體制の制作者の盛んな意氣ごみがうかがはれる。

かくして大化改新によつて完成された全國的な規模の古代家族的體制は律令機構の創出によつて、初めて制度及び機構の力によつて筋金を入れられたといふことが出來よう。後世「淡海の大津の宮に御宇治しめしし倭根子天皇(天智天皇)の萬世

に改むまじき常典と立て賜ひ敷き賜へる法（聖武天皇御即位の宣命、神龜元、二、四）としてこの制度・機構が仰ぎみられるに到つたのは當然であらう。古きものと新しきものは、こゝに渾然とまとまり巨大な權威を上部に形成するに到つた。

その姿のなんとポリス的形態と異ることゝであらうか。彼の國の革命はほゞ大家族の解體によつて、嘗つての家族員はおのおの獨立して、これまでの家長と一應對等の立場になり、竟にポリスの住民はほゞ相互平等の市民となつたのに對し、わが國の場合は、大家族が次第に解體したといふ點に於てはギリシャと同じ過程をとりながら、その最後の段階に於て、前者は全部の古代家族が消滅したのに、後者の場合は一つの古代家族による他のすべての古代家族の吸收といふ形態をとつた。故に後者に於ては、多數の古代家族は最も大きな一個の古代家族に昇華したといはざるを得ない。いはばそこにはギリシャ特有の爽快なポリスの青空は見られないで、古瓦をいただいた堂々たる大屋根がうす暗く人々の頭上にかぶさつてゐたのである。然しこの量の擴大强化は質的な轉換をうながして、もはやその古代家族的政治組織は眞の現實生活を組み立て得るほどの機能をもたなくなつた。そして一歩後列に退いて、思想的な意味を發揮するに止め、第一線の日常生活の運用はすべて律令の制度・機構に一任するに到つた。然しこの機構の内部には行政府があつても、ポリスの様な民會がないことは當然であらう。蓋し立法の內容は中樞一點の意志によつて最後的な決定が行はれ、行政府はそれをたゞ實行するだけにすぎないから行政府は必要であつても民會が必要でない所以である。

かくしていかなることも最後的な決定は一人の意志によつて定められようと、それを實踐する行政府が制度的に一機構としてある以上、それを運用するために一定數の人間を必要とする。これらの人々はこの機構がまだ制度となつてゐない以前の様に、上者の個人的な好惡によつて決定することは出來ない。どうしても制度・機構に適した一定の限度をもつた人であることを必要とする。その様な人々はどうして得られたのであらうか。

その前に中大兄王を先頭にして屯倉・田莊を獻上した人々の運命はどうなつたであらうか。無一物となつて陋巷に群をなしてゐたのであらうか。それらの人々の運命が氣になる。然しその心配は少しも必要がないやうである。

先に屯倉・田莊を獻上・沒收された人々は、たゞちにその代償として食封を支給され、經濟的基礎はそこからあがる收入によつて保證されたのである。たゞこゝから上る收入は、從來の樣な直接的な交涉によらないで政府の手を經て與へられたので、經濟的基礎なりあるひは量の多寡はともかくとして、四邊をとりまく經濟的な條件は大きく變つてきた。また身分的には「祖子より始めて、奉仕る卿大夫、臣連、伴造氏々の人等、咸に聽聞くべし、今汝等を以て仕はしむる狀は、舊職を改め去りて、新に百官を設け、及び位階を著して、官位を以て叙でたまはむ」(皇極紀、二、正)とさとしてゐる樣に、位あるひは官位による新な形態ではあるが、昔日の上層部としての立場は保證されてゐる。先にあげた官吏考選の基準、八姓及び冠位の制がいづれも氏と密接な關係をもつて定められてゐるのも、いづれもその性質に於て舊家族の身分の保證といふ點では同じであつて、結局呼稱と形態は違つてゐても、その立場の上層であることは少しも違つてゐない。その外律令に定められてゐる位田・功田・賜田・職分田・假蕘の制及び封祿の制等はすべて如上の經濟的・身分的保證といふ線に於て定められた特權であつて、氏の構成要素即ち屯倉・田莊の廢除が舊豪族の大した反對もなく行はれた所以である。

しかも先にあげた天武天皇十一年八月の詔の一節にある樣に官吏の考選には、行跡と共に族姓の尊さが參考されたのであるから、おのづと官僚とくに上層のそれには舊豪族の轉身者である貴族のみに任官がかぎられることになる。

天智天皇の晩年に於て左大臣は蘇我赤兄臣、右大臣は中臣金連、大納言は蘇我果安臣であつて、律令體制の輔翼・執行機構は全く舊來の名家による獨占である。特に蘇我氏の如きは大化前に最も盛えた豪族として馬子・入鹿親子があり、大化後に於ては最初の左大臣となつた倉山田麻呂があり、次いで赤兄が左大臣になつてゐる有樣で、たとへこれらの者が同じ氏に屬

する者として一致して力を形成することはなかつたとはいへ、舊豪族の名家の後裔として朝堂に並々たらぬ勢力を傳統的に及ぼしてゐたのである。

さて如上の蘇我赤兄臣等五人は天智天皇の御臨終に際して、皇太弟大海人皇子と共に、天皇の詔を忠實に遵守して、大友皇子の擁立と輔翼を誓つてゐる。この樣な朝堂に榮える舊豪族を呼びよせて誓はされた仕方は、天武天皇がその晩年に於て數多の皇子をあつめ、各々は母を異にするが同母のはらからとして仲良くする樣に、と皇子をして誓はせたことゝ對照して興味がある。恐らくこの誓ひの内容は、天智天皇の御代に於ては、舊勢力の意向と動きを十分に考慮しなければ、將來が心配であつたのに、天武天皇の晩年に於ては、その樣な考慮がさして——前代と較べて——必要でなくなつたことを示すものではなからうか。壬申の亂によつて有力な舊豪族の一、二が大友皇子についた爲に沒落して、律令體制は次第に安定強化した爲に、むしろ心配は、母を異にする皇子が多數ゐたので、その間が圓滿を缺いて爭ひを起しはしないかといふことに専ら向けられ、後繼の憂は外になくして内のみにあることゝなつた。かくして時を經るに從つて、舊勢力の存在あるひは均衡を考慮して官職を任命する必要がなくなり、また後になつて制度として成文化された定めによれば、官吏の任官には族姓を考慮するとはしるされないで、先づ德行を盡し、德行同じければ才用高きものをとり、才用同じければ勞效多きものをとるといふことになり（選敍令）、萬人平等の出發點をあたへてゐる。然し事實としてかゝることは十分に貫徹され難く、特に上級の官職についてはこの感が強い。このため田荘・屯倉は失つても、それらの舊所有者は律令體制の官僚としてしば〳〵世襲的に高官にゐるのであるから、人民に對する支配階級としての立場には異るところはない。舊豪族＝新官僚・新貴族の方式は忠實に履行されてゐる。氏の長は今までのばら〳〵になつてゐたのを止めて共同一致し、一つの機構の下に集合して、これまでの人民に對する樣になつたといふのが、律令體制の本質といはれるのも、思へばまことに正しい洞察である。蓋し、

朝鮮問題を中心として新興國新羅及び巨大な世界國家である唐をむかふにして、わが國は一つの危機に直面してゐたのであり、また國內の人民は束縛の鐵鎖をたちきらんとして、とかく社會の治安が亂れやすく、支配階級としては、このまゝ舊來の慣習になづんでゐては、自己の階級的存續があやぶまれて來たのである。正に彼等としては共同一致して新たな體制を求めて確立せねばならぬ所以である。同じ蘇我氏の內にも本宗たる蝦夷・入鹿の一門を見捨てゝ、新たな歷史の流れに身を挺しようとする者が出てくるのは當然であらう。

かゝる動機をもつて進發した律令體制であるから、いかに中央の、特に急進的な官僚たちが反氏的な施策をとらうとしても、觀念的にはともかく、彼等自身の出身に制約され、更に周邊の人々がこの反動への道を更に加速度化するのは當然である。おのづと律令體制の內に色々な舊慣が保有されるのは爭ひ得ないであらう。

元來なら私兵の如きは改新の詔の一節に定められた樣に、すべて政府に收めるべきであつたし、また確固たる政府が從來のつとめを代行してくれたなら大した必要もなくなつた筈であるが、嘗つてそれ〲の有力な人が、自分の立場をさゝへる大切な基礎であつた私兵に未だ名殘りがあつたのか、私兵の存在はそれまでの有力な人の繼續と共に、なか〱すたれなかつた。天智天皇の崩御に際し、皇太弟大海人皇子が皇位の繼承を辭退されて、吉野に逃避された時に、他意なきことを證明するために私の兵器を收め、悉に司に納められた（天武紀）のも、例は皇子の例であるが、一般の有力な人々の間になほ私兵が行はれたことを示すものであらう。伴信友は壬申の亂には皇子の多くの舍人が嶄然頭角をあらはすほど活躍したといつてゐるが正にこれらの人々は如上の兵器を使用すべく定められた人であつたであらう。更にずつと時代の下つた奈良時代の中頃である天平勝寶九年六月九日に制勅五條が發せられ、その內の一つに「依命、隨身之兵、各有儲法、過此以外、亦不得蓄　除武官以外不得京裏持兵、　前已禁斷　然猶不止」（續紀）とある。正にこの禁令發布の時期は橘奈良麻呂の亂の前夜にあたつてを

り、既に前年から始つてゐたこの計畫は、既にはつきりした姿に於ては表はれないとしても、なんとなく社會に一抹の得態の知れぬ不安をよび起してゐたものゝ如く、當面の攻撃の的とされた當局者である藤原仲麻呂をして、かゝる布告をなさしめたのであらう。既に大化以後久しくなるが「私兵」の廢滅はなか〳〵十分に貫徹してゐない。

また大化改新に際して諸豪族のもつてゐる部は廢せられたが（孝徳紀、二、正）、天智天皇の三年二月には民部・家部が定められ（書紀）、更に一轉して天武天皇の十年二月には天智天皇の三年に諸氏に給せられる「部曲」は今後は廢止すると定められた（書紀）。部曲の實體は現在の私には未だ分らぬがそれが奴婢的たものであることは疑ひ得ないであらう。故に天武天皇の御代に定められた最後的た決定によつて部曲が廢せられたことをもつて、舊豪族が奴婢的た立場の者を竟に所有しなくなつたと考へられ易いが、この定めの眞意は、單にこれまで朝廷より支給されてゐた部曲が、今後は支給されなくなつたといふのにすぎないのではたからうか。從つて自力で奴婢的な者を持つ分にはなんらさしつかへはなく、また事實多くの奴婢を舊豪族はもつてゐた。このためにこれらの人々を有力た働き手とし、祿令の定めによれば、朝廷より毎年、正從一位は一百四十個、正從二位は一百個、正從三位は各々八十個及び六十個とそれ〳〵賜はる多數の鍬を、重要た農具として彼等に與へ先にあげた位田・功田等々の名目の下に政府からあたへられる田、あるひは自力で獲得した田でそれ〳〵働かせたことであらう。氏組織は既に消滅したが、その基礎をなす古代家族は依然として存續する基礎はあたへられることになつた。かゝる舊豪族の經濟的あるひは身分的た立場といとなみは、既に律令體制によつて多大の變化をうけてゐたのであるが、それらの名殘りを律令に定められてゐる家令の制によつて昔の面影をうかがふことが出來る。

家令の制は唐令の「太子家令寺」に則られて作られたことはいふまでもないが、その適用範圍が、唐令では單に太子の家のみであつたにかゝはらず、わが國の場合にははるかに廣汎に從三位以上なら臣下の者までも、この制度は實施された。先

例を支那に求めてはゐるが、この様に支那と違つた運營の仕方をしてゐるのは、當然わが國にかゝるものを受入れる獨自の地盤があつたことを示すのである。さて家令につき律令制はまづ第一に「唯得決笞仕丁、不得決資人」と定めて資人は仕丁より一段と待遇がよい。仕丁と資人は同じ様に貴族及び官僚の家に官よりあたかも支給された形であるわけであるが、仕丁が食封に定められた郷戸から、五十戸二人の割合をもつて三年一替への定めで（賦役令）地方から都につれてこられたものであるのに對し、資人は貴人の威儀をかざり警衛・驅使に供するため、朝廷より賜はる供人であつたので、おのづと彼等に對する態度に違ひが出たのであらう。この家令の下層の者に對する態度は、いふまでもなく舊豪族＝貴族が自家で使つてゐる人に對する從來からの態度であり、また政府から承認されたものである。さて仕丁の數は、食封の數に比例するから、太政大臣は三千戸、左右大臣は二千戸、大納言は八百戸の食封が支給され、もし理を以つて官を解き、致仕する者はその半分を永く所有することが許されてゐる（祿令）のであるから、各高位の官僚の家に保有される仕丁の數は相當のものとなる。しかもこれらの官僚は屢々位階をもつてゐる人であるから「正一位三百戸、從一位二百六十戸、正二位二百戸、從二位一百七十戸、正三位一百三十戸、從三位一百戸」の食封の支給（祿令）がこれに加はり、しかもかゝる定め以外に特別のおぼしめしでこれ以上の食封をもつこともあらうから（續紀、養老三、十等）、仕丁の數は決して輕少なものでない。某年四月の造大寺司作物並散役帳に「單口七千九百八十五人の中、仕丁一千三百十二人を數へ」（竹內理三、上代寺院經濟史の研究、三二頁）、東大寺の建造・維持に要する勞働力に多大の貢獻をしたが、かゝる事情は比例は違つても先に述べた貴人の古代家族の農業經營等にはあてはまることであらう。かゝる人に對して自由に裁決としての强力を加へることを許されるといふことは、これによつて昔日の舊豪族＝貴人が古代家族を保持した時の有様を想像することが出來よう。仕丁に對するかゝる態度は律令の三年一替の定めを無視して「壯年より白頭に到るまで主家に驅使したり」（續紀、養老六、二、）、それを嫌つてか主家の酷遇に堪へな

いためか逃走する者もあつた（同上、和銅二、十）のも無理はないのである。食封制は他のいろ〳〵な貴族の特權的な規定とくらべて、その歷史的な起り（大化改新の詔勅）と內容からいつて、著るしく舊豪族的な經濟的立場を保持する重要な支柱をなしたのであるから、仕丁が主家によつて如上の樣な態度をとられるのはかゝる所から來るので、決して單なる恣意的な事象ではなく、はつきりした傳統を受けついでゐるといはねばならぬ。さて下の人々に對する家令の立場とその歷史的意義はこれ位にして、その職掌については單に「掌總知家事」（職員令）とあるのみで、その外の家令職員である「扶、從、書吏」の職掌と共に大して具體的なことがしるされてゐない。故にこの具體的な內容について唐令の太子家令寺の「職掌太子之飮膳食儲庫藏之政令總食官典司藏三署之官屬、……凡食官典倉司藏之出納皆其名數以時刺于詹事、凡莊宅田園必審其頃畝分其疆界實于籍書若租稅隨其良瘠而爲收斂之數以時入之禁其過違者若宮朝坊府有土木營繕則下於司藏命典事以受之」（講令備考、續々類從本、七五―六頁）を參照しなければならぬ。この樣な家令の仕事は石原正明が按じた樣に本朝のものもこれと同じものであらうが（同上、七六頁）、特に傍線の所などはわが國の大化前及びそれ以後に於ける舊豪族＝新官僚・新貴族の生活態度と密接不可分のものがあることが容易に分るのである。かゝる舊豪族は大化前代に於て既に幾多の淘汰を經て次第に僅かの大勢力家によつて抹殺あるひは吸收されて少くなつたとはいへまだ〳〵相當な人數がゐたであらう。かゝる立場を全面的に否定しないで存續さすためには、たとへ廣汎に各地方にひろがる氏組織は排除しても、かゝる家令の制に定められてゐる樣な仕事を處理する人と機構の保持乃至は支給を必要とする。このため唐令では皇太子一人のみにこの樣な制度を定めればよいのに、わが國の場合には實際の數は少いが、從三位以上の高位に登り得る樣な、嘗つての有力な舊豪族にはすべて必ずこの制度にあづからしめねばならぬ必要があつたし、その必要に該當する人でもあつたのである。わが國の律令體制の官僚とくらべて、後には莊園の設置を盛んにやつたが原則的には封祿に生存の一切を託してゐる唐の官僚と大いに違ふ點がこゝにも見られる。

なほ家令は判任官の待遇をうけて、各家に設けられるのであるが（選叙令）、先にあげた裁判權とその裁決の執行權に示される樣に資人に對してはかなり制約があたへられたりなどして、既に昔日の一王國的な秩序は既に衰頽に赴きつゝあつた。このことは舊豪族＝貴人の立場の存續・發展の基礎が、ありし日の樣に古代家族を基礎にした屯倉・田莊といふ形態をとらず、たとへ奈良時代に著るしくなつた墾田の發展といふ形によつて、彼等が發展したとしても、結局それは屢々禁止された樣に非合法の行ひである。故に彼等が合法的な立前の下に發展しようとすれば、律令體制が彼等に一般的に與へた特權を巧妙に利用すると共に、その特權の擴大・强化のために高位高官になることが必要である。こゝに於て古代家族の發展とその末流・分派の散在的な發展といふ線に沿つた發展の仕方は意義を失ふ。このため勞働に使用し得る奴婢的な人を多數手下において ゐても、彼等は次第に單なる家事召使ひ人として、あるひは自分の高い身分の誇示のための從者とされ、空しくこれらの人々は生産部面から遊離させられてきたであらう。古代家族の發展は既に貴族の下では行はれなくなり、このため彼等が家族的な紐帶あるひは組織について、鍛えられることがなくなつて行く。このため嘗つての家父長的な態度と物の考へ方はすたれ、彼等の政治家的なタイプは失はれて、眼界はたとへ狹くとも、かつてもつてゐた樣な生々した生命がすりへらされて行く。彼等の身分的・經濟的な立場の高次性には變化がなくとも、人間としての實體は著るしく違つて來た。彼等の生きがひと情熱の發散は、たゞ高位の官僚として機構を驅使して政治を行ふことによつてのみ果され、家を離れ、家族と別れて新な別天地に足がかりを求めねばならぬ時代が來た。然しすべての舊豪族が如上の樣な時代の傾向に順應するとはかぎらない。舊豪族は屯倉・田莊の廢除といふ手段によつて、いはゞ四肢をうばひ去られて、食封・位田・功田・假蔭の制等による義肢義足を提供されたわけであるから、もとからあつた頭腦と體軀の働きは、從來のまゝ存續し活動できる。たゞ新たにとられる榮養によつて次第にそれらの頭腦と體軀が變質してくるが、古い舊豪族的なタイプは新しくなつた榮養の變質に十分に氣

づかず、徒らに昔の考へのみにとぢこもる。律令體制の官僚の間に新舊二つの潮流が出來る原因である。

かくして中央貴族層は大化改新・律令體制の影響によつて氏の組織が崩壊されるので、獨力で人々を結合して組織する點については鍛えられなくなり、一般的にいつて次第に衰頽する傾向があるのに、大化改新後しば／＼氏上に關する定めがあつて、一見氏組織の强化を政府でほどこしてゐるかの樣に見えるのは、一つの矛盾である。然しこの氏は既に前代の樣に屯倉・田莊あるひは古代家族を組織する樣な氏制ではなく、それらの門戸を切りとられた體軀のみからなるものである。即ち元來有力な家は一應分家したものでも、とかくそれらを家父長制的な支配の下に律しようとしがちなのであるが、新に分家したものはそれ／＼獨立し得る基礎をもつてゐるから、次第に本家の支配を脫したがる。特に大化改新を契機としていろいろな定めが氏單位で行はれるのであるから、これまでは分家して獨立の氏を作るのは、單に慣習的になされたので別に深い特權などを考慮してわざ／＼分立したものではなかつたのが、今度は意識的に氏についてよく考慮した上で行動を決せねばならぬ。例へば大小氏の決定、あるひは爵位・封祿の支給等を考へた時、本宗の家では勉めて力の結集のために分家の成立を認めまいとしようとするであらうし、一方新に獨立してもよい程になつた者は、分家しないでそのまゝ本家にゐたのでは種々の特典の支給が政府からあつても、お裾分けにあづかるにすぎないから、とかく分家をしたがるであらう。また大化改新に伴ふ屯倉・田莊の廢止に伴ふ氏組織の否定によつて起きる混亂によつて、舊豪族＝新貴族の間にもそれ／＼いざこざが生じたであらう。中央政府が舊豪族の保持を目ざす以上、かゝる貴族の地盤を安穩ならしめるために、天智天皇の三年にわざ／＼氏の秩序の保持にあたるべき氏上を、しかも伊美吉以上の姓を有つ者の間に定めさせて、政府に報告させたのも（文武紀大寶二、九）偶然でない。天武天皇の八年正月に「詔曰凡當正月之節、諸王諸臣及百寮者、除兄姉以上親及己氏長以外莫拜焉」と定め、更に十七年後の文武天皇の元年十二月に「庚申禁正月往來行拜賀之禮、依淨御原朝庭（天武天皇―引用者）制決罰

之、但聽拜祖先及氏上者」(書紀)と布告されたのは、いづれも氏上の權威を儀禮的に定めようとした政府の意欲のあらはれで、氏內の秩序と統制の保持を萬全ならしめようとした目的の下になされた定めであつた。たゞ前者の天武天皇の時の定めに於て注意されねばならぬことがある。それは「兄姉以上親」のみがあげられてゐて、こゝに傍系親族ではあつても伯叔等の目上の者が見られないことである。このことは事實の正確な認識であつたかどうかはともかくとして、この定めに含まれる當時の觀念では「諸王諸臣及百寮」の家族は父母とその子供たちからなる單婚家族であつて、その他の傍系親を含んでゐなかつたことを示すものであらう。もし家族の內にこれらの人々の伯叔等がゐればいかに傍系親にせよ、これに對して拜しないわけにはゆかないだらう。しかるに定めの上ではこれを拜しないといふのは、この樣な關係をもつた血族が共に一諸になつて一家の內に住んでゐないからであらう。そして如上に定められた以外に拜する人としては、たゞ一人氏上があげられてゐるのは、この樣な單婚家族がいくつか集まつて一つの氏といふ集まりを作り、そこに一人の氏上がおのづと置かれたことを示すものではないであらうか。故にこの定めはおのづと上述の樣な家族形態を前提して定められたものであるから、伯叔は一應目上であつても、自分の家にゐないので、十分尊敬はしなくてはならぬが、强ひて拜するには及ばないと、定めの制作者は考へたのであらう。この定めが正しく當時の事實を前提としてゐるかどうかは疑はしいが、當時の立法者の頭腦にあり、またあらしめようとした家及び氏の構成は分家をどし〳〵作つて家族構成が著るしく單純になつた蘇我の家の樣式をもつと進めたもので、その上でこの單純となつたいくつかの家を一團に集めたものであることが明瞭である。かゝる形態のものは大化改新以後に生れた最も尖端的な貴族がもつてゐた氏の形態かも知れない。

持統天皇の八年正月に壬申の亂に功のあつた大伴御行が大伴氏の氏上になる樣に上から定められた(續紀)。それより七年後の大寶元年に御行は大納言になつたが、この同じ年に弟の安麻呂は中納言となり、相共に律令機構の輔翼・執行機關の一

員となつた。そして兩者の死後に於ける大伴家の本流は、安麻呂の系統によつて受けつがれたのであつた。この樣な工合であるから安麻呂は御行の生前から獨立の一家をもつてゐたであらう。かゝる有力な人を二人までも同じ氏に含む場合には、なにかといざこざまで行かなくとも、なんらかの遠慮なりやりにくさがまとひつき易いであらう。このため、大伴氏ではわざわざ御行を氏上にすると上が定められたのではないであらうか。元來氏上の決定は一應申し出て「聽勅」（繼嗣令）を必要とするとはいへ、諸氏から自發的に申し出るべきであるし、決定も自發的なものであるべきであるにかゝはらず、この樣に上から氏上が定められるといふことは、なにか事があつた爲と考へられるので、凡らくそこに何んらかのいざこざがあつたのであらう。この樣ないざこざの例として、平安時代の事柄であるが、先に第二章であげた左中辨正五位下丹墀貞峯がもとの姓である多治比氏に復歸せんことを願つた時の次の言葉を思ふ。元來本家の氏上が支那に行つたことが緣となり、發音はそのまゝであるが三字名の多治比を嫌がつて二字の丹墀に勝手に改姓したのであるが、われ〳〵はそれにあづかり知らず、心もおだやかでなかつた程であるから、再び舊姓に復さんことを乞ふと憤激の口調であつた。これなども本家の專斷に對する分家の不平であるが、もしこの分家がすつかり獨立してゐればこの樣な問題も起らなかつたであらう。然しこの樣に丹墀と改めて久しくなつたのに、貞峯が多治比とまた直す樣に思ひ立つたのは、結局、彼が次第に自力を蓄積して來た結果であつて、とかく同じ氏で有力な者が家父長以外に生ずると、なか〳〵統制が困難になることを、これらの例は示すものゝ樣である。まことに大化改新以後に於て政府から氏の秩序あるひは統制をかれこれいはれても、その意味するところは結局に於て如上の樣ないろ〳〵な問題に示された程度のものであるから、その氏組織ははなはだ規模の矮少なものであると共に、貴の血族者のみを含み、それさへこれから獨立の分家を確立しようとする者であつて、そこには既に分家してしまつた樣な遠い血族者はゐなかつたと考へられる。故に改新後に於て政府が中央貴族に向つて氏の保持についてやかましく言つたとして

も結局それはクラン・ゲンス的な氏族制度の內容と全然違つてゐるのであるから、政府が政治的組織としての氏制を屯倉・田莊の廢止によつて自然消滅させた態度と少しも矛盾するものではないのである。

以上の樣に政治的組織としての氏制を次第に衰頽させて行つた都市の貴族に對して、漸く古代家族的なものゝ上に立つ人が一部に生じて、次第にその姿を廣く展開させ始めた地方僻遠の農村に於ては、中央舊豪族の樣な特權を政府からあたへられる人もほとんど無く、こゝに於てはなほ氏的な政治組織は發展の餘地をのこしてゐた。そしてこの發展は、既に確固たる基礎をもつ中央政府の下になされるのであるから、おのづと規模は少さく、嘗つて中央舊豪族が到達した樣な段階に達することは不可能であつた。かくして組織形態としての氏制は中央人の側から離れるから次第に歷史の表面に出ることなく草深い農村の內に永くひそむことゝなつた。氏のあり方は都市と田舍ではそれ〴〵地域的に違つてきたのである。

註　國家をもつて家族の擴大とし、國主をもつて家長の延長となす見解は、西歐にもいろ〳〵あるから、それらの點について考察し、わが國の特性を究明し、一層その本質についての認識を明白にしておきたい。西歐に於ては、かゝる思想は近世初期に顯著に表はれた。中世ヨーロッパの諸國は概ね法皇・王及び諸侯の三者が併存して、互ひにその權威をほこらうとしたので、まことに國家の體制として主權の確立がなく、まさに特殊な政治體制が存在したのである。然しこの三者併存は、十字軍の失敗による法皇權の衰頽と中世末の諸國家の間の戰ひ、あるひは國內の內亂により、次第に封建諸侯が領土と武力を弱體化して行つたので、次第に王のみが一人强大な力をもつに到り、中世國家特有の主權の分裂も、國外からする法皇權と內からする諸侯の權力が廢除されて行つたので、竟に主權の確立は王權の確立といふ線に沿つて行はれることになつた。かくして主權の確立する國家・近世國家の成立は王權の發展と異語同義となつた。まことに現象的に見れば王權が强くなり王室が繁榮することによつて、始めて國の統一と國民思想の涵養が出來たのであり、國民としては今までの中世國家特有の分裂させられた小ぽけな生活圈を止揚して廣々とした心をもつ樣になつてくる。かゝる時代と人心を背景として王權が俄然として高まり、これに對する尊敬が成立して、特有の思想が出てくるのは當然である。王室と國家、王室の主人と國家の君主が、一見かなり離れた必ずしも結合するものでない兩方が如上の歷史的な過程に統一されて、裏と表の關係にまで昇華されるに到つた。國家は家の擴大されたもの、君主は家の長といふ思想の發生が、必ずしも偶然でないことが分るであらう。かゝる觀念形態の代表的

な創始者として英國のフィルマー(R. Filmer. 1604—47)をあげることが出來る。「彼」の學說はロックによつて反駁され、又一部分は多數のトーリー黨員によつて君主政理論として採用された。その主著は「族長論」である。この書は舊約聖書を根據として、君主權の神授なることを論證したもので、君主權が人類の始祖アダムの家長權の延長であるといふにある。本書に於いては(1)君主の起源は家族の父長であること、(2)人民主權論及び人民が君主を選任したとなす說の誤謬、(3)現實法は決して君主の自然的權力及び家父的權力を侵害せぬことを論じてゐる。フィルマーは「政府は、家族の擴大にその起源を有する、而して王はその父であり、人民は彼の子供である」と主張した。家長的支配は權威の本原形態であり、政治的主權は本源の家長的權威から派生したものであつて、神の裁可の下に世襲的に繼承されたものであり、且つ君主制は神的制度であり又自然の諸法に合致するものとなした」(龜井高孝著、最新中等西洋史教授備考第一部下、三五四頁)。フィルマーは國家でなくして政府が家族の擴大といつてゐるのは、中世から近世初期にかけての王權發達の歷史的意義と價値をあざやかに象徵的に表現してゐる。が、次に國王と人民を父と子の關係によつて表現し律しようとしてゐるところは、家族の觀念を國家までも昇華させてゐるといはねばならぬ。

なほ戒能通孝氏はフランスのボダンの家父長的國家理論說に準據して、フランスのルイ王朝に見られた王權の家父長的な性格を摘出してゐられる。然しボダンはこの王權の性格を端的に表出したのみで具體的な說明がないためか、戒能氏はこの缺陷を補ふために、フランス大革命の前にフランスを漫遊したアーサー・ヤングの旅行記に示された宮廷風俗等を利用してゐる。即ち當時の人民は自由に宮廷に出入して王の御寢室さへも見物に歩るくほどで、人民は非常にファミリアーな感じを王に對してもつてゐたとされてゐる(家族制度と家族主義、法律時報、第十五卷第七號三七頁)。その他王がみづから市井に出かけて平民たちと交はり、たま／＼狹い道を通る時に一人の平民のためにわざ／＼道を讓つてやつた例などをあげて、王權の家父長的な性格とされてゐる。(同上)

現在の私はこれらの事象を檢討して、その本質をつかむことは出來ないが、これに反對する樣な例はあげることができる。例へば王室狩獵場がいかに人民に對して無慈悲なものであつたことを想起すればよい。アーサー・ヤングは言つてゐる。「鳥獸禽を維持するために、多くの作物を害つて了ふ程晚い或る時期に至るまでは、鷓鴣の雛をおどかさないやうに雜草を除くこと、鳥禽を害しないやうに種子を水に浸すこと、その他草刈り等を禁じ、或はまた、鳥のかくれ場所を奪ひ取ることになるからといふので、刈株を取り除くことを禁じたりする勅令が、夥しくあつたのだといふこと」(龜井、前揭書四三六頁)、このため「野猪や鹿群たるや增々純なるに拘束されることなく思ふがまゝにそこいら中をさまよひ歩き、その結果、作物はそのあらすにまかされ、彼等の頼りない子供達を扶養すべき食物を助けるためにこれらの野獸を敢へて殺した氣の毒な百姓で牢獄は滿員にされる」(同上、四三五頁)のであつた。まことに先の牧歌的

な風景は要するに王の思ひつきであり氣まぐれであつたといはれても仕方がないではないか。ボダンは果していかなる意味に於て國王の家父長的な性格を說いたのか、戒能氏の論文には示されないが、先に示したアーサー・ヤングの宮廷風俗などのみからは生れるものではない。その發生の根據は既にフィルマーの說を批判した際の當時の王權の認識をもつてすれば容易に了解できよう。國王の家父長制的な性格については、ボダンとヤングの間にはなにも關係はないとはいはねばならぬ。

同じ樣に家族國家あるひは家父長的な國王の言葉を用ひようとも、兩者の發生を促した原因は、わが國古代と西洋近世とでは、徹底的な差違のあることが明瞭である。まことにわが國の場合は觀念形態として最も典型的に發展したものといはねばならぬ、それにはわが國の當時の事情によるものであることは言ふまでもなからう。以上によつて成立した根據は異にしてゐるが、形態に於て著るしく類した觀念形態が古代と近世のそれ〴〵の初期に於て生じたことは注意すべきである。なほ如上のヨーロッパの近世初期の絕對王制の根據は形態的には法王及び封建諸侯の退場によるものであるが、實體的には當時次第に發展してきた資本主義の主導者たる商工業者と衰頽に赴きつゝあつた封建貴族の爭ひの均衡の上に立つものとされてゐる。故に資本主義社會が發展する所、卽ちそのための前提である國家の統一的な確立が唯一者を通じて行はれるところでは、如上の觀念形態は必ず成立するといはねばならぬ。故に古代に於て如上の樣な觀念形態を發生させたわが國が、たまたま近世の資本主義の發展を唯一者の國家主權の獲得による環境の下に行つたので家族國家說と家父長的君主制の觀念形態を復活し、增强することが出來ることはいふまでもなからう。こゝに於て成立過程と內容を異にするが類似した觀念形態の重層をこゝに見ることが出來る。しかるに同じ樣相をもちながら思想的內容を異にするものが併存してゐる。卽ち大ざつぱにいつて古代的なものと近代的なものが併立してゐることによつて、これに對する認識は非常に困難となる。既に覆滅し得たと思つてゐる足下からまた〳〵同じ頭をもちあげるヒドラの如き怪奇な性格が在存するのも偶然でなからう。しかるにヨーロッパ特に資本主義を主導的に發展させた西歐諸國は槪して古代社會の著るしい發展と持續をもち得なかつた爲めに、彼等の家族國家說あるひは家父長的國家制乃至は君主制については單に近世的な場合を知るのみで、古代的なものは體驗しない。どうしても後者に對する認識、更に兩者の重層する場合の分析は、彼等にとつて困難であらう。然しかゝる問題は單に歷史的興味といふ以上に、東洋一般に廣く、現在に於ても存在してゐるものであり、また人類が形成した政治的社會の一構想として、十分に將來のために檢討されるべき價値と資格をもつてゐるのである。吾々東洋人は將來に於て新たに構想・建設すべき政治的社會研究の一環として、西歐人に困難なこの問題の討究を果すべき責務と自信をもたねばならぬ。

第三節　律令體制

一

豪族と貴族、家父長と行政官、政治家と官僚、古代家族と封祿、人情と理智、血縁的なものと地縁的なもの、あらゆる意味に於て二元的なものが、律令體制の内に含まれてゐる。然し、この二元性は多く相離れて存在してゐるものでなく、いやしくも律令體制に包含されるものは、その制度たると人とを問はずいづれも雙方の性格によつて、それ〴〵つらぬかれてをり、時々の條件と境遇によつて、いか樣にもどちらか一方の要素が優越する。古代政治史の中核を形成する中央の政治的鬪爭は概ねこの二元的なものゝ相剋に原因するといつてよく、國民性の上にもこの二元性は永くあとを引いて影響するところが多い。氏と氏人の運命も國家の體制もこの影響をまぬがれるわけにはゆかない。

即ち律令體制の成立によつて氏制の組織的方面は著るしく消滅を餘儀なくされたが、一方に於て氏制を形成してゐた者はほとんど大なり小なりの貴族に任ぜられたから、いはゞ氏制の貴族的性格といつたものが生れてきた、然し前者の舊豪族的要素は次第に後者の新貴族・新官僚的要素によつて壓倒されつゝあつたとはいへ、なか〴〵全面的にその位置を掃蕩されなかつた。氏制に於てまた國家體制の上に於て、二元的な要素が永く併存する所以である。以下に於てこの二つのものが浮き沈みしながら形成して行く、大化以後の氏制と國制の歴史を跡づけて行きたい。たゞこの歴史はあくまで律令體制の歴史によつてすべて規定されるのであるが、今こゝに律令體制の歴史を全面的に論ずる餘裕もなく又場所でもないから、律令體制の官制史に於て重大な意味をもつ合議制の成立をあとづけ、これによつて、律令體制に於ける二元的なものゝ動きとそれの統

一的な發展を敍して律令體制發展の方向を求め、これを基礎として古代國家の國制の本質と歷史を考察して行きたい。

既に大化後間もなく、左右大臣と大納言とが設けられた。後にこれらの官職は成文化されて律令體制の輔翼・執行機關となつた。更にこの後に於て辨・卿以下に代表される事務機關の設置によつて上下ともに萬全の政府の體制を整へ、最早これ以上手を入れる餘地はないかの樣であつたが、大寶二年に設けられた參議の制によつてこの律令體制は官制的な機構の上に於て一つの劃期的な影響をうけることになつた。然しこの年の參議の職務はその名稱が動詞的に使用されて「朝政」に參議する意味に使はれてゐるから、未だ參議は官制的な職場となつてゐなかつたであらう。その任にあたつた人も大伴宿禰麻呂・粟田朝臣眞人・高向朝臣麻呂・下毛野朝臣古麻呂及び小野朝臣小野の五人であつて、大伴麻呂が式部卿、下毛野古麻呂が律令の制定に從つてゐる以外はすべてなんらの律令的官制にもとづく官職についてゐなかつた。故にこれら古くからの名家に參政といふ一つの働きをあたへたのは、彼等が閑位にゐる欝憤を解消さすための政略でなかつたかと考へられるので、この點については大伴・下毛野も共に同じであつて、兩人とも仕事としては律令の制定に從事してゐるが、これまでの經歷を見てさしてこの仕事の中樞にゐた樣ではない。たかだか彼等は顧問格におさめられ、割合に綺麗事に終りやすい閑仕事についてゐたと思はれる。從つてこれらの人が相前後して歿し、和銅三年に竟に最後の一人となつた下毛野古麻呂が鬼籍に入つて以來「參議」の名稱が廷臣の間に見られなかつたのも當然であつて、「參議」が官制の不備をおぎなふ爲に置かれたのでなくて、人に重きを置いて設けられたことがおのづと理解されるのである。

この樣な政治的考慮をもつて生れた參議も靈龜二年に三十七歲の若き練達の士である藤原房前が「參議朝政」する樣になつた時は意味も違つてきたであらう。然しこの時に於てもなほ「參議」は動詞的に用ひられてゐるが、天平元年二月壬申長屋王の變の翌日、大宰大帥多治比縣守、左大辨石川石足、彈正尹大伴道足の諸名家の人々が一擧に「權參議」となつた時に

「參議」は初めて名詞的に用ひられ、漸く官制的な意味をもつて來た。それでもなほこの時は正式に「參議」でなくて「權り參議」とする程度であつたが、その後二年たつた天平三年に到つて初めて「參議」は正式に官制となつた。丁度その年の八月五日に舍人親王は勅を拜して、執掌の卿等、或は薨逝し、或は老病して理務にたえず、よろしく各々が知る務に堪へ得べき人の名を推擧せよと布告した。それに答へて翌々日の七日主典已上三百九十六人は闕下に到つて表を上り、幾人かを推擧するに到つた。かくして三日後の十一日に先に名をあげた權參議の内、多治比縣守は民部卿として、大伴道足は右大辨として參議となつた。その外、式部卿藤原宇合・兵部卿藤原麿・大藏卿鈴鹿王及び左大辨葛城王が共々に現職を兼ねて參議となつた。靈龜二年に藤原房前によつて新たな意味と内容をもつて再び初められた「參議」は十五年後の天平三年に到つて初めてその實を完全に結んだといへよう。そして參議は以後に於て人々のかゝりきりの官職といふよりはむしろ、各省の長官である卿、あるひはそれらを統率する大辨が屢々兼任してゐるものが多いから、參議の機能は律令機構の輔翼・執行機關を構成する左右大臣・納言の上層官僚と事務執行機關を構成する大辨・卿以下の下級官僚とを結びつける楔の役目を果すことゝなつた。故に參議となるべき條件として先の舍人親王の言葉の内に、務に堪へ得べき人といふことがかゝげられたのも偶然ではないのであつて、そこには必ずしも政治家としての決斷力の豐富と、廣汎な見通しの所有者といつたタイプは求められてゐず、ひたすら事務に練達する人が要求されたのである。然し參議となる人のタイプがどうであらうと、行政事務の媒介者的な立場にあるのであるから、參議が律令機構の保持・運營に非常に重大な意味と内容をもつた官制となつてくるのは當然である。

かくして「參議」は一時の政治的な考慮から生れたものであつたのに、時代の經過による舊人物の凋落と政治體制の整備によつて、次第にありし日の氏制時代に古代家族の家父長乃至は氏上としてもつてゐた樣な、單なる力や社のみでは行政が

出來ぬほど複雜となり尨大となつた爲に、こゝに下部の事情に通じた練達の士を輔翼・執行機關に送つて新鮮な空氣と適確な現實の認識資料を提供し、合せて正確な事務の進行になれた人によつて、輔翼・執行機關で定められた事柄を具體的に取纏め法制的に整備したものとして世の中に出す必要が生じたが、この擔當を次第に「參議」に求めて竟にそれを官制化するに到つた。おそらく當初の意味と內容はともかくとして「參議」の實際的な働きが律令機構を保持するのに著るしく役立つことに次第に氣づかれ、しかもこの機能を果し、また改良して行くのに、新人を求めてこれにあたらすといふ方法をとつてゐる內に、今や漸く參議の制が律令機構になくてはならぬ機能を果すと共に、それを擔當する人も事務機關から出ねばならぬといふことが納得されて、竟に如上の様な官制的な定めと整備が行はれ、參議は一個の確固たる「令外官」卽ち新に律令體制に附加された機關となつた。「參議」設置の意味は最初の程は、舊豪族を喜ばすための機能をもち、いはば反律令體制的なものであつたのに、今度は逆に律令體制の保持・强化をなし得るものと考へられ、「參議」の性格はこゝに於て一變するに到つた。たとへ參議が令外官として嘗つて政治的考慮を　つて置かれた時の名殘をとゞめてゐるが、今や正に「令」の外のものでなくて內にゐて「令」を强化する機能を果してきたのである。この一つの參議といふ官制に於ても律令體制がもつてゐる古きものと新しきものとの微妙な交錯がうかがはれるので、古代國家の基礎をなす律令體制は古きものを含みながらもいつしか體內の新鮮な代謝機能によつて自分に不適當なものをすてゝ、新な滋養分をとり入れて、次第に順調な發展の歩みを進めてゐたことが諒解されるのである。特に大寳二年に最初の政治的意味をもつた參議になつた六人の筆頭が大伴氏であり、靈龜二年になつて漸く事務機關的な性格に變りかけ始めた參議になつた人が藤原氏であつたことは、古代に於ける有力な二家のその後の推移から見て決して偶然として片づけ得ないものがある。むしろこの二家によつて代表されることがらは古代史の二元性の典型的な形象ともいふべきものを含んでゐるので、以下の考察に於てこの二家を例として律令體制的な地

族的組織に反對するものと考へられる氏制の動きをみて行きたい。

藤原房前の兄武智麿は不比等の長男としてかつはその人柄の重厚さによつて早く名聲を博してゐた。その「家傳」の一節は彼が近江國に地方長官として赴いた時にとつた態度の一端を次の樣につたへてゐる。彼がたま〳〵伊吹山に登らうとすると、「土人」たちは此山に入れば疾風雷雨 雲霧晦暝し群蜂飛び來つて螫し、倭武尊の尊き身分をもつてすら、神のために害せられ白鳥となつて飛び去られたといつて武智麿に登山を思ひとゞまる樣にすゝめた。彼はこれに對して——自分は昔から今まで、あえて「鬼神」を輕慢したことがなく、もしそのことを鬼神が知ればどうして自分に害を與へよう、もしそのことを知らない樣な鬼神なら、到底人に害をあたへる樣な力をもつてゐない——と答へた。そこで清齋をすませて。五、六人の人を從へて山に登つた。忽ち二匹の蜂が來て、螫そうとしたので、彼は袂をもつてこれをふりはらつた。從者たちは——御主人の德行に神が感じられたので、神が害をあたへられなかつたのだ——と申しあげた。公は終日遊んで四方の景色を山の上から見渡されたが、風雨ともに靜かで天氣清晴であつた。この簡單な一つの逸話の內にも、地方人の信仰に對する武智麿の合理主義精神の對決を感じ 古い慣習的なものに對して決して自己を放棄しない態度を垣間見ることが出來る。

丁度この武智麿と相雁行して廟堂に立つた大伴氏の一人に旅人がゐる。旅人は武智麿より十五年の年長者であるが、大伴安麻呂の長男として、共に本家の最高の位置にあつたことは、兩者ともによく似た立場にゐた。武智麿の父不比等が養老四年八月三日に薨去した時、旅人が勅によつて同年十月三日に不比等の宅に赴いて哀悼の詔を傳へ、更にこの詔を受けた不比等が大寶元年正月十五日に旅人の伯父で當時大伴家の氏上をしてゐた御行の薨去に際し 同じく勅令によつて哀悼の詔を述べに大伴家に出かけたのも 兩家の間にあつた奇しい緣といへよう[illegible]。あるひはこの樣な微妙な相互關係があつたのは既に兩家が相拮抗して朝廷につかへる最大の有力者として上から考へられ、大伴・藤原兩家の大事に際してそれ〳〵の家に

朝廷の挨拶を傳へるに足りる家は、兩家の内のいづれか一家を除いては無いと考へられた結果の表はれかも知れない。さうだとすればこの様なことは決して不思議でも偶然でもなく、宿命といつてよいほど兩家は對立しまた對立し合ふに足りる實力の所有者であつたことの當然の表はれであつた。さて旅人の地方官の體驗は、大宰帥をもつて最初としまた最後としてゐる。彼がこの大宰府の長官として在任中の天平二年三月七日に大宰府は次の様な班田收授の政策に於て注目すべき異色のある決斷を布告してゐる。大隅薩摩兩國の百姓は建國以來未だ嘗つて班田したことがなく、そのもつてゐる田は悉く是れ墾田で、相承けて佃となし、改め動かすことを願はない。若し班授すれば、恐らく喧訴が多く出るであらうから、是では田に隨つて土地を動かすことなく、各人自ら佃せしめる」(續紀)。これが令の精神に反したことではあつても「法文に拘泥せず實情に應じて處理した旅人の政治的手腕は相當のものであつたと見てよい」(土屋文明氏、旅人と憶良、九二頁)。こゝに瞥見した武智麿と旅人の地方の信仰と慣習に對する認識と態度はいづれも稱讚されてよい。然し兩者所を變へれば認識については甲乙ないとしても、それ〴〵同じ様な態度をとつたであらうか、疑ひなきを得ない。大隅・薩摩の事情も決して絶對的な不變のものでないことは、ずつと後のことであるが桓武天皇の十九年十二月に百姓の墾田を收めて、かはりに口分を授け(類聚國史、田地上、口分田)、令の精神がこの地方に、竟に貫徹するに到つたことによつて明瞭である。故に旅人の代りに武智麿が太宰帥であつたとしたら、公式通りに班田制をこの土地に行ふことは實情にそぐはないといふ認識があつたとしても、たゞちに全面的な班田制實施の撤回といふ態度をとらずに、なんらかの律令の精神を幾分でも貫徹し得る様な方法がとられたのではないであらうか。正に兩者の考へ方と態度の内には基本的な違ひがある様に思はれる。律令機構の内には、これほど違ふ性格の人々がそれ〴〵官吏として勤務してゐたのである。

この氣持の違ひは旅人とくらべて常に一段下つた所でいはゞ常に相雁行して出世街道を昇進してゐた武智麿が、旅人を越

へて天平元年三月四日に大納言になつたので旅人に切に感じられたことであらう。しかもこの感じは、前年である神龜五年に妻を失ひ次いで天平元年には當時の官人にあまり喜ばれない太宰府行を單身でしなければならなくなり、をりしも武智麿が一段と羽振りをきかせてゐただけに憤懣の種となりまたそれをあふることになつたであらう。思はず異境の空で酒に赴かねばならなかつた所以である（土屋、前揭書、九三頁）。然しこれらの憤懣は、單に一個人の不平をかこつところから出たものでなく、その先祖以來の傳統を思ひまた物の見方の違ひといふ所に深く根ざしまた色づけられたのであるから、なか／＼根强いものであつたとはいへ、旅人はいかにも詩人らしくこれらの憤懣をいつしか清純な心に濾過して有名な「酒の讃歌」を作り始めた。それらの歌の内「あなみにくさかしらをすと酒飮まぬ人をよく見れば猿にかも似る」の一首があることはいろいろな聯想をさそふ。「庭訓、進趣僧精……其心貞固……不形喜怒……究百家之旨歸。三元之意趣。尤重釋教」といはれた物固い武智麿の人となりもこの聯想の一つに入れでもよいであらう。また「爲東宮傅。公出入春宮。贊衞副君。勸之以文學、匡之以風。太子愛廢田獵之遊。終赴文教之善。」と傳へられた武智麿の文化主義は、これまた養老四年二月の隼人の亂のために同年三月四日に征隼持節大將軍として赴き、征旅數ヶ月に亙つて盛夏の酷熱に苦しみ、また神武の御東征に武人としてわが祖先かとげたといふいさをしの傳説を思へばます／＼旅人にとつていま／＼しいものとして映じたであらう。

この武智麿と旅人の性格的な違ひはそれぞれの子供である仲麿と家持に受けつがれて對立は一段とはげしくなり武智麿と旅人の性格の相違はその古い家柄と官位的な位置とも結びついて單たる偶然の産物といへないものとなり、一つの歴史的事實として傳統の力をもつて子孫の人々の動きに影響をあたへる樣になつた。正に藤原氏的なものと大伴氏的なものが、はつきり具象化されてくるのみならず、廣く社會的にいつて新しきものと古きものとの典型的な表はれにまで昇華して行く。

橘奈良麻呂が、當面の第一の敵である藤原仲麿を倒すための計をはかるに際して、大伴氏の同族佐伯全成に呼びかけた次

の言葉は、彼が藤原的なものに對抗する力をどこに求め、また得られるかといふことをよく示してゐる。「大伴佐伯の族が此の擧に立てば向ふところ敵なし。もし他氏の者が別の王を擁立すれば、吾々の「族」は滅亡してしまふであらう。願はくば大伴、佐伯を率ゐて、黄文王を立てゝ君とし、以て他氏に先んずれば、今天下亂れて、人心定めなきことも止んで萬世の基をつくることゝなる」。

正に大伴と藤原の間柄がよくなかつたことは既に世間周知のことに屬し、この違ひを利用して一つの大きな政治的な策動がなされようとしたことは、既に兩家の對立と差違は單なる兩家のそれでなく、廣く社會的な意味をもつてくる。勿論この變は「王位」繼承の紛亂が原因となり、そして策動の中心は橘奈良麻呂であつたにせよ、既にこの底流には大伴氏的なものと藤原氏的なものとの對立があつたことは疑ふ餘地がない。むしろ奈良麻呂の蹶起は、彼が左大臣橘諸兄の子として王家の出でありながら、空しく藤氏の繁榮に壓倒されて片すみに追ひやられたことに對する憤激と、大佛建立の爲の巨大な費用の浪費による社會の疲弊に（父諸兄の在官時代に始めた仕事ではないかと、捕はれた後に役人から反駁されて、彼は默せざるを得なかつたが）義憤をいだいた爲になされたと考へられるのであつて、その心の奥底に當代の廟堂のキレ者藤原仲麿の異國風的な新しいやり方に怒がこめられてゐる。かく考へてくると彼の立場は大伴的なものとなり、彼の努力の焦點はおのづと大伴的なものによつて藤原的なものを克服することに置かれる。

然しこの策動は竟に成功せずして單なる「變」として片づけられることになり仲麿の勝利に終つた。そして奈良麻呂と共に刑につくを餘儀なくされた者の内には大伴家の有力者大伴古麻呂、大伴他主及び大伴兄人の名が見られたのは、古く諸兄の時代から大伴家と橘家との密接な交友關係があつたことゝ（川崎庸之、大伴家持、歷史學研究、九五號）、事件の性質を考へれば當然である。然し大伴氏の大宗である家持の名は竟にこれらの人々の間には見られなかつた。家持はこの事件を傍觀して

ゐたのであらうか。この點については奈良麻呂にしばしば蹶起をすゝめられたが、竟にそれに參加しなかつた一族佐伯全成の態度を想起したい。最初奈良麻呂に相談をもちかけられた時、全成は「全成先祖、清明、佐時、全雖愚何失先迹、雖事成不欲相從」と手ひどくはねつけたが、更に事をいよいよ發せんとした時、奈良麻呂が再び蹶起をすゝめたのに對して「朝廷賜全成高爵重祿、何敢違失、發惡逆事　是言前歳已忌、何更發耶」（續紀、天平寶字、元、七）と答へて　一年ほど前に示した態度の様に素氣のない態度ではないがあくまで拒否をしつづけた。こゝには「朝廷」的なものと「藤原的」なものはなんら區別して考へられてゐない。「高爵重祿」によつて兩者を別々に認識しようとする努力と見識が麻痺されてゐたのであらうか。

家持がこの事件に對する認識と感じは、彼が橘家と永い友人でゐた親しい交際　自家から有力な事件の參畫者を出したこと、更にこの事件の本質からいつても、全成とは全然違つてゐるものと思はれる。この陰謀と行動について全成ほどに邪魔物視したりあるひは知つて知らぬふりをすることはなかつたであらう。然し彼の認識がどの様なものであつたかどうかはともかくとして、彼といへども「高爵重祿」を賜はつて久しく過し、しかも昔日の經濟的な地盤は喪失してゐたので、いつしか舊豪族的な政治性と家父長的態度に代つて、文化人的な態度と個人的なものゝ考へ方あるひは感じ方によつて心が左右され、彼としては若い者と一緒になつて共に立たうとしても、いつしかその氣魄の衰頽によつて決斷力が出ず、おのづと個人的な生活地盤による認識の立て方に律せられて、教養的な名分論で佐伯全成と同じく、自己をゴマカしてゐたのではなからうか。このゴマカシが兩人を滿足させるにはあまりに二人とも心が淸すぎた。事件が發覺して相次いで人々が縄目の恥を受けて行くと、未だなんらの嫌疑を當局から受けてゐなかつたのに、全成は自分の手をもつて吾が身の生命を斷つたのは、嫌疑を受けるのが恐かつたといふよりは自分の眞心をあざむくことが出來ず、しかも悲慘な事件の終結に竟に自己を放棄するに到つた爲であらう。また家持は全成と同じ道はとらずに沈默・無爲に終つたが、いつまでもこの有様でとゞまるものでなく

竟に延暦四年の死屍に鞭うたるゝの失敗に終つたが最後の血の一滴をほとばらしめんとした。卽ち大伴家持はその晩年に於てます〳〵蹉跌が多く、その內の第一事件として延暦元年正月氷上川繼の反に坐して參議・左大辨・陸奥守の兼官を免ぜられた。時の今上桓武天皇が天智天皇の末であるのに　氷上川繼は天武天皇の御系統で、いはば飛鳥奈良時代の朝廷の直系であることが、當時の人々に、反をたくらみまたたくらんだとみられ易い動機をあたへることゝなつたと思はれる。然しこの變動による家持の痛手は間もなく詔によつて許されて復官するに到つた。然し延暦四年九月二十三日彼の息子である繼人・竹良らによつてなされた藤原種繼の暗殺は單に家持一人のみでなく大伴家全體に大きな暗雲をおほはせるに到つた。この時家持は既に冥目して二十日ばかりも經つてゐたが、相手が天皇の信任あつく、しかも事たけなはになりつゝあつた長岡遷都の實践的な計畫者として當代のキレ者であつたから、天皇の逆鱗はいふまでもなく事件は面倒となつた。事件取調べの結果、竟に家持が生前に於てこの擧に加はつてゐたことが明白になつたので、名を除き、其息永主等並に流に處せられ、その他の實際の襲撃者はとらへられて、それ〴〵法によつて斬・あるひは流罪となつた（續紀、延暦四、八廿、八、同年九、廿三、廿四參照）。まことに悲慘な大伴家の四離滅裂な有樣である。しかも大伴の人々が目ざすものは、種繼の暗殺によつて少しも果されず、都は長岡といふ山城平野の一隅をすてゝ、平野の中樞に位する京都に遷るといふ樣にむしろ逆の發展によつて、一層その沒落はみじめさを加へた。然し家持が實際にこの擧に參加してゐたかどうかはともかくとして打倒すべき相手がこの時も藤原氏の一人であつたことは奇しい緣といふよりも必然であつた。嘗つての藤原仲麻呂はなほその行動には可愛氣があり、稚拙なものがあつた。然し種繼に於ては、その樣な子供々々したものから一切きりはなされてゐる。身は僅か參議として輔翼・執行機關の片隅にからうじてひかへてゐるにすぎないのに、たとへ天皇の寵臣とはいへ全廟堂を左右にする見識と實力を有し、しかも長岡遷都によつて奈良時代的なものを見捨てゝ離別しようと努力してゐる人である。家持としては最後

の土壇場まで追ひつめられたといつてよいであらう。そして家持自身もはつきりこれを最後の土壇場とみなしたのであらう。失敗はしたが刀を取つて立ち、そして竟にほろんだ。立腐れによつて周邊に悪臭と蛆蟲をまき散らして新たなるものゝ成長と芽生えを窒息させることなく、奈良時代の終焉と共に歌の家大伴家が亡んで行つたことは寂しくはあるが歴史の發展のためには幸ひであつた。これより先、たま〳〵淡海三船の讒言により同族大伴古慈斐宿禰が出雲守の任を解かれた時に、今更ながら一族の衰落を感じ四面楚歌を聞くの思ひを致したと思はれる家持が作つた「族を諭す歌」をこゝにかゝげて、大伴氏の遺志をしのんでみるのも許されてよいことであらう。

久方の天の戸開き、高千穂の嶽に天降りし、皇祖の神の御代より、はじ弓を手握り持たし、眞鹿兒矢を手ばさみ添へて、大久米の丈夫を、先に立て靫取り負せ、山河を岩根さくみて、履みとほりくにまぎしつゝ、千早振る神を言向け、まつろはぬ人をも和し、掃き清め仕へまつりて、あきつしま大和の國の、橿原の畝火の宮に、宮柱太知り立てゝ、天の下知らし召しける、皇祖の天の日嗣と、次ぎて來る君の御代御代、隠さはぬ赤き心を、皇方に極め盡して、仕へ來る遠祖の職業と事立てゝ授け給へる、生みの子のいや繼繼に、見る人の語り次ぎてゝ、聞く人の鑑にせむを、惜しき清きその名ぞ、大凡にこゝろ思ひて、虚言も遠祖の名斷つな、大伴の氏と名に負へる、健男の伴。

反　歌

敷島の大和の國に明けき名に負ふ伴の緒心つとめよ

劍刀いよゝ研ぐべし古ゆ清けく負ひて來にしその名ぞ

（萬葉集、卷二十）

歌は大伴一家に對してのみ與へられたのではない。家持自身をいたはり、はげますために自分の心に説ききかせた歌であり、また大化前代から續いて來た古典的な家族社會——古代家族的なもの〻上に立つ社會——に於ける最大の有力者が沒落

して行くことを弔する挽歌であつた。まことにこゝには家の歴史を氏人に淳々とときき聞かして激勵する悲痛な態度に家父長的立場にある舊豪族的な風姿が如實にあらはれ、かゝることは「氏人」等としば〳〵會飲して歌をとりかはした彼の動きと共に當代の舊家の氏的な組織性――古代家族的な一應のきびしさは根柢にもつてゐるが――の人情的な面影が觀取できる。

この大伴氏に顯著に殘つてゐた家父長制と古代家族的な組織制こそ、第一章で示した樣に奈良時代の末期になつても、關東・奥羽の邊境地方に對して、大伴氏の末流の派遣あるひは定住といふ形態による勢力を擴大した所以である。その具體的な關係が中央の中臣氏に對して地方の大神につかへる中臣氏が「封税」を（古語拾遺）よせるのと同じか、あるひはまた中央の忌部氏に阿波國の忌部氏等が祭器の一つとして「かじ」の木を植ゑて、それで白和幣を作つて主家にさゝげる（同上）のと等しいものかどうか、現在の私には未だ明瞭に分らない。たゞこれらの關係が庄園的な關係にまで發展したものでないことはたしかであらう。卽ち當時の典型的な巨大な庄園經營者である東大寺の庄園の分布が、東方ではせい〳〵尾張國までゞあつたが、當時の庄園は庄園所有者の直接經營であるために、そこで働く人手の調達と生産物の運搬に制約されて、あまり都を離れた邊境の土地では成立しがたいのである。故に大伴氏の樣なかゝる遠方地域への發展はたんら新らしい樣相を含むものでなく、その中央と地方との間に結ばれてゐる關係は大化前代の邊境地方の屯倉・田莊と中央豪族の關係の樣に大體貢納を收受する程度で滿足してゐたやり方が、この場合にも存續してゐたのではないであらうか。たゞ地方の人もそれが舊部民的なものゝ後身ならともかく、新たに發展した地方有力者が自家をかざるために中央名家の氏名を名乘らうとして、中央名家と接觸しようとするのであれば、そこには舊屯倉・田莊的あるひは庄園的な奴隷制的な身分關係は相互の間に成立しがたく、相互の立場の差はあまりはなはだしいものでなく、下からする若干の貢納的なものを媒介とするかなりルーズな經濟的な關係でなければ、地方の新たに大伴氏を名乘つた者も承服しなかつたのではなからうか。

藤原氏に於てはかゝる形態による地方への發展は管見によるかぎり見ることが出來ないし、一族內の統制についても大伴的な家父長的あるひは氏的性格たはなかつた。むしろ後者については統制されるものが既に缺けてゐたといふ方が正確であらう。不比等の四子はそれ〳〵藤原氏を名乘てはゐたがそれ〳〵南家・式家・北家及び京家と分れてあたかも四つの氏が出來あがつた有樣であり、その南家も武智麿の子である豐成・仲麻呂の時になると後者は惠美の氏名を賜はる（續紀）有樣であつた。そして豐成・仲麻呂の間柄は惡く、仲麻呂が榮えてゐた時彼は豐成の不忠を奏して竟に長兄をして右大臣の高位から太宰權帥（續紀、天平寶字元、七、九）へ轉落させるに到つた。然しその後、仲麻呂が失脚すると境遇はたゞちに主客顚倒して逆となつた。かゝる兄弟の仲が惡いことはよくあり得ることではあるが、これを單なる偶然といふにはあまりに大伴的なものと對蹠的なものがありすぎる。これほどまでに藤原氏が分立して相互の間に爭ひをくりかへしながらも、しかも外からの幾多の反噬を味ひながら、大勢は藤原氏に追手の風を送りつゝ、廟堂の重要な位置は次第に藤原一門のものになつて行つた。この原因は恐らく藤氏の生ひ立ちと敎養にあらう。元來藤氏は未だ中臣氏を名乘つてゐた時分、排佛論で物部氏と一致して崇佛派の蘇我氏と仲たがひしてゐた。故に後になつて物部氏が蘇我氏によつて徹底的に滅亡された時、中臣氏も當然このトバッチリを受けたことは當然であらう。おそらくこの時をもつて中臣氏が形成してゐた政治的社會は、その構成者である田畦等の浸收のため解體を餘儀なくされたであらう。しかるに鎌足の時代になつて再び政界に浮びあがることが出來た時には、時代といひ彼の目ざすところといひ、何れも昔日の形をそのまゝ背負つて登場する筈はなく、また不可能でもあつた。恐らく大伴氏の樣に金村が園溝に退場したのと違つて中臣氏はうちまかされて顚落したのであるから、再度の政界登場の仕方は大伴氏と違ふのは當然であらう。更に鎌足の願ひはその新たな思想的立場によつて、たとへ彼が成功を目ざしたとしても、それを昔の中臣氏がもつてゐたと同じ樣な姿で果すのでなく、新たな樣式で思ひをとげようとしたことは當然豫想

されるのである。鎌足の一生の行動はよくこのことを證してゐる。この傾向は以後武智麿以來の僅か數人の藤氏の動きによつて見ても明瞭であらう。卽ち藤氏は傳統的に氏的な矮少な組織に興味を感ぜず、あくまで國家體制を支へる律令組織に一切をなげうつて、すべての榮辱をこゝに於て決しようとした。このためにはどんな教養・認識及び政策が必要であるかといふことを身をもつて體得せざるを得なかつたし、またわがものとなしたからこそ、まことに舊名家の儕輩をぬきんじて藤氏の人々が廟堂に役立つ人になり得た第一歩であり、竟にこの傳統の蓄積こそ藤原氏の發展をして國家の發展と步調を一になし得る所以を生むものであらう。たとへ彼等藤氏相互の間柄はいふまでもなく兄弟仲が必ずしもよくなくとも、それらの缺點を一切克服して彼等をして廟堂に榮えしむる條件は備はつてゐたのであつて、この一族內の仲が惡いといふ人間的な缺點とかなしみは、彼等が國家と共に成長するために拂はねばならぬ仕方のない代價であつた。

故に飛鳥奈良時代の皇室の元ともいふべき天武天皇に扈從して壬申の亂を戰つた大伴御行が、「おほきみは神にし座せば赤駒のはらばふ小田を京となしつ」（萬葉集、十九卷）と歌つて以來、大伴家は代々この思ひを受けつぎ、家持に到つてはたゞ「海行かば」の一首だけでも明白な樣に傳統の忠實な繼承者であつたが、その廟堂に於ける位置はいかんともしがたく、參議以上の役に出ることはなかつた。かゝる時代の動きこそ一無名の地方豪族の子孫にすぎない吉備眞備の如きものが、留學生といふ體驗によつて養成されて來た能吏としての才能を唯一の武器として竟に右大臣の高位に到り得た所以であらう。彼が「詐巫」の名によつて呼んでゐる民間の信仰（佛教信仰もこの批判の內に含まれてゐるのであらうか、現在の私には不明）に對し「詐巫之徒、里人所用耳也、眞之巫覡官之所知、神驗分明、不敢所謂者也、但子孫汝等好用詐巫、具聞巫言、何費若此、又生老病死、理之所然、天下含生、何物不死、詐巫邪道、豈得更生、何者、巫子之子孫、何爲夭折、巫之家道、何至貧窮、未得我身、何與他願」（眞備著、私教類聚、政治要略、七〇）と斷じた合理主義的な見識と態度は、おそらく當時の儕輩をぬきんずるも

も亦あつたであらうが、また當時の局にあたつてゐた程の官僚は大たり小たり、かゝる思想的立場の上にゐたであらう。まことに古代國家を形成し維持する人々は舊慣をはなれて、合理主義的に國家を運營して行つた様である。

然しすべてがかゝる官僚的なものと合理主義的なものによつて一律せられるにはあまりに古きものが相變らず存續してゐた。藤原仲麻呂に於てすら彼が權勢をにぎると、其男眞先・訓儒麻呂及び朝獦は轡をならべて參議となつて、樞要・執行機關に入り、同じ其男小湯麻呂、薩雄及び辛加知は「執棹」して、皆衛府關國司に任ぜられ「其餘[illegible]要之公事」姻戚ならざるはなく、獨り權威を擅しいまゝにすると、續紀の編者に傳せられるに到つた（天平寶字八、九、壬子）。自分の官職名を太保とそれ〳〵支那的な名稱をもつて名づけ、更にこれまで定められてゐた官名を次ぎの様に變へた。太政官を乾政官、太政大臣を太師、左大臣を太傅、右大臣を太保、大納言を御史大夫、紫微中臺は坤宮官、中務省は信部省、式部省は文部省、……左右兵衛府は左右虎賁衛（續紀、天平寶字二、八、廿五）、とあらゆる中央官職の名號を變へた。勅を奉じて官號を改め易へたといはれてゐるが、當時の權者仲麻呂の好みが入つてゐることはいふまでもないのであつて、これほど著るしい支那嗜僻を試みまた算を學んで最も其の術にくはしいといはれる彼の教養と計數癖がうかゞはれるほどの尖端的な彼でありながら、依然としてそこにみられるのは血族的な紐帶にたよらうとする昔の面影である。たとへその血緣の範圍は狹いものであらうとかき合はされた襟の間からかいま見られる古きものゝ傳統は如何とも消しがたいものであつて、これは單に仲麻呂のみでなく一般の最も進歩した人々の間にもこの傾向は表面にあらはれなくとも、暗々の裡に蓄へられてゐたのであつた。然し人の上にはこの様に血緣的なものが生々した生存力を保持してゐたが、かゝる傾向は制度としての律令體制の上に表はれることなく、古代國家は堂々たる官僚社會としての性格を名實ともに少しも變へることがなかつた。たゞ人の上に現はれるほどの古い要素は個の形で深い底流をなし、前掲吉備眞備の様な者は單なる彗星的な存在で、多くの重要な官職はすべて中央の舊

豪族の系統の人々によつて占められてゐる。

古きものと新しきものが常にそれ自體として現はれることなく、兩者は、相結合して複雜な樣相を示すものであるから、「天資弘厚」（續紀、天平神護元、十一、廿七）な豐成の三男が橘奈良麻呂と親しく、竟に奈良麻呂の變が發覺されると、それまでの仲麻呂との緊關係も手傳つて豐成が左遷される樣なことが起つたり、仲麻呂が天平寶字八年九月事破れて北國に逃れ去らんとして率ゐた人の內に、大伴古薩なるものがゐても（續紀、廿九）決して不思議ではないのである。いかに藤原氏の人といへども古きものをもち、またたとへ大伴氏の人といへども新たなものを持つ人もある。そしてたとへ大伴氏といへどもすべての同族者を昔日の家父長的な態度の下に統御することが出來ないことはいふまでもないのである。たゞ藤原・大伴兩家がいか樣にあらはれやうとも、また兩家の人々がどの樣な手を打たうと、すべての歷史は藤原氏的なものによつて前進されたといふことは動かすことの出來ない事實である。

故に大伴氏に於ても新たなものはあるのであつて、その勢力の挽回がすべてテロによつてなし得るものとし、萬事はそれによつて解決すると考へるほどに單純でもなく幼稚でもない。そこには大伴氏なりの一つの見取圖が作られ、いかにすれば勢力の挽回は可能であるかといふ方式はその圖の上に作られてゐた。しかもそれは時代に適合する樣に新たな仕方によつてなされてゐるのである。結局大伴氏の願ひは廟堂で榮えた在りし日の再現を今日にもくろんでゐるので、それを可能ならしめない律令體制的なものは大伴氏としてはなんとなく儀式ばつた人情味のないものとして映じたであらうが、それを徹底的に排除しようとする意圖は見られない。故に彼等の希望の實現はたゞ「高爵・重封」の獲得によつて舊豪族としての立場を保證されるのみでなく「官位」の昇進によつて初めて可能となる。かくしてのみ初めて自分の正しいと信ずる意に叶つた政治もやり得ようといふ考へも彼等の頭腦の內に湧いて來たかも知れないが、旣にかゝる考への立て方自身が律令體制的なも

のであつて律令體制にたより、それを助け抒としなければ自己の思ひを果し得ないといふことに彼等が氣がついてゐたかどうかといふことは別問題として、そこには一應時代に即した新たな方途が提出されてゐたのである。從つて大伴氏は武人でなければ身が立たぬと考へたものではないことはいふまでもない。たゞ武人云々と族に諭すの歌に強くいつたのは、神武の御東征にあるひは壬申の亂に大伴家の人々が功を立て、また父旅人が中道にして將のため派遣したとはいへ征隼人大將軍となつたことを思ひ出して、わが家の盛大さを具體的に述べるためと考へられる。むしろ大伴氏の盛大さは、仲哀天皇の代に於て大連であつた大伴健持の時代から準備されてずつと榮え、欽明天皇の元年に在任四十餘年の勤績をもつて引退した大伴金村の時代まで續いたと見るべきものであつて、この久しい時期に於て大伴氏は大連として廟堂に立つ第一級の政治家・行政家ともいふべき立場において活躍したのであつて、大伴氏の本領は必ずしも武人ですべてを律し得られるものでなく、いろ〳〵な要素がそこに入つてゐる。たゞ武人として働いた記事が年代的に早く出てゐるといふところから、大伴氏の發祥をそこに求めて武人によつて大伴氏のすべてを律しようとする意慾が、文化人的な藤原的なものに反撥しようとする意圖にあふられて強く昂揚して、中心の題目となつたのかも知れない。然しそれにしても家持がわが家の歷史に於て最も重大な時期を選んで歌はないで、たとへ發祥とはいへさしたる歷史的な意義を附して働きをしてゐるものでもない武人的な要素をとりあげて、これほどまでに強く武人といふことを歌ひあげたのは、忠義といふことを最も手取り早く具體的に單純な萬人にたやすく感じさせる立場は武人に如くものはないので、この立場にある者の功と思ひを切にとなへることによつて　その忠義心をたやすく人目にふらしめ得ると考へたのではないかと思はれる。

　あまりうがちすぎた考へかも知れないが、大伴家の武人としての功が實質上どれほどのものであつたかどうかはともかくとして、史實の上に於て見られる範圍ではその歷史的意義は大したものでない。むしろ大伴金村らの朝鮮問題に對する態度

と解決の方が失敗に終りはしたが、もつと邦家のために重大であり、忠義心の現はしどころがあつた。このことが失敗に終つたので家持はこの間の大伴家の苦心と忠義心を述べることを止めて、武人の働きに詩歌の材料を求めたのかも知れない。やり方としてはこれは利巧かも知れないが、失敗なら失敗なりにこの間の經緯を敍し、合せて爲政者としての苦心と忠心を發露さすべきであらう。大伴金村の失敗は單なる氣まぐれで起つたとは考へられず、また書紀の一部に載つてゐる解釋の樣に金村が百濟から賄賂をとつた爲の失敗といふことも解せない。事實として金村が賂賄をもらつて行つたといはれる事柄を金村當時の好敵手大臣物部麁鹿火も同意して行つてゐる（繼體紀、六、十二）。故に後になつてわが國のために不利になつたとはいへ、金村は金村なりによく考へて決斷を下したものと考へられる。たゞ結果に於て失敗だつたので金持の手腕が問はれるのみでなく、その品性さへ疑はれる樣になつたので、金村個人に對してはむしろ惻隱の情にたへない。家持がかゝる失敗の人を創作の材料としてもつてくるのは都合や面目が惡く、また當面の家持の言ひたいことを言ふには適當でないと考へたのは、あまりに家持の器が詩人としても政治家としても矮小なことを示すものであらう。むしろ家持はこの多年政治の第一線に立つて活躍した金村といふ大立物ととつくみ、藝術にゆるされた否その本質でもあるその虛構性に乘じてしつかり金村の心を內面的に分析して金村の氣持にその樣な詩材を見出して詩の內容を作り、竟に古代史の一端に載せられた賂賄說をも克服するだけの努力をすればよいではないか。しかも金村が――任那のある一部を百濟に與へたので竟に新羅の怨を買ひ、このため新羅をたやすく討つことが出來なくなつたといふ――自分の惡評を聞いて引退した時、欽明天皇は詔して「久しく忠誠を竭せり、衆の口をうれふること莫れ、遂に罪を爲さず、優しく寵み給ふこと彌々深し」（欽明紀、元、九）と傳へられてゐるほどであつて、既に靑史の上では――先の賂說は附載的にとりあつかつてあるにすぎぬ――靑天白日の身であることを證せられてゐるのである。また金村の失敗がたとへ才能のとぼしさによるとはいへ、四十餘年にわたつて變動の多い仁賢天

皇の代より欽明天皇までの數朝に大連として働いて、政治の第一線に立つてゐた程の人物であるから、金村に對する政治家としての檢討は十分になすに値するものを含んでゐる。

もし金村に對する全面的な對決がこの詩の中で行はれてゐればこの詩は全く形の違つた壯大な格調を帶びた内容となり、古代家族的な社會、氏的な世界の終焉を弔する挽歌にふさはしいものとなつたであらうに、現在のまゝではたとへ古代史の最有力者の一家であるとはいへ、單に大伴一家のみの挽歌を出ることが出來ない。そして家持自身もこの創作の過程と苦心によつて初めて政治家たるべき能力と着眼點はどこに於て獲得し養ひ得るものであるかといふことが分つたであらう。しかるに彼はかゝる至難な道を捨てゝ易きにつき、單なる武人的なものを抽き取つて作詩の内容とするに到つた。既に彼の主題の矮少性によつて律せられた内容は、更に逆に主題の展開を十分ならしめないことはいふまでもない。彼が到底壯大な詩人特に敍事的な詩人となり得ない所以であると共に、彼が一介の武辨以上のものたり得ぬことを示すものであらう。しかもその武人としての素質もその忠義の心根はともかくとして用兵指揮にあたるべき將帥的な才能については疑ひなきを得ない。

まことに彼の人物と創作をこれほどまでに矮少・低調ならじめたものは、今にして思へば、彼の個人的な性格といふよりはむしろ、既に金村のいつた言葉にあらはれてゐる樣に（繼體紀端初）、そしてまた前掲御行の短歌に示されてゐる樣に、あまりに彼等一家が大君にたよりすぎてゐた家柄に原因が生じたものであらう。しかも彼等一家が奉戴する大君を大きく國家的・社會的な立場に於て考へず、徒らに皇室御一家といふ小さな立場で、昔流儀に解してゐた。そして自家の榮枯盛衰の一切をすべて大君御一人の恩寵の如何に託する有樣である。大君と自家との間には無論、大君の周邊には昔と違つて一段と豐富な社會的な現象があつたのである。故に眞に大君につかへ奉るには昔日の樣に大君のみにつかへる仕方では不可能であつて、國民につかへることを通じてのみ大君につかへることが可能であつた。しかるに大伴一家は大化以後特に著しくな

つたこの事情の變化に盲目であり、國民と國家といふものがなにであるかを知らなかつたのである。徒らに大君へ個人的なたより方をするために獨立獨歩の氣風を失つて、徒らに寄生的な性格を助長する。勿論、律令の假蔭の制はこれらの舊豪族を繼續的に優遇するとはいへ、次第にその現狀が昔日とくらべてじり貧となつて行くことはいかんともしがたい。彼等は一段とあせる。然しその窮狀の打開に昔ながらの認識と流儀では反つて自身を動きのとれぬものにし、また天皇としても可哀想とは思はれながらも廣く國民はいふまでもなく、既に廣汎な社會的・階級的地盤に立つ自家のことを御考へになれば、大伴家を御見捨てにならざるを得ない。古代家族的名殘りによつてやしなはれた古くさい認識と精神狀態にしがみついた者のいたましくも哀れな姿をこゝに見る。

以上少し筆がそれたが如上の樣な徑路と性格をもつて生れたと考へられる「族に喩す歌」の內容の一、二をとらへて、大伴家が世襲職業として武人の位置にゐたなどと考へて、わが國の氏制が職業の世襲制を內容としてゐるなどと結論を下すならば、おほよそそれがいかに荒唐無稽なものになるかといふことは以上の敍述で明瞭であらう。こゝに唱へられてゐることは少しもその樣な軍人としての立場の保持の要請といつたものはなく、これまで保持してゐた、あるひは保持してゐたと考へられる官制的位置の世襲的な持續を一定の氏の者に保證していたゞきたい、そしてそれを要請するだけの忠義心はあるといふことがすべてである。內容でなくて形態であり、職業でなくて位置である。故に大伴家持の究極の目的は、特權の持續のために高い位置の貴族と官僚の合體を、わが家に獲得することを目ざしてゐるのであつて、その範圍に於て大伴氏の願ひはなんら反律令體制的なものでなく、その體制の內で用が足りる性質のもので、問題の出し方は新らしいのである。

古きものが單なる復古による方法でなく、新たな時代の產物である律令體制に卽應したやり方で問題の解決と目的の貫徹をとげようとしてゐるのは、全體として律令體制が未だ固定停滯しないで、盛り上る力をもつてゐたことを語るものである。

従つて時代の下ると共に、律令體制も亦破壊して行つたから、藤原氏と大伴氏の對抗に示される樣な大規模のものでなくとも大小さま〴〵な葛藤が所々にまき起されるのは當然であらう。平安時代の初め、安曇氏に對する高橋氏、中臣氏に對する忌部氏のそれ〴〵表面に出て來た爭ひは、總てこの時代的な風潮である。無論これらの氏々は中臣氏を除けば大した身分のものはないから、舊豪族的貴族的なものといふことは問題にならないが、律令體制の成立以前から世襲的にそれ〴〵の職業を各氏はやつてゐたと考へられるので、考選に際し氏姓を考慮しないで才能を勘考するといつた新たなやり方に不滿があり、こゝに反律令體制的な古きものがどうしてもわだかまつてゐるのは當然である。この不滿は然し十分に貫徹されて律令の上で、彼等の位置の保持は他の官吏任用の例をもつてすれば例外的に正文化されて認められてゐる。かういふ意味に於て彼等の立場はたとへ高くなくとも大伴氏的なものと持ち易い。然し一應大伴氏が舊豪族的な立場を認められて貴族となつた樣に、彼等も律令體制の内に受入れられて特別な家柄であることを認められはしたが、環境の變化によつて大伴氏に幾多の變動があつた樣に彼等の間にも同じ樣な變動があつたことは當然である。たゞ彼等の變動あるひは爭ひの場は律令の特典によつて定められた職域の範圍に限られてゐたので、大して大きいものではなく、前掲の例でいへば、安曇氏と高橋氏のみがゐる場、中臣氏と忌部氏のみがゐる場にすぎなかつた。たゞ後者の場合は媛女・鏡作・玉作・盾作・神服・倭文・麻績の氏名が忌部氏によつて爭ひの場に少しく顔を出してゐるから、二氏以上の數氏を含む場となるが、それにしてもあまり大したものではない。かくしてこの樣な作爲された狹少な場に起きる變動であるから、たゞちにそれ〴〵の氏が他の氏に反目し、そして他の氏をその職場から排除して、それにとつて代らうとする仕方によつて爭ひが起きる。從つてこゝに於ても、時代の變遷によつて傷つけられ、あるひは奪はれたと考へる職掌又は一定地位の回復といふことについては、たとへその地位に高下の別はあつても、爭ひの性質はさきの大伴氏的なものが企てたものと同じことである。たゞこの爭ひは戰はれた場が一應外界に

遮斷された矮少な範圍であつたから、その爭ひの根柢には社會的なものがあつたにせよ、この爭ひが逆に社會に大きく波動を及ぼすといふことはなく、勝利は單に一氏による他氏の屈服といふ結果しかもたらし得なかつた。この點については藤原氏的なものと大伴氏的なものとの相剋はなんといつても大きかつた。しかもその爭ひはおのづと律令體制を育成したのである。藤原氏を名乘る人が大伴氏的なものへ、大伴氏を名乘るものが藤原氏的なものに變轉したことが屢々あつたことによつても、その歷史的意味の深さと充實さが分るのである。然しその歷史的意義が少さいとはいへ、古きものが立ち向つて行く仕方が、安曇氏に對する高橋氏、中臣氏に對する忌部氏の爭ひによつて、縮少はされてゐるが典型的に見ることが出來るから、以下この點について考察してみよう。

延暦十二年の日付をもつ高橋氏文に於て、高橋氏はまづ先祖の來歷を――景行天皇の代に東方諸國の御幸に從つた先祖磐鹿六獦命が大君の特別の思召しで、朕が子供たち末長く、天津御食を齋忌取持ちて仕へ奉れとの御命を御受けし、更に十一月の新嘗の祭も膳職の御膳の事も、大鴈(獦と鴈は同音)命のいたづき始めなせる所である。……永世の神財と仕へ奉れとの御言葉を賜はり、朕が王子等は膳臣等が繼ぎあるかぎり他氏の人どもを相交へてはならぬの御優詔を拜した――と述べ、安曇氏との爭ひについては次の樣に言ひ放つてゐる。神事之日、高橋服臣等前に立つて供奉してゐたのに、安曇宿禰等は少しも爭ふところがなかつた。しかるに元正天皇の靈龜二年十二月の神今食の日に、奉膳從五位下安曇宿禰刀は――自分はあなたよりも官は長であり年もとつてゐるからといつて――前に立つて供奉したいと、典膳從七位上高橋朝臣手貝須比に申し出た。こゝに於てはしなくも問題が起きて來た。慣行はともかく位階と年齡に於て一段とまさることを理由に、横車をおして來たのである。然し原因はともかく兩家の爭ひは早くから行はれてゐたことは、宮內省の各司にはすべてその長官である「正」が一人必ず置かれてゐたのに、彼等がつとめてゐる內膳司には「正」を置くことが定められてゐないことによつて

もうかがはれるのである。故にこの司には特に「奉膳二人、掌総知御膳進食先嘗事」とあつて、「二人」で「正」のやることを代行せしめられる有様である。これは單に條文の定めのみでなく、この條文にもられた意向は、條文の意味するところと職掌には違ふが條文の註釋及び續紀神護景雲二年二月癸巳の條の記事によればよく貫徹されてゐる。即ちこの内膳司の正には高橋安曇以外の者が定められることとなり、事實この日に從五位下布勢王がこの司となられた有様であつて、全然内膳司に正を置かないといふ事はないが、貴紳の配慮はよく持續されてゐる。これによつてみても相當に面倒な葛藤が久しく兩家の間にわだかまつてゐたことが明瞭である。類聚國史に「延暦十一年三月壬申、流内膳奉膳正六位上安曇宿禰繼成於佐渡國、初安曇高橋二氏、掌供奉神事行立前後、而繼成不遵詔旨、背職出去、憲司請誅之、特有恩旨、以減死」と記録されてゐるところによると、この爭ひは竟に高橋氏の勝利に歸したものゝ如くである。恐らく安曇氏が自分の位が高橋氏のものとくらべて一段と高くなつたことを契機として、律令によれば家の尊さよりも位の高下こそ人の尊卑を決するものであるといふ信念の下に、舊慣を一掃して　またそれまであつたいろ〳〵の反目を更に一段と強化して高橋氏に刃向つたのであらう。まことに律令的な秩序によればさうに違ひにない。然しこの攻擊は竟に成功しないで、空しく古きものゝ勝利になつた。然し敗北したとはいへ新たな精神に目ざめた信念に鼓舞された態度がいかに毅然として自信に滿ちたものであつたかといふことは、恐らく自分に不利な裁決がつけられた爲か、詔旨に遵はないで、危く死に臨みかけた行動によつてうかがふことが出來る。律令體制的なものによつて形成された新たな人間タイプがこゝに於て一つの坐折を受けて地にひざまづかせられた有様をここに認め得べることが出來る。

高橋氏の觀念が未だ消えやらぬ大同二年に齋部廣成はその悲痛な「古語拾遺」の一卷をもつて、朝堂の權貴である藤原氏の專横であり、また實力にかけても比較にならぬほど強い堂々たる中臣氏に挑戰した。然し爭ひは忌部氏の敗退に終つて、古

語拾遺の要旨は一つとして貫徹せず忌部氏のためになんらの效果をおさめなかつた。とにかく平城天皇の代といへばとかく復古論が旺盛であつた時代であるから(伴信友、守知都志麻餘言)、この挑戰がなされたのはたしかに時機を得てゐたが、相手はあまりに堂々と成長しすぎてゐたので竟に如何ともしがたかつた。なほこの內に箇條書きにしるされてゐる十一ケ條の申告の內、中臣と忌部の對立を示す內容は次の樣なものである。

天平年中神名帳の作製の時、中臣氏が一人で權を專らにして、中臣氏に緣故のあるものは小社でもすべて神名帳に採錄せられ、之れに反して中臣氏に關係の薄いものは大社でも除外された。このため天孫降臨、神武御東征に御功勞のあつた神々に對する祭典がまち〳〵になり、禮を缺く懼れさへ生じた。

第二に、殿祭、門祭は齋部氏の祖神太玉命の掌であつたが、寶龜年中に、中臣は齋部を率ゐて御門に伺候する樣になり、以後これが慣例となつたが、これは正しいものではない。

第三に、中臣・齋部兩氏は互に朝廷の神事につかへ、官位も共に七位であつた。然るに延曆の頃　特に齋部氏を下して八位の位にされて今に及んでゐるが、これも正しいものではない。

第四に、太宰府の主神司は獨り中臣氏のみを任じてゐる。諸國の大社でも同じことであるが、これも正しくない。

第五に、勝寶九年以來、伊勢の大神宮の幣帛の使は專ら中臣氏のみを用ひてゐるのも、正しくない。

立論及び反駁の資料はすべて歷史的な資料が用ひられてゐることは先の高橋氏文と同じであるが、それが正確な事實かどうかは問ふところではない。いづれにせよ、高橋・忌部の兩氏がそれ〳〵の文書に於て唱へんとしてゐることは單なる大膳職や祭職といふ職業ではない。高橋氏なら膳の供奉を先にするか後にするかといふことが最も大きな關心事であり、忌部氏の場合は彼の位が低く、幣帛にたづさはること少く、地方の祭司を自家から派遣することがないといふことが重大なのであ

つた。故にこれらのつとめを職業といふ言葉でいへばいへるものゝ、それらの職業は一定の身分と特權を內包してゐるものとしての職業の意味に解しなければ意味がないのであつて、彼等の爭ひの原因は單純な職業分類によつて定められ得るものではない。

　但し大伴と藤原、安曇と高橋、中臣と忌部の三例によつて示したにすぎないが、古きものと新らしきものとの爭ひは執拗でありまた劇しかつた。そして勝利は安曇・高橋の例をのぞけば一般的に新たなものに向つて行つたが、新舊いづれを問はず、單なる復古によつて救濟を見出さうとせず新たな事態に適應する新たな方法によつて爭ひがなされたことは、社會の進展と成長の爲に幸ひであつた。先に述べた樣に大伴・藤原以下の四家の爭ひは大した影響を社會全體に與へなかつたとはいへ、とも〴〵によく相ひ爭つたといふよりはむしろ、相ひ爭ふ覇氣と能力があつたといふことのために社會は沈滯せず、國家は成長する。

　この樣にして律令體制は、新舊兩派の立場の如何を問はず、そしてまた爭ひの勝負の結果の如何を超えてひたすらこれらの摩擦によつて起きる歷史の車輪につれて、ます〳〵その機構は國民の生活にぴつたりとするやうなものとなつて行き、もはや人々は、いかなる立場の者もこの體制を離れてはいかなる紛爭も起し得ずまたその解決の方途も得られなくなつたのである。故に昔日の氏的な政治社會を傳統としてもつてゐる者も所詮その目的とする昔日の權威の回復をはかるためには、自分の立場を無意識の內にでも捨てゝ、律令體制の命ずる仕方に於て身を整へねばならぬのである。もはや律令體制は一切の血族的・人爲的な組織などといつた古きものゝ援助を必要としないで、一人立ちで古代國家を支へ得るものになつたのである。まことに今やわが國の古代國家は反律令的な氏的な人の動きをも自己の發展を促す一つの矛盾としてまた刺戟として攝するほどに堂々たる壯者に成長して、古代史の上に豐かに聳え立つに到つた。

律令體制がなんらの人情的・血緣的要素を必要としないで、一個の機構によつて十分に古代國家を支へ得ることが出來たことは、おそらく古代人にとつては意外の出來事であつたらう、これまで國家といふものに對してはひたすら神祕的な思ひをもつて接してゐたのに、今や白日の下に國家の動きが一々その原因と結果を指摘しながら、とらへることが出來る樣になつたのである。

これ以前はさうは行かなかつた。この時代になされた國家認識の最高は「八紘一宇」であつて、國家は家の大きなものであるといふ見解である。國家も家も共に主があり目下の者がゐる。そして相互は親しくつきあはねばならぬが、下は上をはつきりと敬ひ、上は下になさけをかけてやらねばならぬといつた、二、三の取出された類概念によつて、兩者は單なる數量の違ひにすぎない同一物であるとされる。簡單にして明白な議論であり、當時の人に受け入れ易い見解ではあるが、所詮單純きはまりない子供だましの議論であつて古代人的認識を出でない。これと表裏するものであるが、もう一つ別の國家への認識がある。それはあらはなまとまつた思想の形態はとらないで歷史の具體的な構成の仕方で示されたものである。卽ち既に前述した樣にわが神代史の構成は、もとは同じ源流から出たが、いつしかばら〳〵となつたのに再び本宗の皇室に統一され、それに伴つてそれ〴〵がもつてゐた領土と人民も本宗の家に結集されて、こゝに初めて一個のまとまりのある國家と名づけ得べきものが出來たといふ整然たる內容からなつてゐる。こゝには前述した樣に最後に一家で全國をおほふといふ考へが基礎となつてゐるが、この思想に刺戟されてこれまでの數家は無くなつて一家によつて全國が統一・統御される樣になつたので、この最後の一家がたゞちに國家であるといふ考へが派生した。勿論こゝには前說と同じ樣に國家自體に卽した內容は少しも問はれてない。否古代人にはその樣な問ひを發するのは不可能のことであつた。故に强大な力をもつてはゐるがそのエタイが分らぬ者に接する人々が常にいだかせられる恐れと神祕感が、この國家に對してもなされたことは當然である。

しかもこの神話觀は、古代人がおのづからにして到達した國家は、家の大なるものであるといふ認識の發生によつて更に高められた。即ち兩者が同一性質のものであるといふ考へは目上と目下といふものがそこにあるといふいはゞ社會的な見解から進展したのに、この考へが一度その存在を確保すると、今度は家の生物的な認識によつて類槪念を國家に求めて、國の元首を家の父と假定し、國民を家族とみなす樣になる。こゝに於て子は親を前提としてのみ生れ得るものであり、また親の世話による懷の内から成長し得るものであり、子供の存在は親の存在を前提としてのみ可能であるといふ槪念をたゞちに國首と國民の關係に移すに到り、更に國首の位置は國民に對して神秘的といふよりは絶對的なものになつて行つた。

しかるに律令體制が確立してくると事情は一變してくる。かゝる認識の成立を天皇みづからの言葉である奈良時代の宣命によつて窺ふことにしたい。

天平十五年五月五日聖武天皇は「上下をとゝのへ、和げて、動きなく靜かにあらしむるには、禮と樂と二つ並べてし、平けく長くあるべしと神ながら思ほしいまして」五節を皇太子みづからをして舞はさしめられた。勿論これが支那の儒教の禮樂說に基因してゐることはいふまでもないが、とにかく國家を治めるに技術を要するといつたことは、その思想が借り物であるにせよ、また誤つた考へであるにせよ、とにかく國家を絶對のものとしないで生きたものであるといふ見解を前提としてゐる。この前提なくしてどうして國家認識の第一歩を進めることが出來よう。そして國を治めるのに「朕は拙くをぢなくあれど、親王等を始めて王等、臣等、諸の、天皇が朝廷の立て賜へる食國の政を戴き持ちて、明き淨き心を以て、誤ち落すことなく助け仕へ奉るに依りて、天の下は平らけく、安く治め賜ひ惠び賜ふ」と孝謙天皇は天平勝寶元年七月二日の御即位の宣命で述べた。こゝには飛鳥時代に見られた樣な誤りのあり得ぬ絶對能力のある神としての天皇の姿を見ることは出來ない。有徳かつ賢者な人々の協力によつて國を運營して行かう、そしてそれのみによつて國は平和を保ち得るものであると

いふ深慮と認識を窺ふことが出來、古代國家の發展が決して偶然でないことを知る。更にこの國家認識は反を謀つた名家橘奈良麻呂に對し「朕一人極めて慈び賜ふとも、國法已む事得ず」（天平寶字元、七、二）と斷じて罪せられた態度によつて更に明白に認識せられるのであつて、こゝにはもはや絶對者＝神の影は姿を消して、法こそ國を治めるのに最も大切であり、これをたとへ大君の身なりとも侵害するは國の治めを破る所以であると考へたのである。明々白々な國家認識の巨歩である。大君は國の運營にあまりに明白な限をもたれた爲であらうか、あるひはそれを比較的にかるく考へたのか、天平寶字二年八月朔日に母につかへるのに天皇の御位にゐては多忙で十分に盡し得ないとの理由で讓位した。こゝにはかつての大君は神にましますの考へは姿を消して、氣輕るに且つ機能的に皇位は考へられてゐる。この點は讓位した淳仁天皇に對し「政事は、常の祀り小けき事は、今の帝行ひ給へ、國家の大事、賞罰二つの柄は朕行はむ」（天平寶字六、六、三）とさとした態度によくうかがふことが出來る。これは正に統治權を全く機能的に考へた現はれで、從つてそこに統治權分割の可能性と意向も生ずるのであり、太上天皇の身分とはいへ天皇の權威に對して手を加へすぎた嫌ひがある。このことは主權は一つであるべき國家に對してもよいことではなく、後年太上天皇（孝謙天皇）と淳仁天皇の間に紛爭が發生したのは當然であらう。折角昂揚した國家認識がいさゝか横道にそれる行動に利用されたことは誠に殘念である。特に太上天皇が重祚して稱德天皇となるや「かけまくも畏き朕が天の先帝（聖武天皇――引用者）の御命以て、朕に勅りたまひしく、天の下は朕が子いましに授け給ふ、事とし云はば王を奴と成すとも、奴を王と云ふとも、汝の爲むまにまに。たとひ後に帝と立ちてある人。ゐ立の後に汝のために禮無くして從はず、なめくあらむ人をば、帝の位に置くことは得ざれ。又君臣の理に從ひて、たゞしく淨き心を以て、助け傳へ奉らしむ、帝とあることは得むと勅りたまひき。」（天平寶字八、十、九）社會的地盤にある帝の位が聖武天皇の名によつてではあるにせよ、あまりに個人的な好惡によつて考へられてゐる。嘗つての考へより一歩退歩であるといはねばなら

ぬ。更にその詔に「國の鎭とは皇太子を置き定めてし、心も安くおだひにありと、常人の念ひ云ふ所なり」と女帝の身で未だ皇太子を置かぬを心配する人々の考慮をあげて「今の間、此の太子を定め賜はずある故は、人のよけむと念ひ定むるも、必ずよくしもあらず、天の授けざるを得てある人は、受けても全く坐すものにもあらず、後にやぶれぬ」と答へて淳仁天皇の反謀と失脚の例を暗示して、ことのなかなか困難である旨を諭し「故是を以て念へば、人の授くるに依りても得ず、力を以て競ふべきものにもあらず、猶天のゆるして授くべき人はあらむと念ひて、定め賜はぬにこそあれ」と斷言するに到つた。いろいろこれまでに紛爭があつて稱德天皇の負擔は厚く、その御心はおもたくなつたことであらうが、こゝに於て昔日の道鏡の認識はあとをひそめて、天に助けを祈つて、再び認識は嘗つてのものとは違ふが神秘の扉の彼方に埋沒してしまつた。これ道鏡が即位希望をひき起す原因である。もつと認識の歩を進めて自分の態度が國家體制に及ぼす影響を考へ、更に國民的な地盤に立つて皇位を考へればこの樣なことはあり得なかつたであらう。不幸折角の認識は中途で挫折して、單なる個人的・神秘的な考へにおもむいたので竟に天皇の本來の流れをも埋沒しようとした。然し既に國家は成長してゐた。いかに天皇の言葉とはいへその意志は、和氣清麿呂の諫言の形をとつて廢除されるに到つた。然しその終末の稱德天皇の代に於ては幾多の惜しむべきことがあつたとはいへ、孝謙天皇の代の認識は確かに大書すべき功業である。奈良の帝室博物館で天皇の御染筆された「唐招提寺」の偏額を見たものは、誰れでもその謹嚴な書體と堂々たる風格のほどに感歎するであらう勿論これはこの時代に書道の手本となつた王羲之の書體によるところもあらうが、とにかくそれをこなして、これほどまでに書けたことは天皇の氣性と英邁が女帝の名に連想されるものと遠くはなれたものがあると思はれるので、古代國家認識の劃期をみづからとげたことは決して偶然ではない。恐らくこの認識はかなりの範圍に普遍的となつて官吏の頭腦に入つたものと思はれるので、奈良時代の官吏が堂々たる古代國家をつくりあげた陰には、その勤勉さがあつたが、より以上大切であ

つたのはこの國家認識の向上によつて國の運營を大過なからしめた爲である。然し稱德天皇の代に既に見られた樣にこの認識は以後あまり發展しなくなつたが、このことは人々の關心が次第に旺盛な權力をもつて來た藤原氏に向つた爲めである。故にそこには稱德天皇の代にも見られた儒教思想の天といつた觀念があつても、それはもてあそばれてゐるにすぎず、現實に即した政治的認識は發展せず、天皇への認識も昔のまゝの姿で持續して、特にとりたてゝ考へるものは無く、以後再び神祕のヴェールは垂れ下げられたのである。

氏的な政治的社會は終りをつげ、全く律令體制に包括された。しかるにあたかも氏的な政治的社會が躍動してゐるかの樣に氏の名が奈良平安初期の兩代に亙つてやかましく論議されてゐるのは不可思議であり、新しきもの律令體制に對する舊きものゝ嘲笑である。古代國家に於ける律令體制の全能を說いて來た本稿は以下おのづとこの課題に答へねばならぬ。

大化以後に於て舊豪族はたゞちに律令の新官僚となつて律令體制の新貴族に移行し、またその樣に政府から配慮されたことのために、おのづと大伴氏などの樣な古い立場を持續して來た人達が、このことを特に强調することによつて過去とくらべて劣る現在の自家の位置を昔日のものに囘復せんとするから、これら特權的な人の判別を最初に示し、また目じるしとなるべき氏の名が尊重され、その系譜關係が重視されてくるのは當然である。まことにこの氏名と系譜がたしかであつてこそ、貴族としての特權的な位置と收益が保證され、また假蔭の制によつてその子孫の代に到るまで、それ〲の位に應じて貴族たる身分の存續を保證される。そして上層の官僚となるにもその樣な飾にかけられて殘つた人のみがなり得るのである。

（その間の變遷は一應既に吉備眞備の出世等によつて述べておいた。）

大化改新から平安初期の姓氏錄の編纂の時に到るまでの氏名に關する面倒な問題は、これまで單にクラン・ゲンス的な氏

氏姓の名乗りとしてのみあつかはれてゐるが、如上の事情が分れば單なる名乗りとしてではなく、律令的體制とそれを主流的に支へてゐる人々の立場から檢討されねばならぬ必要があることが容易に解つてくる。以下少しくこの間の歷史的事情を具體的にあとづけておきたい。

既に大化改新に於て「拙弱き臣連、伴造、國造は、彼の姓と爲す神の名、王の名を以て、自が心の歸る所に逐ひて、妄りにひと〳〵處處に付く、爰を以て神の名、王の名、人の賂物と爲すが故に、他の奴婢に入れて清き名を穢汚す、遂に即ち民心整はずして、國政治まり難し」（孝德紀、三、四）とあつて、單にこゝでは神と王の名が問題となつてゐるが、姓氏錄の分類が皇別・神別・蕃別になつてゐることを思へば、「蕃別」は未だ一應度外視されてゐるが、既に一般（貴族層）の氏名がすべてここに問題とされてゐることが分るのである。原則として「祖子より始めて、奉仕る卿大夫、臣連、伴造、氏々の人等、咸に聽聞くべし。今汝等を以て仕はしむる狀は、舊職を改め去りて新たに百官を設け、及び位階を著して、官位を以て敍じたまはむ」（孝德紀、大化二、八）の詔があつた。舊豪族＝新官僚たることが、先の詔が出る前に約束されてゐる以上、當然如上の氏名と、それを通じて表はれる系譜關係がつゞいて問題となり、大化改新早々の一つの政治的課題となつて來る。かゝる問題が大化前にあつたといふよりは、その源流をなすものとしてあげられる允恭天皇の代の盟神探湯の事件は、大化頃に氏名が喧ましくなつた時の事情を反映した一說話にすぎないと斷ぜられる一先達の洞察をこゝに想起する。勿論すでに大化以前の昔からわが國の特殊な農村事情の發展によつて人々の階級の違ひは家格の形態によつてのみ表はされるから、允恭天皇といふ上代はともかく大化以前の昔から氏名の問題が起きてゐたことは當然であらう。然し大化以前に於てはかゝる氏名が問題とされてゐたとしても、その尊い氏名を名乘る人は、別にこれといつた特權をあたへてくれる上下の[illegible]關係をもつてゐるわけでなく、たゞ慣習と傳統によつて貴姓を名乘る人が若干の尊敬を拂はれるにすぎない。特にカバネの如きも天武帝の十三年十月

に八姓の定めがあるまで・公・彥・集・戸畦祝・倉下・國造・縣主・神主・史等々の數十種に亙る（太田亮氏、日本上代に於ける社會組織の研究、四二七頁參照）おびたゞしい種類のカバネがあり、それも慣行的にはともかく嚴格な上下の秩序をもつてそれらの多くのカバネが律せられてゐたといふ明證もないから、凡そ上下の差別を示す標準としてカバネといふものがいかに心もとないものであつたかといふことが容易に知られるのである。然し大化以後になるとおのづと局面は一變する。舊豪族＝新貴族の方式によりこれらの氏名あるひはカバネをもつてゐる人に與へられる特權のかず〳〵はそれ〴〵國家的な力を背景として作られた制度的なものによつて保證されてゐるから、この問題は人々にとつて單なる慣習として對岸の火災視することを許されない切實なものとなつてくる。故に大化以前の氏カバネの紛糾は大して社會の秩序を云々される程のものになる氣づかひはないが、大化以後になるとこの氏姓の紛亂は當代の社會秩序の中核をなす舊豪族＝新貴族の方式を混亂させ、更に新貴族＝新官僚の方式に原因して、律令體制の運用者の運命をも攪亂することゝなるから、重大な社會的・政治的た問題となる。故に如上の方式が續けられるかぎり氏名の問題は引續き後をたゝない。

神護景雲二年五月三日の勅に「この頃諸司入奏の名籍を見るに、或ひは國主國継を以て、名と爲し、朝に向ひて名を奏す。寒心せざるべけんや、或るひは眞人朝臣を取りて字を立て、氏を以て字となす、……今より以後、宜しく更に然ることなかれ」（續紀）と、氏名カバネの詐稱が引續き行はれた。特に字（あざな）の如き自分自身で自由につけ得るたちの名を利用して貴姓をつけ、そして自分の發展・位置に不適と思はれる氏名は父祖傳來で如何ともしがたいので、それを自分のあざなであるかの樣にして形式的にせよ合法的なやり方で卑姓を離れて、貴姓を名乘つたり、また眞人朝臣の稱號をあざなにつけてあたかもその尊稱を名乘り得る地位の人であるかの樣に示すといつた、いろ〳〵巧妙な手段がほどこされるに到つた。かうした詐稱の巧妙さが出て來たのは多くの人々によつて次々と考へられた從來のあらはれであらうが、逆にまた當時の人々

が十分勢力を擁ふに足りると考へたほどの重要な問題であつた爲であらう。延暦十七年三月八日及び同二十二年三月二十三日と百姓の冒名禁止令がたび〳〵出てゐる。丁度これより先の延暦元年六月乙丑に、神人賤人等十數人、及び延暦二年九月丙子に雜戸等五氏一百一人が、それ〳〵舊の姓をとなへてゐたことが摘發されて、カバネの改竄が行はれたやうな一連の事件は（續紀）、いづれも如上の禁止令を生むに到つた出來事、最近の一環であつた。

然し依然としてこの傾向は停止せず、延暦十八年十二月二十九日に第一章第二節（二）であげた勅令の發布となり、天下に布告して本系帳を出させてその身元をたしかめようとし、特に貴族の流れを引くと稱するものは、その人が屬してゐる宗中の長者（氏上）の署名をとつて、之を申告させよといつた嚴重な定めと、事情に適合しさうな方策がとられるに到つた。これこそ新撰姓氏錄の序文の一節に於て「皇統彌照聖明（桓武天皇―引用者）云々、思切二正名一、廼降二絲綸一撰二諸本系一」と記されるに到つたものであるが、引續きこの一節が示す様に「綿歴二未畢一、奄登二遐一」の爲にその記錄の事業は完成しなかつた。然し「天朝（嵯峨天皇―引用者）至明紹二隆前業一云々、乃二中務卿四品萬多親王云々等一、追二尋前志一、搜二弘此文一、闕二書府之祕藏一」等と「諸氏之蕪言一」（新撰姓氏錄の序）覆へ、幾多の苦心と難行を經て、先の志は延暦十八年十二月二十九日より十七年後の弘仁天皇の六年に到つて竟に新撰姓氏錄三十卷となつて完成した。この永年に亘る氏姓の名稱をめぐる紛糾の歴史にはいはゆるタラン・ダンス的な氏族制たるものは影も形もない。あるのはたゞ舊豪族と新貴族を可能ならしめた事情が伏在して千波萬波をよんだのにすぎないのみであり、その奧底に古代家族のうごめきがひそんでゐる。

たゞ先に見た大伴・阿倍氏が地方人の内に勢力と經濟を扶植するための組織として行つた氏的な構成はこの大化以來の傳統を引く諸氏族制度の主旨とその意圖によつて、影響をうけざるを得ないであらう。即ち地方の有力者が中央名家の末流であるかの樣にしてゐたことは、その實態度をはがされることになるからである。この地方有力者のあり方こそ、平安初期以

央地方の「郡司百姓」が私物をば名儀的に中央貴族である「官家」のものと名づけて正税や田租を拂はないといひ、後に庄家莊園の名によつて地方の人が地方官吏に對し一財産・利益の保持のために對抗した仕方（三代格、十九卷、寛平七、九、三、太政官符）の前驅をなすものといへる。たゞ前者の場合は人間相互の關係が身ぢかに示されてゐたのに對し、後者は一應物といふものが、地方と中央の媒介となつてゐる。姓氏錄の編纂及びそこに到るまでの一聯の政策は單なる懷古的な道樂仕事でなく、立派な現代的な意義をもつた政策であつたといはねばならぬ。たゞ姓氏錄は第二章第二節「一」で述べた樣に中央が分ればおのづと地方も分るといふ解釋の下に（第二節「四」であげた吉彌侯氏は明白に陸奥人であるのに、姓氏錄ではこの姓解が「右京、皇別」の項に出てゐる。故に取材とした氏族が住んでゐる地域の及ぶ範圍はともかくとして、姓そのものはかなり地方の人の姓も姓氏錄に入つてゐる）畿内の人々を問題としてゐるにすぎない。しかも姓氏錄の內容はかなり總花的なところがあつて、疑はしいところが多いので――桓武天皇の意向が正しく編纂に生かされたかどうかといふことはともかくとして――政策としての意義は實質的に著るしく低いものであらう。これが理由は恐らくこの時代には各名家が沒落し「舊豪族＝新貴族の方式がおのづと無意義となつたので既に姓氏錄的な仕事はあまり意味をもたず、おのづと從來行きがかりを正確にやりとげるといふよりは總花的に有終の美を濟すといふ方向に中途に於て努力が變へられた爲であらう。

以上述べて來た大化以後の新たな氏の問題は要するに二つの部面があつた。一つは名家大伴氏的な場合で、ありし日の繁榮を挽回するために、もつと昔日の世襲性を強く活かさねばならぬといふことである。こゝには新たなものに壓倒された古きものの叫びが聞えるのに對し、第二のものは姓氏錄的な氏名の匡正であつて、これは新たな律令體制が定めた舊豪族＝新貴族の方式にうながされて起きたものである。兩者ともに舊豪族の立場の維持といふ點については同じであるが、大伴氏的

な叫びと姓氏録的な編纂とでは、それ〲の意圖が生じ始めた根據は別々のものである。この樣にして氏の問題はこれらの大化以後の新たな情勢の發生と、なほ依然として存續する昔日の組織性と相混在して、大化以後の氏の問題は著るしく複雜な樣相と性格をもつてきた。この複雜さこそ氏といふものに對する認識と意識とを喚起するものであつて、特に大化前代に於て普通のことゝしてあまり大した意識にも上らなかつたと考へられる氏の組織的機能についても、大化以後に於て血縁的な系譜に對する切實な認識の發生に伴つて起きた氏の意識の發展によつて、おのづと注意を喚起され、また認識を新たにする樣になつたと思はれる。第二章の序で述べた樣に氏に關する具體的な資料が古い時代を記した記紀にはあまり見られず、反つてずつと後の奈良及び平安初期の文獻に豐かである所以もこれによつて明瞭であらう。

以上によつて大化以來、飛鳥・奈良更に平安の初期に到るまで隨分永い間續いた氏名の綱紀は、なんら反律令的なものでなく逆にそれを支へるものであつたことが解らう。そこには舊貴族＝新貴族・新官僚の方式を維持・保證する律令機構の役割を、制度的でなくて慣行的あるひは特權表示の仕方で遂行しようとした意向がうかがはれる。

二

氏に關する文獻の豐かさは時代が平安時代の最中に向ふと見る間に、急激に減少して行つた。古い名家が相次いで亡び、藤氏一門のみが繁榮するに到つたので冒氏名の發生は著るしく範圍をせばめられ、朝堂に榮える氏名も著るしく單一化されたので、舊貴族にたるための前提である舊貴族＝新貴族・新官僚の方式は他氏にとつてさしたる意義をもたなくなり、このため氏姓といつては一々詮議の必要がなくなり、從つて資格も緩られたり高揚されたりする機會も失つたからである。姓氏録な性格が、更に形式的な性質に移り、姓氏録以後に於て急轉的といつてよい程、姓氏録の編纂までに[illegible]見られた氏姓に對す

る嚴密な取締を含む政策が發布されなくなつたのも實にこのためである。たとへ姓氏錄が完全無缺の正確な資料性を持つてゐるにせよ、依然として舊豪族＝新貴族の方式の地盤を利用し得べき舊名家が殘つてをれば、新たな資料は滾々として盡きず、第二第三の姓氏錄が當然生れねばならぬのに、竟にその樣なものは成立しなかつた。古代史に於ける氏制の歴史に於ける一つの劃期である。

このため舊名家に一番よく殘つてゐた氏制の組織的な面も、次第に姿をこの世からかくす樣になつてくるのは當然であらう。勿論惠美押勝の樣に一門によつて政權の重要部處を獨占することは以後も行はれ、むしろ他の名家を徹底的に廢除しただけにはげしくなつて行つたが、これは藤原氏といへども單なる官僚でなく、一個の有力な舊豪族＝新貴族であるから、そこにおのづと古代家族的な名殘りがあるのは當然である。しかしその名殘りがいかに矮少な程度であるかといふことは先に押勝の場合に述べたと同じであつて、氏制の組織性といふ點では押勝の場合は著るしい退歩の姿しか見えない。試みに宇津保物語の作者によつて鮮かに描かれた、平安中期の最高貴族の一人が持つてゐた家族的紐帶の例をこゝに見ることにしよう。左大臣正賴は東宮御妃の父親として、竟には其女の生み奉つた御子が皇太子となることによつて、その勢威は比類なきものに確立するに到つた。彼は時の帝より「才もあり心もいとかしこく重し」(國讓上、有朋堂文庫本、下ノ四七〇頁)と推奨され、この物語の内でも最も政治家らしい强みと廣さをもつた性格の人間である。彼は二十六人の子福者であるが(藤原の君、上ノ九八—九頁)「こゝばくの男女、男も妻具し給へるも、更に外住せさせ奉り給はず、『大きなる家なれば、わが世の限は、かくて住み給へ、外におはせむは我が子にあらず』」(同上、一の一頁)と多くの子供たちに、しかも妻を具する程の成年の男女に言ひ渡した。後になつてこの原則が破れて次第に子供たちが分立しながらも、むしろそこに新たな形態を持つた大きな家族的結合が生れてゐる有樣を次の樣に物語は傳へてゐる。

「右の大殿には、御對の殿ばら、宮ばら、御子ども〻、上達部に物し給ふは、ひろき殿おもしろく清らに造りて、萬の調度寶おきつ〻『殿のゆるし給はねば、元わたり給はで、狹き住居をする事』とむつかり給ふ。……………………………宮たちは、北の方のおほん親につきて、みな出で給ひぬ。男君たちも、御妻につきてみなわたり給ひぬ。………………………………御子ども〻おほく外へわたり給ふやうなれど、たゞ此の殿のめぐりに、あるひは向に、あるひは傍に、遠しとて、一町、二町を離りつ〻住み給へば、同じやうに、御門の隣といふばかりになむ。(國讓、上、下の二五二―四)

まことに根強い家父長的態度と家族的な組織の存續をみることが出來る。物語とはいへ宇津保物語が人間喜劇として平安時代に於ける社會の各層を比類なく描寫したものであることは石母田氏の研究によつて明白であるから、こ〻にかゞげられた描寫も當時の有力な位置にゐる貴族のタイプを遺憾なく傳へるものと言つてよい。宇津保の作者が生きてゐたと考へられる時期を、絶大な勢力を持つて治めてゐた藤原道長の如きものは恐らくこの樣な家族に包まれて每日を暮らしてゐたのではなからうか。當時の廟堂は道長の一門によつて大部分を占められたことは寛仁二年、太政大臣の道長を筆頭に、內大臣頼通、權大納言頼宗、能信、敎通がいづれも道長の子供であることによつて明瞭であるが、これらの子供たちは正嫡の子供たちの樣に道長の邸宅の周圍にむらがつてゐたかつたとしても、その原理に於て、同じものが働く秩序の下で生活してゐたであらう。そしてそれらの人々は道長といふ者を一大家父長として上にいたゞき、その下に日常を起居してゐたであらう。然しいかに道長の地位は高く權威は强くとも、その家父長的な規律の下に置いたものはせい〳〵息子・娘あるひは娘の壻の程度であることは注目すべきことであつて、一應古代家族の組織的な方面の傳統を若干うけ繼いでゐるとはいへ、その組織性に於ける退歩は前代とくらべて著るしいといはねばならぬ。

故に藤原氏に氏の長者が出來て、長者は代々朱器　大盤を傳へ、藤原氏にもいろ〳〵と立派な氏の組織的な方面が生きて

ゐる樣に思へるが、これは嘗つて廟堂に榮えたありし日の名家である他氏に對抗するため、當時の名家の慣行を若干用ひたといふ程度の意味にすぎなかつたであらう。事實として不比等の子供たちが既に南家・北家・式家及び京家と名乘るほど分立し南家の押勝の如きは、自分の長兄豐成の覊絆からはつきり名義の上でも獨立する爲に、惠美の家印を藤原の下につける樣になつた有樣で、そこには到底實質的な氏組織は存續してゐなかつたことはいふまでもなからう。平安時代になつても「觀修仿門來云、近書行東宮更衣（右大將濟時卿女）修法、猛靈勿出來云、我是九條丞相靈、存生之時、或口佛事或向外術、懇切致子孫繁昌之思、其願成就、就中小野宮太相國子族可滅亡之願、彼時極深、施陰陽術欲斷彼子孫、所期先六十年、其驗已新、今依滅他之思、受告極重、拔苦無期、小野宮相國子孫產時、吾必向其所坊、此事依存生心願、先所期六十年、其遺不幾、彼時外術今二年許也、其後可難廻此妨術、又此更衣已有懷任氣、仍所來煩也、爲纖絕同胤云、今聞此事、覺往古事、雖云骨肉、可有用心歟、仿門云、忽造大威德尊可、奉歸依者、然者可任天運者也。」（小右記、正曆四、閏十、十四）

以上の樣に恐ろしい程の反目が藤原氏の各家の間に暗默の裡にひそんでゐる有樣であつて、全く組織としての氏制は無いといつてよい。故に藤氏に「氏の長者」が設けられ、家父長的な統制が氏人全體に及ぼされた樣に見え、事實として正賴的な態度が單にその子弟のみでなく、一族全體の人々にも及ぼされることがあるといふことは當然に豫想されることであるがこの樣な氏人に對する氏の長者の支配は、その氏の長者が廟堂の有力な位置にゐることのために生じたのであつて、この支配は廟堂の權威によつて貫徹されてゐるのである。氏の長者としての位置と機能はたゞこの政治的立場をヴェールし、また飾ることを主要な目的とするものと思はれる。故に氏の長者は藤氏の血緣的な嫡々である事よりも、時の藤氏の最有力者であることが必要なのであつて、かゝる政治的な位置を缺いた氏の長者は單なる虛名にすぎない。たゞ氏云云といつたのは昔日の慣行を流用したのと、藤氏自身が舊豪族的な立場にあるので、この樣な氏の長者といふものが生れ、また存續したのに

すぎない。この様な地盤をもつてゐたので、氏の長者といふことも名目的には一つの機能を果してゐたことは爭はれないので、全然名目的な無意義なものとしては見過すことは出來ない。從つて悪左府といはれた頼長が、氏長者の位置を獲得しようとして、長兄忠通から殆ど强制的に白河天皇の力添へで、その位置を奪ふに到つたのも理由なきことではない。特に朝堂の人々が藤氏によつて全面的に占められてくれば、全官僚に對する支配を上長の立場からのみでなく、氏の長者として血縁的な力をもつて行ひ得ることゝなるから、結局に於て律令體制の輔翼・執行機關の全體を、機構と精神の兩面から全體的に統御することが出來る。このことは氏の長者に立つ人をして、まことに藤氏全體の人から至上の家長、最高の權威として物心の兩方から仰がれるのみでなく、廣く一般の下々の人をもその様な感を懐かせることになり易い。かくして藤氏の長者は一應性格としては如上の様に重大な政治的機能をもつべきであつたが、藤氏自體は如何に繁榮しようと結局、律令體制によつて棲息する一官僚にすぎなかつたから、國民的な地盤に於てその立場の擴大と高揚をはかるには、大きな限界をもつてゐる上に、この政權壟斷者としての位置が永く續くことが出來なかつたので、藤氏の氏の長者の絶對性は、一時的にはともかく、國民心情の上にくつきりと印象されるに到らず、また政治史上巨大な役割を演ずるまでに到らなかつた。然しその結果はともかく嘗つて一度その様な政治的な實體が生じかけたといふことは留意されなければならぬ。凡そ氏の長者の機能がこの様な政治的な機能と性格をもち、またもつ様に促されて、血縁的なものはさして規定的な意味をもたないものとするなら、藤氏の氏の長者は意外に遠くから始まり、藤氏が朝堂に於て壓倒的な勢威を持續し、特に攝政・關白と藤氏の人から出す様になつた以後のことではないであらうか。たとへ氏の長者自體は他の上層名家の間には早くから行はれたとしても、從來とかく足並みの不一致が著るしい藤氏が、この慣行を取上げるに到つたのは、氏人全體の總意がおのづと反映したといふよりは、當時の藤氏の第一人者をして如上の様な政治的な機能をたやすく果させるために、その様な第一人者によつて新た

に設けられた爲であらう。氏の長者にしてこれであるから、氏の意志によつて左右される氏爵あるひは放氏などといつたものが、その氏の團結性、あるひは相互扶助的機能を示し得る性質のものでないことはいふまでもない。これらの氏にまつはる現象はこれまでの見解を離れて、もつと事實に卽して考察されねばならぬ。以下少しくそのことに關說して置かう。

氏爵とは、氏の長者が正六位の身分の氏人の内から誰か一人を選んで正五位に推薦することをいふのである。一應見たところ、かなり下の位にゐる氏人を上に引上げてやるといつた援助的な行爲と思はれるが、それに該當する人が僅か一人であり、しかもその推選は六七年に一度とか、著るしいのは三十餘年に亙つて少しも推選とその實現が見られなかつたといふ有樣が平安時代の初め頃にあつたから（朝野群載、四）、氏爵の意義は非常に意義の輕いものといはねばならぬ。橘氏の如きは、既に公卿として有勢な貴族がゐないので、氏爵を推選する人が見あたらず、竟に藤氏に賴んで氏爵を行つてもらふ有樣であつた（世にこれを橘氏の是定といつてゐる）。また藤氏でも「讓擬宗内、藤原氏爵者、南北式京四門之流、次第抽賞、古今不易之例也、爰京家者、親久泰絕爵之後、漸及三十餘年、……預榮爵者、皆知氏族之賞」（同上）とあつて、藤氏の内でも早くおとろへた京家の場合にはなか／＼氏爵がうまく行かなかつたので、恐らくこの代り榮えてゐる北家の場合には氏爵回數の頻度は增大したであらう。なほこの京家の申文で注意されることは藤氏の氏爵が、藤氏全體の範圍で行はれず、藤氏の四家の範圍で行はれてゐることである。從つてこの時の氏爵はむしろ家の上では「家爵」とする方が正しいと考へられるのであつて、この一事をもつてしても、いかに藤氏全體のまとまりがさして考へられてゐなかつたといふことが知られ、先に述べた藤氏の氏長者が、上からなされた作爲的な產物であることが容易に諒解されるのである。

相互援助の表はれとされる氏爵が、如上の樣な内容と歷史的變遷をもつてゐるほどであるから、逆の相互排斥ともいふべき現象である放氏の制の如きも同じ樣な性格になつてくるのは當然であつて、そこに氏の團結性の存在などを前提することと

は出来かねるのである。

華山天皇の代である寛和二年正月十九日の條（日本紀略）を初見として、備前國鹿田莊を中心とする國司と莊司の爭ひがあつた。この莊園は「氏（藤原）長者、代々傳領」してゐるのであるが、國司藤原理兼が數百人の兵を召集めて、莊内に亂入し、莊司を捕縛したり、莊の倉を打ち開いて米三百廿石を奪ひ、更に莊司・寄人の居宅三百餘家を損亡したといつてゐるが、普通ありふれた莊園と國衙の爭ひにすぎないことはいふまでもない。たゞ國司が藤原氏であつたので、時の太政大臣藤原賴忠は同年二月廿六日に氏寺興福寺の訴へがあつた爲か「以其（莊）應輸、充用大原野二季祭費、興福寺長講法花兩會料、而莊家逃亡、實荒廢、伴御厨用物可闕怠、理兼等朝臣猥參氏族之末交、是破祖宗之本志、已類木中之蠹、何踏廣前之轍、本系取氏、又號其名、基令致參氏寺、是與氏長者同議可定也、須傳後代懲後不義之輩（朝野群載、七）、著るしい公事と私事の混合である。蓋し、當時國司の任免は「此度御勞（後見者である公卿の―引用者）にてなりぬる近江守」（宇津保物語、藤原君、下ノ二三一頁）とか「伊豫介いと難かりけるに、勞りた給ふ」（同上）といつた工合に政府の有勢者の肝入りによつて左右されることが多かつたので（枕草子三段・一六一段）、推選者である貴族は浮び上つた國司を從者の樣に頤使する場合が屢々あつた。現にこの藤原理兼も長保三年七月九日に左大臣藤原道長の「殊所奏定」除目にあづかる一人として攝津守に任ぜられたが、藤原實資によつて「去年任尾張守者也、而隨復國不輸、申此國、可謂意（○今案斯理兼）、世是濫賞乎」と評され、更にこの除目全體のやり方が「亂代政也」とされた（小右記）。この際理兼が左大臣道長の意志によつてのみその職務を得たことが容易に分る。こんな有樣であるから、先の寛和年間に於て時の政府の最有力者であり、また氏の長者である賴忠の怒りにふれて放逐されるといふ事は、國司である理兼はそれによつて自分の存續を斷ちきられることを意味するから、賴忠・興福寺の意志を理兼に向つて轉し實隨することは容易である。成程文の上では氏の諸事と食議するとか、氏の事に與らしめないとはい

つてゐるが、大した意味のものでなく、すべては賴忠一個の方寸から出てゐることはいふまでもない。大臣としての上長的た立場からでは非合法であり而恥づかしいことも、氏の長者といふ立場からは、この樣な鐵面皮な非合理な行ひをすることが出來て、その效果も甚だ大きいといふことは、氏の長者の機能の一つとして重視されねばならぬ。然し氏の長者がこの樣な同じ氏の國司に對して效果的な非法の壓迫を加へ得る實質的な原因は、兩人が同じ氏の本宗と末流にそれ〳〵位してゐるためといふよりは、當時の國司任命に關する特殊條件といふ政治的事情に促されて起つたのである。然し一應この國司への壓迫といふ行動を具體的に形の上であらはす際に、またその意志をよりよく貫徹するために、氏の長者が目下の氏人を叱正するといふ姿をとつたのであるが、かゝる事實の蓄積は、いつしかその背後にある政治的事情を忘れさせ、氏の長者そのものゝ位置が、恰も一切を支配し得る原動力であるかの樣な錯覺を人々に與へ、更に屈從にならされた人々には、この原動力が自分の眼には分らないが、なんらかの社會的・政治的原因によつてさうなつてゐるのだといふことに思を致して、更に研究をしてみようとしないで、徒らにその現前の力にまどはされ、その位置にある人は先天的にその樣な力をもつてゐるものと思ふことから、一切の條件を超越していかなる時所と人間を問はずにあらゆる世界と人間にもこの者の全能を心底から信ずるに到らしめるのである。氏の長者の權威は煌々として大空にかゞやくことゝなる。然しかゝる藤氏の、氏の長者をめぐる觀念形態も、日本歷史の上ではさしたる影響を殘さなかつた。このことは、偏に藤氏が竟に一つのダイナスティーを作ることが出來ず、單なる官僚・貴族的な立場しかもたないので、眞にその權威を全國民の内に侵透することが出來ず、しかもその繁榮の機會は平安時代の内の一時代に亘つたのみで、以後には新たな同列者が出て來たためにその權威がしほれた爲である。現代の政治史の渦中に於て五攝家の一人が屢々國民の表面に立つたことがあるが、これなぞもその人の能力といふよりは、國民の心の内に巣食つてゐた如上の樣な觀念形態の發露の結果とも見られよう。

それはとにかくとして氏の長者によつてなされる敬氏が政治的な性格を持つてくることが容易に分るのであつて、凡そかゝることと、かゝる氏の血緣性あるいは團結性を云々することは氏爵の場合と同じく、著るしく、明顯であつた。恐らくその表現に團結的には古くからあつたにせよ、藤氏において用ひられ始めたのは氏の長者が出來てからのことではないだらうか。少くともその時になつて敬氏の意義は一段と發揚されたことであらう。

たゞ上掲の願意の言葉の内に「氏事」といふことがあげられ、あたかも氏人たちが共同でなにかやつてゐたことがある樣な樣子を見せてゐる。恐らく平安時代に於て有名になつた藤氏の行事である春日詣の如きはその適例の一つであらう。然しこの春日詣にはひどく儀式ばつたもので、人々は位に應じてそれ〴〵集りを異にして列を作り、また一定の儀禮には參加を許さなかつたが、氏人ならざる者もまた加はつてゐて、藤氏の人々が平常の上下の差別を忘れ、同じ祖神の下で愉快に神祭りをするといつた意味合ひのものは少しも見えない(江家次第)。そこには集りの内容も違ふが、大伴家持が氏族人などと一緒になつて歌をよみ合つたといふ雰圍氣とは全く違つたものがひそんでゐる。故にこの樣な春日詣の如き「氏事」は先の氏に關する諸例と同じく、「桓武天皇の後、王及び大江、和等の氏人が平野祭をやつたり」(江家次第)、その他第二章第一節で示した樣に諸氏が氏祭りをやつて、いはゞ他氏への對抗意識の強かつた奈良時代の慣行を團結的には流用したものであらうが、眞にこれが氏人全體の爲に必要だといふ考へは、氏の長者が氏人全體に對する統御をよりたやすくする必要があつたと感ぜられたのに强調されて成立・發展したものであらう。そしてこの春日詣が特に盛大になつたのは「春日行幸先一條院の御時よりはじまれるぞかし」(大鏡、岩波文庫版、二六二頁)といはれる樣に、陛下の行幸を得る樣になつた一條天皇以後のことではないかと思はれる。そして、この時期は藤氏の全盛であつた道長の時代であることを思へば、春日詣もその内の一に算へられる「氏事」の成立の意義に、行事の内容そのものはともかくとして、それをとりあげた仕方は、決して古い時代的な意味に於

てではなく、新たな政治的必要によつて促進されたものであることが明瞭である。そこには他氏に對するこれみよがしの態度よりも、內の人をよりよく統御する機能が汪溢してゐる。

以上、氏爵・放氏あるひは氏事といひ、すべてのものがこれまで考へられた樣に古い藤氏の慣行ではなく、たとへそれが慣行として社會に行はれてゐたとしても、それを新たにとりあげた時の藤氏の態度は、その慣行がこれまでもつてゐた內容とは違つた意味の下に於て取り入れてゐる。從つて、かゝる慣行が初めて社會に成立した頃には、かゝる社會的な環境につゝまれながら藤氏は全然これらのものに振向もしなかつたのである。新らしきものである藤氏の性格を思へばこのことは當然である。たゞ「奉寄封戶於鹿島香取宮祭文事、今朝示勸解由長官資業、依爲氏博士」（小右記、治安三年四月六日の條）の樣に藤原氏と關係が深い鹿島神社の祭文であるから、特に同じ氏の博士に示して是正を仰ぐといつたことが行はれ、いはば一つの技術者ともいふべきものが氏人全體に關する必要事の發生に際し特に立會ふといふことがあつたであらう。然し「氏博士」の如きはせいぜい一個の道具的な存在であり、あるひはまたこの氏の眞義が形容詞的に用ひられて單に同じ氏の博士といふ程度のものであらうから、全くこの一事をもつてして氏の團結なり組織性を云々することは出來ないのである。

まことに藤氏の盛大になつた理由であり、基礎であるものは、既に述べた樣に藤氏が一意官僚的な機能を十分に遂行しようとしたことにあることを思へば、彼等の間に氏制的な組織が發展しないのは當然であらう。たゞ藤氏自體が他の諸名家なみにもつてゐる舊豪族的な立場を捨てきれない爲めに、氏制的な組織を全面的に捨てきれず、先に揭げた氏の長者的な古い要素が取り入れられたり活用されたりする。然しその樣なものも、その內部は律令體制的な內容によつて埋めつくされて、氏制的なものはこの內容をよりよく實行するために設けられたのにすぎず、藤氏の官僚的な立場は次第に强化・涵養されるに到つた。このため租庸の未進未納のために「貪吏不免罪倖之苦」（類聚國史、政理部五、貞觀四、三、二十六）となる樣な傾向

が人民の衰亡と政府の權威の衰頽とによつて盛んになると、藤氏の人々たちは、特に有力な公卿にとつてさへも、困つたことになるのは當然である。平安中期である寛仁二年六月四日に時の大納言藤原實資は自分の日記の内に左の様な感慨と批判をしるしてゐる。

「宰相來云、今朝參大殿、深被嘆旱災事、在在國々司等云、今年不可濟公私事、可存自身命、但大殿、攝政殿、彼一家卑許騎兼可卑仕、其外卿相等、一切不可承引者、上達部者以封物、宛輔幕雜事、已無其辨、何爲云々」（寛仁二年六月四日）

上達部といへば三位以上の公卿及び四位の參議を指し上層貴族の最上層にある人である。實資の感慨にいかに誇張が含まれてゐるとはいへ、彼等上層貴族達の經濟的な地盤が著るしく封祿のみにたよる様になり、嘗つての舊豪族的な立場を喪失して、全く官僚的なものになつて來たから、事實として次第にその様なものになつたであらう。この様な變化により、

「右兵衞督憲定來云、有女子年十八、皇太后宮以實業朝臣、頻有可令參入之仰、彼不甘心、云合源中納言俊賢答云、事雖不宜望、有仰事何爲乎、兼案内可示者、其後納言云、猶有可令參入之仰、可啓可然之時可令參之由者、彼納言以令啓只可令參之由、爲之如何、爲言合斯事、所來也者、答可有物聞、不答左右、一家只可在彼納言之損歸（カ）、以此趣相相示了、竊思近代太政大臣、及大納言已下息女、父薨後皆以宮仕、世以爲嗟、但父未死之前宮仕、參議正光女外未聞之事也、就中武衞者故式部卿宮子、謂其息女孝爲宮孫女、末代卿相女子、爲先祖可遺恥武衞、太愚也、雖不貢獻、可無宜譏歟、縱雖重科、有何事乎」（小右記、長和二、七、十二）

ひとたびその位置を退職したりあるひは死亡すると、たとへ臺閣に列した様な人の子孫ですら、その娘を宮づかへさせて一家の經濟に餘裕をもたさねばならなくなり、はたはだしきに到つては右の右兵衞督憲定の如く生前に於て娘を出さざるを得なかつたのである。宇津保物語の作者は、大變なけちんぼであるが、方々の國守を歴任して遂に大臣にまでなつた「高基」

の口をかりて同僚の裏面をあばき「時の上達部も貧しきものなり」（上、一三五頁）と斷ぜさせた。故にそれより下級の位の者ならなほさらである。同じく宇津保の作者は少納言仲賴が二、三日の遠出をしようとすると費用が出ないので節會に佩く帶刀を質に置いたほどである旨を告げる（上の三二〇頁）。然しこの樣な位置でも離れると大變である。三度び宇津保の作者の手をかりて、久しく職を離れてゐた人が修理頭といふ下役の位置を獲得した時の模樣を見てみよう。

「忠保、こゝらの年頃、公に捨てられ奉りて、諸資財を賣りて、世にかなしく佗しき目を見て、わづかに侍る女の童の夫に侍りし山伏の、苔の衣をぬぎ松の葉を包みて、深き山よりとぶらひ侍る物をわかちて養ひ侍るにかゝりて、一人の從者も侍らず衣裳も侍らで籠り侍るを、明王の出でおはしまして、斯くまかり浮びたる慶を、すなはち申さむと思ひ侍りつれど……………」（國譯、下ノ五五二頁）

再び浮び上ることとの出來た官僚の喜びがどの位大きなものであつたかといふことゝ、その反面に於て離職といふことがどの位大きな破滅的な影響を生活に及ぼし得るものであるかといふことが、これによつて容易に想像できよう、たとへ下役でなくとも官僚的なものに益々なりきつて行く、藤氏の多くの者の姿はこれによつて想像できよう。然し「大殿」（道長）、攝政（賴道）は公私の未濟で封祿がこなくとも、割合に平氣で「一家事許」にかゝりきつてゐられるのは、彼等が當時多くの莊園をもつてゐたので、封祿的給與の大小にさして心を勞する必要がなかつた爲であらう。然しこの樣な人は少ない。如上の殿等に對する感慨に續いて實資は「阿闍梨海行請雨經法、吉平朝臣奉仕五龍祭、皆於神泉苑、從今日行之」と述べ、以後數十日間この種の記事を精細に日記に記して、農作物の旱害に多大の關心を示してゐる。一見なんら人民に對する關心をもつてゐさうに見えない平安朝臣がしばしば宗教的な儀禮によつて——實踐的な技術的・行政的措置はほとんどしないで——豐年を祈り、あたかも人民に對する關心の深さの程を示してゐる樣な事例がよくあるが、この樣なことを彼等が屢々思ひ立つの

は要するに封祿の多寡がこれによつて左右されることが大きいことを知つてゐるからである。もし廷臣にしてもつと眞摯な熱意と庇護能力があれば彼等の人民に對する關心はもつと具體的な形をとつた實踐的な政策によつて現はされたであらう。

この様な官僚化といふ過程によつて自己の立場を發展させてきた藤氏であるから、大伴氏等の諸名家が奈良・平安初期に行つた氏的な形態による地方への發展をとらないし、またとりえないことはいふまでもない。彼等が封祿的な政府の給與以外に彼等の經濟的な地盤を擴大するには、たゞ彼等自身が現在立つてゐる官僚的なものを基礎とするより外に道はない。彼等のあらゆる道はこれをのぞいては何處にも出發點を求めることが出來ないし、これ以外の社會的價値となり得るものをもたないからである。然し時代は一見すると何等その様な個人的なもの、あるひは地方への發展といふ契機が全然生じやうと考へ得られさうにない、この官僚的立場に花を咲かせたのである。

當時の地方豪族は自己の立場を國守あるひは下からもりあがる階級より守るため（拙稿、莊園不入制成立の一考察、歷史學研究）に自分の土地を中央の有力な貴族に寄進して莊園を作り出したのである。地方豪族は、生産者に對する抑壓は、自分の手でかなり間に合ふが、國守の壓迫はなか〱はらひにくいので、この手を封じるために中央の貴族にたよつたのである。故に地方人の對象となる中央の貴族の機能はかゝる國守を驅使し得る廟堂の有力者、あるひは輔翼執行機關に對して有力な影響力をもち得るものであることを必要とする。それが社寺であらうと女院であらうとそれは問ふところではない。要にその效果である。故にかゝる地方人の對象となつた者の内に、當然輔翼執行機關の内にゐる上層の官僚たちがまづ第一に含まれてくるのは當然である。從つてさして上層の官吏でなくとも、特別の關係を上層官吏と結んで、何等かの意欲がその人に向つて貫き得る者なら下層の者でもこの時の上層官吏と一緒に地方人の對象となることが出來る。故に當時全國的に波及した莊園の設置は中央の官寮を媒介として可能であつたといふことが出來る。一見かゝる莊園の發展の媒介物となり得た官僚

たちの立場は律令體制と全く矛盾するものであらうと、莊園所有者たるには上層の官僚——乃至それと同じ性資をもつもの——たる以外には方法がないのであるから、兩者は決して性格の上に於て矛盾しないのである。たゞ政治、行政の仕方に於て相矛盾するものをもつてゐるので、その意味で官僚を媒介とする莊園の發展は律令體制のある程度の政治・行政體系が變化することを必要とし、その範圍に於てでなければ、兩者は相互併存することは出來ない。この樣に平安時代の有力な官僚としての藤氏は土地寄進者を媒介として地方に向つてその經濟的な地盤を擴大したのであるが、かゝる寄進といふことによつて、中央・地方の人々が相共に並立して連絡をもつたことは、その關係に於て幾多の複雜なものがあるとはいへ、新たな一つの人間組織の出現として注目するに足りるものであつて、姓名の變更などといふことは行はれず、大伴的なものとくらべて、下の者が卑屈とならず、相共に立つ點に於て一歩前進した組織といはねばならぬ。こゝに於て律令體制は初期の強力且つ華やかな中央集權的な統治形態を喪失しながらも、新たな莊園組織に補強される事によつて全土を一應まとまりのある體制に於て保持しながら、昔日の公民に對する關係を持續することが出來ると共に、組織としての氏制の機能は、もはや役に立たなくなり、中央貴族たちの間では基本的な働きをなすことを止め、氏的組織は表面より姿をかくすに到つた。

かくして前に述べた氏長者が示した氏の組織的方面の機能は、結局藤氏しかも官僚である人々の間に限られてゐたのであつて、廣く普遍的なものとなり得なかつた。故に奈良時代に於て押勝が示した血緣關係の重要視の如きものとくらべて、一見平安時代のものはその機能の及ぶ範圍を擴大したかの樣であるが、實質は少しもその樣なものでなかつたのである。先の奈良時代ではその樣な血緣の力をかりないでも律令體制の機構の能力のみで充分用を達し得たのに、平安時代になると異質的なしかも反律令的なものが社會に混入して、もはや律令的官僚機構は昔日の力を振ひ得なかつたので、この樣な血緣の力をかりて來たのにすぎないのである。故にこの點に於てこの氏制の組織的方面の機能はあくまで官僚機構を助けるためとい

ふ意圖の下に利用されてゐるので、あらゆる組織はすべてこの氏的組織によつてなし得るし、またなさねばならぬといふやり方は放棄されて、たゞ選擇的に自分の都合のよい場合にのみ利用されたのであるから、そのやり方はゆがめられた形で古きものが復活されたのである。この樣に氏的組織が十分に活用されたくなつたのは、この組織自身が次第に役に立たなくなつた爲であつて、元來ならこの機能が最も利用される筈であつた莊園設置の時に少しも用ひられず、この關係では中央貴族は自分を莊園の本所・領家と呼び、地方の者はその莊園の下司・莊司たどといはれてゐるにすぎないのである。律令的な政治的社會は氏的な政治的社會に代替し得るが、必ずしも全面的に否定し得るものではなかつたのであるが、氏的な政治的社會を止揚し得る芽生えは莊園の發展によつてきざしてきた。概括的にいつて古代の部民制とくらべて、より自由な人間的關係が進展して具體化しつゝあつた莊園制によつて初めてかゝる劃期が可能となつて來たのである。正に奴隸的・部民的な抑壓關係を人民に施すことを主限とした古代國家は新たなる事態によつて大きな影響をうけざるを得なくなつた。かゝる事態は先の大伴・藤原兩氏の爭ひの如きものとくらべると、その深刻さは著るしく、古代國家はその鼎の輕重を問はれ得るほどの矛盾に直面して來たのである。

三

情勢が上部の者にとつて次第に困難になつてきた時、當時の朝堂の主流をなす藤氏の人々はどうした態度に出て來たであらう。まづ將來のことはともかくとして、藤氏の手で高位の官僚的立場を獨占しようとした。かゝる意氣込みは、既に嘗つて肩をならべてゐた程の者は全面的にこれを排除したことによつて果されたが、たゞ新たに擡頭して來た村上源氏の流れはいかんともし難かつたのか、平安末の堀河天皇の寛治七年に源俊房、同顯房の兄弟が左右の大臣になつた時は、藤氏とし

て地團駄をふんだのは當然であらう。「左右大臣、左右大將、源氏同時に相並ぶといつた例は未だかつてなかつた。今年にな、て春日御社に頻りに起きる怪異、あるひは興福寺大衆の亂逆は、もしかするとこの藤氏にとつて悪いことの徴の現はれであらうか。更にこれに加へるに大納言五人の中、三人は既に源氏、六衛府督五人は既に源氏、七人の辨官の內四人は源氏、藤氏以外の他門ではまことに稀有の例である。藤氏のためにははなはだ懼れあることである」（中右記、寛治七、十二、廿一）と藤氏の一廷臣はもらしてゐる。當時は白河法皇の院政はなやかなりし時代で、藤氏としては次第に以前の樣に廟堂の獨占を行ふことが出來なくなつてきたのであらう。それでもこの時の關白・內大臣は藤氏であり、また新たに自分の獨占を脅威したものは嘗つての有勢者でなくて、新たに皇室から出て來た源氏であつた。もつて院政時代より前の藤氏の華やかなりし時代の盛なる廟堂の獨占ぶりが想像されるのである。この樣に嘗ての同僚である他家を壓倒・排除して廟堂の位置を獨占すればするほど、彼等の立場はます／＼官僚的なものになり、そしてこの官僚的立場を持續すればするほど之に反比例して、舊來の舊豪族的な立場を喪失して行くために、彼等の高い貴族的な立場の持續の爲には、この官僚的な立場の存續以外に方法がなくなつて行く。元來なら嘗つて父祖の時代に顯榮の位にあれば、子孫は蔭位の制がありその他の律令的な特權的な定めにより經濟的にも困難を來す筈はないのであるが、律令體制の中央集權的な政治體制がくづれて來る樣になると、その樣な政府の經濟的保證とその財源が喪失して行つたので、律令體制の貴族に對する經濟的保證は、竟に第二線に退いた舊豪族的な人にまで及ぶことが出來ず、たか／＼現職に活躍してゐる第一線の貴族しか、その恩惠を受けることが出來なかつたのである。この樣に第一線の貴族として活き殘つた舊豪族こそ、逆に律令體制を利用して、多數の莊園所有者として經濟的富强をほこつたので、竟に自分と同じ階級の者を次々と見捨てゝ行く結果を引き起した。

かくして大化改新によつて初めて舊豪族層が律令體制といふ一つの機構を集團的に用ひて一般公民を部民的な位置におい

て來たやり方は、著るしく崩壞して來た。もはやその舊豪族の内の幾つかは脫落した。この脫落は藤氏による他氏の排斥という形態をとり、一時的には藤氏は繁榮したが、いつしか自分自身の立場が丸潰とならざるを得なくなつた。そしてこの脫落した人と代つて表はれたのが莊園寄進者である。今や人民を支配する立場の人は、舊豪族の一部分である藤氏（皇室を含む）と土地を寄進して出來上つた莊園に莊司などを勤めてゐる元の實質的な土地所有者である。この二つが氷炭相いれないものであることはいふまでもないが、彼等はこの律令機構を媒介として結びついてゐる。後者が主として國司の役人の壓迫を逃れるための手段として中央貴族と結びついてゐる時には兩者の接觸は圓滿であるが、實質的な土地の所有者の力が強くなり、もはや中央貴族の權威をかりる必要が無くなつてくると、兩者の間に共通の紐帶がなくなり、兩者の關係はもつれて來る。多難な政治的情勢の展開が豫想される。

この樣な後のことはともかくとして、如上の樣な過程を經て生き殘つた藤氏の人々が、是が非でも廟堂の位置を獨占しなければならぬ必要が起きてくるのである。そして藤氏の人々の考へがどうであらうと、現實として歷史的にかさねられて行つた藤氏の廟堂の位置は、一つの歷史的な力として強く後代に働きかけて來た。既に平安時代の初めに、菅原道眞を拔擢した宇多天皇が皇子の醍醐天皇に遺した言葉の内に、「左大將藤原朝臣者（時平―引用者）、功臣之後、其年雖少、已熟政理、先年於女事有所失、朕早忘却不置於心、朕自去春加激勵令勤公事、又已爲第一之臣、能備顧問而從其輔道、新君愼之」（寛平御遺誡、羣書類從本、一三三頁）とあつて、いかに政理に熟すとはいへ年少にして、而も女事に失敗した者を、「右大將菅原朝臣是鴻儒也、又深知政事」（同上、一三四頁）といはれた道眞と共に重用する樣に誡められたのも、すべて藤氏の傳統の強さによるものである。この樣な事情の重なりは、記錄所の設置によつて莊園の整理を斷行された後三條院の志しが、おのづと藤氏の莊園にも及んで、時の藤氏の長老賴通と紛糾をよび起した時、既に藤氏の勢力は衰へに向つて院より受太刀の姿であつたに

かゝはらず、一時は春日明神の末もこれまでと陛下の前で言ひ放つて藤氏の公卿をして一齊に連袂退職する有樣を見せて、陛下の意向に立ち向ひ、竟に初志を貫徹する樣な事情にまで進むに到つた。他氏との爭ひを勝ちとり、更に自己の立場保有のためにも促されて、蓄積して行つた廟堂の獨占的把握の持續は、こゝに一つの特殊な思想を生むに到つたのも偶然ではない。

まづ平安末期の作品といはれる說話集今昔物語の「本朝」の最初に「其（鎌足―引用者）ノ御子孫繁昌ニシテ藤原ノ氏此ノ朝ニ滿チ弘ゴリテ燮天シ」（二二卷ノ一）藤氏一門の歷史を鎌足から時平の時代まであとづけて記したのも、當時の人々に恐らく不思議に思はれる、これほどまでに盛大な藤氏の繁榮がどうして生じたのか、またどういふ意味をもつのかといふことを敎へるためであつたのであらう。一つの巨大な歷史的事實は、必然的に一つの歷史を編まねばならぬ樣に促した有樣をこゝにみる。これ程迄に巨大な事實が發生したことに對して、中世人は中世人らしく西行の言葉を代辯として次の樣にいつてゐる。

「我朝は是神國也、佛法の佛法たるは是神の力。王法の王法たる擁護の神力也。一天の主萬乘の寶位と仰がれ給へる天子は忝伊勢太神の御流。藤氏の長者天下の攝政といつかれ給ば、春日の明神の御末にいまぞかりける。萬寮何か神氏を離給へるはおはしまさず。昔天照太神の天岩戸を閉て籠らせおはしまして、世中常闇に侍し時、萬の神達歎かせおはしまして、庭に火を燒、神樂奏し給へりしに、めでさせおはしまし給て、岩戸を開かせ給しかば、天下忽に明に成て、今にたえ不侍。其時天照大神の御誓に謂、我孫を以ては、天下の主とせん、汝が孫を以ては、天下の政を執務せしめよと、天小屋根の尊に被仰し時、御譜憾也き、其御契于今不絕おはしまし侍、抑我百王を守覽、各如何にと仰の侍りしに、天小屋根尊を奉始、名冠のこしを地に付て、あへて倫言に背奉り給はざりしかば、去は我形を鑄移て、日本の立と同殿に居奉とて、神達御姿を移留給へりけるに、初は鑄損ていまぞかりける。」（選集抄、第九、內侍所事）

藤氏の立場はこゝに於て神秘的な様相をもつて飾られるに到つた。然しかゝる藤氏の位置は、更に平安末から鎌倉期にかけての藤氏の危機に際して專ら藤氏のために筆をたし、遂に愚管抄といふ一篇の歴史書を書きあげた慈鎮によつて、理論的な様相をもつた露な表現によつて表現されるに到つた。慈鎮は藤氏攝籙の危機を作つた後三條天皇の態度と「攝籙の家關白攝政をすずろに惡みすてんとは何かは思召べき」(愚管抄卷四)と評してその惡意のほどをとき立て、「鳥羽院うせ給ひて後、日本國の亂逆と云ふことはおこりて後、武者の世になりにける也けり。…………この事の起りは後三條院の宇治殿を心得ず思召けるより根はさしそめたる也」(同上、卷四)と斷聲して、朝權の武門に歸した原因を總て後三條天皇に歸してゐる。そして元來宗廟と藤氏の間柄は「太神宮、八幡大菩薩の御教へのやうは、御うしろみの臣下とすこしも心をおかずをはしませとて、魚水合體の儀と云ことを定められたる也　これに又天下の治り亂るゝ事は侍る也。天のこやねの尊に天照大神の殿の内に侍ひて、よくふせぎまもれと御一諾をはるかにし、すえのたがうべきやうの露ばかりもなき道理をえ、藤氏の三功と云ふ事いできたる」(同上、卷七)と古への御約束ごとと稱するものをかざし、あくまで後三條天皇の惡意に一矢をむけ、賴通の不遜を暗に擁護しようとする態度を見せてゐる。更に院の態度に次いで第二の恐るべき敵であつた武家政治に對しても「今は又武者の出來て、將軍と云ふ君と攝籙の臣とをおしこめて世をとりたることの、世のはてには侍るほどに、此武將をみたうしたひはてゝ、誰にも郎從となるべき武士ばかりになして、その將軍には攝籙の臣の家の若公をなされぬる事のいかにも〳〵宗廟神の御計沙汰合體して、昔にかへりて世をしばしをさめんと思召たるにて侍れ」(同上、卷七)と北條氏時代の攝家將軍をひき合ひに出し、實質的に藤氏が武家を治めてゐるのだ、とばかりに說いて、藤氏の永世不滅かどんな支障と反對の下にも約束されてゐることを宣揚し、「今左大臣の子を武士の大將軍に、一定八幡大菩薩のなさせ給ひぬ、人のする事にあらず、一定神々のしいださせ給ひぬるよとみゆる。不可思議の事の出來侍りぬる也。……されば攝籙家と武士家をひとつに

なして、文武兼行して世を守り君をうしろみまいらすべきみなりぬるかとみゆる也」(同上、卷七)として、既に實力の上で武家政治を如何ともしがたいと觀念し、せめて、武家に一段と下らないまでも、せめて並び立つ樣にするために、神をば引き合ひに出して、歴史的事實を自家に有利な樣に巧みに解釋して、自分の意圖に權威をもたせるに到つた。以上によつて、久しい歴史的な傳統に根ざしながらも、この傳統が嵐によつてゆりうごかされ、はねとばされようとした時に、力一杯の精神的な反抗としてこの慈鎭の思想がいかに歴史的事實の巧妙な解釋によつて樹立されたかといふことが分る。愚管抄のいはゆる歴史哲學と稱せられるものゝ內容である道理の說は、すべて藤氏をして廟堂の有力者として持續させようとする現實的な慾求と、これを基礎とした歴史的事實の解釋から生れたものにすぎない。

かつて大伴氏等の名家が舊豪族＝高位の新官僚・新貴族の方式をまもるために懸命に努力して、先祖の功績をいろ〳〵と唱へたことがあつたが、藤氏はこれらの諸名家の考へを、實質的に諸名家自體を廟堂から驅逐することによつて消滅させた。しかるに、藤氏は新たに獨占して來た自家の位置を持續するためと、新たなるものゝ擡頭によつて自己の足下がくづされんとする危機に對處するために、嘗つて自分の手で破つておいた舊豪族＝貴族・官僚の方式を、自家の都合のよい樣に直して舊豪族の內の一人＝藤氏＝高位の貴族・官の方式を生み出し、しかもそれを宗教的・論理的な粉粧でかためたのが愚管抄を一貫する觀念形態である。

嘗つて道長までの時代は、莊園體制によつて律令機構は次第に不充分な社會機構であることが分つてきたが、なほ律令體制は強固で、藤氏の氏の長者はその氏的な組織の復活の程度でその位置が保てたのであるが、もはや廟堂の位置そのものがおびやかされて來た平安末期になると、氏の組織的な機能の方は益〻役に立たなくなり、もはや放棄されるに到つた。そして律令體制が作り、藤氏が都合のよいやうに改良した舊豪族の內の一氏＝藤氏＝第一線の貴族・官僚の方式に專ら依存しよう

としたのである。内容は全く別のものであるが、わが國の氏にまつはる二つの性格は重要視しなければならぬ。そしてこの二つの性格は、時代的には前者の組織的な面が最も早く始まり、次いで氏の特權的な性格は奈良・平安の初期といつた律令體制の盛んな時代に成立し、竟に律令體制が弱體となつて來た平安末期に近づくと共に藤氏の特權化の觀念となり著るしく上層から下層に向つて波及されるに到つた。この樣に現象的にはこれらの各觀念は繼起的に時代を違へて生れたのであるが、ひとたびそれらが確立されると、以後これらの觀念は自己の都合のよい樣に取得され利用されるに到つた。例へば今次の大戰中によく叫ばれた國民組織については前者の氏制の組織性の方面が復興され、そして源平藤橘の氏名が尊稱されて武士の間に重んじられた時には、後者の特權的な方面が呼び出されてゐるのである、この二つの仕方はそれ／＼原型として以後わが國の歷史に於てしば／＼再生されて機能を果して來たのであつて、竟にわが國に於ける氏制の問題は單に古代のみに止らず廣く日本史全體の課題となるに到つたのである。故に古くからこの問題についていろ／＼と檢討されて來たのも偶然でないのである。たゞその研究方法の制約によつて、このわが國の氏制にまつはる二つの屬性は、それ／＼一方的にのみ取扱はれることが多かつた。封建時代より明治の前期にかけては主として職業の世襲性に關聯して氏の特權化が强調されたのであるが、恐らくこれは封建的な職業の身分性と世襲性といふ地盤に於て毎日を過してゐた人々にとつては直ちに此方面から氏の問題をとりあげようとする衝動をもつのは當然であらう。然しこの見解が既に思想を現實と見誤つたものであることは如上の行論によつて明白なことであつて、この點この見解の客觀的な認識の妥當性は消滅したのであるが、氏制の問題に關する重要な一面を摘出して、人々の注意をこゝに向けさせた功はこれに歸せねばならぬ。

次に明治中期以後に於て西歐的なクラン・ゲンスの理論がわが國に採用されまたは刺戟して初めて出て來たのが、氏の組織的方面の研究であつた。この意味に於て組織的方面が注意されたのは割合に最近に屬する。たゞ現實としていはゆるわが

國古來の親分子分の關係はその發生を促した直接的な現實の原因はともかく、その現實を一應形式化して組織するこの仕方は氏制の組織的な方面を流用したものでないかと思はれるのであつて、現實としては氏制の組織的な方面が生きてゐながら封建時代の學者がかゝる現實に教へられて氏制の問題をもつと深く研究すべきであつたのに空しく明治中期以後にこの課題を讓つたといふことは、封建時代の學者の注意が、一應下々の現實を見ようとしなかつた所に原因があるのであらうが、まことに殘念なことゝいはねばならない。一方現代に於ては氏制の職業の特權的な世襲化といふことが、徒らに事實でないことのみに氣をとられて思想的な出來事として重大な影響を歷史に與へたことを閑却した嫌ひがある。兩者の研究方法は正に併せ用ひられなければならぬ。まことにわが國の氏制は內容を大きく異にする二つの屬性を時代を違へて成立させながら、しかもそれが合體して後世の同じ時代と社會に併存し、更に農村と都市、上層の人と下層の人との間ではそれ〴〵氏制の二つの屬性のあり方が違つてゐるといふ有樣であつて、かゝる氏制のあり方の二樣性を知ることなくしては、到底わが國の氏制の問題の本質は把握できないことはいふまでもなく、氏制とくらべて、數段高次な政治的社會を表明する國制の研究のためにも、わが國の場合は、この氏制及び律令體制の所で、具體的に見て來た樣に、氏の政治的社會の本質を把握することが必要である。

さて藤氏あるひはその立場に左擔する人によつて、最高潮にまでもたらされた一定の氏の特權化の思想を生み出した現實がいかなる樣相をもつて來たかといふことはおのづと明瞭である。卽ち藤氏もかゝる特權によつて一應その位置を保證された諸名家の內の一人であるが、さしてこのことを意識化することなく、寧ろ律令體制の官僚として、この樣な思想に反するまで行かぬとも强調しない態度で過して來た時は、たほ他の諸名家も殘つてゐて、廟堂の內にはいろ〳〵新陳代謝が行はれて淸新の空氣も入る餘地があり、時として惑星的な存在に止まつたとはいへ吉備眞備の樣な人物が出現する餘地も存してゐ

た。然るに藤氏によつて、すつかり總てが獨占されてしまひ、しかもこの獨占が彼等の政治能力の優秀性によつて持續されるのでなく、專ら律令體制に寄生しながら如上の樣な神祕的・詭辯的な思想にたよる樣になり、かつての樣な深刻な他氏との太刀打ちの内に鍛えられながら成長した政治家・官僚としての能力と氣魄を失つてしまへば、そこに生ずるものは凡そ平安朝臣の名によつて常識的に聯想される無氣力・無責任・利己主義・故實主義等々といつた弱さと停滯といふ名稱にまとひつくあらゆる惡しきものであることはいふまでもない。かゝるものが内に對し、あるひは外に向つて深憂にたへない事象を生ぜしめることはいふまでもない。

平安時代も未だ初めの頃である仁明天皇の承和九年の初秋に太宰府の一官吏は四ケ條にわたる意見を上奏したが、その内の一節に、新羅の朝貢は其の來ること尙し、しかるに聖武皇帝の代より今上に到るまで、舊例を用ひず、常に奸心をいだいて、苞苴を貢せず、事を商賣によせて、國の消息を窺ふ。方今民窮して食乏し、若し不虞あらば、何を用ひて防ぎ支へん、願はくは新羅國人は一切禁斷して境内に入らしめんことを、と斷じてゐる（類聚國史、政理部、二）。凡そ眇たる新羅を恐れることのだらしなさはともかくとして、それに對する氣がまへの無氣力と無責任であることは、單に外人をして國内を見せなければ濟むといふ姑息な手段によつて、急場を逃れようとしてゐることによつて明瞭である。そこには著るしく惡化してゐる國民の暮らしを少しでも改善せよといふ意見も氣魄もないのであつて、國民に對してはその無慈悲と、外に對してはその因循によつて十分その態度は責めらるべきであるが、かゝる氣がまへと考へは、一般の平安朝臣がもつてゐたものであらう。故にたまたま長德三年十月一日に、高麗國人が對馬壹岐及び肥前に來つて虜領をなすの急報が京都に達した時「上下驚駭、三丞相失度」（小右記）の醜態を演じた。しかもこの事はすでに同年六月「高麗國」の牒が、わが國にもたされた頃から豫想されてゐたのであつて、當時既にその文面の不穩さから、怖畏なきに非ずといつて心配してゐたのである（同上、長德三、六、十三の條）。

そしてそれに對する策は太宰府の申出に則つて、兵器の修補・九州諸神の贈位・加階及び博多の香椎宮への封戸の寄進が行はれ、對馬の國守の交迭が考慮された。特に對馬國守の交迭は太宰府の官人から「非文非武、智略乏由」と指摘された現國守だけに、早急に太宰府から交替を求められたのに、忽ち改任することは、どうであらうかとの態度を中央ではとつたのである（同上、十三日の條）。かゝるところに恐れてゐたことが現實化したのである。無準備なものが常に體驗しなければならぬ悲哀を、味はゝなければならぬ所以である。然るに、急報が來た時に「今日朔日、奏凶事無便宜歟」と右大臣がいふ有様である。然し「是急事也、……何選吉日」といふ大納言實資の反對によつて、このことは一蹴されたが、まことに驚くべき物の考へ方と勘の所有者である（同上）。幸ひ事態は左したる擴大もなくすぎ去つたが、その態度はこの事件に教へられて少しも改められなかつたことは、それより二十二年後の寛仁三年四月に平安時代を通じて最大の來寇であつた刀伊の襲來があつた時に、朝臣たちがとつた態度によつて明瞭である。卽ち彼等がこの時、なし得たことは、要害の警固、凶賊の防禦、當境の守りの勵行といふ分りきつたことの外は非常時にいつもやる佛神の祈禱とうろたへであつた（日本紀略、寛仁三、四、十八）。しかも如上の分りきつた三條も單に命ずるのみで、いかにしてそれを行ふかといふ具體的な指令と決斷は少しも示されてゐない。たゞ當時の要官實資の日記によれば、有勤之者には賞を加ふべき事……山陰・山陽・南海の警備と共に北陸道も同じく警備することといつたことが、この時打たれたその他の手としてしるされてゐる程度である（小右記、寛仁三、四、十八の條）。この様な對策であるから玄海を渡來して來た刀伊の賊によつて縱横に國土を荒らされたことはいふまでもない。筑前國では殺された者一六〇人餘。つれて行かれた者六五〇餘人、壹岐島では國守を含めて殺された者一四八人、つれて行かれた者二三九人であつて、その他對馬では十八人・一一六人、上縣郡では九人・一三二人、下縣郡では一〇七人・九八人の割合で被害をうけ、その他多くの家などが燒かれたことはいふまでもない。然しこの被害も、現地の人々の勇敢な働きによつ

て著るしく可及的に減少されたことは幸ひであつた。太宰權帥の五月十日付の報告は、刀伊を追ひかけて行つた兵船は未だ歸らない、それらの兵船は壹岐より對馬に向つたので、その後の樣子は分らない、丁度疫癘が發してなすすべがない……官軍は刀伊を追打ちに出かけ、只今太宰府に止まつてゐる武者は一人もゐない、そして今になつても歸らないので、はなはだ心配に堪へぬの意味のことを知らせてゐる（少右記、寛仁三、五、廿四の條）。太宰府の武者たちは單に防禦にとゞまらないで反つて荒海に出かけて行つて追擊に移つたものと思はれる。後になつて太宰府が勳功のある人を政府に報告した時、賊船が多すぎるから、もう少し兵船を作つて大擧して出擊しようとする意見があつたのに對し、船が出來るのを待つてゐたのでは恐らく賊は逃げてしまふ、吾は既に齡七十を過ぎいのちも左程ほしくはない、また功のあつた家柄の者である、命を棄て、身を忘れてたゞ一人でもよいから一人先に追ひ向かはんといつた老人や、また賊徒の襲擊を敢然として三度までも擊退して、無事に引上げた勇敢な僧侶がそれらの勳功者の内にゐたのも偶然ではなからう（同上、寛仁三、六、廿九）。然しかゝる勳功のある人に對する中央朝臣の態度は、これらの勳功に賞を與へるといふ勅符が出される前にあげられたものであるから、賞を與へるべきでないといふ提言によつて、まづ第一に表明された。この說を唱へた人が教養に於て當代の第一人者である大納言藤原公任であつたことは注目を要する。然しこの提言は幸ひ同役實資によつて――勅の到不は問ふべきでないと――反對され、公任らも亦自らの意見を撤回して、それに贊して賞は與へられることになつたが、この時ですら實資は「寛平六年云々」と例の故實癖を出して舊例をたてにとり、そして今後のこともあるからといふ理由で自分の提言を支へてゐる有樣である（同上）。そこには同胞の敢鬪を心から喜び、そしてそれらの働きによつて被害が最小限度に止められたといふ感謝の念は少しも見えない。實資にしてこの有樣である。一般の朝臣の態度が思ひやられる。いかに地方の人が熱心でもこれではまことに寒心すべきことである。かゝる中央の態度が持續すれば、徒らに地方の人をしてもり上る心を冷却させ、自己を冷笑さ

せ、はては自棄に陥らしめる所以である。幸ひ、刀伊の侵入は小規模で終つて後續もなかつたが、大陸の彼方では蒙古民族の勃興によつて歐亞の全天地が震撼されかゝつて來たのは、寛仁三年より間もない平安末期であつた。國内の人々が知ると知らぬとを問はず、憂慮すべき現實は刻々ときざしつゝあつた。この難局を救ふに足りる者は既に都會の貴族たちに求めることは出來ない。たゞ刀伊の來襲に對して勇敢に戰つた樣な地方の人々の奮起に待たねばならぬが、來るべき外寇はその規模の巨大・執拗な戰鬪力及び訓練せられた裝備をもつてゐる點に於て到底刀伊の如きものでないことを思へば、かつての樣に單に地方人の個々の勇敢さに頼るのみではまことに危險である。それらの勇敢さが、結集され組織され、そして一個の體系ある集團の力となつた曉のみ、おのづと恐るべき外寇の襲撃にたへ得るのである。然し地方の人々特に地方の有力者でありまたすぐれた能力と才能の所有者といふべき人は、概して古代家族的なものゝ上に未だ立つてゐたから、彼等の生活地盤はおのづと狹くて孤立しがちであり、その物の考へと見通しの立て方は小さい世界に跼蹐してゐる。特に如上の樣な新たな力をもつた氏族の特權化と神秘化は、益々もつて彼等をして中央に進出することの不可能と、懼ろしさとを印象づけ、到底その樣な身の程を知らないことは思ひ留まるべきだと思ひこませる。それらの地方人の自信のない無氣力について、宇津保は物語の主人である仲忠と匹敵し、紀州南牟婁郡の長者神南備種松の孫ではあるが、實は源氏の出である凉が廷臣たちに宮仕へを奬められた時の返事をあげよう。宇津保は次の樣にいふ。「甚だかしこし、げに斯くむづかしき所にのみ籠り侍れば、いとゞ拙き心地するを、京に上りて宮仕をも仕うまつらまほしう侍れど、かくて籠り侍りたる人の、俄に交らひなどせば、見苦しきこと多く、累代の讐にもやならむ、とて年頃を斯くて過し侍りつるを、使に此のわたりに、たゞ承りて畏まり申しつるを、まして殊更にと承はれば、とり申す限にあらず、かしこまり申し侍る」（吹上、上ノ三二四頁）と言ひ、つひに宮づかへしたが、官は輔弼執行機關の參加者である中納言に進み、「昔も今もこの吹上の御贈物をこそ、豐に見れ」（國讓、下、下ノ五一五頁）と、

とかく貧しい廷臣たちを、ことあるごとにその富強によつて驚かし、その教養に於ても第一流の廷臣に少しも劣らない京にしてこの言葉である。これは單なる廷臣たちへの挨拶とのみ濟まし得ないものであつて、地方の人々が、有力者であつても單に地方に住んでゐたといふことによつて著るしく卑下した表はれといはねばならぬ。とにかく平安の最後に到るまで地方の人がこの樣な高官に昇つた例はないのであるが、とにかくこの樣な高い位置に、しかも廷臣たちの反目を受けないで昇り得たと想像した人物でさへ、その官づかへに際しての言葉に如上の樣な内容を盛らねばならぬと考へたのは宇津保の作者の頭に、現實のいたましい實狀がおのづと反映された爲であらう。まして現實の歴史に於て富の力ならともかく、教養に於て到底廷臣に及ばず、そして多大の反目を廷臣によつて受けねばならなかつた地方人の中央進出が、いかに困難であつたかといふことはいふまでもない。かつての幾多の戰ひに於て赫々の勝利を得て「天下第一武勇之士也」といはれた源義家ですら、承德二年十月廿三日に昇殿を許される報があつた時、主として廷臣であらうが「世人」は甘心しない氣風であつたと報ぜられてゐる。然しさすがに口に出してさういふ者はなかつた（中右記、同日の條）。これが平忠盛の時には、なほ一層悲慘であつた。彼の眼がスガメであつたといふ愚にもつかぬ缺點をとりあげて彼を嘲笑し、果ては彼をはづかしめようとし、このため忠盛が苦心したことは平家物語の「殿上の闇討の事」によつて明瞭である、これは單なる物語的な虛構でなくて、當時の眞實を如實に描寫したものである。

かゝる周邊の障害がある以上、いかに精神的な卑下の念が武士の胸奥の内から益々とり去られ難いかといふことは、思ひ半ばにすぎるものがある。丁度保元の亂の時に、信西が源義朝の出陣にあたり「早く凶徒を追討して、逆鱗を休め奉らば、先づ日頃申す處の昇殿に於ては、疑ひあるべからず」（保元物語、卷一）と激勵すると、「合戰の場に罷り出でて、何ぞ餘命を存せん。只今昇殿仕つて冥途の思出にせん、とて押して階上に昇りければ、信西「こは如何と」制しけり、主上御覽して、御

入興ありけるとなり」（同上）。昇殿といへば四位以上及び六位の藏人なら出來ることである。既に武士の力なくしては何事もなし得なくなつた時代に、しかも源氏の統領として仰がれる人にして、この有様である。地方人の卑屈さはなか〳〵拔けきれないのである。しかもこの卑屈さの側に、いかに戰ひが自分に有利であると考へられても、一たび戰場に出れば、たとへ身は將帥の位置にあらうと、既に生死を念頭に置かぬ高邁な心がまへと謙虚さがあるのである。然しこの自己卑下と自己超越といふ二つの觀念が一つの心に混在する矛盾は、前者の觀念が著るしく強いために後者の觀念は單に自己の放棄といふことのみに役立つのであつて、眞に自己を確立してその上でより高きものに進むといふ推進力にはならなかつた。このため自己超越の觀念は發展する契機をもたず、たゞ〳〵武士の日常生活の一部とならざるを得ない戰ひの性質からおのづから導き出され、また出されざるを得ない所の生命の蔑視といふ點にのみ働くだけで、彼等の全生活面にはこの觀念は浸透しない。武士たちの精神的な高揚がなか〳〵出來ない所以である。故に義朝の如きが一度戰ひの場から引上げて來ると、世俗的な名譽のために親を見殺し、年端のゆかぬいとけない兄弟を見捨ててしまふのも偶然ではない。勿論この痛ましい行動は彼自身の行爲といふよりは、彼にその様なことをする様に命令した者の責任が問はれなければならぬが、とにかく彼がかゝる馬鹿げた命令に對して、自己の信念と自信に目ざめて、斷乎として拒絶すべきであつた。然るに上の命であるとばかりに盲從して敢てかゝる命令をことはらなかつた所に、彼がやはり破廉恥な上の者と同じ穴に住むムジナであつた事を曝露してゐる。

かゝる精神狀態である義朝がいかに戰ひに巧みであり、また勇武であらうとも、僅かばかりの位官を約束されて貴族の仲間に入れることを臭はされ、あるひは戰さに強いとおだてられて、自由に上層の者たちに飜弄されることは當然であつて、果は多くの血族をあやめて自分も戰ひに破れ、同勢僅か七人のみじめた都落ちをなし、しかもその少數も途中で離散し、果ては最後まで手下に殘しておいた身近かな家來によつて、たゞ一人片田舍の宿屋のほの暗い風呂桶の中で非業の死をとげざる

を得たくなるのは當然であり、また外界の動きによつて動搖され易い彼の心と行動が必要以上に都を戰ひの巷に陷入れ、人人をして戰火に苦しませ、健康な地方武士たちの生命を徒に浪費させる原因ともなる。新たな歴史を築づくべき人が古きものゝ翻弄によつて自己の使命を誤解して、徒らに古きものゝ擁護に奔命し、つひに自他ともに裏切ることによつて人々に見放されて一たび無力化するや、古きものによつて弊履の様に見棄てられるといふ、必要以上の敗退とみじめさを二度とくりかへさないために、また高邁な生死を超越した魂を新たに生れる人々のために活かすために、地方の人々にとつて必要かくべからざることは、自己の卑下と視野の狹さを徹底的に排除して自他の立場を見きはめ、自己の仕へるべき對象と盡すべき本分を十分によく把握することである。かくしてのみ彼等の心の矛盾は解け――單に義朝一個人に止まらない――地方の人々は確固たる足取りでもつて一人立ちが出來るのである。かくしてのみ彼等が新たに體得し傳統化して來た死生を超越した魂は燦々たる光りを歴史の上に輝かし、歴史を大きく推進せしめる原動力となる。正に自己ならびに新たなものゝ救濟の道は手近かにあつたのである。

然しかゝる義朝的な矛盾が克服されぬかぎり、地方の人々の心に巣喰ふ自信の喪失と自己卑下は持續して、いかに無責任な廷臣にもその上位の位置の繼續を可能にさせ、更にかゝる觀念を基本的に作る原因となつた地方人の古代家族的な生活地盤が存續する限り、地方人はその孤立性とそれによる視野の狹少さを脫しきれないから、廷臣たちがいかに無氣力でもそれら武士勢力の均衡とゴマカシによつて自己の勢威をはることが出來た。かゝる情勢こそわが民族が平安中期以後に於て歩んで來た袋小路であつて、そこには徒らに沈滯し停滯した空氣がどよみ、健康な人間の息の根を次第に窒息させ、正に出口の路の壁に頭を打ちつける危險にふみこませてゐたのであつた。然し幸ひにしてこの破局の克服が出來る據點が次第に農村の大地から芽生えてきた。「古代家族の終焉」の主題の下に第一章第五節はかゝる破局の突破が何處から、そしてどうしてなされ

たかを展望したのであるが、更に以下に於てそれらの古代家族を止揚しかけた人々が新しい政治的社會を築くためにたどる多難な闘ひと努力の足跡を瞥見的ではあるがあとづけて、先人の苦心の一端をしのんで本書の終章としたい。

第四節　古代國家の克服

内部はうつろなものになりながら、表面のいかめしさはなほ人々をして、その權威の下に威服させ得るものをもち、更にこの權威が宗教的・神祕的な樣相を帶びてきたのであるから、藤氏の絶對性は全能となる。いかに濁つたおも苦しい空氣の下にあへいでゐる者も、にはかにその境遇をぬけ出ることは出來ない。然し藤氏への不滿はただ下々の者のみではない。藤氏があれほど競爭者を排除して、もはや全然自分に太刀打ち出來る者は一人も置かぬ樣に細心の注意をしておいたが、なほなんともいかんとしがたい權威が一つあつた。否、藤氏としてはこの權威にかくれてこそ大きな勢力を獲得し持續する事ができたのである。故に藤氏が律令機構によつて同じ舊豪族たちと蟠居して、縱横に手腕を働かしてゐた時分なら、同輩同志の制肘はあつても、この最上の權威に對しては割合に確乎たる立場を持續することが出來たのであるが、丸腰になつた彼等はもはやその樣な力が缺けてゐた。今やその最上の權威は再び頭をもたげた。藤氏たるもの後へに撞著せざるを得ないのである。後三條天皇の記錄所の設置これである。既に藤氏は律令體制最上の官僚であるにかゝはらず、徒らにこの位置を利用して莊園の所有をはかり、一人その經濟の豊かさを喜ぶ有樣に到り、律令體制をして益々弱體たらしめてゐた。律令體制最上の立場にあつた後三條天皇が奮起した所以であり、その效果があがり得たわけである。前節の「三」に於て源氏が藤氏を驚かすほど著るしく廟堂に聳出したのも、これが最上の權威の流れをくむ者であつたからであり、そして藤氏自體が弱體に

なつてゐたからである。かゝる源氏の進出に目覺めさせられた爲か、大鏡の作者は藤氏の歷史を忠實に叙述しながら、その過程に於て、源氏の擡頭の芽生えとおぼしきものゝ現はれをのがさなかつた。「世の中は、いにしへたゞいまの國王大臣、みな藤氏にてこそおはしますに、この北の政所ぞ、源氏にて御さいはひきはめさせ給ひにたる、……また高松殿のうへと申すも源氏にておはします」（大鏡、下、二五四頁、改造文庫本）「此の北の政所の二人ながら、源氏におはしませば、すゑの源氏のさかえ給ふべきと、さだめ申すなり」（同上、二六〇頁）。時の權力者である道長の妻妾であつた兩人はともに源氏であつたが、このことがどうして後の源氏の繁榮と關係があるのか分らないが、たゞ繼續的に同じ血のものをたどることが出來ればその本質の差違は問ふところでないのであらう。古代史家としてその史眼がにぶいのは寂しい。この程度の附會なら、後世の源氏の進出をみた者なら誰れでも指摘し得るのであつて敢へて歷史家の努力を求めるに及ぶまい。たゞ「また大宮（彰子―倫子の子）のいまだをさなくおはしましける所、北の政所ぐしたてまつらせ給ひて、春日にまゐらせ給ひけるに、おまへのものどももまゐらせすゑたりけるを、俄につむじ風のふきまろびて、東大寺の大佛殿の御まへにおとしたりけるを、春日の御前なる物の、源氏の氏寺にとられたるは、よからぬ事にや」（同上、二三一頁）になると、藤氏より源氏へ勢威のバトンが移ることの說明としては著るしく說話的・象徵的ではあるが、あくまでこれは前の叙述と同じ線上を步む說明であつて、眞にこの間の變轉を內部的な關係に於て把握してゐない。然しこの說明は凡らく出來ないのではあるまいか。卽ち藤氏より源氏への代替は事實上成立しなかつたのであるから。卽ち源氏が著しく進出したとしても、それは一時的なことで終り、しかも廟堂への割こみは、かつての樣な權威と機能をもたない平安末の補翼執行機關に行はれたのであるから、あまり社會に對して重大な意義をもたないのである。しかもそれはたま〳〵院政の進出と藤氏の衰退といふ一時的な現象が起きた時に、出自の權威としからこの出自が割合に後の時代に行はれたので、かつての古代の名家の運命と同じ樣に廟堂の埒外に放逐されない

で、藤氏の衰頽にたま〳〵間に合ふことが出來たといふ様な理由で發生したのである。故に武士階級がどし〳〵進出する様になつて院と藤氏がおのづと一身同體となつて來ると、廷臣は再び藤氏の獨占となる。然し一時的な間隙を縫つたとはいへ、源氏をしてこれほどまでに進出せしめた最上の權威の機能は大きい。故にこの源氏の様な間接なものでなくもつと關係の密接な院に於てその進出が特にめざましかつたのは當然であらう。たゞ後三條院の仕事は殘念ながら短命な生涯のしかも晩年に於て光茫を放つたのみに止まり、しかも院の崩御ののちにおいて、院の意向は忠實に繼承され貫徹されなかつた。むしろこの律令體制のためになるべき莊園の整理は逆に律令體制を崩壞により強く導くべき一里塚となつた。即ち後三條天皇の莊園整理は何等の成果を生まないで、反つてその整理された莊園が、一括して別の者の莊園となるといふ有様になつたと考へられるので、後三條天皇の莊園の整理は一個の巨大な莊園所有者を生むにすぎなかつた。そしてこの所有者が、後三條天皇以後、天皇と同じやり方と意志をもつて立たれた白河法皇以下の代々の上皇・院であつたことはいふまでもない。こゝに到つて院の立場は藤氏と同じ舊豪族＝官僚・貴族とことならない。ある意味に於てはこの性格は前々から潜在的にあつたのであらう。從つて院も源氏と同じ様に遲く生れた爲めに藤氏から放拋されなかつた組の一人であつた。延喜二年に始つて平安時代いくたびかくりかへされた莊園の整理が少しも律令體制に對して利益をもたらさず、常にその時の最有力な上層に利をあたへるにすぎなかつた、否これを目的として律令國家の名に於て莊園の整理を行つたとさへいへることを思へば（拙稿、莊園不入制成立の一考察、歷史學研究一〇〇、一〇一號）、後三條天皇の記錄所設置の努力も所詮天皇の意志の如何にかゝはらずその立場の性格により、これまで藤氏の有力者などによつて行はれた莊園整理の結果と同じ道をたどらざるを得なかつたであらう。もはや律令體制、補强をはかるには莊園整理の如きものは役に立たなくなつたのである。

然し院の政策は藤氏に對して大きな打擊をあたへる様になつたが、更に當代の天皇に對しても父あるひは祖父として大き

た影響力をもつた。もしこれが律令體制そのものがしつかりしてゐれば、たとへ先の天皇であり、また血統の上で陛下の目上であつた者がゐても、その様な私人的な立場を越えて天皇の位置は絶對であつたであらうが、既に律令體制は崩壞に赴きつつあつた。故に天皇の當代に於ける公的基礎は喪失して代つて私的なものが勢力を得て來たので、つひに院の勢威は「凡當王受禪之時、尋後院之功並人夫所召仕也、而年來法皇傳御領、仍成恐不施用、故全無其用途也」（中右記）の様な有様を呈すに到り、院の領が天皇の經濟の資源を微弱ならしめるが如き事實さへ生ずるに至（吉村茂樹、藤原氏の榮華と院政、岩波講座日本歴史、五三頁）り、つひには「天子ハ如二春宮一也」（玉葉、建久、元、十一、九）の境遇に入らされた。こゝに於て院の御勢力が律令體制の輔翼執行機關に絶大な影響力を及ぼすので、院が土地の寄進者あるひは國守任官志望者のたよるべき對象となるのは當然であらう。藤氏としては莊園獲得のための新たな競爭者として、否「傳へ聞くところによると、攝津國は法皇の御沙汰となり、國內の庄園はおしなべて停廢された。そしてその場所からは實に六萬餘石のあがりがある。自分の家の庄園もその內にたくさんある」（玉葉、壽、永元、七、廿二）と兼實をして悲鳴をあげさせるほど院の勢力は壓倒的であつた。かゝる輔翼執行機關の無視は再び兼實をして「院中の諸人は心を空員となつてゐる國守あるひは庄園にかけ、院もまたこの欲に窮々としてゐられる。まことに天下の亡弊を知らず、國家の危く傾きかけてゐるのを顧みず、まるで嬰兒や禽獸の如くなにも知らない、悲しみてもあまりあることだ」（玉葉、壽永二、八、十二）と官僚としての立場から院に對して、憤懣をなげつけてゐる。彼等としては單に莊園獲得の强力な新手といふよりは、彼等の本源的な立場である律令機構が無視されて來てゐるのである。兼實が自分の日記の所々で、兼實の弟慈圓が自著愚管抄で口を極めて院をのゝしつてゐるのも偶然ではないであらう。

かく院の出現によつて宮中・府中の區別は益々亂れて國政の運用は勿論、統治權に對しても大きな變化が行はれ、かつて

孝謙天皇が太上天皇の身をもつて天皇は少事を、我れは大事をと言はれたことを想起する。

さて院はたゞ院一人のみで仕事をするわけではない。そこには院司の廳があり「院司の種類としては、別當、執事年預、判官代、主典代、藏人、非藏人、所衆、廳官、北面武士、西面武士、召次所、武者所、御隨身所、御厨子所、仕所、進物所、御服所等を擧げ得るが如くである。しかしこれらは決して同時に置かれてゐたものでもなく、またか樣な種類が最初から定められてあつたものでもない」（吉村、前掲稿、四六頁）いはばかゝる事務機關は間もなく綾少ながら行政機關ともなり得るものである。そしてこれらの院司になる人々は藤氏の主流でなくて傍系の人々が多くなつたと思はれる。故に博覽强記折角の英才をもちながら久しく不遇にくらしてもはやこの世に望みを失つて遁世した信西藤原通憲が（台記、康治二、八、十一、天養元、七、廿二）後白河天皇に拾はれてつひに縱横の才能をふるふに到つたことは、彼の妻が後白河天皇の乳母であつたといふ特別な關係によるものである、がこゝに到るまで鳥羽上皇の院につかへ（平泉澄、保元平治の變と平氏、岩波講座日本歷史二五頁）、そして後白河天皇の卽位をはかるための手腕を振つて上皇を動かした。院は默々としてゐたが、かゝる優秀な人材を包擁し得たのである。これに對し逆境にあつた通憲が遁世せんとくはだてた時、少壯二四歲の內大臣藤臣賴長は恩師の心事を聞き、「遁世は貴下のために現世ではなにの役も立たないでせうが、後世の菩提を得る點ではたくさんの利益もありませう。それにつけてもこのことはわが國のために恥です。といひますのは貴下の樣な才をもつた人が優れた位の官にゐないで空しく遁世し、また貴下のあふれる樣な才を目前にして世の人はそれを尊ぶことを知らない。この樣な不行屆きのあることは天がわが國を滅亡に赴かせる所以になりませう」（台記、康治二、八、五）といひ、更に數日後の同月十一日の夜に通憲と會つて相共に哭き、翌年七月廿二日にいよ〳〵通憲出家の寄際を知つて「余深く之を痛む」と感慨をもらした。しかるに彼賴長は決して恩師を顯官にするべく努力したあとが見えないのである。當時通憲の如き傍系の藤氏はもはや廟堂の顯官に

推選することは出來なかつたのではなからうか。これにくらべると院廳・官人はたゞ[illegible]であり得たわけである。
また院の北面は藤氏と源氏の場合とくらべてはるかに計畫的・組織的に武士を統御し利用したのではなからうか。頼長の日記の一節に「自分が宇治より病氣で京都に歸ると丁度頃刻であつた。さて源爲義は未だ自分には臣と稱してゐないが、父上には臣事してゐるので、おのづと自分も彼に[illegible]してゐるのである。家に歸つて爲義の下に季通朝臣をつかはして、「今日は吉日である、それで今日初參せよ、他の日ではよくないと言ふと、爲義は承知しましたと言つた」（台記、康治二、六、三十）の様な記事をしるしてゐる。この様な關係をみると藤氏と源氏との間はあまりに個人的な色彩が強い。しかるに北面の武士の場合は、單なる源氏や平氏といふ一氏に限定しないで武士を集めてゐるところを見ても、單に武士をはべらして置くといふよりは軍隊を置くといふ意圖が出てゐる。たゞその人數が少く、また當時の武力は源氏とか平氏とかいつた様ないはば武士のボスとでもいふべきものを握つてゐなければ、さしたる武力を結集することは出來ないから、院の様な侍の集め方ではまだ大した實力をもつことは出來ない。これ鳥羽上皇が死後に變あることを豫想されて、自分の希望される後白河天皇のために、特に源氏の義朝、平氏の清盛のそれ〳〵の武力を結集されて與へられた所以である。かゝることも院の武士組織がこの様に簡單にできたのも、一つは北面武士の設定に見られた様な武士團結集の方式が活用された爲であらう。そこには昔の古い關係の持續にたよるといつた姑息な手段はとられず、いはゞ任意契約とでもいふべき方式によつて組織がとられてゐる。如上の院司の役人及び武士を結集したやり方こそ院政をして新たな時代を劃せしめた所以である。
然し院政は社會的な性格としてなんら新しいものをもたないことは上述した通りであつて、むしろ藤氏が單なる官僚的な立場を越え、獲得して來た統治權の浮動をはげしくさせ、更に藤氏の權威を無殘にふみにじる有様を、一般の人々に知らせたことによつて、人々のこれらに對する認識の欲求を刺戟させ、律令體制に對する批判も出來る様にさせた。正に院政は新た

なるもの丶登場に扉を開いたわけであるが、どの方向にそれを開いたかといふことは分つてゐず、ひたすら律令體制のより一層早い崩壊に手助けをしたにすぎない。

自分の墓穴をほりつゝあつた院政が到底永く續く筈はない。既に後冷泉天皇の康平六年二月奥羽の討伐に成功して凱旋する源頼義・義家が威風堂々たる鎧姿で都大路を進むのを見るために都の人が、翕然と集つた時の有様に新時代の萌芽はその端緒を示してゐた。のちに左大臣となつた若き日の源俊房はわざ〱この凱旋行列を見て感歎し、その時の有様を「見る者は車に乘るもの馬にまたがるもの、僧侶であらうが俗人であらうと（京の南口）粟田之下から初めて京の眞中までも到るほどの人ごみで、ふりむきも出來ない有様で、車の走るひゞきは音やかましくて晴天に雷を聞く様であり、もう〱たるほこりは空一面に立てこもり、まことに希代の觀物でこれに比べるものはないであらう」（水左記、康平六、二、十六）といつてゐる。氣位の著るしく高い公卿でこれである。一般の人々にこの頼義・義家父子の姿が魅力きはまりないことはいふまでもない。その後頼義が死亡し、父以上の英雄と見られる義家が源家の當主となり、いはゆる後三年之役に凱旋して歸つてからの彼の魅力は前の前九年の役の凱旋より一段とすぐれたものであらう。特にこの役は彼の私財でほとんどまかなつたといはれるほどであるから、寛治五年六月十二日に、百姓があまりに義家を信頼して「田畠公験」を彼に寄進して保護を求めるので、わざ〱それを禁止する法令を出さざるを得ない様な事象が出てきたのも（百錬抄）決して偶然ではない。然しこのことは一時のことで終つたにすぎない。まだ〱武士の時代に到るには幾多の茨の道をふまねばならぬ。

この義家の行列を見た源俊房が、先の盛觀を叙したすぐ後で、ヅウ〱しくも「於戯皇威之在今、更不恥於古者歟」（同上）といつた様な、義家の力でなく、自分たちの側がもつてゐる勢威と實力で討伐が出來たのである、といふ認識と自信を粉粋して、はつきりした現實を教へ、彼等をして心から武家の力に叩頭せしめざるを得ない時期にならねば、また武士としては貴族

たちをしてその樣にさせねば、彼等の時代はいつまで經つてもこないのである。然し一時的なことゝはいへ、律令的な機構にたよつて、あちらの機構にゐる人、こちらの機構にゐる人、あれだこれだと實質執行機關に影響力ある人をさがし、しかもかなり政治的變動がはげしくなつてきた時分になつて、なほこの奔走を續けざるを得ない人々にとつては、義家の魅惑は忘れ得ないであらう。まことに貴族・社寺より武士、機構より人、形式より力といつた禁斷の味をついばんだ者は、律令體制の上に立つてゐる古代國家より憎まれて追放されまたされようとする人になつてくるのは當然である。古代國家はかつての藤原・大伴兩氏の違ひといつたチヤチな矛盾ではなく、全體制がゆり動き破局にみちびかされる樣な巨大な矛盾に當面して來たのである。矛盾は次第に增大した。然しこの矛盾をなす力が確固たる自意識をもたないなら、そしてまた自己の能力が充分に發揮できる樣に自分自身を組織し、他に對して對抗できるほどの機構をもたないならば、この力は單なる散發的な發展性のない、盲目的な力に止まるものであり、なんら律令體制に代り得るものとはならない。

十訓抄に六條修理大夫顯季と源義家の弟三郎義光が知行所について爭つた樣子を次の樣に傳へてゐる。この爭ひは顯季に理があつたので白河法皇にそのことを申しあげたのに、逆にその知行は義光に取らせよとの御沙汰があつたので、驚いた顯季がその由をたづねると、「顯季が身に彼所なしとても事かくまじ、國も司もあり、いはゞ此所いくばくならず、義光は彼に命をかけたるよし申、彼がいとをしきにあらず、顯季がいとをしき也、義光はゑびす樣なる心もなき者也、……如何なる禍をせんと思立たば、をのれがためにゆゝしき大事にはあらずや」の御答へを得た。そこで顯季はその御注告を直ちに實行した。「その後つき〳〵しく書など參りつかふる事はなかりけれども、萬の往來には何と聞えけん、思ひよらず人もしらぬ時鎧着たる者の五六人など無き時はなかりけり。誰れぞと問はるればただ刑部殿（義光―引用者）隨兵に侍るといひて、いづくにも身を離れざりけり」。

說話は鎌倉末期に出來た本に乘せてあるとはいへ、この精神はありし日の、院のそれまであり、又貴族・武士のそれであらう。胸臆にみなぎつてゐる力の存在が本然の姿を發揮しないで、いぢけた姿で他の物に隷屬してをる。かゝる奴隷根性の内からは新たな生命は絕對に生れない。

院政が自己の補强をなし得たのはこゝにある。これには院の政所にゐる人々が、これまで若年無才に近いにかゝはらず參議・大納言あるひは大臣の名をもつて廟堂に榮える藤氏の本流の人でなく、比較的に年老いた苦勞人がかなりゐたので、廷臣などとくらべると武士の本質をしつかりつかんでゐた人が多かつた爲であらう。先にあげた信西は自著本朝世紀の久安二年三月九日の條に雷火にふれて死んだ源經光のその日の樣子を次の樣に記してゐる。「經光日來依風痰寢臥、于時雷聲殷々經光驚執兵仗（俗號之奈木奈多）爰如流星物穿屋上飛來、經光忽以顚倒、其腹一尺對剖割」。また、一年後の久安三年七月二十一日に法皇に武士が勢ぞろひして御見せした時、「甲冑の士數幅之布（世俗號之保呂）を纏ふ、流矢を禦がんがためのものである……………一族之風で見る者の眼を驚かすに足りる」。武士たちがもつてゐるものに對し、單なる異風として片づけることなく、また一時の好奇心にかられることなく、忠實に自著にわざ〳〵註を設けて說明を加へてゐる態度は、實に新たなるものに對する感受性の豐かさを語ると共に、決して下層の者といつてなほざりにしない態度がよくうかがはれる。かゝる態度は到底賴長輩の眞似の出來ない所である。賴長はなか〳〵の勉强家で、當初は佛敎の因明を熱心に勉强して、儒學研究の方法として參照したものゝ如くであつたが、後にはかゝる哲學の研究にのみ耽つて、史學より離れてゐるのを遺憾として、歷史書の讀書に勉め、またわが國の制度の研究に從事した（平泉澄、保元平治の亂と平氏、岩波講座、日本歷史、四、六九頁）。そして歷史を勉强するにあたり「今の卿士、皆以經史を學ばず、國家の滅亡、豈宜しからずや」（台記、康治元四、廿八）といつてゐる態度と方法はよかつたが、所謂彼の歷史研究は書物の讀破にとゞまつて、生きた現實をくもりなき眼をもつて觀察するといふことに歷

史の研究が役に立つてゐないのである。このことは台記を通じて、新興階級の認識についての感受性を示し得る記事が絶無であるといつてよいことでもわかり、特にこの點が最も悲劇的・破局的に影響を及ぼしたのは保元の亂の前夜に於ける策戰計畫の場であつた。即ち爲義の子爲朝がすぐにでも夜討をかけるべきであると申し出たのに對し「夜討などいふ事、汝等が同志軍、十騎二十騎の私事なり、さすが主上上皇の御國爭ひに、源平數を盡して、兩方にあつて勝負を決せんに、無下に然るべからず」（保元物語、卷一）といつて、明日來るべき援軍の合流をまつに到つた。これに對して主上方は信西のとりなしで義朝の即夜夜襲の計が用ひられ、勝利は竟に主上軍に歸した。失敗は長袖者の賴長が嘴を入れたことに原因があらうが、問題はもつと深刻である。即ち敗戰は上皇方の戰爭指揮者たる賴長が、實質的に戰ひの衝にあたる武士の本質を知らないで、たゞ見下すことを知つてゐたところにある。彼の先代からの侍である爲義の子爲朝の如きは、全く九州くんだりまで遊びに行つて暴れた不良青年の如く考へ（彼の日記にわざ〱「今日、右衛門尉爲義（五位）解官、依其子爲朝、鎭西濫行事」（台記、久壽元、十一、廿六）と記し、平常爲義の如き者に大して關心を拂はない彼が、自分に隨行した時の記事ならともかく、わざ〱なんの關聯も自分にない場合に、この樣な一行を日記に書き入れたことは異色とすべきであつて、餘程深い印象を受けたのであらう。）彼の言葉の如きは頭から輕蔑したく、あくまで「汝等が同志軍」で、おれさまとおまへたちの戰さはいふまでもなく、あらゆるものが、たとへ同じ言葉で示されるものでも、相方が使つてゐる時には全く內容は違ふのだといふ執念が強く彼等の頭にしみこんでゐたのである。いはんやかゝる者から指示を受けるが如きは、思ひもよらぬことであつた。個人的な輕蔑と階級的な沒評價と相まつて更に彼特有の知識教養の自負が結びついて、事はどうにもならぬ點にまで進んで行つた。豐かな智識、はげしい氣性（賴長は廷臣には珍らしくこの氣性にめぐまれてゐた。平泉、前掲稿一一—一二頁）をいかにもつてゐても、新たなるものゝ本體を見失つて沒落して行く者の、あはれな姿がこゝにある。

然し院の方にゐる人々が武士を知り、その力のほどを正しく評價できたとしても、彼等はあくまで武力を手段として巧みに利用して來た。そのことは武力をもつてゐる人を尊敬する意圖は少しもありはしないし、出てもこない。仕方のない缺陷として考へながら武士たちを利用するのみである。

かくして院政は、當初の律令機構の利用から進んで、武士の力にもたよる樣になつて、こゝに二足のわらぢをはいたわけであるが、院の盛大は益々もつて前者の出發點を弱まらし後者の方に重みがかゝる樣になつた。かくしては別に院の存在は必要でなくなり、武力をもつてゐた人が社會と政治の表面に出てくるのは當然であらう。故に院の機構といふものは、なんら混亂して來た社會を再編成し得る能力をもつものでなく、いはんやわが民族に新たな活力を附與し得るものではない。勿論院宣が勅旨より效果を發揮する事があり、世人に院の力の程を納得承知させることもあらうが、所詮それは藤氏によつて代表される當時の輔翼執行機關を凌駕することにすぎないので、當時既に弱體となりつゝあつた律令體制に思ひを致すと、院と藤氏との關係に還元できるのである。しかも院の仕事は決して一般施政に亙るものでなく、莊園獲得の係爭あるひは國守の任免等に見られる著るしく私人的な消極的な部面にとゞまるのみである。

故に院の行動を院政といふのはいさゝかおこがましく、院の廳は貴族たちがもつてゐた家司の最大のものにすぎず、かつて道長などが發揮したと同じ樣なことを、同じ仕方で行つたといふにすぎないものであつた。たゞ前揭した樣にその基礎に武力が加はつてきたといふにすぎない。將來への政治的・精神的な效果はともかくとして、全國政治の上にあたへる影響力、はかつての道長などが全國に及ぼしたそれと同じものであつて、大して新らしい政治形態ではないのである。正に律令體制が生み出した最後のあだ花にすぎないのである。

しかも院政の首班が先皇といふ個人的な理由にたよりすぎてゐるために、調和の破れやすい、個人的な條件のことで、と

おく、その立場は不安定になり易い。院と天皇、院と院との間に、爭ひがなんらかの機會で起き易いことは當然である。しかもこの爭ひは、律令體制の枠内で相爭ふ藤氏の諸氏の爭ひの如きものであれば、いかにそこに謀詐手練が行はれようと一般には大したことはないが、院政の體制が律令機構をはみ出して私兵にも頼る樣になつたので、ことは重大化した。しかもこの爭ひに大小さま〲な葛藤がまとひつくに到つて、竟に大きな政治的な鬪爭をかもすに到つた。保元の亂は實にかゝるものであつた。こゝに到つて私兵＝武力の重大性は内外ともに認めざるを得なくなつた。律令機構は大きな轉換期に直面してきたのである。思ひ起せば嘗つて奈良時代の中期に、時の權力者惠美押勝に對して、大伴・佐伯の實力を擁して戰ひを挑まうとした事があつたが、その時の實力はかつての古代家族的な名殘りをもつ私兵が利用されようとしたのであらうが、その私兵は恐らく僅かでせい〱暗殺の決行に使用するほどの數であつたであらう。今や保元の亂に於てはその樣な簡單なものではなくなつたのである。また今度は逆に押勝が淳仁天皇を奉じて、上皇に對しようとした時、彼が我兵力を結集しようとした仕方は、中宮院の鈴印を奪つて僞の令狀を作り、これによつて官兵を集めて私の用に供しようとしたのである。まことに押勝らしい官僚的な仕方であつた。然し今度はその樣な官兵はゐないのである。時代はかつての樣な蜂起あるひは武力結集の仕方をくりかへすことを許さなかつたのである。今や新たな構想と手段をもつて、兵力を集め、戰ひをしなければならなくなつたのである。

こゝに於て武士の時代が現出し初め、院貴族はぶつ〱言ひながらも後へに退かねばならなくなつた。然し眞の武士たちが横行闊歩できるまでにはなほ時日を要した。當時の平家といひ源家といひいづれもその經歴を見れば分る樣に、地方にゐてその地力を養ひ作りあげたのではない。なるほど出發點はその樣な仕方で浮びあがつてきたのであらうが、彼等が天下に君臨し得る實力は地方官として長年經て來た間に於て養はれ、彼等の威光と武力は、前九年、後三年兩役に於ける義家の樣

に、任地に於ける戰鬪の勝利、或は賊徒源義國討伐に於ける、平正盛の樣な凱旋によつて人々に仰がれるに到つたのである。故に彼等は律令機構にたよること著るしく、彼等は將帥としての才能と風格を次第にもつて來たが、彼等自身の兵力は未だ國民的な基礎の上に立つてはゐないのである。この意味に於て後三年の役は前九年の役よりも斷然義家の私戰の趣きが強かつたが、當時義家の凱旋を見て源俊房が「朝威」によるといつたのは若干正しい指摘といへよう。故に彼等武士はいづれも宮廷的貴族的な武士であつた。律令的なものからぬけきれない所以である。

故に平清盛が平治の亂以後全く天下の權を把握してしまつたが、そのにぎり方は自分が太政大臣となつたり「嫡子重盛内大臣の左大將、次男宗盛中納言の右大將、三男知盛三位の中將、嫡孫維盛四位の少將。すべて一門の公卿十六人、殿上人三十餘人、諸國の受領・衞府・諸司・都合六十餘人なり」（平家物語、卷一、わが身の榮華の事）で、全く律令機構にたよりきつたやり方である。そして更に娘を妻后あるひは攝政家の北の政所としたのは、舊來の藤氏のやり方そのまゝだが、機構を離れて個人的・血縁的な連帶を古き權威に結びつけたのは、機構の不備を補ふためである。平氏にはたとへ貴族的武士として律令的な範疇のものであるとはいへ、その下部にゐて平氏を支へ、いはゞ平家を形成してゐた純粹の武士たちがゐたのであるが、なほ彼等の力は平氏をして自分の身近かに引きつけて、古き政治機構の占有でなくして、新たな統治機構を作らしめ得るほどの壓力を加へるまでに發展してゐなかつたのである。

では平家打倒のスローガンの下に諸方から奮起してきた武士たちは、どうであつたのであらうか。兼實は清盛の「苛酷之刑罰」に怨みをいだいて出て來たこれらの人々を「四方之匈奴成變」（玉葉、治承五、閏二、五）と呼んだが、それほど匈奴の樣にたゞ武力をほこり、勝ちを自負する者どもであつたのであらうか。殘念ながら平家を西海に落して以來、次々と中央に登場して浮き沈みした武士はこの程度を出でない。彼等の仕事はなんら反律令的な新しき時代に即應したものを、がつちり統

一的に結集して、機構的なものに纏めあげ得なかつたことを思へば、さういはれても仕方がないではないか。こゝにあるものはたゞ武力であつた。義仲・行家しかり、義經しかり、賴朝もこの範疇を出ることは少ない。たゞ賴朝の後になつて漸く新時代の黎明が見られる。下部にゐた地方武士たちの壓力のもりあがりを漸く想見できて、思はず民族のために胸をなでおろさざるを得ない。これらの歷史の移り行きを義仲からたどつてみることにしよう。

賴朝ほどの愼重さがないためか、あるひは兵力の均衡がはるかに東海道より北陸道の方が負擔が輕るかつた爲か、義仲の軍勢は破竹の勢ひをもつて一路京にせめのぼつてきた。しかるに義仲、行家が平家を追拂つて京に入ると「今度の義兵を起さうとした基は、賴朝にあるが、今度の武功は義仲・行家の致すところである。ついては賞をあたへたいが、賴朝のおもはくがはつきりしないので、彼が上洛するのをまつてしたい。然しさうすると義仲・行家の兩人は賞が晚くなるのを氣がかりにするかもしれない。この兩點について叡慮で決し難い。また三人に賞をあたへるについては、その間に差をつけるべきであらうか。これらの仔細について考へを申せ」（玉葉、壽永二、八、卅）といつた、貴族たちの見くびつた評價の前に立たせられた。彼等の內の誰一人も、吾れは賞を欲せず、そもそも誰れがおこがましくも、吾れに賞をあたへんとするのか。吾は天下のためにことをなしたのである。おまへたちのチョコマカする場ではない、ときつぱりと言ふ者がゐなかつたのは殘念である。この際彼等が言ひ張つてなしとげ得たことは、義仲が越後守、行家が備後守に任ぜられたことに不平で、前者は伊豫守、後者は備前守に任ぜられたことである（平家物語、那都羅の事、百錬抄、壽永二、八、一六）。見くびられても仕方がないではないか。嘗つて保元の亂で上皇方が爲朝の計を用ひなかつた爲めに、逆に夜討をかけられた時に、彼の氣概をとるために俄かに彼を藏人に任ずべきことを仰せられた時に答へた爲朝の言葉を思ひ出すではないか。「是れは何といふ事ぞ。敵既に寄せ來るに、方々の手分をこそせられんずれ。只今の除目物騷なり。人々は何にも成り給へ。爲朝は今日の藏人とよばれ

ても何かせん。只本の鎭西八郎にて候はん」（保元物語、卷二）。かゝる人物が義理と人情にしばられて父の爲義に從つて自滅したことは、民族のためにも惜しみてもなほあまりある。

さて義仲は平家物語の「猫間」でみられる様に誇張はあらうがかなり粗野な人であつたから、舊慣にかゝづらはない態度がとれさうに思はれる。然し對象に對して緣が遠いとか、あるひは無知であるといふのみでは、何ら效果的な行動を對象に向つてとり得ぬものであるといふことを、この義仲の例によつてもうかがひ得るのである。結局彼は古狸ともいふべき院の政略に奔弄されて自滅するに到つた。然し粗野な彼らしく最後の土壇場に到つて、竟に院の態度に腹をすゑかねて、院の御所に夜討をしかけ、廷臣たちをすつかり青くさせた。玉葉の記事は當時の切迫した空氣と虛々實々が交錯する波亂萬丈を叙述し得て妙であるから、以下私の筆を折つて兼實の筆に讓りたい。

「十一月十七日「平旦人告云、院中武士群集、京中騷動云々、不知何事、頃之、又人云、義仲可襲院御所之由、風聞院中、又自院可被討義仲之由傳聞彼家……[illegible]如彼浮說、彼是鼓騷、敢不可云云々」（玉葉）情勢は、虛々實々の內に切迫して來た。竟に二日後の十九日義仲の軍勢は蹶起した。然し初めの程は兼實も半信半疑で信用しなかつたが、こと既に「實也余亭依爲大路之頭、向大將之居所了、不經幾經、黑煙見天、是燒拂河原之在家云々、又作時兩度、于時未刻也、或云爲吉時云々」。ことは旣に決行されたのである。次いで「及申刻官軍悉敗績、奉取法皇了、義仲士卒等、歡喜無限、即奉渡法皇於五條東洞院攝政亭了」（同上）兼實も漢家にも未だかゝることなしと感慨を洩しながら、「義仲者是天之誡不德之君」とつけ加へることを忘れてゐない。この日「主上、實淸卿奉相具云々、未知其在所」であり、攝政また合戰が始まらぬ前に用心して宇治之方に逃げ、その他月卿雲客は蛛の子の樣にあわてふためいて都外に身をかくすために、つかへてゐる天皇をも見捨てて逃げ去つたのである（玉葉十九、二十二十二日等參照）

院及びその周邊の勢力と軍勢を一掃してみると、今までの彼が枯尾花におそれてゐたことがおかしくなつたのか「木曾の左馬の頭、家の子郎等ども召し集めて評定す、そも〳〵義仲一天の君に向ひ參らせて、軍にはうち勝ちぬ、主上にやならまし、法皇にやなるべき。法皇にならうと思へども、法師にならんもをかしかるべし、主上にならうと思へども童にならんも然るべからず」(平家物語、法住寺合戰の事)といつてゐる。

然しこの言葉がいかに相手を輕蔑したはげしい言葉であらうと、それは悲しい放言を出でない。こゝには院などに對する認識はたゞ幽靈の本體が枯尾花であることを見定めた式のもので、單なる枯尾花を幽靈と思はせた程の地盤、即ち幻影をわが心によびさますに適當な周邊の風物、更に自分がおかれてゐる立場などをすつかり見きはめてゐない。いはゞ目の前にある偶然的な條件によつてかれこれいふのみで、眼に見えないそれらを支へてゐる階級的・思想的基礎は少しも認識されてゐないのである。暴力でたほし得たと思つたものが、再び姿をかへたのみで眼前に現ばれるのを見て驚愕する暴力主義者のはかない姿がこゝに見られるではないか。然し彼の態度はこれ自身ではさしたる成果をもたらさないが、一個の枯尾花を發見したことは將來への大切なはなむけになるのである。

それにしてもあまりに高價な犧牲であつた。彼に從つて頭踏花の都にあこがれて來た北陸數千の武士たちの生死はどうなつたのであらう。既に彼等が都に入るや否やたゞちに「京中の狼藉は士卒巨萬の致す所也」と指摘され(玉葉、壽永二、七、三〇)、しかもこの狼藉は兵糧が無いことに起因すると分つてゐながらさしたる事を廷臣であはとらないのである。「京中には源氏の勢みち〳〵て、在々所々に入り取り多し、賀茂八幡の御領ともいはず、青田を刈りて秣にし、人の倉をうちあけて物を取り、路次に持つて逢ふ物を奪ひ取る」(平家物語、鼓判官の事。玉葉、壽永二、九、三參照)。好ましい實狀ではないが、彼等は自分の乘馬と共に腹をへらしてゐたのである。彼等武士の經濟的地盤が未だ古代家族的な僅小なものなので、北陸な

ら京都まで自分の糧食を荷はせる能力はまだもたない。平家の抑壓を拂ひのけてもらつた中央でしかるべく糧秣蒐集の手をうつてやるべきであつた。しかるに院のとられた政策は平家討伐の名の下に彼等を都から地方に追ひやることであつた。院は丁寧にも手づから劍を遠征に際して義仲にさづけた（玉葉、壽永二、九、廿）。義仲は氣が進まないで進發を院より催促される樣になつたのも當然であらう（同上、二三日）。然し竟に義仲は進發した。これからあこがれの都を離れた北陸數千の武士のみじめた東奔西走が始まる。西に向つてはかつての倶利我羅峠の勢はどこへやらで、平氏に壓せられ、末に於ては竟に賴朝の派遣した義經率ゐる關東勢によつて一敗地にまみれ、義仲は湖水のほとり粟津で一人寂しく死んで行つた。平家はこの間の事情を美しく叙してゐるが、最後に軍勢を數多討たれて義仲・今井四郎の主從二騎となつた時、義仲が「日頃は何とも覺えぬ鎧が、今日は重うなつたるぞや」ともらすと乳兄弟四郎は「御身も未だ疲れさせ給ひ候はず、御馬も弱り候はず、何によつて一領の御きせながを、俄に重うは思召され候べき。それは御方に續く勢が候はねば、臆病でこそ、さは思召し候らめ」と叱咤して四郎一騎を餘の武者千騎と思召し候べしと激勵した。然し重かつたのは鎧ばかりではない。彼の心が重かつたのである。彼も逃足を早くすれば、伯父義朝の樣に中途で死ぬかも知れぬがまた木曾で再擧の旗を立てる事が出來たかも知れない。然し彼も東洋の英雄項羽の樣に鄕黨數千の若人を殺して、みす〱故山に歸つて父母に顏を會す勇氣はなかつたのである。北陸道への門出である粟津で死んだのはせめてもの彼の慰めであり、鄕黨へのおわびであつたかも知れない。

こゝに於ていよ〱賴朝の登場となる。治承四年の初秋の頃に、彼が東國に蹶起すると、たゞちに「彼の義朝の小せがれ（「豎子」）は大略謀逆を企てゝしまつた。まるで將門の如き者だ」（玉葉、治承四、九三）といはれ、中央廷臣たちの頭の中にはこの事件の本質をその萌芽に於てつかみ得る能力なく、からうじて嘗つて彼等の目前に於て驅使した義朝の小せがれであるといふ程度の認識しかもち得なかつたのである。こんな有樣であるから石橋山の擧兵以來、だん〱強くなつて行つた賴朝

の勢力に對し、その一擧手一投足の現象によつてのみ喜憂を催したことは當然であらう。そこには少しも本質を把握して落着いて事件の運行を見守る樣子は見られないのであつて、治承五年二月廿九日に、「賴朝存亡のうはさがあると、「半信半疑で」(玉葉)あつたが二日後の二十一日そのあやまりであつた(同上)ことを知つて落膽の體であり、同年二月十八日には「宮似仁王の子が賴朝のおられない由なので、多くの者は賴朝にそむき、賴朝が出多羅目に宮がゐるといつたのを怒つてゐる。またその人數が數萬騎といつても大して用にならぬ者だ、しかしこれも事實かどうか分らぬ」(同上)といつて、虚々實々の報道と希望的觀察によつて動搖常なき有樣が、玉葉の所々の記事で指摘することが出來る。その內に同年の四月二十一日に賴朝の勢ひが盛大で、佐竹氏をのぞいては一人も背く者がゐないと叙し、ついで賴朝の中央に對する意向を「私は君に反逆する心はありません。むしろ君の御敵をとり拂ふことを望みとしてゐます」との「或人」の言葉を傳へ「樣々浮說之中、此義頗可信指南歟」(同上)と安堵の息を初めてついてゐる。然し翌日二十二日の日記によると「傳へきくところによると坂東の武士等はその意向が別々で、武藏國の有勢の輩は多く賴朝にそむいてゐる」ことが分つて、がつかりし「凡そ近日の風聞は朝と暮とでは違ふ」と怒つてゐる。然しかゝる報道を聞いて怒つたといふことは、既に兼實は自分の當面の敵である平氏あるひは晴々の內ではあるが、陸に對して效果的な實力を賴朝がもたないといふ事のために、自分の希望が蓋なしにされたといふ點に原因は發してゐるのであつて、もはや賴朝の態度には大いに期待するところがあつたのである。以後この救命姿は彼の心が現實に壓せられて浮き沈みする時に、常に小膽きによせて光明を見出し、將來に期待したことゝ思はれる。

まことに賴朝の行動は兼實の洞察し得た範圍から出ることは少なかつた。彼がやり得たことは律令機構に生きる貴族・官僚をそのまゝにしておき、むしろ一步自分に身近かた義仲や平氏の討伐に努力してゐる有樣である。個々の思想を越えて、大同團結し、律令體制に挑戰を試みるべきであつた。しかるに彼は一切かゝるものに對して眼をとぢてしまつた、彼が貴族

的武士層の性格を出でず、また彼等が確立した鎌倉政權體制が弱體であつた所以である。なるほど彼が元曆元年六月十九日にをりしも京から鎌倉に下つて來た公卿たちに小笠懸を見せて「是士風也、非此儀者、不可有他見物之由」(吾妻鏡)と武士の手練を廷臣に誇示して、武士獨特の手練の獲得とそれに對する自信の程をうかがふことが出來るが、彼が京風に武士たちが染むことを恐れて關東に居をかまへたといはれ、あるひは官位の昇進を峻拒しつづけた態度などは、彼が自分の弱さを知つてゐたことを示すもので、わが身をよく知つてゐることに感心できるが、彼が更にその制約をふみ破つて更に前進しようとした積極的態度がなんら出てゐない。然しかゝる態度の持續こそ先にあげた彼の反動的態度を生むのである。

かゝる貴族的武士を依然として地方の武士の頭上にいたゞかざるを得なかつたといふことは、なほ彼等の生活圈と政治的視野がはなはだ狹かつたことを語るものである。嘗つて賴朝が僅かの手兵をもつて北伊豆の地に兵をあげると、關東の多くの武士たちは翕然とこれに參加したのは、彼等がそこに賴朝一個の力といふよりは、嘗つて數代に亙つて、律令機構の下級官僚ではあつたが、養つて來た嘗つての武威を想見したのである。實質的に賴朝がどの程度の兵力と富力をもつてゐたかといふことは問ふところではない。彼等にはひたすら仰ぐべき權威、なにか賴りたい威力がほしいのである。たゞその威力が單なる政府の上長としてのものでなく、武威といふ形態のものであつたところに、地方武士の反律令的な態度が見られる。

然しそれをはつきり意識化する爲には彼等の立場がはなはだ脆弱なものであつた。このため彼等は貴族的武士である源平あるひは源氏同志の個人的な爭ひにその尊い努力と血を浪費させ、遠く關東の地より九州の土地までも遠征するに到つた。勿論この結果によつて關東武士は平氏及び平家系統の武士の若干の所領を取得したとはいへ、全國にあふれてゐた莊園からあがる院・藤氏・社寺等の收益と較べれば、はなはだ僅かなものである。平氏討伐の途中、しばしば遠征途上に於て脫出者が出て賴朝から善後策を講じ布令を發した。(吾妻鏡、文治元、正六、同十二日同、二月十四日等、參照)これも義仲の軍と同じく、糧食の

補給が十分でない遠征軍であつたから、かゝることも當然であらうが、彼等が郷土を離れて異域にくらして多くの色々な人に接してゐる内に次第に視野が廣がり、自分たちが戰つてゐる相手の本體に思ひを致す樣になり、自分たちが何のために戰つてゐるのかといふことに疑念を抱いて來た爲に、脱走者が出たのではないであらうか。まことに彼等は片々たる同志討ちによる利益を捨てゝ團結し、もつと他のものに對すべきであつた。彼等が彼等の同志討ちによる流血におぼれてゐる姿を見て、一息ついて喜んでゐる人に對抗すべきであつた。

然し彼等の立場の昂揚は、彼等の意識的な産物であつたかどうかといふことは分らないが、全國的な守護地頭制の確立によつて達せられた。この制度は名目的には義經・行家の行方をさがして早く世の亂れの原因となるものを消滅するといふ名目の下に行はれたが、これは單に名目だけのことであつて、義經・行家が死んだ後も依然として持續された。守護は大番督促・謀叛殺害人の取締りを勤めとし、地頭はすべての國領莊園に入つてその土地を管理し年貢・所當をつかさどり國衙あるひは莊園所有者にそれをおさめることを目的とした。律令機構ならざる武士の手によつてなされた全國的な機構が初めてなされた。武士的な政治的社會が、初めて全國的な規模の下に考慮される樣になつて來た。特に武力を生命とする武士たちがこれまでの樣にばら〳〵な立場をすてて、たとへ貴族的な武士の下ではあるが一つの集團をなして集まつた事は大きな劃期である。たゞこの集團が眞に武士階級全體の意志と希望に支へられず、賴朝に從つた武士のみであつたといふ汚點は未だあつたが、その本質に於て武士階級のものであることはいふまでもないのであつて、時代が經つと共に源氏の麾下といふ矮少な權を破つてこの鎌倉政權は眞に全武士階級の人々の爲のものになつて行く。然しこの武力結集の仕方は律令機構と全く異るところであつて、律令機構においては一切の私兵は原則的に否定されて、すべての武力は國家に保存され、上層部の人たちはこれを基礎として一致して下に對したのであるが、こゝに於ては、一應、鎌倉政權體制に武士たちは結集されながら、彼等の

私有する武力は相變らずのまゝであることを主眼とする。故にかゝる純粹な武士的な政治的社會に於ける階級は單にその武力の大小によつて決定されるので、上と下の者もその本質は同じものとなる。後世の幕藩體制に於て德川氏は全國大小名に君臨する立場にあるが、所詮彼の本質的な立場は大名のずばぬけて大きなものにすぎないのである。かゝる武士的な政治的社會の性格はこの時に既に明瞭にされてゐる。たゞ賴朝の時代は未だかゝる社會が十分に成長してゐないのであつて、おのづと賴朝の立場は貴族的な武士として、他の一般武士と違ふものであつたので、この際の賴朝將軍と一般武士との階層は階級的な差をもつてゐた。武士的な政治的社會の中樞から、かゝる不純物がとり去られるためには源家の滅亡と、北條氏が執權となる時まで待たねばならぬ。こゝに於て初めて鎌倉政權體制は同一階級のみの結集となる。そしてわが民族としてはいはゆる歷史社會が始つて以來、初めて神祕の力をかりる事なく、自分自らの力と見識をもつて自分をおさめることが出來たのである。民族の人間的成長として巨大な劃期をつくるものである。たゞこの際に於ても傀儡的なものとはいへ五攝家の流れの誰れか弱年の人を迎へ將軍としたり（後に皇族から迎へた）する工合に、今なほ彼等の主導權が確立してゐないのである。かゝる彼等の主導權獲得の不充分さは地頭をおく際に賴朝が朝廷に對して「一定の定めのある正稅已下國役本家雜事をもしこばみあるひは懈怠する者があれば、殊に誡を加へて其の樣な妨げがない樣にして、定めの樣に、地頭をしてことをはからせます」（文治元、十二、廿七）といつてゐる態度によつてもうかがはれるのであつて、たとひこれを一つのエチケットだとしてもこれではあまりに貴族達の番犬でありすぎる。まことに律令體制を彼等が止揚することの困難であつたことを示してゐるのみでなく、これでは律令機構に依存して新らしい階級支配を行つてゐるのである。

長い革新の努力と幾多の鮮血に色どられながら、あまりに新たな政治的社會が出來るテンポがのろかつたことは痛歎にへない。これはひとへに地方武士の政治的社會を構成する根源的な據點である、古代家族の全き止揚が完了しなかつた事を

示すものと思はれる。一方またこのことは彼等が古代家族を經營しようにも出來なかつた、少くとも十分になし得ずに、昔日の姿をそのまゝにして置いたことのむくひであらう。故にいかに地方武士とはいへ、庄司などとして巨大な地方の莊園に盤踞し、京にも屢々上つて領家の御氣嫌伺等にも行く樣な人は、(自由民などはこの類の人だ) 所謂もとからの古代家族的な框からぬけ出し得ないであらう。從つて彼等が奴婢・下人を使用する農業の直接經營者たる立場と共に「百姓」に大部分の土地をまかせて經營をやらせ、特に後者の場合によつて次第に土地を通しての支配即ち封建的な關係を自己の周邊に建設しながらも、なほ昔日の面影が出て、とかく彼等が「百姓」を奴婢下人的な扱ひをする癖を十分に脱しきれなかつたであらう。このため武士としての政治的發展はどうしても古代家族特有の性格にうながされて發展が遲い。既に廷臣のもち得た社會とくらべると彼等の努力は一歩前進であり、新たな人間社會と人間組織の創生なのであつたが、今やこの進歩も數歩に於て止まらざるを得なかつた。折角の民族の生命をかけての努力も所謂舊き皮袋にゆだねざるを得なかつたのであらうか。左にあらず、幸ひはまだもつと草深い所にひそんでゐたのである。第一章第五節にあげておいた波々伯部氏の如きいはゞ古代家族の中間層ともいふべきものゝ存在こそこれであつて、われ〳〵の期待を遂行し得たものは、實にこれらの人々である。

彼等はその當初に於て人の下に人をつくる組織を必要とすることと比較的に少く、いつも自分の子弟・兄弟たちをそれ〳〵外部に分けて一世帶をもたせて、かなりの自由をゆるし、たゞ農業經營のための必要があればたゞちにそれらの人々を結集し得る程度の組織しかもたなかつた。たゞこれらの關係は次第に政治的・統御的な意義をもつて、土地に對する支配權はおしなべて主たるものになつて行つたが、こゝに於ては初めて發展した古代家族が解體した場合の樣に、昔の面影が出ることと少く、土地を通じて人間を統御する組織が純粹に成立してくる。このため彼等は相手の立場をかなり高めたまゝで結集し得ることゝなつて、下々の要求にも應し得るから、彼等の政治圏は次第に廣汎に展開することが出來る。こゝに到つて武士的

社會が初めて確立されてくる。然しかゝる當初に於て弱體なものが成立するには相當に年月を要しまた周邊、夷をのぞいてやらねばならぬ。この意味に於ていかに弱體でありまた古きものを含んでゐたとはいへ、鎌倉政權體制の確立は重大な役割を果した。平家などに活躍して現はれてゐる有名な武士と違ひ、未だ無名の武士として農村の草深い片隅にこつ〳〵と次代の發揚を準備してゐた者には、鎌倉政權體制は大きな援助を與へた。建仁年間波々伯部氏が「御家人」を勝手に名乘るといつて、幕府から叱られたこともあるが、地方武士の成長、即ち、その成長をさまたげるものとしての領家の壓迫を排除するのに鎌倉幕府の直々の武士であることを示す御家人といふ名稱が、いかに役立つかといふことを示して餘蘊がない。今や武士階級の成立は鎌倉幕府の設置によつて世人にその市民權を認められたが、その武士階級の確立と持續のために、更に彼等の人間的社會的な更新が必要であり、この必要は幸ひにして新たになされたのである。一個の社會革命が出來たのである。正に吉野朝時代に於ける全國的な騷亂はこの革命遂行に伴つて起きた激動であつて、これによつて今までの無名の武士は初めて確乎たる足取りをもつて立ち、單に古代家族的な殘存をもつ上層の武士のみならず、なほ餘喘を保つてゐた律令的な機構と人とを徹底的に破碎するに到つたのである。然し律令的ないろ〳〵なものは必中彈の硝煙が消え去ると相變らず形態だけにせよ殘つてゐる不可思議な存在である。なほも武士の力は弱いのであらうか。ことこゝに到つては新たな構想によつてこのことは考へられねばならぬ。

即ちいかに武士階級が古代家族を止揚し得ても、農業社會がその社會に基本的な重要性をもつて強く持續されるかぎり、その社會固有の自然經濟の根深い殘存による政治的社會の未發展と政治的視野の狹少さによつて、この社會に於て行はれる革新は眞に徹底的な内容をもつことは出來ないのではなからうか。故に鎌倉政權體制及びその後の武士の政治的社會の内に種種な弱點があつたとしても、その革新上に於ける意義をけなすのは、酷に失するのかも知れない。また武士的な政治的社會に

固有な武力の分散＝武士的集團力の弱體＝各人の武力の均衡によつて古きものは殘存され易いと考へられるので、既に鎌倉政權專制の弱さは武士的な政治的社會の未發展による弱體もあるが、一つには、一應その樣な型の社會に到達したが、この型の社會固有の弱體性によつて弱點をひき起したとも言へる。然し以後の變更と見れば鎌倉政權專制に武士的社會の中樞として益々確固たるものになつて行くから、この政權の弱體はやはりその發展の不充分さに求めねばならぬ。然し吉野時代以後になつて相變らず廷臣等の律令的なものゝ系譜を引くものが殘つてゐるのは、もはやこの型の政治的社會特有の弱體さによるものといはねばならぬ。

更にかゝる舊物を存續せしめる理由は他にもう一つある。それは先の古代家族的な上層武士は勿論、新たに擡頭して來た下級の新興武士もその頃になると、もはや昔日の樣な僅かな家族員のみを基礎として生活してゐるのではなくて、甚況に至つては未知の人をも包含した經濟圏の上に立つてゐるから、彼等は今までの樣に上の者ばかりを相手とするのでなく、下々の者との接觸にも注意を十分に拂はねばならなくなつた。新たなる敵手が下からも來たわけである。こゝに到つて彼等はもはや自己藥籠中のものとなつたと考へられる舊物を殘し、自己の目的に叶ふ樣に一個の防塞たらしめるのである。故にこの時になれば舊物は全く內容を違へてくる樣になり、その時の上層階級と同じ性格のものとなつてくる。即ち律令機構の名殘りである廷臣たちは封建領主化するのである。これほどまでの變革ではなかつたが嘗つて巨大な古代家族の戸主として羽振りを振つてゐた大化前の豪族が、その姿はそのまゝに律令的な官僚・貴族となつたのと同じ手である。舊物は當該社會の上層といつも同じ歩調を合すことによつてその生命を持續し、新興の上層はまたもはやさした利害の對立をもたない樣にさせた舊物を巧みに自己擁護の安全弁たらしめて、下々の者をひたすら思想的・觀念的におどかすに到るのである。然しかゝる點も終局的には武士的統一を形成した政治的社會の弱體性の一面を示すものであらう。

ともあれ、いかなる缺陥と弱體が彼等の下にはぐくまれやうと、それは後のことである。後のことを心配して現在なすべきことの實踐と決斷をしぶる者は、晝になればどうせ腹がへるといつて朝食をとらないのと同じである。かゝる無精者と臆病者はなに事も出來なく、くたばつて野たれ死にをするしか道はない。故に平安中期以後の民族の危機に際し、地方武士に對して要求したく、そしてなにを置いてもしなければならぬことは古代家族の框からぬけ出すことである。然し幸ひ歴史が語るところでは、彼等は古代家族の解體を敢行して新たな人間關係と人間組織を脚下と周邊に作ると共に、おのづと上部に對する自己の立場に自意識と見識をもつ樣になつて來た。地方の草深いところでその仕事は行はれた爲めに、その間に聯絡がなく從つて永く弱體さを餘儀なくされたが、一滴は一滴を加へ、細流は細流を合せて、次第に滾々たる流れを形成し、果ては急流ほどばしる激流となつて全民族の眼前に展開して行つた。黎明は近づき初めた。地方人の小天地にとぢこもつてゐた心は次第に春の雪の陽にあたつてとける樣にときほぐされて、高く廣く飛揚する。日本の津々浦々にわたつて、全民族の隅々に到るまで、新らしい生命の復活を告げる黎明の鐘の音が次第に大きく強くどよみ始めて來た。そして光りは東方から來た。奈良末期・平安初期の奥羽經略に動員されて、兵站基地の地味な苦難を十分になめ盡し、後には將門・忠常の二つの亂によつて全土を荒廢され、後の亂の如きは前のものと比較にならぬほど規模も小さく期間も短かつたのに「極東彌多屬追討、衰亡殊甚、…………諸國彌亡、與復難期歟」(左經記、長元四、六、廿七の條)と、慨歎され、この國の國司の任命には「此國久營軍務、衰老殊甚云々、尤可被擇其人也」(同上)と京都の一中級の廷臣に指摘された程の茨の道を歩んだ武藏野の葦の葉かげから救ひはもたらされたのである。外にはたび〱の內亂特有の執拗かつはげしい戰ひに鍛えられながら、戰後の荒廢をたへしのぎ、內には古代家族の超克を敢てなした東方の人々が、この民族救濟の第一歩をふみ出す名譽を得たのは決して偶然ではない。

第四章　綜　括

――古代國家の二元性――

一

八月十五日以來、天皇制に對する批判とその反批判は日を追つてはげしくなつた。日本國民としては初めての經驗であり、しかも今までにわが民族がかつて體驗しないことを、身をもつて實踐しつゝある時代にふさはしい經驗である。おそらくこの論議を通じて、わが國民の大なり小なりの精神的鍛鍊の機會をつかみ得るであらう。これが豐かな精神的な實りと、そしてこれに導かれる輝かしい實踐を期待することも切なるものがある。然しまだ現在までの成果は大したものを出してないが、おそらく時を追ひ日のたつに從つて成果は高まつて行くであらう。それにしても今なほ批判と反批判の成果に見るべきものがないのは、所謂批判ならびに反批判の方法と内容が貧弱であり、抽象的であることを意味するのであるが、これが責任については歷史家に多大なものがある。即ち、天皇はなりにもまして、强大な歷史的形成物として、遠き過去から現在まで持續してゐるのであるから、一應過去を研究することをもつて目的とする歷史家には誰にもまして、わが國否世界當面の問題であるのみならず、わが民族將來の生き方の上にも絶大な影響力をもつてゐる天皇制について、正確な認識を提供し得るだけの方法と資料をそなへる責務がある。特に天皇制が初めて成立し、そして强大な機能を果してゐる古代史を研究する古代

史家にとつては殊更この感は强いのである。不敏どれだけのことをなし得るか疑問であるが、日頃古代史の一端を研究する者として、民族の前に自己の責任の一端を披瀝したい。

近來なされてゐる天皇制の認識は、身をもつてそれにふれてゐる人々が新聞紙上の投書欄に於てする成果に、時として素晴しいものが現れてゐるのに對して、逆に專門歷史家の研究に大したものが見られないのは殘念である。正に時代と史實に對する歷史家の不感覺を示すものであらう。このことは正しい認識は必ずしも知識の量から得られるものでないことを語ると共に專門家の自省をうながすものである。例をあげよう。今年が二千六百六年であるといふのはウソだ。日本紀元は六百年ばかりのインチキがある。どうだ雄略天皇・武烈天皇の惡逆無道は、姙婦の腹をさいて胎中の嬰兒を引き出したりなどして。また歷代天皇の皇位繼承に屢ゝ見られる兄殺し弟殺しあるひは伯父殺し等の慘憺たる血肉相剋は。等々。期せずして冒瀆すれば相手はたほれ、眞理は獲得されると思つてゐる（然しこれでも皇室の尊嚴は批判すべきものにあらず等といふ反批判派の感情論・國民性論よりはずつとましで、こゝには神祕的なものはあつても、認識への一歩前進は少しも見られない）。自由と眞理の名の下に唱へられるかゝる研究？をみて、まことに二重の意味に於て心痛にたへない。一つは記紀を少しでも讀めば分ることを、わざ〳〵人から聞かねばならぬ程、わが國民は眞理を抑壓する强權におしひしやがれて、古代史研究の意義と興味をすつかりすりへらしたことである。おびたゞしく「神典」は出版されたが、國民は手にとらうとしなかつたのである。痛ましい狀態であつた。第二の嘆きは、國民啓蒙の名の下になされる如上の知識が、あまりに安つぽくしかも不正確であるといふ以上に、わが民族がからうじて僅かばかり獲得した知性を、全く無視乃至はそれに不感性となるほど學者の思考力が低下してゐるといふことである。卽ち巨大な津田左右吉先生の業蹟が、少しも頭惱の中に生かされてゐないのである。まさにこれらの「啓蒙思想」は民族の知性に對するかぎりなき嘲笑である。

二千六百年は永すぎる。インチキだ。よろしい。神武以来数代の天皇は寿命が馬鹿に永くて数百歳の人もゐるから、これらを現在の平均年齢に割つて年数をこゝで少しかせぐ。又は歴史的事項の記載が記紀の初めの方では随分年数を飛ばしてしるしてあるから、この空白をとつてそれらの事項を次々と毎年または数年たつて起きたことにして年数をこゝでまたかせぐ。その他等々。かくしてかせいだ六百年を元として、飴の様に延びた六百年をチョンギれば正に正確な紀年が出来て日本古代史の講座は出来上るわけである。あとは縦横にそこから「眞理」をつかんで國民に知らせる。問題は學者の自由があるかないかにある。雄略・武烈の両天皇の暴君ぶりを指摘して得々となるのもその為である。もしかゝることで古代史の眞實がつかめるなら、天孫降臨に際しての神勅、神武天皇によつて初めて國家統一が出来たこと、大化改新は天皇制の成立でなくて復活であること、従つて蘇我氏等の皇室への行ひは不臣の道であり専横であつた、等々といつたことを神話＝民族の信仰か、事實かの別はあるが一應それ〴〵の形に於て承認しなければならぬ。先の「啓蒙家」がいかなる政治性を目的として、こんなことを執筆したか關知しないが、こゝに到つてはおそらく彼等の豫想外とすることとであらう。かゝる「知識」は彼等がもつてゐるある特定の政治性に對して迷惑であるのみならず、學問史にいへば歴史學の上からいつても非常に困りモノなのである。現在まで學會といふよりは津田先生を主とした推進りによつて到達した成果は、そんな所にうろついてゐないのである。正に今までの啓蒙が啓蒙でなく當事者の意向の如何に關はらず反動となる所以であらう。

「神代史は」と先生はいはれる「古事記、日本書紀の編纂にあたつて最も最後に出来上つたもので、皇室が一部ちすつかり權力を獨占した後の皇室が—初めからわが國の國家が皇室の下に統一せられた所以を述べたものである」（『神代史の研究』）とれが理由について、神代史の思想が著るしく新らしい時代のものである所以を述べると共に、その説話の内容が著るしく政事性と政治性を帯びてゐることとをあげられてゐる。かゝることは神代史を離れて人皇史にたつてもさうである。

「神武天皇から仲哀天皇までの物語りを大觀すると國家經略の順序が甚だ整然としてゐるのも當然であつて、それは皇室を中心として內より外に、近きより遠きに及ぼされた經略の徑路が一絲みだれずといふ狀態で、事實の記錄といふよりは思想上の構成とみるにふさはしい」（古事記、日本書紀の研究）かゝる整然たる敍述は神代史に於て比類のない堂々たる「結構」と神祕のヴェールを伴なつてなされたのであつて、そこに著るしい古代史家の政治性が垣間見られるのである。記紀にあらはれた歷史が國民の歷史でなくて、——資料としての個々の材料は民族的な古い傳承もあるが、それを神代史等の形で敍述した結構と歷史敍述の仕方はあくまで古代史家の手による——皇室の歷史にすぎないと斷ぜられる津田先生の洞察がこゝにもたらされる所以である。この點にこそ、記紀にあらはれる古代史の敍述の仕方と內容を批判すべき鍵があるので、紀年の如き問題もかゝる段階を通過した後になつて初めて意味をもつてくる。單にインチキであるといふ以上に、そのインチキの內容、そしてインチキをやらざるを得ない必然性と古代史家の心のあり方も初めてはつきりしてくる。かゝる津田先生の到達された眞理も客觀的認識を經ないすべてのものは（特に古代史の研究）、まことに學者としてサクラであるといはねばならぬ。またこのことはたとへ先生の業績を讀んでもその眞價をうけ入れることが出來ない者に對しても同前である。まことに古代史家としては記紀の內容が目ざす政治性が承認されて受け入れられるなら、一、二の天皇の惡行やみにくい骨肉の爭ひを指摘されて漫罵されようと喜んで甘受するであらう。しかも古代史の編纂者は時として「幼くして雄略の氣あり、壯に及びて容貌は魁偉たり、身長は一丈、力は強く鼎をさゝぐ」と敍した日本武尊をば、たゞちに間近かの行間に於て可憐な美少女に女裝させてクマソタケルに近づかせ、クマソタケルが好い女が來たと喜んで手にとつて氣を許したすきをねらつて暗殺の決行をはからせてゐる。もう少し前後の有樣を考慮して書き樣がありさうなものを、古代史家は平氣でこんな離れわざをするのである。彼等の漢文に對する素養と勘はまだこの程度のものにすぎない。故に一、二の天皇の惡逆を記すのに、支那の史籍にあ

らはれた暴虐の継承をそのまゝ濫用して、うまく負けたと得々としたとしても決して不思議はない。かゝる記紀が意味する真の内容を知らされて驚いたり悲しんだりするのは、悲惨な戦争にならされた現在の国民でなくて、ことの真味を知つた古代史家の方であらう。もはや記紀の記載そのものにかゝはらず、われ〳〵は歴史の考察を始めることはできない。われ〳〵は新たな場所から歴史の形成をさぐつて行かねばならぬ。思ひはおのづと古代人が国ちどこの古代人でも人類である以上、必ず一度はすごしてきたムラの生活にたどるのである。村の生活から国の生活へ。このテーマの下に新たな民族の歴史をかへりみて、真の民族の営利の歴史をありのまゝにつかむと共に、現在問題となつてゐる天皇制の如きものも、わが民族がどんな歴史を形成してゐた時に出てきたものであらうかといふことを考察したい。所詮この考察は津田先生が選択された研究の、社会経済史的研究によるーつのさゝやかな支へにすぎないであらう。然しわれわれは片々たる新見解・新見解を得々としてさぐるよりは、重大なこの先達の業績にみちびかれて偉大な個性を味ふとともに、事実いまだたらざる種々の基礎をこれによつてしつかりと固めて、他日の進展を期する方がはるかに大切である。

二

人類の歴史に於て一度は経験するといはれるクラン・ゲンス的な氏族社会を、わが民族がいつ頃すごしたかといふことは後述するとして、具体的な文献によつて最も古いものと考へられるものに復元し得る古代社会の様子は、次の様なものであつた。当時人々は十五人乃至三十人位の同一血縁者の集まりが寄つかより合つて作つたムラを生活基盤として農業をいとなんでくらしてゐた（本書、第一章参照。以下同じ）。勿論この水稲耕作をわが民族がいとなむ様になつた金石併用時代（西暦紀元一・一世紀頃）よりも前に、石器時代があつて狩猟や漁撈を主たる生業としてゐた時代があつたが、その時のムラの様子はこ

れまた水稻耕作の時代のものとは違つてゐたであらう。とにかく水稻耕作をいとなみ始めた頃の耕地はまだムラ持であるため、彼等血緣集團同志は互ひに密接な關聯をもつて暮してゐた。當時夫婦はまだ同じ家に住まないでそれ〳〵元の家にゐて別居して暮してをり、しかも各集團の內には多くの成年男女がゐるのでおのづとムラ內の各集團は、母方の血すじによる血緣關係があまねく交叉されて、人々の生活は地緣と血緣を通じて密接な關聯の下にあつた。まことに各集團をそれ〳〵とつてみると、雜然たる單なる血緣の集まりで勞働の組織としてはともかくとして、一本立ちでは生活ができない構成であつた。おそらく耕作によつて出來あがつた生產物も、この有樣では各家＝血緣集團の私有にまかされないでこれもムラ持となり、その上で各家に分割されて配分されたものであらう。これほどまでにムラの機能が强くて生產物は勿論土地のムラ持ちが行はれるとムラの主體性は著るしく强くなるから他のムラに對しては著るしく排他的となり、ムラ相互の關係はムラ內の關係と違つてバラ〳〵なものとなる。なほかゝる土地所有といふことが決定的な重要性をもつてくる農耕時代に於てムラがその土地所有の主體となつたことは、實にこれまでの歷史と社會に劃期的な意味と事實をもたらした。卽ち金石併用時代より前に於て漁獵や狩獵が生活資料を得るための決定的な手段であつた時代は、土地所有の必要はほとんど起らずその樣な觀念もなく、そして社會組織はタラン・ゲンス的な氏族社會を形成してゐたものと思はれる。しかるに漁獵・狩獵時代より農耕時代へ移るといふ生產技術の變革――隨分ヂグザグの過程をとりながら――と共に社會組織の決定的な基礎となつた土地所有がムラ持になつたことは、これまでのクラン・ゲンス的な氏族組織――血緣關係を集團形成の最も大切な基準とする――に決定的な打擊をあたへて、竟にその退場と崩壞を餘儀なくさせた。人間の社會組織は氏族の時代より新たな社會組織卽ちムラを主體とする社會組織に進展したのである。かゝる時代の卽ち上述した樣な共同體社會をわれ〳〵は親族共同體と呼んだ。

さてかゝるムラ內の共同體的な性格もいつまでも續くものではない。卽ち各集團はそれ〳〵一個の勞働組織の單位となる

につれて次第に自分の家で作り出した生産物を占有して、生産物のムラ持を破り、ついで畑を手初めにして耕地さへも占有しかけて行つた。血族集團は共同體の一分枝であつた位置と立場を離れて一本立ちになる樣になつた。それと共に血族集團は家の内部の構造もそれにつれて變つて、獨立體としての機能を果し得る樣になつた。例へばこれまで夫婦は別居してゐたのを改めて夫婦とその子供たちは父方の家で一緒に同居してくらす樣になつた。この傾向に更に血族集團の獨立性が生ずるとその代表者となるべき戸主の立場が一番に強い影響をうけるので、夫婦同居制も戸主の者に最も早く行はれる樣になつた。他の一般家族成員の夫婦同居制はそれから後のことである。このため各集團はこれまでのまとまりのない單なる雜多な血緣集團であることを止めて、幾組かの單婚家族の集まりからなる大家族となつた。かゝる大家族が成立して獨立體として立つのが便利となると各家による生産物と土地の占有によつて大家族は親族共同體を分裂させてムラの結合を破る樣になり、おのづと貧富の差が各大家族の間に生ずる。たま〳〵働き手が少い家とか老人子供が多いといつた家で、當時の最低の生産規模を破つて自存することが出來ない樣なものはつひに分裂して沒落し、ムラのより豐かな家に引きとられる樣になる。そしてかゝる餘裕のある家は次第に自家の發展のために働き手をほしがつてきたので、引き取る方と引き取られる方とは互に因となり果となつて次第に非血緣者（父方の血緣でない）をも含む人數の著るしく多い家と人數の少い家といふ別個の二群が出てきた。わが國の貧富の差と階級の發生はかゝる家の單位をもつて初めて現はれてきた。しかもこれらの集團は一應獨立したとはいひながら（然しこれを徹底的に遂行するには相當の時日を要し、土地のムラ持は大抵永く後までも持續した）内部に於ては依然として大家族が主體となつて占有した土地を元としてくらしてゐるために、やはり一個の小さな共同體を形成する。かゝるものをわれ〳〵は家族共同體と呼んだ。然し内部では共同體的な性格をもたうが、各家族共同體の間に差別の生ずることをなんらさまたげない事は前の敍述の通りである。然しかゝる共同體的性格の持續は、沒落した人を受入れる人と受入れら

れる人との間柄を著るしく緩慢なるものにする。このため受け入れられる人が同黨・寄口などといつた名稱で呼ばれてゐるのは當然であつて、正に居候の様な待遇をうけてゐたのであらう。然しこの家に奴婢といはれる様な人格を所有されてゐる様な人が出てくると、次第に自分の自由になる様な働き手を富裕な家が欲求する様になり、この結果としてかゝる奴婢が出てくると、先の同黨・寄口も次第にそれと同じ様な扱ひを家の主人から受け、名稱自體も次第に奴婢の名に統一されて行く。かうなると今まで家の指導者であつた家長は、次第に支配者の性格をおびる。然しこれ程になつても家族共同體的な性格はぬけきれないために、これらの奴婢が氏賤の名の下にいはば家族共同體の共同所有物となつてゐることが屢々である。勿論この氏賤が間もなく家長の獨占になることはいふまでもないが、肥後國川邊里の有力者肥君の家では、飛鳥時代の太寶二年にかかる段階の一歩前を未だ歩んでゐた。即ちこの家では「戸主奴婢」と「戸主私奴婢」といふ二種の奴婢がゐる。前者が氏賤をさすことはいふまでもないであらう。これほどまでに家長の權力が壓倒的となつて家族成員の上に及ぶ様になると、かゝる家では働き手の源泉を外部に求めて自分の親族・子弟は次第に家の外に奴婢などをつけて分家させる様になつた。かくして當時の有力な家の家族構成は、同一血縁者からなるいくつかの單純家族の集まりであつた家族共同體の時の構成とは著るしく違つて、戸主と僅かの親族と多くの奴婢からなる大家族となつてきた。奴隷制的な家父長制大家族といはれるもので、われ〳〵が古代家族と稱してゐるものがこれである。この古代家族こそ天皇制は勿論わが民族の歴史に實に大きな影響を與へたのである。

獨立獨歩をなし得る實力と體制を確固たる統制力によつて堅めた古代家族は、これまでの狹い郷土的な框を飛びこえて、今や堂々たる進軍を始めた。彼等の家に蓄へた勞働力はムラ内から得られるのでなく、次第にムラの外に更により廣汎な地域に向つてその人的資源を求めて行く。古代家族が存立するための地盤はそれだけ廣くなつて行き、また地盤がそれだけ廣くな

くては古代家族そのものゝ再生産ができなくなつて來た。彼等の優れた位置がムラの長としての位置からより廣汎な地域の長にまで發展して行く。かくして古代家族同志の間に起つた爭ひに勝つたものは擴大された政治的社會の長となり新たに發展しながらも「國家」を形成して行つた。この際征服された者は單に一個の古代家族でなくこの古代家族が長となつてゐた地域全體の者をも含むことはいふまでもないが、この際征服された者は必ずしもたゞちに征服者の下にひっぱつて行かれて結屬されたのではない。ムラの共同體的な紐帶はなほ強固であつたので（後進地域では特にさうである）被征服者はそのまゝ現地にゐたまゝで支配者と從屬者が從屬關係を結び、ムラからつれ出されて征服者の家にもつて行かれたのはその內の一部にすぎない。この際この支配關係・從屬關係は征服者の古代家族的な紐帶によつて律しられる。元來古代家族の家父長は新たに自分の家につれてきて使つてゐる奴隸が、なんらの血緣關係がないのに家族の一員として「子」と呼ぶのが常であつた。これは奴隸制が古代家族の形態といつた形體をもつて現はれてゐるところでは常にさうである。このため遠隔の人々が支配される場合もこの形態が援用されるのであつて、支配者は親・お家といはれ、從屬者は子・分家とよばれる。このため從屬者は固有の姓名をあらためて支配者の姓名を新たに帶びる樣になつた。かくして相互になんらの血緣關係がないのに新たな大きな名目的な血緣團を形成し、まるで一つの家の分流が各地に存在してゐるかの樣に後世の人からは思はれる。われ〴〵が古代史に於て氏族あるひは氏族とよび、また數へられてゐるものゝ實質は以上の樣な內容と名目をもつた血族團にすぎないのである。わが國の「氏族」は血緣的紐帶といふヴェールを少しもそこなはないで非常に大きな地緣的な社會組織を形成し得る能力をもつてゐる。正にこゝに特有する血緣と地緣の矛盾は、階級社會の萌芽の出現による必然的な現はれである。

（一）氏族の發生と成立について一言したい。これまで古代史の構造的な研究には二つの重大な誤謬が貫かれて來た。クラン・ゲンス的な氏族制と奴隸制（又は奴隸制封建制）がこれである。封建制はともかくとして、古代史にあらはれる事象はいづれも氏族制的だとか奴隸

制的だとかあるひは兩者の併存とか、いつた工合に、この二つの範疇をつかひこなすことが古代史の具體的な把握とみなされて來た。これについては現在の私は疑義がある。無階級社會といはれる氏族社會から階級社會としての奴隷制社會に移る過程はもつと複雜であるべきである。おそらく氏族制・奴隷制の二範疇によつてとき得ないものが古代史にあるに違ひない。ここに於て考察して具體的に提示したのがこれまで述べて來た拙稿の內に見られる諸範疇である。卽ち氏族制はともかくそれより始つて親族共同體・家族共同體、そして古代家族、この最後の段階に奴隷制は端初的な開始を始める。そして眞の氏族制はこれまでに衰へてしまふ。

故にわが國古代の「氏族」の如きも實質は既に奴隷制的なものであるが、形式的にクラン・ゲンスの名殘りをとゞめて、それがその名稱の上にもあらはれてゐるといふ如き見解は反對である。この樣に名稱と事實を分離するところに既に大きな誤りがあり、更に無階級社會である氏族制のアンチテーゼとして生れた階級を組織するのに、その反對である氏族的な組織でまとめるといふのは大きな矛盾である。これほどの巨大なアンチテーゼはそれ自身の秩序と組織を新たにもつて出てくるのであらう。たとへそのアンチテーゼの量が少くまた弱體でもその性質は變らない。しかるに、わが國の樣な「氏制」を說明するに如上の樣な古代家族の理論を利用すればまことに容易であり、しかも形式と內容は少しも分離されないで說明される。かつて拙稿「氏族制について」（歷史學研究、十四の三—五本書、第二章）を發表した時に、ただ日本の「氏制」が眞のクラン・ゲンス的な氏族でないことを實證したところにのみ本稿の價値を認められた方があつたが、むしろ私としてはそれを一歩進めて、日本の「氏制」が古代家族的な統治樣式・社會秩序によつて集結せられた政治的の集團であることを立證しようとしたのである。かうなつてくるとギリシヤ・ローマに於ける「ゲンス」の如きも簡單にすまし得ない。あるひはそれらのものも日本の「氏制」と同じ內容のものでないかと思はれる。故にそれらの國では氏族制度が奴隷制によつて完全に止揚されると、いはれてもいさゝか心配である、むしろそこにいはれてゐる「氏族」時代乃至それ以前に既に未開民族の間にみられる眞のクラン的な氏族を止揚してゐるのであつて、普通いはれてゐる氏族時代は實は古代家族を基幹とした時代ではないのであらうか。問題は大變に重大である。こゝに提示した範疇の如きに私は大してしがみついてゐるものではない。要は問題提出の意圖をくまれて忌憚なき批判をよせられんことを願ひたい。

まことに古代家族を階級的基礎としたムラの長から、より廣汎な地域にわたる「氏族」——前述の樣な古代家族的な統治組織・社會組織によつて形成された政治社會的な集團と解する。以下カツコを附して用ひた「氏族」はすべてその意味で用

ひる――の「族長」が出てくる過程は、わが國が大陸先進文化の波及を契機として石器時代を西暦紀元一・二世紀頃に卒業して金石併用時代に入り、更に二、三世紀頃から鐵器時代に進展した歴史の過程とほゞ一致するものである。かつてすべての人が共同墓地に埋葬されてゐた石器時代には未だ階級も身分の發生もなかつたが、金石併用期になつてたゞちに發生したカメ棺の埋葬地を見ると「群在するカメ棺の衆るものは特にすぐれた副葬品を伴ひ、またさうした特定のものに限つて上に大石がすゑられたり、土を盛つて塚が作られたりする傾向が生じた」（渡部義通・伊豆公夫・三澤章・早川二郎氏共著「日本歴史教程」第二冊、二〇一一頁」。正に特定の優越した位置についた人が生じてきたのである。かゝる傾向は時代の進展と共にそして鐵器時代になると特に著るしさを加へることは當然である。巨大な支配者の存在を明示する前方後圓墳が、大和國に三世紀の初めに出てきたが、かゝる所に埋葬された人が「氏族」の族長しかも相當に大きな分流・分家（從屬者）た地方にもつてゐた「氏族」の族長であることはいふまでもない。然しかゝる狀態がすべての地域にわたつて展開したのではない。なかにはなほ昔日の夢を相變らずつゞけて、共同體的な生活を行ひ古代家族の成立さへまだなかつた地域もあつた。たとへ階級の成立があつてもそれは著るしい地方的な差違がある。大和の地方では前方後圓墳時代を終らうとしてゐるのに、南九州のなかでは「權表面的にはその様な型式の埋葬様式を行ひながら、その内容主體としては、粘土槨や礫槨などを作つてゐるにすぎない（日向の國」同上、五九頁）。この傾向は南方に赴くにつれて著るしく薩摩國伊佐郡では「前方後圓墳は全然存在せず高塚らしいものが二箇所に認められるのみであり、その代りに地下に横形に穴を掘つて作つた所謂地下式横穴や、竪穴式石室の蓋く粗雑なものが地下に作られてゐる。然も此等は墓地上に群在して、副葬品も殆んど刀劍と鐵鏃に限られてゐる」（同上）これは九州のこの地帯が金石併用時代を經過してゐた時に先進大和の仕方を眞似たので、外見だけは鐵器時代の産物に擬似されてゐるが、內容には支配者の實體といひがたく、金石併用時代の風習を現はしてゐることを示す」のである（同上三等

の生産力＝社會の違ひは段階的なものがある。かゝる地域的な差は單に九州と大和だけでなく全國の各地域にわたつてしばしば見られる。山河によつてコマギレ的に地勢が分けられてゐるわが國土の上にいとなまれた社會的發展は　隨分地方的・地域的な差違が出てくるのは當然である。かゝる事情は征服者が支配してゐる所の人民をやたらに郷土からひき抜いてつれてくるのがむづかしくなる原因であつて、もし征服者がやたらに必要なだけの人數をぬいてくると、現地の共同體的生活構造は破壞されてやつて行けなくなり、つひには支配者の財源そのものを消滅させてしまふ。このため支配者は從屬者がこれまでの場所でこれまでのしきたりで生活をすることを許しながら、そこから餘剩生産物、または適當な配慮の下に引きぬかれた餘剩勞働力を收めるよりしか方法がない。これこそいつまでたつても支配者の古代家族が、他所の人々の交流によつて崩壞されないで存續する所以であり、從つて統治する政治的社會の範圍が擴大されても、古代家族的な觀念――特に支配觀念と社會秩序の表出の仕方――がたえず再生産されるのである。

さて今や各地の豪族は單なる古代家族の家父長たることをやめて「氏族」の「族長」となりそしてまた狹小な地域にすぎないが一個のクニを形成して行く。そして各豪族・各クニ同志の爭ひはます〳〵續けられまたはげしくなつた。このため彼等は共倒れになり易くまた支配階級の爭ひに乘じて從屬者は自己にまとひつけられた鐵鎖をたち切らうとさへしてくる。このため豪族＝「族長」は横と下からの壓力を抑へて自己の保存をはかる爲に、彼等同志の共同一致の體制をとるに到つた。三世紀に出來た支那の史籍（魏志、倭人傳）は當時の西日本のある地域（それがどの地域を指すかといふ點については未だ定説がなく近畿説と九州説が對立してゐる）の政治狀勢を觀察して「倭の國は亂れて相互に攻め伐ち合つてゐた。そこでそれらの者は共同して一女子を立てゝ王とした。この王は呪術をよくする女であつた」といつてゐる。この各豪族から立てられた女王は如上の諸豪族が作つてゐる國と同じ樣な耶馬臺國の女王であつた。かくして諸國の支配者即ちクニの長であると共に「族長」で

あつた實際は自分と同等ではあるが、特殊な才幹にもちまた自分たちと比べて一段と大きいクニをもつてゐる人を立てゝ長とする聯合體を作るに致つたのである。以上の如き過程と目的とをもつて生れた聯合體であるから、その首長は必ずしも聯合體の新たな長につかへるために團結したのではない。このため聯合體の長は自分のクニでは堂々たる支配力をもつてゐるが、自分のクニを離れた聯合體の全體に對してはほとんど決した強制力をもたなかつた。まことにこの聯合體は聯合政權の名にふさはしいのである。正にこの聯合政權の長となつた耶馬臺國の女王こそ天皇家の萌芽と見られ、說話で作られた天照大神の源になる者の姿と考へられるが未だそれは可論でない。歷史の進行はこの豫想が正しいか正しくないかについての解答をあたへてくれるであらう。ただ聯合政權の王權の成立は、昔日のクラン・ゲンス的な氏族時代の諸族同盟が人々の頭によびおこされたのが契機となつたのかも知れない。然しそれは新らしきものゝ出現は常に古い衣裳をまとうて出てくるならはしをくりかへしたのにすぎないのであつて、このことはこの體制を必要とした原因とそれを生み出した者の立場、そして後世に於けるこの聯合政權の有様をみれば容易に納得できるのである。

さて聯合政權は大體同じ必要と經路をたどつて各地に出來たと思はれるが、その內でも考古學的遺物・遺蹟の發展度から見て、國內で最も進んでゐると思はれる大和に最も有勢な聯合政權が出來るしまたその必要があつた。かくして大和政權はその共同聯合の力をもつて急速に發展して行つた。この發展が、彼等豪族の古代家族的な階級的基礎の性質に律しられて、人民と土地の收奪の方向をとつたことはいふまでもないが、その內でも特に隷屬させることができる人間が求められた。かくしてこの聯合政權による力は、今まで一個の「氏族」國家の力ではいかんともしがたい障害をやすやすとのり越えて、全國的な勢力圈への飛躍を大和政權として可能ならしめた。崇神天皇の時代の四道將軍の派遣による畿內周邊の平定、景行天皇の時代の日本武尊の九州及び關東への遠征及び神功皇后の「三韓征伐」の說話はすべて大和政權が三、四世紀頃に於ける西日本へ

の政治的進出と朝鮮半島への侵略、更に五、六世紀頃に著るしく發展して行つた全國制覇の動きを形象化したものである。聯合政權には思ひもよらない效果を參加者に與へたので、參加者はます／＼その體制の存續をはかつた。この樣な國內全人民の階級支配と外國侵略にうながされて聯合政權の組織の强化が必要とされて、聯合政權の頭上に置かれた「王」の權力は無意識の內に高められて行つた。

かくして獲得された人民と土地は屯倉・田莊と新たに呼ばれるに到つた。これまで豪族たちの勢力の擴大は「氏族」の擴大といふ形をとつてゐたのに今や屯倉・田莊の獲得擴大といふ方式も亦新たにとられる樣になり、兩方の仕方が併存するに到つたことは注意すべきことである。恐らく畿內の豪族が外國より收奪してもち歸つた人を奴隷として畿內の土地で使役したことは（教程、第二卷、一九四頁）、人間奴隷の交流によつて古代家族の解體をもたらしたが、その人數がまだ大したものでなかつたので、徹底的な崩壞にまでには到らなかつた。然し古代家族的な支配觀念は大きな震動を受け、今や自分と新たに代るべき統治觀念・社會秩序樣式が膝下に生れてきたことを身をもつて感ぜざるを得なかつたであらう。正に多量の奴隷を手下に獲得して自由に使役し得たことは、大きな社會的變動を起し新たなるものと舊きものとの差別を一段と明確にしたであらう。かゝる社會の矛盾が具體的に各豪族の性格の上にくつきり現はれたとしても決して偶然ではない。物部と蘇我の兩氏にあらはれる對蹠的な姿こそこの二元性を最もよく如實に示すものである。佛教傳來にあたつて氏族固有信仰たる「神」の擁護をはかつて、佛教を排斥した物部氏はまことに舊きものを代表する家であつて、彼の一族は八十氏人といはれるほどの多くの氏族の分流・分家が各地に散在してゐた。既にこの八十氏人の實體が眞の血緣者であり眞の分家でないことはいふまでもない。物部氏の支配勢力の擴大は實にこの樣な一族の擴大・分散といふ形態でなされたのである。これに反して蘇我氏は崇佛派で物部氏と爭つてこれを打倒したほどであつたが、彼の家はその勢力の擴大を八十氏人式なものでなく、屯倉・田莊

貢納の仕方で行つたものゝ如く、彼の家の人がしば／＼朝廷の屯倉を各地に設置する世話をやいてゐる事例はそのことの一端を語るであらう。（宣化紀、元年、欽明紀、十六、八、同十七、五、敏達紀、三、十）彼の祖先武内宿禰が神功皇后最高の謀臣として奴隷獲得を主たる目的としてくはだてられた「三韓征伐」に從つて勲功をあげ、その時を契機として蘇我が發展して行つた説話も彼の家の生ひ立ちと生活の仕方とを省みれば深い關係がある。然し蘇我氏といへども當時の奴隷獲得の困難といふ客觀的な事情に制約されて機構的な古代家族的な支配・統治觀念をはらひのける事が出來なかつたことはいふまでもない。然し今や社會は家内奴隷制と勞働奴隷制の併存による矛盾を展開するまでに到り、血縁の強調は前者に、地縁の主張は後者にそれ／＼結びつくことによつて、双方は拮抗するに到つた。先の「氏族」的な支配・統治觀念はそのまゝの形で非血縁者を包攝し得る點に於て、その時の古代國家は既に二元的な性格をもつてゐたが、聯合政權下の古代國家の二元性は更に發展した形となり、正にその時代の發展にふさはしい盛んな矛盾の展開となつた。先の「氏族」國家の場合はたゞ一つのものに――それもたゞ血縁的なもの――二元性が併存してゐたが、今度は二元性は二つのものにそれ／＼はつきり分れて現はれて、しかも相互に主導權をめぐつて爭ひを始めたのである。民族の階級社會の進歩したのにふさはしく、矛盾ははげしく爭ひは大きく對立は深刻となつた。階級支配の發展のための一つの試錬として、支配階級が甘受しなければならぬ障害である。この結果はどうなつたか。その前にこれほどまでに劃期的な仕事をなし得た原因である聯合政權の内容を一應瞥見しなければならぬ。

大和聯合政權は實に強大な政治體制であり政治的機能であつたがあくまでそれを形成した者の本有的な對立關係を否定するものではない。この矛盾こそ古代政治史を一貫して流れる赤い線である。このため大和政權は常に體制の動搖をまぬがれない。この動搖は當時に於ける一般社會の事情により次の樣な形態をとつた。聯合政權を形成した諸豪族はみづから古代家族の勞働力その他を利用して生産にもはげみ、あまりに郷土である畿内に土着しすぎてゐた。しかしこの生産は當時の交換經

濟の未發展に制約されて商品生產＝單一生產を行ふことが出來ず、おのづと古代豪族の擴大＝私有勞動力の増加は、自給自足的な經濟體系の量的擴大の方向しかとり得ないから、彼等の生活は益々現地と密接な關係を結んで容易に鄕土を離れることが出來ない。しかも移るべき大和以外の土地は畿內と比べると著るしく社會的發展が遲れてゐるので、中央の豪族をうけ入れるためには新たな土地と豪族はあまりに異質的な社會的性格をもちすぎてぴつたり結合しがたいので大和政權內の各豪族の勢力爭ひは體制を分裂させて別の地域に自分自身の政權を作ることの困難をもたらし、このことは更に彼等自身の結合を亂して聯合政權の力を弱くする。かくして彼等相互の爭ひは聯合政權の主導權の把握をめぐるといふ形態をとらざるを得ないのである。記紀にあらはれる古代の豪族が大和政權の眞只中で或る時は榮え、或る時は沒落し次から次へと有勢な豪族があらはれるのがそれであり、平群・大伴・物部・蘇我そして皇室といつたものは實にその渦中に立つた豪族であつた。この內皇室は早くからこの聯合政權の長としてあつたものゝ樣である。五、六世紀にかけて朝鮮に對する問題ともからんで「倭王」はしばしば方物をもたせた使を支那につかはして安東將軍（宋書）などの名稱を支那からもらつてこの勢威を自分の武威と共に朝鮮に誇示した。この使を支那につかはした數人の「倭王」が、十六代仁德天皇より二十一代雄略天皇にかけての幾人かの「天皇」に比定されてゐることは既に大分まへから定說となつてゐる。故に皇室が大和政權の「王」であつたことは、大和聯合政權が出來あがつて間もないことであらう。然しこの王は未だ絕對的な權威をもつてゐる者ではなく、聯合政權を保つために必要な首長として選ばれてゐるにすぎないから、選ばれた者と選んだ者との間には大したひらきはない。このため大和政權が、豪族による合議制なり共同制によつてうごかされるのは當然である。然しかゝる合議制なり共同制は、決してクラン・ゲンス的な氏族社會あるひは部族同盟の遺風ではない。これは單に聯合政權による必然性から來てゐるのである。このため大和政權の體制は實に組織の弱いものであつたのでつひにこの體制の下につくられたと考へられる法や慣習が

係として古代史の上に跡を殘してゐないことも當然である。かような有様であるから、逆に豪族が絶對的な力をもつてきた大化二年七月のことであるが、大夫・貴族・百姓等に對する詔に於て、天皇を指むるのも同じくできるべきではない。この部わが祖先はあまてらすの祖先と共に治めたといつてゐるのは、決して架空のことではない。それは祝詞等に屢々出てくる「神集ひにつどひ給ひて」いろ〳〵な仕事を共同でしてゐた神々の實體は、要するに先の「氏族」國家の「族長」=豪族にすぎないのである。皇室の權威は未だ自分のものである屯倉・田莊のみから生じたのであつて、未だ大和政權の長であるところからは當初に於ては出てこない。むしろ大和政權の主導者は首長の一段下に出てくる。特に有勢な能力のある豪族が次第に大臣・大連として聯合政權内に出る様になつたが、かゝる豪族こそ聯合政權の實質的な主導者であつた。このためこの位置をしめる豪族のうつり變りを說話の上だけでも平群・大伴・物部・蘇我の氏名が見えるから、實際はもつと多くの氏名と人のうつり變りがあつたものであらう。これに對してあくまで組織を分裂させるのでなくて主導權把握の爭奪を目的とする大和政權内の豪族は、組織持續の爲の機關として必要な首長たる皇室の位置に決して興味を感ぜず、もし首長の位置の爭奪を行へば聯合體は忽ちに瓦解するから(眞の意味の部族聯合體ならば相當に強い紐帶となるのであらうが)、眞に聯合體を主導し得る大臣・大連の位置に切實な興味を感ずるのは當然である。かゝる聯合政權の強固な必要はまだ政權の首長となる事によつては、卽ち首長となることは決して主導者たる權威と機能をもち得るものではない。從つて首長たることが權威と實力を現はす様になるのは、聯合政權が既に衰頽し始めた時であるが、かゝる時には聯合體を作つてゐた豪族は幾多の陶汰により有勢者は僅かになり、しかもこの有勢者はずばぬけて大きな有勢者となり、他の者は群小豪族となつた時である。正に政權に實際は至高たる人物によつて占められて行くのである。もはや皇室はこれまでの様な安穩たることは出來ずみづから身をもり體制の變化にとつて新たな意識をもつてきた首長の位置を確保するために、みづから手に汗しなければならなかつた。爭ひの

當事者は次第に單純化されて皇室・蘇我の聯合軍と物部・中臣（後の藤原氏）の共同軍との間に行はれるに到つた。前者は姻戚關係を結んでがつちりと腕を組んで後者にあたりつひにこれを打倒した。殘つたのは皇室と蘇我の兩氏のみとなつた。大和聯合政權内部の最後の鬪爭が引き起されることになつた。なほ皇室と蘇我氏との爭ひは物部氏が打倒される以前にもあり、崇峻天皇は威を振ふ蘇我氏殺戮の意志をあまりにあらはに表明しすぎて、反つて蘇我氏に暗殺されたことさへあつた（崇峻紀）。大和政權内の諸豪族の爭ひはのがれ得ぬことである。

かつての姻戚關係の如きはヘシとんでしまつた。蘇我氏が自分の墓を陵、自分の子供を王とそれ〴〵人々からよばせ、そして皇室の財産である屯倉のあるものを奪ひ、つひに推古天皇の繼承者として最も期待されてゐた聖德太子の子供である山代大兄王一家の撲滅をはかるに到つて、兩家の爭ひは最後的な場面に到つた。勝ちは先んじて中心人物の暗殺を決行した皇室の方に歸した。皇室のこの勝利は、また新興勢力に對する老練な古强者の手練の卓越を示すものである。聯合政權は幕をとぢた。皇室といふ一家を中心として集まつた政權體制が新たにこれに代つた。時に西暦六四五年であつた。

三、四世紀から七世紀までの期間は、社會の進展が相對的ににぶい古代の世界では短い一時期かも知れない。然しこの三、四百年の長きにわたつて續いた聯合政權はまことにわが古代國家の歷史に於て劃期的な意義をわが民族の歷史の上に與へた。片々たる「氏制」社會＝「氏族」國家の框をたゝき破つて、國内はいふまでもなく、つひに海を越えた外國にまでもその侵略をのばす契機をあたへたのである。國内の廣汎な階級支配と效果的な外國侵略を決行させた大和國家の力はたしかに古代に於て驚くべきものがある。そしてこの政權持續のために必要な首長の位置にゐる皇室が次第に勢威を加へてくるのは當然である。

しかし聯合政權はこの强力を發揮し得たこと自體が逆に反作用して、自分自身の滅亡の道を開いた。即ち外國までも擴大し

た特殊な祀を行ふためには聯合政權つまり寄合ひ世帶はあまりに脆弱すぎる。しかもこれらの收奪物は大和國家の共有となるのでなくて國家の上層部になる各豪族その他の私有となるので、益々聯合政權は必要の範圍に於て殘すといつた程度で著るしく機能を失つてくる。このため強固な單一政權が覇勢的な上層部は勿論弱小豪族にも欲求される。たゞ前者に於ては單一政權を獨占的に利用するために他の覇勢的な有力者を打倒しようとする方向に力が向ふが、後者はばら〳〵にされて不安定になつた體制に著るしく自己保全の脅威を感じた爲に、これを防ぐ手段として單一政權體制を要求したのである。既に單一政權確立の要請は二元的な性格をもつてゐる。とにかくかゝる要請が今日の政治の要請となりながら内部に於ては有勢な豪族がいくつか存在してゐるので大和政權内の矛盾は激化せざるを得ない。しかるに一方既に大和政權が五、六世紀に支那に對して外交政策を設けて朝鮮に對處しようとしたほど朝鮮内部の反抗は次第に強化し、五世紀の半ば頃には特に日本と新羅の交戰は著るしくなつた（新羅本紀）。をりしも朝鮮は昔日の國内分裂を新羅による國内統一を通じて次第に克服して行つたのである。そして兩國の爭ひは六世紀の半ばに、朝鮮侵略最後の據點である任那を奪回されることによつて一つのクライマックスに立つた（欽明紀、二三年）。以後天智天皇の時代七世紀の半ばまでの一世紀にわたつて再侵略は試みられたがいづれも失敗に終つた。まことに國内分裂の苦境を克服しながらも、一方日本の侵略を打倒し得た新羅の努力と能力は偉大であつた。朝鮮半島東南端の小さな據點から成立した新羅が後に全朝鮮を統一し、今日までの朝鮮史を通じて最も堂々たる政治と文化を形成し得たことは偶然ではない。新羅形成史は朝鮮民族にとつて思ひ出の多い時代であらう。かゝる手ひどい反抗を受けたわが國の豪族はもはやそこから財產と人間を收奪してくることはできない。一時は各豪族の古代家族的地盤は頽廢た奴隷の交代による家内奴隸制の成立によつて破壞されるかと思はれたが、つひにそこまで行かなかつた。しかし再侵略はくりかへされたので大和國家の組織は強化されねばならぬ。しかし今度は新羅以上の恐るべき強大な力が、六世紀の終り頃に支那大

陸に成立して來た。隋がこれである。この隋が朝鮮半島に對して未曾有の大軍をしば〳〵おこして攻擊を加へたのは六世紀の終りである。更に隋が滅んだ後もそれ以上に強大な唐が立つた。大和政權たるもの今や自己保存のためにも自己の體制を強化しなければならなくなつた。つひに新たな體制は皇室を中心とした單一體制の成立によつて確立された。世にこれを大化の改新といつてゐる。しかしこのことはなんら今までの豪族が全面的に消滅したことを意味するものではない。單に皇室に拮抗し得る豪族がゐなくなつたまでのことである。これら豪族階級は一應これまでもつてゐた屯倉・田莊等の土地人民を皇室に獻上する代りに食封を支給され、更に後に制度が整備されてくるとその他種々の特權をあたへられたのである。彼等の階級的・身分的位置は少しも大化前代と變らないのである。故に新たな體制は皇室を最上最強の位に置き、そして今度は自分たちが臣從を始めねばならぬことには一致してゐるが、舊豪族たちはこの新たな體制を通じて土地・人民の集團所有を效果的に敢行しようとしたのである。脆弱になつた聯合政權の止揚による新たな單一政權體制への成立は、主導階級内の勝利者の要望であると共に、自分だけの力では自分が有してゐる人民の階級支配が心もとなくなつた群小豪族たちの要求でもあつた。かくして成立した新たな内容と機構を必然的にもつはずである體制の形成者が、依然として古代家族的な支配觀念をもつてゐる階級であることはいふまでもない。おのづと新たな體制を秩序づけ組織づけやうとする思想にこの元からの觀念が利用される。八紘一宇の思想がこれである。この言葉は神武紀にあるが、既に記紀が皇室の歴史として多分の政治性をもつて生れたものであることが明瞭である以上、かゝる言葉が現實の國家統一を敢行したとされる神武天皇の說話にこの言葉が出てくるのはまことに似つかはしいもの〻、決してこれが古き時代のものでないことは明かである。

すべての豪族と人民は皇室一家におほはれ、すべての豪族・人民（特に豪族が主で、實は人民への考慮はあまり記紀にはない）は皇室の分家であり子であると考へられる。然し兩者の間には詔書必謹の言葉が示す樣に「子」は「親」に對して有無を云は

いほりせるかも」（人麿呂）と歌はれあるひは讃へられてゐる様に、あくまで强力者・至上の權威者としてみられてゐる。日本に今や一人の新しい神が人民抑壓・外國侵略そして同輩（平群・物部・蘇我氏等）の打倒を産婆役として誕生した。現人神といはれる天皇これである。今日われ〳〵のいふ天皇制（但今年一月一日の詔勅によつて辭退されたが）はかくして生じた。もし皇室が政治的權力の所有者とならなかつたら「天皇」の名稱はあつても今日いふ天皇制なるものは生れなかつたことはいふまでもない。かゝる社會の必然によつて生れた天皇制であるから、もし皇室が打倒されて蘇我氏が最後の勝利を得てゐたのであつたら彼もまた神となつたであらう。丁度皇極天皇の二年七月に非常な旱魃であつたので村々の祝部の敎へでいろ〳〵手だてをやつたが駄目なので、時の最大有勢者蘇我大臣がみづから寺に行つて發願して祈つたので若干の降雨があつた。その效果が大してなかつたのは事實といふよりは、この後で皇極天皇に新たに祭祈をやらせてすつかり效果をあげさせて、人々から「至德天皇」といはせたい書紀の編者の意圖があつた爲と思はれるが、とにかく佛敎的な色彩があるとは云へこの蘇我大臣の動きはたしかに政治の長が祭祀の長となる事例への一歩手前の姿であつて、たとへ蘇我氏は祭祀の長としての傳統は淺くても、彼の家が政治權力者となれば、老舖皇室の場合より若干の時日を要するかも知れないが「天皇制」は彼の家からも生れるのである。

三

　大化改新により古代國家は一つの轉機をうけた。かつて一個の古代家族を中核として形成されて行つた「氏制」國家を始點として、三、四世紀頃に聯合政權を形成するまでに發展するに到つた古代國家は、聯合政權の止揚によつて强大な變化を體驗するに到つた。然しそれはなんら古代國家の止揚でも否定でもなかつた。大化改新とそれを契機として敢行されて行つた

諸々の改革はすべて今まで各豪族によつて奴隷制的に支配されてゐた人民及び土地の私的所有を棄てゝその代りこれまでの私的所有者が一となり、今まで私有してゐた人民及び土地を國有制といふ形態のもとに改めて集團的に所有することを目ざしてなされたものである。故にそこには皇室一個のみならず當時の進歩的な即ち當時の貴族達の聯合政權の弱體さを認識してゐるほどの貴族達の要求が著るしくある。從つて人民に對する階級關係に本質的な變化はない。奴隷制社會に於ける階級對立を勉めて防ぎながらも奴隷制的な社會秩序・組織を維持することをもつて目的とする古代國家が、大化改新によつてその存立の地盤を失はないのは當然である。然し新たな體制の成立はおのづと國家機構の上に大きな變化をあたへることになつた。律令體制の名をもつてよばれる體制こそこの新たな國家機構に即して形成されたものである。然しこの律令體制の形成が一朝一夕の仕事でない事は當然である。既に改新直後の大化元年九月に早くも一部の皇族・貴族達の謀叛が、同三年十二月には改新の主導者たる皇太子（後の天智天皇）の家に放火する反改革的な動きがあり（孝德紀）、しかもこの律令體制は左右大臣・納言等を中心とする執行機關と、辨官以下の各司の役人を含む行政機關とに分けられるが、上部の執行機關は定員制をおかず、しかもそれになるものが依然として昔の舊豪族の後裔にかぎられてゐることは、著るしく舊來の大臣・大連設置のやり方を想起するのである。支配階級自體が變らないのであるから、舊きものが存續するのは當然であらう。然し上部はともかく辨官以下を中心とする行政機構はこれまでにないやり方である。これによつて從來ばら〳〵に治められてゐた政治支配は徹底的に排除されるに到つたのである。一つの機構を媒介として全國民を統御しようとした意向はこゝに實のりを見たのである。これによつてわが國は初めて人情的・個別的な紐帶をかなぐり捨てゝ開明的・理智的・地緣的・統一的に全國を支配し得るに到つたのである。まことにわが民族の政治的社會の歷史に於て劃期的な成長ぶりである。然しこの成長は十分になされたものでない事は、律令機構それ自體に於て舊きものと新しきものとの二元的な要素が上部機構と下部機構にそれ〳〵ひそ

んでゐることによつて容易に推察しえよう。しかもこの二元的な要素は純粹に上・下の機構にそれ〴〵別々に出てゐるのみでなく、上部の執行機關それ自體にも、下部の行政機關それ自體にも、二元的な要素が含まれてゐる。下部の矛盾は中臣氏と齊部氏、安曇氏と高橋氏との爭ひの樣に大した影響を民族の上には及ぼさないが、それ〴〵新舊の爭ひがあつた。然し上部の執行機關内の矛盾は簡單にすまない。先にあげた天智天皇に對する反撃的な態度は所詮舊きものゝそれであつた。そして兩者の爭ひの地盤は舊きものが古代家族的なもの、「氏族」的なものに未練があるのに對して、新しきものは一切を律令機構にたよらうとする所にある。然し兩者は何等階級的基礎を別にするものでないから幾多の不滿があつても一應律令體制の内に包擁されてしまふ。このため律令體制の内に神祕と開明、豪族と貴族、家父長と個人、政治家と官僚、人情と理智、血緣的なものと地緣的なものといつた二元的性格がおのづと發生してくる。しかもこれらの二元的な要素の地盤はなんら階級的性格を異にしないから、はつきりした對立・分離をしないで密接な結合を示すことがあるのは當然である。たゞその度合が各人・各場合に違ふだけである。

かゝる律令體制の二元的な性格を見る時たゞちに氣付くことは、大化改新によつて著るしく形を作つた天皇制と律令機構が最もこの二元的性格を最大級をもつて代表してゐることである。勿論天皇制の下に全國的・劃一的といつた新らしい政治性が見られ、律令機構に舊豪族の自由な出入（必ずしも律令機構を整備しやうとする意圖をもたない者でも）を許容せざるを得ないが、所詮それはこの時代の二元性本來の密接不可分な性格にうながされたもので、決して二元性それ自體の否定ではない。この二元性による社會の矛盾こそ大化以後の古代政治史を一貫して流れる重要な性格であつて、これを見失つてはわが古代政治史の本質はとけない。

大伴氏と藤原氏は大化以後に於て最も有力な家として廟堂にならび立つた。然し大伴氏が一時は政界の表面から引退した

とは云へ巨大な豪族の出であつたのに、後者は蘇我氏によつて物部氏と一緒にたゝかれて一時淪落した貧乏豪族となつたものゝ出であつたのを、大化改新に主導的な位置をしめたことによつて發展した家であつた。出身と經歴の相違により兩家は意識無意識の内に次第に對立し、世人もまたそれ〴〵の立場を兩家の擇一によつて定めるといつた具合になつて行つた。かくして大伴家と藤原家は單なる個々の家の性格でなく、大伴的なものと藤原的なものといつた社會性を代表し得るものを形成して行つた。橘奈良麻呂の亂、藤原押勝の亂その他大小さま〴〵の紛爭を表出してゐる奈良時代の政治史はすべて大伴的なものと藤原的なものとの相剋であつて、古代國家の二元性は直接的な兩家の爭ひ、あるひは兩家的な爭ひに最もよく具體的にあらはれてゐる。そして「海征かば水づく屍、山征かば草むす屍」と歌つた大伴氏が最も忠實な天皇制的なものを代表し、藤原氏が群小豪族的なものを代表してゐることはいふまでもない。兩家數次にわたる爭ひは桓武天皇の寵臣藤原種繼を大伴家で暗殺した（家持はこの計畫に參加したと思はれるが計畫が實現される直前に彼は死亡してゐた）ことによつて終止符をうたれた。天皇自身はあまり大伴家が舊きものにまとはれすぎてゐるのに業をにやしてしまつた。つひにこの事件を契機として大伴家の多くの人々が斬にあひ流罪を受けて、大伴氏は二度と昔日の榮光をもつことが出來なくなつた。勝利は藤原氏に、藤原的なものゝ手に歸したのである。歌の家、大伴家が亡んだことは惜しみてもあまりあるが、民族の政治組織・社會秩序の發展の爲めには慶賀にたへないのである。

もはや天皇制を存立させやうとする人々は亡んで行つた。民族の活々した成長のためにはその樣な人々の衰滅は必然である。あとに殘るものは天皇を絶對視するのでなく自分たちの律令機構を保持する一機關として考へようとする者である。今や天皇の神秘さは次第にはぎとられ、あたりまへの宮廷貴族なみに考へられる樣になつた。宇津保物語・源氏物語にあらはれるリアリズムの精神はこれであつて、これら平安文學の名の下によばれる一連の作品はすべて天皇を少しも神秘化してゐ

ない。このリアリズムの精神こそ萬葉的・大伴的な叙情詩を卒業して宇津保物語的な叙事詩をわが民族が創作しうる能力を培つたものである。かくして天皇制の神祕ははぎとられ、天皇制の一翼はまづへしをられてしまつた。しかるに天皇制の他の一翼にも攻撃は加へられて來た。藤原氏の絕體權力の獲得がこれである。彼が群小豪族の選手として廟堂に登場して以來、彼自身の階級的必然によりその全能力を官僚たることに注いで行き、他の舊くからの有勢豪族がキヨトンとして廟堂についてゐるのとは違つて、鋭意律令機構の整備に努力して行つた。またその才能にもめぐまれてゐた。かゝる努力と才能は次第に藤氏を能吏として廟堂に必要かくべからざるものとし、永くその位置を保證するに到つた。

しかるにこの位置の持續と保證が律令體制それ自體の性格、卽ち食封・功田・位田・封祿等の給與、假蔭の制による特權的位置の子孫への保證等によつて、藤原氏は次第に有力な豪族となつて行つたのである。正に律令體制の微妙な二元的性格の分離と結合の過程をこゝに見ることが出來よう。かくして律令體制を整備・持續すればする程、そしてその能力を發展させて行けば行くほど藤原氏は豪族として不動の位置を占めて行つた。しかもこの藤氏の著るしい發展は律令機構を一貫して流れる法則性にみちびかれて廟堂に於ける特長的な位置を藤氏にあたへるに到つた。卽ちこの時代の廟堂の有力者となるものは單なる官僚でなくて舊豪族の系統を引く貴族である。從つて彼等の廟堂に於ける立場は固定化されやすいが、なほ上級官僚となるためには諸貴族間からの選擇が行はれる爲にその範圍では彼等の位置は不安定である。かくして次第にある一氏が固定的に廟堂に位置を占めると、諸貴族間の選擇といふことが否定されてしまふ。更に貴族に對して律令制度があたへる位田・功田・食封・假蔭の制等の特權（豪族貴族として存續し得るための）は當代の位置を基準にして與へられるのであるから、過去に於てどんな有勢をほこらうとも、久しく廟堂に於ける位置が低下して行けばヂリ貧をまぬかれず、つひには上級官僚たる位置にえらばれるべき貴族としての資格をも喪失してくる。榮える家は益々榮え、衰へる氏は益々衰へるといふのがこの時

代の爲政者・上級官僚の特性である。かくして藤氏の持續的意圖は他氏をおのづと排除して——意識・無意識を問はず——藤氏一氏のみが廟堂に榮えるといふ結果をおのづと呈して來た。そして上級官僚となるための諸貴族間の選擇なり爭ひは結局に於て藤氏一門の間に行はれる選擇となり爭ひとなつた。今や藤氏の位置は絶對不動のものとなつてきた。

しかも藤氏は天皇制に對して少しも神秘とおそれをいだく者ではない。おのづと卓越して行つた力をもつて執行機關の獨占をはかり、つひに統治權をも獲得することは易々たるものである。清和天皇の時に藤原良房が「人臣」で始めての攝政となつたとしても少しも不思議はない。今や天皇は兩翼をうばはれるに到つた。天皇制の神秘と統治權は消滅した。こゝに眞の意味の天皇制は民族の歴史から消えて行つた。これから後の天皇制は時々の統治權をにぎる支配階級に作食する一つの飾りものとなつてしまひ、その時々の支配階級は統治權と統治機構をにぎりながら、かつて天皇制にまとひついてゐた神秘性の保有を天皇に許しながら、これを自分の階級支配にたくみに利用するに到つたのである。

四

文德天皇の末年（西暦八五八年）から藤氏の誰れかは殆ど常に攝政關白として政治を握つて行き、こゝに攝關政治なる政治形態が生れるに到つた。大伴氏的なものと藤原氏的なものとの古代國家に於ける二元性の爭ひは、つひに藤原氏的なものゝ最後的な勝利に終つた。神秘的・豪族的・家父長的・政治家的・人情的・古代家族的・血縁的なものゝ退場であり、開明的・貴族的・個人的・官僚的・理智的・封建的・地縁的なものゝ登場である。律令機構のめざす最後のものがこゝに完結されたのであつて、西紀六四五年の大化改新以來二百餘年の歳月がこの間に過ぎたのである。古代國家の發展はその成立した時から持つてゐた血縁的なものと地縁的なものとの二元性はつひにこゝに後者による前者の止揚といふ方式によつて完結し、まこ

とに古代國家は矛盾なき單一性となつて來た。然し完成は沒落の一歩手前である。古代國家は今まで豫想しない巨大な矛盾をはらんで來たのである。その矛盾は餘りに地方の草深い農村の下で行はれたので、たとへその規模が廣汎なものであつても、京都の廷臣たちに氣づかれなかつたが、今度の矛盾こそ正に古代國家の鼎の輕重を問ふ底のものとなつたのである。その矛盾とは何であらうか。奴隷制社會それ自體の衰頽であり崩壞なのである。古代國家は今までの樣に運用がよかつたか惡かつたかの問題をはづれて、古代國家を必要とした生産關係・階級關係が次第になくなつて來たのであるから、それ自體が存續する必要があるのかないのかといふ段階にまで到つたのである。かゝる大變化はどこから成立したかを次に述べよう。

當時中央地方を問はず貴族の庄園で奴婢・家人として手に汗して働かされてゐた人々は——これまで自分たちを使役してゐた豪族たちが、いづれも律令機構の一環となるべく土地を放れて官僚となり、かつての生産への直接參加をやめたので——次第に自營農的な方向に進んだ。このため未だ幾多の負擔と抑壓がありながらも次第に彼等は土着の村と耕地を背景として次第により以上の餘剩勞働力と生産物資を蓄積して自己の富と見識を高め、終に土地占有者ともなつて舊來の奴隷的境涯を突破しようとした。然しこの希望はなか〳〵貫徹しがたく、こゝに庄園所有者と庄民との間に階級鬪爭が起る樣になつた。かくして下から盛り上る力は次第に上層部を壓して、徐々に庄民の土地占有者としての性格を認めさせて、かつての奴隷的な取り扱ひを止めさせるといふ方向にヂグザグと進み初めた。かゝる内部關係こそ延喜（西紀九〇一年）前後から形成されて來た莊園體制の實體である。かゝる新たな體制は大きな影響を人々に與へる事になつた。當時地方の人々の内で最も能力と富とを持つ者はなほ古代家族の基礎の上に立つものが多かつた。しかるにかゝる人々は中央から下つた地方官に獲物の對象としていじめられ、また延喜の奴隷廢止令（政事要略）によつて足下をくつがへされさうな有樣になつたので、當時の新らしい莊園體制に目をつけて自分の居所と耕地を莊園として、自分たちが使つてゐる者たちへの租税や課役の負擔をま

ぬがれたりなどした。かういつた動きが中央及び地方に起りつゝあつたのである。今までの様に上層部内の爭ひと違つて見た目にはさしたるものには見えないが、實に重大な意味のものが全國に全民族にわたつて形成されて來たのである。かゝる莊園の成立による國衙領の喪失及びかゝる下層級の動きに伴ふ租税・課役の未進等によつて國家の財源が著るしく困難となり「貧吏不免飢寒之苦」(類聚國史、貞觀四、三、二六)の前代からの情勢が發展してくるのは當然である。しかもかゝる情勢は「貧吏」のみではない。「臺閣に列した様な人の子孫すらその娘を宮づかひさせて一家の經濟の餘裕をはからうとする有様になり(小右記、長和二、七、十二)、更に現役の上級公卿さへ「時の上達部も貧しきものなり」(宇津保物語、藏開上)といはれる様になつた。國庫への納入が少い爲である。然しすべての公卿がさうなつたのではない、國庫への納入がなくとも平氣で一家の事ばかりはかつてゐた先の太政大臣と攝政もゐた(小右記、寛仁二、六、四)。これらの有福な人は何をはかつてゐたのであるか分らないが、この様な餘裕を彼等に與へたのはいふまでもなく多くの莊園の保有である。しかもこの莊園を保有するためには上層官僚等となつて律令機構に多大の影響力をあたへ得る人でなければならぬから、律令機構の上層部にある者は自分の基礎である律令機構が大して運營されなくとも、否正しく運營されない方が自分の爲になるといふ奇現象を呈する。こゝに於て困るのは下級官僚である。藤原氏をあれ程までに盛大にしてやつた下級官僚である。しかも上部の廷臣をこれほどまでに富裕にさせた基礎である生産組織＝莊園體制を作つたのは、實に勤勞者階級の階級鬪爭のある程度の成功的成果によるものであつて、莊園が如上の様な内部關係をもたないでかつての屯倉・田莊的傳統をもつて奴隷制的關係が貫徹してゐた時には、莊園の分布は著るしく限られ數も少く大して貴族の財源とはならなかつたし、以前のまゝでは少しも地方人のためのよるべき避難所とはならない。莊園内に土地占有者的自營農を包擁し得るほどに階級關係がおだやかになつたので莊園體制は初めて地方人に喜んで受け入れられてどし〳〵と莊園が設けられ、つひに全國的に分布するに到つたのである。すべては

庄園内にゐたもとの奴婢たちの困難な階級闘争のお蔭によつて、地方人も安住の居所を見出し得たのである。そしてなんら新らしい莊園體制の形成のために貢獻をしない上層貴族に莊園設置が大きな利を與へたのは歴史の皮肉であつた。

正に律令體制の精神を完成させた藤原氏は、自己の階級的な眞の基礎が衰へることによつて一段と富裕となると共に、自分と同じ階級のものを裏切ることになる。正に藤氏は自分をもち上げてくれた同輩と袂別し、自分を豊にしてくれた者に後に攻撃されることになつた。しかも後者の攻撃に對處する武器は律令機構しかないのであるが、既にこれは裏切つていふことをきかなくなつたのである。律令機構の衰微である。こゝに於てあみ出された補强工事こそかつて藤氏が自らの手をもつて打倒した古代家族的な氏の組織である。氏の長者を定めて更に藤氏の三種の神器とでも云ふべき朱器大盤殿下領を傳受して氏の長者の識別と權威を形成するに到つたのである。もはや官僚機構によつては言ふことをきかなくなつたので氏の力、血緣の力をかりようとしたのである。かつて藤原氏を名乘る地方官の一人が仕事を邪魔したといふので自分の非を棚にあげて氏の行事に列席させないぞとおびやかした太政大臣がゐた（朝野群載、七）。まさにその現れである。當時上は太政大臣から下は下級官僚に到るまで藤氏によつて殆ど占められてゐたから、このことはある程度の效果が律令機構の運營に對してあつたであらう。また藤氏でない者でも氏の行事である春日詣に參列する事を一定の儀式をとつて許してあることは（江家次第）、かつての古代家族と同じく從屬を承認する者はすべて血緣者と同一に取扱ふ仕方の流用であるから、氏の長者の權威は單に藤氏の者のみにかぎらなかつたであらう。

藤氏の攝關政治は如上の徑路によつて發展したが、既にそれは燈火が正に滅しやうとする前に、一段と强く放つ光の様なものである。藤氏はわが身を自分で蠶食しつゝ、竟に次から次へと舊きものを取り出して來たのである。

藤氏は攝關政治をやり始めて暫くの内に自分では無意識の内に、被支配階級の活々した働きにひきづられて反動的なもの

となつて行つたのである。この反動性こそ折角自分が整備した律令機構を充分に活用が出來なくさせた原因であり、そして天皇制を不必要とするまでに到りながら、またなんら神秘を必要としない開明的な政治と社會秩序を民族が保有し得る段階にまで進んだのに、中途にして民族の意向と創意を裏切つたのである。藤氏の盛大さをもつて竟に簒奪を行ひ得なかつた、否行はうとしなかつた原因がこゝにある。むしろ天皇制の神秘の力をかりて今や次第に意のまゝにならぬ同輩たる官僚及び官僚機構を動かさうとしたのである。

しかも今度の同輩はしば／＼同じ氏のものであるのみならず、血統的にいつて嫡子かならずしも上級的位置につくとはかぎらないから、これらの人々を顚使しようとするには彼等が臣從する天皇の力をどうしても借りなければならぬ。かくして天皇をわが方に獨占的に確保しようとする方策がとられる。天皇となるべき人あるひは天皇とひたすら姻戚關係を結ぶことによつて血統的に天皇をわが方に結びつけようとしたやり方こそこれである。

正に置物とされた天皇は卑屈にして陰險かつ反動的な意圖の下にます／＼汚され、藤氏自身は律令機構の精神からますます離れて行つた。古代國家は支配階級それ自身の手によつて泥をぬられて來たのである。

藤氏はどこに行くのであらうか、古代國家はいかになり行くのであらうか。反動はます／＼高まつて政治と社會は停滯・固定し、しかも廷臣たちは舊來の豪族的・古代家族的な地盤を放れて久しくなつた爲めに生産と人情への遊離は著るしくなり、彼等をして怠惰な非人間的な策略家とさせるに到つた。それに加へて彼等の階級的本質である奴隷制的立場は彼等をますます非人間的なものにした。かゝる宮廷人の性格こそ折角芽生えたリアリズムの精神を單なる末梢的なものに止め全民族を對象として健康な活々とした人間をつれてきて、一篇の叙事詩を創作させることを困難とした。彼等のリアリズムは上流の自分たちの消遣のものにのみ——しかも墮落し遊びに疲れてゐる——注がれるのみで、生々とした地方人の息吹きを求めよ

うともしない。この固定・頽廢した狹小な天地にとぢこめられたもの〻みを題材としてゐたのでは、その思想と筋の發展はおのづと制約され、切角獲得したリアリズムも實にいぎたなくなつてしまふ。か〻る支配階級に治められる社會がいかになり行くものであるかといふことはおほよそ見當がつくであらう。

既に延喜時代のことであるが廷臣三善清行は意見封事を出して、推古以來の造寺造佛等、桓武天皇の長岡、平安遷都、仁明天皇の奢靡、及び貞觀年中に焼失した應天門・大極殿の新築等により天下の費は十分の一しかないといひ、その結果がどんな有様になつたかといふことを備中の一村落の荒廢ぶりを例として次の様にいつてゐる。自分が去る寛平五年に備中介に任ぜられたが、この國の邇磨郷はその昔皇極天皇の六年に兵士をこの郷に徴募した時に兵二萬人を得たので、邇磨郷と名づけたが、天平神護年中に調査した時には課丁僅かに千九百餘人、貞觀の初めの調査では大帳に課丁七十餘人、自分が調査した時は老丁二人正丁四人中男三人であつた。去る延喜十一年にこの國の介が任滿ちて歸京したので邇磨郷の戸口を問うた時に、一人も人間はゐないといふ返事を受けた。この數字にひどい誇張があることは既に一般によく知られてゐるし、農村の窮乏は早くから始つてゐる様であるが加速度化したのは平安時代もしばらく時代がたつてからのことであらう。とにかく、當時の實情はおほよそこの様な傾向のものであつた。從つて食ふに食がなく着るに衣なしの有様であつたから、社會の治安が亂れて盗賊、群盗がおびたゞしく出たことは平安時代の世相として衆知のことである。仁明天皇の承和九年（八四一年）八月に太宰府の一官人が――新羅のわが國への來往は禁止しなければならぬ。さもないと現在「民」が食に窮乏してどうにも外寇にそなへる能力をもたない實情が、來往した新羅人に知られて、何時先方から攻めてこられないともかぎらない。ぜひ新羅の商人の來往を禁止せよ――といつてゐる（類聚國史、第八十）。これらはまだ平安時代の初めの方であるが既にこの有様である。これらの者が嘗つて朝鮮侵略をくはだて〻大いに暴れ廻つた者の子孫かと思ふと感慨無量である。とにかく國民

統治の無責任と外國への卑屈きはまりないだらしなさではある。まことに民族の魂は刻々とすりへらされて行く。しかも外に於ける情勢をみる時民族のために深憂にたへない。丁度寛仁三年（一〇一九年）六月に北九州に向つて刀伊の来使があつた。この時廷臣たちがなし得た事といつたら、うろたへと神への御願ひである。しかもこの様な事は外から向つてくる敵に對して自信のない場合いつもする仕方である。

丁度この時現地の人々が勇敢に戦つたので被害を最小限度にとどめ得たのであるが、この時これらの人々に賞をあたへる評議の席で、討てといふ命令が政府から行かない前にした働きだから別に賞をやる必要はないといつた廷臣があつた。當時廷臣中一の教養をもつて鳴つた藤原公任の言である。それでは將來のこともあるし、前に寛平六年にその様な場合に賞をあたへた前例もあるから、やはり賞をやつた方がよいといふ意見も出て、大した賞でもなかつたがとにかく賞はあたへられた（小右記）。そこには同胞の敢闘を心から喜び、そしてそれらの人々の努力で國民の被害が最小限度にとゞめられたことに對する感謝の念は少しも見られない。まことに驚くべき廷臣たちの非國民的な非人間的な心情といはねばならぬ。かゝる行動がどれほど下層の人々の誠意と努力の上に反映するであらうか。

おそらく上層部がこのまゝでは國民は自暴自棄に落入らざるを得ないであらう。幸ひ刀伊の来使は小規模であつたからよかつたが、大陸の彼方では平安末期頃には滿北蒙古の土地にヂンギス汗の誕生を契機として、無気味な情勢が芽生え、またたく間にアジアとヨーロッパの人々を震撼させようとしてゐたのである。内外共にまことに憂慮にたへない状態であつた。しかもこれを突破し得るものは、もはや反動廷臣たちに求めることは出来ない。どうしても地方の健康な人々の努力と奮起にまたねばならない。しかるにそれらの地方の秀れた能力と實力を蓄へて来た人々は概して古代家族的な自給自足的な經濟關係を基盤としてゐる人が多いため、彼等の政治的視野は狭くその實力も分散的であつた。まことに支配階級は堕落して統

治の能力を失ひ、下層階級は支配階級を打倒して政權を取る見識と力をもたない。正に袋小路に行きづまつた民族の危機といふべきである。かゝる情勢が平安中期以後のわが國の情勢であつた。然し幸ひなことには地方邊境の人々は漸次地盤である古代家族を打破して舊來の自給自足的經濟體系を破り、そしてこれまでの樣な人格の所有を通じて人々を支配する奴隷制的な支配を止め、土地を通じて人間を支配するといふ封建的な新たな生產關係を周邊にきづきつゝあつた。

かくして次第に彼等の政治的視野はひらけて敵とすべきものと味方とすべきものとのけじめも漸くついて、次第に彼等地方の人々（いはゆる武士階級である）は徐々に確固たる步調をもつて階級的な團結を形成し、次第にこれまでの公卿に對する依賴心をふり捨てゝ一人立ちをもつて進んで來た。然しこの進行がいかに困難であつたかといふことは、思ひなかばにすぎるものであつて。多くの生命やすぐれた魂がこの途中に於て犧牲に供せられた。源平の合戰と名づけられるものは。それらの最もはげしい犧牲の表れである。かゝる武士階級確立の困難は彼等の社會經濟的地盤の改革が困難なところに原因があつたが、一つには觀念的な立ちおくれ、即ち心のおじけがあつた爲である。民族の危機を突破するのに、これほどまでに障害を與へた心のおじけはどうして形成されたのであらうか。天皇制の影響がこれである。既に天皇制は亡んだ、然し藤原氏は自己の安泰をはかるために統治權は自己の手に保有しながら天皇制の神祕性を自分は信じないくせに、全人民に對しては信じさせたのである。かくして藤氏は自己の廟堂に於る位置は天照大神と先祖天兒屋根命との約束に源を發してゐる（撰集抄、愚管抄）といつた說話を作つて、天皇制の神祕を自己の防塞としたのである。地方にあつて遲れた人々には既に永年にわたつて存續しまた永年にわたつて敎へられて來た神祕性に對して、とても手を下すことは思ひもよらなかつたのである。そしてかゝるものに結びついてゐた藤氏に對してもおのづとさうなのである。こゝに於て古代國家最後のアダ花である院政が生じる。既に藤原氏は自己の基礎とする律令機構に全部の生命をよせることは出來なくて天皇制的なものにたよつて來た。し

かるに天皇制を擁護する皇室はいつまでも藤氏の自由にされることは不滿である。この不滿も律令體制が健全に動き從つて藤氏が強い時はどうにもならないが、上層が藤原道長一門に固定して一般の官僚、特に下級官僚に見はなされて次第に力が弱くなると天皇制（統治權の方）は持續しないが皇室の方は存續してゐるのであるから（いはば藤氏なみの有力な貴豪族＝貴族が宮廷に存續することになる）皇室は漸次藤原氏に對して反撃をあたへる。上層廷臣のしかもすつかり世襲化した官職の獨占に不滿な優秀な下級官僚と相結托し、更に當時擡頭しつゝある武士階級をも、藤氏がすげなく利用したのと違つて、巧みにおだてゝ用ひたのである。こゝに院政の強い地盤がある。しかも皇室といふ立場は觀念がおくれてゐる地方の武士層（莊園を寄進する層）にとつて相當の權威と政治的效果があつたので、これまた院の財政を強化する原因となつた。

では皇室が先の天皇である院といふ立場で政治をやつて、天皇自體でなぜやらなかつたかといふとそれは次の理由による。既に眞の意味の天皇みづからの統治權は消滅してゐたが神秘性は藤氏の都合と策略によつて持續せられてゐた。然し眞の意味の天皇制を復活して天皇みづからの統治を行ふためには、既にその意欲を決行するための唯一の機構である律令機構はあまりに頽廢して機能を失つてしまつた。しかも律令機構それ自身が決して天皇のためのみにあるものでなく、そこに兩者の矛盾があつたことは前述の通りであつて、天皇制が最もさかえたのは大化改新より奈良時代にかけて未だ前代の政治的餘勢＝古代家族的な政治的秩序と觀念が強くて、これにブレーキする律令機構が十分に整備されない時であつた。故に奈良時代になつて一つの機構による貴豪族の土地人民の集團所有が可能になつてくると、天皇制（絶對的支配權）は衰へざるを得ないのは當然である。故に奈良時代の孝謙天皇は、ある罪人に對して自分は慈悲をかけてやりたいが國法で仕方がない（宣命、天平寶字、元、七、二）と云はれてゐるのも偶然ではない。眞に新時代に對處しようとすればどうしても機構の中に天皇も入らねばならぬ。その時既に天皇の位置は機構を實質的に動かして行く階級の動向に左右される。然しこれによつて動かされ

ることは少しも皇室の不利益ではない。皇室は同じ階級である舊豪族＝貴族・上層官僚の主長であるから、これまでの神祕性は機構を媒介とする統治によつて、そして自分自身をその機構の一つの齒車とすることによつて次第になくなつて行くが、反つて開明的な基礎の下にその富力と權力を蓄へて行く。しかるにこの機構がくさつたのである。さりとて今や浮びあがらうとする皇室自身には少しの力もない。たゞ皇室にある實力は藤原氏が存續させてくれた爲めに起つた神祕性と、律令制度があたへてくれた藤氏なみの舊豪族・貴族的な特權のみである。どうしてもその依存と發展は律令機構にたよる外に方法はない。それ以外にはなんら新らしいものを生み出す能力は皇室にはないのである。まことに藤氏は自分の擁護のために作つたものによつて逆に反撃される結果となつた。當時に於て皇室それ自身も天下を相手といつた雄大な氣象も政策もあつたものでなく、なんとか莊園の一つでも多く手に入れ、國守の空きを一つでも餘計みつけて、禮をたくさんする人にくれてやらうとする意向をもつてゐるにすぎない（玉葉、壽永二、八、十二參考）。そこには王者的・統治者的な盛んな意欲と風格は見られないで、一豪族的・ヤミ師的なものほしさとケチクササとが現はれてゐるのみである。到底律令機構に對して反抗を企てるつもりは少しもなく、むしろ藤氏と同じ樣に律令機構にひたすらたよつてゐるのである。そして同時に天皇制といふ神祕性をダシに使つてゐるのである。

地方の人々にとつて藤氏の權威から解放されることすら大變であつたのに、またもや新らしい越えるに困難な山脈が行く手にそびえ立つて來たのである。卑屈にならされた地方武士が、いかに院によつて奔弄されて仲間同志の果し合ひによる流血によつておぼらされたかといふことは、保元の亂（一一五六年）から鎌倉政權體制の確立まで（一一八五年頃）の慘憺たる歷史をみればすぐに分るのである。武士階級は愚にもつかぬ源平合戰の名の下に尊い生命と努力の浪費をなすべきでなかつた。彼等――貴族的・廷臣的武將である――源氏一家、平家一家がそれ〲戰ふ分には放つておいてもよいが、一般武士層

はそれに參加すべきではなかつた。彼等は大同團結をはかり眞の敵であり、武士同志の爭ひにホクソ笑んでゐる古代國家の支配者層に一直線に突貫すべきであつた。このことがむづかしかつたのは本質的には彼等の古代家族的な經濟基盤を徹底的に克服することの困難にあつたが、主觀的な要素としては天皇制の神秘性に多大の障害をうけたからである。

然し次第に民族の危機は打開される方向に進んで來た。天皇に、院に、廷臣に、あれほど馬鹿にされて眼中におかれなかつた武士たちは次第にその巨大な姿たる所以を彼等の前に現はして來た。函嶺の彼方に未だ寸馬豆人と見えた者の姿は間もなく京洛の巷に大うつしに現はれて矢さけびの聲をあげ。馳驅して貴族の心膽を寒くしたのであつた。民族は救はれた。人民たちは天皇制の下につゞふ支配階級の腐敗・墮落した惡臭の窒息から次第にときはなたれて生命の復活をはかり、後には巨大な物量と勢力をもつて來侵して來た蒙古の軍隊を水ぎはに於て打ち破り、竟に國内に一兵をもあげしめなかつたほどの能力を發揮したのである。平安中期から鎌倉中期までの數百年は決して單なる時間の流れでなく、大きな社會的な變革が敢行されたのである。わが國民は時間がたつたから強くなつたのではなくて、社會を變革したから強くなつたことを此の際銘記すべきである。もしこの蒙古の來侵に於てわが國が敗けたらどうなつたであらうか。所詮それは「元」の定宗がローマ法王に與へた返書等において知る事が出來る樣に、世界中で蒙古が最も傑出した最上のもので他の民族は單にこれが奴隷にすぎない（宋元時代、世界文化史大系（9）一〇七—八頁）態度がわが國にも及ぼされ、漢族は不用の者として殺して、その田地を牧場にせんとしたことが再三みられた有樣が（同上一〇八頁等）わが國にも見られたであらう。おそらくこの時にわが國が敗戰すればわが國の實情は折角の封建制社會の建設——當時に於ては十分進歩的な意味をもつ——はたゝきつぶされて、もとの奴隷制社會に歸り、著るしい荒廢と蒙昧と卑屈がわが國民の間に生れたであらう。まことに武士階級の果した仕事は大きかつた。彼等が永年つゞいた天皇制の權威と背景がなくとも、否それを打ち倒して自分自身と國民を責任をもつて律して行く事が出來

ることを證明して、日本民族の政治能力の發揮の上に於て巨大な働をしたことも偶然ではない。古代國家はこゝに亡んだ。三世紀の昔から十二世紀の終りまでも續いた古代國家。天皇制を初めて生んだ古代國家はほろんだ。國民に對していかに大きな重壓であつたことであらう。然し悲しいことには、この古代國家の徹底的な止揚は完成されなかつた。ひとへにそれは武士階級の地盤が古代的・奴隷制的・古代家族的なものを全面に拂拭できなかつたからである。漸くこれが依存をたちきれる頃には自分たちに敵對する下層階級が新たに足下から成長して來たので、昨日の敵は今日の友となり、武士階級は古代的・天皇制的支配の神祕と傳統を、新たに活用するに到つた。民族のためにいたましい歴史的な傳統であつた。もし武士階級が眞に階級的な成長を充分にとげて居れば、北條氏・足利氏そして徳川氏は立派に日本國王となり、たとへ封建的な隷屬がそこにあつたとしても、古代的な奴隷制的な隷從はせめてのがれ得たであらう。僅かに足利義滿が日本國王を一度稱したのみであつたが竟にこの武士階級の自立がみのらず。十分の權力と支配をもち乍ら、天皇制をかついだ事は殘念であつた。しかるにかゝる傳統が更に現在の資本主義社會にまでももたらされたことは餘りに當代の主導階級の不甲斐なさに驚かざるを得ない。

封建社會は自然經濟の強い存續による相互の接觸の不十分さと、封建社會特有の主權の分割によつて、强固な單一的な團結が困難であるため、同輩と階級の敵に對しては、なか〳〵效果的な手段がとりにくいから、天皇制を彼等が自己のために持續したことはなほ恕すべき點がないではない。しかるに資本主義はかゝる一切の制約から解放されてゐるに拘らず、わが國の資本主義はあまりに多分の封建的な要素をもつてゐるために國民が自分を律する能力と責任をもたず、竟に初めから天皇制の陰にかくれて階級支配を存續するに到つた。誠に民族の政治生活のために遺憾きはまりないことであつた。かつて武士階級は身をもつて、天皇制の存續がどれほどまでに不必要な尊い血と汗を浪費させたかといふことを示したではないか、そしてその克服がどれほどまでに民族の幸ひであつたかといふことを證明したではないか。更に天皇の神祕性をかりなくと

も訓練に國民生活を責任をもつて組織し、國民的團結をなし得る民族の愛國心の發露と政治能力を證明したではないか。しかるに日本の資本主義の主導階級はだらしなくも武士が自分の弱體をおほふために天皇制を利用した故智のみを眞似たのである。かゝる當代の主導者階級がいぎたなくも今次の大戰に敗けたのは當然である。

まことに今次の戰爭は民族の不幸であつた。特にそれは元寇の役には勝利することが民族の幸ひであつたのに、今次の戰爭は敗戰することが民族の幸ひであることを當初から刻印せられてゐたために、一層民族の不幸は熾烈でありみじめでもあつた。成程この戰爭に勝てば一時的には諸國・諸民族の略奪物のおこぼれによつて國民も若干うるほされることもあらう。然しそれがいつまで續くであらう。あとに殘るものは、天皇制的な植民地支配による泥棒的・寄生蟲的根性によるおそるべき道徳の頽廢と、奴隷制的な天皇制・軍閥・財閥の支配による國民大多數の窮乏化、そして全世界の民族による憎惡であらう。まことに自由と獨立と責任にならされた世界の人が天皇制による八紘一宇の下に詔書必謹を課せられたら、おそらく狂死するか、恐るべき復讐を世界と人類の解放の名の下に敢行したであらう。否その前にわが民族それ自身の頽廢によつてだらしのない自滅が行はれたであらう。荒廢せる國土と人間を周邊にみるのはいたましい。然しそれよりは民族の滅亡はたほ慘憺たるものであつたらう。高價な犧牲ではあつた。然しその悲劇も民族の一部の者の無法なたくらみによつてなされたことである。もしもわが國民が依然として天皇制の下に於てのみ國民的團結と愛國心の發揮がなしうるのであつて、あくまで、神權と强壓がわが國民の秩序と思想に必要なとするなら、悲劇はくりかへし起るであらう。否かゝる責任と自覺のない民族はその樣な悲劇を再び起し得る前に、世界の輕蔑と物笑ひの内に滅びて行くであらう。

輝しい民族の傳統を掘り起さねばならぬ。斷乎たる先人の努力を想起せねばならぬ。われ〳〵は眞にこの民族の不幸の原因を究明して二度とかゝるへマをくりかへさせない樣につとめねばならぬ。かゝる民族の一部の者＝主導者階級の根幹を衝

くことによつて、初めてわれ〳〵は自己の力を知り、自己の歩むべき道を知り、そして全世界の勤勞者階級の團結した偉力と能力を身をもつて知ることが出來るであらう。敗戰がわが國民に與へる幸福は實にこゝにある。自分自身といふものと、世界の人と一緒に歩むべき道と、勤勞者の尊貴を知ること、これ以外にわが國民を救ふものはない。至難な混沌たる環境の内に迎へる民族復興の門出であるが、わが民族の將來の輝かしさが初めて約束される曉闇として現在の苦境を受けとり、喜んで與へようとする開明的な世界の人の援助をわがものとし、堂々たる豐かな國民生活を一刻も早く確立せねばならぬ。

（一九四六、二、二四）

あとがき

本書の校正の終るも漸く間近かになつた。私は數年來の努力のみのりを目前にして、言ひ知れぬ歡びにひたつてゐる。然しその歡びと共に、ある陰慘たる氣持の横溢をいかんともしがたい。本書第二章に著しくみられる奴隷の言葉こそその原因である。しかも今本書の内容を省みるとき、奴隷の言葉は單なる言葉の問題にとゞまらないで、本書の理論と考察の展開に著しい制約を與へてゐることに氣づかざるを得ない。執筆した時は言葉はとらかく、内容については大したことはないであらうと思つたのに、今この暗黒の穴を目前に見せつけられて、感慨を禁じ得ない。第三章の大半が昨年の二月にまとめられ、その仕上げが敗戰直後の東久邇内閣の下になされ、そして本書の刊行がもつと早い時期になされると思つたところに、その原因の一斑がある。然しかゝるものをそのまゝの姿で讀者諸君に提供する責任は痛切に感ぢる。たゞ現在の印刷所の情況は、十分な訂正を校正に際して許さぬので、舊稿のまゝに出版することにした。そしてありし日の吾々の環境とそれに對應した一つの態度をこゝに露呈して置くのも、無駄なことではないであらう、然し幾分幸ひなことは、割合に最近にまとめた第四章を本書に加へ得たことである。本稿によつて本書の缺陥はかなり是正され、黒い穴はいささかうめられたことと思ふ。その意味に於て第四章は單なる綜括としてでなく、舊稿の發展として見ていただきたい。

たゞ現在の著しい時勢の動きは、考へることと發表することの自由と相待つて、私に對して一つの刺戟となり

導きとなり、次から次へと本書はいふまでもなく、私自身の缺陥を數へてくれる。自由な言葉で、ずつと豊かな内容を叙述することによつて、本書の黑い穴をうめつくすことは勿論、より以上の發展ぶりを出來るだけ早い將來に於て明示したいと切に思つてゐる次第である。（一九四六、三、一〇）

昭和二十一年六月二十日　初版印刷　日本古代國家
昭和二十一年六月三十日　初版發行　定價　三〇圓（税込）

著者　藤間生大
東京都神田區西神田二丁目一三番地
發行者　伊藤長夫
東京都京橋區[illegible]馬南町一ノ三五三二
印刷者　增田茂久
東京都神田區西神田二丁目一三番地
發行所　株式會社　伊藤書店
電話九段(33)二三六三番
振替東京七八一七番
出版協會會員番號A一〇九〇三
配給元　東京都神田區淡路町二ノ九
日本出版配給株式會社

印刷所　新日本印刷株式會社